

通航一覽

第一



通航一覽

第一

3387426

25 NOV 1994



## 通航一覽

### 緒言

一、本書は、嘉永六年外交問題頻興の時に當り、大學頭林耀が、職外交折衝の任にあるを以て、幕府の命に由り、對隣の琉球朝鮮支那より諸外國に關せる海政事項を綴集し、國號の起源、統治者の世系、我邦との交通等、大小の部門に區分して、上は永祿より下は文政年中に洎び、編年體に倣ひ、一々引書をも提證して、對外政要の起伏沿革を叙列し、終りに海防事項を附修して、時局を講究するもの、捷覽に便したるなり。記載詳略あり、雖ごも、網羅する所の史徵文獻は、悉く精核にして、一も褒貶の私見を加へず、永祿文政間二百六十餘年の外交顛末を、諄正に公供したる一大完編なり。

一、原書、卷を立ること三百五十卷。本編三百五十卷、附録廿三卷、凡例總目二卷、繪圖一帙。記載する所

は、琉球、自卷一至卷二十四朝鮮、自卷廿五至卷百三十七長崎異國通商部、自卷百三十八至卷百六十九異國渡來部、自卷百七十至卷百九十七唐國、自卷百九十八至卷二百三十八阿蘭陀、自卷二百三十九至卷二百六十二東埔寨、自卷二百六十三至卷二百六十四暹羅、自卷二百六十五至卷二百六十九九、自卷二百七十至卷二百七十三魯西亞、自卷二百七十四至卷三百一十一北亞墨利加、自卷三百一十二至卷三百三十三。附録は、専ら長崎、松前、蝦夷、下田、三崎、浦賀、房總要塞の海防と、造船鑄砲等々の事項を擧げたり。體例慎密朝廷の尊號、將軍の名稱の如きは、提頭、外國往來の文書は、其眞本に倣ひて提頭闕字の例を存したり。今本會が是を刊行するに當り、卷帙彪大なるを以て、専ら印式を縮約して、要覽を主としたるを以て、文書の法式の如きは、必ずしも一原書の體裁に準照せざる所あり。覽者諒焉。

明治四十五年六月

校訂者識

### 通航一覽第一目次

卷之一 ..... 一頁

琉球國部一、○平均始末、

卷之二 ..... 二頁

琉球國部二、○平均始末、

卷之三 ..... 三頁

琉球國部三、○中山王來朝、

卷之四 ..... 四頁

琉球國部四、○中山王來朝、

卷之五 ..... 五頁

琉球國部五、○來貢、寬永十一年、正保元年、

卷之六 ..... 六頁

琉球國部六、○來貢、慶安二年、承安二年、

卷之七 ..... 七頁

琉球國部七、○來貢、寬文十一年、

卷之八 ..... 八頁

琉球國部八、○來貢、天和二年、

卷之九 ..... 九頁

琉球國部九、○來貢、寶永七年、

卷之十 ..... 十頁

琉球國部十、○來貢、寶永七年、

卷之十一 ..... 十一頁

琉球國部十一、○來貢、正徳四年、

卷之十二……………二七

琉球國部十二、○來貢、正德四年、

卷之十三……………四〇

琉球國部十三、○來貢、享保三年、

卷之十四……………四六

琉球國部十四、○來貢、寬延元年、

卷之十五……………五三

琉球國部十五、○來貢、寶曆二年、

卷之十六……………五九

琉球國部十六、○來貢、明和元年、

卷之十七……………六六

琉球國部十七、○來貢、寬政二年、

卷之十八……………七二

琉球國部十八、○來貢、寬政八年、

卷之十九……………七八

琉球國部十九、○來貢、文化三年、

卷之二十……………八四

琉球國部二十、○來貢、文化三年、

卷之二十一……………九〇

琉球國部二十一、○薩摩國來貢、○來貢等  
に付島津氏御手當拜借、○貿易

卷之二十二……………九六

琉球國部二十二、○唐國往來、

卷之二十三……………一〇二

琉球國部二十三、○唐國往來、

卷之二十四……………一〇八

琉球國部二十四止、○漂着、○漂流并異國  
人漂到、

卷之二十五……………一一四

朝鮮國部一、○修好始末、從慶長四年  
至同五年、

卷之二十六……………一二〇

朝鮮國部二、○修好始末、從慶長六年  
至同八年、

卷之二十七……………一二六

朝鮮國三、○修好始末、從慶長九年、  
至同十一年、

卷之二十八……………一三二

朝鮮國部四、○宗氏通信御用、參勤御暇、并家格  
御加増、老臣叙爵  
并拜  
調等、

卷之二十九……………一三八

朝鮮國部五、○宗氏通信御用、襲封、  
御手當并拜借、

卷之三十……………一四五

朝鮮國部六、○對馬國以酌菴輪番、

卷之三十一……………一六一

朝鮮國部七、○宗氏通信使伺并掛合、從元和度、  
至明曆度、

卷之三十二……………一六二

朝鮮國部八、○宗氏通信使伺并掛合、從天和度、  
至寬延度、

卷之三十三……………一六八

朝鮮國部九、○宗氏通信使伺并掛合、文化度、

卷之三十四……………一七四

朝鮮國部十、○宗氏通信使伺并掛合、文化度、

卷之三十五……………一八〇

朝鮮國部十一、○來聘御用掛、附御書  
付類、御褒美  
等、從慶長度、  
至天和度、

卷之三十六.....四〇

朝鮮國部十二、○來聘御用掛附御書、御褒美等、正徳度、

卷之三十七.....四六

朝鮮國部十三、○來聘御用掛附御書、御褒美等、正徳度、

卷之三十八.....四八

朝鮮國部十四、○來聘御用掛附御書、御褒美等、享保度、

卷之三十九.....四九

朝鮮國部十五、○來聘御用掛附御書、御褒美等、享保度、

卷之四十.....五一

朝鮮國部十六、○來聘御用掛附御書、御褒美等、寛延度、

卷之四十一.....五五

朝鮮國部十七、○來聘御用掛附御書、御褒美等、明和度、

第一目次終

通航一覽第一

序

皇國居輿地之正、寒暑中適、民物富庶、治隆於上、俗美於下、擊壤鼓腹、徧布海內、故異邦之來、通信貿商者不鮮矣、寬永中有以邪教攪邦俗者、於是朝廷定制、通信則朝鮮琉球、貿商則支那和蘭而已、其他一切却之、蓋不啻其邪教之禁、亦以不待異邦諸品之給也、方今萬邦林立、皆以貿易爲業、商帆買舶、陸續來往於洋中、故近者復來、懇請通信貿商者往々有焉、而士大夫之好奇者、徒於異邦之廢興盛衰與夫俗尙器械、則汲々求之、不措、而我之所以應接於彼者、則未必留意講究、夫如是而夷舶入津、急遽應接之際、求其體例、而不得卒然處之、苟有一錯失、則其將辱國體者、不爲小矣、是余之所以豫慮也、因令僚屬數輩、就舊籍古記、足以徵者哀輯、其係夷舶應接之事、听夕拮据、藁萬三換、以今茲告卒業、釐爲若干卷、命曰通航一覽、於是乎、海口有事、急遽應接之際、輒就此編、以求其體例、一覽瞭然、靡有遺

凡例

一異國來往の事を略記せるもの、異國來往記、外國通信事略の類、世に行はる、今この編は、其事の詳略漏さず、記事神祖の御代、永祿九年御分國三河國片濱浦に、安南國の船漂着の事よりおこして、文恭院殿御代、文政八年異船打拂ひの新令を出されしに止まる、これ彼船處置の一變せしによりてなり、この令、實は附録海防の部に出たれども、もと本編に通して、其始終の大意を包括せしものなり、自後の事は他日の再輯に譲る、但し當家に關らざる事、及び各國の方隅風俗等は、正文にこれを省き、各部の

漏、則何唯言語文辭之不失次叙也、實有不辱國體者存焉、蓋是編、肇於永祿、終於文政、爾後係此事者、將俟他日而續集之云、  
嘉永六年龍集癸丑小春月、大學頭林燿識、印  
門人關研書

首にこれを略記す、

一 外國の中、唐山、朝鮮、琉球の如きは、其風土人情我國と稍相似たり、南蠻西洋等の諸國にいたりては、これに反し、たゞ利と詭とを專にす、甚しきは事を通商に託して、其國の聲を覗ひ、あるひは斬伐して奪ひし事、諸書に歴々たり、故に寛永中嚴にこれを排斥せらる、また我邦の人、異國渡海その來ること尙し、しかれども蠢愚の商夫た、利を求めて、往々彼邪教に陥るものあり、よて其頃またこれをも禁せらる、然る時は、異國の來往其關係する所、實に容易ならず、是此編の在ところなり、

一體例諸國の序次は、五大洲にかゝはらず、また大小によらず、もと我邦來往の由をみるべきためなれば、其來往の年代をもて先後す、然れども、琉球は我附庸、朝鮮は隣好の與國なれば、諸國のはしめにこれを位置し、長崎港、異國通商總括の部、及び異國渡海總括の部は、彼二國の外、諸蕃來往の總括たれば、其次となし、また南蠻と稱する諸州に至りては、勢ひ分割しかたきをもて、各一列とするを異例とす、但し通信通商の國にあらざるも、本邦の人漂

着せしか、あるひは本邦に漂着せし異船の類は、みな其國の部をたて、もらすことなし、

一 漂着船等の中、言語文字相通せず、終に何國の船なるもしれざるものあり、此等はたゞ異國の部と題して、各國の末に掲ぐ、

一 寛永中南蠻船の事によりて、沿海の防禦を命せらる、元祿の頃異船の渡來稀なるをもて、しはらく廢せられしものありしか、寛政已來再その事を嚴にせらる、よて附するに海防の事を以す、かつ砲礮は、もと舶來の蠻物にして戰陣の神器、海岸防禦の要具、これより先なるはなく、船舶もまた闕へからざるものなれば、共に附録す、

一本編は各國、附録は事をもつて門部を分つ、一部のうち、また分類して小目をたて、小目に係りし事は、其事により其目の下に、古今の來歴を分注して、概覽に備ふるあり、其小目といへるは、本編は入津漂着、あるひは拜禮獻上、附録は御備所見立、又は船方調練等の如きこれなり、但し異國日記等に載る所、入津のうち拜禮の事を連記し、あるひは御書の因に拜禮獻上等の事を記せし類、分條し

かたきものあり、看る人察すへし、

一 毎條考證の書を概修して、本文を略記し、考證の書は一字を低く列載して便覽とす、且禁裡及び將軍家の尊稱は、すへて擡頭す、また本文及び按注は、禁裡將軍家の御事のみ御諡號を記し、其他はたゞ引書のまゝを録して、此例に循はず、

一 其祿萬石に滿る輩は、本文及び按注に其實名を記す、萬石に滿ざるは、叙爵の人といへどもこれを略す、

一 考證の書は、假令野人の手記に出るものといへども、當時の形勢を見るべきため、更に修飾せず、たゞ孟浪杜撰の書は、これを抹去し、猥雜あるひは冗長に過たるは、截略して其要を摘採す、

一 一條のうち、同年の事考證一書にして兩事兩出せしは、はしめに年號支干を記し、餘は同年と録す、其書異なるに至りては、每書また年號を記して支干を略す、

一 一事の記に、大同小異かつ精粗あるは、其書の古きを存し、新しきを併せてその異同を分注す、然れども、其事によりてまた兩存せしもあり、

一 御書付の類はさらなり、外國の呈書、及び御返簡の

ごとき、其擡頭闕字等、みな原書の本體を存す、傳寫その眞を失へるものは、また其まゝを記して、敢て私作を加へず、自餘の書は闕格に及はず、

一 採用の書、原本誤字ありて、類本の校訂すべきなく、文理解しかたきものは、本ノマ、と旁注し、脱行蠹食等は、□□□を加へて其闕を證す、また國字にてしるせし異國地名は、其旁に〳〵を施し、異人の名は〳〵を附し、漢字にて譯せしものは旁訓す、

一 事體の詳細ならむかため、其圖をあらはすものあり、異國渡海の船、及び渡來の異國船、また其人物、あるひは朝鮮人曲馬、蠻國器物の類是なり、

一 この編諸記録を涉獵網羅すといへども、引用の書多くは私記隨筆の類にして、殊に近代の事にいたりては、その材料乏しきにより、首尾全備せさるも少からず、遺漏謬誤もまたまぬかれかたし、他日多くの典籍を得て、一たび補正のことあらは、もしくは海外處置の一助とならんか、

編 人 名 氏

宮崎次郎太夫成身



松平庄九郎忠得  
 戸田寛十郎氏功  
 志賀元三郎篤  
 海老原武治利濟  
 高島俊七郎安詳  
 山上八十郎正直  
 内海源五郎範儀  
 水野又一郎勝永  
 島田晋次郎節信  
 田上作左衛門時明  
 神田金太郎德純

### 通航一覽卷之一

#### 琉球國部一

按するに、國名の字、中山世鑑に流虬と書し、隋の時羽騎尉朱寬をして、其國に至らしめ、萬濤の間をいて、地形を見るに、虬龍の水中に浮へる如きをもて、始て流虬といふと記し、隋書には流求と書す、宋書これに従ふ、南島志に、我永萬中源爲朝流れに従ひいへるは、附新唐書には流鬼、元史には琉球に作る、本邦の書には、龍宮、留求、琉球などの文字も記せり、今俗に、海中龍宮城ありといへるは、即ち琉球なりとの説あれども、姑くこれを省く、中山傳信録に、今の文字に改めしは、明の洪武中よりの事とせり、然れども宇治大納言か今昔物語に、仁壽三年宋の商人良暉か、琉球に漂流の事を載せて、既に琉球と記したれば、洪武以前今の文字を用ひし事知るへし、南島志に、此國地形南北長く、東西狭くして、周廻七十四里、大島筆記には、南北四十里許、東西十里許と記し、琉球數を、王府の國の西南にありて、首里といふ、海港二所、東北にあるを運天といひ、西南に在るを那霸

といふ、また間切といへるあり、猶郡といふ、其數三十六、即ち今歸仁、浦添、大里なり、此他海島三十六ありて、皆此國に屬すと記せり、大島筆記に、方位は本邦薩摩の南部二百四十里餘の海中にあり、八丈筆記には、二百三十里とあり、漢土へは、福州へ西行四百里許といふ、本國を大琉球といひ、大島を小琉球とも稱せるよしもみ、ゆゑ、これとも、琉球書略、中陵漫録に、其然らざるを論せり、其實今究め、大島今は薩摩に屬すと、中陵漫録に記し、枯木集には琉球領とあり、彼大島筆記は、寶曆十二年同島に漂着せし琉人の話も記したるものにして、島津家にて扶助ありし事も見えたり、薩摩領とせるを得たりとすへきか、國統は、中山傳信録、琉球國志略等によるに、始祖を天孫氏といふ、相傳ふる二十五世、逆臣利勇といふもの、其君を、其名考ふ、弑して自立す、浦添按司舜天これを討せしにより、國人推て王となし天孫氏に代る、此日本人皇の後裔、大里按司朝公の男子なり、保元紀事略に、我永萬中鎮西八郎爲朝、琉球國に渡り、大里按司の妹に歸り、嘉應二年平家の爲に自殺せしと記す、琉球談に、大里按司は爲朝の男なり、もしくは爲朝に其官を譲りしものなり、然れば朝公は、即ち爲朝の爲を省きて稱したるなるへしといへり、定西法師琉球物語にも、彼國氏神の社は、鎮西八郎爲朝を崇めたり、其弓矢今に存すと見えたり、此説、三傳して義本にいたり、又天孫氏の裔英祖に位を譲れり、英祖四代王城の時、國內亂れ、大里按司山南王と稱し、今歸仁按司山北王と

稱し、王城は惟首里等の數所を有ち、自ら中山王と稱す、遂に國分れて三部となり、互に相攻伐せしか、中山王尙巴志にいたり、山南山北を併せて一に歸す、されども猶中山の號を改めず、是より尙氏傳えて今にいたれり、明史には、中山、山南、山北とも、尙を祖即位の時、國人殊に尊敬し、其尙ひし事をしらめんとて、尙の字を加へ稱し、終に尙をもて氏とす、中山、明使略には、巴志三山を統して、明主より尙氏を賜ふ、我應永中にあたり、尙氏を稱せし、使琉球録及び琉球國志略によると、巴志が父思紹より、尙氏を稱せし、本邦に通せし事は、南島志及び琉球屬和録に、國史を引て、推古天皇二十四年南島の掖玖人來朝尋て、多彌阿麻彌度惑等の入朝貢す、祿秩を賜ふ事各差ありと記し、阿麻彌は今の大島、度惑は徳島にて、琉球の來朝を王代よりの事とせり、其後天朝遠略を事とし給はず、此間に琉球藩を漢土に稱し、其冊封冠服を受く、時に明の洪武五年、我應安五年なり、爾來清朝にいたりて朝貢猶絶えず、漢土朝貢の事條に、太田筆記に、足利將軍義量の時、應永二十二年十一月廿五日、義量より琉球王に贈りし返簡をのせて、文中進物等の事も見えたれば、其頃また來朝せし事知られたり、室町紀略、分鶴年代記等に、永享十一年また入貢の事を記し、公私雜翰に、將軍義

教よりの返簡も載す、貴久記、島津家譜に、嘉吉元年三月十二日義教島津陸奥守忠國に命して、大覺寺大僧正尊看を誅せしめ、尊看は、義教の舍弟にして琉球國を授けし事みゆ、こは彼國薩摩の方向たるをもて、た、附屬せしめて、今のことく附庸君臣の姿には、あらざりし事必せり、官本當代記、慶長年録等に、先年より綾船と稱して、毎歲薩摩に貢物を納ると記せしは、此時よりの事なるへし、また室町紀略、分鶴年代記に、文安五年入貢の事見え、將軍義政家譜に、寶徳三年七月來貢す、九月其富記同年八月十三日の下に、或説を引て、琉球の商船去月末攝津國兵庫に着津せしか、守護細川右京大夫勝元、早々人を遣はし彼商物を撰ひ取りて、未だ料足を渡さず、先々年々の料足等四五千貫に及へども、返辨なく、また賣物を抑留して、島人難澁たるの旨申すにより、公方より奉行三人を遣はされて、糺明せられしかども、抑へ取れる物、京兆より未だ返し遣はさるにより、奉行未だ上洛せずと記し、また齋藤親基日記に、六月廿八日琉球人參

洛、當御代六ヶ度目なり、長史と號す、御寢殿の庭前に於て三拜、庭に席を敷とあり、こは、寶徳以前の事々度目といひ、康富記に、先々年々あるをもしほく、朝貢せし事、及び其朝見の式ならびに兵庫にて、貿易ありし事推て知るへし、また親基日記に、文政元年七月來貢の事見え、異國來往記に、天正十一年入貢すとあり、別本異國近年御書草案に、同十八年豊臣太閤天下統一の賀儀として來朝、書儀を捧げ、太閤より贈りし返簡も見ゆ、また南島志、及び異國來往記に、同十九年明年太閤朝鮮を征せんとして、先書簡を琉球に贈りしに、國王尙寧大に驚き、事を明朝に告て返簡にも及はず、是より慶長十四年まで、其來貢中絶すと記せり、異國日記に、慶長九年九月廿七日、島津宰相入會惟新より、申り、山王尙寧に答ふる書な載せ、文中羽林次將忠恒知國者始于十餘年矣、自今以往書音無絶、永不爽舊約云々とありて、其歳貢を諭すこととし、また同十一年九月、其頃琉球に渡來せし明の冊封使に、惟新より贈りし書な載せ、明朝の商船薩摩に渡來あらん事を、はかりし事見ゆ、さては薩摩には、猶希に書信及び商船等來りしか、た、其歳貢を絶らしなるへし、また大島筆記に、國王の母后を聞得大君と稱し、王后を王妃と號すと、其官制は、品位の正從各九等あり、王の子弟を王子と稱し、正一品なり、領主を按司と稱し、従一品なり、天曹司、地曹司、人曹司とて、國家の政務を司る大臣を、三司官親方

と稱す、正二品なり、夫より以下の大臣を親方と稱す、從二品なり、親雲上と稱せるものは、武官にして三品より七品まであり、里之子といへるは、扈從の小童にして八品なり、筑登之と稱せるは九品なり、其冠服は、君臣ともに明朝の制にして、清朝の冊封を請るにいたりて、猶古を改めず、禮典は、元旦國王冠服を改て、先年徳を拜し、それより群臣の賀禮を受く、同十五日の式これに同じ、冬至及び四時の佳節ならびに、朔望また冠服にて朝賀あり、世子の冠禮、冠は烏紗帽を以てし、王子按司の子は朝堂に冠す、昏禮は、粗本邦の俗に同じ、また父母の喪に職あるものは、給暇五十日にして復りて職に就く、然れども慶賀宴會等には、公私ともにかはらず、二年の後すへて初に復るとぞ、これ南島志、琉球談等を併せ記せる所あり、樂曲は、漢土の樂、及び其國樂もあり、漢土の樂は、唐以來日本に傳はりしものと異にして、後世の樂と聞ゆ、其樂器は、笙、箏、篳篥、笛、喇叭、大鼓などのよし大島筆記に見ゆ、中山傳信録に、笙はなしと記したるも、漂着の中山人に問ふに、ありしこと答へしと同書に記す、刑典は、南島志に、笞杖徒流大辟絞斬梟首等の法ありしよし記

す、宮室の制、王府首里は平城にして山を背にす、四邊高く石垣を築きて、城門三所にあり、其宮殿は、唐造りにして疊を敷事日本の如し、王子、按司、親方、親雲上等の家作も、各自皆石垣を築き、樹木屏牆を廻らして、其末に渥を堀る、た、工商の家は櫛比せり、那覇には薩摩より在番の家居あり、風強き所なるをもて、家屋卑く造りて柱數最多しと、大島筆記に載せ、定西法師琉球物語、及び琉球屬和録に、那覇には、日本町といふもありしよし見ゆ、其伎藝文學は、中山王察度より始る、自後王の子姪、臣下の子弟をして、遠く漢土の國學に入れ、其業を肄はしむ、我延寶の頃、聖廟を創し、尋て學校の設あり、其いまた漢土に通せざりし前は、國僧多く日本に遊學し、歸りて其國の子弟に教へ、十三四歳よりして皆これに従ひ、字を習ひ書を読む、其國の文字とてはなく、舜天の時より、いろはの字母を用ひて諸事を通す、今にいたりて、書法は多く日本の大橋流、玉置流を學び、片假名、平假名全國の貴賤通し用ふ、薩藩往來の書式本朝に異ならず、弓矢刀鎗、また日本の製を用ふ、また和歌を詠し、茶湯園

碁などの遊藝も、粗本邦に相似たり、三絃を歌に合せて弾く事は此國より始り、鼓弓といふも此國にて造り出せしよし、これ琉球國史畧、南島志、大島筆記、琉球談、中村氏筆記、落穂雜談、一言集、温藏祕策等に、散見する所なり、其人物風俗のとききは、隋書及び文獻通考等に、國人大要深目長鼻にして曉健なりと見ゆ、八丈筆記に、子生れるは、官人の家は、七日にして久米村の學士に名を求む、大島筆記に、明の世福州の學士三十六人琉球に渡りて、久米村に永住すあり、然れば其子孫今猶文學を専らせざるによりて、此事ありしなるへし、其名日本の名乗に異なる事なし、童名を男子は思徳思次郎などよひ、女子は松金玉鶴など呼へるよし記す、琉球談、及び琉球人漂流開見圖說によるに、男子元服以前は、髻を蛇蟻の蟠れるごとくに、長簪を下より上にさかしまに挿て、其末額に至れり、成人して冠する時は、頂の髪を剃りて髻を小にし、短簪にて留置なり、明朝の時は、髪を剃る事なかりしに、清の冊封を受しより此事始れり、こは清朝革命の時、鼠弁の俗に改むへしと嚴令あるにより、止事を得ず僅に中剃せしよし、かつ男歳二十五以上は髻を置、二十五以下は髻を剃る事なり、ま

た大家の女子は、金銀の簪を用ひ、農商の婦女は玳瑁にて作りたるを挿せるのみにて、他の首飾なく、

録等に見えたり、

○平均始末

脂彩をも施さざりしとぞ、大島筆記にいふ此國の婦女、齒手甲に黥るるを、文獻通考に、諸島の婦女は、中山にて此事ありしやと漂流の琉人に尋ねしに、事なしと答へしよし、みゆ、されども女子の手に彩を入る、事は、中山傳信録にも記したれば、こは古代の事にして、今は諸島のみ其遺風存せるにや、また琉球談、大島筆記等に、國人最神を敬す、其神に海神あり、天神あり、天妃あり、巫女數十人これに仕ふ、其他伊勢、熊野、八幡、天滿宮等本邦の神社もありしといふ、宗派は中山傳信録に、臨濟宗と眞言宗のみとあり、此國氣候暖和にして、中山傳信録、琉球國志略に、北極地を出る事二十六度二分三釐とあり、大島筆記に、隆冬雪氷なく、十月より三月まで冬衣、四月より九月まで夏衣を用ふと、琉球談に、耕作は九月十月の間に稻種を下し、十月十一月の頃、本田に移し植へ、明年五月穫むるよしみゆ、夏山雜談、有斐齋筆記には、一歳中五穀再熟すといへり、産物は清一統志、中山傳信録、南島志等に詳なり、就中綿、苧、芭蕉を第一とし、其他酒、黒砂糖、蕃薯、蘇鐵、疊、藥種、青貝細工、朱塗細工等なるよし、華夷通商考、萬國夢物語、大島筆記、官本要

按するに、隋書に煬帝大業六年、武賁郡將陳稜をして兵を率めて渡海せしめ、男女千人を擒にして歸る、猶朝せずとあり、これを琉球を征するの始めとす、元の至元中、及び成宗元貞の初、また使を遣はし招諭ありしに、從はざりしかば、兵をもてこれを征せしむるも、功なくして歸り、終に通せざりしよし、清一統志、琉球國志略等に見ゆ、本邦にては、文龜永正の頃にや、備中國連島島の住人三宅和泉守某、此國を取らんとして、兵船十四艘を載し、薩摩國坊津まで來りしを、島津陸奥守忠隆遮りて、これを却と、島津家譜に記し、また天正十年豊臣太閤備中國高松より、播磨國姫路に歸城し、將士の戦功を論して、龜井武藏守茲矩に、因幡半國を與へんとありしに、茲矩いふ我日本の内にて所望なし、琉球を賜はらば、渡海して伐取らん、太閤これを壯んたりし、腰の團扇を把て、表に龜井琉球守殿、裏に秀吉と書て判形を加へ、これを與ふ、文祿元年朝鮮征伐の時、茲矩は琉球を征せんことを望み、鐵艦五艘士卒三千五百を率ゐ、肥前國名護屋に著して太閤に謁す、こにおいて太閤のいふ、朝鮮を征する妨とならん、先朝鮮に赴くへしと命す、茲矩止事を得ず、朝鮮に渡海せしよし、寛永龜井茲矩譜、參考諸家傳等に載せたり、然るに島津家久僅三千の兵を遣し、不日にして國平均に屬し、永く其附屬たりし事、此條に擧る、こは、これ島津氏の武功大なりといへども、其實は、東照宮神威の遠く及ばせ給ふ所なるへし、

慶長十一丙午年六月十七日、島津少將忠恒山城國伏見城にて、東照宮に拜謁し、御諱の字を下され家久と改め、また腋刀を賜はる、時に琉球國は祖先以來毎歲來貢せしに、近年其事なし、しは、論すといへども肯はざるにより、征伐すへき旨を請ひ奉る、よ

九

てこれを許し給ふ、此事、寛永島津家久譜には、九月朔日と  
同日御稱號も賜はりしとあれども、貞  
享松平大隅守書上、島津家譜にも、六月十七日と、御稱號は元和三  
年九月朔日賜はる記す、此後家久に賜はりし御書、及び執政等の奉  
書にも、猶羽柴或は島津と記されたるは、寛永諸載  
所うけ、たしより、貞享書上、島津家譜に從ふ。

慶長十一丙午年六月十七日、島津少將忠恒、於伏見  
御城御諱之字を被下、家久と改、太秦長光之御腰物  
頂戴仕候、琉球國は家久十代之祖陸奥守忠國代に、  
普廣院殿より、按するに、京都將軍  
義教の諡號なり。致拜領、永享年中よ

り薩摩に相從候處、按するに、此書前文十代陸奥守忠國傳  
に、忠國事は義教將軍の貴命に應じ、其  
御舍弟大覺寺門跡義照大僧正尊君を討申候様子は、尊君事義教卿  
に對し、逆意有之段露顯いたし日向國福島に落下り、野邊氏を頼  
み隠れ居られ候を、將軍家に聞交候、忠國に早速誅伐いたすへき  
よし御内書到來仕候に付、一族新納近江守、博山美濃守、北條讃岐  
守、家老本田信濃守、肝付三郎と相議し、此等に人數を與へ、福島に  
差遣し備正を福島永徳寺へ招寄切腹いたさせ、一族山田式部少輔  
斬首仕候、即ち其首を將軍家に獻上候處、義教卿御自筆の御感狀、  
名物の御太刀、御腹巻、御馬、つ琉球國忠賞として拜領いたし候  
是より琉球國に當分船を以年貢仕候、其以後福島に於て、備正之社  
を建立いたし、福島大明神と號し、將又菩提所とせし、鹿兒島城下  
へ大興寺といふ寺を建立いたし、備正之位牌を置、琉球島毎年之貢  
物、先此寺へ進し申儀に候と記して、通義より授けし感狀二通を載  
す、一通は嘉吉元年四月十三日、一通は同年六月十七日なり、貴久  
記にも、嘉吉年中より琉球國島津に屬せしよし載せられたは、永享年  
中よりあるは、近年致懈怠候、殊更權現様に御禮可申  
上之旨、使札を以申付候得共、不致領掌候間、人衆  
を差越可致退治之旨、山口駿河守直友を以致言上

候處蒙御免候、貞享松平大隅守書上、  
夫琉球國者、自往古嘉吉年中屬我國矣、雖然背舊規  
不進貢、自薩摩再三遣使、以誘之不肯聽、故告相國  
家康公請伐之、家康公許之、貴久記、

慶長十一年九月一日、島津忠恒伏見にありて、大權  
現台德院殿に拜謁す、按するに、台德院殿は、江戸に御座な  
り、下し、時に松平氏になされ、御諱の家字を賜り  
れに同じ、時に松平氏になされ、御諱の家字を賜り  
家久と號す、まことに家の名譽といふへし、琉球國  
むかしより島津に屬する事ひさし、然るに近年來  
貢せず、家久再三人を遣して、此事をはたるといへ  
ども、敢て承引せず、すなはち此旨を大權現へ言  
上して、これを討ん事をこひければ、則ちゆるし給  
ふ、寛永島津家久譜、

琉球國之儀、五常之道をなはりたる國にて候得と  
も、往古は唐にも、日本にも隨はず、一國限に暮來  
候處、千百年以後、隋の煬帝の時、大唐に隨ひ初候  
よし、何の頃よりか、あや船と申候て絹卷物など積  
載たる船、琉球より薩摩へ毎年參り、時之太守へ御  
禮申たる由候處、吉貴様より十二代之御先祖、陸奥  
守忠國様へ、永享年中に、普廣院義教公より琉球國

を御拜領、其以來御家に吃と相隨ひ候、永享年間よ  
り正徳四年頃迄は、貳百七十年の御領國にて御  
座候、琉球の王號を中山王と申候、右之通候處に、  
東照宮御代始に、中山王東照宮へ御禮可申上旨、吉  
貴様より三代之御先祖中納言家久公より被仰付候  
處、領掌不仕候に付、慶長十四年三月琉球へ軍兵を  
御渡被成候、薩州舊傳記、

琉球國は、忠國公御代大學寺殿を按するに、大學寺は大  
覺寺と書するを是なり  
す、御討被成候忠賞として、將軍家より御拜領有之、  
年々進貢怠りなかりし處に、貴久公の御代に至り、  
按するに、貴久は家久の曾  
祖父にして陸奥守と稱す、諸國大亂に及ひけるより、進  
貢斷絶しける、夫より西國太平に成て、將軍家に御  
披該被成、家康公之命を得給ひ、琉球國へ古の如く  
來貢すへきよし、使として龍雲和尚を被遣けれと  
も、不從によつて龍雲彼國の圖を察し、其上彼國王  
の信せられける浪の上の辨才天は、隅州國分の日  
秀上人の作なりけるを奪取、寶板を以棚として其  
上に安置し歸帆致し、太守公へ其段被申上ける、琉  
球王は忠國公御時より、御常家にかなひ按するに、納貢  
のこ、致來り候處、誰那といふもの、按するに、定西法師  
琉球物語には誰那

を若那作り、琉球諸島には、多く邪那とあり、大島筆記によるに、  
こは宜野灣切に屬せし名にして、諺名に作るを是とす、彼が官  
職は按司親方などにて、訓鹿兒島へ來り様鉢を窺ひ、ひそ  
かに唯壹人小舟に乗り歸帆いたし、かなひをやめ、  
那覇の湊に城をかまへ、湊口に忍かねのくさりを  
はり、是に舟のかゝりたる時、上より目の下に見お  
ろし射るへき手たてを拵へ、島々にも其用意して  
待かくるよし聞へければ、家久公征伐御願あり、家  
康公の御ゆるしあり、薩州舊傳記、

惣別琉球より、島津方へ毎年綾船と名付進物有し  
を、近年唐へ相談、日本へ之音問不入事之由を、琉  
球之ジヤナ達て申、島津へ令無音、依之島津琉球へ  
働く、官本當代記、慶長年  
錄、琉球事略

初中山與薩摩州世有隣好、天正十九年以來二國交  
惡、使命遂絶、州守源朝臣家久、以告我祖祖乃發兵  
擊之、南島志、  
琉球國は、薩摩國と隣國たれば、深く好を通し綾船  
と名付て、年毎に音物を贈りしか、慶長年中彼國の  
三司官邪那といふもの、大明と議りて國王をす、  
め、日本への往來をどめけるゆへ、薩州の太守島  
津陸奥守家久使を遣はして、故を糺すに、邪那使に

對して、種々の無禮を振廻れば、家久大に憤り、同十三年駿府に赴き、神君に見え奉り、兵を遣して誅代すへき旨を請ふ、神君家久か所存にまかすへきよし鈞命あり、琉球語、按するに、此書慶長十三年とし、かつ駿府にての事とせしは、誤りなり。慶長十四年二月廿一日、それ琉球國は、室町將軍義教の時、家久十代の祖島津薩摩守忠國へ與へ領せしめ、永享年中より進貢す、豊臣太閤の時に及んで、琉球よりの交易の爲め、薩州へ渡海して朝貢す、大明帝是を聞き、琉球を責め我邦へ通貢するを絶しむ、夫より十餘年薩摩へ貢を納れず、家久神祖の威徳廣大にして海内昇平す、神祖へ奉賀を述へしと、家久より命するに従はず、然らば兵を出し是を討んと欲す、因て島津惟新及び家久、山口駿河守直友を以て是を告ぐ、是日兩公より惟新、家久へ、琉球を討つ事其意に任すへしと命せらるるに、大三川志、按す此命ありし事他に所見なし。惟新にも

尙々御人數を被催、先御使者を御渡被成、渡海仕候様可被仰遣事專一存候、其上に而相濟不申候は、被得御詮御人數計御渡被成尤存候、不及申候得共、御人數も不及御渡、渡海仕候様御才覺專一存候、尙追而可得貴意候、以上、  
好便之條令啓上候、仍爰許相替儀無御座候、然者當城御番衆關東より被罷上候、就者此中在番之衆、銘銘駿府へ被罷下候、拙子も來月者當地罷立駿府へ被下候、猶追而可得御意候、將又琉球之儀、去六月之時分御禮可申上候様に、和久甚兵衛罷上候へき、如何御座候哉、今度本上州より按するに、本多上野介の略文なり、下再の注せず。令申上せ候琉球人、上様之御禮申上候様に御才覺可然由、自拙者可申入通被申越候、若于今渡海不仕候者、御使琉球之被遣、被成御究可然存候、兎角琉球人渡海不仕候者、御人數計可被渡様被仰遣可然候哉、何様彼方より之返事之様子、被成御注進被得御意尤存候、猶惟新様之迄申入候、恐惶謹言、  
慶長十三年八月十九日 山 駿河守 直友判

薩摩少將様參人々御中

直友判

急度令啓上候、仍而硫磺蘭被成御進上候、本上州披露被申、則御黒印貳通持せ還上申候、按するに、此御印書壹通は、此年七月廿一日に出され、壹通は、八月十日に出されしなり。然者先度御國元へ唐船着岸之由、御注進之通、是又本上州披露被申候處、一段之御機嫌之由被申越候、然者御用之御藥種々書立進上申候、御取被成早々御上御尤存候、御油斷被成間敷候、就中先度惟新より爲御使、本田助丞方被罷上候砌、琉球之儀申入候、到唯今琉球より無音之仕合に候哉承度存候、于今難澁申候者、御人數を可被渡旨、再三彼方にも被仰遣、其上難澁申候者、様子可被仰越候、披露可申候、先御人數を被催可被相渡御用意御尤存候、上様御禮申上候様に御才覺專一存候、何も追而可得御意候、將又我等事、明日六日に駿府に罷下候、先度より以後着岸之唐船に御注進、幸拙者罷下候間、御念之御入被成候段、具可申上候、御心安可被思召候、尙重而得貴意候、恐惶謹言、  
慶長十三年九月五日 山 駿河守 直友在判

薩州少將様參人々御中貞享松平大隅守書上

慶長十四年己酉二月廿一日、少將家久、老臣樺山權左衛門、平田太郎左衛門を將として、軍卒三千、兵船百餘艘を琉球國に發向せしむ、頓て先大島を攻取、徳島を拔、また永良部あきらぶら與論等の諸島を平らく、よて此よし家久より本多上野介正純の許に告ぐ、これらの事、月日詳な正純より返簡を贈れり。同年六月廿六日  
慶長十四年己酉の春、樺山美濃守按するに、權左衛門が後稱なり。久高を大將とし、平田太郎左衛門を副將として、三千人の軍卒を引ゐて、兵船一百餘艘二月十一日に、按するに、廿一日の誤。ともつなをとひて琉球に發向し大島に着、按するに、琉球國全圖に渡姑島あり、薩州舊それより徳島に傳記には進之島と記す、大島と永良部島との間にあ赴く、島人これをふせくもの一千人はかり、これと戦て三百餘の首を得たり、其餘黨皆降人となる、寛永島津家久譜、  
慶長十四年春、以樺山權左衛門尉久高爲大將、平田太郎左衛門尉増宗爲副將、專兵器者平田民部左衛門尉、長谷場十郎兵衛尉、兒玉四郎兵衛尉、或山鹿越右衛門尉爲船大將、其外佐多越後守、川上掃部助、本田彌六、市來八左衛門尉、本田伊賀守、頼娃主水助、匂坂式部少輔、伊集院伴右衛門尉、有馬次右衛

門尉、毛利内膳正、栢原周防守、村尾源左衛門入道  
 笑栖、市來備後守、東郷阿波入道林半、伊地知四郎  
 兵衛尉等爲卒將、都合其勢三千餘人、整兵船一百餘  
 艘、按するに、慶長日記には、榊山權左衛門久高、平田太郎左衛門、  
 新納刑部、松浦筑前、鎌田出雲、木入攝津、田村大和、加沼源正、  
 野村監物、本郷、藏指、差刈、肝屬、梅北、富永、兵、而二月廿一日  
 發舟、已著大島、振威赴德島、島郎出應而防戰者、殆  
 千有餘人、其中斬首三百餘人也、故殘黨不日屬于旗  
 下、而悉定焉貴久記、

慶長十四年兵船數艘を催し、大將榊山權左衛門殿、  
 副將平田太郎左衛門殿にて、諸軍勢乗船之時、新納  
 拙齋老樽肴を持せられ、祇園之淵まで見送にて候、  
 其外にも送酒いたされ候衆多かりける、諸軍勢並  
 居ける時、權左衛門殿座敷の辭宜いたされ候に付、  
 拙齋老被申候は、此節琉球征伐の大將被仰付、渡海  
 被致候は、家久公之御名代なり、早々大將の座に直  
 り被成候へと有之候得は、無異儀上座被致候よし、  
 權左衛門殿大將分を諸軍勢不足に存、なにごか底  
 意有之候處に、拙齋老の言葉を聞、致納得けるとな  
 り、夫より乗船にて、山川の濠より順風に帆を揚  
 げ、大島に着船、彼島廣しといへども無異儀責取、

鬼界ヶ島も手に附け、湛之島へ着船、此島の者とも  
 防戰候に付、鐵炮をうち懸候得は、棒の先より火を  
 出し人を殺すとて逃けるとなり、按するに、此頃島人松  
 火砲をしらすりしこ  
 記せしは、手向ひいたす者を討取、かまへたる所を踏  
 潰し、沖の永良部と輿論島をも責取ける、薩州舊傳記、  
 慶長十四年、島津琉球へ百餘艘を以相働也、琉球へ  
 着岸の時、ジャナ帥人數於七島防戰す、按するに、七島  
 なるに、ヤ、于時野郎にて島津被官なり、後へ廻り責の間、  
 下同し、ジャナ敗北、琉球人或は討死、或は被疵、則七島毒  
 島への假字なるへし、按するに、毒は徳打入、ジャナと云は、琉球にて武  
 者大將なり、彼ジャナ日本を嫌て、唐へ可屬との企  
 なりしか、果して如斯、官本當代記、慶長  
 年録琉球事略  
 慶長十四年三月上旬、按するに、諸記二月廿一日と家久家  
 あれば、こは誤りなるへし、家久家  
 老榊山權左衛門久高、平田太郎左衛門増宗に申付、  
 人衆三千、兵船百餘艘差渡、久家も山川と申湊迄、  
 致出馬下知仕候、權左衛門太郎左衛門、先大島と申  
 島に致着船、大島を手に付候て、徳の島に參候へ  
 は、島の者とも防申候故、數百人討取申候により  
 て、永良部島無異儀相從申候、夫より琉球の地に押  
 懸申候、

貴札致拜見候、仍去頃琉球爲御手遣御人數被指  
 渡候處に、無相違大島と申島へ御着船候而、彼島之  
 儀思召儘に被仰付、其より琉球國主被居候處に御  
 人數赴被申、琉球之儀も漸相濟可申之由、御紙面之  
 趣存其旨候、則右之趣達上聞候處、一段御機嫌共御  
 座候間、御心易可被思食候、追々彼地之様子可被仰  
 上之由御尤存候、然者駿府御移徙爲御祝儀、此地御  
 上被成儀、琉球相濟候而より御上可被成之由、令得  
 其意候、先書にも如申入候、彌琉球之儀相濟候而、  
 其上被成御上御尤存候、將又爰元相替儀無御座候、  
 猶此表相應之御用等御座候は、不被御心置可蒙  
 仰候、不可存疎意候、何も期來音之時候、委細は御  
 使者可被申上候、恐惶謹言、

慶長十四年六月廿六日 本多上野介  
 正純判

羽柴陸奥守様、貴報、貞享松平大隅守書上、

通航一覽卷之一終

通航一覽卷之二

琉球國部二

○平均始末

慶長十四己酉年四月朔日、仰によりて山口駿河守よ  
 り、島津少將家久、及び其父宰相入道惟新に書翰を贈  
 りて、琉球國平治まては、參府いたすまじき旨を達  
 す、

慶長十四己酉年

急度令啓上候、依而貴殿様御上落之儀付而、切々以  
 書狀申入候、然る處、琉球御動之儀御座候間、琉球  
 相濟候まで、御上落之儀は御無用之由、御誼之旨本  
 上州承候而、拙者より早々可申入之由候間如此候、  
 爲御心得申入候、將又先書如申入候、質人之儀早々  
 被成御上せ御尤存候、猶御老中迄申入候、恐惶謹言、

慶長十四年卯月朔日 山 駿河守  
 直友在判

薩州少將様參人々御中  
 尙々、琉球之儀無御油斷被成御注進候様に、奥州



候て、其年は順風おくれけるゆへ、諸軍勢首里那覇に滞留して、翌年尙寧王召列鹿兒島へ歸陣被致けるなり下駭な是なりとす、  
 慶長十四年三月、琉球へ渡口の湊山川と申所迄、家久公御出馬御下知被遊、御先手を琉球へ被遣、段々責つふし、同四月中山王居城首里城に取懸候處、中山王尙寧降參仕候間、御先手の者とも中山王を召さらへ、同五月薩州へ列來候、以上、薩州舊傳記、  
 慶長十四年、是年之内我軍衆歸帆時、執中山王並三司官來于薩摩、貴久記、  
 島津家久發兵擊琉球、前鋒進取北山之地、斬首百餘級、水陸鼓行、並入那霸港、中山之兵連戰皆敗、王城遂陷、尙寧出降、師起四十餘日、宗社失守矣、南島志、  
 慶長十四年四月一日、家久那霸津に按するに、南島志、流開日圖說等々參考するに、那霸は國の西南に在り、薩摩山川港より二百四十餘里、大島より百二十里、徳島より六十里なり。至らんとする時に、津の人民等鐵のくさりを津口によりて、これを守るゆへ、他の津より着岸して相戦ふ事三日におよぶ、按するに、家久も渡海せしごとく記し運天港なるへし、さにも前の薩州舊傳記併せ考ふへし、騎兵足輕の死するもの數百人、つゝに都の門に入て其城をせめ破る、爰に國王

三司官等皆和をこふてくたる、寛永島津家久記、  
 慶長十五庚戌年、琉球國來朝の時、我師自らいふなり、大坂に出、琉球人に逢ふて琉球攻の事を聞に、王后は其騒きに驚き給ひ、程なく失給ひぬと語りて皆涙を流しける、定西法師琉球物語、○按するに、定西はもと石て久しく彼國にありし、見國出生の人にして、者かりし時、琉球に渡り書中に見えたり、故ありて道心者となりし事、是れに誤りなるへし、  
 慶長十四年四月三日、島津家久の軍將、樺山久高平田増宗、一昨朔日軍を進め、琉球の那霸津に到る、初琉球より薩州に來り居る商人等、兵を發するを聞き、速に歸りて是を告ぐ、因て港口に鐵の鏢を張り、船路を遮り兵を備へ大銃を發す、是に於て容易に攻難く、唯大砲を放て日を送る、又彼國の搦手、甚嶮阻にして毒蛇多く、國民といへとも經歷する事能はず、依て彼國にても守禦を設けず、薩兵是を知り、嚮に薩隅二州の悍徒を撰ひ遣はし、柴草を舟に積み其海濱に運送し、上風より火を放ち、林叢山嶽を焼き毒蛇悉く焼死す、且一計策をなし、薩州より追々兵を發し、老弱を撰はす數百艘に乗せ、多く旌旗を建て、金鼓を多くし、進て津口に迫る、初め

は海岸一里許を隔て船を停め、夫より船を急に進めす、一日に五六日町を限り、日を経て兵船多く集り軍勢日々に盛になる、琉球にて此津口を破られしと、守備を專に群り禦く、島津の兵其虛を伺ひ精銳の兵を撰ひ、別船に乗せ遙に東西の方琉球國の背より、夜に乗して海陸共に進み攻む、別船の兵陸に上るに、守禦の兵あらされは、直ちに進み闖入し、戦ふ事三日、薩兵も死傷百餘人に及ぶ雖も、前後左右より攻撃れ大に破れ、琉球の王城首里も遂に破れ、首級百級を得、國王尙寧降を請ひ、三司官以下悉く降る、久高嚴く王城を守り、子姪妃妾を捕へ、是を薩州へ告ぐ、家久檄書を馳せ駿府及び江戸へ告ぐ、大三川志、  
 島津琉球を取んと欲す、これを察せず顯れて兵船軍器の用意夥し、琉球の商人薩摩にある者歸て國王に申す、琉球大に駭愕して海邊に壘を構へ備を設く、夏日波頭穩なるに至て、薩兵の老若を聚て、數百の海船にのせ、旗旌目を奪ひ金鼓耳を劫して、次第々々に攻近つく、初は海岸一二里はかりの外に在、俄に漕よせすして進むこと、一日に或は五

町、或は七町、船數日々にかさみ軍勢々々盛なり、琉球國中を空して、皆此にあつまる、薩摩の精銳は、別に輕舸に乗て、はるかに東西より廻り、琉球の後の方より夜、まされに漕つけ、明を待て俄に撃て上れば、琉球の兵悉く渡口に在て拒者なし、琉球不意を撃れ面背の敵に敗られて大に潰亂す、海上には舷を扣て聲勢を張り、陸地には戈を揮て斬戮を縦にす、一戦に大勝を得たり、此より永く屬國となりて朝貢絶す、碎玉話、雜話燭談、  
 はしめ琉球征伐の事、明朝に聞ゆるにより、彼國にても邊海戒嚴あり、  
 萬曆四十年、按するに、我慶長十四年は、彼萬曆三十七年に當れるを、四十年と記したるは記者の誤りなり、日本以勁兵三千、入琉球國擄其王、遷其宗器大掠而去、浙江總兵官楊宗業以聞、令嚴飭海上兵備從之、  
 明史琉球傳、  
 島津家琉球征伐御免を蒙りし事を、少しも察する事なく、鹿兒島其外の湊浦より、軍船夥しく引つらね、又日あらずして打立る、よし風聞せしむ、琉球人薩州に有合ふ者とも急に走せ歸りて、此事を告げたりしかは、中山王尙寧大におどろき、速かに部



下に下知あり、又急使を馳せて大明皇帝に奏聞しけるに、明朝も時今甚くおとろへたるころなれば、大に驚く處にいかなる傳説の間違にや有けん、閩州廣州浙江の間へ、薩摩勢先駆して、日本の大兵馳向ふと聞へければ、中國の騷動斜ならず、近年朝鮮の役終りたるを漸く枕を安んずる所に、又倭寇のしかも薩摩の剛兵共來るとや、いか様朝鮮軍の其返報も有へき事なり、是は國家の大難事なりとて、上下大に恐れ、琉球を救ふさはなく、只中華守禦の僉議評詎混亂して、未だ相極らず、先づ閩廣浙江の地を取固むへしとて、萬民震ひ懼れしなり、琉球屬和録、○按するに、此書載る所信し、かたじけなくも、姑く明史の因に存す。

琉球平均の旨少將家久父子より使者をもて、執政の許に注進す、月日所見よて、七月五日、台德院殿より御感書を出され、同七日東照宮より、かの國を賜はる旨の御黒印を下さる、本多佐渡守正信、本多上野介正純よりも返翰あり、

慶長十四年四月、樺山美濃守等より、王城を破り勝利を得たる事を家久につく、家久すなはち使をばせて、大權現に言上せしかば、按するに、台德院殿には言上の事な脱せり。

なはた御感有て、黒印を賜はりて此島を家久に下さる、寛永島津家久譜、

慶長十四年四月、中山王尙寧降參仕候旨、家久様より早速東照宮、又は台德院様へ被仰上候處、御感斜ならず、則御感狀を以、琉球國永く家久様へ御拜領被遊候、家久様御養父三位入道龍伯様、家久様之御實父宰相入道惟新様へ、兩御所様より御賜被成候、御代々之御判物にも、薩摩大隅、并日向諸縣郡、琉球國按するに、寛永十一年八月四日及び寛文四年四月五日の御判物に、琉球國十二萬三千七百石あり、御代々の御判物に同じ、全可致領地と被仰記、御拜領被遊候、薩州舊傳記、

慶長十四年四月、薩摩兵百餘艘琉球へ渡り、彼島不及一戰、内裏を責崩帝王を擒て歸朝す、則彼島津拜領島中檢地するに、漸十二萬石餘有之、慶長日記、慶長十四年四月、國王尙寧降參仕候旨、早船を以申越候故、使者を以致言上候處、權現様、台德院様御感不斜、則御感狀を被下、琉球國永く家久に被下之旨被仰出、龍伯惟新も同前に御感狀頂戴仕候、

至琉球指遣兵船、不移時日及一戰、彼黨數多討捕之、剩國王降參之上、并三司官以下、至于其地不

日可爲渡海之注進、誠以無比類勦共候、猶本多佐渡守可申候、謹言、

慶長十四年七月五日

台德院様

御

判

薩摩少將殿

至琉球差越兵船、彼黨數多討捕之、殊更國王及降參三司官以下、近日着岸之趣、誠以希有之次第候、委曲本多佐渡守可申候也、

慶長十四年七月五日

台德院様

御

印

島津修理入道とのへ

至琉球差越人數、不經日數輩討捕之、其上國王就降參、近日至其國可爲着岸之旨、尤無双之仕合候、猶本多佐渡守可申候也、

慶長十四年七月五日

台德院様

御

印

羽柴兵庫入道とのへ

琉球之儀、早速屬平均之由、注進候手柄之段被感思食候、即彼國進之條彌仕置等可被申付候也、

慶長十四年七月七日

權現様

御

黒印

薩摩少將とのへ

尙以、兩御所様御威光を以、早速被仰付候儀、彌大慶思召候通委披露仕候處、一段之御仕合

共に御座候、以上、

今度琉球の御人數被差遣候處、早速被屬御本意、國王并三司官以下歴々者共、至其御國被召寄之由、御注進之趣達上聞候處に、無比類御事共被成御感候而、御書被遣候、誠遠島之儀如何と無御心許奉存候處に、潔儀共拙者一人之様に、大慶不過之候、委曲爰許之様躰、山口駿河守殿以使者可被仰達候條奉省略候、恐惶謹言、

慶長十四年七月九日 本多佐渡守正信判

羽柴陸奥守様、貴報、

以上

貴札致拜見候、仍琉球の爲御手遣御人數被差遣候處に、大島と申島早速被仰付、それよりとく申島に御人數赴被申候處に、彼島之者共出向候に付而及一戰、則被得勝利、彼島之者共二三百人被討捕候付而、重而不及異儀彼島相濟、其より琉球之國王被居候島に被取懸候處に、於彼地も國王雖被及行候、切崩數百人討捕、國王之居城取卷被申候處に、頻降參に付而被任其儀、國王下城にて下々方々の逃散候もの共被召返如前々有付候而、國王并三司官、其

外頭立者共召連、頓而可有歸朝之由、使者を以御注進被成候御紙面之通、懇に達上聞候處に、大御所様感被思召、一段之御機嫌共御座候而、無殘處御仕合共御座候間、御心易可思召候、誠遠島に申於異國、無比類勸御手柄不淺候、其許御満足奉察存候、則琉球之儀被遣旨御座候而、御内書被遣候、御外聞實儀不可過之候、彌彼地之様子御注進可被成之由、御尤に御座候、猶爰元相替儀無御座候、此表何に而も相應之御用等御座候は、不被御心置可蒙仰候、聊不可存疎意候、何も追而可得御意候、恐惶謹言、

慶長十四年七月十三日

本多上野介正純判

羽柴陸奥守様貴報

以上

貴札致拜見候、仍琉球を爲御手遣御人數被差渡候處、何も無殘所早速相濟、琉球之國王并三司官、其外頭立者共被召連、頓而歸朝可有之由、陸奥守殿を御注進被成候、何も御紙面之通、懇達上聞候處に、大御所様感被思召、一段之御機嫌共御座候而、琉球之儀羽柴陸奥守殿に被進候旨御座候而、則御内書

被遣之、無殘所御仕合御座候間、御心易可思食候、誠琉球之儀思召儘に相濟、御手柄不殘候、其元御満足之段奉察存候、將又爰元相替儀無御座候、何に而も相應之御用等御座候者、不被御心置可蒙仰候、不可存疎略候、恐惶謹言、

慶長十四年七月十三日

本多上野介正純判

島津龍伯様貴報 以上

琉球相濟申付而、御使者被成御上せ候、即江戸駿府に被參、返狀請取歸國之儀候、琉球相濟中、上様御感被成、即御朱印被進之由、本上州より我等方迄被申越候、目出度儀共御座候、委細者御使者可被仰上候間、書中不具候、恐惶謹言、

慶長十四年七月廿七日

山口駿河守直友判

少將様、參入々御中以上眞宮島津式

同年十二月、少將家久及び入道惟新より、琉球國を賜はりし拜謝として、物を獻するにより、東照宮、台徳院殿より御内書を賜ふ、

慶長十四年十二月、權現様御内書、按するに、此御書台徳院殿より賜はり

した、權現様と記したるは誤りなり

琉球早速退治旨、先回注進付而、以內書申越之處、重而來音、特青貝二十四孝之床屏風、並段子十端到來珍重之至感悅覺候、猶本多佐渡守可申候也、

慶長十四年極月十四日

薩摩少將殿

御判

台徳院様御内書、

就先度琉球一景之旨注進到來、以內書申越候訖依之太刀一腰、馬一疋、並端子拾卷到來欣思食候、委細本多佐渡守可述候也、

慶長十四年極月十五日

羽柴兵庫入道とのへ、

御判

琉球國可被領知之旨申遣候處、祝着之段尤候、依爲音信佛草花茉莉もり花、並硫黄千斤、唐屏風繡珍じちん五卷到來、悅思食也、

慶長十四年十二月廿六日

薩摩少將とのへ

御黒印

權現様御内書、

爲音信段子十端、象牙並南蠻鐵砲到來、悅思食也、

慶長十四年十二月廿六日

御印

島津兵庫とのへ、 以上

兩通之貴札致拜見候、依今度琉球之儀御拜領被成候付而、御内書被遣候處、御外聞實儀忝思召之通、被成御上り御禮被仰上度思召候得共、彼國御仕置等爲可被仰付、其上彼國王來春御同道候而、御上り可被成付而、年内之儀御延引被成候由、左様に御座候得者、御禮遅々致之由に而、御使者に而被仰上候、就其爲御進物佛草花一本、茉莉花一本、唐之板屏風、並硫黄千斤御進上被成候、如御目錄懇致披露候之處、遠路被入御念旨御座候而、一段御機嫌共に而、殘所無御座御仕合に御座候間、御心安可思食候、則御内書被遣候就而此地彌相替儀無御座候、猶爰元相應之御用等御座候者、不被御心置可被仰付候、不可存疎意候、委細は御使者え申入候間、可被申上候、恐惶謹言、

慶長十四年十二月廿六日

本多上野介正純判

羽柴陸奥守様貴報、以上、眞宮松平大隅守書上

慶長十四年十二月十五日、島津兵庫入道今度琉球國を賜る謝禮として、使者を江戸に指越し、御太刀

一腰、御馬一疋、端子十卷を台徳院殿に獻す、是に依て、台徳院殿より、御書を兵庫入道に賜る、又同廿六日、薩摩少將家久、今度琉球國を賜る謝禮として、使者を駿府に指越し、佛草花もり花、疏黄、自注唐屏風、じゆちん自注を大神君に獻す、是に依て、大神君より御書を家久に賜る、家久日記追記加貴久記

### 通航一覽卷之三

#### 琉球國部三

##### ○中山王來朝

按するに、首卷平均始末に論するごとく、琉球使來朝の事は、其由來既に舊したる國王の承継ありしは、慶長十五年にはしめさず、實に當家朝あらざれば、今其願末を一記して此條を起す、國王の來

慶長十五庚戌年、島津少將家久、琉球國中山王尙寧を伴ひ參府せんとす、尙寧は、去歲五月より薩摩國にあり、よて五月十五日、本多上野介正純より宿驛人馬等の事を家久に達す、是より先、山口駿河守に駿府江戸の嚮導を命せられ、台徳院殿より、御馬を賜はりしか、此頃往て薩摩國に在り、駿河守の薩摩に在りしといふ事、本多正純の書簡を見てしるべし、

慶長十五庚戌年五月十四日

以上

一書致啓上候、仍今度琉球之王御同道被成候而、此地に被成御下之旨、誠に路次中御苦身之段奉察存候、然者右之王御下に付而、伏見より江戸迄路次中に而、御宿等并人馬御馳走之儀、此以前朝鮮より之勅使御越之時分、於路次中御馳走之様子に、此度も

### 通航一覽卷之二終

御馳走可致之旨に御座候、其通路次中御泊々に申遣候間、其心得可被成候、委細之段者、山口駿河守殿伊勢兵部少殿按するに、兵部少輔は家久の老臣なり、申入之間、定而様子可被申上候、山駿州御差圖次第に被成御尤に御座候、尙御下之内、此地相應之御用等御座候は、可被仰付候、不可存疎略候、何も爰元御下之節、可得尊意候間、不能具候、恐惶謹言、

慶長十五年五月十四日

本多上野介

正純判

羽柴陸奥守様人々御中真草松平大隅守書上、

慶長十五年琉球王來朝之刻、山口勘兵衛曾祖父駿河守、駿府江戸に之案内者被仰付候、此時台徳院様より御馬拜領仕候、真草山口勘兵衛書上、

同年五月十六日、少將家久中山王尙寧を携へ、居城薩摩國鹿兒島を發し、鹿兒島城は、即日を経て洛に入り、京の日次所七月廿日洛を出て、八月六日家久先駿府に着し、同八日登城して東照宮に拜謁し物を献す、右兵衛督殿尾張義常陸介殿宣卿にも進物あり、尙寧は同日直御、諸記録尙寧も六日參着、八日拜謁と記せしむ參着せり、の多し國師日記によるに、みな誤りなり

慶長十五年五月十六日、家久中山王を携へて、八月

六日駿府にいたる、大權現きこしめして、これをいたはり給ふ、寛永島津家久請、

慶長十五年五月十六日、家久中山王を率ゐて鹿兒島を發し、八月六日駿府に參着す、是さて、貴久記家忠日記追加、續本朝通鑑路次道中之御馳走、朝鮮人來朝と同しかるへき旨、宿々迄兼々被仰付之由に而、殊外結構に御座候、真草松平大隅守書上、島津家諸薩州舊傳記、大三川志、

慶長十五年、薩摩國島津陸奥守自注又八事、琉球の王令同道相上、七月廿日都を立て、駿河江戸へ下る、

去年島津琉球へ令渡海、按するに、老臣磯山權左衛門平田太郎左衛門等を渡海せしめしなり彼島の王を生捕、歸朝して今及此儀、八月十日琉球人着駿府、官本當代記、創業記、

慶長十五年八月十日、金地院崇傳より菰倉伊賀守勝重に贈る書中、

島津殿當月六日に御下着候、八日に御城の御出仕候、琉球王は今日可有下着由候、國師日記、

慶長十五年八月八日、島津家久於駿府登城御目見、

慶長見聞録案紙、

慶長十五年八月八日、島津又八仕進物、一太平布五拾端、一緞子五拾卷、一銀子千枚、大御所へ進上也、

按するに、此書家久、献物の内、太刀を脱す、其右兵衛主常陸  
 證次條に載る眞享松平大隅守書上等にあり、  
 主兩所へ、銀子百枚宛、紅糸五拾斤、女房五人へ、銀  
 子貳拾枚宛、段子拾端宛也、島津同道之琉球屋形、  
 一兩日中駿府へ可被參と也、同十日着駿府、慶長年録、  
 同年八月十四日、少將家久尙寧を携へ、駿城に登りて  
 拜謁す、尙寧方物數品を献す、尙寧が献する所の品數、諸  
 事、其拜謁を入日家久拜謁の條に、混記せし、かつ前に辨す  
 ること、其拜謁を入日家久拜謁の條に、混記せし、かつ前に辨す  
 誤りなれば、今官本當代記、慶長年録等に從ふ、同十八日駿城  
 にをいて、家久及び尙寧を饗應し給ひ、猿樂あり、常  
 陸介殿紀伊頼鶴千代殿水戸頼舞はせらる、家久に刀脇指  
 を賜はる、同十九日御暇賜物あり、廿日駿府を發して  
 江戸に赴く、此時尙寧の弟、其志願王子病によりて駿河  
 國奥津驛に滞留せし、同廿四日終に歿す、

慶長十五年八月十四日、琉球王に御對面なり、慶長  
 見聞書朱書、

慶長十五年八月十四日、琉球人出任、去十日着駿府、  
 今日對面也、十八日島津被召寄有振舞、常陸介主能  
 を仕給ふ、加茂八島、鞍馬天狗、梅若太夫、源氏供養、  
 老松、此時廣間疊ふるひたるにて、年寄中を折檻し  
 給ふ、從是江戸へ下る、駿府逗留中琉球王弟死す、  
官本當代記、創業  
 記、慶長年録

慶長十五年八月十四日、中山王尙寧、駿府城に來て

下さる、同十九日御暇を被下、翌廿日駿府を立、眞享  
 大隅守書上、島津家譜、  
 薩州舊傳記、紀年録、

慶長十五年八月八日、琉球王見公、而獻之以緞子百  
 卷、羅紗十二尋、蕉布百卷、太平布二百卷、家久獻  
 之、以太刀一、及白銀一萬兩、十八日饗家久有猿樂、  
 賜眞宗之刀、及眞宗之短刀、御年譜貴久記、

慶長十五年、島津家久引中山王抵駿府、源君大喜、  
 八月八日召之府城、源君正鳥帽子直衣厚禮貌遇之、  
 中山王升堂上拜源君而退、成功記、

慶長十五年八月八日、島津陸奥守家久、琉球の中山  
 王尙寧を携へ登營す、神君鳥帽子直衣を着し、大廣  
 間上壇に御着座、中山王白銀壹萬兩、段子百卷、羅  
 紗二十尋、芭蕉布百匹、太平布二百匹、太刀一腰を  
 献し、拜禮終り、家久より長光の太刀一腰白銀千枚  
 を献し、琉球を賜はる、謝詞を述る、武徳編年集成、  
 大三川志、

慶長十五年八月十八日、島津を被召寄振舞あり、常  
 陸介主能を仕給ふ、自是琉球王をつれて江戸へ下  
 る、創業記、

慶長十五年八月十八日、駿府にて神君島津陸奥守  
 を御振舞あり、按するに、紀伊  
 頼宣卿をさす、能をし給ふ、紀藩無名書、

拜謁し方物を献す、自注島津陸奥守  
 携來日記摘要

慶長十五年八月八日、大權現家久に命して、中山王  
 に登城せしめ給ふ、大權現則ち出御ありて、中山王  
 に御對面なされ、緞子百端、猿々皮自注又羅紗  
 十二尋、  
 太平布二百疋、白銀壹萬兩、太刀壹腰を献す、按する  
 書及び眞享松平大隅守書上等に、太刀銀子、尙寧が献物のこと、  
 記したれども、御年譜、貴久記、家忠日記追加等によるに、此兩品は  
 家久が献する所に、鈞命しは、下り、御氣色快然たり、  
 十八日饗應を賜りて猿樂あり、時に常陸殿自注頼  
 鶴殿房卿、舞曲をなし給ふ、其間かはらけ、あまた  
 たひめぐりて、佳肴其數を知らず、家久眞宗の刀脇  
 指を拜領す、十九日御暇を賜はりて、駿河より江戸  
 にいたる、寛永島津家久譜、

慶長十五年八月八日、家久中山王を召連登城す、尙  
 寧緞子百端、羅紗十二尋、太平布貳百疋、蕉布百卷、  
 白銀壹萬兩、御太刀一腰献上し、家久も御太刀馬代、  
 其外品々献上仕候處、按するに、家久が献物は、尙寧と同  
 代初に早速異國を從へ、其王を率ゐて來朝せしむ  
 る事、家久無比頼働のよし、上意に而御威を蒙り  
 候、同十八日御饗應被下、御酒宴之上、常陸介殿御  
 鶴殿座を立て舞給ひ、眞宗の御腰物を大小家久に

慶長十五年八月十八日、島津家久及び中山王尙寧  
 を駿府城に於て饗し、猿樂の大宴を設けしめ、頼宣  
 君頼房君舞曲をなし給ふ、家久に眞宗の刀及び短  
 刀を賜ふ、暮に及て退去す、十九日島津家久及び中  
 山王尙寧に暇を賜ひ、數品を賜はり、明日駿府を發  
 し江戸へ赴くへしと命したまふ、廿日家久中山王  
 を伴ひ駿府を發す、中山王滞留中其弟病死す、依て  
 滞留日を重ぬ、大三川志、

慶長十五年、琉球王駿府にと、まりしうち、弟子の  
 王子病て死す、佐敷王子といふ、其墓今に清見寺に  
 在り、定西法師琉球物語、琉球國事略、○按するに、此書及び琉球  
 國營中見録には、佐敷王子と記したれども、鹽尻に載る寶  
 永七年來朝し琉球人の甲斐の文に、  
 具志頭王子とあれば、みな誤りにや、

駿河國盧原郡清見寺古墳

求王院殿大洋尙公大居士

右求王院は、琉球國中山王尙寧公之愛弟にて、尙懿  
 公第二の王子也、慶長十五年庚戌八月廿四日、江戸  
 へ參向の時卒于茲、駿河國巡村記、

慶長十四年、島津薩摩守軍勢を催し、兩大將を申付  
 て、琉球へ押寄て、首尾好相隨へ、彼國人共擒と成  
 て日本へ引連佐志貴王も同く日本へ捕はれ來り、

佐志貴王も外の琉球人も駿河へ参り、又江戸へ遣し給ふ、然るに其痛にてや有けん、佐志貴王は奥津にて死去せられけり、清見寺に墓所あり、其後に琉球人共御免を蒙り、國へ歸りけるといふ、琉球國營中見録、

琉球人於駿州清見寺弔故君墳塚文

維時、寶永七年庚寅冬十二月二十三日、琉球國中山王使美里王子尙紀、豊見城王子尙祐、等遣使、贊官喜手刈尙裕、口前尙克從、於清見寺奉弔故具志別王子尙宏、法號求王院大洋尙公居士靈、嗚呼先生、傳聞故君中山主尙寧公之愛弟、而尙懿公第二之王子也、爲其人也、孝弟而好忠信、就尙寧王扈從薩州之大守、而至駿州不幸遇病、時也慶長十五年庚戌秋八月廿四日辭世於驛亭、時人卜築于茲、星霜荏苒、至今一百一年、吾國俗稱駿河王子者是也、嗚呼痛哉、天涯殞身不得回鄉、子孫雖多隔絕遐方、經有歲無求焚香、但有清見關月訪寥寂、三保松風問荒涼而已、吾輩歷此、爭堪感激、謹陳菲禮、以表寸忱之微、先生有靈鑑之、尙亭、鹽尻、

同年八月廿五日、少將家久中山王尙寧を伴ひ江戸に

参着す、同廿六日、台徳院殿上使を以て、其遠來を勞せられ、廿七日精米千俵を賜ふ、

慶長十五年八月十九日、御暇を賜はりて、駿河より江戸にいたる、廿六日台徳院殿其遠來をなくさめ給ひて上使を下さる、廿七日また上使ありて、米千俵を賜はる、寛永島津家久譜、續本朝通鑑

慶長十五年八月廿五日、江戸に致参着候、廿六日に上使を下さる、廿七日又上使を以米千俵致拜領之候、眞享松平大隅守書上、島津家譜、貴久記、

慶長十五年八月廿五日、家久様中山王被召列江戸に御参府、中途迄段々上使遣はさる、同廿七日上使を以御拜領物有之、薩州舊傳記、

慶長十五年八月廿五日、家久中山王江戸に到る、廿六日台徳院殿より家久か宅に、其遠來を勞て上使を賜はる、廿七日重て上使を家久か宅に被下、精米一千俵を賜はる、家忠日記追加、天慶宮次記、參陽武編全典、大三川志、

慶長十五年八月廿五日、琉球人着江戸、年十七八之小姓、十四五之小姓兩人、しやみせんを引、十七八計之小姓、名字オモヒシラ十四五之小姓、オモヒトクといふ、小うたをも謠ふ、在江戸衆彼小姓を呼、

しやみせんを引せけると云々、言語も日本人と同じ、但少宛は違となり、髪を頭之右にからはに結計也、上下の路次に、何時も宿入之時、笙、横笛、鐘、太鼓、箏篋にて管絃のこくくして宿へ着と云々、是を道行といふ、王は彼座中へも不出、奥に有之隠れらる、鉢也、琉球にも日本之まぬをして、詩、和歌、連歌、又猿樂之能などもあり、宗旨は禪宗、淨土宗、聖道宗也、

官本當代記、慶長年録、坂氏慶長古日記、按するに、中山傳信録に、此國の宗派は、臨濟宗と眞言宗のみあり、自餘の書にも、淨土宗等ありし事所見なし、

同年八月廿八日、少將家久中山王尙寧を携へ、江城に登りて、台徳院殿、及び大猷院殿を拜し奉り方物を献す、大澤少將基宿、最上駿河守家親奏者たり、時に在府の諸大名其座に祇候す、九月三日、家久及び尙寧を饗應せらる、同七日家久を召て、台徳院殿御手つから喫茶を賜ふ、同十二日家久また尙寧を伴ひて登城す、

慶長十五年八月廿八日、家久御城にのほりて、長光の太刀一腰、段子百端、虎皮拾張、白銀壹百萬兩を献す、又太刀壹腰、馬一疋、紅糸百斤を將軍家へ献す、按するに、この將軍家及び下の若君とあるは、みな大猷院殿の御事なり、諸中尙寧の献物に脱す、九月三日饗應あり、同七日御茶を賜はる、同十二日家久中山

王を伴ひて御城に登る、寛永島津家久譜、

慶長十五年八月廿八日、家久尙寧を召列致登城候、尙寧段子百卷、虎皮十枚、太平布二百疋、蕉布百端、白銀一萬兩、長光之御太刀致献上之、若君様に御太刀一腰、段子五十卷、太平布百疋、蕉布五十卷を指上、按するに、尙寧より白銀太刀、献上し、記せしは誤りなり、他の譜に就て考ふへし、家久も御太刀馬代、其外品々致献上候、九月三日登城す、御饗應あり、同七日於御敷寄屋、御手つから御茶を被下、同十二日又登城仕候、眞享松平大隅守書上、島津家譜、

慶長十五年八月廿八日登城、琉球王獻緞子百卷、太平布二百卷、蕉布百卷、獻嗣君以緞子五十卷、太平布百卷、蕉布五十卷、自家久獻緞子百卷、虎皮十枚、白銀壹百萬兩、太刀長光、獻嗣君以太刀馬紅糸百斤、九月三日賜美宴、七日召茶亭王川子、乘清風得一碗、喉潤其惠至矣、十二日家久主伴琉球王而登城、續本朝通鑑、大三川志、

慶長十五年八月廿八日、家久携中山王登營、中山王獻純子百卷、太平布二百卷、蕉布百卷於將軍家、獻純子五十卷、太平布百卷、蕉布五十卷、於竹ち代君、依仰最上駿河守家親披露之、自注時、家久獻緞子百卷、

虎皮十枚白銀一萬兩、御太刀自注於將軍家、捧紅糸百斤、御太刀目錄於竹千代君、九月三日賜饗應、七日召家久賜茶、十二日家久携中山王登營、賜中山王暇、紀年錄、按するに、尙寧、御暇の事に次條に辨す、

慶長十五年、島津氏琉球王をたつさへて來府するの時、大澤少將基宿鈞命を奉はりて、肅禮披露の事を勤む、寛永大澤基宿語、

慶長十五年琉球國の王來朝して御禮の時、最上駿河守家親、奏者の役を勤む、寛永最上家親語、

慶長十五年、家久公初て武州江戸に御參勤のとき、諸大名衆を御振舞被成、初日に右の上座淺野彈正殿、其次に酒井左衛門殿、土屋民部殿、大久保相摸殿、土居大炊殿、次第列座也、左の上座は、藤堂佐渡守殿、夫より酒井雅樂殿、延壽院按するに、今大路道三、阿部備中殿と次第に座せらる、本多佐州は下座の柱に掛り、上座に向て安座せらる、都て座配以下の事佐州差引也、久國按するに、島津氏の藩士、川上因幡守久國なり、直に見之と云々、久國談話、

同年九月十六日、台徳院殿、家久及び尙寧を召て、また御饗應あり、家久に御暇下され、腰刀駿馬かつ櫻田

にをいて宅地を賜ひ、今の幸橋の屋鋪なるへし、俗にこれを裝城の時、芝の屋鋪より先こ、にいたりて、裝束、琉球の事を任合等を改め登城せしをもて、此俗稱存せるにや、

慶長十五年九月十六日、家久致登城、御饗應之上、加賀貞宗之御腰物、并御馬致拜領、且又櫻田之屋敷を被下、直に御暇を賜はり、同廿日江戸を發し、薩州舊傳記、兼而被仰渡によりて、中山王は東海道、罷上り、家久は木曾路を通り下國仕候、真享松平大隅守書上り、家久尙寧、歸路を分ちしは、此書のみなり、

慶長十五年九月十六日、台徳公島津に歸國の暇を賜はるへき爲に、再び饗應ありて、加賀貞宗の刀、並に駿馬を授けらる、中山王の後家久より彼國に

にをいて宅地を賜ひ、今の幸橋の屋鋪なるへし、俗にこれを裝城の時、芝の屋鋪より先こ、にいたりて、裝束、琉球の事を任合等を改め登城せしをもて、此俗稱存せるにや、

慶長十五年、尙寧にも暇賜はりて懇命あり、寛永島津家久語を書に、此日尙寧が登城、及び御暇の事を載せず、紀年錄にのみ、尙寧が御暇を十二日登城の時とせしは、其實を得たることなれども、他の諸書に、今續本朝、よて同廿日江戸を發し、中山道を經て國に歸る路にして、歸國の後、每歲奉貢すへき旨、尙寧申すといへとも家久以聞せず、

啓使を置て、政令を施すへしと鈞命を蒙る、武徳編年、集成、

慶長十五年九月戊午、賜暇於中山王、而賜宅地於家久、且授良馬、賜歸國之暇、壬戌家久以中山王發江戸而西歸、續本朝通鑑、

慶長十五年九月十六日、島津家久及び中山王尙寧を饗し、即日上使を以て歸國の暇を賜ひ、家久に加賀貞宗の刀、及び馬を賜ふ、廿日家久中山王江戸を發し、中山道より洛に出て薩州に向ふ、大三川志、徳川治世錄、

慶長十五年、中山王尙寧到江戸拜大樹、乃命曰、琉球國累世中山王之所有也、今無由立別姓、宜還本國以繼祖考之祀、又命家久賜琉球租稅、于時家久又引中山王歸薩摩、成功記、武徳編年集成、大三川志、但し大三川條に載す、

慶長十五年九月廿七日、去七月より琉球王駿府江戸へ出仕して、九月十四日傳注、異本廿日とあり、立江戸今日到濃州岐阜、其節琉球へ有歸國、毎年御調物を可被上諸應にて、無事のすかたたるへきと云々、但此儀于今無披露、琉球は駿國故雪不降、始て日本にて雪を見る物語す、官本當代記、創業記、慶長年錄、

慶長十五年、琉球王江戸發足、美濃國岐阜へ到着之

節、琉球王歸國之後、御調物可差上由申候へども、此事可有如何とて無披露、琉球王又被申は、我國無雪降、貴國へ來て初て見雪と云々、慶長見聞錄案紙、

慶長十五年秋八月、家久率尙寧及王親陪臣等來、神祖按するに、台徳院殿、誤りなるへし、乃命王尙寧使歸其國、以附庸於薩摩州、善繼前好、敬承先祀、於是則古南島地復舊域矣、南島志、

中山王尙寧江戸に來朝あり、秀忠公大に憐み給ひ、薩摩侯附庸の國といひながら、諸大名なみにして、列は御老中の次に座し、十萬石以上の格とぞ定められける、琉球圖和録、○按するに、諸記に此事所見なし、此書何に據れるにやいふ、

通航一覽卷之三終

### 通航一覽卷之四

#### 琉球國部四

##### ○中山王來朝

慶長十六辛亥年、去歲島津少將家久、中山王尙寧を歸國せしむべきの命を蒙り、また明主よりも請ふ旨あるに由て、ことし終に尙寧及び俘囚を國に還す、是より彼土に監國を置、法制を定め毎歲薩摩に納貢せしむ、同年十二月十五日家久が使者、尙寧の謝使を率ゐて駿府に來り、家久が亡父三位法印龍伯が遺物を獻し、龍伯は、こし正月廿一日卒す、かつ尙寧が事を言上す、よて東照宮彼謝使を駿城に召、前殿にをいて拜謁をゆるさる、獻物あり、尙寧が歸國、家傳の書に分明ならされども、南浦文集尙國に歸るを記し、はしめ尙寧が薩摩に在る事、三年にしていたりす、へて三年に及びたれば、今駿府記等によりて決す、今年に家御代替、及び中山王襲封の時、必ず使者を奉り、國王みつから來らざる事となり、其官家を賀するを賀慶使といひ、襲封を謝するを恩謝使と稱す、こは使者の條に詳なり、

慶長十五庚戌年、上意に而中山王歸國いたさせ申候  
眞事、平大隅守上、島津家久記、官本當代記、創家記、慶長年録、○按するにこれらの書によれば、尙寧の歸國は慶

長十五年のこさくなれども、こは總記せしものにて、たゞ家久國に歸りて後、明年歸國せしめしを詳に記さるのみ、下の寛永島津家久譜等に、其年を越さずして、  
 慶長十五年、家久還薩摩の後、令中山王歸琉球國、而每歲納貢、更世則來朝、續本朝通鑑、

慶長十五年、家久引中山王而歸薩摩、自是令王及俘囚送還琉球、乃置監國立法制、年々納琉球貢稅六萬石於薩摩矣、  
成功記、武德編年集成、大三川志、但し武德編年集成、大三川志には、九月三日條に記す、○按するに、下に載る眞事松平大隅守書に、及び鹽尻に據るに、琉球の貢稅を六萬石とせば誤りなるにや、  
 家久様中山王へ御渡之書付、

一琉球之義雖申候、被對日本疎略依在之、遣人數令破却、剩王位至日本渡楫候上は、如何様可有之義、此方次第候得共、被薩藩邦可爲迷惑事、銘心肝歸國被申候間、其懇志不可有御忘却事、  
 一其國之諸式、日本不相替様可被成法度事、  
 一王位爲藏入知行過分相定進候間、向後不辨無之様に可被仰付儀、肝要候事、  
 一百姓連々困窮候由、其出得候間不謂儀百姓不致辛勞様、可被仰付候事、  
 一毎年渡唐船之儀、時分相違之故、海路不易候間、自今以後は以番賦船頭被相定、若時分はつれ渡唐、

又歸帆仕候は、可相掛其科候事、

一如舊規判形無之商船着岸之時は、被相定少茂自由無之様、番衆被附置、此方に可有注進事、  
 右條々、堅固可被相守者也、仍證達如件、  
薩州舊傳記、但し年月を記さず、

##### 琉球國王尙寧與大明福建軍門書略

小邦去日本薩摩州者僅三百餘里、以故三百年來以時獻不腆方物、修其隣好、頃有不肖裔夫、  
按するに、琉球國和録に、こは邪那をさせしなるへしといへり、  
邪那の事は、平均始末の條に載す、  
 緩其貢期、是故薩摩州進兵於小邦、小邦荒墟者誠天之所命、而我亦以無苞桑戒也、不幸而爲其俘囚、在薩摩州者三年矣、州君家久公、外好武勇、內懷慈憫、待我以待貴客之禮、禮遇之厚者、三年一心加之、送還我於小邦云々、  
南浦文集、

第二十代、尙寧か代に當りて、大明の神宗萬曆三十七年、日本國薩摩の守護のために執はれ、居る事三年にして國に歸る、琉球國事略、  
 慶長十六年、中山王尙寧得還國、南島志、  
 中山王尙寧日本に居る事三年、過を悔罪を謝し、慶長十六年漸く本國に歸る事を得たり、此時神君家

久に琉球國を屬し給ひけるより、永代附庸の國となり、臣とし仕ふる事甚敬めり、夫よりして將軍家御代替りには、中山王より慶賀の使臣を來聘せしめ、彼國の代替りには將軍家の鈞命を薩州侯より傳達せられて、しかうして後、位を嗣他日恩謝の使を奉るなり、其國唐と日本の間にある故、嗣封の時彼國よりも冊封を受けるなり、されども唐へは遠く、日本へは近き故、日本の扶助にあらされは、常住の日用をも辨する事あたはず、去るによりて、國人耶麻刀と稱して、甚た日本を尊ぶとんん、  
 琉球談、

慶長十六辛亥年十二月十五日、島津龍伯爲遺物長光刀左文字脇差獻之、就之去歲所擒來之琉球王歸之、則琉球之往來可爲如前々之由、自大明國依請之、彼王歸遣之旨言上、依之琉球人着府、則於前殿御覽之、藥種及彼邦之異物等獻之、駿府記、  
 慶長十六年十二月十五日、琉球使來獻藥物土產、  
家忠日記追加、參陽武編全集、  
 慶長十六年十二月十五日、島津家久が老父龍伯が遺物として、長光の刀、左文字の脇指を獻す、  
自注此年春、

龍伯卒す、兵庫頭義弘も卒去す。○按ずるに、島津家譜によるに、義弘入道惟新が卒せしは、元和五年七月廿一日なれば、此年の事とせしは誤り、言上しけるは、中山王今に薩摩に逗留するに依て、大明帝より中山王歸國の事、請來るによりて琉球に歸らしむ、按ずるに、大三川志、國朝大業廣記には、中山王の歸國を許さば、琉球往來の船往古のこさくたるへしと請ふに依て云々記す、其ことを謝する爲に、使者參向せしむる由申上る、琉球の使者駿府に來り、藥物并國產數品を獻す、武德大成記、大三川志、國朝大業廣記、慶長十五年、家久國に歸り、其年を越さずして、中山王を琉球にかへらしむ、中山は琉球の一名なり、寛永島津家久譜、官本當代記、創業記、慶長年録、

中山王歸國之後、其以來公方様御代替、若君様御誕生、又は中山王自分繼目之節は、中山王より江戸へ使者差上候、尙寧被召列候節より、當正徳四年迄、琉球人八度參府仕候、薩州舊傳記、○按ずるに此書正徳四年の撰なれば、其いふ所かくのこさし、琉球國より毎年秋、米十二萬二千七百石餘を薩州鹿兒島に貢す、鹽尻、

寛永十一年八月四日、大猷院様御判物、  
薩摩大隅并日向國諸縣郡都合六十萬五千石餘、目錄在 此外琉球國十二萬三千七百石事、全可有領別紙

知之狀如件、

寛永十一年八月四日御諱御判

薩摩中納言殿、眞享松平大

中山王尙寧歸國の後、彼國守護に留りたる薩摩の將士歸朝せんとす、時に尙寧送別の宴を開き、其調味に蕃薯を出す、將士みなこれを珍味なりとして、乞ふて齋し歸る、これ此物の本邦に渡りたる始めなるへし、其後數多破あり、國益の物たりとて、諸國に作らしめられ、伊豆國附諸島にも遣はされて、其地に植しめらる、

島津家久中山王尙寧をして本國に歸す、按ずるに、原條にあり、時に彼國番手に残りたる薩摩の諸將も、歸朝すへしと使を以て申送る、依之十月半諸將歸朝せんとするにより、尙寧諸將を王城に招て饗應せらる、時に琉球芋をあつものにして、すゝめければ、いづれも珍味なりとて喜悅しけり、國王自ら出て、是は小國に澤山生する物也、賞翫せらるゝこそ満足なれとて、生なる芋を取寄出しければ、諸將是は珍物也、歸國のみやけに所望申たしとありければ、國王悦び大なる苞にして進らせけり、歸國の後、大守へも奉りければ、大守も珍らしと賞味し給ひ、これより歷々の調味と成、輕きものは食する事

能はず、年々琉球へ所望し求められしに、寛永年中にいたり、琉球よりは是をあまた獻し、其製法をくはしく書付奉りければ、薩州にて作らせらるゝに、よく生して琉球より送りし所に違はず、他國へも遣はしけり、按ずるに、享保年中島津氏よりの書上に、琉球より和年間の事にし、三十四五年程に罷成されは、天永年中さいふは誤りなり、はしめ琉球より來りしもの故、琉球芋と號しけり、今薩摩にて作る所故、餘國にては薩摩芋と唱ふれども、薩摩にては于今琉球芋と呼なり、當時は諸國に廣まり澤山故、いやしき食物のやうに思へども、其本を思へば、いやしむべき物にあらず、饑饉の節は、米穀の代りに食して人命を保たしむ、島津琉球軍精記、

享保の頃、浪人青木文藏、蕃薯考、并國字譯を作りて、薩摩芋の國用に益ありて、人民の食料をたすくる事を委しく記せり、其由上聞に達し、小石川御藥園にて試みに植させられ、農民にも作り習ふべき旨仰出され、伊豆の國附島々へも植させ、佐渡の國へも遣はさる、其上著述之蕃薯考國字譯板行被仰付、廣く作習ふべき旨觸せせらる、其頃薩摩へ仰遣わされ、薩摩芋の貯へ方、植付の法等を尋させら

る、薩州より献せし書付左に出す、按ずるに、書付の結末、其何年といふ事を脱せり、

さつま芋園の事

十月の節過、七日八日目の頃、畑より掘取るなり、種芋かこひ埋置やうの事、畑より掘出し土を能おとし、水にて洗ふ事なし、日に乾し候事なし、吹さらし候所は惡し、山の端にても家の陰にても、風あたり不申、日向の能温氣なき所に芋をいけ候分量ほど、深さ四五尺掘り、四方へ菰を當、底にも菰を敷、其上へ粗からを厚さ五寸ほど敷、芋のすれ合不申様に、壹寸程ツ、間を置、一通ならへ、また其上へ粗を芋のみへさる程置、又一通ならへ置、其上へ菰を二枚程かけ、其上より土の通らさるため菰を壹枚かけ、其上へ土を七八寸もかけ置申候、温氣にて粗ぬれ候へは、芋くさり申候、雨露通り候へはくさり申候、疵有之候芋は、かこひかたく候、疵の所よりくさり申候、疵のなきをかこひ申候、箱に入れ、右之通にいたし候ては持不申候、土はさらひ候へ共、土の氣無之候ては、また持不申候由、



二月の中より十日め程に、苗とこ入と申て、日あたりよき所へ、馬糞をよくこなし、厚さ五寸程一通置、其上へ横にならへ、また其上へ馬糞を芋のみへさる程置、菰を壹枚通かけ置なり、また上家をこしらへ、廻りも風のあたらざる様に、菰にてかこひ、日むきのかたに口をあけ、晝は日にあて、晩には風のあたらざるため、口をふさぎ置、芽の出候時分は、芋壹ツより芽いくつも出申候、芽五六寸にのひ候時、かき取候て別々に植る、四五尺程つゝ間を置植る、芋のつるに五六寸間にふし立、五六尺にのひ候時分より、ふしの所毎に壹寸程つゝ土をかけ置候へは、其ふしより根出、芋出来申候、こやしは下肥をうすくして、芋にかゝらざる様に、きはへかけ申候、出来上り候まで、二度程こやし入候て能候よし、根元の所へこやし致し候、

又どこへ入れ不申、直に畑へ植付候時は、芋をいけ候下へ馬糞を入れ、其上へ芋をおき、五寸ほど土をかけ植る也、

薩摩芋

一是は唐國より渡來候哉、

一いつの頃より薩州にて作候哉、

一唐國より琉球へ渡來、琉球より薩州へ渡候て、三十四五年程に罷成候、

一唐芋と唱へ申候、皮の色は白赤薄赤御座候、赤き芋は十五日芋とも赤芋とも申候、薄赤色の事をほけ芋、三つ葉芋とも唱へ申候、何れも別種にて御座候、風味皆甘く少々つゝ替御座候、

一琉球芋と申候て、別種有之様申ものも有之、又は同種と申ものも有之候、如何候哉、

一琉球芋と申候は、唐芋とは別種にて、はんすいも共唱へ申候、皮の色は白赤の芋も有之候、是はほけいも、又は赤はんす芋とも唱へ申候、皆其内の色は白く有之、風味皆其別而之替無御座候、

一此芋薩州へ作初候者、程久敷義にて、年間相知れ不申候、先達て申上置候通、少々つゝ作申候、

一右銘々之芋を種取植付候得は、本芋の色にて替無御座候、所により稀には白はんす芋も出来候も有之、唐芋よりほけ芋出来候も御座候、

一百姓共夫食貯置様は、如何様致し候哉、

一貯置候得は、二三年計も持ものに候哉、

一琉球芋、唐芋生にて貯置候義は、十月頃芋を掘取、日當の暖氣成岸の下、同藪かけ濕氣なき所を見合、土中を掘り、下には茅またはわらを敷、脇にも右之類のものを土の不掛様に致し、其中へ芋を入れ置き、上にも茅またはわらを置、雨など洩れ入さる様堅め置候へは、翌年三月頃までは痛不申候、右時節相過候まで台置候は、土中より取出し家のうちに、わら茅の草を敷、其上に置候得は、五六月時分までは持申候、または八九月頃掘取、四五日干調ぬぬかに交せ、たわらなどに入、火を焚候うへに置候へは、翌年夏初までは持申候、中にも赤いも能持申候、

一久敷貯候義は、芋を厚さ壹分程に切能干調、壺などに入置、毎々干候て保護致し置候へは、二三年までは痛不申事も御座候、

一飯料には、粉になし、たんこに致しもちひ候、またはゆて候ても給、食にもませ粉に致し候、大麥小麦粟蕎麥の粉などにましへ、たんこに致し候ても用申候、

一唐芋十部出来候地に、琉球芋は七部出来申候、右

唐芋苗持様植付之次第

一種かくし置様植付様之義、かつらを九十月の時分、霜不降内、長さ一尺四五寸程に切、日當りの岸の下、暖氣なる所を見合、横之廣さ壹尺七八寸程に堀、かつらを四五寸程出し置き、深さ六七寸ほど土をかふせいけ置、翌年二三月頃雨降候砌、苗植致し段々にやしないをくれ、四月より五月上旬頃までに植付申候、

一苗芋は、正月末より二月初まで苗床に馬糞を厚さ壹尺餘り置、其上に芋を並へ、芋のみへさる程馬糞をかふせ、わら芥をかけ置、五月過明け候て見申、芽めくみ候節、芥を取除申候、右の芽七八寸程成長致し候節、芽をかき取植付申候、又は芋を厚く苗床にふせ置候得は、芽出候節芋共に別床に直し、芽出かつら三四尺に成長致し候節、七八寸壹尺程にも切、植付申事も有之候、芋薄く苗床にふせ置候へは、別床に直し候には、および申さず候、其儘床

に置かつら右のこく三四五尺になり候節、切候て植付申候、

但島の植付候は、横にかつらを植付、土三四寸かけ申候、

一堀取候時分は、九月霜不降うちに取申候、

一琉球芋唐芋かつらの様子、同様に相見へ申候、

以上、

二月

享保二十乙卯年閏三月九日、吹上奉行石丸定右衛門薩摩芋作被仰付候處、宜敷出來腐も無之、出精仕候に付、銀三枚被下之、其外添奉行以下拜領物被下之、以上、享保年録、

有徳院様薩摩芋種を御取寄、諸國御代官に被仰付、公民へ種を御貸被下、所々に作らせたまふ、その形状は魚のこくにして、萬民見馴れざるものゆへに、これをくらはす、これに依て林大學頭へ命せられて、薩摩芋の功能書付開板あり、人これを喰ふときは、その徳ある事を記させ給ひしかは、世上の人漸く疑を散して、今専ら世上にこれを賞翫して、貧民のため、あるひは飢饉のときなど、甚た夫食の

助けはなれり、明君享保録、  
蕃薯自注又作一名甘薯、其赤者名朱薯、蕃甘乃三種通稱也、

和名、琉球芋、又名薩摩芋、呼其赤爲赤芋、按番薯、其種原出于琉球國、其品有白黃赤三品、而白者最勝、會聞、彼國人殊貴重白者、嚴禁傳種於他邦、故本邦所有黃朱二種耳、不彼知其有白薯、遂呼黃者爲白薯、稻若水云、赤黃者性粘、白者、不粘、不粘爲上品、粘者爲下品、特粳糯之異耳、其白者、疑是番芋歟、然未敢決、愚按、扣鉢齋行厨集以朱薯爲香芋、未如何是、再諸錄、

慶長十七壬子年、中山王尙寧か使僧圓覺東堂薩摩に來り、家久か父宰相入道惟新に書牘を贈る、惟新回答して自後異心あるまじき旨を諭す、異國日記に、月十九日惟新より尙寧に贈れる返翰を載せて、文中早く嗣王を定めん事を諭せし事見ゆ、其返翰年代をのせされども、文意によるの書なるへし、

慶長十七壬子年三月廿日、答琉球國王書  
別來忽々、換一寒暑、徒謁遠望而已、多歎多歎、恭聞、錦旋之後匪意安、一國公族至於島嶼小民、各得其所矣、寔雖爲天幸、惟我家久公德化之所及也、

今圓覺東堂、爲正遣使遙渡大洋、一封書音數箇珍視、逐一所拜受也、按するに、來翰等の事、今所見なし、自今以往國泰民安、長久之計貽厥孫謀者、在尙寧王之存誠、誓勿忘在莒之時可也、恐懼不宣、

壬子三月二十日

藤氏惟新

拜復 中山尙寧王閣下

按するに、島津氏は、右大將頼朝より出たれば、清和源氏なるへきを藤氏と書せる事は、島津家譜に、元祖島津豊後守忠久は、頼朝の庶長子にして、比企判官能員か妹、丹後局の所生なりしか、頼朝所の嫡姪を避けて、姪中攝津國に落り、住吉にて忠久生誕あり、同依る所なく、其邊の領主八文字民部大輔惟宗廣言に嫁し、忠久も其家に成長して、はしめ惟宗姓を冒し、其後近衛内府基道の契子となりて、是より藤原に改めしと見ゆ、元和二年六月家久より安南國華郡公に與ふる書にも、藤氏家久と記し、また三緣山台徳院殿御廟前に、彼家より獻備せし燈籠にも、藤某とありと聞く、然れば其頃まで藤氏を冒せし事推く知らる、

某年二月十九日、答中山王書、

今春賀詞千祥萬吉、如示諭、京畿千戈出于不意、無幾而東西太平、上下歡抃、珍重珍重、我少將家久公遣使於貴國、擇定嗣王、嗣王分定者國家長久之計也、自古嗣王不定、則國有覬覦者、若然則其憂在衽席之間矣、早使親族之有才者嗣其祿位、則佞巧之徒、豈有亂國者乎、伏願擇師傅之知古今者、置之嗣王左右、教以成敗、示以節儉、古云、愛子教以義方、

忠孝恭儉義方之謂、若嗣王能解義方之理、能致忠孝於太上、能行恭儉於國家、又能知成敗於未然之時、與我薩府府君、永不忘親睦之心、豈非貴國太平基乎、太上儲王同能知之、所贈之赤氈二片、蕉布十端、酒饗一箇拜而受之、不勝感荷、不宣、

二月十九日

惟新

拜復 中山尙寧王閣下、以上、異國日記、南浦文集、

通航一覽卷之四終





次郎御舞臺之前庭上へ引出備御覽、口付は御中間也、

一酒井河内守、酒井讚岐守を按するに、河内守忠清、讚岐守忠勝ともに老中なり、召し、兩使可致御禮旨被仰出、則向兩使上意之趣傳之、若君様御誕生之御祝儀使者金武王子は、下

段敷居際より四疊目出座、此時太刀目録中段中央に置之、琉球國王よりと河内守披露之、此節金

武王子御禮五拜、按するに、正徳已後の御次第書に、國王然れば拜數其頃より改りしに、但し琉球來聘日記抄に載る承應二年の御次第書に國王及び自分の拜禮ともに、三拜とあれども、こゝに誤寫なる、畢而本座へ退去、太刀目録河内守引之、其後繼目御禮使者國頭王子、御禮次第同前、

琉球國王繼目之御禮と河内守披露、本座に退去之時、太刀目録同人引之、

一河内守讚岐守被召出、若君様御誕生之御祝儀、并彼國王繼目之祝儀献之、兩使遠境來著、殊に日光

山迄可有參詣旨被聞召、御感不斜由被仰出之、讚岐守、河内守、伊豆守、豊後守、對馬守、薩摩守御

次間に列座、向兩使傳上意之趣、因茲重而南之板椽にて兩使一同御禮一拜、畢而御納戸構に入御進物引之、

金武王子自分之御禮

太平布二十疋 白紗綾十端 竹心香十袋

官香五把 壽帶香五袋 龍涎香二箱

燒酒 三壺

國頭王子自分之御禮

練芭蕉布十端 竹心香十袋 官香五把

壽帶香三箱 燒酒二壺

右南板椽に並置、重而御納戸構より出御、御上段

御著座、金武王子於板椽御禮、河内守披露之、本座

へ退、次に國頭王子於同所御禮、同人披露之畢而、

殿上間に退去、

一河内守讚岐守を以て、薩摩守を御前に被召出之、

中段祇候之時、今度琉球人遠路相連、其上日光に可致參詣旨、御機嫌之旨被仰出入御、

一若君様御誕生之御祝儀物、大廣間南之板椽に持出置、

御太刀一腰自注禮 御馬一疋自注鹿毛 天鷲

絨二十卷 練芭蕉布五十端 哇芭蕉布三十

十端 太平布五十端 唐蒔繪椀折敷十人

前 竹心香五十把 官香三十把 壽帶香

三十箱 龍涎香十箱 香餅三壺 香合

三輪自注曲 唐作花一折 蘇鐵二 燒酒五

壺

繼目御禮之進物

御太刀一腰自注禮 御馬代銀三十枚 緋縮

緋百把 唐布五十端 薄芭蕉布三十端

綿百把 燒酒三壺

爲御名代牧野内匠頭、松平和泉守御廣間下段床

緣より二疊目、西之敷居際に東面著座、自注長袴、金武

王子下段敷居際より二疊目に出座、太刀目録酒

井日向守持出、琉球國王よりと披露、此時金武王

子内匠頭和泉守に向ひ拜禮、自注再拜、太刀目録内

匠頭請取納之、次に繼目之御禮國頭王子、次第同

前、畢而進物引之、自分御禮、

金武王子

太平布十疋

緋紗綾十端 竹心香五袋

官香三把 壽帶香三箱 龍涎香三箱

燒酒二壺

國頭王子

哇芭蕉布十端

龍涎香二箱

竹心香五袋

官香三把 燒酒二壺

右進物一同に出之、一人宛板椽へ出、内匠頭和泉

守下段下之敷居際へ下りて在之、畢而兩使退出、

一御振舞無之、

一御番衆出人勤番も有之琉球來聘日記抄、琉球人御禮次第、

正保元年琉球國來翰、

抑若君様御誕生千嘉萬悅、貴國太平之嘉瑞、何事

如之哉、吾小國亦聞之、猶安樂爲萬歲萬萬歲之祝

儀、按するに、朝鮮使來聘記、附には、禮儀に作る、敬進使者候、進獻之目録別

紙在之、委細令口達之間、可然様於被達貴聞者、

多幸多幸、誠惶謹言

寬永二十年癸未卯月廿日 中山王 尙 賢

進上御年寄中琉球人來朝記、朝鮮使來聘記附、

正保元年六月廿五日、松平薩摩守光久、琉球國賀慶

使金武按司、謝恩使國頭按司を率て登城、是殿有院

様御誕生を賀し、且中山王尙賢其世繼を謝し申さ

ん爲なり、此時より國王來らず、使价を捧ぐる今に

至る迄同し、山本氏筆記、

正徳元年辛卯年十月十九日、松平薩摩守琉球人召連

參府之節、家來御目見之人數、

參府御禮之節、家來 貳人 琉球人に差遣罷越候家  
 常々參府にも同斷、來 琉球人御禮之節、  
 壹人 御暇之節、留守に差置候家 壹人 都合  
 來、常々御暇にも同斷、

四人御目見仕候、

右此方より文言認之、古兩通之書付、按ずるに、變通は朝  
 對馬守家來御目、御前之差上之、正寶令條、  
 見の書付なり、宗對馬守より家來御目  
 按ずるに、こは朝鮮人來聘のこき宗對馬守より家來御目  
 見の事を願ひしに、此例書を添て言上及びしなり、  
 御用に付、島津帶刀殿より正徳四年被相札候琉球  
 國之由緒、

一 中山王死去、其子繼目之儀は、江戸に被相伺候に  
 不及、太守様より被仰付、其首尾江戸に被仰上事  
 候、按ずるに、寛文九年七月十一日中山王卒するに、襲封  
 命ありしよし、人見記に見えたり、少しくこれに  
 歸せり、もしくは其時に故ありて、かく伺ひしにや、  
 一 中山王都屋住柄之内、一度薩州に參上、太守様の  
 御目見仕事に候、薩州舊傳記、

先年より中山王薨し、世子の喪過て漢朝より冊封  
 使を受、我邦にをいては、三年の喪を待たず、彼國  
 王嗣位の忝きを謝し奉る例、島津家に定置所なり、  
 鹽尻、

七月三日、光久兩使を率ゐて江戸を發し、頓て日光山  
 に到りて御宮を拜せしむ、中山王尙賢より三種の獻

備あり、寛文度より、日光登山の事やみて、東叡山御宮に參拜す、ま  
 最利よりあり、事なるべけれ、歸府の後、同月十二日兩使登  
 城す、此日は出御なく、井伊掃部頭直孝はしめ、大老  
 老中大廣間に列座、光久も著座し、尙賢に上意賜物の  
 事を、酒井讚岐守忠勝これを傳へ、嚴有院殿より賜物  
 の事は、松平乘壽傳達す、畢りて兩使に御暇下され、  
 下官までに物を賜はる旨、老中これを傳ふ、此日、ま  
 た御譜代大名諸役人出仕せり、此時彼國よりの  
 來簡所見なし、

正保元年七月三日、琉球國王之使者上下七十人な  
 り、社參として當地發足、赴日光山云々、松平薩摩  
 守所令同道也、聘日記抄同し、 同月十二日、琉球國中  
 山王使者兩王子、從日光依歸參、今日御暇被下付登  
 城、今度遠境以兩使、若君様御誕生之壽詞、并彼國王  
 繼目之御禮共、目錄之通品々進上之、殊日光山の香  
 爐華瓶等獻之、尊崇深志之至御感不斜、中山王の白  
 銀并綿被贈遣旨、讚岐守傳上意之趣、獻期日記、  
 琉球王獻備香爐花餅之銘  
 香爐之銘

琉球國中山王尙賢、奉納東照大權現廟前、銘  
 曰、壹爐香炷、噴霧湧雲、解脫風起、郁郁芬芬、

寬永貳拾歲在癸未孟夏日、  
花餅之銘

琉球國中山王尙賢、奉納東照大權現、銘曰、靈  
 神盛徳、永固洪基、寶餅資福、銘刻愧辭、花  
 飾瓔珞、葉染瑠璃、諸天下降、瞻仰獻之、寬  
 永貳拾歲在癸未孟夏日、

琉球國中山王尙賢、憑于薩州太守拾遺源光久、遣  
 臣尙氏全金武朝貞於日光山、齋黃銅華餅壹對黃  
 銅香爐壹箇、奉納東照大權現廟前、仍爲之銘、式  
 表丹誠、仰冀照鑑、其辭曰、莊嚴刹主、八面玲瓏、  
 儼然遺烈、鎮護日東、茲奉法器、式陳闕宮、祥花潤  
 色、水在餅中、

寬永貳拾歲在癸未孟夏日、以上日光山志、  
 正保元年七月十二日

一 琉球人御暇行列、去頃出仕之通也、  
 一 今日は依無出御、御廣間中之間、南之敷居際に井  
 伊掃部頭、堀田加賀守、及松平薩摩守著座、同席  
 北之方襖障子際より、酒井讚岐守、酒井河内守、  
 松平伊豆守、阿部豊後守、阿部對馬守東之方に順  
 順列座、

一 中山王の被遺物下段に並置、兩使一同に中之間  
 敷居際の出座之時、中央に召出、今度遠境以兩使、  
 若君誕生之壽詞、并彼國王繼目之御禮、目錄之通  
 品々進上、尊崇深志之至御感不斜、依之、中山王  
 の白銀綿被贈遣旨、讚岐守傳上意之趣、本座に退  
 時進物引之、

一 若君様より被遺銀子時服、右之席に持出、牧野内  
 匠頭松平和泉守老中と列座有之而、右之品々被  
 送遣之よし内匠頭傳之、次第同前畢而、公方様よ  
 り金武王子被下物、間之襖障子之際より東方中  
 之間に引下て出之、敷居際へ召出被下之旨、河内  
 守傳之頂戴、次に國頭王子次第同前、次に惣中の  
 被下物、兩使一同に召出、河内守傳之、終而若君様  
 より兩使に被下物内匠頭傳之、次第如最前、  
 公方様より、

- 白銀五百枚
  - 綿五百把
  - 白銀三百枚
  - 時服二十枚
  - 白銀二百枚
  - 時服十枚
  - 白銀三百枚
- 若君様より

中山王  
 金武王子  
 國頭王子  
 兩使從來  
 惣中

中山王  
 金武王子  
 國頭王子

白銀三百枚  
 時服二十枚  
 白銀二百枚  
 時服十枚  
 白銀百枚  
 時服二十枚

自注銀百枚  
 故二十也  
 琉球來聘日記抄、

一外様大名出任無之、琉球來聘日記抄、  
 珍書披覽欣拊之至也、若君様御誕生之儀、於其國  
 被開及、使者金武到來、爲祝儀進獻之土産、如目  
 録遂披露于兩上様之處、御前に金武被召出、御機  
 嫌不少候、委細使者可有演達者也、不宣、  
 寛永二十一年甲申七月十一日、

報復 中山王館前琉球人來朝記、朝鮮使來聘記附、  
 從四位下對馬守 阿部朝臣重次  
 從四位下豐後守 阿部朝臣忠秋  
 從四位下侍從兼伊豆守 源朝臣信綱

### 通航一覽卷之五終

方物を獻し、大猷院殿に拜謁して、中山王尙質の襲封  
 を謝し奉る、また二丸をいいて、嚴有院殿にも拜謁  
 す、自己の拜禮等、すへて前規に准せらる、  
 慶安二年九月朔日

一琉球國中山王尙質使者久志川王子登城、中山王  
 繼目之御禮也、松平薩摩守下屋敷より、按するに今の芝の屋敷  
 是な通町筋本町通常磐橋に入、大手下馬迄道中行  
 列之次第、所謂、

一歩行之者十人自注薩摩守人 一むら持二人 一樂人十人  
 一旗持二人 一物頭二人 一士口口自注肩衣袴 薩州人  
 一歩行之者十二人自注琉球人 下馬内三人 一具志川王子自注屋 薩州人  
 一琉球騎馬 一從者十七人但小童共 唐裝束、まふ  
 に、同、うへち、同、ちな、同、あしぐすく、同、たま  
 よせ、同、ねさしふ、同、かなぐすく、赤はちまき、か  
 うち、同、あたにや、同、こはつ、同、あさこ、小童、  
 おもひし郎、同、まさふ郎、同、おもひこ郎、同、お  
 かね、同、おもひごく、同、まかも戸、  
 右之諸役人は、大手下馬腰懸に置て、馬上十七人  
 は、右之所に而下馬して、久志川にしたかふ、久  
 志川は乗物橋に而屋橋より下歩行す、御徒番所

### 通航一覽卷之六

#### 琉球國部六

○來貢慶安二年

慶安二己丑年七月十日、琉球人江戸に著す、同十四日  
 松平島津、薩摩守光久か許に、上使として大目付井上  
 筑後守政重を遣はされ、かの糧米として二千俵を賜  
 はる、寛永正保度、賜米の記載調く、承寛維新に、寶永七年參府の時、  
 千俵賜りしが、こゝより千俵下さるゝあり、然れば寛永正保兩度は三  
 俵減せられしにや詳ならず、光久か嫡子又三郎久平登城  
 して謝し奉る、

慶安二己丑年七月十四日、去十日琉球人爲御禮參  
 著す、依之、爲上使井上筑後守を島津薩摩守方へ被  
 遣、并扶持方に可仕由に而、米貳千俵被下候、自注或は千俵  
 寛明日 慶安二年七月十四日、松平薩摩守の井上筑後  
 守爲上使被遣之、是今度自琉球國、彼國元爲繼目之  
 御禮、所獻之使者來著之儀被開召、然者米二千俵薩  
 摩守に被下旨被仰遣之、薩摩守就病氣、息又三郎爲  
 御禮登城獻朝日記

同年九月朔日、使者具志川獻朝日記等に、久志川に作るは假字なり 王子登營

階之上に至る、前廣より依上意井上筑後守、宮城  
 越前守、兼松彌五左衛門令案内、殿上之間下段に  
 置之、十七人は同所之次間に並居、下官は御立關  
 前庭上に置之、

一大廣間出御自注御長袴、御禮被爲請、前々之通松平又三郎  
 郎差添、中山王より、  
 一御太刀一腰自注 一御馬代銀五十枚 一  
 太平布百疋 一綾芭蕉布三十疋 一薄芭蕉  
 布三十疋 一久米綿百把 一丸燈籠一對  
 一玉之二枚折屏風一双 一燒酎五壺 以上  
 但書簡者御前不出之、獻朝日記、

慶安二年九月朔日、琉球國王使者久志川王子御禮  
 申上之、是は繼目御禮にはかり來聘す、大概如先  
 例、琉球來聘日記抄、如官日條、抄萬年記、東武編年要錄  
 慶安二年九月朔日、大廣間に而琉球人御禮代替也、  
 王之禮、其後自分之御禮也、甲斐肥前右加五人、御椽  
 類に著座、御太刀河内、何も長袴也、按するに、甲斐肥前河内、内何役にや詳ならず  
 大納言様へも二丸に而御禮也、御徒頭無名氏之記、  
 慶安二年九月朔日、琉球人御目見、依之、諸大名は  
 不登城、但御譜代大名は悉出仕す、寛明日記、

同月二日、かの使者日光登山により、老中以下を遣はさるへき旨命せらる、同十一日日光に赴く、獻備あり、歸府の後、同廿五日また登城す、御暇を下され、大猷院殿嚴有院殿より賜物あり、かつ老中豊後守忠秋より、返簡を薩摩守光久か家人に渡す、

慶安二年九月、琉球人日光へも參候故、阿部對馬守吉良若狹守按するに、對馬守重次は老被遣候、御徒頭無中、若狹守は高家なり、慶安二年九月二日、阿部對馬守水野備後守按するに、御奏者番、兩人、琉球人を召連、日光に可參旨被仰付、九月阿部對馬守日光へ發足、來十一日琉球人日光參詣仕候に付、先達而赴く所也、十一日琉球人日光へ發足す、水野備後守相具之、廿六日琉球人に御暇被下、拜領物は銀五百枚屏風五双中山王、銀貳百枚小袖二十久志川王子、銀三百枚惣中、從大納言様被下物、銀貳百枚小袖二十中山王、銀百枚小袖十久志川王子、寬明日記、如官日簿抄、

慶安二年九月二日、今度琉球國之使者、日光山に相越付而、吉良若狹守、阿部對馬守、小笠原壹岐守、按するに、御奏者番、水野備後守、宮城越前守、按するに、被差遣之、大目付、同廿五日琉球中山王使者久志川王子御暇、松平又

三郎差添、

中山王に 白銀五千兩屏風五双被遣之、

久志川に 銀貳百枚并時服五十被下之、

中山王に老中并松平和泉守より、按するに、西丸老返中乘齋なり、

簡松平薩摩守家來新納右衛門様殿中阿部豊後守渡之、獻廟日記、

老中返簡

芳翰披見、欣然之至也、琉球國繼目安堵之事、去年冬從薩摩守光久就申遣候、使者具志川到著、爲謝詞御祝儀、進物之土産如目錄今披見畢、大君幕下之處御前具志川被召出、御機嫌不斜、委曲申合使者口上者也、不備、

慶安二年九月廿三日

阿部對馬守

阿部豊後守

松平伊豆守

回答中山王 館前

芳翰披見、欣幸之至也、琉球國繼目安堵之旨、去冬從薩摩守光久申遣候間、爲謝禮具志川參向、祝儀進物如目錄今披露畢、亞相君之處御前、具志川被召出、御機嫌快然、委曲使者可有演說者也、

不宣、

慶安二年九月廿三日

松平和泉守

回答中山王 館前

今度日光山東照宮大權現寶前、以使者具志川令參宮、捧物如目錄被奉納候段、敬崇之深志御感被思召者也、不備、

九月廿三日

阿部對馬守 判

阿部豊後守 判

松平伊豆守 判

中山王 館前已上憲教類典、

承應二癸巳年九月廿日、琉球人江戸に參著す、同二十三日上使を以て、松平島津、少將光久か許に米千俵を賜はる、慶安度は二千俵なり、此、同廿七日、明日道筋見分の事を、老中より道奉行に達す、

承應二癸巳年九月廿日、琉球人江戸に來る、續武家評林、

承應二年九月廿三日、兼松下總守、按するに、爲上使、

松平大隅守方ね米千俵被下、是琉球人に被下由也、寬明日記、

承應二年九月廿七日、道奉行へ老中より以手紙、明日國頭王子罷出之間、道筋見廻可申付之趣達之、

琉球人來朝記

九月廿一日已後刻、嚴有院殿大廣間に出御、中山王尙質の使者國頭王子、拜謁して御代替を實し奉る、少將光久及び嫡子薩摩守綱久これを率ゆ、

承應二年九月廿八日

一今度御代替之爲御祝儀、從琉球國中山王尙質獻使者、國頭王子頃日當地來著、今日登城、

一松平大隅守事、國頭に先達登營、御禮可申上作法等承之、

一國頭登城之道筋、并行列之次第、

松平大隅守下屋敷より上屋敷迄相越按するに、こゝは、今の芝屋敷、上屋敷とあるは今の幸橋御門内下屋敷とあり、其邊移せば、正徳より後の事なるへけれども、其年代今詳ならず、其より大名小路酒井讃岐守上屋敷之前、龍口より松平越前守屋敷之前大手通に出、

歩行之者廿人自注松平大隅守家來也、 ひとり持二人自注琉球人、 旗持四人自注琉球人、 樂人十二人自注琉球人、 士十人自注大隅守家來、 國頭王子屋轎に乗、僕從有、下馬より内へは三人召列、馬上之從者十五人、所謂、ひやんさ、つは

のこ、たまよせ、ちはな、よなはる、此五人は着唐裝束、こはしかわ、ちねん、



かうち、此三人は黄はちまき、たまぐすく、  
 是は赤はちまき、おもひ二郎、まよまご、  
 たるかね、おもひかな、ま三郎、思ひと  
 く、此六人は樂人也、自注小童也  
 士從者共むち持、はた持等、童子之外之樂人と、  
 右之族は下馬之大腰掛に置之、馬上十五人は、下  
 馬より步行國頭に差添、國頭は乗物橋より屋轡  
 を下、御立關板椽階之上に至時、前廉より依仰、  
 井上筑後守、宮城越前守、兼松下總守自注此三人大目付、出  
 向令案内、殿上之間之下段に令着座、從者十五人  
 は同所次之間に着座、下官之族は御立關之前庭  
 上に置之、

一已刻御黒書院出御、左馬頭殿按するに、甲府殿按するに、後御養君常憲院殿御事なり、順々御對顔、酒井雅樂頭按するに、大老忠清、披露之、

一 大廣間出御、自注此節於御廊下、御近習之面、御上段御着座、自注御長袴、牧野長門守、にて御膳番なり、役之、  
 厚疊二疊敷之、御褥を敷、金之御刀掛置之、御後御左之方、大森信濃守内藤筑後守、御右之方、大久保丹波守安藤備後守伺候、自注各四人御守衆也

一松平大隅守同薩摩守一人宛御禮、雅樂頭披露之、則退去、

一雅樂頭讚岐守按するに、大老忠勝、召之、琉琉之使者可出之旨被仰出、依之、筑後守越前守下總守上意之趣傳之、則三人殿上之間より令案内、大廣間之中之間、東敷居際西向に令致着座、大隅守薩摩守列座、  
 一琉球國王より進物、

御太刀一腰 御馬代銀五十枚 壽帶香十箱 香餅十箱 青貝香箱五 太平布百疋 綾芭蕉布三十端 薄芭蕉布三十端 久目綿百把 玉漉瓶一對 燒酎五壺 以上、右進物者、出御以前御目通南之板椽に、西之方より車寄之方順々並置之、

一雅樂頭讚岐守召之、國頭王子可令致御禮之旨被仰出之、則兩人國頭へ上意之趣傳之、國頭王子敷居際より三疊目罷越、中山王より献上之太刀目録、雅樂頭持出中段之中央に置之披露、國頭拜禮則退、太刀目録雅樂頭引之、畢而御納戸構之内へ入御、  
 一右進物御勝手之方へ引入之、進物番着長袴役之、

次に國頭以自分之進物御禮申上次第、

壽帶香五箱 香餅五箱 綾芭蕉布十端 畦芭蕉布五端 燒酎二壺

右進物、出御以前より車寄際に置之、此所より出之、南板椽御目通西之方より東之方順々並置之、一重而御納戸構より出御、御上段御着座、國頭罷出於板椽御禮、雅樂頭披露之、則退去、

一右過而、雅樂頭讚岐守を以遠境來着、殊品々献上之儀、御滿悅被思召之旨被仰出之、大隅守薩摩守此席に候、事畢而入御、入御以後進物引入之、次第右同、

一筑後守越前守下總守令案内、國頭殿上之間下段着座、

一雅樂頭、讚岐守、伊豆守、豊後守出座、并大隅守使者に向而會釋有之、然而使者退去、三人之大目付御立關階上迄、先達而送之、自注老中送は無之

一國頭王子之外、一人も御前へ不出、

一依上意井伊掃部頭、松平出羽守各長袴に而、大廣間西御椽に祇候、

一以上意中大名以下、并御譜代大名登城、大廣間東

之間に伺候、各長袴也、此外御前祇候之面々、何茂長袴着之、

一御振舞無之、茶湯者殿上之間不見所に御臺子置之、

一御書院番御小姓組より三十人宛出人有之、彼使者廣間へ不出以前より退去以後迄、御書院番所に當番相加勤之、

一大御番より出人百人、是は鶴之間に祇候、一彼使者大手下馬迄罷出候節、一左右有而營中伺候之面々退去、

一大手下馬久世三四郎自注百人組鐵炮頭、勤番小笠原右近大夫按するに大手御門番なり、家來雖相勤之、琉球人登城之内は三四郎勤之、使者退去以後、如元右近大夫家來へ渡之、此外所々御番所、并加番等御目付中手前記置之、

一下馬より松平越前守迄通筋、板倉市正猪子左大夫兩組召列之見廻、兩人御步行頭也、

一今日は例月之御禮無之、

一琉球國より老中迄書簡差越之、琉球人來朝記、

承應二年九月廿八日、御代替爲嘉儀、從琉球國中山

王、使者國頭王子來朝、書簡本書進返其眞字、大樹將軍家綱尊君當代御連續、永年普天同慶不過之候、謹而差一价使、仲萬萬歲之祝儀、委細可宣說候、伏希、以老犬人恩察達尊聞惟幸、恐惶不備、

惟時慶安五年壬辰五月三日 中山王 尙 賢判

松平伊豆守殿  
松平利泉守殿

阿部豊後守殿令條記諸錄註綱、  
零數類典

承應二年九月廿八日、琉球國使者御禮、大廣間御座敷之様子、正徳元年御禮之時に替儀無之、但殿上之間より遠侍は御簾不掛、殿上之間上段は屏風に而立切也、琉球人御禮次第、

承應二年九月廿八日、琉球國使者御禮、已後大廣間の出御、御長袴御上段御簾掛、中一間卷揚之、厚疊之上御褥敷之御着座、御腰物牧野長門守、御劔は御腰物掛置之、御上段御左大久保丹波守安藤備後守、御右大森信濃守内藤筑後守列居、下段御右方椽に井伊掃部頭松平出羽守祇候、先達而松平大隅守同薩摩守御禮、次に琉球國王之御太刀目録、酒井雅

樂頭披露之、中段上より三疊目に而御禮三拜退去、進物引之、進物は出御前より並置之、使者國頭王子自分獻上物、御向拭椽に置之、於同所御禮三拜退去、雅樂頭披露之、畢而間之御襖障子開之、御次祇候之間々御目見入御、琉球來聘  
日記抄

十月十日、少將光久琉球使を携へ日光に赴く、寺社奉行安藤右京進重長これに副ふ、同廿六日、中山王尙質に上意賜物、使者從者に御暇賜物あり、畢て御白書院出御、彼國樂を聽せられ、樂人に綿衣三領つゝ、賜はれり、音樂を命せられしは、此時を以しめず、是より永く例なる、樂人の賜物は、後日老中より光久が家人に渡す。

承應二年十月十日、琉球人并松平薩摩守、寺社奉行安藤右京進等、日光之御暇被下、今日發足、寛明日官日簿抄、柳登年表  
秘録、山本氏筆記、

承應二年十月廿六日

今度從琉球國之中山王尙質獻使者、國頭王子差越書簡御代替之御祝儀奉賀之、今日國頭王子遣書簡於執事、奉賀貴大君之嗣主、今日御暇依可被下之旨、松平大隅守同薩摩守、國頭召連之已刻登城、井上筑後守、宮城越前守、兼松下總守御玄關之階下迄出向、殿上之間下段令致着之、

國頭從者十五人、殿上之間次に居、同疋夫五六人は、御玄關之前差置之、一中山王尙質に被贈遣之白銀五百枚、美綿五百把各十折、右大廣間下段に並置之、御襖障子闔之、是傳上意之趣而御襖障子開之、國頭に爲可令見之也、

一國頭雖被下御暇、依准擬附庸之使臣出御無之、酒井雅樂頭、酒井讚岐守、松平伊豆守、阿部豊後守大廣間之二之間に出席、南向列座、是國頭に爲可傳仰之趣也、

井伊掃部頭松平和泉守按するに、  
老中乘齋、各所勞、保科肥後守は、先頃爲御使依上洛登城無之、

南之板椽より至于實檢之間詰衆、并奏者御番、大御番頭、御書院番頭、御小姓組番頭、并諸物頭列居、

一大隅守、薩摩守、筑後守、下總守殿上之間より國頭令案内、大廣間二之間敷居際に令致着之、對老中一禮各會釋有之而老中聊進席、上意之趣并白銀綿等尙質に被遣之旨、讚岐守傳之、御襖障子注  
福阿彌、開之、豫所儲之賄國頭拜見之、畢筑後守令

差圖、鶴之間に立退、御襖障子闔之、次國頭に被下之白銀二百枚、小袖五重各臺、南之方板椽より持出之、二之間敷居隔一疊置之、于時筑後守令差圖擯之、國頭出座、老中亦如前進席、右之通被下之旨伊豆守演達之、拜受畢而鶴之間へ退、右被下物御車寄之方へ引出之、

次國頭從類惣中に所被下之白銀三百枚之臺、如右持出之、此度者敷居際に置之、重而筑後守令差圖、國頭出座從者惣中へ被下之旨述之、畢而鶴之間へ退去、被下物御車寄之方へ引畢而、國頭能出一禮、殿上之間へ退、

右度毎に、大隅守父子國頭に差添、上意之趣承之、

一右過而、午後刻御白書院出御、自注常之御肩衣袴、○按  
御常服のこまくなれども、琉球來聘日記抄  
には、御半袴あり、其是非今決しつたし。

御刀 本多土佐守役之

按するに、土佐守  
に御小姓なり、  
御上段着御、  
薙刀掛有之、

一大隅守薩摩守順々出座御禮、雅樂頭披露之、國頭御暇殊真物被下之難有奉存趣、讚岐守、伊豆守、

豐後守御挨拶申上、此時大隅守薩摩守可令奏彼國之音樂之旨也、

一次左馬頭殿右馬頭殿順々出席、雅樂頭披露之、是異域之音樂可有見分之旨依仰也、御對面畢而退去、御連歌之間着座、

但西之御椽通御勝手之方より出座、又其方へ退去也、

一御白書院御下段の御動座、

御座疊御褥御腰物掛有之、但御座所東向に構之、

一東之御襖障子開之御簾下之、

一南之方は、以御屏風相圍之、

一御簾之外際に、牧野佐渡守、久世大和守、土屋但馬守、内藤出雲守按するに、此四人みな御側衆なり、兩人宛北面、左右に伺候、

一南之疊椽通、雅樂頭、讚岐守、伊豆守、豐後守伺候、

一三之間東南之御障子際に、高家之面々、詰衆御奏者番、大御番頭列席、

一同北之方、諸番頭、諸物頭、其外役人等群居、

一三之間之東之御襖障子闔之、面々角一ヶ所開之、是此所より樂人共爲可令出入也、

樂之次第、

一番、太平樂 太鼓、思ひごとく、 ざら、思ひ

がな、二つかね、たるかね、ひちりき、かうち、各無言に而奏之、終而退、

二番、萬歳樂、 たいこ、ろう、二つかね、ひちりき、役者右同、發微音唱歌、但非舞樂、

二番、難來郎、 たいこ、思ひごとく、 ろち、思ひかな、二つかね、たるかね、ひちりき、かうち、はんしやう、ま三郎、はんしやう、まやま

ご、右同斷、樂者以上七人にて、三度共七人宛出、内六人は童子也、

右畢而入御、

一入御以後、老中大廣間の出座、於三之間大隅守薩摩守國頭、伴之樂珍敷被思召、御氣色之御事も依之、伶人の綿衣三宛被下之旨、上意之趣雅樂頭傳之、

但依爲下劣之族、即座不能頂戴、追而大隅守家

來可渡遣之由也、

右過而國頭退去、筑後守、越前守、下總守御立關階下迄送之、老之老中送無之、

一右被下物持出役人は、進物番長袴に而勤之、

一同手長之役人は、水野權兵衛組之歩行之輩勤之、

但御車寄より御立關迄持出、大隅守家來に相渡之、

一老中其外出仕之面々着長袴、

一御書院番御小姓組之内より出入合六十人、御書院番所本番に相加勤、半袴、

一大御番衆百人、鶴之間北之端群居、半袴、

一二丸より御立關迄、莚不敷之、

一國頭登城之道筋爲巡見、岡部小二郎太田十左衛門兩組共に被遣之、御步行也、

一同道筋儀式等、去月廿八日登城之時に不相替、

所々御門番之覺、

下馬、渡邊圖書、大手、屋代越中、二丸、本、小

栗又一郎、加、近藤登之助、堀重門、大久保荒之助、

中口、高田庄右衛門、朝鮮人來

按するに、渡邊圖書屋代越中守は、百人組之頭、小栗又市大久保荒之助は、御先弓頭、近藤登之助高田庄右衛門は、同機砲頭なり

承應二年十月廿六日

使者遠來書翰披讀、被賀我貴大君承繼前業、琉球國被奉祝之、其懇款之志可以嘉焉、使者捧土宜數品、登城拜謁、禮畢賜暇歸國、所賜足下如目錄、可被領受之、不宣、

承應二年癸巳十月廿六日

阿部豐後守

忠秋判

松平伊豆守

信綱判

回答中山王館前

大奉書、松平和泉守依病氣加判無之、按するに、羅山文これと小異なり、參考の爲姑く下に兩存す、

別錄

白銀

五千兩

綿

五百把

右所被遣於中山王者也、

十月廿六日

右之返翰并目錄林道春案之、筆者大橋長左衛門、

返翰箱寸法覺

一長一尺五寸一横四寸五分一高三寸一銀銀但菊座

一木桐川白木一紫緒但高麗打一蓋やらうふた、但右書翰日録共入之、淺黃羽二重服紗物に而箱包之、

同外家之覺

一長一尺六寸五分 一横六寸五分 一高五寸三分  
一鏢銅無地丸座 一緒四打色茶一木桐 白木 一蓋やらうふた、但  
一書翰紙、間似合、長一尺三寸餘 一目録之紙  
上同斷 右書翰箱寸法之事、爲後年可記置旨、老中  
依差圖記之、令條記、憲教類典、

復琉球國主自注代執政承應二年十月

使者遙來書簡披誦、賀我貴大君相承前緒治平國  
家、被奉祝之、可謂懇欵之至也、使者獻土產數種、  
登城拜謁、禮畢賜暇歸國、所贈賜足下如目錄、可  
被領受之、不具、

慶長年中以來、琉球隸屬薩州故先是來貢數回、

其書札皆用俗字、諸執政回簡亦不拘文章、今載

二篇於此、返簡なり、後冊に出す、而各不悉錄之、琉

球一名中山國、羅山文集、

承應二年十月廿六日、琉球國使者御暇、於大廣間被  
下物頂戴畢而、午刻白書院出御、御半袴、祇候之面  
面何も長袴、松平大隅守同薩摩守御禮畢而、間之襖

障子開之、御簾掛之、重疊之上に御褥敷之御着座、  
御簾之外御左牧野佐渡守内藤出雲守、御右久世大  
和守土屋但馬守列居、南御椽通に雅樂頭、讚岐守、  
伊豆守、豊後守、并奏者番詰衆祇候、御向之方番頭  
物頭祇候、于時大隅守薩摩守出座有之而管絃始る、  
太平樂、萬歲樂、難來郎、右三番有之、琉球來聘日記抄、  
承應二年十月廿六日、琉球人に御暇出る、  
一銀三百枚、綿三百把、 中山王に被下、  
按するに、前の引書によるに、三百枚は五百枚、三百把は五百把の誤りなり、  
一銀二百枚、小袖十、 國頭王子、  
一銀三百枚、 惣中の、  
右之通被下、於御白書院琉球人に樂被仰付御上覽、  
樂人七人に御小袖三宛被下、寬明日記、  
同三甲午年十月廿三日、松平島津、少將光久より使者  
をもて、中山王尙質よりの獻物を捧く、こは去年參府  
の使者歸國の御禮として、薩摩國まで使者を渡 獻  
する所なり、時に老中に書儀の往復あり、證は薩摩國來眞の條にあり、

通航一覽卷之六終

通航一覽卷之七

琉球國部七

來貢寬文十一年、

寬文九己酉年七月十一日、松平島津、少將光久より中  
山王の襲封を伺ひ、舊例に任すべき旨命せらる、前王  
去年卒す、世中尙真こし則襲封あり、但し前冊に載ることく、尙質  
王卒すれば、島津氏より先其襲封を命じて、後に其旨を言上に及へる  
事、舊例のよしなり、然るに、此時襲封を伺ひしは、い  
さ、其故ありしにや、前後此事更に所見なし、

寬文九己酉年七月十一日、琉球王病死に付、如例相  
續之義、自松平大隅守可申付哉之趣、老中迄大隅守  
相同處、達上聞可任舊例旨被仰出、人見私記、  
萬天日録、

同十一年辛亥年七月、琉球人參府によりて、道造及ひ行  
路の作法、火の元等の町觸あり、同月廿一日江戸に參  
着す、同廿六日、松平島津、少將光久の許に、上使を以  
て米二千俵を賜ふ、

寬文十一年辛亥年七月、

一近日琉球人當御地に參着申候間、道筋之町々は、  
道を造り惡敷所は砂を入つくり可申候、尤掃溜  
土をろ土などにて造り申間敷候、御奉行衆御廻

被成候間、隣町と申合、なみよく早々造り可申  
候、少も遅々有間敷候、以上、

七月、大成令補遺、

寬文十一年七月廿日

覺

一明廿一日琉球人彌御當地に參着仕候間、町中不  
作法無之様急度可申付候、見物仕候者共、ひさし  
より外へ不可出、琉球人通り候刻、ゆひさし高わ  
らひ仕間敷候事、

一水打手桶面々家之前にならへ置、掃除無油斷仕、  
琉球人通り候少し前に水打可申事、

一琉球人通り候刻、名主下知致、月行事かけ廻り不  
作法無之様に可申付、兩木戸脇之家、主木戸に附  
居罷在、喧嘩口論無之様に堅可申付事、

一琉球人登城之日、亦是上野増上寺に參詣之日、按  
するに、増上寺參詣の事、他の諸記録に絶て所見なし、只これより  
正徳度にいたる町觸にのみ、此事見えて、享保已後これを載せ  
す、然れば享保よりやみたる、次に爰元發足之節、右可爲  
にや、今其實を究めたる、次に爰元發足之節、右可爲  
同斷事、

一琉球人參府之日より發足之日迄、中番さし置、當  
番之家主晝夜無油斷火之元可申付事、

附り、町中水溜桶水汲込、手桶面々家之前にならへ置、若火事出来候は、兼而如申付候早々かけ集り消し可申候事、

亥七月

右者七月廿日御觸、町中名主月行事手形出之、  
正實事録、大成令

寛文十一年七月廿一日、琉球人來朝、  
金武王子 越來親方 垣本親雲上  
稻福親雲上 津波古親雲上 前田親雲上  
宇良親雲上 川頭親雲上 金城親雲上  
平安山親雲上 伊計親雲上 新川親雲上  
保榮茂里主 大城里子 思次郎  
松兼太郎 兼眞三郎  
右十八人、樂人むち持共に十四人、旗持四人、道具二人、笠持壹人、下人三十五人、都合七十四人來朝、  
慶延略記、  
寛文十一年七月廿六日、松平大隅守へ上使高木伊勢守を以米貳千俵被下、是琉球人召連出府に付而も、人見私録、

七月廿八日、中山王尙貞か襲封の恩謝使、金武王子登

城、少將光久、同修理大夫綱貴これを率ゆ、已後刻嚴有院殿大廣間に出御其御禮を受させらる、獻物あり、  
寛文十一年七月廿七日、

明廿八日琉球人出仕、五つ過大岡彌右衛門組共、天野甚左衛門組共、道番朝倉仁左衛門組共、御玄關之上より御車寄迄、進物之手長助、御供本多平右衛門組、御供番落合源右衛門組、如例罷出候由、右之段大森半七郎被相觸候、御從方萬年記、  
寛文十一年七月廿八日、晴、

一從琉球國中山王尙貞爲繼目御禮、使者金武王子渡之、當地松平大隅守下屋鋪に近會到着、爲御禮令登營次第、

一琉球國中山王使者金武王子、松平大隅守上屋敷迄、按ずるに、今の幸橋御、今朝參上、其より日比谷口御門より、やようすかし通龍之口之橋を越、按ずるに、定小屋門外の板倉内膳正屋敷之前より大腰掛之後、土屋但馬守屋鋪之前を過、大手御門より令登城、右之從者并供之族行列等、松平大隅守申付之、  
但道番者、御歩行頭二人天野甚左衛門大岡彌右衛門兩組共勤之、大隅守上屋敷より大手橋

迄警固之、琉球人やようすかし迄來之時、御城に注進、

一金武王子屋橋に乗、從者十七人騎馬大手之先に而下馬、金武王子に相隨、金武王子事乗物橋之前に而屋橋より下乘、但旗持鉾持等、其外之役人大手之腰掛に相殘、

一騎馬十七人之族、所謂、越來親方、宇良親雲上、川頭親雲上、金城親雲上、垣元親雲上、平安山親雲上、眞井田親雲上、稻福親雲上、津波古親雲上、伊計親雲上、新川親雲上、樂人頭取小姓六人、保榮茂里子、大城里子、思次郎、太郎兼、松兼、眞三郎、何茂樂人也、右之分登城、殿上間に伺公御目見無之、

一金武王子御玄關階之上に至時、大目付高木伊勢守大岡佐渡守出向、令案内殿上之間下段着座、從者十七人同所次之間列席、下官之族者御玄關前庭上に置之、

一松平大隅守松平修理大夫事、殿上之間着座、  
但松平薩摩守者、按ずるに、綱久と稱す、光久の在國嫡子にして綱實の父なり、

一中山王より老中江來書翰、高木伊勢守大岡佐渡守請取之、御歩行目付引入之、  
御禮之次第

一已後刻大廣間出御、御長袴、御刀三枝對馬守自注御姓衆上段角に大總付之御稱御刀掛有之、御着座、御後に本多土佐守、石川美作守、酒井壹岐守令列席、自注姓組之番頭也、平世於御近習奉仕、

一西之方板椽に、  
松平右京大夫  
松平出羽守  
松平美作守

右三人依上意祇候、井伊掃部頭松平讚岐守者在所、保料筑前守者思中故出座無之、  
一四品以下中大名、御譜代大名無官之面々迄不殘、御次間祇候、  
但國持大名四品以上出仕無之、

一御次之間南之板椽に、酒井雅樂頭、稻葉美濃守、久世大和守、土屋但馬守、板倉内膳正按ずるに、雅樂美濃守正則、大和守廣之、但馬守列候、數直、内膳正重矩は老中なり、

一金武王子殿上之間より大廣間へ、高木伊勢守大岡佐渡守令案内之、中之間東之敷居際に西に向

け着座、松平大隅守松平修理大夫列座、  
 一大隅守修理大夫壹人宛、下段敷居之内に而御目見退去、其後雅樂頭美濃守御前被召出之、金武王子可出席之旨被仰出、台命之趣大隅守に右兩人演達之、

一從琉球國王尙貞所献之品々、出御以前より南之板椽東西より御目通に順々並置之、御太刀壹腰、御馬代白銀五拾枚、大卓自注黒塗二、丸中央卓自注青貝二、按するに、玉露殿には中央丸卓二本、柱朱塗二、數四、按するに、玉露殿には中央丸卓二本、柱朱塗二、按するに、同書に籠飯一、對綾芭蕉布五拾端籠飯自注二、按するに、同書に籠飯一、對綾芭蕉布五拾端青貝折枝あり、綾芭蕉布五拾端、薄芭蕉布同、太平布百疋、久米綿百抱、泡盛酒五壺、右之通献上之御太刀目録、奏者番小笠原山城守請取之、酒井河内守に渡之、中段下より二疊目に置之、中山王よりと披露之、金武王子出席、下段下より四疊目に而五拜而則退座、御太刀目録同人引入之、終而御納戸構之内に入御、  
 一並置進物共、御勝手之方より引入之、進物番之輩役之、其後金武王子自分之進物持出、御目通より少西に寄而並置之、官香拾包、香餅香五管、練芭蕉布十端、綾芭蕉布同、泡盛酒二壺、

但右進物、出御以前より車寄之際に置之、其所より運出之、  
 一從御納戸構出御、上段御着座、金武王子出席、於板椽奉五拜、奏者番松平山城守披露之、御次之間に退去、

一大隅守中段迄被召寄上意有之、御次之間に退去、其後雅樂頭美濃守御前被召之、金武王子遠境相越、辛勞被思召由御誕有之退去、大隅守に述之、大隅守謹而奉之、金武王子に演述之、畢而入御、進物引入之、大隅守修理大夫退去、  
 一金武王子儀、伊勢守佐渡守合差圖、殿上之間に同列下段置之、于時雅樂頭、美濃守、大和守、但馬守、内膳正相越會釋、金武王子會釋有之則退去、以後伊勢守佐渡守合下知、金武王子退散、右兩人御立關階上迄先達也、從者十七人順々退出、但老中見送無之、  
 一右大手下馬迄相越之由注進之時、諸大名其外之面々段々退出也、  
 今日御座敷並御城中所々勤番  
 一殿上間之次に臺子筋之、御數寄屋坊主二人有之、

一大廣間御納戸構之後に御使役勤仕、

一御小姓組御書院番出人六十人、御書院御番所當番に相加勤番、何茂半袴着之、

一大御番出人百人、大廣間之四之間敷居際より二間除之、北之方に並居勤番、半袴着之、  
 但今日出仕之面々長袴也、

一御立關に御目付壹人石谷五右衛門勤仕、

一塀重御門加番 水野小左衛門  
 中御門加番 依田内藏助

一御臺所口御門之番 河野源右衛門  
按するに小左衛門は御先号頭、内藏助源右衛門は同職炮頭なり、

一乗物橋に御目付一人 河口源左衛門  
按するに、此警衛承應度の例と異なり、

一御立關前より中御門に庭不敷之、

一今日出仕之面々、乗物者大手之方除之、内櫻田之腰掛半より南に置之、

一金武王子屋橋者、乗物橋之張番所之際に置之、  
 一龍口より板倉内膳正前を相越出仕之面々者、和田倉橋より内櫻田御門可相通之旨、兼而より相觸之、

一蓮池御門開之、出仕之面々相通之、

一金武王子之外、琉球一人も御前には不出也、按するに、柳營日記には、此下には下官迄以上七十六人之由あり、

一今日例月之諸御禮無之、琉球人來朝記、柳營日記、  
 中山王右書簡寫

欽奉呈一封候、抑去歲吾薩州之太守光久、奉台命而令子嗣琉球國王之爵位、因茲爲奉述祝詞、使小臣金武王子附于光久、献上鄙國之方物候、伏冀以尊大老之指揮、所可達上聽奉仰候、誠惶謹言、  
 寬文十庚戌年五月廿五日 中山王 尙 貞判

進上 酒井雅樂頭殿  
 謹令呈上一輪候、抑去歲吾薩州之太守光久、奉鈞命而令子嗣琉球國王之爵位、因茲爲奉述祝詞、使小臣金武王子附于光久、献上不腆之土宜候、伏冀以諸大老之指南、可達台聽儀所仰候、誠惶不宣、  
 寬文十庚戌年五月廿五日 中山王 尙 貞判

進上 板倉内膳正殿  
 土屋但馬守殿

久世大和守殿

稻葉美濃守殿慶延略記、玉露叢、三才雜錄

寛文十一年七月廿八日、琉球人五半時登城、四ツ半時分退去、御徒方萬年記、

七月廿九日、琉球人老中若年寄等の宅にまいる、此事は見ゆ、此時よりはしまりしにや詳ならず、八月七日、修理大夫綱貫金武王子を携へ、東叡山御宮に參拜して、太刀目録を獻備す、時に道筋警固山内所々勤番等あり、此時より日光登山の事やと定められしが、故ありて今日なる、

寛文十一年七月廿九日

一琉球人今朝御老中、並若年寄井伊掃部頭松平美作守按するに、美作守定房此頃大御留守、罷越候由、柳營日記、

寛文十一年

一八月五日、琉球人上野御宮に參詣に付、彼地御番故高木善左衛門組助大森半七郎片類十五人、如例上下に而五半に揃候様、前日大森半七郎相觸之、

一八月七日、琉球人上野に參詣に付、彼御地御宮御番柳原大膳組共に、可相勤候段被仰付候、

但前條五日之所に、琉球人上野御宮參詣に付、彼御地御番前日觸在之候處、五日者延候而如此と見えたり、御徒方萬年記、

寛文十一年八月七日

一東叡山御宮に琉球國使者參詣付而、道筋並叡山所々勤番之次第、  
一筋違橋より堀丹波守屋敷迄、面々足輕出之、道筋警固之、但増上寺より筋違橋迄、町通者町奉行申付之、

一下谷御歩行町々黒門迄警固、柳原熊之助  
一黒門より二王門迄  
永井右近大夫

一二王門より惣門迄  
安藤對馬守

一惣門より御宮廻  
小笠原山城守

一御宮内  
柳原大膳組共

按するに、右近大夫對馬守は御奏者番、山城守は寺社奉行、大膳は御徒頭なり、

右之通勤仕之、  
一辰下刻、御宮に琉球國使者金武王子參詣、惣門より屋轆より下乗、陽明門之内迄大岡佐渡守出向、先達而金武假張に合案内之、從中山王献上之御太刀目録、前廉より神前に備置之、於假張金武五

拜在之而則退出、

但松平修理大夫事、金武合同道假張之外在之、

同所北之方小笠原山城守、戸田伊賀守、按するに、寺社奉行、

永井右近大夫、安藤對馬守、並御目付岡部左近在之、自注厚疊敷之、

一金武王子從者供之次第、大隅守申付之、但於東叡山段々從者留置之、所謂、

一二王門外迄は、旗持鋒持、其外之下輩之役人共相越事、

一惣門之前迄者、於御本丸乗物橋迄召列之族共相越事、

一石之鳥居外迄者、御本丸御玄關迄相列庭上に置之輩相越事、

一隨身門之前迄者、騎馬十七人之分相越事、

按するに、奥御日記には、隨身門内に何公之輩、松平修理大夫、永井右近大夫、小笠原山城守、戸田伊賀守、安藤對馬守、とあり、右之通、兼日より御下知也、御日記、琉球

寛文十一年八月七日、琉球國王使者東叡山御宮に參拜、但日光へは參詣無之、琉球來聘日記抄、○按するに日光參拜あり、誤りなり、

八月八日、大老酒井雅樂頭忠清か宅にをいて、琉球人

に音樂を命せらる、此時、藏右院殿の渡御、及び諸役人聽聞等の事はより後、詳ならず、かつ執權の宅にて命せられし絶てなし、同九日琉球使登城、御暇賜物あり、諸事例のことし、

寛文十一年八月八日、於酒井雅樂頭宅、琉球人に被仰付樂之番付、

一樂五道、大平樂、萬歲樂、同、難來郎、同、一可々樂四道、送親々、一更裡、相思病、爲學當、柳營日記、玉露叢、

寛文十一年八月八日

一明九日、琉球人御暇被下候に付仕致し候間、先日之通長袴に而、何も可能出候由、御目付衆被申渡候、時分之儀、能登守殿按するに、若年寄、寄土井利房、圖書直に承候へ者、御老中御登城に而、左右次第琉球人登城申候間、四ッ前後に而も候半哉、何も者五ッ過登城候而可然由御申候、

一明日も先日之通、道番并被下候物引申候、但出し申候様に被仰渡候、非番書を以如此御座候、

道番  
本多平右衛門  
安藤傳右衛門

被下物引  
安藤治右衛門

右三組、先例之通相勤候様に被仰渡、  
 一明日者、坂下御門紅葉山下御門明申候、  
 一御役當候御組々、並本番御供番助御供番も、上下  
 に而被出候様に圖書相觸申候、

同月九日

一五半時過琉球人登城、被下物中山王に銀五百枚、  
 綿五百把、金武王子に時服十、銀貳百枚、供之者  
 中に銀三百枚也、道番平右衛門傳右衛門組共に  
 相勤、琉球人被下物引役に治右衛門組罷出相勤、  
 但大廣間御椽々御玄關上之御椽迄之手長仕候、  
 御徒方萬

寛文十一年八月九日

一琉球國中山王使者金武王子、今日御暇可被下之  
 旨就被仰出、松平大隅守屋敷より辰後刻登城、道  
 筋並從者之行列、先月廿八日爲御禮如出仕云々、  
 一金武王子於乗物橋、屋橋より下歩行也、御玄關來  
 時、階之上板椽に高木伊勢守大岡佐渡守出向、令  
 差圖殿上之間下段置之、從者之輩同次之間、下官  
 之族者御玄關之前庭上に令居也、  
 一松平大隅守同修理大夫登營、是亦殿上之間下段

之庭上に着座、

一今日者、依無出御御廣間二之間、雅樂頭、美濃守、  
 大和守、但馬守、内膳正北之方御襖障子際より東  
 之方、順々列座、于時松平大隅守同修理大夫先  
 達而、右之席南之方に着座、其後伊勢守佐渡守令  
 案内、殿上之間より金武王子大廣間之間敷居  
 際、西に向而着座、對老中一禮會釋有之而、金武  
 敷居之内に出座、此時中山王に上意之趣、並白銀  
 五百枚、綿五百把被遣之旨、雅樂頭傳之、

但金武出座以前より、右之白銀綿大廣間下段  
 に並置之、御襖障子前方より明置之、金武王子  
 見之畢而、伊勢守佐渡守有差圖而、大廣間北之  
 御座敷松之間に金武退座、御襖障子闔之、

一此内、金武に被下白銀二百枚、並時服十、西之御  
 椽より持出之、大廣間之間敷居壹疊隔而、中  
 央より東之方に寄置之、進物番着長袴役之、伊  
 勢守佐渡守令差圖、則金武出座而中之間中央に  
 着座、此節白銀時服被下之旨、御意之通美濃守傳  
 之、拜受畢而、伊勢守佐渡守差圖而、金武王子松  
 之間に退、此砌右之被下物車寄之方に進物番之

輩引之、

一右畢而、金武從者之族に被下之白銀三百枚、西之  
 御椽より持出、中之間東之方敷居際に置之、進物  
 番役之、此時金武中央に出座、白銀從者惣中に被  
 下之趣美濃守傳之、金武一禮有之而松之間に退、  
 被下物車寄之方に引之、終而重而金武罷出、中  
 之間敷居際に而一禮、大隅守修理大夫茂出座御禮  
 也、終而各殿上之間退去、

一於殿上之間、琉球中山王に被遣之銀子綿等之目  
 録、並從雅樂頭之返簡、伊勢守持參金武に渡之、  
 次自老中之返翰者、佐渡守持參金武に渡之、

一右過而金武退去、老中見送無之、伊勢守佐渡守御  
 玄關階之上迄見送也、

一大隅守修理大夫大廣間に、伊勢守佐渡守令誘引  
 出座有之而謁老中、琉球人御暇等之御禮述之事  
 畢、

一高家衆詰衆者、中之間南之方敷居際、西より東之  
 方に着座、

一奏者番衆、御留守居衆、大御番頭、御書院番頭、御  
 小姓組番頭、新番頭、其外役人諸物頭、南之御椽

西方より御車寄迄並置也、

一御小姓組御書院番より出人四十人着長袴、御書  
 院番所本番に加勤番之、

一大御番衆百人、是亦松之間に列居、半袴、

一御步行衆肩衣袴按ずるに、麻上下、着之、右之被下物御  
 車寄より御玄關迄引之、松平大隅守家來に渡之、

一外様之大名出仕無之、

一所々御門番加番等之書付、御目付中有之故不記  
 之、

一琉球中山王に、雅樂頭老中より返簡之事略之、琉球  
人來朝記、  
御日記、

酒井雅樂頭并老中返簡、

使者金武遙來、芳墨入手欣然不淺、抑琉球國可被  
 傳續之旨、去年從薩摩國守光久就申達之、爲安堵  
 之慶賀而進獻土産、如目錄使者持參登城、即遂披  
 露奉備上覽之處、被召使者於御前奉拜謁畢、御氣  
 色快然可謂幸也、莫勞遠想、猶使者可演說者也、  
 不宣、

寛文十一年八月九日

從四品少將兼雅樂頭源朝臣忠清



回答中山王館前

使价金武來貢、芳簡披閱、面話惟同、抑去年從薩州太守光久、就申達琉球國傳封之儀、爲安堵之賀儀被進獻土宜物件、使者捧之登營、如數披露之奉備台覽之處、使者被召出而奉拜御前、御氣色殊宜幸甚幸甚可被安遠懷、猶示諭使者畢、不宣、  
寛文十一年八月九日

從四品侍從兼内膳正源朝臣重矩

從四品侍從兼但馬守源朝臣數直

從四品侍從兼大和守源朝臣廣之

從四品侍從兼美濃守越智宿禰正則

回報中山王館前慶延略記、玉露叢、三才雜錄、

八月十九日、琉球人江戸を發す、同廿七日、伊勢國桑名の洋中にて難風に遭ひ、所々に漂着せし由注進あり、

寛文十一年八月十九日、琉球人今日御當地發足に付、中番御免之御觸在之、正實事錄、

寛文十一年九月三日、琉球人去、月廿六日之晚、熱田に一宿仕、廿七日之朝、桑名渡船之處、四五里出難風に逢、琉球人乗申候三艘之内、一艘者桑名に着

岸、二艘者尾州知多郡之内、多屋村大野村兩村被吹付、其外乗申候船四十九艘之内、五艘知多郡之内、森村北條村に着申候、一艘は遠州若松に着申候、琉球人并松平大隅守家來相違無之由注進之、柳營日記、玉滴露見、武門諸談拾遺、

同十二年壬子年、去年參府せし使者歸國の御禮として、中山王尙貞より、薩摩まで獻物あり、よて九月十五日少將光久よりこれを捧く、證は薩摩國來貢の條にあり、

通航一覽卷之七終

通航一覽卷之八

琉球國部八

○來貢 天和二年

天和二年戊戌年四月、琉球人參府によて、道造および行路作法等の町觸あり、同六日江戸に參着す、同九日上使を以て、松平島津、中將光久に米二千俵をたまはる、同十日、明日彼使者御禮により、出仕の輩衣服制限等の觸あり、

天和二年戊戌年四月、

覺

一 近日琉球人御當地に參着仕候間、町中不法無之様に、急度可申付候、見物仕候ものとも庇より外へ不可罷出候、琉球人通候刻、指さし高笑ひ仕間敷候事、

一 琉球人參着申候に付、通筋之町々は、道を造り惡敷所は砂を入可申候、とろ土などにて作申間敷候、勿論隣町と申合、并よく早々作可申候、少も遅々有間敷候、琉球人當着之日は、水打手桶面々

家之前にならへ置、掃除無油斷、琉球人通候少し前に水打可申候事、

一 琉球人通候刻、名主致下知、月行事廻り不法無之様可申付候、兩木戸脇之家主、木戸に附居、喧嘩口論無之様に堅可申付候事、

附琉球人登城之日、又は上野増上寺に參詣之日、並爰元發足之節石可爲同前事、

戊四月

右者四月差入御觸

同月六日

覺

一 今日琉球人當着申候間、見物致し候ものとも、前方相觸候通、彌行儀能見物可仕候、琉球人之跡先に付き申間敷候、此旨町中不殘、早々相觸可申候、少も油斷有間敷候、以上、

四月六日

町年寄

三 人以上正寶年錄、大成令補遺、

天和二年四月六日、琉球中山王尙貞より、御代替に付て、使者名護王子當地着、松平大隅守下屋敷に入、御日記、溫知、柳營秘鑑、

天和二年四月九日、松平大隅守に大目付内藤出

羽守を上使として、米二千俵被下之、琉球人來聘之故也、琉球來聘日記抄、柳營、日次記、如官日簿抄、  
天和二年四月十日、琉球人明日御禮に付、四品以下惣大名へ、五半時長袴登營之儀相觸之、御日記、琉球來聘抄、

四月十一日、中山王尙貞か使者名護王子登城、已後刻常憲院殿大廣間に出御、名護拜謁して御代替を賀したてまつり方物を獻す、松平島津、薩摩守綱貴は、使者にさきたちて登營し、綱貴は、祖父光久の名代なるべし、御譜代大名諸役人出仕す、前例御徒方道筋警固二組ありし、同日、使者西城に登る、老中、奏者番、大目付、御目付出仕せり、

天和二年四月十一日、

一 琉球國王尙貞か使者、名護王子今日出仕、松平大隅守下屋敷より上屋敷まで今朝參り、日比谷御門八代洲河岸龍之口通、松平日向守屋敷前より、大腰掛之後、松平因幡守屋敷前通、按するに、真享版に、松平日向守屋敷は今の蘇川出羽守屋敷、松平因幡守屋敷は今の酒井雅樂頭中屋敷なり、大手御門道筋屋敷へ御徒目付遣之、面々警固出之、使者轎に乗、從者拾九人騎馬大手橋之先にて下馬、王子は乗物橋之前にて下乗、旗持餘持等は、大腰掛に

と、まる、

騎馬十九人、恩納親方、知念親雲上、平識親雲上、濱比賀親雲上、糸數親雲上、照屋親雲上、屋宮祖親雲上、當真親雲上、上江洲親雲上、具志堅親雲上、宮平親雲上、稻峯親雲上、小橋川親雲上、濱川里之子、野里里主、識名里之子、伊舎堂眞滿刈、佐鋪思德、佐邊松兼、

王子御玄關階之上に至時、大目付彦坂壹岐守内藤出羽守出迎案内、殿上之間下段着座、從者十九人次之間に列居、下官は御玄關前に置、

一 松平薩摩守登城、

一 已後刻大廣間出御、御長袴、御刀有田伊勢守、御上段、厚疊三疊重、以大紋之縁包之、御着座、御後牧野備後守、御刀掛、御香爐有之、板倉市正、金田遠江守、有田伊勢守、按するに、市正遠江守は御小納戸、御椽頼御小姓側衆、伊勢守は詳ならず、御小納戸、御椽頼御小姓衆、下段に、堀田筑前守、井伊掃部頭、保科肥後守、自注御目通之南之板椽に、大久保加賀守、阿部豊後守、戸田山城守、自注長袴、○按するに、筑前守正俊は忠昌みな老中なり、大老、加賀守忠朝、豊後守正武、山城守一板椽次に、堀田下總守、按するに、筑前守正俊、嫡子なり、奏者番詰

衆、大目付、番頭、物頭、町奉行、大目付、其外御役人祇候、三之間に、御譜代大名外様之大名列座、四品以上中大名、御譜代無官之面々まで登城、一 王子殿上之間より壹岐守出羽守案内、中之間東之敷居際に西に向着座、但薩摩守令同列同席、一 獻上物、以御以前南板椽に並置、

御太刀一腰、御馬自注琉球馬鹿毛一疋、諏訪部文九郎庭

上わ引出す、大中央卓二面、大硯屏一對、大籠飯一對、羅紗二拾間、白縮緬五拾端、島芭蕉布同、晒芭蕉布同、太平布百匹、久米綿百匹、帶壽香三拾箱、香餅三拾箱、竹心香百把、泡盛酒拾壺、

右御太刀目録、奏者番酒井大和守持出、中段下より四疊目置之、中山王よりと披露、王子出席、下段下より四疊目にて九拜して退去、御太刀目録同人引之、

官香拾把、島芭蕉布二拾端、壽帶香拾箱、太平布二拾匹、泡盛酒二壺、

右品々、出候前並置、王子重而出席、自分之御禮於板椽三拜、奏者番酒井韮負佐披露畢而、殿上之

間へ退去之時、老中相越會釋有之而退去、

堀重御門 天野彌五右衛門  
中御門 布施孫兵衛  
御臺所口御門 寛 新兵衛

按するに、彌五右衛門新兵衛は、御先觀炮頭、孫兵衛は同弓頭なり、  
琉人名護王子之外、壹人も御目見無之、御日記、琉球來聘日記抄、琉球人來朝記、憲廟實錄、甘露叢、

天和二年四月十一日、琉球國中山王尙貞か使、名護王子登城、屋橋に乗る、從者拾九人馬に乗る、恩納親方、知念親雲上、平識親雲上、濱比賀親雲上、糸數親雲上、照屋親雲上、屋宮祖親雲上、當麻親雲上、上江洲親雲上、具志堅親雲上、宮平親雲上、稻峰親雲上、小橋川親雲上、濱川里の子、野里里主、識名里の子、伊舎堂眞滿、佐鋪思德、佐邊松兼なり、旗矛等は大手の腰掛にと、まる、從者は大手の先にて馬より下る、名護王子は乗物橋の前にて屋橋より下る、御玄關の階の上に到るとき、大目付彦坂壹岐守重紹、内藤出羽守正方出迎導て、殿上之間に至る、王子下段に着座し、從者は次之間に列居す、松平薩摩綱貴も登城して殿上之間に着座す、中山王尙貞

か獻土物、太刀一腰、馬壹疋、中央の大卓子、大硯屏  
 大籠飯、各壹對、羅紗二十卷、白綿紗、烏芭蕉布、曝  
 芭蕉布各五十端、太平布、久米綿各百疋、壽帶香、香  
 餅各三十箱、竹心香百把、泡盛拾壺、大廣間の南の  
 板椽に並置、馬は諏訪部文九郎庭上に牽立たり、  
 名護王子か獻土物、官香拾把、烏芭蕉布二拾端、壽  
 帶香拾箱、太平布二拾疋、泡盛二壺、これも同所に  
 置く、尙貞か書簡は、執政に呈する故御前に出さず、  
 巳時の後御長袴にて大廣間に出御、上段に御座な  
 る、牧野備後守成貞、板倉市正重大、金田遠江守、小  
 姓衆、小納戸衆其後にあり、堀田筑前守正俊、井伊  
 掃部頭直興、保科肥後守正容下段に侍座す、南の板  
 椽に、大久保加賀守忠朝、阿部豊後守正武、戸田山  
 城守忠昌、板椽の次に、堀田下總守正伸、詰衆、奏者  
 役人、上の間に、譜第外様の諸大名列居す、既にし  
 て彦坂壹岐守内藤出羽守、名護王子を導て中之間  
 に至り、敷居際に西面に座せしむ、薩摩守も同所に  
 到る、酒井大和守忠榮尙貞か獻上せる太刀と目錄  
 とを取て、中段之下より四疊目に置き、中山王より

と披露するとき、名護王子進出て、下段の下より四  
 疊目に到て九拜して退く、大和守忠榮すなわち太  
 刀目錄を引て、酒井勲負佐忠直進出て、名護王子と  
 披露するとき、名護王子進みて三拜して退く、禮畢  
 て壹岐守出羽守名護王子を導き、殿上の間に至り、  
 老臣の退出を待て、御立關の階上まで導き出て退  
 出す、靈廟實錄、  
 天和二年四月十一日  
 一琉球人御禮有之、本加當御番組上下着用、琉球人  
 進物取次御徒方にて勤之、但右進物取次千壽按す  
 御役當の、岡野平兵衛組片類罷出候所、進物多御徒  
 不足に付、助御供番、本御番、御徒相加取次申候、前  
 前琉球人登城之節、道番二組入候得共、此度は無  
 用に可致旨對馬守殿按するに、若年  
 中山王より之書簡、  
 被仰渡之御徒方萬  
 年記、  
 欽差使价、奉呈書簡、恭聞、貴國大君昭代御連續、  
 四海無事、萬祥共臻、如吾小邦、又隔千里稱萬歲、  
 方今小使名護王子、捧不腆方物、從我薩摩中將光久、  
 奉述賀儀、伏希、尊大老指揮之達台聽、誠惶謹言、  
 延寶九年辛酉五月十六日  
 中山王 尙 貞

進上

稻葉美濃守殿琉球人來朝記、續武家評林、

按するに、美濃守正則は、延寶八年正月大老酒井雅樂頭忠清と  
 同格となり、天和元年十二月退職す、使者彼國を發せしは、それ  
 より前なるにて、この來簡有しなり、また  
 天和と改元ありしは、延寶九年十月九日也、

欽差使价、呈上書簡、恭聞、貴國大君昭代御連續、  
 四海無事、萬祥共臻、如吾小邦、亦隔千里稱萬歲、  
 方今小使名護王子、捧不腆方物、從我薩摩中將光  
 久、謹奉述賀儀、伏冀、諸大老採納之達台聽、誠惶  
 不宣、

延寶九年辛酉五月十六日

中山王 尙 貞

進上

大久保加賀守殿  
 土井能登守殿  
 堀田備中守殿  
 板倉内膳正殿

按するに、能登守利房は天和元年二月、内膳正重通も同年十二  
 月退職せり、その事いまたこの國に聞へざるにて、書簡にそ  
 の名を加へしなり、

中山王より西之丸の書簡、  
 欽差使价、呈上短章、恭聞、貴國大君昭代御連續、

進上

累葉熙陸、萬祥駢臻、如吾裔夷之屬國、亦豈敢後  
 華封之祝、方今小使名護王子、獻不腆方物、依我薩  
 摩中將光久、謹備來聘之儀、伏冀、諸大老扶納達  
 青宮聽聰、誠惶不宣、  
 延寶九年辛酉五月十六日  
 中山王 尙 貞判

大久保加賀守殿  
 土井能登守殿  
 堀田備中守殿  
 板倉内膳正殿琉球人來朝記、溫知柳營秘鑑、

天和二年四月十二日、西丸の琉球人出仕に付、豊後  
 守、山城守、奏者番三人、大目付二人、御目付三人相  
 越、御日記、

四月十四日、琉球使登城す、巳刻御白書院に出御、そ  
 の音楽を聽せらる、同十六日御暇、賜物あり、

天和二年四月十四日、

一松平薩摩守琉球人召連登城、音楽奏之、  
 一巳刻白書院出御、

太平樂、 瑣訥 照屋親雲上、 鼓小鉦手拍  
 子 濱川里之子、 鉦着板 識名里之子、

三金 野里里主、三板 松兼、  
 萬歲樂 同 同人、 鼓着板 濱川、 鑼  
 識名、 三金 野里、 三板 松兼、  
 難無樂 同 同人、 鼓小鉦 濱川、 鉦  
 着板 識名、 三金 野里、 三板 松兼、  
 同 半笙 眞滿刈、 鼓小鉦 濱川、 鉦  
 着板 識名、 三金 野里、 三板 松兼、  
 萬歲樂 同 同人、 鼓着板 濱川、 鉦  
 識名、 三金 野里、 三板 松兼、  
 唐歌 立笙 濱川、野里、眞滿刈、 瑟 識名、思德、松兼、  
 同 立笙 濱川、 二線 眞滿刈、 三線 識  
 名、 同 松兼、 四線 野里、 同 思德、  
 三線歌 三線 識名、濱川、 同 松兼、眞滿刈、  
 右畢而、音樂被仰付候琉球人の時服被下之旨、松平  
 薩摩守の老中申渡之、琉球來聘日記抄、  
 天和二年四月十四日、松平薩摩守綱貴琉球人をひ  
 きひて登城、國技を奏す、白書院に出御、右之縁通  
 に、堀田對馬守正英、稻葉石見守正休等の近臣、中  
 段の右之方に、備後守成貞、御座に近き右之方に、  
 筑前守正俊、下段の關際なり、中段の縁通に加賀守

忠朝、下段の縁通に山城守忠昌、この兩人關を夾め  
 り、板縁に堀田下總守正仲、奏者大目付列候して、  
 琉球の樂人を其前に並居らしむ、名護の王子は、其  
 縁通に御座に向て座す、薩摩守綱貴は、名護か上之  
 方に座て内に向ふ、詰衆芙蓉の間の役人衆は、勝手  
 の方にあり、樂の次第、一番に太平樂、鑼は照屋、  
 鼓小鉦手拍子は濱川、鉦着板識名、三金は野里、三  
 板は松兼、二番に萬歲樂、鑼は照屋、鼓着板濱川、  
 鑼は識名、三金は野里、三板は松兼、三番に難無樂、  
 役人太平樂に同じ、四番も難無樂、半笙は眞滿刈、  
 鼓小鉦は濱川、鉦着板は識名、三金は野里、思德、三  
 板は松兼、五番に萬歲樂、半笙は眞滿刈、鼓着板は  
 濱川、鉦は識名、三金は野里、三板は松兼、思德、次  
 に唐歌二関、第一関は、野里、眞滿刈、思德、松兼唱  
 ひて、立笙濱川、瑟識名、第二関は、立笙濱川、二線  
 眞滿刈、三線識名、松兼、四線野里、思德、次に琉球  
 歌濱川 野里、眞滿刈唱ひて、三線識名なり、靈廟實錄  
 天和二年四月十三日、琉球人登城音樂被仰付、本加  
 御供番、助御供番上下着用出勤、御徒方萬年記、  
 天和二年四月十六日

一 王子御暇被下、從者行列は十一日之ころし、  
 一 松平薩摩守登城、

一 今日御表依無出御、大廣間二之間に、老中若年寄  
 中着座、薩摩守南之方着座、其後王子中之間敷居際  
 西に向て着座、對老中一禮各會釋有之而、敷居之内  
 出座、中山王に上意之趣、並賜物事筑前守傳達之、

白銀五百枚 綿五百把 中山王に  
 右最前より大廣間下段並置之、御襖障子明置、王子  
 に見之、差圖ありて大廣間北之方松之間に、名護王  
 子退、襖障子閉之、

白銀二百枚 拾十、 名護王子  
 右持出中之間敷居一疊隔、中央より東之方によ  
 せお、王子中之間中央着座、于時白銀時服被下  
 旨、御意之趣山城守傳之、拜戴退座、

白銀三百枚 從者之族  
 右、中之間東之方敷居際に置之、王子出座、白銀  
 從者惣中は被下之趣、山城守傳之、一禮有而退  
 去、薩摩守出座、御禮有之、

一 殿上之間におひて、中山王に被遺物目錄、並筑前  
 守老中より之返簡、彦坂壹岐守坂本右衛門佐王

子の渡、

一 去十四日被仰付樂人の、其節時服三つ、被下旨、  
 薩摩守の申渡之付而、今日家來に渡之、琉球來聘日  
 記抄  
 天和二年四月十六日

一 御書院御小姓組より出人四拾人、半袴、大御番三  
 組より出人七拾人、同上、外様大名出仕無之、

御城内警衛  
 御支關前 長谷川久三郎  
 同明口徧門 鐵砲頭 夏目藤右衛門  
 中御門 同 坪内惣兵衛  
 一 琉球人西丸に仕出、薩摩守同道、加賀守、豊後守、  
 並坂本右衛門佐、其外奏者番  
 銀三百枚時服十

若君様より被下之、御日記、

天和二年四月十六日、松平薩摩守、琉球國中山王尚  
 貞か使名護王子を率て登城、大廣間中之間にて、堀  
 田筑前守正俊、大久保加賀守忠朝、阿部豊後守正武、  
 戸田山城守忠昌、牧野備後守成貞、並堀田對馬守正  
 英、稻葉石見守正休列座、筑前守正俊、尚貞に賜物  
 白銀五百枚、綿五百把、並上意を名護王子に傳ふ、

山城守、名護王子に賜物白銀二百枚、裕十、從者十九人に、白銀三百枚をたまふ事を傳ふ、執政の返簡をば、彦坂壹岐守重紹坂本右衛門佐重治名護王子に授く、外に樂を奏せしもの七人、並濱比賀、宮平、稻峰は役人なれば、おのゝ時服三つ、賜はる、名護王子西丸にも參上す、若宮より白銀三百枚、裕十、中山王尙貞に賜る、靈廟實錄、

天和二年四月十六日、琉球人御暇被下、銀五百枚、綿五百把中山王に、銀二百枚、時服十名護王子に、此外惣琉球人の銀三百枚、時服三つ、樂童子へ、右之手長御徒助御供より十人、本御番より五人、御供番より五人、都合二十人にて相勤、御徒方萬年記、大老堀田筑前守返簡、

使者名護王子遙來、去歲仲夏芳翰落手、如示我尊大君繼前緒、國家閑暇、太平重光、兆民安所、依之遠表慶賀之祝儀、千里厚情可以嘉焉、即披露之、使者捧土宜數品、登城拜禮畢、台顔快然、可慰緬懷也、恩賚如目錄、可領受之、猶使者可演說也不宣、天和二年壬戌四月十六日

從四位下左近衛少將兼筑前守紀正俊

回答中山王 館前琉球人來朝記、續武家評林

使者名護王子遙來、去歲仲夏芳翰入手、如諭我尊大君繼前烈、國家閑暇、太平重光、兆民安所、依之遠表慶賀之祝儀、千里芳志可以嘉焉、即披露之、使者捧方物數品、登城拜禮畢、台顔快然、勿勞遠想也、恩賚如目錄、可領納之、猶使者可演述也、恐々不備、

天和二年壬戌四月十六日、

從四位下侍從兼山城守 藤原忠昌  
從四位下侍從兼豐後守 阿部正武  
從四位下侍從兼加賀守 藤原忠朝  
回復中山王 館前  
西之丸返簡

使者名護王子遙來、去歲仲夏芳札披誦之、我幼大君逐日御成長、彌襲安泰之祥、以堅永久之基、我國之慶可推察焉、使者捧方物數品、登城述賀儀、即言上之、千里之厚情可感謝也、恩賜如目錄、可受納之、恐々不備

天和二年壬戌四月十六日

通航一覽卷之八終

從四位下侍從兼山城守 藤原忠昌  
從四位下侍從兼豐後守 阿部正武  
從四位下侍從兼加賀守 藤原忠朝

回復中山王 館前以上、溫知、柳營秘鑑、

同三癸亥年八月十一日、去年參府の使者歸國によりて、中山王尙貞より謝使獻物を薩摩國まで渡す、よて薩摩守綱貴より、使者をもてこれを奉る、證は、薩摩國來、貢の條にあり、

通航一覽卷之九

琉球國部九

○來貢 寶永七年

寶永六己丑年六月七日、御代替により舊例のごとく、琉球國賀慶使參府せしむへき旨、松平島津、少將吉貴に命せらる、

寶永六己丑年六月七日、松平薩摩守え御書付、御代替に付而、琉球國之司中山王差越使者、先年之通來年其方召連可被申候、依之、參府延引候段者不苦候、御日記、

同七庚寅年十一月十一日、琉球人、去る閏八月廿六日薩摩國鹿兒島を發して、今日江戶に參着す、其以前、道造り及び行路見物作法等の町觸あり、

寶永七年、此度御代替に付、琉球人來朝、閏八月廿六日薩州發足、十月十六日大坂着、同廿日伏見に着、同廿五日江戶に發足、十一月十一日江戶に着、美里王子、二十九歳、豐見城王子、同、富盛親方、紫巾大夫、與座親方、同、附後、志堅原親雲上、新城親雲

上、座樂主取、江田親雲上、路次樂主取、佐久本親雲上、祐筆、屋宜親雲上、宮城親雲上、別當、真喜屋親雲上、與力、知念里之子親雲上、嘉手苡親雲上、喜屋武筑登親雲上、玉城親雲上、湧川親雲上、醫師、宮里安忠、與力、久場筑登親雲上、役人、仲嶺筑登親雲上、藝藝、照屋親雲上、富盛與丸、前川里之子、與座與力、仲原筑登親雲上、役人伊佐筑登親雲上、小姓、保榮茂里之子、童子、同、棚原里之子、樂童子、伊舍堂里之子、同、根路銘里之子、小姓、内間里之子、樂童子、小錄里之子、同、津瀨里之子、同、野國里之子、同、内嶺里之子、小姓、糸瀨里之子、童子、路次樂人十六人、牌持四人、冷傘持二人、琉球中間四人、

右は松平薩摩守御屋敷扣之寫也、

正使二人、副使二人、附役二人、右筆二人、與力六人、役人二人、小姓四人、座樂主取一人、樂人八人、別當一人、路次樂十六人、中間四人、人數百六十八人、

道一同市米治右衛門、道具、三本一同市米勘右衛門、道具、二本同弟子丸與次右衛門、道具、一琉球奉行島津帶刀、人數四十五人、五本道具、一琉球附人相良權太夫、道具、三本長柄十本、弓十張、一琉球附人相良權太夫、道具、下宿百六十五軒、惣人數四千四百四十七人、

右は、島津家同勢之分、

一美里王子、雲上之申官人十一人、子共二十四人、筑登之申官人二人、下官七人、合四十四人、

一豐見城王子、雲上之申官人十人、子共二十一人、筑登之申官人一人、下官八人、合四十一人、

下宿三十六人、下宿三十七人、下宿二十六人、惣人數八十四人、

宿札 松平薩摩守内 美里王子  
松平薩摩守内 豐見城王子

右之趣に而、宿入鼓吹有之、雜事記、

寶永七年五月琉球都八幡馬場を出、同閏八月廿六日に薩摩を出船、同十一月十一日九時江戶着、晴天也、自注、此時薩摩守行列也、少間ありて琉球人、芝田町一丁目横町に入、屋鋪に參着、琉球紀事、

寶永七年十一月十一日、未之刻、琉球人芝新馬場松平薩摩守屋敷に到着之由、柳營日記記、

右は、島津淡路守様御屋敷扣之寫也、自注淡路守様は、由、○按するに、淡路守惟久は日向國佐土原城主なり、御馳走御座船出す御大名、

肥後熊本五十四萬五千石 細川越中守  
長門萩三十六萬九千石 松平民部大輔  
豐前小倉十五萬石 小笠原右近將監  
石見濱田五萬石 松平周防守  
石見津和野四萬三千石 龜井隱岐守  
筑前福岡五十二萬石 松平肥前守  
川筋御檢分、御船奉行、四千石、 八木勘十郎殿

琉球人着岸之節、上荷船六十五艘、過書船六十五艘、右役船也、

大坂より伏見留迄、綱引四百五十人、外に船中之行列あり、月堂見聞集、

寶永七年琉球人參府人數之覺、

一先乘、島津筑後、上下百三十人、五本道具、 旗本、一七本道具、  
一御長刀、一馬十五疋、一長柄三十本、一持筒五挺、  
一旗竿一本、一具足櫃二荷、一弓三十張、一弩俵三、  
一家老島津將監、人數九十四人、一同須良隼人、同四十五人、三本道具、

寶永七年十一月八日、

覺

琉球人參り候に付、物見に罷出候者共、大勢可有之候、町中立留らせ候而は、往還之障りに可罷成候間、立やすらひ不申様に可仕候、此旨町中可相觸候、以上、

十一月八日

右之通、被仰渡候間、町中家持は不及申、借屋店借裏々之者迄、爲申聞急度相守可申候、此旨町中不殘可被相觸候、以上、

十一月八日 町年寄 三 人

同月十日

覺

一明日琉球人御當地に參着申候間、町中不作法無之様、急度申付候、見物仕候者共、庇より外に不可罷出、琉球人通り候刻、ゆひさし高笑ひ仕間敷事、

一琉球人參着申候に付、通り筋之町々、道を作、惡き所は砂を入可申候、泥土杯にて作り申間敷候、勿論隣町と申合、並能早々作り可申候、少も遲

遅有間敷候、到着之日は水を打、手桶面々家之前  
にならへ置、掃除無油斷琉球人通り候少前に、水  
を打可申事、

一琉球人通り候刻、名主下知いたし、月行事廻り  
不作法無之様可申付候、兩木戸脇之家主木戸に  
附罷在、喧嘩口論無之様可申付候、

附琉球人登城之日、又は上野増上寺に參詣之  
日、次に爰許發足之節可爲右同斷事、

寅十一月十日

右之通、被仰渡候間、町中家持は不及申、借屋店借  
下々召仕等迄、急度相守可被申候、少も油斷有間敷  
候、

寅十一月十一日

町年寄

人正寶事録

同月十五日、松平島津、少將吉貴參觀御禮あり、同十六  
日吉貴從四位上中將に叙任す、此事前例なし、是より例なる、同十七  
日上使をもて米三千俵を賜はる、前例二千俵なり、今年の禮待すへて常儀に踰たり、

寶永七年十一月十三日

松平薩摩守就參府、上使本多伯耆守被遣之、御日記、

寶永七年十一月十五日

銀五百枚  
時服五十

參 勤

松平薩摩守

銀馬代  
時服六代  
銀馬代  
時服三

島津筑後  
島津將監

同月十六日

今度琉球人不相登召連參府之段、御機嫌に被思召候、依之、從四位上中將被仰付、

御白書院椽類  
松平薩摩守

同月十七日

右於白書院、河内守按するに、老中井上正岑、傳之、

上使大目付仙石丹波守  
松平薩摩守

右琉球人召連候に付、米三千俵被下之、以上、柳營記、

寶永七年十一月十七日、松平薩摩守殿に、上使大目

付仙石丹波守殿を以、琉球人來聘に付米三千俵被  
下候、先年は貳千俵被下候得共、大前之通按するに、  
をいふな、此度より三千俵被下候由に御座候、承覽雜録、

同月十六日十七日、かれ登城の日、出仕の輩、衣服刻

限、及び道筋警衛注進、ならひに御城内敷筵等の事を  
令せられ、かつ町觸あり、これ等の事、はしめて見ゆ、前例はまた天和度御徒方道筋警衛の事、  
やめられし、今また古復せり、

寶永七年十一月

覺

來る十八日、琉球人松平薩摩守芝下屋敷より、將監  
橋片門前増上寺表門通り町、芝口御門より、按するに、此御門は、こゝ新に建られ、享保九年正月焼失以後廢せらる、御堀端幸橋御門より薩摩守  
上屋敷迄、道筋掃除入念、間敷に應し手桶を出置可  
申候、先達而相觸候通、町中往來之者立や、すらはせ  
申間敷候、尤見物之者不作法無之様に可仕候、此旨  
町中可相觸候、以上

十一月

同月十六日

明後十八日琉球人登城之道筋、松平薩摩守下屋敷  
より上屋敷迄之間、御徒二組警固候様、可被相達  
候、

十二月

同日

覺

屋敷方警固之者上下着、五間に一人程、足輕對之羽  
織、其間に二人程、是又手桶見合次第可被差出候、  
横小路有之處は、侍足輕出之、見物之者道をふさぎ  
不申、片付有之不作法無之様可被申付候、

同日

一琉球人、松平薩摩守芝下屋敷より、將監橋片門前  
増上寺表門通通町、芝口御門前より御堀端幸橋  
御門より、松平薩摩守上屋敷迄、右道筋面々屋敷  
前は警固出し可申候、町方は町奉行、増上寺門前  
は寺社奉行より、警固之儀可被申付候、  
一警固之人數は、昨日觸之通、

寶永七庚寅年十一月十六日、以上、令條録、

同日

琉球人登城之度々、四品并布衣之面々、足袋はき候  
様に可被相觸候、

寶永七年十一月十六日、令條録、寶  
永年録、寶

寶永七年十一月十七日

明十八日琉球人御禮申上候間、外様萬石以上、溜詰  
御譜代大名父子共、被着烏帽子直衣狩衣大紋、五半  
時可有登城之旨、從老中以剪紙相達之、  
但御譜代之面々者、從大目付觸之、無官之面々  
わは不達之、大坂御城番渡邊備中守此節在府付  
而相達之、御日記、

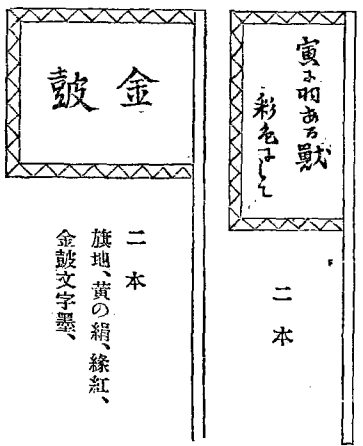
寶永七年十一月十七日

琉球人登城之道筋、松平薩摩守屋敷より松平丹後守屋敷脇、酒井石見守屋敷前、相馬讚岐守阿部民部屋敷之間より、霞ヶ關坂通り、井伊掃部頭番所前より、御堀端外櫻田按ずるに、此道筋例と異なり、もし秋元但馬守、間部越前守屋敷前、夫より和田倉御門井上河内守屋敷前、腰掛裏通大手御門迄退出之節、大手御門より腰掛表通り井上河内守屋敷前、八代洲河岸日比谷御門、松平丹後守、阿部對馬守屋敷前通り、

右道筋之面々、屋敷前警固出之候様可被相觸候、一琉球人登城之節、御徒二組道中警固仕候様可被達候、面々屋敷前警固出候間、昨日相渡候書付之趣可被申付候、  
一兩使和田倉橋迄來時、可有注進候、  
一兩使退出之節、大手下馬迄相越候時可有注進候、一右之注進有之と、出仕之面々退出候様可被致候、一御玄關前より中之御門迄、莖敷候様可被致候、一獻上之御馬、中之御門外腰掛に而、諏訪部文九郎同與右衛門請取之、大廣間按ずるに、此以下開文なり、令條錄、御寶永七寅年十一月十七日、書付留、御

同月十八日、琉球使美里王子、豊見城王子登城、中將吉貴これを率ゆ、外様御譜代大名、諸役人、各其裝束にて出仕す、午後刻大廣間に御出、御直垂を召せらる、前例式式な美里は御代替を賀し、豊見城は中山王尙益の襲封を謝し奉る、獻物あり、其獻品、前例より多く、尙益より老中實永七年十一月十八日、登城之行列、  
薩摩守騎馬五人自注、唐冠三騎獻上馬、自注、ごんす旗自注、彩色の獸二本、金鼓旗二本、喇叭二、鑽呐二、  
小太鼓、銅鑼何れも二行、傘鉾自注、緋ち成敗棒、自注、割二本、牌二行、美里中興、自注、青塗藤手四所あり、舞鶴の人も人昇裝束、自注、唐冠、ヤウ、きぼうしの所眞鍮鳳凰、日本銀のかうかいをさし、香もあり、鎗、自注、腕を朱ぬりにし、傘、自注、極り、そふりわらんずもあり、鎗、て蛇を握たる形也、傘、彩色美事、辨當持、副使親方乗物にて、自注、翁さいふ、こむしを刀あり、親雲上馬上、自注、近習あり、如此冠也、自注、黄色の縮緬り、後にてぐる、上々官馬上にて書翰背巾負、但二通也、一行充二騎書翰黄色なる織物切にて包負也、尤正使先ね書翰長持にして、油單かけ、書翰と染ぬきにして持こと也、眞の書翰は上々官負、長持はからな

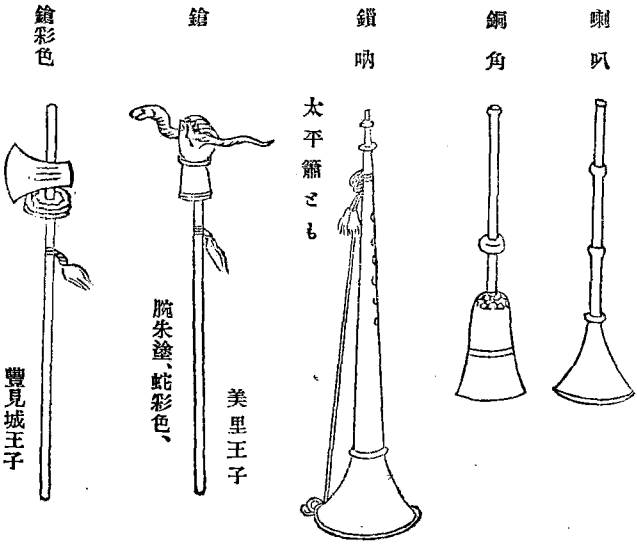
り、小童段子裝束髮卷あけ、銀のかうかいさし、眞鍮の花をさし見事也、脇指の類いつれもなし、薩摩守侍一人充附添、但麻上下にて、豊見城中輿前に同斷、牌二行鑓斧をさかさまにしたる形なり、親方乗物也、小挾箱ゆたん文の古文字也、行列前に同斷、下官は何れも茜の類、毛氈の様なる頭巾被るなり、自注、但樂器鞆のゆたん掛、中程へ持、



牌  
中山王使美里  
二本  
板朱塗黄漆にて、  
中山王使豊見城  
二本  
如此筆太に書付、

按ずるに、月堂見聞集に載る正徳四年度の行列書には、一は中山王府、一は賀慶正使、一は恩謝正使、一は然れば、同時あり書改まり、已後これに同き、こく

寶永七年十一月十八日、琉球國中山王、御代替并自分代替に付、兩使差渡之、登城之次第、  
今朝琉球人松平薩摩守幸橋屋敷迄罷越、御城より





御左右有之、已刻登城、申刻退去、登城道筋幸橋松平薩摩守屋敷より、松平丹後守屋敷脇、酒井石見守屋敷前、按ずるに、今の朽相馬讃岐守阿部民部屋敷之間より、松平肥前守松平安藝守屋敷間之坂を通り、井伊掃部頭表門前より、御堀端外櫻田御門より、秋元但馬守間部越前守屋敷前、按ずるに、但馬守屋敷は、今越前守屋敷は、同所酒の西丸下、内藤紀伊守屋敷、井右亮屋敷是なり、夫より和田倉御門、井上河内守屋敷前、按ずるに、今の龍口北、腰掛裏通り、大手御門より登城右之從者并供之族行列等薩摩守申付、

一使者騎馬大手橋之先に而下馬、使者に隨ふ、使者下乘橋之前に而、橋より下乘、但道筋御徒頭四人相勤に而警衛す、道筋之面、面よりも、屋敷前警固出之、一使者美里王子豊見城王子御玄關階上に至時、大目付仙石丹波守折井淡路守出向令案内、殿上間下段着座、從者同所次之間に列居、下官は御玄關前庭上に群居、一今日御規式に付、出仕之面々、直垂、狩衣、大紋、布衣、素袍着之、一松平薩摩守先達而登城、是又殿上間下段座上に

着座、一松平薩摩守家來島津帶刀於板椽御目見、御太刀、銀馬代、時服三獻上之、奏者番松平宮内少輔披露之、

一御禮之内、大廣間御納戸構之後御使番兩人勤之、一今日御城内勤番、左之通、

堀重御門  
御弓頭  
松前武兵衛  
御鐵砲頭  
助前島太郎左衛門  
秋山十右衛門組  
中之御門

御臺所口中之口前 加藤市左衛門御日寶永七年十一月十八日、琉球人登城、午後刻大廣間出御、御直垂御上段御着座、自注、御床臺三疊重し、錦置掛懸之、御舞御刀掛之、御簾御座、琉球人出座、於御下段御代替之御禮、美里王子御目見、御奏者番松平兵庫頭殿披露之畢而退、重而中山王繼目御禮副使者出座、豊見城王子御目見、御奏者番松平宮内少輔殿披露之畢而退、其後兩使自分御禮、一人充出座、御目見畢而退出、松平薩摩守殿家來拭椽にて御禮、太刀目録奏者番披露之、右未之刻相濟入御、御連枝方御登城、其外萬石以上之

面々、布衣以上之御役人、何も年始之通裝束にて登城なり、

御代替之使者 正使 美里王子、副使 富盛親方、附使 志堅原親雲上、右筆 屋宜親雲上、與力 嘉手苅親雲上、同通詞 玉城親雲上、同 湧川親雲上、役人 仲峯筑登親雲上、小姓 棚原里之子、同童子 内間里之子、富盛親方與力 前川里之子、醫師 宮里安忠、同 安慶田親雲上、中山王繼目之使者、正使 豊見城王子、副使 與座親方、附使 新城親雲上、右筆 宮城親雲上、與力 知念里之子親雲上、同 喜屋武筑登親雲上、同 久場筑登親雲上、役人 伊佐筑登親雲上、小姓 保榮茂里之子親雲上、同童子 糸満里之子、與座親方與力 仲原筑登親雲上、同 内嶺里之子、座 樂主取樂人 江田親雲上、路次樂主取 佐久本親雲上、別當 眞喜屋親雲上、策次 照屋里之子親雲上、樂童子 伊佐堂里之子、同 根路銘里之子、同 津霸里之子、同小

姓より勤 内間里之子、同 小録里之子、同 野國里之子、以上三十六人、右之通登城、此外未々之者外下馬腰掛に殘し置、一路次樂十六人、一牌持四人、一冷傘持二人、一中間四人、以上惣人數百七十四人

御代替御祝儀獻上  
一御太刀一腰、一御馬一匹自注、粗毛、一青貝中央卓二脚、一同硯屏一對、一同籠飯一對、一羅紗自注、拾間、二十間、一白縮緬五十卷、一畦芭蕉布五十端、一烏芭蕉布五十端、一大平布百疋、一久目綿百把、一壽帶香三十箱、一竹心香百袋、一香餅二十箱、一泡盛酒 十壺、

中山王繼目獻上、  
一御太刀一腰、一御馬一匹自注、代金、五十枚、二沉金中口卓二脚、一沉金丸中口卓二脚、一沉金籠飯一對、一烏芭蕉布五十端、一練芭蕉布五十端、一薄芭蕉布五十端、一太平布百疋、一久目綿百把、一泡盛酒五壺、  
御代替中山王使者美里王子自分獻上、一壽帶香十箱、一官香十箱、一太平布二十疋、

一鳥芭蕉布二十疋、一泡盛酒二壺、  
中山王繼目使者豐見王子自分獻上、

一官香十把、一香餅五箱、一練芭蕉布十端、  
一鳥芭蕉布十端、一泡盛酒二壺、學覽雜錄、月堂見  
聞集、枯木集

中山王書簡、  
謹裁尺楮呈上閣下、恭聞、貴國大君新紹國統、四海  
昇平、萬祥畢臻、如吾小邦、亦不效華封之祝乎、今茲  
特遣小臣美里王子捧不腆之方物、從我薩摩少將吉  
貴、謹奉申賀儀、伏冀、諸大老採納焉、崑達台聽、曷  
任悚踴之至、誠恐不宣、

寶永七年庚寅五月三日  
中山王 尙 益 謹上

- 土屋相模守殿
- 小笠原佐渡守殿
- 秋元但馬守殿
- 本多伯耆守殿
- 大久保加賀守殿
- 井上河内守殿

同繼目書簡、  
敬修尺素、奏表微志、去歲薩摩太守少將吉貴遵依鈞

命之旨、許寡夫嗣先人之業、敵國無異、歡忻何極、茲  
欲拜謝洪恩、從於吉貴遣小臣豐見城王子獻上輜囊之  
土宜、伏冀、以諸大老指教、崑達台聽、不勝感激之  
至、誠惶不備、

寶永七年庚寅五月三日  
中山王 尙 益 謹上

- 土屋相模守殿
- 小笠原佐渡守殿
- 秋元但馬守殿
- 本多伯耆守殿
- 井上河内守殿

琉球紀事、承覽雜錄、  
續武家評林、月堂見  
聞集、枯木集

琉球國の印、寶永七年五月の書翰に見ゆ、鹽尻、  
寶永七年十一月十八日、琉球人登城、獻上手長役一  
組、道番四組、退出之節道番二組、御徒方萬年記、

通航一覽卷之九終

通航一覽卷之十

琉球國部十

○來貢寶永七年

寶永七庚寅年十一月廿一日、琉球人登城す、已後刻大  
廣間に出御、御小直衣を召せらる、前例は御  
白書院にて、御服も御長袴なり、其音樂を聽せら  
る、御所望あり、畢て松平島津、中將吉貴及び琉球人、  
ならひに吉貴家人にも饗膳を賜ふ、同日彼國より天  
英院殿にも獻物あり、御饗膳の事、前  
例なき所なり

寶永七庚寅年十一月十九日

布衣以上之御役人 寄合 法印法眼  
明後廿一日、琉球人音樂被仰付候間、大紋布衣素  
袍着用登城候様、可被相觸候、

十一月十九日

同月廿日

明廿一日、琉球人松平薩摩守芝屋敷より、増上寺表  
門通り通町へ出、芝口御門前より御堀端幸橋屋敷  
脇、按ずるに、此頃島  
津氏上屋敷なり、夫より日比谷御門、八代洲河岸龍  
之口井上河内守屋敷前、腰掛後通り大手御門より

登城之事、

十一月廿日 以上、令條錄、  
憲教類典

寶永七年十一月廿一日

一琉球人登城、音樂被開召付、已刻登城、申刻退去、  
道筋松平薩摩守芝屋敷より増上寺表門通り町、  
芝口御門御堀端幸橋薩摩守屋敷脇、日比谷御門、  
八代洲河岸通り龍之口井上河内守屋敷前、腰掛  
後通り大手御門より出仕、行列并道筋等警衛、先  
日之通御立關より殿上之間下段着座、從者は同  
次之間に列座す、下官等先日之通り、

一使者并從者下乗下馬如先日、御立關到階下時、板  
椽わ大目付出向而令指圖、殿上間下段着座、從者  
は同次之間列居、下官は御立關前庭上に群居、  
一音樂に付出仕之面々、四品以上は狩衣、諸大夫は  
大紋、且又布衣素袍着之、

一松平薩摩守先達而登城、殿上之間下段に着座、大  
廣間御次に御譜代衆、詰衆同並、其外諸役人、寄  
合、法印、法眼、醫師等伺公、椽類に詰衆、御奏者  
番、諸番頭、諸物頭、諸役人、西之椽類に高家列  
座、出御以前より薩摩守大廣間下段下より五疊

目東之方に着座、御向之椽に疊敷之、兩使椽類通敷居  
際に伺公、樂人は御向に列座、

一 巳後刻大廣間出御、御先立、井上河内守、御太刀、大澤右衛門督、御劔、宮原刑部大夫、按する内守に老中正等、右衛門督刑部大夫は高家なり、御上段、四つ之角に大總付之、御劔掛之、御着座之後座に、間部越前守、御用人詮房、御小姓衆、御太刀役、御劍役、

一 御側衆御小納戸衆者、御納戸構に罷在、若年寄衆は西之御椽類に伺公、松平肥後守、老中松平下總守下段西之方に着座、御簾中與御小姓揚之、音樂初る、名帖、大平調、樂、桃花源、不老仙、揚香、明曲、壽尊翁、清曲、御所望、長生苑、自注、 芷蘭香、樂、壽星老、自注、正月、自注、三線歌、自注、 午下刻樂畢而御簾垂之、薩摩守は御次、琉球人は殿上之間に退座、松間衝立引之、御簾揚之、重而薩摩守出座御目見、奏者番松平宮内少輔披露之、中段迄被爲召之、老中御立合言上、上意有之、退座畢而下段敷居際立御、萬石以上之面々、其外出仕之分一同御目見入御、薩摩守并琉球人兩使樂人

等に至迄御饗應被下、薩摩守は紅葉之間に而御料理被下之、自注、金銀三汁十菜、老中出席及挨拶、 一 兩使は、殿上之間下段御料理被下之、自注、右同斷、難録に、進物番、乘給仕あり、 按するに、承

一 樂人は、柳之間に而御料理被下之、自注、三汁八菜、 一 從者は、柳之間次に而御料理被下之、自注、三汁八菜、寬難録に、副使樂人等は、小十人衆給仕あり、 一 薩摩守家來は、蘇鐵之間にて御料理被下之、自注、表坊、 給仕

一 虎之間御小姓組御書院番出人廿人つゝ、大廣間四之間大御番出人七十人、但各素袍着之、一出仕之面々、乗物は大手之方除之、内櫻田之方に置之、

一 兩使之橋は、下乗橋之張番所際に置之、紅葉間饗應奉行 岡部備中守、按するに、御書院番頭なり、 給仕殿上之間下段饗應奉行 阿部遠江守、稻葉紀伊守、川勝能登守、按するに、此三人は、御書院番頭なり、 給仕同前六人、柳之間次饗應奉行、鈴木飛騨守、石丸五左衛門大島織部、按するに、此三人、給仕素袍に而、小十人組小十人頭なり、

五十人、

一 御城中勤番、中之御門、御鐵炮頭、平野九左衛門、塀重御門、御弓頭、赤井七郎兵衛、御臺所口中之口前、御鐵炮頭、布施出雲守、

一出仕之面々、音樂過琉球人御料理被下候内、可爲退出、此時塀重門より可出之、大手は人込候間、櫻田より退出候様可申聞候、  
一 薩摩守家來、蘇鐵之間屏風仕切、給仕表坊主、  
一 殿上之間御饗應、美里王子豐見城王子右二人一座、

一 音樂之節御目通に罷出候者共十六人、富盛親方、與座親方、江田親雲上、照屋親雲上、安慶田親雲上、保榮茂里之子、棚原里之子、森山里之子、伊舎堂里之子、根路銘里之子、内間里之子、小祿里之子、津瀨里之子、野國里之子、内嶺里之子、糸満里之子、右十六人、

一 殿上之間金銀御振廻、自注、三汁十一菜、赤貝、大小調、本九角膳、くりせう、金かん、柳營日記、

寶永七年十一月廿一日、琉球人登城、  
奉奏樂曲之名數太平調、自注、 鎖呐、照屋親雲上

橫笛 内間里之子 同 津瀨里之子 鼓小銅鑼

伊舎堂里之子 銅鑼兩班 小祿里之子 三金

根路銘里之子 三板 野國里之子

桃花源自注、 鎖呐 照屋親雲上 橫笛 内間里之子

同 津瀨里之子 鼓兩班 伊舎堂里

里之子 銅鑼金鑼 小祿里之子 三金 根路銘

里之子 三板 野國里之子 不老仙 太平調

役人同前 揚香自注、 管 伊舎堂里之子 胡琴 内間里

之子、

壽尊翁自注、 長線 津瀨里之子 琵琶 伊舎

堂里之子 終

依御好相勤候樂曲名數

長生苑、自注、 太平調役人同前

芷蘭香、自注、 右 同 前

壽星老、自注、 管伊舎堂里之子、二線小祿里之子、

三線内間里之子、同津瀨里之子、四線根路銘里之子、

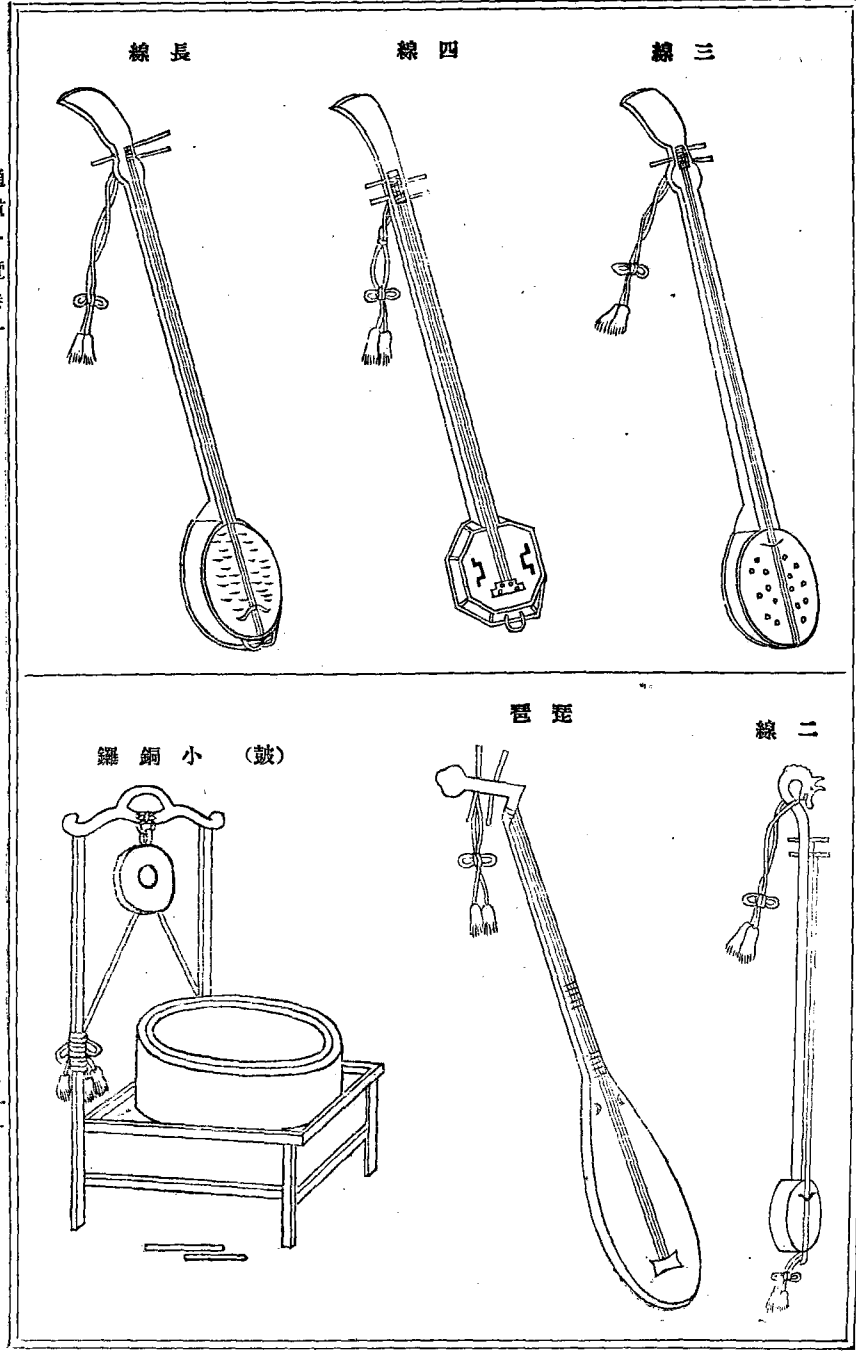
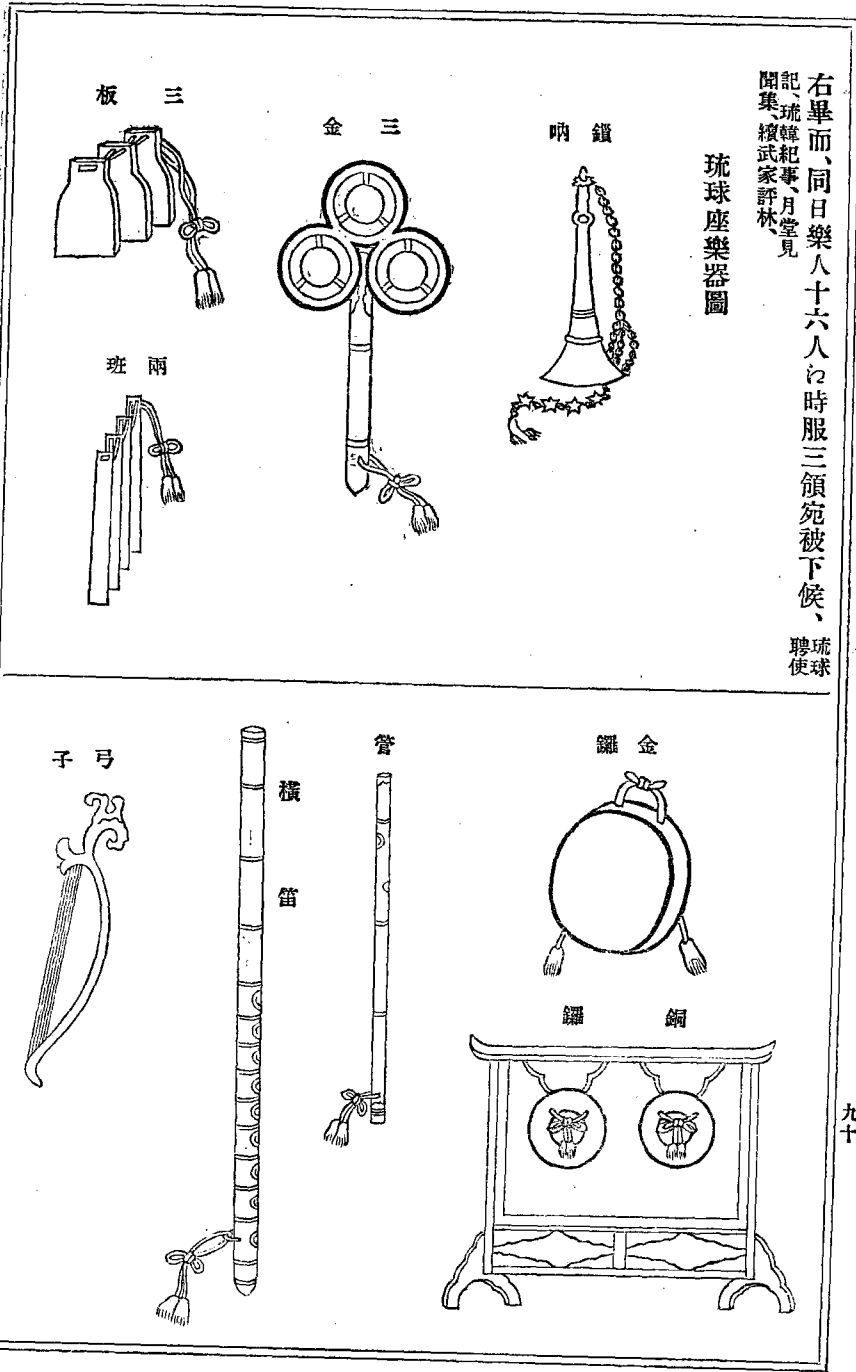
同野國里之子、

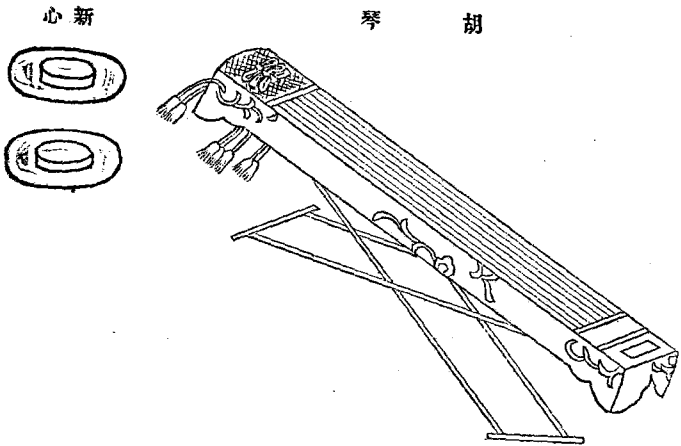
正月、自注、 長線小祿里之子、琵琶根路銘里之子、

三線歌、自注、 三線内間里之子、同津瀨里之子、終

右畢而、同日樂人十六人、時服三領宛被下候、  
記琉韓紀事、月堂見  
聞集、權武家評林、  
琉球  
聘使

琉球座樂器圖





寶永七年十月廿三日、已刻琉球國之兩使登城、大廣問の出御、萬石以上諸大名布衣以上諸役人惣出仕、

琉球人之歌、自注、エテ

キウノフウラシヤ、ツホデラル、ハフノ、ツユキヤタエトニ、ハリハリ、

右之通、文句三十口宛となへうたふ也、月堂見寶永七年十一月廿三日

一於御本丸、琉球人々被下候御料理獻立、金銀御振舞、但二人前、一人前餘慶有之、

本膳木地丸角三汁十一菜

繪鯛赤貝、きす、栗、汁鰯、よめな、大根、松た、香物小角、  
 煮物串子車多、ひ、包玉子、飯

二 杉箱鯉鱈、くわひ、小角鮑わた、汁鯛、せきり、切焼味噌

三 色付地紙大くま笹刺躬鯉子付わきひ、汁鰯入、けき、鯛、くら

二之碗、口、鳥、雁、一燒小鯛、着足打紙敷、はは

吸物大ひ、花ひ、附後段

酢和むき蜜柑、大こ浮麩 香物小皿、

茶菓子臘まんぢう、水栗、後菓子かすていら、蜜柑、枝柿、

一柳之間にて御料理三汁八菜四十人前被下、雜事記、寶永七年十一月廿一日

御臺様の献上目録寫 御代替之御祝、自注、如此かなしん上、

壽たひ香二十はこ、しやひん二はこ、りう

せんかう五十袋、いしの人形二たい、玉の風鈴一つい、ちんきん御りや、一通、とんす二十

本、たいへいふ五十疋、あやとんす五十たん、あはもりさけ五つは、以上

國王繼目、しん上、御かもし五かけ、いしの手か、み二帖、玉の硯屏一さう、青貝御卓一脚、ちんきんの籠飯一つい、ちりめん五十卷、自注、紅三十卷、白二十卷、はせを布五十たん、あはもりさけ三つは、以上、

ちうさん王 せう 益

右目録を、薩摩守家來御城に持參御支圖より差上、檜之間に而御留守居松前伊豆守に渡之、月堂見聞集、雜事記、但し柳營日記には、献上賜物、さきに廿五日記、し、雜事記には、十八日御禮の時とす恐らくは非ならん、

同月廿二日、明日琉球人御暇により、道筋警固及び賜物持運の爲、御徒出役の事を御徒頭に命せらる、同日出仕の輩、衣服制限等の觸あり、寶永七年十一月廿二日

琉球人御暇に付、道筋松平薩摩守芝屋敷より、直に登城候、如音樂之時、八代洲河岸通警固之儀、前々之ごとく可被相觸候、

十一月廿二日令條錄、憲教類典、寶永七年十一月廿二日

薩摩守下屋敷より上屋敷邊迄 御徒二組 同上屋敷より大手迄 同 二組

右如前々之警固之儀可被相觸候 御徒一組

右麻上下着之、琉球人々被下物運候様可被致候、十一月廿二日御徒方萬年記、

寶永七年十一月廿二日 一萬石以上在府之面々、明廿三日琉球人御暇付

而、直垂狩衣大紋着之、五半時可有登城旨、從老中以切紙相逢之、御日記、

寶永七年十一月廿二日

布衣以上御役人

法印 法眼

明廿三日、琉球人御暇に付、大紋布衣着之、五半時登城候様可被相觸候、令條錄、憲教類典、

同月廿三日、琉球人御暇により、午刻大廣間に出御、前例御暇の時、出御なし、こたひ及び正徳度に出御あり、享保度よりまた古復せられし見ゆ、中山王尙益に上意賜物、其恩賜例に及ひ使者御暇賜物の事を、老中より中將吉貴に傳ふ、兩使板椽にをいて拜謁す、天英院殿よりも、また賜物あり、

寶永七年十一月廿三日、兩使御暇付而、登城行列道筋并警衛等、如先日御先立河内守、御太刀大澤右衛門督、

同月廿三日

一去廿一日音樂被仰付候琉球人々、時服三宛被下之、今日薩摩守家來に相渡、

一兩番大番之出人如御禮之時、

一警衛、中之御門御鐵炮頭金田新太郎、塀重御門

御号頭近藤源左衛門、御臺所口中之口前御鐵炮頭山村十郎左衛門、御日記、

寶永七月十一月廿三日

一琉球御兩使御暇被仰出候付、午刻大廣間出御、御上段御着座、自注、辨御直垂厚疊、前之通御舞御刀掛有之、列座之面々先日之通刑座、使者從者殿上之間大廣間、惣體御座敷規式先日之席に滯座、老中御前召之、中山王より以使者進物御喜悅之段、次に兩使御暇被下旨上意有之、薩摩守河内守より申聞之、薩摩守同道之、於彼席兩使に上意之趣、兩度に河内守傳達之、日兩使自分之被下物之儀申渡之、河内守御前罷出御請言上退去、薩摩守出席下段敷居之内に御目見、池田丹波守披露之、中段迄召出之、兩使遠路罷越太儀被思召候旨上意有之、老中御取合有之、此時薩摩守下段、下より五疊目東之方に着座、兩使一人宛於板椽御目見、奏者番披露之、畢而大目付横田備中守、松平石見守案内、直に柳之間相越、中山王に被進物彼席に并置、使者に見せ、夫より殿上之間に罷越、御代替に付、白銀五百枚、綿五百把、金襴二十卷、中山王に、

自分代替に付、白銀五百枚、紅白羽二重百疋、八丈島五十反同人に、右並置、使者に見せらる、殿上之間に退去、加賀守申渡之、

一四品以上之面々着座より、直に御前に罷出御目見、老中御挨拶畢而退去、御簾垂之、中與御小姓役之、此時仕切之衝立後之間御同朋引之、畢而御簾揚之、下段御敷居際立御、萬石以上之面々、其外一同御目見相濟而入御、中山王に被進物目録、并老中より之返簡箱に入、奏者番松平兵庫頭石川近江守持參、兩使に相渡之、相濟而老中殿上之間に座、此時薩摩守遠路相越太儀に被思召候旨、上意之趣兩使に申聞之、其後兩使に之被下物、進物番持出之、

白銀二百枚、時服十、

美里 王子  
豐見城王子

殿上之間二之間に而、

兩使之從者

惣 中

蘇鐵之間に而

小袖三宛

樂童子 并

小 姓

但是は、去廿一日申渡有之、今日相渡、

兩使頂戴、此内從者は拜領物之儀も、兩使に申渡、兩使御禮有之退去、此時薩摩守出座、御禮述之畢而、大目付差圖有之、使者退散、大目付仙石丹波守折井淡路守御立關階下迄先立、兩使退去、登城退出之道筋、去廿一日之通、殿中出仕之面、先日御禮日之通裝束、柳營日次記、

寶永七年十一月廿三日登城、御返簡并被下物有之、大使美里王子來接琅函、就審遙聞御代初、即獻方物以進賀、特有仰旨、禮待踰常儀、誠是賢藩之榮幸也、賜物如目錄附歸使訖、事具可在薩摩中將報知候、誠恐不備、

寶永七年十一月廿三日井上河内守源 正峯

大久保加賀守藤原忠增

本多伯耆守藤原正永

秋元但馬守藤原喬知

土屋相模守源 政直

奉復中山王閣下

信音累至、仍承爲告賢藩承襲事、特差使臣豐見城王子獻方物、以進謝誠意、遠著褒葬愈加、幸甚之至候、

賜物如別錄附使者還、餘悉薩摩中將可有報聞者也、誠恐不備、

寶永七年十一月廿三日

御連判如前

奉復中山王閣下琉球聘使記、琉球紀事、承寬雜錄、續武家評林、月堂見聞集、枯木集、寶永七年十一月廿三日

御臺様より御代替に付御返禮、白銀二百枚、繪子染物百反、按するに、柳營日記には、織目之御返禮、白銀二百枚、色大紋羽二重百反、以上、月堂見聞次記には、廿五日とあり、集、雜事

寶永七年

御臺様より琉球へすぬいの小袖を被下候也、あの方の閨中へ可持參也、これを殊之他に悦ひ、床へ出し置見物仕候由、中村氏筆記抄、

同月晦日、琉球人東叡山御宮に參拜す、獻備あり、大目付御目付等出役す、御宮廻り御警衛御徒一組、山内警衛大名三人なり、

寶永七年十一月廿二日

上野御宮の琉球人參詣道筋、松平薩摩守芝屋敷より、此間登城之通、日比谷御門通、八代洲河岸通井上河内守屋敷前、腰掛後通大手前より一ツ橋御門

を出、護持院表門前、按するに、護持院は元禄元年神田橋外に移され、其跡一橋外まで明地となる、享保二年焼失の後、大塚に此道筋前例と異なり、其故ありしにや、夫より神田橋之外御用屋敷前通より、筋違橋本多信濃守前を通り、直に仁王門に罷越、御宮の參詣、夫より文珠樓に出、宿坊明王院の暫立寄、歸り候節は此間伺之道筋可罷通候、

寶永七年十一月廿二日令條錄、憲教類典、

寶永七年十一月廿六日、來晦日上野御宮の琉球人參詣に付、上野御宮廻、御番丹羽權兵衛組共、道番六組、御徒方萬年記、

寶永七年

琉球人上野御宮に明晦日、明六年時芝より出立參詣仕候筈に候間、先日も相觸候通、掃除等入念不作法無之様、横町横町にも相通、急度相守可申候、此旨町中可被相觸候、以上、

十一月廿九日

町年寄三人正寶事錄、

寶永七年十一月晦日

一東叡山御宮に、琉球人參詣に付、勤仕之面々、

堀田伊豆守

青山下野守

右相越

一東叡山御宮御廻り、御徒頭 丹羽權兵衛

道番御徒六組勤之、御日記、

寶永七年十一月朔日

一昨晦日琉球人兩使、上野御宮參拜に付、本多彈正少弼、森川出羽守、按するに、ごも、寺社奉行なり、仙石丹波守折井淡路守罷越、自注、御宮參拜之次第、別紙有之、來朝記に委し、柳營日記、

寶永七年十一月晦日、琉球人上野參詣に付、

一石橋より仁王門迄堀田伊豆守、仁王門より文珠

樓迄青山下野守、板倉甲斐守、

一御宮准后御所に、中山王并兩使獻上有之、同返禮

有之、雜事記、

寶永七年十一月晦日、琉球人東叡山に參詣、戻り通町也、琉球紀事、

十二月二日、琉球人老中若年寄、同四日、御三家方に

まいる、同十八日、江戸を發して歸國に赴く、其每度町觸あり、正徳元辛卯年正月八日、琉球使伏見に着す、時に新井筑後守御使を奉はりて、京師に在りしが、兼て仰の旨あるにより、往て兩使に面す、藩府中、子に基所外上因領より圖書の免狀を授く、また遠江國濱松縣に在りて、美里王子の家人病死せり、屋良里之

寶永七年十二月二日、琉球人御老中、方に參上、山王

町通數寄屋橋の入、琉球紀事、續武家評林、枯木集、

寶永七年十二月

覺

明四日天晴能有之候得は、琉球人御三家方に參り候道筋、松平薩摩守芝屋敷より、新堀端を罷越、土器町秋田信濃守中屋敷、上杉民部大輔中屋敷前より、市兵衛町南部遠江守屋敷前、松平大和守屋敷脇、溜池端を通り、赤坂御堀端四谷御門外御堀端を通り、市谷田町八幡前より、尾張殿屋敷に相越、夫より市谷御堀端を通り、牛込御門之外、御堀端船河原橋通り水戸殿屋敷に相越、夫より市谷御門之内、大手通り四谷御門之内より、麴町紀伊殿屋敷に相越、歸候節、松平庄五郎屋敷門前、永田馬場より虎御門外、松平大和守表門、天徳寺裏門前通り、西

久保八幡前より、土器町新堀端を通り、芝薩摩守屋敷に罷歸候、尤人留に不及、乍去琉球人行列を妨行割不申、見物人不法無之様に、町中可相觸候、以上、

十二月 令條錄

寶永七年十二月四日には、琉球人御三家方々廻る、道筋赤坂通、同八日松平薩摩守菩提所へ按ずるに、高輪大圓寺なり、評林、松木集、琉球紀事、續武家、評林、松木集、寶永七年

覺

明十八日朝五半時、琉球人御當地出足候間、町中不法等無之様にいたし、火之元之儀念入可申候、參府之節相觸候處、見物之者殊之外込合候由有之間、名主致下知、月行事見廻り兩木戸脇之家主、木戸に附罷在、見物之者不込合様いたし、尤喧嘩口論無之様に可申付候、其外參府之節、相觸候通相心得候様に、町中此旨急度可相觸候、以上、

寶十二月十七日

右之通、被仰渡候間、町中家持は不及申、借屋店借下々召仕等まで爲申聞、急度相守可申候、少も油斷

有間敷候、以上、

十二月十七日

町年寄三人正寶事錄、寶永七年十二月十八日、琉球人兩使、其外今日江戸發足、柳營日記、

寶永七年十二月十八日、琉球人江戸發足歸國に赴

く、里之子自注、小童なり、拜領之時服を仕立着之、美々敷事也、承寬確錄、琉球紀事、續武家評林、

寶永七年十二月十八日、琉球人江戸發足、正徳元年辛卯年正月六日、江州大津に着、月堂見聞集、

寶永七年八月廿三日、某を按ずるに、新井勘解由自らいふなり、御使として京都に遣さるへき事あり、其期は九月琉球貢使

來らん後、爰を立て十一月には罷歸るへきよし、内仰を蒙りしか、彼使風便能からずして、來るへき期を愆りしかは、其來るを待に不及、十月十二日に打立、同廿四日京に入りぬ、正徳元年辛卯正月在京の内、琉球の使聘事終て、歸るとて伏見に來り止ると聞て、同き八日にかしこに在る薩摩守の第に行向ひて、美里豐見城兩王子等に相遇ふことを得たり、是兼てより仰下されし事なりしか故也、白石私記、

寶永七年、琉球人逗留之内、屋良里之子と本因坊圍碁あり、屋良三ツ置按ずるに、前の免狀によるに、三ツ置は二ツの誤りなるへし、負る、琉球紀事、庚寅之冬、琉球國屋良里之子從王子而來、在于江府薩摩侯羽林吉貴之第、薩摩侯受官命與屋良圍碁、屋良着三碁子對國手本因坊、予在傍觀之、且以定其手品、蓋因中山王之請也、予許之、對國手着二碁子焉、觀其下子、資稟不庸、工夫有素、積以歲月、而真積力久、則其進也豈可量哉、惜乎接遇日淺、離別期近、而教誨之不數多、雖然碁之爲方、厚於陰陽變化之理、治國治人之方、盡存於此、其要在于方寸之間而已、歸帆之後勉焉、不怠專心致志、則雖隔千里猶咫尺、斯道在己、豈求外哉、

寶永七年庚寅抄冬之日

井上因碩

呈示琉球國屋良里之子月堂見聞集、

寶永七年、琉球人屋良里之子へ、本因坊より按ずるに、井上因碩の誤り、贈られたる碁之免狀、林家門人樋口彌門書之、其頃は、大久保加賀守儒臣也、如首日薄抄、、寶永七年十一月二日、遠州濱松にて官人壹人病死、なめた西見寺に葬す、琉球人好如此、

寶永七年庚寅抄冬之日

井上因碩

呈示琉球國屋良里之子月堂見聞集、

寶永七年、琉球人屋良里之子へ、本因坊より按ずるに、井上因碩の誤り、贈られたる碁之免狀、林家門人樋口彌門書之、其頃は、大久保加賀守儒臣也、如首日薄抄、、寶永七年十一月二日、遠州濱松にて官人壹人病死、なめた西見寺に葬す、琉球人好如此、

寶永七年十一月二日、遠州濱松にて官人壹人病死、なめた西見寺に葬す、琉球人好如此、

寶永七年十一月二日、遠州濱松にて官人壹人病死、なめた西見寺に葬す、琉球人好如此、

寶永七年十一月二日、遠州濱松にて官人壹人病死、なめた西見寺に葬す、琉球人好如此、

寶永七年十一月二日、遠州濱松にて官人壹人病死、なめた西見寺に葬す、琉球人好如此、

寶永七年十一月二日、遠州濱松にて官人壹人病死、なめた西見寺に葬す、琉球人好如此、

寶永七年十一月二日、遠州濱松にて官人壹人病死、なめた西見寺に葬す、琉球人好如此、

寶永七年十一月二日、遠州濱松にて官人壹人病死、なめた西見寺に葬す、琉球人好如此、

寶永七年十一月二日、遠州濱松にて官人壹人病死、なめた西見寺に葬す、琉球人好如此、

有間敷候、以上、

十二月十七日

町年寄三人正寶事錄、寶永七年十二月十八日、琉球人兩使、其外今日江戸發足、柳營日記、

寶永七年十二月十八日、琉球人江戸發足歸國に赴

く、里之子自注、小童なり、拜領之時服を仕立着之、美々敷事也、承寬確錄、琉球紀事、續武家評林、

寶永七年十二月十八日、琉球人江戸發足、正徳元年辛卯年正月六日、江州大津に着、月堂見聞集、

寶永七年八月廿三日、某を按ずるに、新井勘解由自らいふなり、御使として京都に遣さるへき事あり、其期は九月琉球貢使

來らん後、爰を立て十一月には罷歸るへきよし、内仰を蒙りしか、彼使風便能からずして、來るへき期を愆りしかは、其來るを待に不及、十月十二日に打立、同廿四日京に入りぬ、正徳元年辛卯正月在京の内、琉球の使聘事終て、歸るとて伏見に來り止ると聞て、同き八日にかしこに在る薩摩守の第に行向ひて、美里豐見城兩王子等に相遇ふことを得たり、是兼てより仰下されし事なりしか故也、白石私記、

燕姓中西筑登之者、琉球國中山王使美里王子家臣也、從美里王子往江都、時寶永柒年十一月二日因病死、葬於遠州濱松驛、行年四十、埋屍於西見寺者也、  
同國官人泣血誌

同國官人泣血誌

一島綿入壹ツ古郷に送り候、富士介と申家頼預る、

一毛氈壹ツ 一籠壹ツ 一藥鍋壹ツ 一線香 西見寺に

見寺に 一金貳百疋 西見寺に 一金三百疋

導師宗源院に 一金貳百疋 西見寺齋料 一練

布一反宛 梅屋市左衛門、組頭平左衛門、間屋吉

左衛門、一金貳百疋 宿源左衛門 一鳥目壹疋

文 下男下女 一銀五拾目餘 石碑代自注、高二尺五寸四方、

將基頭兼高五寸、國、原之由、雜事記、

正徳元年辛卯年五月十五日、松平島津、中將吉貴に明年

の參觀を許さる、

正徳元年辛卯年五月十五日、松平薩摩守琉球人召連

參候に付、來年參府御免、文露叢、

同二年辰年九月廿七日、去々年參府の使者歸國御禮

として、中山王尙益より使札獻物を薩摩國に渡す、此

日吉貴よりこれを奉るに、老中より返翰を出す、

十二月廿七日、返翰御用奉はりたる儒者服部清助、寄

寶永七年十一月二日、遠州濱松にて官人壹人病死、なめた西見寺に葬す、琉球人好如此、

寶永七年十一月二日、遠州濱松にて官人壹人病死、なめた西見寺に葬す、琉球人好如此、



合佐々木萬次郎に時服を賜はる、證は薩摩國來、貢の條にあり、

通航一覽卷之十一

琉球國部十一

○來貢 正德四年

正德四年甲午年六月五日、當秋琉球人參府により、薩摩國より大坂まで渡海中、風波の時浦々保護の事、及び往來の商船等彼船に近づくまじき旨の令條を、老中より大坂御城代内藤豊前守弋信に渡す、またかれ往返ともに、美濃路通行たるよしを道中奉行に達す、これらの事、は同年七月、彼使者薩摩國に着岸す、こゝの永を去ること遠からざるにより、賀慶使のかた猶豫あるべきのよし、老中評議ありしか、島津氏の申すむねに任せられて參府あるべきに決す

正德四年甲午年六月五日御書付

一當秋松平薩摩守、琉球人召連參府に付、薩州より大坂迄渡海之内、若風波荒候節は、浦々より船を出し挽入候様可被申付候、歸國之節は薩州迄も、右同斷可被心得候、  
一右琉球人渡海之節、於泊々往來之商船等、琉球人乗候船に無遠慮入交繋、又者不限晝夜船中をの

通航一覽卷之十終

そき、或は怪敷船杯も乗廻候儀有之由相聞候、當秋琉球人參府之節、右之泊々往來之商船等片付繋、其外不作法に無之様、浦々可被相觸候、尤歸國之節も右同斷に可被心得候、

右之趣、大坂町奉行御船手に可被相達候、

右書付、御城代内藤豊前守に在府に付、河内守按すに、  
老中并上渡之、

當秋琉球人罷越候節、參府歸國共に美濃路を相

通候筈に候間、可被得其意候、

右書付、道中奉行大久保大隅守に河内守渡之、御正徳年錄、大成

正德四年當冬琉球人參府のよし、兩使與那城王子

は、吾大樹御代始の御賀を献する使、金武王子は自嗣封を謝し奉る禮使なり、されは兩使來聘の事、九月十四日柳營に達せしに、諸大老議していはく、庚寅の兩使薩侯家其費用を辨す、此度又兩王子の東來打續、其費すくなしとせず、只々大樹を賀する使

は、しはらく延引可有かと、しかれども島津家曰く、中山王尙益壬辰の冬薨せらる、されは先年より中山王薨し、世子の喪過て、清朝より冊封使を受、我

邦にをいては三年の喪を待す、彼國王嗣位の忝きを謝し奉る例、島津家に定めおとこころなり、明年は清の冊使彼國に到るへしと、仍て此般兩使關東に赴くと云々、

兩王使並陪臣等六百餘人、去る七月鹿兒島へ着岸なり、但し暴風により献貢の船入津せず、故に兩使の東向冬に至る、鹽尻承寛雜錄、

同年九月廿九日、御目付二人、十一月十八日大目付二人御用掛りを命せらる、十月廿六日程なく參着により、叙爵及び布衣仰付らる、輩あり、

正德四年九月廿九日

當十一月、琉球人松平薩摩守召連相越に付、御規式等御用、

御目付

鈴木伊兵衛

稻葉多宮

同年十一月十八日

琉球人罷越付而、御用被仰付候、

大目付

横田備中守

中川淡路守 以上、御日記、

正德四年十月廿六日



靴黒ぬり金紋、手明二人の間に一人充矢箱三荷、黒塗金紋、騎馬弓頭、鎗、挾箱、長柄三十筋、白鳥毛青貝の柄、手明同斷、騎馬鎗頭同斷、鐵砲三十挺、葛籠馬壹疋、但し是は先へ參候、引馬五疋、荷挾箱十荷、豪傘、堅傘、努俵、空穂、黒熊毛調度掛貳荷、半弓朱重藤、矢鷲羽ふし、つけ旗竿二本、旗箱二、弓臺四組、七所銀藤金のいつかけ、羽袋黒塗金の唐草打出し具足櫃三荷、對挾箱、熊皮なげさや二本、白熊鎗二本、白大鳥毛長刀一、徒歩六十人、刀筒二人、乗物供廻り、白熊十字文一、白鳥毛一、引馬三疋、茶辨當二荷、替乗物挾箱二十五、供鎗十本、乗物醫師六人、知行取衆數不知、引馬二疋、具足櫃、弓臺二組、對挾箱、大鳥毛對の鎗長刀一、徒歩十人、乗物肝付主殿、引馬二疋、具足櫃一荷、弓臺二組、對挾箱、對鎗、徒歩十人、乗物森川利右衛門、引馬二匹、弓十張、矢箱二荷、長柄十筋、具足櫃、徒歩十人、乗物比志島隼人、供廻り大勢、

琉球人行列、

乗物座樂主取一人、供四五人、長刀持一人、鎗持一人、傘持一人、役人左右二人、狸々皮の頭巾、淺黃と

紅との縫合の裝束、朱の棒を持、旗左右二本、緋縮緬金字に金鼓の二字あり、柄朱ぬり、手明一人宛、裝束同上、金鼓左右二人、裝束同上、笛左右二人、裝束同上、鑿築左右二人、笛左右二人、銅鑼左右二人、裝束手明同上、旗左右二本、緋ちりめん文圭星の圖あり、手明一人宛裝束同、引馬二匹、乗物別當一人、供鎗、長刀、傘、茶辨當、挾箱、用物箱一荷、牌持一人、黒塗金字に中山王府の字あり、手明一人、牌持一人、黒塗金字に賀慶正使の字あり、手明一人、書翰箱惣地柿色、金字に書翰の二字篆文にて書之、乗物副使一人、供道具同上、冷傘緋縮緬三幅縫合、上に金の玉あり、柄朱ぬり、手明一人、上輿正使一人、四方輿、わらひ手滅金のかな物、内に組座あり、惣黒ぬり也、横棒入て昇手十二三人程、供廻り、鎗一本、長刀、傘持、草辨當、挾箱一人、用物箱二荷、牌持一人、惣黒塗金字に中山王府の二字あり、牌持一人、惣黒ぬり金字に恩謝正使の字あり、手明一人、書翰箱同上、乗物副使一人、供廻り道具同上、冷傘同上、上輿正使一人、同上引馬、乗物十七挺、引馬四疋、弓臺二組、對鎗、對挾箱、臺笠、堅笠、太鳥毛、長刀、具足

櫃、徒歩二十人、乗物島津將監、供廻り大勢、此外知行取騎馬衆數不知、月堂見聞集、

正德四年、琉球人之名、

慶賀正使 與那城王子 謝恩正使 金武王子  
 紫巾大夫副使 知念親方 紫巾大夫副使 勝連親方  
 贊儀官 南風原親雲上 贊儀官 喜瀬親雲上  
 樂正 玉城親雲上 儀衛正 野原親雲上  
 掌翰史 宮里親雲上 掌翰史 砂邊親雲上  
 圍師 眞喜屋親雲上 使贊高嶺親雲上  
 渡具知親雲上 安里親雲上 當間親雲上  
 森山親雲上 運天親雲上 島袋親雲上  
 伊佐親雲上 樂師 伊江大城親雲上  
 本部親雲上 安慶田親雲上 伊禮親雲上  
 永山親雲上 樂童子 濱川里之子 喜屋武里之子  
 保榮茂里之子 稻嶺里之子 彌爾里之子  
 手登根里之子 伊野波里之子 久志里之子  
 此外跟伴等百三十八人、總人數百七十人、琉球人來朝一件、  
 正德四年十一月廿六日、晴天、品川宿松平薩摩守殿五時過御通、琉球人四半時無滯相通候、竹橋盡備、

正德四年十一月廿七日、松平薩摩守參勤に付、上使紀伊守、

同年同月廿八日

松平薩摩守に

上使大目付横田備中守を以、米三千俵被下、琉人召連參府に付而也、以上、御日記、

正德四年十一月廿九日

松平薩摩守

今度琉球人間も無之處に、不相替召連、參府之儀御機嫌に被思召候、依之加階正四位下被任之旨、老中被傳之、柳營日記、

正德四年十一月廿九日、松平薩摩守に來月二日琉球人登城いたし候様にと被仰渡候、御徒方萬年記、

同月廿九日、琉球人登城の日、出御以前彼使者御禮の席拜見等の御書付出、此御書付はしめて見ゆ、十二月朔日、彼獻物を納むるにより、御徒持運の事を役す同日、明日使者御禮により、御譜代外様大名、諸役人出仕の輩、衣服刻限等の觸あり、また御徒道筋警衛の事を、御徒頭に命せらる、

正德四年十一月廿九日御書付

一 來月二日、琉球人中山王使者登城御禮申上候節、出御以前使者御禮之席案内致し、見せ可被申候、通詞も附參候事、

一 松平薩摩守家老、並家來刀持、殿上間邊に罷在等に候事、

一 琉球人御座敷見分前に、何も大廣間を相廻り、詰候席々に可罷在事、

一 琉球人自分御禮相濟候は、早速殿上間へ參候様、可被致候、

一 琉球人之兩使退出之節、大手下馬迄相越候時、可有注進候間、其以後出仕之面々退出候様に可被致候事、

十一月御日記、

正徳四年十一月廿九日、大久保佐渡守按するに、若年寄常春候御書付二通、

御徒一組

明後朔日、琉球人献上物に付而、四半時御城の罷出運候様可被致候、

御徒二組

來月二日、琉球人登城に付而、松平薩摩守芝之屋敷より幸橋之屋敷迄、

右之通、登城之道警衛候様に可被致候、

同年十二月朔日夜、琉球人芝松平薩摩守屋敷より上屋敷迄、四時參候に付、道番御徒二組差出候様に、御目付鈴木伊兵衛被申開候、

道番割

長谷川半四郎組共

松平薩摩守芝屋敷より、將監橋片門前増上寺表門迄、

二番

建部甚右衛門組共

増上寺表門前より、通町芝口御門御堀端、幸橋御門松平薩摩守上屋敷迄、

右之通相常候、御組々熨斗目上下に而、暮六時場所被相揃候様申遣候、此段半四郎殿甚右衛門殿に相觸申候、

同日、明二日琉球人出仕に付、道番割、

本多久五郎組共

松平薩摩守上屋敷より、松平丹後守屋敷前、櫻田御用屋鋪前上杉民部大輔屋敷前より、外櫻田御門井上河内守屋敷前迄、按するに、今龍之口森川出羽守屋敷是なり、

二番

諏訪兵部組共

井上河内守屋敷前より、間部越前守屋敷前、按するに、今西丸下酒井右京亮屋敷是なり、和田倉御門より、松平紀伊守屋敷前、按するに、今大手腰掛後酒井雅樂頭中屋敷是なり、腰掛裏通大手迄、

退出之節道番割

一番

諏訪兵部組共

大手腰掛裏通松平紀伊守屋敷、龍之口やよすかし日比谷御門内迄、

二番

本多久五郎組共

日比谷御門より松平丹後守屋敷前、夫より松平薩摩守幸橋屋敷迄、

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所被相揃候様に申遣候、

三番

金田惣八郎組共

松平薩摩守上屋敷より、幸橋御門御堀端、芝口より通町増上寺表門迄、

四番

江原與右衛門組共

増上寺表門前より、將監橋片門前芝松平薩摩守下屋敷迄、

右御組々には、五ッ半時熨斗目上下に而、場所被

相揃候様に申遣候、且明日日本御組々、加御番組、御供番組、助御供番組熨斗目上下に而、例刻出勤候様可被相觸旨、本御番與頭申渡候、御徒方萬年記

正徳四年十二月朔日  
明二日、琉球人御禮に付、直垂狩衣着之、五半時登城候様、溜詰國持御譜代衆、外様萬石以上嫡子共に、高家詰衆、奏者番詰衆、並嫡子共、布衣以上御役人、其外法印法眼之醫師等にも達之、

但、無官之面々は不及出旨、正徳年録  
正徳四年十二月朔日  
布衣以上御役人  
法印法眼之醫師

明二日、琉球人御禮申上候間、狩衣布衣着用、法印法眼裝束し而、五ッ半時登城候様可被達候、條令集

正徳四年十二月朔日  
明二日、琉球人登城に付、松平薩摩守芝下屋敷より將監橋片門前、増上寺表門通り通町、芝口御門より御堀端、幸橋御門より薩摩守上屋敷迄、道筋掃除入念、間敷に應じ手桶を出し置可申候、先達而相觸候

通、町中往來之者立やすらひ申間敷候、尤見物之者不作法に無之様に可仕候、此旨町中可相觸候、以上、大成令補遺、

十二月二日、琉球使登城により、午刻大廣間出御、中將吉貴これに先ちて登營あり、兩使中山王尙敬か献物をもて拜謁し、與那城王子は御代替を賀し、金武王

子は尙敬か襲封を謝し奉る、また兩使自分の献物あり、書簡は奏者番これを受とる、前例は大目付なり、書式も此時より漢文を廢す、此日、兩番大番の出人、及び御城内警衛等前例に踰たり、時に彼國より天英院殿、月光院殿にも物を献す、

正徳四年十二月二日、琉球人登城之節行列書

足輕 若黨 同 手遣 挾箱 若黨 若黨 同

若黨 川上五後右衛門 草履取 沓籠 合羽籠 同 若黨 比志鳥隼人

足輕 若黨 若黨 笠 挾箱 若黨 若黨 同

手鍵 挾箱 若黨 若黨 同 手鍵 挾箱

草履取 沓籠 合羽籠 同 供押 若黨 島津十郎左衛門 草履取

笠 挾箱 若黨 若黨 笠 挾箱

足輕 同 同 同 步行士 若黨 手鍵 跟伴 小人

沓籠 合羽籠 同 儀衛正 野原親雲上 若黨 草履取

足輕 同 同 同 步行士 若黨 手鍵 跟伴 小人

笠 步行士 供人 鞭 琉球人 張旗 琉球人 步行士 供人 銅鑼 琉球人

足輕 沓籠 合羽籠 同

衣家 步行士 供人 鞭 琉球人 張旗 琉球人 步行士 供人 兩班 琉球人

銅角 上同 喇叭 琉球人 步行士 供人 鑽 唎 上同 鼓 上同 步行士 供人 鼓 上同 步行士 供人

銅角 上同 喇叭 右同 步行士 供人 鑽 唎 上同 鼓 上同 步行士 供人 鼓 上同 步行士 供人

虎旗上同	足輕	同同	步行士 <small>供人</small> 上同	跟伴小人	笠	足輕
虎旗上同	足輕	同同	步行士 <small>供人</small> 上同	跟伴小人	衣家	足輕
步行士 <small>供人</small> 上同	牌 <small>琉球人</small> 小人	騎馬唐裝束	步行士 <small>供人</small> 上同	跟伴小人	笠	
步行士 <small>供人</small> 上同	牌 <small>琉球人</small> 小人	掌翰史	宮里親雲上	跟伴足輕	沓籠	合羽籠
						同
步行士 <small>供人</small> 上同	牌 <small>琉球人</small> 小人	跟伴小人	衣家			
足輕	同同同同同	馬廻士	步行士	同同		
足輕	同同同同同	涼傘 <small>琉球人</small> 小人	騎	唐裝束	步行士	同同同
足輕	同同同同同	馬廻士	步行士	同同	贊渡使	同同同
足輕	同同同同同	馬廻士	步行士	同同	贊渡使	同同同

同	跟伴小人	同同	足輕	鎗 <small>琉球人</small> 小人	茶庫 <small>琉球人</small> 小人	引馬一匹	沓籠	合羽籠	同
同	跟伴小人	同同	足輕	龍刀 <small>琉球人</small> 小人	衣家 <small>琉球人</small> 小人				
同同同同	橋廻ニ參候	馬廻士	步行士	供者鍵	挾箱	乘馬	沓籠持	合羽籠持	
同同同同	橋廻ニ參候	馬廻士	步行士	供者鍵	挾箱	乘馬	沓籠持	合羽籠持	
供押	足輕	同同同同	步行士 <small>供人</small> 上同	牌 <small>琉球人</small> 小人	騎馬唐裝束	掌翰史	砂邊親雲上	步行士 <small>供人</small> 上同	跟伴小人
供押	足輕	同同同同	步行士 <small>供人</small> 上同	牌 <small>琉球人</small> 小人	騎馬唐裝束	掌翰史	砂邊親雲上	步行士 <small>供人</small> 上同	跟伴小人







笠

合羽籠

樂童子

騎馬

步行士供人  
上同

笠

合羽籠

同

樂童子

步行士供人  
上同

足輕 跟伴

衣家

伊野波里之子  
足輕 跟伴 小人

步行士供人  
上同

衣家

久志里之子  
足輕 跟伴

步行士供人  
上同

笠

合羽籠

使贊

騎馬

步行士供人  
上同

笠

合羽籠

使贊

高嶺親雲上

跟伴 小人  
足輕

合羽籠

使贊

騎馬

步行士供人  
上同

渡具知親雲上  
跟伴 小人

衣家

步行士供人  
上同

衣家

步行士供人  
上同

笠

合羽籠

使贊

騎馬

步行士供人  
上同

笠

合羽籠

使贊

騎馬

安里親雲上  
跟伴 小人  
足輕

合羽籠

使贊

騎馬

步行士供人  
上同

當間親雲上  
跟伴 小人

衣家

步行士供人  
上同

衣家

步行士供人  
上同

笠

合羽籠

使贊

騎馬

步行士供人  
上同

笠

合羽籠

使贊

騎馬

步行士供人  
上同

運天親雲上  
跟伴 小人

衣家

步行士供人  
上同

衣家

步行士供人  
上同

笠

合羽籠

樂師

騎馬

步行士供人  
上同

笠

合羽籠

樂師

騎馬

步行士供人  
上同

本部親雲上  
跟伴 小人

衣家

步行士供人  
上同

衣家

步行士供人  
上同

笠

合羽籠

樂師

騎馬

步行士供人  
上同

笠

合羽籠

同

樂師

步行士供人  
上同

跟伴 小人

衣家

步行士供人  
上同

衣家

步行士供人  
上同



手鍵 挾箱 若黨 同 同 若黨 同 同 手鍵

草履取 沓籠 合羽籠 同 同 供押 肝付主殿 草履取

笠 挾箱 若黨 同 同 若黨 同 同 笠

挾箱 供押

裝箱 沓籠 合羽籠 同 同 同 乘物 若黨 藥箱 草履取 合羽籠 乘物 醫師供人上同

醫師 若黨 挾箱

挾箱 供押

足輕 同 同 足輕 同 同 同 小人 同 同 同

挾箱 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

足輕 同 同 足輕 同 同 同 小人 同 同 同

同 士<sup>若黨</sup>草履取<sup>手鍵</sup> 合羽籠 士<sup>若黨</sup>草履取<sup>手鍵</sup> 合羽籠 士供人上同 士供人上同 士供人上同

同 士<sup>若黨</sup>草履取<sup>手鍵</sup> 挾箱 合羽籠 士<sup>若黨</sup>草履取<sup>手鍵</sup> 挾箱 合羽籠 士供人上同 士供人上同 士供人上同

同 用心乗物 同 同 同 足輕 同 足輕 同

琉球人御禮之次第、  
一琉球國中山王より、御代替并自分代替に付而、兩使差渡之、登城之次第、  
一兩使は、松平薩摩守芝屋敷より、幸橋之屋敷迄今朝罷越、夫より松平丹後守屋敷より櫻田御用屋敷前、上杉民部大輔屋敷前より外櫻田御門、井上

河内守前より間部越前守屋敷前、和田倉御門より松平紀伊守屋敷前腰掛裏通、大手御門より登城、從者之供行列等、薩摩守より申付、  
但、芝之屋敷より幸橋之御屋敷迄御徒二組、幸橋之屋敷より大手迄御徒二組警衛之、道筋之面々より屋敷前警固出之、

一兩使轎に乗、從者は騎馬、大手橋先に而下馬せしめ、兩使に相従ふ、兩使は下乗橋にて轎より下輿、

但、旗持鉾持等、其外之役人、大手腰掛に相殘、牌并涼傘は御玄關前迄持之、

一兩使御玄關之階を上りて、御玄關に入時、大目付出向案内して、殿上間下段に着座、從者は同所之間に列居、下官は御玄關前庭上に群居、

一今日御規式に付、出仕之面々、直垂、狩衣、布衣、素袍着之、

一百人組之頭、御鍵奉行、御持之頭御先手御目付、御規式御用に掛候面々は、假六位狩衣着之、

但、進物番は假大紋着之、

一松平薩摩守先達而登城、殿上之間下段兩使之座上に着座、

一出御以前、中山王より御代替に付而、老中の之書翰掌簡史殿上之次之間中央まで持出、御奏者番請取之、使者立禮過而、中山王自分代替之書翰、次第同斷、

一薩摩守殿上之間より座を立て、松之間御襖之外

に伺公、

一兩使殿上之間より、大目付案内御中門之廊に着しむ、按するに、御中門は正徳元年建られ享保年中廢せらる、今の辨重御門其所なり、御中門廊は則御重寄の事にて、其御門建しとき以後、御中門廊と唱ふ、其旨令せられしか、また其稱呼やむ、

但、御中門廊疊敷之、衝立を以構之、

一御上段より松之間四之間まで御簾掛卷揚、

但、御上段之御簾は、中一間卷之、

一大廣間出御、御先立 松平紀伊守 御太刀

堀川兵部少輔

御刀 宮原刑部大輔、按するに、

庸は老中、兵部少輔刑部大輔、按するに、紀伊守信部大輔は高家なり、御上段 鑿綱縁厚疊三疊敷之、御大齒御小梨子地御刀 御着座、

一御着座之御後座に、間部越前守、本多中務大輔、

按するに、越前守詮房、中務大輔 忠良ともに、御側御用人なり、御太刀之役、御刀之役、御小姓衆、

一御側衆御小納戸衆は、御納戸構に相詰、

一老中下段西之方、下より五疊目を上座として順順着座、

一西之方御縁類に疊敷之、溜詰、高家衆詰衆之四品以上列居、

一若年寄衆之面々御縁類に伺公、

一下段東之方、御襖者はつし、松之間第二之柱に御襖立之、其内に國持大名初、表向四品以上列居、御襖之外三之間わかけ、御譜代衆詰、御奏者番表向萬石以上詰衆并諸番頭諸物頭、布衣以上之御役人、并法印法眼列居、

但、寄合并布衣以下之御役人は不罷出、

一薩摩守出席、下段御敷居之内に而御目見、御奏者番披露、中段迄被召出、琉球人遠路召連御機嫌に被思召段、上意之趣紀伊守傳之、畢而薩摩守御次最前之席に退去、子時相摸守、按するに、老中土屋政直、紀伊守御中段に罷出、上意之趣越前守傳之、使者御前の可差出由、於御次薩摩守に紀伊守達之、相摸守相添、

一薩摩守重而出席、下段東方下より五疊目着座、

一御代替に付而、中山王より献上物目錄臺に載之、中與御小姓持出、下段下より五疊目に置之、

但、御馬は、御馬方口附之者自注、庭上に牽立之、御厩方加藤權左衛門、西川清左衛門自注、素差添罷出、

一献上之御太刀目錄、御奏者番中段下より四疊目

置之、使者御前の出、下段下より四疊目拜之所に至る時、中山王と披露、九拜畢て最前之席に退出、御太刀目錄御奏者番引之、

一中山王自分代替に付而、御禮之使者次第同斷、

但、自分代替御禮に、御馬は不出、御馬代也、

一兩使、自分御禮献上物目錄臺に載之、進物番持出、板縁際に置之、兩使一人宛兩度に出而、板縁にて拜之、御奏者番披露之、

但、献上物目錄も兩度に持出之、

一薩摩守家來於板縁御目見、御太刀目錄御奏者番披露之、

但、時服は御前の不出

一兩使大目付案内、殿上之間に退去して、最前之席に座す、

一薩摩守退去して、殿上之間最前之席に着座、

一右畢而、表向四品以上之面々、一列に御前の罷出御目見、紀伊守御取合申上退去、次に西之方溜詰詰衆之四品以上、一同に御前の罷出御目見、自注、高家出座に及ばず、御取合同斷、畢而退出、下段御襖老中相殘在之、

開之、御敷居際立御、萬石以上其外伺公之面々、  
 一同御目見相濟而、御襖障子閉之入御、  
 一琉琉人、明後四日音樂被仰付之旨、薩摩守に紀伊  
 守達之、  
 一老中殿上之間に相越、兩使に及挨拶退座、其後大  
 目付差圖有之兩使退出、大目付御玄關階上まで  
 先達而、從者順々退出、  
 一薩摩守退出、  
 一琉球人兩使之外は、御目見無之、  
 一御小姓組御書院番より、出人三十人宛、御書院御  
 番所に勤仕、本番共に何れも素袍、  
 一御番出人百人、大廣間四之間に勤番素袍、  
 一出仕之面々、乗物は大手之方除之、内櫻田之方に  
 置之、  
 一兩使之轎は、下乗橋之張番所際に置之、  
 一御城中加番、御玄關東脇、御鐘奉行下條長兵衛、  
 御中門、御持弓頭奥津能登守、御臺所口前御先  
 筒頭山川安左衛門、中之御門同斷金田新太郎、  
 臺部屋口、御先手弓頭窪田勘右衛門、下乗橋張  
 番前、百人組神保主膳、

獻上物、中山王、公方様々、  
 御太刀一腰 御馬一匹 壽帶香三十箱  
 大香餅二箱 竹心香百袋 哇芭蕉布五十  
 端 島芭蕉布同 縮緬同 太平布百匹  
 久米綿百把 青貝中央卓二脚 同硯屏一  
 對 同籠飯同 羅紗二十間 泡盛酒十  
 壺、  
 右は御代替に付而、  
 御太刀一腰 御馬代銀五十枚 沈金中央  
 卓二脚 石之人形二 沈金籠飯一對  
 島芭蕉布五十端 練芭蕉布同 薄色芭蕉  
 布同 太平布百匹 久米綿百把 泡盛  
 酒五壺、  
 右は、中山王自分繼目に付而、  
 一位様々、  
 壽帶香二十箱 大香餅二箱 竹心香五十  
 袋 八仙人一組 石之手鑑二組 青貝  
 料紙硯箱一通 緞子二十本 太平布五十  
 匹 綾絹五十端 泡盛酒五壺、  
 右は御代替に付而、

かねの火鉢一對 手卷二軸 縮緬五十端  
 練芭蕉布同 青貝唐卓一 丸とんたふ一  
 對 薄屏風一雙 泡盛酒三壺、  
 右は、中山王自分繼目に付而、  
 月光院様々、  
 壽帶香二十箱 香餅二箱 龍涎香五十袋  
 青貝料紙硯箱一通 緞子十本 太平布三  
 十匹 綾絹三十端 泡盛酒三壺、  
 右は御代替に付而、  
 壽山石之人形一鉢 縮緬三十卷 芭蕉布  
 三十端 青貝文臺一 とんたふ一對  
 泡盛酒二壺、  
 右は、中山王自分繼目に付而、  
 御代替に付而之使者與那城王子、公方様々、  
 壽帶香十箱 大官香十把 太平布二十匹  
 島芭蕉布二十端 泡盛酒二壺、  
 中山王自分繼目に付而使者金武王子、公方様々、  
 大官香十把 壽帶香五箱 練芭蕉布十端  
 島芭蕉布同 泡盛酒二壺 以上、  
 琉球國よりの書翰、

愚札を以御取次まで申上候、承り候へば、貴國上様  
 御代を續せられ、四海太平にして目出度御事のみ  
 御座候よし、拙者の小國よりも御祝儀申上度、王子  
 を以、輕少の獻上物仕候、薩摩守にしたかひ御祝儀  
 述奉り候の間、各様御請取候て、台聽に達せられ被  
 下候は、難存可奉存候、  
 中山王代初御禮の書翰、  
 愚札を以、志をあらはし奉り候、去年薩摩少將上意  
 の趣にしたかひ、拙者家督仰付られ候により、我國  
 無異儀大悅仕候、仍之、御厚恩を拜謝し奉り度、薩  
 摩守にしたかひ、王子をもつて目録の通り獻上仕  
 候、各様御指圖を以、達台聽は難有可奉存候、以上琉  
 球人來朝一件、  
 正徳四年十二月二日、午刻大廣間出御、琉球人登城  
 御禮申上之、布衣以上役人、布衣以上寄合、法印法  
 眼之醫師裝束にて登城有之、正徳年録、  
 正徳四年十一月には、琉球の使來りて、御代を繼れ  
 し事をも賀しまいらせ、其王の代を繼しをも謝し  
 奉る、是より先、琉球より奉れる書法は、我國にて  
 往來する如くなりしを、其王尙益か代より、其書漢

語を用ひ、書法の式等も改まれり、されど異朝にしては、當代の御事のごとく成ものなければ、稱し進らする所も、字を用ゆる所にも、然るへしとも見えぬ事ともあり、我國の文字を用ひ來りぬるは、ひと琉球のみありし、御代々の如くならん事は、國體にをいても可然と申したりければ、詮房朝臣按ずるに聞部に、執計ふへきやう侍るとて、琉球の書に、大君尊夫人、又は大廳等の字を用ひん事然るへからず、其國の心のごとくして、彼者に申さるへしと記して、只何となく薩摩守に仰せらるへしと申、其後薩摩守の許より仰下されし事申候へは、左候は、今より後は、天子に上る書の如くにや書へき、我國より賜はる書には、上の字を用られし由見え侍り、また一位様、月光院様の御事、如何稱し進らすへきなど彼使者申事あり、いか、や答へ可申、記して進らすへしとあり、

三公親王の上に立せ給ふ御事なり、又上様ども、公方様ども申まいらす御事は、室町殿の代より、太上皇の御例を用ひ候類の故あるにより、されは當時公家にては、昵近の月卿雲客あり、武家にしては納言參議等を召つかはる、上の字等を用ゆる儀又是による、また一位様、月光院様の御事、天英月光等の御號を用ひん事然るへし、其書法の如きは、此類其國主に賜はらせ給ふ物の義、少しく差別あるに准しまいらすへし、都て其間ところの事ども、本朝の故實も、當時の事體をも、心得ざる故と聞えたりは、是等の事は、薩州よりよろしく指南あるへし、但、尙益王以來の書法の如く、漢語をのみ用ひんに、相當の文字得かたからんには、前例のごとく右體我國往來の文字の如くならん事は、彼國の議定あるへしと記し下されたり、彼使者に承りて、我國の書式改まりし事は、前代に文貴は給ふよし聞えて、先王敬を没する所なり、只今承はる所のときは、是より後た、舊章に従ふへきにて候と申由、薩摩守申したりけり、

すへて、當時の事ども漢語をもてし得難し、大體

通航一覽卷之十一終

は朝鮮の國風にして、其國の事を記す書法の如く成へし、是天子よりくたれる事一等にして、其國に君たるか故なり、大君の事は前にも記せし事の如く、當時の御事に用ゆへからざる事勿論なり、尊夫人など稱する事は、異朝にしては、今世の常の人の妻をも尊ひ稱する所にて、殊には琉球王の妻をは妃とこそ稱すれ、夫より下ならん稱をもて稱し進らすへき事、尤然るへからず、台の字の事をわか國にてこそ、大臣の事に限りて稱する事なれ、是も異朝にては、世の常の人通し用ゆること、たとへは我國にて、御の字を通し用ゆる事の如く、是等の事ども記し書して、我國の文字を用ひよといはん事然るへからぬ事どもあれは、是等の事ども仰下され、彼にも自ら然るへき字は、用ひんことの難儀をしりて申所あるへし、其時に至りて、ありし代々の例にもや従ふへきと仰下されん事、然るへしと思ひしか故なり、果して彼使者に斯を申したるなり、白石私記、

通航一覽卷之十二

琉球國部十二

○來貢 正徳四年

正徳四甲午年十二月二日、琉球人音樂の時、出仕の輩衣服刻限の觸あり、また御徒道筋警衛のことを、御徒頭に命せらる、

正徳四甲午年十二月二日、

溜詰高家衆初、布衣以上御役人寄合迄、明後日琉球人音樂に付、狩衣布衣等着之、五半時登城候様達之、法印法眼醫師同斷、御日記、

正徳四年十二月二日、

布衣以上御役人

同 寄合

法印、法眼、醫師

明後四日琉球人音樂被仰付候間、狩衣布衣着用、法印法眼は裝束にて、五ツ半時登城候様に可被相達候、

同日大久保佐渡守按ずるに、年寄常春、渡御書付、

御徒四組

明後四日、琉球人登城に付、松平薩摩守芝之屋敷より大手迄、如御禮之時警衛候様可被致候、道筋之儀は鈴木伊兵衛稻葉多宮按ずるに、可被談候、同月三日、明四日道番割、

一番

高田忠左衛門組共  
松平薩摩守芝屋敷より、將監橋片門前、増上寺表門迄、

二番

菅沼圖書組共  
増上寺表門より通町、芝口御門御堀端幸橋御門松平薩摩守上屋敷迄、

三番

吉田小右衛門組共  
松平薩摩守屋敷前より、松平丹後守屋敷前日比谷御門迄、

四番

中山主水組共  
日比谷御門より、八代洲河岸龍之口松平紀伊守屋敷前、腰掛裏通りより大手迄、  
右之通相當申候、琉球人明六時薩摩守芝之屋敷出宅に付、道番組は明七半時熨斗目上下に而面々場所被相揃候様申遣候、道番之御方、右之

通御心得御出勤可被成候、且退出之節、道筋も右之通御座候、

一明日本加御供番助御供番、但熨斗目上下にて出勤被致候様、本御番組頭衆申渡候、同日

同日  
明日琉球人、於殿上之間御料理被下候に付、手長入申候間差出候様、鈴木伊兵衛被申聞候に付、不時非番之順を以相當申候、

殿上之間  
手長役

春日内藏助組共

御組は者、明六時半時熨斗目上下にて、御城被相揃候様申遣候、尤内藏助殿に以別紙相觸申候、以上、御徒方萬年記、

同月四日、巳中刻、大廣間に出御、琉球人の音楽を聴せらる、畢而松平島津、中將吉貴、及び兩使從者、ならひに吉貴か家人にも御饗應あり、寶永度の例に准せらる、

正徳四年十二月四日、巳中刻、大廣間出御、琉球人音楽上覽有之、布衣以上御役人、法印法眼之醫師裝束にて登城、柳營日記、

正徳四年十二月四日琉球人音楽被仰付次第

一兩使松平薩摩守芝之屋敷より増上寺表門通、夫より通町に出、芝口御門前より御堀端、薩摩守幸橋之屋敷際、日比谷御門やようすかし通り、龍口松平紀伊守屋敷前腰掛後通大手御門より登城、行列并道筋警衛等如先日、

一兩使并從者下乗下馬等如先日、  
一兩使御玄關之階を上り、御玄關に入時、大目付出向案内して、殿上之間下段に着座、從者は同所次之間列居、下官は御玄關前庭上に群居、

一音楽に付而、出仕之面々狩衣布衣着之、  
一百人組之頭、御鍵奉行御持之頭、御先手御目付、御規式御用に掛候面々は、假六位狩衣着之、  
但進物番は、假大紋着之、

一松平薩摩守先達而登城、殿上之間下段兩使之座上に着座、  
一大廣間下段東之方御襖はつし、松之間第二の柱

に如先日御襖立、自法北之方貳枚は立附  
置南之方貳枚は取拂二之間より三之間へかけ、御譜代衆、詰衆、御奏者番詰衆並、何も嫡子、共に其外布衣以上之御役人寄合法印法眼伺公、

但表高家、并表向より罷出御禮仕候受替寄合は不罷出、

一御上段より松之間四之間まで御簾掛卷揚、  
但御上段之御簾は垂置、

一兩使并樂人殿上之間より大目付案内、御中門之廊に着しむ、  
但如先日、御中門廊疊敷之、衝立を以構之、樂器此所迄薩摩守家來運之、柳之間屏風を以仕切、樂屋とす、

一出御以前に、薩摩守大廣間下段より五疊目東之方に着座、  
一御向之板椽に疊敷之、兩使御椽敷居際伺公、樂人は御向之方に列居、

一大廣間出御、御先立、松平紀伊守、御太刀、宮原刑部大輔、御刀、堀川兵部大輔、按ずるに、松平紀伊守以下御役名等  
前册御禮之條に注す、次の間部

一御上段緋網線厚疊二疊敷之、御大齒御小齒赤地錦之  
越前守以下同し、綠、小葵白綾鏡重敷、梨子地御刀掛置之、  
御着座

一御着座之御後座、間部越前守、本多中務大輔、御太刀之役、御刀之役、御小姓衆、

一御側衆御小納戸衆は、御納戸構に相詰、  
 一老中、下段西之方下より五疊目を上座として順  
 順着座、  
 一西之方御椽類に疊敷之、溜詰高家衆詰衆之四品  
 以上列居、

一若年寄衆は、西之御椽類に伺公、

一御奏者番一人板椽に伺公、令指圖書樂初、

萬年春、自注、 鎖呐 安慶田親雲上 横笛

喜屋武里之子 横笛 禰霸里之子 鼓小

濱川里之子 銅鑼兩班 伊野波里之

子 三金 保榮茂里之子 三板 久志里

之子

賀聖明、自注、 鎖呐 安慶田親雲上 横笛 喜

屋武里之子 横笛 禰霸里之子 鼓小

濱川里之子 銅鑼兩班 伊野波里之子 三

金 保榮茂里之子 三板 久志里之子

樂清朝、自注、 鎖呐 安慶田親雲上 横笛 喜

屋武里之子 横笛 禰霸里之子 鼓小

濱川里之子 銅鑼兩班 伊野波里之子 三

金 保榮茂里之子 三板 久志里之子

王者國、自注、 管 喜屋武里之子 胡琴 稻嶺

百花開、自注、 里之子

天初曉、自注、 清曲、 長線 稻嶺里之子 琵琶 禰霸

頌皇清、自注、 清曲、 鳳凰吟 鎖呐 安慶田親雲上 横笛 喜屋武

里之子 横笛 禰霸里之子 鼓小

川里之子 銅鑼兩班 伊野波里之子 三

金 保榮茂里之子 三板 久志里之子

慶皇部、自注、 鎖呐 安慶田親雲上 横笛 喜

屋武里之子 横笛 禰霸里之子 鼓小

濱川里之子 銅鑼兩班 伊野波里之子

爲人臣、自注、 爲人子、自注、 上蓬萊、自注、 明曲、 管 喜屋武里之子 二線 禰霸

爲人子、自注、 明曲、 里之子 三線 保榮茂里之子 三線 手

登根里之子 四線 伊野波里之子 四線

久志里之子

一年繰過、自注、 長線 稻嶺里之子 琵琶

禰霸里之子

琉歌、自注、 三線 保榮茂里之子 三線 稻嶺

里之子

一音樂相濟而、御上段之御簾、中一間中興御小姓揚  
 之、薩摩守は御次を退去、兩使樂人は大目付案  
 内、殿上之間最前之席に座す、

一薩摩守重而出座御目見、御奏者番披露、中段迄被  
 召出、上意之趣紀伊守傳之、老中御取合畢而退去、  
 下段御敷居際に立御、御次伺公之面々一同御目  
 見相濟而入御、

一音樂勤候琉球人時服被下之旨、於松之間薩摩守  
 紀伊守達之、

但時服は御暇之節、薩摩守家來に渡之、  
 一薩摩守は、帝鑑之間に而御料理被下、老中出席及  
 挨拶、

響應奉行稻葉若狹守、按ずるに、御書 院番頭なり、給仕 假大紋進  
 物番、

一兩使は、殿上之間下段に而御料理被下、老中出席  
 及挨拶、

響應奉行 井上讚岐守、川勝能登守、松平伊勢  
 守、按ずるに、讚岐守は御書院番頭、能  
 登守伊勢守は、御小姓組番頭なり、給仕、假大紋進物  
 番、

一從者わ柳之間次に而御料理被下、  
 響應奉行 村瀬伊左衛門、石丸五左衛門、能勢  
 三十郎、按ずるに、伊左衛門は御目付五  
 左衛門三十郎は小十人頭なり、給仕素袍小十  
 人組、

一薩摩守家來にも、於蘇鐵之間御料理被下、

一御響應相濟而、大目付指圖有之兩使退出、御立關  
 階上まで先達、從者順々退出、

一薩摩守退出、

一御小姓組御書院番より出人二十人宛、御書院御  
 番所に勤番、本番共に素袍、

一大御番出人七十人、大廣間四之間に勤番素袍、

一出仕之面々乗物、兩使之轎置處如先日、

一御城中加番、御立關東脇御鑓奉行本多外記、御中

門御持堀筑後守、御臺所口前御先筒頭平野九左衛

門、中之御門同永井刑部、臺部屋口御先号筒松

平權之助、下乗橋張番所百人組堀田孫太郎、琉球

人來朝一件、



正徳四年十二月四日、

殿上之間手長、春日内藏助組共相勤候處、同席に罷出候御目付衆、何も狩衣着用被申候由承候間、内藏助殿狩衣着用可然存候に付、森出羽守殿按ずるに、川重、相伺申候處、其通に可仕旨被仰渡候間、則御納戸より受取、内藏助殿狩衣着用被成御勤候、御徒方萬年記、

同月同日、琉球人御暇の時、出仕の輩衣服刻限の觸あり、また道筋警固、及び賜物手長出後の事を、御徒頭に命せらる、

正徳四年十二月四日

明後六日琉球人御暇に付、出仕之面々二日之通達之、御日記、

正徳四年十二月五日

明六日琉球人御暇有之、狩衣布衣着用、法印法眼其装束着用、五半時揃之由被達之、柳警日記、  
正徳四年十二月四日、森出羽守殿被成御渡候御書付、

御徒 一組

明後六日琉球人被下候物有之候間、麻上下者

之、運候様可被致候、

御徒 四組

明後六日琉球人登城に付、如此間警衛候様可被致候、道筋之儀は、鈴木伊兵衛稻葉多宮可被相談候、

同月五日、明六日道番割、

一番

金田惣八郎組共

松平薩摩守芝屋敷より、將監橋片門前、増上寺表門迄、

二番

飯河善左衛門差圖 明組

増上寺表門前より通町芝口御門迄、

三番

江原與右衛門組共

芝口御門より數寄屋橋御門内、松野壹岐守御後屋敷後通、松平土佐守屋敷迄、

四番

江原與右衛門差圖 永田彌左衛門組

松平土佐守屋敷より、本多中務大輔屋敷前より、按ずるに、今大名小路久、世大和守屋敷是なり、龍之口南角阿部伊勢守屋敷是なり、土屋相模守屋敷前、按ずるに、今右組々、明六ツ時熨斗目上下に而、面々場所被相揃候様申遣候、

一道番之御方申入候、退出之道筋も右之通之由

に御座候間、左様御心得可被成候、則鈴木伊兵衛爲見被申候御書付寫掛御目候、

一數馬殿按ずるに、土屋敷馬なり、申入候、明日も同席之衆狩衣被致着用候に付、貴様にも狩衣之儀、大佐渡守殿に相伺候處、着用可被成由被仰渡候に付、明日被成御受取候様、御納戸頭衆に申談置候、

一明日本加御供番、御先番組助御供番組之通り熨斗目上下に而、例刻出勤候様、本御番與頭衆に申渡候、

同日

一明六日、琉球人被下物有之候に付、柳之間方に手長一組差出候様、昨日詰御番惣八郎殿に、森出羽守殿御書付を以被仰渡候に付、不時非番之順を以相當申候、

柳之間手長

土屋敷馬組共

御組わ者、明五ツ時前熨斗目上下に而、御城に被相揃様申遣候、以上、御徒方萬年記、

同月六日、巳中刻、大廣間に出御、御暇賜物あり、天英院殿月光院殿よりも、また物を賜はる、

正徳四年十二月六日琉球人御暇之次第、

一琉球國中王之兩使御暇被仰出、

一兩使松平薩摩守芝之屋敷より、増上寺表門通、夫より通町に出、芝口御門より數寄屋橋御門松野

壹岐守御役屋敷後通、松平土佐守本多中務大輔屋敷前より、土屋相模守屋敷前、松平紀伊守屋敷前腰懸裏通、大手御門より登城、行列并道筋警衛等如先日、

一兩使并從者下乗下馬如先日、

一兩使御玄關之階を上りて、御玄關に入時、大目付出迎案内して、殿上之間下段に着座、從者は同所次之間列居、下官は御玄關前庭上に群居、

一今日御規式に付、出仕之面々直垂狩衣布衣素袍着之、

一百人組之頭、御鍵奉行、御持頭、御先手御目付御規式御用に掛候面々は、假六位狩衣着着之、

但進物番は假大紋着之、

一松平薩摩守先達而登城、殿上之間下段兩使之座上に着座、

一薩摩守殿上之間より座を立て、松之間御襖之外

に伺公、  
一兩使殿上之間より大目付案内、御中門之廊に着しむ、

但御中門廊疊敷衝立を以構之、

一御上段より松之間四之間迄、御簾掛卷揚、  
但御上段御簾は、中一間を卷上、

一松之間の老中出座、中山王より使者差上、且進上物仕御喜悅被思召候、次兩使御暇被下之旨、薩摩守の紀伊守達之、次に中山王の被遣物之儀、并兩使拜領物、是又相達之、畢而御中門之廊の、老中薩摩守相伴ひ列座、中山王より御代替に付、使者差上進上物仕、御喜悅被思召之旨、與那城王子の紀伊守達之、次に中山王自分代替に付、使者差上進物仕御喜悅被思召之段、金武王子の同人達之、其以後兩使の御暇被下物申渡之、過而各座を立、  
一大廣間出御、御先立、松平紀伊守、御太刀、堀川兵部大輔、御刀、宮原刑部大輔、御上段經緯線厚白綾鏡重敷、梨子地御刀掛置之、小葵、御着座、  
一御着座之御後座に、間部越前守、本多中務大輔、御太刀之役、御刀之役、御小姓衆、

一御側衆御小納戸衆は、御納戸構に相詰、  
一老中下段西の方、下より五疊目を上座として順順着座、  
一西の方御椽頬に疊敷之、溜詰高家衆詰衆之四品以上列居、  
一若年寄衆は、西之御椽頬に伺公、

一下段東の方御襖はつし、松之間第二之柱に御襖立之、其内に國持大名初、表向四品以上列居、  
一御襖之外三之間わかけ、御譜代衆、詰衆、御奏者番、表向萬石以上詰衆、並詰番頭、諸物頭布衣以上之御役人、并法印法眼列居、  
但寄合、并布衣以下之御役人は不罷出、

一薩摩守出席、下段御敷居之内に而御禮、御奏者番披露、中段まで被召出、兩使遠境相越太儀被思召旨、上意之趣紀伊守傳之、老中御取合畢而、薩摩守下段東之方下より五疊目着座、  
一兩使一人宛罷出、板椽に而拜伏、御奏者番披露之退去、夫より大目付案内、直に柳之間の相越、中山王の被遣物兼而彼席に並置、兩使に爲見之、夫より殿上之間の退去最前之席に座す、

一薩摩守退去して、殿上之間最前之席に着座、

一右畢而、表向四品以上之面々、一列に御前の罷出御目見、紀伊守御取合申上之退去、次に西之方溜詰々衆之四品以之、一同に御前の罷出御目見、自注高家に座に、御取合同前、畢而退去、下段御襖老不及、相殘有之、  
一御代替に付、中山王の被遣物之御目録、并老中より之返翰、自注、箱殿上之間の御奏者番持參、掌翰  
史殿上次之間中央まで罷出請取、使者立禮過而、中山王自分代替に付而、被遣物之御目録并返翰、  
掌簡史の御奏者番相渡之、次第同斷、  
一相濟而、老中殿上之間の相越、兩使の及挨拶、過而兩使拜領物進上物持出頂戴畢而、次之間の老中列座、從者わ之被下物之儀、兩使の紀伊守申渡之、被下物進物番持出頂戴、兩使御禮有之、薩摩守出座御禮述之、

一大目付差圖有之兩使退出、大目付御立關階上まで先達而、從者順々退出、  
一薩摩守退出、

一御小姓組御書院番大御番出人、先日如御禮之時、  
一御城中加番、御立關東脇御鑓奉行梶川與惣兵衛、  
御中門御持堀筑後守、御臺所口前御先筒頭梶四郎兵衛、中之御門同櫻井庄之助、臺部屋口御先手弓頭窪田勘右衛門、下乗橋張番所百人組之頭齋藤帶刀、  
被下物、  
公方様より、中山王の、御代替に付而、白銀五百枚、綿五百把、金襴二十卷  
自分代替に付而、  
白銀五百枚、羽二重百疋、八丈織五十端、  
白銀二百枚、時服十  
同斷  
白銀三百枚  
與那城王子  
從者惣中の  
金武王子  
同  
斷  
時服三宛  
音樂相勤候者  
十六人  
一位様より中山王の御代替に付而、  
白銀二百枚、綸子染物百端、  
自分代替に付而、

白銀二百枚、大紋羽二重百端、月光院様より、中山王に御代替に付而、白銀二百枚、縮緬染物五十端、自分代替に付而、

白銀二百枚、しほり染五十端、

御代始祝儀の書翰、老中より返事の趣、

使者來りて、書翰をうけ、それに就てくはしく承はる、王はるかに御代始めを聞及はれ、早速國より出るものを獻して、御賀を申し上らる、と云々、別の仰せの旨ありて、禮をもつて王を御あひしらひ被遊候事、只今までの御規式とは趣すくれたり、誠に其國の規模御仕合の事也、被下ものは目錄のことく、使者のかへるに附し遣はす、事の子細は、薩州より返事に申ししらしめらるへし、中山王代替書翰の返翰

書翰重ねて到來、よつて承はる、其國をうけつかれ候事を申し上らる、ために、別に使者を差上、國の物を獻して御禮を申し上らる、と云々、誠のこゝる遠くあらはれ、御褒美の御言葉ありて、すゝみ賞せられ候事、ますく前々に加はりて、一段の御仕

合に存候、被下物目錄のことく、使者のかへるに附し遣はす、此外の事とも、委細に薩州よりの返事に申し聞さるべきもの也、已上、琉球人來朝一件、

同月九日、兩使東叡山御宮に參拜す、御宮廻り警衛御徒一組、道筋警固同六組、また吹上にをいて、かの行裝御内覽により、竹橋御門内警衛御徒二組出役を命せらる、かつ町觸あり、

正徳四年十二月八日

明九日、早天に琉球人上野參詣に付、松平薩摩守芝屋敷より、將監橋片門前、増上寺表門前より御堀端幸橋御門へ入、薩摩守屋敷脇青山備前守屋敷、按ず、こは今の丹羽松平安藝守屋敷前、永井備後守屋敷前、按ず、若狹守屋敷松平正屋敷是なり、按ず、今櫻田御門外井伊備中守屋敷前、半藏御門へ入、竹橋御門へ出、平川口前より戸田山城守屋敷前土手際、松平右京大夫屋敷前、按ず、今、山城守右京大夫内、屋敷とも、今一橋殿屋形なる、神田橋へ出、御用屋敷前昌平橋へ出、神田明神前本郷へ出、同三丁目横町近藤登之助屋敷前より、天澤寺前天神切通し、下谷池端夫より仁王門へ入、同歸道仁王門より廣小路へ出、小笠原右近將監屋敷前より、本多信濃守前筋違橋御門へ入、通町芝屋

敷へ入候間、道筋掃除入念間敷に應し、手桶に水を入出し置可申候、先達而相觸候通り、町中往來之者立やすらひ申間敷候、尤見物之者不作法無之様に可仕候、此旨町中相觸候、以上、大成令補遣、正徳四年十二月八日

明九日、上野御宮に琉球人參詣に付、御番可差遣旨、森川出羽守殿御書付を以被仰渡候、琉球人松平薩摩守芝屋敷明六ツ時出足之由、御目付稻葉多宮被申聞候、

上野御宮廻御番 春日内藏助組共  
御組には服穢相改、明六ツ時熨斗目上下に而、御役所に被相揃候様申遣候、  
一明日竹橋御門之内に固め二組差出可申旨、大久保佐渡守殿御書付を以被仰渡候、御内々之儀に付、頭裏附上下組羽織袴に而可致出勤旨、勿論御前置入不申候、右場所可被引渡旨、御目付衆被申聞候に付、今日御腰場三左衛門に申遣候、按ず、今日、寛政八年十二月十二日、上野拜禮の時、吹上上籠所においで、御聖所姫君方御透見有之と見ゆ、こゝれまたその御事なり、

竹橋御門内固 高田忠右衛門組共  
戸田助太夫組共

右御組々には、羽織袴に而明六ツ時、竹橋御門之内に被相揃候様申遣候、

一内藏助殿へ申入候、明日上野御宮に、中根半十郎佐々木五郎右被參候、先格之通布衣着用可被成候、且又琉球人直に御宮に參詣、夫より御本坊に參候由御座候、御宮參詣濟候は、早速御番御揚候様存候、尙又於御先御目付衆御聞合御揚可被成候、

道番割  
一番 中山主水組共  
松平薩摩守芝之屋敷より、將監橋片門前、増上寺表門前より源助橋迄、  
二番 菅沼圖書組  
源助橋より、芝口御門前御堀端幸橋薩摩守屋敷脇、青山備前守屋敷前迄、  
三番 吉田小右衛門組共

青山備前守屋敷脇より、松平安藝守屋敷前、永井備後守屋敷前、井伊備中守屋敷前より半藏御門迄、  
四番 柴田三左門衛組共

竹橋御門外より、平川口前戸田山城守屋敷前土手際、松平右京大夫屋敷前神田橋御用屋敷迄、

五番

柴田三左衛門差圖  
永田彌左衛門組

御用屋敷次より、昌平橋神田明神前、本郷三丁目迄、

六番

土屋敷馬組共

本郷三丁目横町より、近藤登之助屋敷前、天澤寺前天神切通し、下谷池之端兩頼町仁王門迄、

上野より歸道番割

一番

土屋敷馬組共

上野仁王門より、廣小路小笠原右近將監屋敷前より、本多信濃守屋敷前筋違橋迄、

二番

柴田三左衛門差圖  
永田彌左衛門組共

筋違橋内より、道町通り白銀町土手迄、

三番

柴田三左衛門組共

白銀町土手より中橋迄、

四番

吉田小右衛門組共

中橋次より芝口御門迄、

五番

中山主水差圖  
菅沼圖書組

芝口御門外より増上寺表門迄、

六番

中山主水組共

増上寺表門前より、片門前町將監橋薩摩守芝屋敷迄、

右之通、盛鬮を以相極申候、御組々々は熨斗目上下に而、明七半時面々對所に被相觸候様申遣候、一別啓竹橋御門之内固之儀、大概祭禮上覽之節之通之由、尤刻限より早めに御出勤可被成候、同日大久保佐渡守殿森川出羽守殿被成御渡候御書付、

御徒二組

明九日、琉球人東叡山御宮の參詣に付而、竹橋之内に罷出、鈴木伊兵衛稻葉多宮の相談可被勤候、

十二月八日

明九日、琉球人東叡山御宮の參詣に付而、

御徒頭一人組共

御宮廻り勤番可被致候、

御徒六組

松平薩摩守芝之屋敷より東叡山迄、道筋警衛候様可被致候、道筋之儀は鈴木伊兵衛稻葉多宮可被承合候、

十二月八日御徒方萬年記、

正徳四年十二月九日、琉球人上野參詣有之、正徳年録、同月十一日、兩使老中若年寄の宅に參り、同十二日御三家方に參る、其毎度町觸あり、同十八日仰せにより、新井筑後守中將吉貴か邸にいたりて兩使に面す、同廿一日江戸を發して歸國す、

正徳四年十二月十日

一明十一日、早天に御老中方の琉球人參候道筋、松平薩摩守芝屋敷より、將監橋片門前町筋、増上寺表門前より御堀端難波橋を越、直に數寄屋橋御門に入、

歸道筋

上杉民部大輔屋敷前、松平民部大輔裏門前通あたたらし橋の掛り、愛右下筋増上寺裏門前通町へ出、増上寺表門通門前町、元之道筋芝屋敷の歸候間、道筋掃除入念間敷に應し、手桶水を入出し置可申候、先達而相觸候通、町中往來之者立やすらひ申間敷候、尤見物之者不作法無之様に可仕候、此旨町中可相觸候、以上、

正徳四年十二月

明十二日、早天に御三家方の琉球人參候道筋、松平薩摩守芝屋敷より、芝新堀端罷通、土器町秋田信濃守中屋敷、上杉民部大輔中屋敷前より市兵衛町南部遠江守屋敷前、溜池通赤坂御堀端、四ッ谷御門外御堀端を通、市谷田町八幡前より尾張殿御屋敷の參、夫より御堀端を通り、牛込御門外御堀端船河原橋通水戸殿御屋敷の參り、夫より市谷御門之内土手通り、四ッ谷御門之内より、麴町五丁目紀伊殿御屋敷の參り、夫より松平出羽守裏門前通り、永田馬場より虎之御門松平大和守表門前、天徳寺裏門通り、西久保八幡前より土器町新堀端を罷通、薩摩守屋敷歸候間、道筋掃除念を入、間敷に應し手桶に水を入、出し置可申候、先達而相觸候通、往來之者立やすらひ申間敷候、尤見物之者不作法無之様に可仕候、此旨町中可相觸候、以上、以上大成令補遺、正徳四年琉球使來りし時、わか問ふへき事ともあれは、其由を申して、十二月の十八日に、薩摩守の許に行むかふ、琉貴朝臣も對面に及ふ、彼國のものどもにあひたり、此時には縁塗に水干袴太刀をば用ひす、腰刀に紅梅の扇をとりぬ、自注此扇は、近衛攝政大相國の賜ひしミ

ころにて、泥繪、白石私記、に蝶鳥を飾く、  
正徳四年十二月廿日

覺

明廿一日、琉球人御當地出足致候間、町中不法法無之様致し、火之元之儀念を入可申付候、見物之者不込合様に名主下知致し、月行事見廻り、兩木戸脇之家主、木戸に付罷在、不込合様いたし、尤喧嘩口論無之様可申付候、其外參府之節は、觸候通相心得候様、町中此旨急度可相觸候、以上、

十二月廿日

急度爲相守可申候、以上、

十二月廿日

町年寄 三人正寶事録、

正徳五乙未年正月十一日、琉球人歸國に付、江戸より伏見に着、十三日に大坂に着、月堂見聞集、

同五乙未年十月廿一日、去年參府の兩使歸國により、中山尙敬より御禮として、使札獻物を薩摩國に渡す、此日吉貴よりこれを納む、證は薩摩國來貢の條にあり、

通航一覽卷之十二終

通航一覽卷之十三

琉球國部十三

○來貢 享保三年

享保元丙申年十月十六日、御代替により、來々戌年琉球國賀使參府せしむへき旨、松平島津、中將吉貴に命せらる、

享保元丙申年十月十六日、松平薩摩守御代替之爲御禮、琉球中山王使者差渡候儀被相伺候所、來々戌年先例之通、其方召連可有參府旨、右薩州家來り山城守按ずるに、老にて申渡、御日記、

同三戌戌年閏十月五日、中將吉貴琉球人を率ゐて、去月十日領國を出船せし旨注進あり、月堂見聞集には、出船を九月十三日とす、おそらくは非ならん 同月老中より、その道中宿驛休泊人馬等の觸あり、

享保三戌戌年十月十日、松平薩摩守殿琉球人九十四人召連、國元發足之段、去る五日注進有之候、

琉球人名 左之通  
慶賀正使 越來王子 業市大夫副使 西平親方

贊儀官 久米須親雲上 樂正 天願親雲上

儀衛正 國吉親雲上 掌翰使 前川親雲上

團使 瑞慶親雲上 使贊 武村親雲上 嘉

味田親雲上、上原親雲上、長堂親雲上、汀間親雲

上、阿嘉山親雲上、 樂師 伊良波親雲上、新

里親雲上、照屋親雲上、手登根親雲上、久志親雲

上 樂童子 富里里之子、伊良皆里子、喜屋武

里之子、源河里之子、伊野波里之子、當麻里之子、

嵩原里之子、奧間里之子、上下人數九十四人、

右之通御座候以上、藻鹽草、

享保三年、今度琉球人來聘之儀、先例之ごとく島津

薩摩守殿へ被仰付候に付、則琉球人召連、九月十三

日御國元出船、閏十月十五日琉球人伏見に着、同十

八日江戸に發足、月堂見聞集、

享保三年閏十月十二日、

一大坂御城代觸狀老中觸書、宿次にて關原に來る、

左之通、

大坂着岸 伏見着岸 大津晝休 草津

泊 武佐泊 辰晝休 高宮晝休 辰に休なし、

番場泊 辰愛知川泊 關原晝休 大垣泊

起晝休 辰休なし、 稻葉泊 辰起泊、 名古屋晝休

辰清須晝休、 宮泊 池鯉鮒晝休 辰休なし、 岡崎泊

赤坂泊 吉田晝休 二川泊 辰白須賀泊、

新居晝休 濱松泊 見付晝休 掛川泊

金谷晝休 藤枝泊 丸子晝休 江尻泊

蒲原晝休 吉原泊 原晝休 三島泊

箱根晝休 小田原泊 大磯泊 藤澤泊

辰休、 新宿晝休 川崎泊、 辰戸塚泊之節、

辰休、 新宿晝休

右泊々、晝休之所々相定候間、存其旨人馬無滯出

之、天和二戌年來朝之通可沙汰者也

戊九月

和泉 印 山城 印 大和 印 河内 印

大坂より江戸まで右宿中

按ずるに、河内は井上正學、大和は久世重之、

和泉は水野忠之なり、山城は前に注す、

今度琉球人就參府、傳馬人足並泊々御書付一通、

大坂より品川まで宿々遂拜見、御月番御老中の

急度可差出者也、

戊戌閏十月十日

對馬印

右宿中柳營

享保通鑑、○按するに、對馬は  
大坂御城代安藤重行なり、

享保三年閏十月十七日

一今日琉球人之獻上物荷物、關原宿に止宿、  
一廿一日、今日午之刻松平薩摩守琉球人同道 關原  
宿晝休、柳營日録、

同月市中見物人作法の事、および道造等の町觸あり、  
同八日琉球人江戸に着す、同十一日上使を以て、中將  
吉貴に米二千俵をたまふ、俵數また、古復す。

享保三年閏十月、申渡、

琉球人近々參府仕、登城下城道上野、按するに、正徳度、  
上野増上寺參詣の日さ有、これより後増上寺の事見へざるに、  
は、こたひよりやめられしにや、今詳に辨しかたし、猶寛文度の條  
に注並御三家方、御老中方の參上、道筋の町々、道橋、  
下水、板橋、木戸、矢來等繕可申候、但當月中出來兼  
候木戸矢來、取拂苦しかるまじき分は取拂可申候、  
右は琉球人御馳走と申にては無之候間、馬足あや  
うからず候様に繕、新敷木にて繕候分は、古木に取  
合候様に色付、惣體今月中に繕可申候、但心得かた  
き事は、早々書付可差出候、

閏十月、大成令補遺、  
享保三年十一月五日

覺

琉球人參候に付、見物に罷出候ものとも大勢可有  
之候、町中に立留候而は、往還之障に可罷成候間、  
立やすらひ不申様可仕候、此旨町中被相觸候、  
右之通被仰渡候間、町中家持者不及申、借屋店借裏  
裏之ものともまで申聞せ、此旨町中殘らす可被相  
觸候、以上、

十一月五日

町年寄三人

同年十一月七日

一近日琉球人御當地に參着仕候間、町中不作法無  
之様、急度可申付候、見物仕候ものとも、庇より  
外に不罷出、琉球人通候刻、ゆひさし高笑ひ仕間  
敷事、

一琉球人參着申候に付、通筋町々道を造り、惡敷所  
者砂を入可申候、泥土などにて作申聞敷候、勿論  
隣町と申合、並よく早々作可申候、少も遅々有間  
敷候、琉球人至着之日は、水を打、手桶面々家之  
前に並置、掃除無油斷、琉球人通候少し前、水打

可申事、

一琉球人通候刻、名主下知致し、月行事かけ廻り、  
不作法無之様に可申付候、兩木戸脇之家主木戸  
に附罷在、喧嘩口論無之様可申付候、琉球人登城  
之日、次に爰元發足之節可爲右同前事、

享保三年戌十一月七日

右之通被仰出候間、町中家持は不及申、借屋店か  
り下々召仕等まで申聞せ、急度相守可申候、少し  
も油斷有間敷候、

十一月七日

町年寄三人正實事録、

享保三年十一月八日、琉球人着府、柳營日録、  
享保通鑑、

享保三年十一月八日、琉球人江戸至着、右召連松平  
薩摩守參府、享保年録、承寬謹録、  
月堂見聞集、

享保三年十一月十一日

米二千俵

松平薩摩守

右琉球使召連候に付被下候旨、大目付横田備中  
守罷越達之、柳營日次記、

享保三年十一月十一日、松平薩摩守殿に、此度琉球  
人逗留中、先規之如く爲御扶持方二千俵被下之由、  
謹陳草、

同月十一日、中將吉貴より明日琉球の獻物を納るに  
より、御徒出役の事、および彼使者登城のときは、道  
番に及はざる旨御徒頭に命せらる、寶永正徳兩度は、  
道番四組出、同  
十二日、明日使者登城により、出仕の輩衣服制限等の  
觸あり、このときより、また外様大名登營せず、その  
他衣服等の外、寶永前の例に復せらる、  
享保三年十一月十一日、石川近江守 按するに、  
若年總茂、 詰番本  
多久五郎へ渡、

御徒之者

琉球人獻上物有之候間、二十五人羽織袴着之明  
十二月四時御城に罷出運候様に可被申候、

同月十二日、琉球人明十三日登城、獻上物今日上り  
候に付、手長吉田小右衛門組共二十五人勤出、衣服

常服同日御目付三宅大學被申聞、琉球人登城に付、  
道番之儀明日は入不申旨、江原與右衛門に被申聞  
之、  
(朱書)

琉球人道番は先年は出候處、此度は不出、此後御  
徒方道番相止、以上、御徒方萬年記、

享保三年十一月、石川近江守相渡書付、

琉球人登城之度々、御徒方道番に不及候、天和之  
通道筋之屋敷に御徒目付遣し、面々屋敷よりか

ため出之、掃除等申付候様可被申觸候、

十一月、享保年録、

享保三年十一月十二日

高 家 衆

鴈之間 詰同 嫡子

御奏者 番同 嫡子

菊之間 縁類 詰同 嫡子

芙蓉之間 御 役人

此外布衣以下之御役人

明十三日琉球中山王使者御禮申上候間、直垂狩衣大紋布衣着之、四ツ時、登城候様に可被相達候無官之面々は不及登城候、

十一月大成令補遺、

享保三年十一月十二日

布衣以上御役人

法印法眼之醫師

明十三日、琉球人中山王使者御禮申上候間、大紋布衣着用、法印法眼は裝束にて、四時登城候様可被達候、享保年録、御徒方萬年記、

同月十三日、中山王尙敬の使者越來王子登城、中將吉

貴これを携ふ、巳中刻大廣間に出御、越來拜謁して御代替を賀し奉る、尙敬および自分の獻物あり、

享保三年十一月十三日

一今巳中刻、大廣間へ出御、緋御直垂、御先山城守、御太刀島山下總守、按するに、高家なり、御刀小笠原石見守、按するに、御小姓、薩摩守大隅守御目見畢而、越來罷出九拜畢而、山城守於御次之間、遠境相越太儀思召旨薩摩守へ相達、畢而越來自分御禮、於板縁奉三拜、畢而島津家來壹人拜謁、

獻物

御太刀一腰 御馬自注、鹿毛、一疋 壽帶香三拾箱 香餅一箱 龍涎香二箱 畦芭蕉

布五拾端 島芭蕉布五拾端 薄芭蕉布

五拾端 縮緬五拾卷 太平布百疋

久米綿百把 青貝大卓二脚 堆錦硯屏

一對 青貝籠飯一對 羅紗二拾間

泡盛酒拾壺

越來より

壽帶香拾箱 大官香拾把 太平布二拾疋

島芭蕉布二拾端 泡盛酒二壺

一中山王書簡は、大目付仙石丹波守、松平石見守請取之、山城守へ渡之、

一御城中加番、堀重御門御弓頭松波六右衛門 中之御門御數砲頭島居權之助 御臺所口前同加藤市右衛門御日記、

享保三年十一月十三日

一巳中刻、大廣間に出御、御裝束、琉球人登城御禮有之候、

但、御次第書別紙に有之、献上物音楽目錄等附録之、

一琉球人登城道筋、松平薩摩守芝屋敷より、増上寺表門通、夫より通町へ出、芝口御門より御堀端、幸橋薩摩守屋敷へ罷越、夫より松平丹後守屋敷前より、日比谷御門へ入、八重洲河岸小笠原石見守將監、堀田伊豆守屋敷前通、按するに、右近將監屋敷は、今の龍口北角、森川山羽守屋敷、伊豆守屋敷は、今の大手腰掛後、酒井雅樂頭中屋敷なり、大手御門登城、退出之節右同斷なり、享保年録、

享保三年十一月十三日、中山王使者登城、諸大名直衣狩衣大紋布衣着之登城、無官之面々登城に不及、將軍家御直衣にて出御、御上段御着座、御代替に付

中山王使者越來王子御目見畢而、自分之御禮をも申上候、薩摩守家來北江作左衛門献上物を以御目見、承覽録、

享保三年十一月十三日、琉球人登城、御徒方本加御番組、御供番組、助御供番組、熨斗目上下例刻出勤、御徒方萬年記、

享保三年十一月十四日、琉球使价越來王子謁、御前出仕之輩著烏帽子直垂、萬年記、

同月十四日、明日琉球人音楽および御暇により、寶永兩度は、音楽御暇兩日なり、このときまた古復して同日なる、出仕之輩衣服制限等の觸あり、彼賜物手長、御徒出役の事を命せらる、

享保三年十一月十四日

明十五日、琉球人音楽、並御暇有之候に付、布衣以上之御役人、法印法眼之醫師寄合裝束着用、四時登城可有之候、享保年録、

享保三年十一月十四日詰衆廻狀

明十五日、琉球人音楽被聞召、並御暇被下候付而、御同席同嫡子大紋着之、登城可有之旨相達由、山城守殿被仰聞候間、御同席之衆御嫡子共に可被仰通候、尤無官之面々は、被罷出及不申候、

朝四ツ時揃にて候、以上、  
十一月十四日、武家殿制録續編、  
享保三年十一月十四日、左之御書付石川近江守、詰番吉田小右衛門へ渡、

御徒之者  
明十五日、琉球人被下物在之候間、熨斗目麻上下着之運候様に可被申渡候、  
十一月十四日御徒方萬年記、

同月十五日巳中刻、有徳院殿淳信院殿大廣間に出御、かの音楽を聴せらる、このときより、また、御覽應の事やむ。畢て中山王尚敬に、上意賜物の事、および越來王子に、御暇賜物の事を老中より傳ふ、

享保三年十一月十五日

一 今巳中刻、大廣間に出御、緋御直垂、御先立山城守、御太刀長澤壹岐守、按するに、高家なり、御刀桑山景後守、按するに、御小姓、音楽上覽有之、

- 萬年春 鎖呐 照屋親雲上 横笛 伊良
- 皆里之子 同 奥間里之子 鼓小銅鑼 富
- 里里之子 銅鑼兩班 喜屋武里之子 三

金 伊野波里之子 三板 源河里之子  
賀聖明 同上  
樂清朝 同上  
唱曲  
日麗中天、自注、  
春色嬌、自注、 管 伊良皆里之子 胡琴  
富里里之子、  
乾道泰、自注、 長線 當間里之子 琵琶 喜  
屋武里之子 三金 嵩原里之子 三板  
源河里之子

再音樂

鳳凰吟、自注、 伶人萬年  
慶皇都、自注、 同上、  
唱曲

- 詩家事、自注、 管 伊良皆里之子 二線
- 源河里之子 三線 伊野波里之子 同
- 當間里之子 四線 嵩原里之子 同
- 奥間里之子
- 奉霞觴、自注、 長線 當麻里之子 琵琶
- 喜武里之子 三金 嵩原里之子 三板

源河里之子

琉歌 三線 伊野波里之子 同 當間里之子

右相濟而、殿上之間わ退去、薩摩守父子御目見畢而、越來大廣間三之間わ出る、中山王わ上意山城守傳達之、

- 銀五百枚 中山王わ
- 銀五百枚 越來王子わ
- 銀二百枚 從者わ
- 時服十 樂人わ
- 銀三百枚 時服三つ、

一 御城中加番 塀重御門御号頭窪田勘右衛門 中之御門御籠砲頭倉橋三右衛門 御臺所口同阿部四郎兵衛御日記、

享保三年十一月十五日、巳中刻、長福様按するに、淳信院殿御幼名、御本丸わ被爲入、午上刻還御、巳下刻、大廣間わ出御、琉球人音楽上覽有之、御暇被仰出被下物有之候、享保年録、

享保三年十一月十五日、琉球人登城、於大廣間御縁類音楽被仰付、相濟直に御暇被下之、

銀五百枚  
銀五百枚

中山王わ

中山王使

但被下物大廣間御縁類御杉戸三間程内より、御徒方請取、御玄關まいら、戸際まで手長相勤、同日本加番、御供番組、助御供番組、熨斗目上下にて例刻出勤、御徒方萬年記、

右熨斗目上下、明五時揃、

享保三年十一月十五日、琉球人登城、巳之中刻大廣間わ出御、於御縁類琉球人音楽被仰付、午刻過相濟、御覽應無之、被下物有之御暇被下、享保通鑑、

十一月廿一日、使者御三家方に參る、十二月二日江戸を發して歸國す、

享保三年十一月廿一日、琉球人五半時、御三家方わ相廻る、柳營日記、

享保三年十二月二日、琉球人發鞞、人數上下九拾餘人也、承寬雜錄、

享保三年十二月十八日、琉球人關原晝休、松平薩摩



通航一覽卷之十四

琉球國部十四

○來貢 寬延元年

寬延元戊辰年五月廿七日、老中松平右近將監武元、同日與御右筆二人、八月十一日大目付二人、御目付二人、琉球人參府御用を命せらる、  
寬延元戊辰年五月廿七日

松平右近將監

右當冬琉球人御用掛被仰付候、於與相濟、

奧御右筆

平田半之丞

山中傳五郎

右同斷御用被仰付候、

同年八月十一日

新番所前溜

大目付

河野豐前守

能勢因幡守

右者琉球人參府御用被仰付之旨、右近將監申渡

通航一覽卷之十三終

守家來島津内記相添罷越、琉球人人數上下九十四人、入足三百人、御傳馬百疋、駄賃馬百疋也、柳營日録、享保三年十二月廿一日、琉球人江戸より歸伏見に着、廿三日國元へ發足、月堂見聞集、  
同四己亥年九月廿三日、去年參府せし使者、歸國の御禮として、薩摩國まで使札獻物を渡す、この日、中將吉貴より使者を以てこれを捧ぐ、證は薩摩國來、眞の條にあり、

之、

御目付

中山五郎左衛門

土屋長三郎

右同斷之旨、板倉佐渡守按するに、若年寄勝清、申渡之、寬延元年、御徒

同年八月、かの賜銀吹立を銀座に命せられ、金銀吹替等の浮説を禁すへき旨觸しめらる、此町觸はし、其後道造掃除、及び見物人作法、火の元等の町觸あり、

寬延元年八月、覺

一琉球人參府に付、御用之儀銀座に申渡候趣、按するに、寶曆度の御書付によるに、御用と御勘定奉行に申渡候、あるは、かの賜銀吹替の事なり、就夫浮説可申觸哉、金銀吹替之儀者、曾而無之事に候條、決而右體之儀風説無之様可被取計候、諸事朝鮮人之節之通、可被相心得候事、

八月

右之通、從町御奉行所被仰渡候間、町中不殘入念可被相觸候、以上、

八月十二日

町年寄三人正寶事録、大成令續集、

寬延元年閏十月

一琉球人近日參府仕、登城下城道、并御三家方、御

老中方に參上道筋之道橋、下水、板橋、木戸、矢來等繕可申候、  
但、當月廿日迄出來兼候木戸矢來くるしかる間敷分は、取拂可申候、  
右者琉球人御馳走と申に而者無之候間、馬足あやうからず候様繕可申候、新敷木に而繕候分は、古木取合候様色付、惣體當月廿日迄に繕申へく候、但心得かたき事は、早々書付可差出候、

閏十月

同年十一月、

一〇切 一人留

一手摺

此儀不及候事、

一日本橋肴商賣事、

右者、御三家方に參候歸に通候間、刻限夕方に成可申候間、平生之通に而可相濟事、

一高輪水茶屋之事、

右者、冬之内水茶屋無之候間、取拂に及間敷候、若有之候者取拂可申事、

一字田川橋左右矢切、

右矢切に不及、奇麗に掃除可致事、

一京橋竹商賣事、  
 右者、朝鮮人之節之通に者不及、奇麗に取片付可申事、  
 一到着之日、登城之日、其外所々に出候時分、大火焚候商賣者、相止可申事、  
 一町々火消道具取入可申事、  
 一名主裏付上下、町役人羽織立付着し可申事、  
 一芝田町四丁目横町見苦敷家作取崩し、勝手次第板圍可仕事、  
 同年十二月申渡

一暖簾  
 一看板  
 右者享保三戌年、琉球人參府之節者、一樣無之勝手次第取はつし致候、此度も享保年中之通相心得可申候、尤見苦敷看板者、取はつし可申候事、  
 一幕屏風  
 二階窓簾  
 右同斷に候、右之内二階に者有合候簾懸可申事、  
 一横町見通見苦敷場所矢切、  
 右矢切に不及事、  
 一町屋之内、明地板圍、  
 右板圍に不及、竹垣葎簀等に而取圍可申候事、

一町々木戸無之横町繩張致し、棒突人足差出し置可申事、  
 一琉球人登城之節者、芝松平薩摩守屋敷より幸橋屋鋪迄、夜中罷越候由申候之間、右道筋町々相應挑灯差出可申事、  
 一御暇之節、西丸より退出之刻、萬一夜に入候者、右道筋町々挑灯之儀同斷、已上、大成令續集、  
 寬延元年十二月五日、琉球人到着に付申合、  
 一火之元之儀、別而入念可申事、  
 一逗留中自身番相勤、町内度々見廻、火之元可申付事、  
 但、目立候衣類に而相廻候儀者、無用可致候、  
 一到着登城、其外所々に罷出候道筋之儀者勿論、道筋近所町々大火焚候儀、相止可申候、  
 一路次番無之所者、暮時より路次可申事、  
 但、家主見廻り、火之元可申付事、  
 一出火有之候は、早速駈付候様に心掛け可申事、  
 一路次家前井戸遠き所者、四斗樽の水を入、差置可申事、  
 辰十二月

覺

一琉球人參候に付、見物に罷出候者共、大勢可有之候、町中に立止らせ候而は、往還之障に可罷成候間、立やすらい不申候様可仕候、此旨町中可相觸候、

十二月  
 右之通、被仰渡候間、町中不殘可被相觸候、以上、  
 十二月七日  
 町年寄三人  
 覺

一近日琉球人御當地に參着仕候間、町中不作法無之様、急度可申付候、見物仕候者共庇より外に不罷出候而、琉球人通候節、ゆひさし高笑仕間敷候事、  
 一琉球人參着申候に付、通筋之町々道を造り、惡敷町は砂を入可申候、泥土などにて造り申間敷候、勿論隣町と申合、並能早々造可申候、少も遅々有間敷候、琉球人到着之日は水を打、手桶面々家之所に並へ置、掃除無油斷、琉球人通り候少し前、水打可申候、  
 一琉球人通り候刻、名主月行事度々相廻り、不作法

無之様可申付候、兩木戸脇之家主、木戸に付居、喧嘩口論無之様申付候、琉球人登城之日、次に發足之節、右可爲同前之事、  
 右之通、被仰渡候間、町中不殘入念可被相觸候、以上、

十二月八日  
 町年寄三人正實事錄  
 十一月廿七日、かれ登城の時、出仕の輩下乗下馬供溜、及び出入口等の事を、御目付より達す、  
 寬延元年十一月廿七日、御目付中山五郎左衛門土屋長三郎達書三通、

一琉球人御本丸に登城、同日西丸に茂登城有之候付、御本丸より西丸に被相越候面々者、蓮池御門通罷越、西丸中之口より登城、退散之儀者同所御立關より、大手御門通退散之事、  
 一西丸に登城無之面々は、琉球人御本丸より退散後、大手御門通退散之事、  
 但、内櫻田御門之方退出之面々者、琉球人西丸大手御門入候を見合退出之事、  
 一大手御門、内櫻田御門、西丸大手御門下馬に相殘候供之分者、主人登城候者、直に神田橋御門内

酒井左衛門尉屋敷脇、和田倉御門内馬場、外櫻田御門外に相拂差置申候、且又下馬に相殘候乗物挾箱、並供烟者、小笠原右近將監屋敷前、本多伊豫守屋敷後明地に相拂差置申候、出仕之面々退散之節、屋鋪向寄之方、右之場所々々之内に相廻居候様御申付可被成候、尤供廻差引之爲、御徒目付、御小人目付差出置候間、諸事指圖相用候様、是又御申付可被成候事、

十一月

御目付

琉球人登城之節、下乘より内供廻召連候覺、一四品以上、並萬石以上共、下乘より内、御玄關前冠木御門外迄者、侍二人、草履取一人、雨天之節傘持一人召連、冠木御門より内者、刀持一人、雨天之節者手傘用候事、  
一萬石以下、下乘より内、侍一人、草履取一人召連、御玄關冠木御門より内者、刀持一人、雨天之節者手傘用候事、  
一萬石以上以下、共挾箱下乘橋内一切入申間敷候事、  
但、部屋有之面々は、挾箱内に入候事、

一中之口登城之面々は、草履取召連候事、右之通、御心得可被成候、  
琉球人登城之節、出仕之面々供廻、御城内差置候場所覺、  
一御玄關前冠木御門外に而相殘候供廻、并御玄關迄召連候供廻者、臺部屋口御門に相拂差置候事、一中之口より登城之面々供廻者、中之口御門内片寄差置申候事、  
一諸大名留守居御座敷向者勿論、中之口邊に茂一切差置不申候、主人刀持草履取指置候場所々々に相拂候事、  
十一月御書付留、御賜書、但し御觸書には、日附九日あり、  
十二月十一日、琉球人江戸に着す、同十二日松平島津、少將宗信參觀御禮あり、同十三日從四位上中將に任す、同日上使を以て米二千俵を賜ふ、  
寛延元年十二月七日

御勘定奉行に  
琉球人參府付而、松平薩摩守に米二千俵被下候間可被相渡候、尤先例之通可被心得候、  
一琉球人松平薩摩守召連、來る十一月江戸着之事、

大成令續集、

寛延元年十二月十一日覺

一琉球人今日到着候間、先達而相觸候通、火之元無油斷入念見廻り相慎可申候、少も油斷有間敷候、以上、

十二月十一日

町年寄三人正寶事録、

寛延元年十二月十二日

一御禮之衆有之に付、御表出御御目見、

御黒書院

- 參勤 松平薩摩守
- 同人家來 島津 兵庫
- 銀馬代 鎌田 典膳
- 卷物二十
- 銀物二十

同月十三日

御白書院據類

從四位之上 中將三被任 松平薩摩守  
右之通、位階被仰付候旨、御老中御列座相模守接に、老中 申渡之、  
堀田正亮、上使大目付河野豐前守 松平薩摩守  
八木二千俵  
右者、此度琉球人參府に付、前々之通被下之、已上

年録、

同月十二日、琉球人登城の時、出御已前使者御席拜見等の事を令せられ、また同日獻物手長御徒出役の事を命せらる、同十四日明日御禮により、兩丸に出仕の輩、衣服制限觸、市中には道筋掃除見物人作法等の觸あり、

寛延元年十二月十二日、宮内少輔按するに、若年渡、寄松平忠恒

御目付に

一來る十五日、琉球國中山王使者登城、御禮申上候節、出御已前、使者御禮之席致案内見せ可被申候、通詞茂附參候事、  
一琉球人御座敷見分前に、出仕之面々大廣間を相廻り、詰候席に可被在之事、  
一琉球人自分之御禮相濟候者、早速殿上之間に參候様、可被致候事、  
右之通、可被得其意候、西丸に而も同様に可被心得候、

十二月

同日同斷、

來る十五日、例月之御禮無之候、此段可被相觸

候、按するに、これ琉球人御禮あるによりてなり、

十二月已上令條錄、憲教類典、

寛延元年十二月十二日、宮内少輔渡御書付、

御徒頭に

御徒之者

琉球人献上物有之候間、二十人羽織袴着、来る十五日五時、御城に罷出運候様可被申渡候、御徒方萬年記、寛延元年十二月十四日、松平右近將監、松平宮内少輔御書付三通、

大目付に

御目付に

溜 御譜代大名同嫡子 詰

高 鴈之間詰同嫡子 家

御奏者番同嫡子

菊之間椽頼詰同嫡子

芙蓉之間御役人

御本丸布衣以上御役人

西丸布衣以上御役人

御本丸布衣以上御役人

右之面々、琉球人御禮之節、御本丸相濟、蓮池御

門通西丸に出仕候様に、向々に可被相達候、右同斷、

高 鴈之間詰同嫡子 家

御奏者番同嫡子

菊之間椽頼詰同嫡子

芙蓉之間御役人

御本丸布衣以上御役人

西丸布衣以上御役人

法印法眼之醫師

明十五日琉球人御禮申上候間、直垂狩衣大紋布衣着用、法印法眼裝束に而五半時登城、御本丸相濟次第、西丸に罷出候様可被達候、無官之面々者不及登城候、

但、法印法眼西丸に罷出に不及候、

十二月十四日

右同斷、

十二月十五日

表向五半時揃、以上、御書付留、憲教類典、

寛延元年十二月十四日覺

一明十五日琉球人登城に付、松平薩摩守芝屋鋪よ

殘可被相觸候、以上、

十二月

右之通、從町御奉行所被仰渡候間、町中不殘可被相觸候、以上、

十二月十五日

町年寄三人正寶事錄、

寛延元年十二月十五日、月次之御禮無之、琉球人登城に付、午之後刻大廣間に出御、御老中方若年寄衆五半時御登城、琉球國中山王正使具志川王子於大廣間御目見、中山王より献上物、

公方様に、一御太刀一腰 一御馬一匹 一壽

帶香三十袋 一香餅二箱 一龍涎香百袋

一畦織芭蕉布五十反 一島織芭蕉布同 一

薄織芭蕉布同 一縮緬五十卷 一太平布百

疋 一久米綿百把 一青貝籠飯一對 一

同大卓二脚 一堆錦硯屏一對 一羅紗二十間

一泡盛酒十壺、

大御所様に、一御太刀一腰 一御馬一匹 一

壽帶香二十袋 一香餅二箱 一龍涎香同

一太平布五十匹 一畦芭蕉布三十反 一島

芭蕉布同 一薄芭蕉布同 一久米綿五十把

同月十五日、中山王尙敬の使着具志川王子登城、中將宗信これを率ゆ、午後刻大廣間に出御、使者拜謁して御代替を賀し奉る、尙敬より有徳院殿、惇信院殿、浚明院殿に献物あり、使者もまた物を献す、同日西丸にも登城あり、

寛延元年十二月十五日覺

一琉球人今日登城候間、道筋手桶に水を入出置、琉球人通り候少し前に、水打、見物之者共往還に立やすらひ不申、惣而不作法無之様先達而相觸候通入念、勿論火之元切々見廻り候様、町中不

十二月十四日

町年寄三人正寶事錄、

同月十五日、中山王尙敬の使着具志川王子登城、中將宗信これを率ゆ、午後刻大廣間に出御、使者拜謁して御代替を賀し奉る、尙敬より有徳院殿、惇信院殿、浚明院殿に献物あり、使者もまた物を献す、同日西丸にも登城あり、

寛延元年十二月十五日覺

一琉球人今日登城候間、道筋手桶に水を入出置、琉球人通り候少し前に、水打、見物之者共往還に立やすらひ不申、惣而不作法無之様先達而相觸候通入念、勿論火之元切々見廻り候様、町中不

一縮緬三十卷 一羅紗十間 一青貝大卓二脚 一堆錦硯屏一對 一青貝籠飯同  
 一泡盛酒五壺、  
 大納言様の茂右同斷、  
 於大廣間御板縁御目見、

自分之御禮 具志川王子  
 公方様の、一壽帶香十袋 一大官香十把 一太平布二十疋 一島織芭蕉布二十反 一泡盛酒二壺、

大御所様大納言様の茂同斷寛延年録、  
 寛延元年十二月十五日、琉球人午之刻登城御禮相濟、西丸の登城、献上物數多有之、御徒方萬年記、  
 寛延元年十二月十五日、琉球人西丸登城、殿中大紋布衣素袍、如官日簿抄、柳營年表祕録、

寛延元年十二月十五日、中山王府使官員、  
 正使 具志川王子、奴子十四人 副使 兼市大夫與名原親方、奴子六人 贊儀官 池城親雲上、奴子二人 樂正 平敷親雲上 儀衛官 吳屋親雲上 掌翰史 津嘉山親雲上 圍師 眞喜屋親雲上 以上奴子各二人 使贊 金城親雲上、渡嘉敷親雲上、座

喜味親雲上、幸池親雲上、 樂師 名嘉地親雲上、稻嶺親雲上、伊舍堂親雲上、名護親雲上、津波親雲上、以上奴子各二人 樂童子 智念里之子、與原里之子、大城里之子、德嶺里之子、淺川里之子、伊江里之子、以上奴子各二人 通計九十八員、

琉球國中山王獻硯屏并題詩二首、 閩闔排僂仗、千官祝至尊、鶯呼調舜樂、虎拜獻堯樽、南極紅雲繞、西池青鳥翻、共球來萬國、淑氣滿乾坤、

二  
 仰視碧天際、俯瞰綠水濱、寥闕無限觀、寓自理自陳、大矣造化工、萬殊莫不均、群籟雖參差、適我無非新、

又上儲闈殿下二首、  
 彤庭介壽恰深春、三月韶華景象新、御苑柳垂風徧拂、上林花發露霏勻、都緣聖澤涵濡久、更覺大工長養頌、天地陽和歸樂育、惟將山阜頌楓宸、

二  
 五紀載元良、垂衣靖萬方、彌天敷霧、卒土列冠裳、雉尾開宮扇、螭頭繞御香、山川增藻麗、雲漢煥文章、鳳詔開賢路、鴻儒觀國光、野人爭獻頌、壽域祝無疆、  
 又上太上殿下二首、

壽域弘開天地同、遠來近悅效華嵩、循環花甲乾坤久、燦爛長庚景象隆、葢莢呈祥千葉翠、蟠桃獻瑞萬年紅、塗歌巷舞歡聲徧、南朔無殊西與東、

二  
 澹蕩春光滿曉空、逍遙御輦到離宮、山河眺望雲天外、臺榭參差烟霧中、庭際花飛錦綉合、林間鳥囀管絃同、即此歡娛齊鑄宴、唯應率土樂薰風、

琉球國書翰、自注、三殿下に奉る書、亦同し、  
 謹呈一翰候、公方様、大御所様、大納言様益御機嫌克被成御座、恐悅奉存候、然者就御代替、以使者御祝儀申上候儀、從大隅守奉願候處、如願被仰渡忝次第奉存候、因茲爲御祝儀、今般具志川王子差上候、隨而御太刀一腰、御馬一疋、並目錄之通獻上之仕候、御執成奉願候、誠惶謹言、

卯月十一日

中山王尙敬

酒井雅樂頭様  
 堀田相模守様  
 本多伯耆守様  
 松平右近將監様

人々御中 琉球國聘使記附録、按ずるに、雅樂頭

同月十七日、明日音樂及ひ御暇により、出仕の鞞衣服刻限觸、また叮觸あり、  
 寛延元年十二月十七日、松平右近將監、松平宮内少輔渡御書付貳通、

大目付 は忠知、伯耆守は正珍なり、  
 御目付 御目付  
 十二月十八日  
 表向五半時揃、  
 同斷、

高 家  
 鴈之間詰同嫡子  
 御奏者番同嫡子  
 菊之間縁類詰同嫡子  
 芙蓉之間御役人  
 御本丸布衣以上御役人  
 法印 法眼之醫師

明十八日、琉球人音樂被聞召、并御暇被下候間、直垂狩衣大紋布衣着用、法印法眼裝束に而、五半時登城候様可被相達候、尤無官之面々者、不及登

城候、一同日於西丸茂、被下物有之候間、布衣以上御役人計長袴着用、御本丸相濟次第、西丸に罷出候様可被達候、

十二月十七日 御書付留、憲教類典、  
寛延元年十二月十七日

明十八日、琉球人又々登城に付、松平薩摩守芝屋鋪より將監橋片門前、増上寺表門通通町、芝口橋御堀端通幸橋御門に入、薩摩守屋敷迄、道筋掃除入念、間敷に應し手桶を出し置可申候、先達而相觸候通、町中往來之者、立やすらひ申間敷候、尤見物之者不作法無之様可仕候、此旨町中可相觸候、

十二月大成令續集、

同月十八日、惇信院殿、浚明院殿大廣間に出御、彼音樂を聴せらる、畢て有徳院殿、惇信院殿、浚明院殿より、中山王尙敬に上意賜物、及び具志川王子に御暇賜物の事を老中より傳ふ、

寛延元年十二月十八日、公方様大納言様大廣間に  
出御、琉球人音樂被仰付、畢而於席々御吸物御酒御菓子被下之、御老中方若年寄衆五半時御登城、

一殿上之間御下段、具志川王子、  
一柳之間、從者惣中、

中山王へ被遺物、公方様より 一白銀五百枚 綿五百把 大御所様より 一白銀三百枚 時服二十四丸に、 大納言様より 一右同斷 具志川王子へ公方様より 一白銀二百枚 時服十 大御所様より 一綿百把 西丸に、 大納言様より 一右同斷公方様より 一銀三百枚 從者惣中へ 一時服三宛樂人共へ、

右之通、御暇に付被下之旨、於大廣間二之間、御老中若年寄衆御列座、松平右近將監申渡之、  
但、御本丸相濟、西丸に登城、寛延年錄、

寛延元年十二月十八日

一琉球人四時登城、大廣間に御出、音樂被仰付、詔詰御譜代大名御役人登城、

一同斷に付、御手長役席々四組、並琉球人に被下物一組、都合五組出役有之、御徒方萬年記、

寛延元年十二月十八日、琉球人登金城、奉奏樂曲之名帖、

第一奏樂

萬年春

鎖呐 津波親雲上 笛 伊江里之子  
笛 徳嶺里之子 鼓小銅鑼 知念里

賀聖明

鎖呐 津波親雲上 笛 伊江里之子  
笛 徳嶺里之子 鼓小銅鑼 知念里  
韻鑼 大城里之子 挿板 湊川里

第三

樂清朝 鎖呐 津波親雲上 笛 伊江里之子  
子 笛 徳嶺里之子 鼓小銅鑼 知念里  
子 韻鑼 大城里之子 挿板 湊川里

第四唱曲

日麗中天自注

春色嬌 洞簫 伊江里之子 三弦 知念里  
子 琵琶 奥原里之子 津琴 湊川里  
子 子

第五

乾道泰自注 三弦 知念里之子 琵琶 伊

江里之子 以上續談海、

戊辰十二月十八日

音樂目

萬年春 賀聖明 樂清朝 日麗中天 春色嬌  
乾道泰 鳳凰吟 慶皇都 奉霞觴 詩家事  
琉歌

樂器

鎖呐、橫笛、鼓、銅鑼、三金、三板、管、  
胡琴、長線、琵琶、二線、三線、四線、

曲詞五首

日麗中天 天漏下 遲公卿侍燕多令儀 簫韶樂九迭  
奏獻觴 九次爐烟細逐 祥風吹 群臣舞蹈 天顏  
喜歲熟民康長 若此六龍廻駕 鳳樓深寶扇齊開 扶  
玉几 景星呈瑞慶雲 多雨 暉增 輝四序 和聖人道  
大如 天地歲年年奈樂何  
春色嬌 麗容和暖 氣喧景物兒飄 飄 美堪憐 花  
開三月天嬌 嬌嫩如 鮮草萌 芽桃似火柳如 烟  
士女的王孫戲 奕鞞 青春天一去 再不來 請

看上苑内蝴蝶兒對對的穿花把兩翅搨清明上  
景園和風吹放丹玉樓人沈醉樂在香花兒天  
乾道泰坤道厚水又綠來山又青風雨順五穀盡  
皆豐登慶是皇恩雨露及遠今朝喜逢鳳闕降  
綸貴寶國明王襲爵土錦袍香氣繞龍鱗千祥百  
福日月同光福國兼佑民俺黎庶鼓腹而歌重見唐  
虞盛世

奉霞 觴莫負良宵 美景一杯一酌共一笑 乏珍  
瑤品肴三牲 五鼎訓兒曹 經綸飽學男兒表 若使三  
遷教 兒曹書香 已有饒必得个个簪 纓妙 紹  
箕裘 伊須聳 壑昂霄 代代公侯萬古標

詩家事在 新春 桃紅柳綠傍溪橋 花映水中  
嬌 鳥韻添文思賞 美景題詩賦吟的吟和的和便  
是詩家樂

執政回簡

書翰合披見候、三御所樣益御機嫌克被成御座、恐悅  
之旨尤候、就御代替之御事、御祝儀爲可申上、今度

以使者具志川王子、如目錄献上候、御前に被召出  
之、御喜色之儀候、猶薩摩守可申述候、恐々謹言、  
十二月

松平右近將監武元  
本多伯耆守正珍  
堀田相摸守正亮  
酒井雅樂頭忠知

中山王 回答已上、琉球國聘使記附錄、

寬延元年十二月十八日、琉球人今日登城に付、十五  
日同斷之御觸有之、正寶事錄、○按するに、同斷とあるは、  
前に出す御禮の時の町觸をさす、  
同月廿一日、琉球人御三家方にまいる町觸あり、同廿  
七日江戸を發して歸國す、歸途尾張國に在りて、使齋  
渡嘉敷親雲上病死せり、  
寬延元年十二月廿日

明廿一日、御三家方に琉球人參候道筋、松平薩摩守  
芝屋敷より赤羽橋、土器町西久保八幡町より、天德  
寺裏門前、相良政太郎屋敷前通り、御堀端虎御門に  
入、松平筑前守屋鋪前脇、井伊掃部頭屋鋪後、永田  
馬場松平出羽守屋鋪脇前、紀伊國殿へ罷越、夫より  
麴町五丁目、四ッ谷御門に出、市ヶ谷八幡前より尾  
張殿へ罷越、夫より又八幡前に出、市ヶ谷御門外、

御堀端通り、舟河原橋小石川御門外水戸殿へ罷越、  
夫より聖堂前昌平橋の入、須田町通町芝口橋、増上  
寺表門より片門前町、將監橋より薩摩守芝屋敷に  
歸り候間、道筋掃除入念、間敷に應し、手桶に水を  
入出し置可申候、先達而相觸候通、町中往還之者、  
立やすらひ申間敷候、尤見物之者不作法無之様可  
仕候、此旨町中不殘可被相觸候、以上、  
辰十二月

十二月廿日

町年寄三人

同月廿七日、琉球人今日御當地發足、已上、正寶事錄、  
大成令續集、  
寬延元年十二月下旬、琉球使還其國、正月到宮驛渡  
嘉敷親雲上死、葬海國寺、墓碣云、

表麻氏渡嘉敷親雲上法直嚴玄性居士之墓、

渡嘉敷親雲上、姓麻名直富、是琉球國中山王正使  
具志川王子之使贊官也、從江都歸到尾州宮驛而  
病、物故時寬延二年己巳正月十二日、本日葬埋于  
海國寺地方、

十二月廿八日、御用掛大目付御目付等に賜物あり、  
琉球同僚泣血拜立琉球國聘使記附錄、

寬延元年十二月廿八日

時服三宛

大目付 河野豐前守

同二宛

御目付 能勢因幡守  
中山五郎左衛門  
頼土屋長三郎

右者、琉球人御用掛り相勤候に付被下旨、於芙蓉  
間老中列座、右近將監申渡之、

銀五枚宛

御徒目付 岡松覺右衛門  
小知藤右衛門  
菰田仁右衛門  
窪田忠藏  
小川孫七郎  
秋山豐五郎

右同斷に付被下旨、於燒火之間若年寄出座、宮内  
少輔申渡之、

同二己巳年二月十六日

芙蓉間

時服二 御目付 土屋長三郎  
右者、去年琉球人御用相勤候に付被下之旨、伯耆

守申渡、若年寄侍座、寛延年錄、

通航一覽卷之十五

琉球國部十五

○來貢 寶曆二年

寶曆元辛未年九月廿日、大目付御目付各二人つゝ、琉球人參府御用を命せらる、是より先、老中本多伯耆守正珍、其御用取扱ひ仰付らる、

寶曆元辛未年九月廿日

大目付伊丹兵庫頭

松下肥前守

御目付横田十郎兵衛

稻生下野守

右者、來年琉球人參上に付、御用可相勤旨被仰付之、

右御用、本多伯耆守殿御掛、先達而被仰付之、

同二壬申年二月廿一日

琉球人御用掛 御徒目付松前主馬

右被仰付之、按ずるに、稻生 御徒方萬年記、下野守代なり、

同二壬申年六月、琉球人の賜銀吹立を銀座に命せら

通航一覽卷之十四終

れ、かつ其事により、市中の浮説を禁せらる、その後、またしはく町觸あり、みな寛延度に同じ、

寶曆二壬申年六月

御勘定奉行ね

琉球人の被下候銀子之儀、去る辰年按ずるに寛延元年なり、被下候銀子之位に、吹直被下候間、可被得其意候、尤其外より贈候銀も、右位之銀遺す筈に候間、贈物有之面々より申達次第相談候様、銀座に可被申渡候、

六月、大成令續集、

寶曆二年六月覺

琉球人參府に付、御用之儀銀座に申渡候趣、御勘定奉行に申渡候、就夫、浮説可申觸哉、金銀吹替之儀は、會而無之事に候條、決而右躰之儀、風説無之様に可被取計候、諸事去る辰年之通、可被相心得候、以上、

六月

右之通、從町御奉行所被仰渡候間、町中不殘可被相觸候、以上、

七月二日

寶曆二年十一月

町年寄三人正寶事録

一べ切 一人留 一手摺

此儀に不及事、

一高輪水茶屋、

右此節も水茶屋有之候は、取拂可申事、

一字田川橋左右矢切、

右矢切に不及、奇麗に掃除可致事、

一京橋竹商賣、

右朝鮮人之節之通には不及、奇麗に取片付可申事、

一到着之日、登城之日、其外所々に出候時分、大火焚候商賣は相止可申事、

一町々火消道具取入可申事、

一名主裏附上下、町役人羽織立附着可申事、

同月

一看板暖簾、

右者、寛延元年琉球人參府之節、一樣に無之勝手次第取はつし致し候、此度も寛延年中之通相心得可申候、尤見苦敷看板者、取はつし可申候事、

一幕屏風、一二階窓簾、

右同斷候、右之内二階に者有台候籠掛可申候事、



一 横町見通見苦敷場所矢切、  
 右矢切に不及候事、  
 一 町屋之内明地板圍、  
 右板圍に不及、竹垣葎簀等に而取圍可申候事、  
 一 町々木戸無之横町繩張致、棒突人足差出置可申事、  
 一 琉球人登城之節は、芝薩摩守屋敷より幸橋屋敷迄、夜中罷越候由候之間、右道筋町々相應に挑灯差出可申事、  
 一 御暇之節、西丸より退出之刻、萬一夜に入候はは、右道筋町々挑灯之儀右同斷、大成令續集、  
 寶曆二年十一月覺  
 一 近日琉球人、御當地に參着仕候間、町中無作法無之様に急度可申付候、見物仕候者共、庇より外に不可罷出候、琉球人通候節、ゆひ差高笑ひ仕間敷候事、  
 一 琉球人參着仕候に付、通筋町々道を造り、惡敷所は砂を入可申候、泥土杯に而造り申間敷候、勿論隣町と申合、並能早々作り可申候、少も遅々有間敷候、琉球人到着之日は、水を打、手桶面々家之

前にならへ置、掃除無油斷、琉球人通り候少し前、水を打可申候事、  
 一 琉球人通り候刻、名主月行事度々相廻り、無作法無之様可申付事、  
 一 兩木戸脇之家王木戸に附居、喧嘩口論無之様可申付候、琉球人登城之日、次に發足之節、右可爲同前事、  
 申十一月  
 右之通、從町御奉行所被仰渡候間、町中不殘可被相觸候、以上、  
 十一月廿七日  
 町年寄三人  
 覺  
 一 琉球人參候に付、見物に罷出候者共大勢可有之候、町中に立とまらせ候而は、往還之障りに可能成候間、立やすらひ不申候様可仕候、此旨町中可被相觸候、以上、  
 十一月  
 右之通、從町御奉行所被仰渡候間、町中不殘可被相觸候、以上、  
 十一月廿七日  
 町年寄三人

琉球人到着に付申合

一 火之元之儀、別而入念可申事、  
 一 逗留中、自身番相勤、町内度々見廻り、火之元可申付事、  
 但、目立候衣類に而相廻候儀は、無用可致事、  
 一 到着登城、其外所々に出候節、道筋之儀は勿論、近所町々大火焚候儀、爲相止可申事、  
 一 路次番無之所は、暮時より路次可申事、  
 但、家主見廻り、火之元可申付事、  
 一 出火有之候は、早速欠附候様、人足等別而心掛置可申事、  
 一 路次家前井戸遠き所は、四斗樽の水を入、差置可申事、  
 右者、五年以前辰年年番申合之書付之通、此度も申合候間、御通達申候、以上、  
 申十一月廿七日  
 年 番以上、正寶事録、大成令續集、  
 寶曆二年十一月廿九日  
 一 昨廿七日相觸候琉球人參府に付、町觸文言之内、家前に手桶並置可申旨有之候得共、不及其儀、五年以前辰年之通、自身番所之前に、積手桶

可致旨、通筋町々名主共の申渡、

十一月  
 同月  
 一 琉球人近々參府仕、登城退出、并御三家方御老中方に罷越候道筋之道橋、下水、板橋、木戸、矢來等繕可申候、但琉球人到着迄、出來兼候木戸矢來取拂候而、くるしかる間敷分は、取拂可申候、  
 右者、琉球人御馳走と申に而は無之候間、馬足あやうからず候様繕、新敷木に而繕候分は、古木に取合候様色付、早々繕可申候、但心得かたき事は、早々書付可差出候、  
 十一月、以上、大成令續集、  
 十一月朔日、琉球人登城の時、出仕の輩、下乗下馬供溜出入口等の書付を、御目付より達す、  
 寶曆二年十一月朔日、掛り御目付より達、  
 琉球人登城之節、下乗供廻り召連候覺、  
 一 四品以上、并萬石以上共、下乗より内、御玄關前冠木御門外迄は、侍二人、草履取一人、雨天之節は、傘持一人、冠木御門より内は、刀持一人、雨天之節は手傘用候事、

一萬石以下、下乗より内、侍一人、草履取一人、雨天之節は、傘持一人召連、御玄關前冠木御門より内は、刀持一人、雨天之節は手傘用ひ候事、一萬石以上以下共、挾箱下乗橋内、一切入間敷候事、

但、部屋有之面々は、挾箱内に入候事、一中之口より登城之面々、草履取召連候事、一音楽之節は、供廻り平生之通召連候事、右之通、御心得可被成候、

十一月

横田十郎兵衛  
松前主馬

琉球人登城之節、出仕之面々供廻り、御城内に差置候場所覺、

一御玄關前冠木御門外に而、相殘候供廻り、并御玄關前迄召連候供廻、四品以上は臺部屋口御門之内に差置、四品以下萬石以上以下共、供廻は中御門外御先手加番所後に差置候事、

一中之口より登城之面々供廻りは、中之口御門内片寄差置候事、

一諸大名留守居御座敷向は勿論、中之口邊にも一

切差置不申候、主人之刀持草履取差置候場所場所相拂、尤西丸に而も同様に候事、右之通、御心得可被成候事、

十一月

横田十郎兵衛  
松前主馬御書付寫、大成令續集

寶曆二年十一月

一琉球人御本丸に登城、同日西丸にも登城有之候に付、御本丸より西丸に被相越候面々は、蓮池御門通罷越、西丸中之口より登城、右召連候供廻りは、同所御裏御門外、御春屋前脇に相拂差置、琉球人退散以後、右供廻り繰入、退出之儀は、同所御玄關より大手御門通退散之事、

一西丸登城無之面々は、琉球人御本丸より退散後、大手御門通退出之事、

但、内櫻田御門之方は退出之面々は、琉球人西丸大手御門入候を見合、退出之事、

一大手御門、内櫻田御門、西丸大手御門下馬に相殘候供之分は、主人登城候は、直に神田橋御門内小笠原伊豫守屋敷後、和田倉御門内馬場先、櫻田御門外上杉大炊頭屋敷脇、水野肥前守屋敷前

相拂片寄差置申候、且又下乗に相殘候乗物挾箱、并供廻りは、小笠原伊豫守屋敷前、本多丹後守屋敷後明地の相拂差置申候、出仕之面々退散之節、屋敷向寄之方、右之場所々々之内に相廻居候様、御申付可被成候、尤供廻り爲差引之御徒目付、御小人目付差出置候間、諸事差圖相用候様、是又御申付可被成候、

十一月

横田十郎兵衛  
松前主馬御書付寫、御寄小出英智

十二月二日、琉球人江戸に着す、其後松平島津、少將重年に米二千俵を賜ふ、

寶曆二年十一月廿八日、信濃守按ずるに、若年、渡、

御勘定奉行

琉球人松平薩摩守召連來月二日江戸着候筈之事

十一月

同年十二月

御勘定奉行

琉球人參府に付、松平薩摩守に米二千俵被下候之間、可被相渡候、尤先例之通可被心得候、已上大成令續集、

寶曆二年冬十二月二日、中山王尙喜使今歸仁等來聘、琉球國聘使記附錄、

同月十三日、琉球人御禮已後、西丸にも登城せるにより、出仕之輩、供廻り、及び衣服の事を御目付より達す、同十四日明日御禮により、出仕之輩、衣服刻限、衣服長袴なり、往年は賀慶使恩謝使登城の時、さしに長袴なりしが、寶永度より賀慶には裝束さなる、しかれば恩謝の時のみ長袴としらる、これまた寶永度より、ならひに布衣の役人のみ、西丸にも登城すへき旨令せらる、また町觸あり、同日少將重年より彼献物を納むるに、御徒一組出役す、

寶曆二年十二月十三日

先達而申達候琉球人登城之節、下乗内召連候供廻之儀、此度西丸御禮謁に付、召連候供廻り、音楽之節之通りに候事、

但、供廻り差置候場所之儀、先達而相達し候通候事、

右之通、御心得可被成候、以上、

十二月十三日

横田十郎兵衛  
松前主馬

同月十三日

琉球人登城御暇之節、御目通之外、殿中熨斗目麻

上下着川之事、

十二月十三日

横田十郎兵衛  
松前主馬

同月十四日、本多伯耆守按するに、老中正珍、渡、

高 家

鷹之間 詰同嫡子  
御奏者 番同嫡子  
菊之間 縁類 詰同嫡子

芙蓉之間 御役人  
御本丸布衣以上御役人  
法印 法眼之醫師

明十五日、琉球人御禮申上候間、長袴着用五半時  
登城候様に、可被相觸候、

一同日於西丸獻上物有之候間、布衣以上御役人計、  
御本丸相濟次第、蓮池御門通西丸に罷出候様可  
被達候、

十二月十四日、以上、御書付寫、

寶曆二年十二月十四日、琉球人獻上物有之候に付、  
手長御徒一組羽織袴に而出勤、但組頭は裏附上下  
に而出勤、御徒方萬年記、

寶曆二年十二月十四日覺

明十五日琉球人登城に付、松平薩摩守芝屋敷より  
將監橋片門前、増上寺表門通通町、芝口橋御堀端通  
幸橋御門に入、薩摩守屋敷迄、道筋掃除入念、間敷  
に應し、手桶に水を入し置可申候、先達而相觸候  
通、町中往來之者、立やすらひ申間敷候、尤見物之  
者無作法無之様可仕候、此旨町中可被相觸候、

十二月

右之通、從町御奉行所被仰渡候間、町中不殘可被相  
觸候、以上、

十二月十四日

町年寄三人正寶事錄、大成令續集、

同月十五日、中山王尙穆の使者今歸仁王子登城拜謁  
す、襲封の御禮なり、尙穆及び今歸仁自分の獻物あ  
り、西城にも登營す、

寶曆二年十二月十五日、琉球人登城御禮相濟退出、  
西丸に登城、御徒方萬年記、

寶曆二年十二月十五日、琉球代替御禮、西丸登營、  
殿中長袴出人半袴、柳營年表秘録、

寶曆二年十二月十五日、琉球使朝城、献方物、

中山王府使官員

恩謝正使 今歸仁王子

副使 小波津親方

贊儀官 濱川親雲上 樂正 謝花親雲上

伊差川親雲上 掌翰使 渡嘉敷親雲上

圍師 眞嘉屋親雲上 樂師 瑞慶田親雲上

城田親雲上、德萌親雲上、伊江親雲上、田崎親  
雲上 樂童子 喜屋武里之子、眞境名里之  
子、立津里之子、摩文仁里之子、東風平里之子、  
幸地里之子、

上献禮物

御太刀一腰 御馬代銀五十枚 中央卓二

脚籠飯一對 壽岩人形二鉢 島芭蕉布五

十端 練芭蕉布同 薄芭蕉布同 太平

布百匹 久米綿百把 泡盛酒五壺

上献儲君殿下禮物

御太刀一腰 御馬代銀五十枚 中央卓二

脚 籠飯一對 壽岩人形二對 島芭蕉

布三十端 練芭蕉布同 薄芭蕉布同

太平布五十匹 久米綿五十匹 泡盛酒三

壺

正使私觀禮物

大黃香一箱 壽帶香五箱 島芭蕉布十端

練芭蕉布同 泡盛酒二壺、琉球圍聘使記、

同月十七日、明日琉球人音樂御暇により、出仕の輩衣  
服刻限觸、また町觸あり、

寶曆二年十二月十七日、本多伯耆守松平宮内少輔  
按するに、若渡、年寄忠恒、

高 家

鷹之間 詰同嫡子

御奏者 番同嫡子

菊之間 縁類 詰同嫡子

御本丸布衣以上御役人

法印 法眼之醫師

明十八日、琉球人音樂被聞召、并御暇被下候間、  
長袴着用五半時登城候様に、可被相達候、

一同日於西丸も被下物有之候間、布衣以上御役人  
計、御本丸相濟次第、西丸に罷出候様可被達候、

十二月十七日

同月十七日覺

二明十八日、琉球人又々登城に付、松平薩摩守芝屋  
敷より將監橋片門前、増上寺表門通り通り町、芝

口橋御堀端通幸橋御門に入、薩摩守屋敷迄、道筋掃除入念、間敷に應し手桶を出し置可申候、先達而相觸候通、町中往來之者立やすらひ申間敷候、尤見物之者不作法無之様、此旨町中可相觸候、

十二月、以上、大成令續集、

同月十八日、琉球人登城音楽を命せられ、御暇賜物あり、

寶曆二年十二月十八日、琉球人登城、音楽等有之、畢而拜領物有之、略之、手長等御役當如例、御徒方萬年記、

寶曆二年十二月十八日、音楽御暇、柳營年表秘録、

寶曆二年十二月十八日

上、賜中山王并正使之品、銀五百枚、綿五百把中山

王 銀二百枚、時服十正使 銀三百枚從者 時

服樂童十二人、各三襲

儲君賜中山王并正使之品、銀三百枚中山王 綿三

百把正使、琉球國聘使記附録、

同月十九日、琉球人東叡山御宮に參拜す、同廿二日御三家方に參る、みな町觸あり、

寶曆二年十二月十八日覺

明十九日、上野の琉球人罷越候道筋、松平薩摩守芝

屋敷より増上寺表門前、夫より通町、芝口橋より御堀端通幸橋御門に入、薩摩守屋敷脇、松平丹波守屋敷脇、松平大膳大夫屋敷脇前通り、日比谷御門八代洲河岸、龍之口酒井石見守屋敷前、大手御門前通り一ツ橋御門に出入、本庄和泉守屋敷前通り、御用屋敷前、夫より稻葉丹後守屋敷前、戸田能登守屋敷前、筋違橋御門に出入、御成道通り黒門文殊樓通、御宮に參詣任、夫より文殊樓に出入、凌雲院前通り御本坊に罷越、夫より薩摩守宿坊明王院に立寄、罷歸候節も元之道筋、筋違橋御門に出入、戸田能登守屋敷前、稻葉丹後守屋敷前、御用屋敷前通り、鎌倉河岸より本町に出入、同二丁目より通町に出入、薩摩守芝屋敷に罷歸り候間、道筋掃除入念、間敷に應し、手桶に水を入出し置可申候、先達而相觸候通、町中往來之者立やすらひ申間敷候、尤見物之者不作法無之様可仕候、此旨町中可相觸候、

十二月

右之通、從町御奉行所被仰渡候間、町中不殘可被相觸候、以上

十二月十八日

町年寄三人 正寶事録、大成令續集、

寶曆二年十二月十九日、琉球人上野御宮に參詣に付、御宮廻り一組出勤、

勤番

永井内膳組共 御徒方萬年記、柳營年表秘録、

寶曆二年十二月十九日、琉球人上野拜禮、

寶曆二年十二月廿一日覺

明廿二日、御三家方の琉球人參候間、道筋松平薩摩

守芝屋敷より、赤羽橋土器町筋、西久保八幡前より

天徳寺裏門前、相良志摩守屋敷前通、御堀端虎御門

に出入、松平筑前守屋敷脇、井伊掃部頭後、永田馬場

松平出羽守屋敷脇前、紀伊國殿に罷越、夫より麴町

五丁目より四ッ谷御門出、市谷八幡前より尾張殿

に罷越、夫より又八幡前に出、市谷御門外御堀端通

船河原橋、小石川御門外水戸殿に罷越、夫より聖堂

前昌平橋に出入、須田町通通り町、芝口橋増上寺表門

前、片門前町將監橋より薩摩守芝屋敷に歸候間、道

筋掃除入念、間敷に應し、手桶に水を入出し置可申

候、先達而相觸候通、町中往出立やすらひ申間敷

候、尤見物之者、不作法無之様可仕候、此旨町中不

殘可相觸候、

十二月

右之通、從町御奉行所被仰渡候間、町中不殘可被相觸候、以上、

十二月廿一日

町年寄三人 正寶事録、大成令續集、

通航一覽卷之十五終

通航一覽卷之十六

琉球國部十六

○來貢 明和元年

明和元年三月十九日、大目付御目付各二人つゝ、琉球人參府御用を命せらる、老中御用懸は、松平右京大夫輝高なり、是より前命せられしなる。五月彼滯府中、火災の時立退場の事を、老中より寺社奉行に達す、此事はしめて見ゆ、同月かの賜銀吹立を、銀座に命せらるゝにより、銀子を贈れる輩も、これに准すへき旨令せらる、

明和元年三月十九日

大目付池田筑後守稻垣出羽守、御目付曲淵勝次郎長崎半左衛門、琉球人參府之節、御用可相勤旨被仰付之、御日記

明和元年五月

寺社奉行に

琉球人、當秋江戸表逗留中、若出火之節、愛宕下青松寺退場に致度由に候、此儀は薩摩守方より相對可致旨相達候間、右之趣青松寺に可被申置候、

五月

同月

琉球人に相贈候銀子之儀に付、銀座に申渡候趣有之間、銀子相贈候面々、銀座に相談候様可被達候、

五月

同月

御勤定奉行に

琉球人に被下候銀子之儀、當春朝鮮人に被下候銀子之位に吹直被下候間、可被得其意候、其外より贈候銀も、右之位之銀遣等候間、贈物有之面々より申達次第、相談候様、銀座に可被申渡候、

五月已上、大成令續集、

十一月九日、琉球人江戸に參着す、同十三日上使を以て、松平島津、中將重豪に米二千俵を賜はる、此日重豪從四位上中將に叙任す、

明和元年十一月九日、來聘琉球人姓名、

- 正使 讀谷山王子 副使 湧川親方 贊儀
- 官 譜久親雲上 樂正 小祿親雲上 儀衛
- 正 牧志親雲上 掌翰史 兼ヶ段親雲上
- 圍師 眞喜屋親雲上 使贊 森山親雲上

樂師 高宮城親雲上 同 前川親雲上 同

翁長親雲上 同 龜島親雲上 同 多嘉山

親雲上 同 幸地親雲上 同 久志親雲上

同 德原親雲上 樂童子 田島里之子 同

德村里之子 同 源河里之子 同 佐久真

里之子 同 羽地里之子 同 神村里之子

右之外、醫師中官下官等有之、

松平薩摩守家來家老

川 田 伊 織

番頭

矢野清左衛門

用人

島 津 矢 柄

側用人

岩下左次右衛門

目付

木場太郎左衛門

右之通掛り、明和年録、栗園漫抄、

同日

米二千俵

上使池田筑後守

松平薩摩守

右は、琉球人參府に付被遣之、

同日

御白書院縁類

琉球人不相替召連參府之段、御機嫌被思召、依而被任中將、從四位上被叙、 松平薩摩守

右被仰付旨老中列座、右京大夫申渡之、以上、柳營日記、

同月七日、琉球人御禮の時、出仕の輩下乗下馬供溜出入口等、及び衣服の事を、御目付より達し、同時出御已前、使者御席拜見等の事、出仕の輩衣服刻限等の事、ならひに布衣の役人のみ、西丸にも登營すへき旨命せらる、

明和元年十一月七日

一 琉球人、御本丸に登城、同日西丸にも登城有之候に付、御本丸より西丸に被相越候面々、蓮池御門通罷越、西丸中之口より登城、退散之儀は、同所御立關より大手御門通退散之事、

一 西丸に登城無之面々は、琉球人御本丸より退散後大手御門通退散之事、

但、内櫻田御門之方へ退出之面々も、琉球人西丸大手御門を入候を見合、退出之事、

一 大手御門、内櫻田御門、西丸大手御門下馬に相殘候供之分は、主人登城候は、直に神田橋内酒井左衛門尉屋敷脇、和田倉門内、馬場先、外櫻田御

門外の相拂差置申候、且又下乘に相殘候乗物挾箱、并供廻りは、小笠原左京大夫屋鋪前、本多丹後守屋鋪後の相拂差置申候、出仕之面々、退散之節屋敷向寄之方、右之場所々々之内に相廻し居候様、御申付可有之候、尤供廻り差引のため、御徒目付御小人目付差出置候間、諸事差圖相用候様、是又御申付可被成候、以上、

十一月

曲淵勝次郎

長崎半左衛門

琉球人登城之節、出仕之面々供廻り、御城内差置候場所覺、

一御玄關前、冠木御門外に而相殘候供廻り、并御玄關前迄召連候供廻りは、臺部屋口御門内に相拂、差置申候事、

一中之口登城之面々、供廻りは、中之口御門内の片寄差置申候事、

一諸大名留守居御座敷向は勿論、中之口邊にも、一切差置不申候、主人刀持草履取差置候場所々々に相拂申候事、

右之通、御心得可被成候、以上、

十一月

曲淵勝次郎

長崎半左衛門

琉球人登城之節下乘より内供廻り召連候覺一四品以上并萬石以上は、下乘より内、御玄關前冠木御門外迄は、侍二人、草履取一人、雨天之節傘持一人、冠木御門より内は、刀持一人、雨天之節は手傘用候事、

但、中之口登城之面々は、草履取召連候事、一萬石以下、下乘より内、侍一人、草履取一人召連、御玄關前冠木御門より内は、刀持一人、雨天之節は手傘用候事、

但、中之口登城之面々は、草履取召連候事、一萬石以上以下共、挾箱下乗橋内は、一切入申間敷事、

但、部屋有之面々は、挾箱内に入候事、一音楽之節、供廻り平生之通り召連候事、

右之通、御心得可被成候、以上、

十一月

曲淵勝次郎

長崎半左衛門

同月七日、御目付長崎半左衛門達書、

一琉球人登城、并御暇之節、御目通に罷出候者之外は、殿中熨斗目半袴着用可致旨、右京大夫殿攝津守殿按するに、若年寄松平忠恒、被仰渡候、依之御達申候、以上、

十一月

曲淵勝次郎

長崎半左衛門已上、令條、御觸書、

明和元年十一月

御目付に

一來る廿一日、琉球國中山王使者登城御禮申上候節、出御以前に使者御禮之席致案内、見せ可被申候、通詞も附參候事、

一琉球人御座敷見物前に、出仕之面々大廣間に相廻詰候席々可罷在候事、

一琉球人自分之御禮相濟候は、早速殿上之間に參候之様、可被致候事、

右之通、可被得其意候、西丸に而も同様可被心得候、

十一月、天明集錄、

明和元年十一月廿日

高家

鷹之間詰同嫡子

御奏者番同嫡子

菊之間縁類詰同嫡子

芙蓉之間御役人

御本丸布衣以上之御役人

西丸布衣以上之御役人

法印法眼醫師

右明廿一日、琉球人御禮申上候間、直垂狩衣大紋布衣着用、法印法眼醫師裝束に而、五半時登城候様に可被達候、無官之面々は登城に不及候、

一同日於西丸、若君様は献上物有之候間、布衣以上之御役人計、御本丸相濟次第、蓮池御門通西丸に罷出候様に可被達候、琉球人來聘記、令條錄、御觸書、

明和元年十一月廿日

一明廿一日、琉球人登城に付、當番之面々熨斗目麻上下着用、明六時交代、

一揃は五半時揃、諸事先達而之通之由、

一明廿一日、琉球人登城に付、寛延元辰年之通、御本丸御禮相濟、西丸に蓮池通り諸向可參之由、

但、挾箱相持筥、

一供之者、衣服五節句之通平服之由、

一老中方、五時登城之由、

右之通、御目付申開候、柳營日記記、

同月廿一日、巳中刻大廣間に出御、中山王尙穆の使者、讀谷山王子拜謁して、御代替を賀し奉る、尙穆及び讀谷山自分の献物あり、西城にも登る、また献物あり、

明和元年十一月廿一日

一巳中刻大廣間出御、御直垂、御先立周防守按ずるに老中松平康福、御太刀由良播磨守按ずるに高家、御刀横田筑後守按ずるに御小姓、御上段御着座、御簾懸之、御後座御側衆御太刀之役伺公、

一御下段西之方、上より三疊目、肥後守、雅樂頭、兵部大輔按ずるに、松平肥後守、酒井老中着座、雅樂頭、松平兵部大輔なり、西之御縁に、佐渡守按ずるに御側御、若年寄伺公、西之御縁方に疊敷之、高家鷹之間詰之四品以上列座、

一南板椽に諸大夫、鷹之間子、奏者番子、菊之間子、番頭、芙蓉之間役人伺公、

一二之間、四品以上之御譜代大名列居、三之間、布衣法印法眼列居、

一薩摩守御下段御敷居之内御目見、琉球之使者召連遠路大儀被思召之段、上意有之退座、中山王よ

り所献之品々、出御已前南之椽御目通に順に並置、献上之御馬者庭上に引之、

一献上之御太刀目録、御奏者番持出之、御中段下より二疊目に置之、中山王と披露、王子御下段四疊目に而奉九拜而退去、右京大夫召之、讀谷山遠境相越、大儀思召旨被仰出之、於御次薩摩守を以達之、

一讀谷山重而自分之御禮、於板椽奉三拜、殿上間に退去、

一塀重御門御弓頭長谷川太郎兵衛、中之御門鐵炮頭諏訪左源太、御臺所口前、并中之口竹中彦八郎、御日記、

明和元年十一月廿一日

一今日琉球人登城に付、御表に御出御、御目見相濟、夫より西丸に登城、殿中装束、

正使 讀谷山王子  
公方様、中山王より献上物、

- 一御太刀一腰 一御馬一匹 一壽帶香三十箱 一香餅二箱 一龍涎香百袋 一太平布百疋 一畦織芭蕉布五十端 一島

織芭蕉布五十端 一薄芭蕉布五十端 一

久米島綿百把 一縮緬五十卷 一羅紗二

十間 一青貝大卓二脚 一堆錦視屏一對

一青貝籠飯一對 一泡盛酒十壺 以上

公方様正使讀谷山王子自分献上物、

一壽帶香十箱 一大官香十把 一太平布

二十疋 一島織芭蕉布二十端 一泡盛酒

二壺 以上

若君様中山王より献上物

一御太刀一腰 一御馬一匹 一壽帶香二十箱 一香餅二箱 一龍涎香五十袋

一太平布五十四 一畦織芭蕉布三十端

一島織芭蕉布三十端 一薄芭蕉布三十端

一久米島綿三十把 一縮緬三十卷 一羅

紗十間 一青貝大卓二脚 一堆錦視屏一對 一青貝籠飯一對 一泡盛酒五壺

以上

若君様正使讀谷山王子自分献上物、

一壽帶香十箱 一大官香十把 一太平布

二十疋 一島織芭蕉布二十端 一泡盛酒

二壺 以上琉球人來聘記、

明和元年十一月廿一日、今午上刻琉球人登城御禮相濟、未上刻退出、夫より西丸に登城、献上物手長御役當有之、御徒方萬年記、

同月十日、琉球人御暇の時、御徒頭西丸にも登營の事、及び御徒方給仕手長の事を命せらる、同廿三日高家由良播磨守に、音樂の時御太刀の役を仰付らる、同廿四日明日音樂御暇により、出仕の鞆衣服刻限等の觸あり、

明和元年十一月廿三日、松平右京大夫良阿彌を以、渡御書付、

明後廿五日、琉球人音樂被聞召候付而、

御太刀之役 由良播磨守

右之通可被勤候、

十一月、御觸書、

明和元年十一月十日

一琉球人御暇之節、御本丸御規式相濟、御同役之内、四人被仰合、西丸に御越可有之候、尤於西丸御臺所被下候事、

右之趣、右京大夫殿攝津守殿按ずるに、若年寄松平忠恒、被仰渡候、

諸事寛延元辰年之通、御心得可有之候、以上、

十月

曲淵勝次郎

長崎半左衛門

帝鑑之間 手長 御徒 拾人程

殿上之間 手長 御徒 拾人程

柳之間 手長 御徒 一組

右者琉球人音樂相濟、松平薩摩守、并中山王使者  
に、於席々御菓子御吸物御酒被下候節、手長御徒  
書面之通、御差出可有之候、諸事寛延元辰年之  
通、御心得可有之候、以上、

十一月

曲淵勝次郎

長崎半左衛門

同月廿四日

御徒之者

明廿五日、琉球人被下物有之候間、熨斗目麻上  
下着之運候様、可被申渡候、

十一月廿四日

此外、一通御書付略之、御徒方萬年記、

明和元年十一月廿四日、松平右京大夫良阿彌を以  
渡、稻垣出羽守達、

高 家

鴈之間詰同嫡子

御奏者番同嫡子

菊之間縁類詰同嫡子

芙蓉之間御役人

御本丸布衣以上之御役人

西丸布衣以上之御役人

法印法眼之醫師

右明廿五日、琉球人音樂被開召、并御暇被下候  
間、而垂狩衣大紋布衣着用、法印法眼裝束に而  
半時登城候様、可被相達候、無官之面々は不及登  
城候、

一同日於西丸も、被下物有之候間、布衣以上御役人  
計長袴着用、御本丸相濟次第、西丸に罷出候様可  
被達候、

十一月廿四日、條令集、御飼書、  
天明集錄、

明和元年十一月廿四日

一明廿五日、琉球人登城に付、殿中熨斗目麻上下着  
之、代合六時過、御日記、

十一月廿五日、大廣間に出御、かの音樂を聽せらる、  
時に御所望あり、畢て中山王尙穆に、上意賜物の事

音樂相勤候  
樂人十三人

時服三宛

右之通、御暇に付被下之旨、老中列座右京大夫申  
渡之、

帝鑑之間

殿上之間

柳之間

蘇鐵之間

右於席々、御菓子御吸物御酒被下之、御立關腰懸  
大手腰掛におゐて、下官強飯被下之、

西九大廣間

銀三百枚  
時服二十

綿百把

右は若君様より被下之旨、伊豫守按ずるに、老中阿部正右  
之、柳營日記、

明和元年十一月廿五日

一琉球人御暇に付登城、御表に御目見音樂被  
仰付、殿中裝束、

大廣間

中山王

正使

讀谷山王子

銀五百枚  
綿五百把  
銀二百枚  
時服十

を、老中より讀谷王子に傳へ、また讀谷山に御暇賜物  
あり、それより西丸に登營す、また賜物あり、同廿七  
日心觀院殿にも、物を奉るにより、同廿九日白銀二百  
枚を賜はる、

明和元年十一月廿五日

琉球人登城、音樂被開召御暇被下候に付、溜詰御譜  
代衆、高家詰衆、御奏者番、菊之間御縁類詰、何も嫡  
子、布衣以上御役人、法印法眼之醫師登城、已上刻、  
大廣間出御、音樂相濟而入御、手長并琉球人被下  
物手長等御役當有之、御徒方萬年記、

明和元年十一月廿五日

一今已上刻、大廣間に出御、琉球人音樂被爲開并御、  
暇被下候に付、溜詰御譜代大名、高家鷹之間詰、  
御奏者番、菊之間縁類詰、同嫡子共、芙蓉之間御  
役人、布衣以上之御役人、法印法眼之醫師登城  
有之、

一入御以來大廣間之三間、

御代春之御祝儀

中山王

正使

銀三百枚



時服十内、貳ッ縷子ちらし、裏紅羽二重、貳ッ紗綾ちらし、裏同斷、貳ッ無紋射斗目只うら、貳ッ白兩面、壹ッ縷子、裏紅羽二重、壹ッ縷子、只裏、二重、壹ッ縷子、只裏、七百目宛入、右何も中綿

同席

銀三百枚

從者惣中

時服三宛

樂人十三人

右數渡

時服三宛内、

壹ッ縷子ちらし、裏紅羽二重、壹ッ紗綾ちらし、裏同斷、壹ッ無紋射斗目、只裏、右何も中綿五百目宛入、

右之通被下之、

一於西丸、

大廣間

銀三百枚

中山王

時服二十内、

四ッ縷子ちらし、裏紅羽二重、四ッ紗綾ちらし、裏同斷、四ッ無紋射斗目、只裏、四ッ白兩面、二ッ縷子、裏紅羽二重、二ッ縷子、只裏、右何も中綿七百目宛入、

綿百把

讀谷山王子

右老中列席若年寄中侍座拜領之、

御返翰寫、自注、大高折紙

芳翰令披閱候、公方様若君様益御機嫌能成御座、恐悅之旨尤候、就御代替之御事、爲御祝儀可申上、今度以使者讀谷山王子、如目錄献上之候、御前被召出之、御喜色之儀候、猶松平薩摩守可申述候、恐恐謹言、

十一月

阿部伊豫守判

松平周防守判

松平右京大夫判

松平右近將監判

中山王

回答琉球人來聘記、按するに、右近將監は武元より、餘は前に注す

明和元年十一月廿五日、晴、音樂上覽、金城、奉奏樂曲之名帖、

第一奏樂

萬年春

鑽呐 多賀山親雲上

笛 田島

里之子

鑽呐 佐久真里之子

鼓小銅鑼 德

村里之子

銅鑼檀板 源河里之子

韻鑼

羽地里之子

插板 神村里之子

第二奏樂

慶皇都

鑽呐 多賀山親雲上

笛 田島里

里之子

鑽呐 佐久真里之子

鼓小銅鑼 德村

羽地里之子

銅鑼檀板 源河里之子

韻鑼

村里之子

插板 神村里之子

第三奏樂

王頌歌

洋琴 源河里之子

三絃 德村

里之子

琵琶 神村里之子

胡琴 羽地

村里之子

論治自注、提箏 田島里之子

三絃 德村里

里之子

月琴 佐久真里之子

胡琴 神村

第五唱曲

琉歌

三絃 德村里之子

三線 佐久真里之

子

以上御日記、續談海

賀聖明 鑽呐 多賀山親雲上 笛 田島里  
 之子 笛 佐久真里之子 鼓小銅鑼 德村  
 里之子 銅鑼檀板 源河里之子 韻鑼  
 羽地里之子 插板 神村里之子  
 第三奏樂  
 樂清朝 鑽呐 多賀山親雲上 笛 田島里  
 之子 笛 佐久真里之子 鼓小銅鑼 德村  
 里之子 銅鑼檀板 源河里之子 韻鑼  
 羽地里之子 插板 神村里之子  
 第四唱曲  
 天初曉自注、三絃 德村里之子 琵琶 神  
 紗窓外自注、三絃 德村里之子 琵琶 神  
 村里之子  
 第五唱曲  
 太平歌自注、洞簫 羽地里之子 二線 神  
 村里之子 三線 佐久真里之子 四線  
 德村里之子 以上  
 依台命又奏樂曲之名帖、  
 第一奏樂  
 鳳凰吟 鑽呐 多賀山親雲上 笛 田島里

明和元年十一月廿五日

天初曉 瑞氣降 來臨五彩 卿雲扶日昇 江山美錦  
 天初曉 瑞氣降 來臨五彩 卿雲扶日昇 江山美錦  
 繡新 更喜的是 良晨慶 俺君王新 即位恩  
 光普照 東溟家家 戶戶管絃 與歌聲焚 香  
 禮拜祝 聖明物華 天寶人阜 年豐俺 通國萬古  
 千秋慶 太平

紗窓外

紗窓外 月影斜 映照梁上 那得睡著寂然  
 獨坐想 思想道 我來時日 暑風薰既上 京霜  
 雪相交 地異時殊 客心 客心動又想 起這般  
 此行何幸是多沐恩波却及我身榮光 榮光好 若  
 在家不為遠勞如何我等沐恩沐恩多

太平歌

青山綠水長長在 天下國家永永保好君  
 臣相嚴相和真真好 今朝廷明良相遇布恩澤  
 家家戶戶傾心切 葵向千歲翁保國家山嶺  
 河帶

以來真真稀見罕 有的盛世了  
 凡國家明主立有極賢者 都在官行仁政布恩  
 澤俾人心感化 致遠近悅來是為盛今朝 廷聖  
 君相繼起保民猶赤子 且愛治至隆卿雲罩  
 四方紫氣繞宮殿 山川秀岳瀆麗兆 壽考萬年  
 愛呀金甌固福子孫百世 玉燭調觀人物各順  
 性途願喜韓熙之世 歌衢壤舞閭巷 資子孫繁  
 衍祝萬福無窮 樂昇平

和番

國舅 翁 昭君 今日裡 起身 千年羞殺漢 劉王  
 初出 唱 昭君 今日裡 起身 千年羞殺漢 劉王  
 驪駝交打 馬夫 應 有 白 前來 出 夫  
 翁 坐 白 馬夫 應 有 白 前來 出 夫  
 王龍國舅 翁 馬夫 叩頭 白 呵是 馬夫 小  
 正是 馬夫 白 娘去 和番 這山路 變駕難 行  
 備有一好馬 馬夫 白 有二匹烈馬 馬夫 入  
 來 白 是我 查看 肚帶 不曾 收 該打 馬夫 再

松蒼蒼 四時不改 柏森森 二秋不老 那松柏  
 常有春 不知霜 雪萬年秀 見國家 美盛猶樹  
 國泰民安 永代昌 見子孫 萬世繩 繩福無窮

五頌歌

請看草木沾雨露 露途生 萬民沐恩 膏得樂 鼓腹又  
 擊壤 歡喜無窮 無窮仰看 南面無為 只垂衣豈不  
 是熙皞之盛世哉 今君王 聰明睿 智又士 臣善  
 人君子 嚶呼 天下一家 日布恩 恩多這 恩波無  
 處 不及近者 悅遠者 來同仁 優渥如 子孫一般  
 像 手足一樣 都是 說 我等在 下 之賤 的何幸 遇明  
 良 蒙恩 蒙恩 這 恩也 天高地 厚 是以 遠 近都 傾  
 向 慕 歸附 之心 誰不 雀躍 喜即 仰 望象 闕  
 爭 獻 五箇頌 一來 子孫 綿綿 昌 二來 萬福 頻頻 臻  
 三來 壽考 長 萬年 四來 五風 十雨 五穀 登 五來 天下  
 國家 慶昇平 天長 地久

論治

仰見當今天下 五風十雨 國泰民安 狼 太平 亘古

收一收 如 如今 收 好我去 請 二 娘 娘 內 白  
 娘 娘 有 請 馬 夫 帶 馬 上 鞍 千歲 千歲 吹 出 唱 今  
 日 漢 宮 人 明 朝 胡 地 婦 再 不 能 與 我 王 同  
 歡 同 歡 樂 懷 抱 琵琶 訴 不 盡 淒 涼 好  
 不 傷 心 一 看 看 來 到 二 黑 水 橋 邊 一 見 一 雙 孤 雁 飛  
 落 在 三 馬 前 一 我 那 雁 兒 呀 昭 君 馬 夫 前 面 飛 來 飛  
 去 甚 麼 鳥 馬 夫 白 兵 鴻 鳥 白 昭 君 我 回 首  
 望 不 見 二 漢 劉 王 一 生 離 離 把 人 淒 涼 淒 涼  
 合 不 起 想 思 好 叫 二 奴 多 牽 掛 一 彈 二 幾 聲 馬 上  
 琵琶 那 有 二 心 事 一 來 一 抑 二 戴 他 華 落 路  
 道 道 遙 萬 里 長 沙 洲 珠 兒 濕 透 了 香 羅 帕 一 來  
 難 捨 二 父 母 恩 三 來 難 捨 二 枕 邊 人 三 來 損 壞 了  
 黎 民 一 四 來 國 家 糧 草 都 用 盡 五 來 百 萬 兒 郎  
 可 憐 他 晝 夜 心 驚 驪 駝 交 打 昭 君 坐 娘 娘 千歲  
 千歲 昭 君 不 作 冬 月 裡 凍 也 來 昭 君 的 娘 娘  
 聲 舅 爺 唱

去和番拾不<sup>レ</sup>得劉王海洋深高聲哭<sup>レ</sup>到<sup>レ</sup>雁門關<sup>ニ</sup> 雁門關<sup>ニ</sup> 哭<sup>レ</sup> 冬天路遙<sup>ニ</sup> 去和番想<sup>ニ</sup> 思<sup>レ</sup> 長安<sup>ニ</sup> 泪珠<sup>ニ</sup> 彈<sup>レ</sup> 夫<sup>レ</sup> 跪<sup>レ</sup> 白<sup>レ</sup> 娘<sup>レ</sup> 娘<sup>レ</sup> 不<sup>レ</sup> 可<sup>レ</sup> 太<sup>レ</sup> 哭<sup>レ</sup> 上<sup>ニ</sup> 快<sup>レ</sup> 有<sup>レ</sup> 日<sup>ニ</sup> 裡<sup>ニ</sup> 該<sup>レ</sup> 到<sup>レ</sup> 那<sup>ニ</sup> 關<sup>ニ</sup> 白<sup>レ</sup> 昭<sup>レ</sup> 君<sup>ニ</sup> 是<sup>レ</sup> 甚<sup>ニ</sup> 麼<sup>レ</sup> 所<sup>ニ</sup> 在<sup>レ</sup> 乃<sup>レ</sup> 是<sup>レ</sup> 雁門關<sup>ニ</sup> 昭<sup>レ</sup> 君<sup>ニ</sup> 寧<sup>レ</sup> 做<sup>レ</sup> 南<sup>ニ</sup> 朝<sup>ニ</sup> 皇<sup>ニ</sup> 宮<sup>ニ</sup> 狗<sup>ニ</sup> 不<sup>レ</sup> 做<sup>レ</sup> 番<sup>ニ</sup> 雜<sup>ニ</sup> 那<sup>ニ</sup> 邊<sup>ニ</sup> 人<sup>ニ</sup> 舅<sup>レ</sup> 爺<sup>レ</sup> 唱<sup>レ</sup> 千<sup>ニ</sup> 年<sup>ニ</sup> 恨<sup>ニ</sup> 二<sup>レ</sup> 殺<sup>レ</sup> 毛<sup>ニ</sup> 延<sup>ニ</sup> 壽<sup>ニ</sup> 太<sup>レ</sup> 不<sup>レ</sup> 良<sup>ニ</sup> 折<sup>レ</sup> 二<sup>レ</sup> 散<sup>レ</sup> 鸞<sup>ニ</sup> 鳳<sup>ニ</sup> 凰<sup>ニ</sup> 一<sup>レ</sup> 路<sup>ニ</sup> 上<sup>ニ</sup> 思<sup>レ</sup> 想<sup>ニ</sup> 馬<sup>ニ</sup> 上<sup>ニ</sup> 思<sup>レ</sup> 想<sup>ニ</sup> 王<sup>ニ</sup> 泪<sup>ニ</sup> 珠<sup>ニ</sup> 彈<sup>レ</sup>

明和四年夏六月、一話一言、

明和元年十一月廿七日、御臺様わ中山王より献上物、

- 一壽帶香二十箱 一香餅二箱 一龍涎香五十袋 一石人形二脚 一玉風鈴一對 一沈金料紙硯箱一通 一緞子二十卷 一太平布五十疋 一綾縮子五十端 一泡盛酒五壺、

右薩摩守家來を以差上之、謁伊丹兵庫頭、

同廿九日、御臺様より中山王に、御使御用人新家市正を以、銀二百枚賜之、已上、御日記、  
同月廿六日、琉球人東叡山御宮に參拜す、町觸あり、  
同廿七日老中若年寄の宅に參り、十二月朔日御三家方にまいる、同十一月江戸を發して歸國す、  
明和元年十一月

明廿六日、琉球人上野御宮に參詣いたし候道筋、松平薩摩守芝屋敷より、此間登城之通、日比谷御門通八代すかし通り、大手前より一ツ橋御門を出、護持院表門通、夫より神田橋之外御用屋敷前通り、筋違橋本多信濃守前通上野へ參、歸候節は筋違橋迄は右之道筋罷越、夫より通町筋増上寺表門通より、同片門前町を通、芝薩摩守屋鋪に罷歸候間、先達而相觸候通、掃除等入念可申候、町中可相觸候、以上、  
十一月、令條録、  
憲教類典、

明和元年十一月廿六日、御老中廻り、十二月朔日、御三家廻り、同十一月發足、琉球人來聘記、  
去る年、琉球の王子來朝せし時、我公の按するに、此書景が隨筆なれば、我公は尾藩天野信は則尾張殿をさす、御館へも參りぬる時、御家人多く並居、禮を正しくせさせ給ふへき御あらましなり

右者、琉球人御用相勤候に付、於御前被下之、  
同年十二月二日

- 芙蓉之間 大目付 池田 筑後守
- 時服三 同 稻垣 出羽守
- 同 御目付 曲淵 勝次郎
- 同 長崎 半左衛門
- 右者琉球人御用懸相勤候に付被下之旨、老中列座伊豫守申渡之、 名代室賀源七郎
- 燒火之間 御徒目付 清水 又八
- 銀三枚宛 山岡 幸七郎
- 淺井 平七郎
- 鈴木 孫七郎

しに、島津家より兼て申送られしは、彼國人殊に柔弱の氣象ありて物に恐れ侍る、營中の衣冠結構なりしに氣動き、禮を失はんとするに至りし、我附庸の國使なれば、強に公館の御もてなしもおほけなく、且威禮を見て、彼か耻あらんもうたてし、必尋常のごとく御待接あるべきやうにと、年老御家人迄申おくられしこそ、扱も心よわき夷也、東都にて寛永寺御廟へ、彼等參る路にて、折節火事出來て、火消の有司紛亂雜混して、馬を馳せ躁動せしを、琉球人等大に恐怖し、魂を失ひしものも多かりし、其の王子とかやは、其まゝにてかへり打ふし、久しく煩ひけるこそ、我國強武の人の目より見てはいとおかし、鹽尻、  
十一月廿八日、老中松平右京大夫輝高に時服を賜はる、十二月二日、大目付御目付等にもまた賜物あり、これ參府御用を奉はりしによりてなり、同三丙戌年五月二日、道中人馬御用を勤めたる御勘定組頭、御勘定にも褒銀を賜はれり、  
明和元年十一月廿八日

時服十

松平右京大夫

右同斷に付被下之旨、松平攝津守申渡之、  
同三丙戌年五月二日

御右筆部屋椽頼

銀七枚宛

同五枚

同三枚

右者、琉球人人馬割御用相勤候に付被下之旨、右近將監申渡、已上、柳營日次記、

御勘定組頭

土山甚十郎

菰田仁右衛門

御勘定

水島本十郎

同

藤井宗五郎

福守半太夫

### 通航一覽卷之十七

#### 琉球國部十七

○來貢 寛政二年

寛政元己酉年十二月四日、老中松平伊豆守信明、琉球人參府御用を命せらる、同二庚戌年正月十三日、大目付御目付も同く御用懸となる、

寛政元己酉年十二月四日

松平伊豆守

來戌年秋琉球人參府に付、右御用取扱、

右於與相濟、

同二庚戌年正月十三日

大目付

山田肥後守

松浦越前守

右琉球人參府に付、右御用可相勤旨、於新番所前溜伊豆守申渡之、

御目付

桑原善兵衛

井上圖書

右同斷之旨、於同席備前守按ずるに、若年寄京極高久申渡之、以

### 通航一覽卷之十六終

上、寛政年録、

寛政二年九月、琉球人登城、及び上野御宮參拜の時、御徒道固の事によりて、御目付御徒頭と往復あり、同年十月かれ城登の時、正使副使下乗等の事を御目付より達す、百人組、及び大手内櫻田の番所等に達せしなるへし、十一月四日、同時出仕の輩、下乗下馬供溜等の事、及び御禮御暇の時、御前に出さる輩衣服の觸あり、

寛政二年九月廿八日、御目付達書、

琉球人登城、并上野御宮に參詣之節、正徳之頃參府之節は、御徒方道固有之候由、其後何頃右道固相止候哉、且明和度道固は無之候得共、通行道筋に御徒方罷出候儀茂有之候哉致承知度、被成御調否之儀、御附札に而御申聞可有之候、以上、

九月

桑原善兵衛

井上圖書

右之答、同晦日左之通、

一正徳四年十二月、琉球人登城之節、并御宮に罷出候節、御宮廻り道固御徒罷出申候、  
一享保三戌年十一月、琉球人登城之節、道固罷出候に及不申候旨、御目付三宅大學御徒頭江原與右

衛門に被申聞候、御宮に罷出候節、道固罷出候儀相見不申候、

寛延元辰年十二月、琉球人參候節、御宮廻り并道固共罷出候儀相見不申候、御暇之節御饗應、并被下物之節、御手長罷出申候、

一明和元申年十一月、同斷之節御宮廻り、并道固共罷出候儀相見不申候、御暇之節御手長役前書之通罷出申候、右御徒道固不能出譯相知不申候、

九月御徒方萬年記、

寛政二年十月、御目付達書、

琉球人登城之節

正使

中山王使者

宜野灣

右下乗橋際、

副

使

右下乗橋外百人組張番所前、  
一下乗所に相殘候橋、其外供廻り下乗張番所脇に差置候事、

但、登城相濟候は、直に右場所へ薄縁筵座差置候事、

右之通、同相濟候に付申達候、

十月

井上圖書

桑原善兵衛一語

寛政二年十一月四日、御目付達書、

琉球人登城之節

一萬石以下下乗内、侍一人、草履取一人、雨天之節は傘持一人、御立關前冠木御門より内は、手傘相用候事、

一下乗内は挾箱一切入申間敷候事、

但、中之口に部屋有之面々は、挾箱内は入可申事、

一中之口より登城之面々は、供廻り中之口御門内に片寄差置可申候事、

一下乗所に相殘候供廻り、并乗物共登城には、直に相拂、大方向寄之分は小笠原左京大夫屋敷前は差置候、内櫻田向寄之分は、内櫻田下馬所は差置候事、

一大手下馬所に相殘候供廻り、登城候と直に相拂、酒井左衛門尉屋敷脇は差遣置候事、

一内櫻田下馬所に相残り候供廻り、登城候と直に相拂和田倉御門内馬場際は差遣置候事、

一出仕之面々退散之儀は、琉球人大手御門邊迄罷越候を見合退散之事、

但、出仕之面々供廻り、御徒目付御小人目付致差引候事、

右之通、伺相濟候間申達候、以上、

十一月四日

桑原善兵衛

寛政二年十一月四日、御目付達書、

井上圖書御憲法類集

琉球人登城、并御暇之節、御目通に罷出候者之外、殿中熨斗目半袴着用之事、

右之通、伺相濟候に付申達候、以上、

十一月

桑原善兵衛

井上圖書御徒方萬年記、靈教類典

同月琉球人川行して大坂に著す、同廿一日江戸に參着、同廿五日松平島津、少將齊宣參勤御禮あり、同廿七日米二千俵を賜はる、同日齊宣從四位上中將に叙任す、

公方様御世繼につき、寛政二年の冬薩州侯自注、松平豐後守に從て、琉球王の使者參府、十一月に浪華の川行あり、其行列、

御船印  
紺白段々筋  
早船一艘  
與力  
使船一艘

朽木修理組  
御船印上三同  
使船一艘

松平豐後守船 惣頭  
屋形船 佐夜六郎次郎

御船印  
紺白段々筋  
早船一艘  
與力  
御船印上三同  
使船一艘

朱書  
石州津和野城主四萬石  
龜井隱岐守船  
船印紋四ツ目結  
川御座船

園師眞言屋親雲上  
樂師上原親雲上  
右玉城親雲上  
路次樂九人  
琉球中間二人  
供琉球三人  
新番壹人  
中小心三人  
小四人  
小使船一艘  
手水船一艘

松浦豐岐守船  
船印白之二ツ引  
川御座船

儀衛正兼本親雲上  
掌翰史大灣親雲上  
樂師伊江親雲上  
路次樂九人  
琉球中間二人  
供琉球三人  
新番壹人  
中小心三人  
小四人  
小使船一艘  
手水船一艘

朱書  
 豐前小倉城主十五萬石  
 小笠原左京大夫船  
 船印三階菱  
 川御座船 正使宜野灣王子

贊儀官	田里親雲上	使番壹人
使贊	座喜味親雲上	中小姓壹人
右同	伊渡山親雲上	琉球用達壹人
樂師	與世山親雲上	醫師壹人
樂童	小波津里之子	琉球館問役壹人
右同	渡慶次里之子	同心貳人
右同	國頭里之子	小人三人
牌持	貳人	
涼傘持	壹人	
供琉球人	六人	

小使船一艘

手水船一艘

小使船一艘

供琉球人十二人  
 小屋形船一艘 同心一人 小屋形船一艘  
 小人二人  
 供琉球人七人  
 小屋形船一艘 同心一人 上荷船一艘  
 小人二人

供琉球人七人

同心一人

小人二人

上三同 小屋形船一艘

御船印紺白段々筋 早船一艘

供之者 同心壹人

松平豐後守船 船印丸二十文字 川御座船

副使

幸地親方

樂正識名親雲上 馬廻一人 使船一艘同心一人  
 使贊波平親雲上 中小姓二人  
 右同和守慶親雲上 琉球用達一人  
 樂師新川親雲上 同心二人  
 樂童子上間里之子 小人三人  
 右同伊舍堂里之子 手水船一艘  
 右同伊是名里之子 手水船一艘  
 供琉球人十一人

朽木修理家來 御船印上三同 松平豐後守船  
 用人 使船一艘 屋形船一艘

馬廻中小姓用達供之者

留守居役

吉井七郎右衛門

上三同 屋形船一艘 伊集院隼衛 用人



同 同 ○弓 具足 大鳥毛 步行 刀籠 駕

步行 刀籠 鎗 騎馬 茶辨當 駕同勢 弓

鍵 長柄 茶辨當 馬同勢 弓 具足 挾箱 鍵 挾箱 鍵

具足 武器長持 鳥毛 挾箱 步行 步行 刀籠 步行 打物 步行 步行 刀籠

騎馬 長柄 駕同勢 弓二張 具足 武器長持

鎗 長柄 茶辨當 挾箱 馬 駕 供 鎗 供 挾箱 供 醫者 兩 掛 合 羽 箱 其 外 日 品

大鳥毛 挾箱 鎗 步行 步行 打物 刀籠 駕 步行 步行 刀籠 步行 步行

薩摩家來 是より 薩州 騎馬大勢 此末大勢算

大押 鳥津石見甲子夜話

寛政二年十一月廿日、攝津守按するに、若年寄堀田正敦、渡、

之、以上、寛政年録

寛政二年十一月廿七日

米二千俵

上使山田肥後守 松平豊後守

琉球人松平豊後守召連、明廿一日江戸着之事、十一月廿日

右は、琉球人召連参府に付被遣之、柳營日次記、

右就参府被遣之、

同月廿五日

今已後刻御黒書院出御、不時御禮有之、

同月廿九日、大勝亮按するに、若年寄青山幸完、渡、

御黒書院

御目付わ

銀五拾枚、  
卷物二十、  
卷物二、  
銀馬代、  
同、

参勤 松平豊後守  
松平豊後守家來  
鳥津 伊賀  
伊勢 播磨

同月廿七日

松平豊後守

此度琉球人召連、御機嫌に思召候、依之從四位上被任中將、

右於御白書院縁頗、老中列座伊豆守達之、書付渡

一琉球人御座敷見分前に、出仕之面々大廣間相廻り詰候席々に可罷在候事、

一琉球人自分之御禮相濟候は、早速殿上之間に参候様可被致候事、

右之通、可被得其意候、十一月寛政年録



寛政二年十月廿四日

琉球人獻上物、登城前日松平豊後守家來差添持參、直に大廣間に飾付候間、其節御立關手長之儀、御目付達有之、

同年十一月晦日、青山大膳亮春阿彌を以渡御書付、

御徒之者

琉球人獻上物有之候間、羽織袴着之、御禮前日御城に罷出運候様可被申渡候、

十一月

同年十二月朔日

琉球人獻上物有之候に付、手長一組出役有之、以上、御徒方萬年記、

寛政二年十二月朔日

高

家

鷹之間詰同嫡子

御奏者番同嫡子

菊之間縁類詰同嫡子

芙蓉之間御役人

御本丸 西丸 布衣以上御役人

法印 法眼之醫師

明二日琉球人御禮申上候間、直垂狩衣大紋布衣

着用、法印法眼裝束に而五半時登城候様可被達候、無官之面々は不及登城候、

十二月朔日

同日

溜 詰

御譜代大名

同 嫡子

明二日琉球人御禮申上候間、直垂狩衣大紋着用、五半時登城候様可被達候、尤無官之面々は不及登城候、

十二月朔日、柳登日次記、制令通葉、

白川實記

同月二日、中山王尙穆の使者宜野灣王子登城により、大廣間に出御拜謁をゆるさる、御代替御禮なり、獻物等例のことし、

寛政二年十二月二日、琉球人登城道筋、

芝松平豊後守屋敷より増上寺表門前、夫より通り町芝口橋際より左に、幸橋御門に入、豊後守中屋敷に立寄、夫より松平肥前守屋敷脇、松平大膳大夫屋敷前通り、日比谷御門八代洲河岸辰之口水野出羽守屋敷前通り、大手御門より登城、

尤退出之節、右之道筋之通、一話一言、

寛政二年十二月二日琉球人御目見御次第書、

一從琉球國中山王、就御代替使者宜野灣王子差渡候付而登城、

一宜野灣王子御立關階之上に至時、大目付貳人出向案内而、殿上間下段差添着座、從者同所次之間に列座、下官之族は御立關前庭上群居、

一松平豊後守登城、殿上之間下段着座、

一出仕之面々、直垂狩衣大紋布衣素袍着之、

一中山王書簡、大目付貳人に而請取之、

一大廣間出御、御上段御厚疊敷重、以唐織包、四之角大總付之、御褥御刀掛御着座、

一御簾掛之、

一御後座に、御側衆御太刀之役伺公、

一御下段西之方三疊目通り、松平肥後守、松平隠岐守、松平若狭守、老中彈正大弼按するに、老中格本多忠鸞順々着座、

一西之御縁類之方に疊敷之、高家鷹之間詰之四品以上列座、

一南板縁次に、諸大夫之鷹之間詰同嫡子、御奏者番

同嫡子、菊之間縁類詰同嫡子、番頭、芙蓉之間御役人列座、

一二之間北之方、二本目三本目柱之間より、御褥障子際東之方、四品以上之御譜代大名列座、

一二之間に、諸大夫之御譜代大名同嫡子、三之間に布衣以上之御役人、法印法眼之醫師列座、

一豊後守、御次御襖之外際南に向着座、

一宜野灣殿上之間より大廣間、大目付二人案内に而、二之間諸大夫之御譜代大名西に向着座、

一松平豊後守右出座、御下段御敷居之内に而御目見、御奏者番披露之、御中段迄被召出之、今度琉球之使者遠路召連、太儀被思召候段上意有之、老中御取合申上、御次は退去、于時老中召之、宜野灣御前は可差出旨被仰出之、於御次御誕之趣豊後守は老中達之、

但、宜野灣御禮之内、豊後守御襖之外扣罷在候、

一中山王より所獻之品々、出御以前より南之板縁東西より御目通に順々並へ置、

一宜野灣自分之進物も、同事に並へ置、

但、獻上之御馬、諏訪部文九郎村松四兵衛支配之、御馬乘二人庭上へ牽出、文九郎四兵衛差添罷出、

一獻上之御太刀目録、御奏者番持出之、御中段より二疊目置之、中山王と披露之、宜野灣出席御下段より四疊目に而奉九拜退去、御太刀目録御奏者番引之、

一老中召之、宜野灣儀遠境相越、太儀に被思召旨被仰出之、於御次御誼之趣、豊後守に老中傳之、則宜野灣重而出席、自分之御禮於板縁奉三拜、御奏者番披露退座、大目付二人案内に而、殿上間同列下段に着座、豊後守も殿上之間に退去、

根守豊後守家來壹人

右於板縁奉拜台顔、御太刀目録御奏者番披露退去、畢而御間之御襖障子老中開之、御敷居際立御、御譜代大名、其外一同、御目見相濟而入御、一老中彈正大弼殿上之間に相越、向宜野灣會釋有之則退去、其後大目付差圖に而宜野灣退出、大目付貳人御玄關階上迄送之、先達而從者退出、但、老中彈正大弼送無之、

一御小姓組御書院番より出人五十人、御書院番所に勤仕、

一大番より出人百人、大廣間に勤仕、

中山王獻上物、

一御太刀一腰

一御馬一疋自注、練者、

三拾箱

一香餅二箱

一龍涎香白袋

一畦織芭蕉布五十反

一太平布百疋

一畦織芭蕉布同

一縮緬五十卷

一羅紗二十間

一青貝大卓二脚

一堆錦視箱一對

一泡盛酒十壺

宜野灣王子自分之御禮獻上物、

一壽帶香十箱

一大官香十把

一太平布二十疋

一島織芭蕉布二十端

一泡盛酒二十壺

壺

琉球人之名官、

正使 宜野灣王子

副使 幸地親方

贊儀官 田里親雲上

樂正 識名親雲上

掌翰史 大灣親雲上

儀衛正 兼本親雲上

圍師 直喜屋親雲上

樂師 上原親雲上

玉城親雲上、伊江親雲上、與世山親雲上、親川

親雲上 樂童子 小波津里之子 渡慶須

里之子、國頭里之子、上間里之子、伊舍堂里之子、伊是名里之子 正使使贊 座喜味親雲上、波平親雲上、伊渡山親雲上 副使使贊

和宇慶親雲上 從者之内に而醫師 高宮城親雲上 從者 我那霸親雲上、島袋親雲上

從者之内に而包丁 稻福親雲上 從者 伊佐親雲上、田里親雲上 内々與力役 美里親雲上 小姓 本部里之子、嘉味田里之子、以上甲子夜話、

琉球人獻上硯屏之詩

暖風開館宇、瑞靄接蓬瀛、雲歛重霄淨、泉涵萬象清、青山恒不老、綠樹自長生、髣髴聞仙籟、時和鳳鳥鳴、

同 嶺高懸紫翠、松茂蔭峻嶒、濤捲風聲合、根盤露氣凝、雲霞成組繪、日月並升恒、遠邇齊翹首、參天最上層、

一話一言、

寬政二年十二月二日、琉球人登營、殿中裝束、出入素袍着、如官日簿抄、

寬政二年琉球國中山王之書翰寫、

謹呈一翰候、公方様益御機嫌能被成御座、恐悅奉存候、然者就御代替、以使者御祝儀申上候儀、從豊後守奉伺候處、伺之通被仰渡辱次第奉存候、因玆爲御祝儀、今般宜野灣王子差上之候、隨而御太刀一腰、御馬一疋、并目錄之通獻上之仕候、宜御執成奉願候、誠惶謹言、

四月三日

中山王尙穆判

松平越中守様

鳥居丹波守様

松平伊豆守様

謹上

松平和泉守様

按するに、越中守は定信、丹波守は忠意、和泉守は乘完なり、伊豆守は前にあり、

謹呈一翰候、公方様益御機嫌能被成御座、恐悅奉存候、御代替以使者御祝儀申上候段、豊後守奉伺候處、伺之通被仰渡、今般宜野灣王子差上之候、依之、爲御祝儀、御太刀一腰、御馬一疋并目錄之通獻上仕候間、如斯御座候、誠惶謹言、

四月三日

中山王尙穆判

謹上本多彈正大弼様、一話一言、栗園簿抄、○按するに、より、別簡を贈りしなり、

彈正大弼忠實は、老中格たるに

百九十九

同月三日、明後五日御暇の時、賜物持連の御徒、同日明日音樂により、給仕手長の御徒出役の事を、御目付より達す、同日出仕の輩、衣服刻限等の觸あり、かつ、かれ登城の毎度、出仕の輩妄に見物する事を禁せらる、此御書付はしめて見ゆ、

寛政二年十二月三日、安藤對馬守按するに、若年寄信明、專阿彌を以渡御書付、

御徒之者

明後五日琉球人被下物有之候間、鬘斗目上下着運候様可被申渡候、

十二月三日

同月四日、御目付達書、

明五日琉球人音樂被開召候節、御菓子被下候、寶正徳兩度は、御變應あり、享保度よりやめられて、たゞ菓子酒吸物を賜はりし、此時菓子之外、酒吸物は賜はらず、寛政八年にいたりて、再び享保已、席々左之通、後例に復せらる、

帝鑑之間

松平豊後守

給仕手長

御徒貳人

殿上之間御下段

給仕手長

中山王使者

柳之間御次

御徒貳人

從者

給仕手長 御徒拾五人  
右之通、御心得御差出可有之候、

十二月四日

桑原善兵衛  
井上圖書以上、御徒方萬年記  
寛政二年十二月四日、松平伊豆守御目付桑原善兵衛を以渡御書付、

高家

鷹之間詰同嫡子

御奏者番同嫡子

菊之間縁類詰同嫡子

芙蓉之間御役人

布衣以上之御役人

法印法眼之醫師

明五日、琉球人音樂被開召、并御暇被下候間、直垂狩衣大紋布衣着用、法印法眼之醫師裝束に而、五半時登城候様被可達候、無官之面々は出仕不及候、

十二月

同日松平伊豆守口達之由、御目付井上圖書爲見候御書付、

琉球人登城之節、出仕之面々猥に見物有之哉之

趣相聞候、左様には有之間敷事に候、外國人之事に候得は、別而御外聞にも抱り候間、平日よりは猶更御作法も相立候様、辨も可有之事に候、一切殿上之間御廊下之邊に不相越候様、一統可申達置候、以上、柳營日次記、御徒方萬年記、御

同月五日、大廣間に出御、音樂を聽せらる、畢而御暇賜物あり、同六日、廣大院殿に獻物あり、

寛政二年十二月五日

一今五時大廣間に出御、於御椽類琉球人音樂有之、九時相濟被遊入御候而以後、於大廣間老中列座、琉球人御暇被下之、中山王に御代替に付、銀五百枚、綿五百把、正使に銀二百枚、時服十、從者惣中に銀三百枚、樂人十人、時服三宛、右之通被下之、

一松平豊後守帝艦之間、王子には於殿上之間御下段御菓子被下之、樂童子從者には於柳之間、右之通被下之、

一松平豊後守家來、於蘇鐵之間御菓子被下之、一御玄關前腰懸、并大手下馬腰懸におゐて、下官に強飯被下之、柳營日次記、

寛政二年十二月五日、琉球人音樂、并御暇之次第、

一琉球人音樂被開召、且御暇被下置候に付登城、

一宜野灣王子御玄關階之上至時、大目付二人出向案内に而、殿上之間下段着座、從者同所次之間列座、下官之族者御玄關前庭上群居、

一松平豊後守登城、殿上之間下段座上に着座、

一出仕之面々、直垂狩衣大紋布衣素袍着之、

一大廣間御下段御次之御襖障子取拂、二之間北之方二本目三本目柱之間より、御襖障子際東之方

四品以上之御譜代大名列座、

一二之間に諸大夫之御譜代大名同嫡子、三之間に布衣以上御役人、法印法眼之醫師列居、

一西之御椽之方疊敷之、高家鷹之間詰之四品以上列居、

一南板椽次に、諸大夫之鷹之間詰同嫡子、御奏者番、菊之間椽類詰同嫡子、番頭芙蓉之間御役人列座、

一出御以前、松平豊後守大廣間御下段、上より五疊目通東之方着座、御向之椽に疊敷之、宜野灣御椽御敷居之際東之方伺公、琉球之樂人は御向に列

居、

一大廣間出御御先立、按するに、御先立の姓名を脱す。御上段御厚疊

三疊重之、以唐織包之、四之角大總付之、御褥御刀掛御着座、御簾掛之、御後座御側衆伺公、

一御下段西之方、上より三疊目通松平肥後守、松平隱岐守、松平若狹守、老中彈正大弼順々着座、

一西之御椽頼に若年寄伺公、

一御前之御簾あかり、中奥御小姓役之、

一音楽始御奏者番勤之、樂畢而琉球人殿上之間に退去過而、豊後守着座より進み出御御目見、老中御取合申上候而御次は退去、畢而入御、

但、溜詰御譜代大名謁老中彈正大弼退去、豊後守殿上之間に退去、

一入御以後、大廣間二之間老中彈正大弼若年寄、北之方御襖障子際へ附、東之方へ順々列座、于時豊後守先達而右之席南之方に着座、其後大目付二人案内に而、殿上之間より宜野灣、大廣間上之間御敷居際西へ向着座、對老中彈正大弼一禮、各會釋有而、宜野灣御敷居之内に出席之節、豊後守に從ひ二之間中央迄罷出、此時御代替に付、遠路使

者差上御喜悅被思召候、中山王は白銀綿被遣由、上意之趣老中豊後守に傳之、

白銀五百枚、綿五百把、中山王は

右之被遣物、最前より大廣間御下段に並置、御襖障子明置、宜野灣は相見せ、畢而大目付二人差圖に而、四之間の宜野灣退、御襖障子御同朋頭兩人に而、内之方より閉之、

白銀二百枚、時服十、宜野灣王子は

右西之御椽より進物番持出、大廣間三之間、上より一疊隔中通東之方に並置、大目付二人案内に而、宜野灣二之間中央に出席、于時白銀時服被下旨老中傳之、一禮畢而三之間に退去、拜戴之畢而、大目付差圖に而四之間に退座、被下物御車寄之方に進物番引之、過而、

白銀三百枚、從者惣中

時服三宛、樂人共は

右白銀西之御椽より進物番持出之、三之間東之方御敷居際に置之、此時宜野灣二之間中央迄出席、白銀從者惣中に被下、且今日樂相勤候に付而、樂人の時服被下旨、宜野灣は老中傳之、宜野

灣一禮有而殿上之間に退座、

一殿上之間に而、中山王は被遣物目錄、并老中より之返簡、大目付貳人持參宜野灣に相渡、

一高家鴈之間詰同嫡子、御奏者番同嫡子、菊之間椽頼詰同嫡子、三之間南之方敷居際後にして、西之方より東之方に折廻し着座、

一御奏者番、且芙蓉之間御役人、布衣以上之御役人、南之椽西之方より御車寄東之方折廻し列居、

一宜野灣退去、大目付貳人御立階之上迄見送、但、老中彈正大弼送無之、

一御小姓組御書院番より出人五十人、御書院番所に勤仕、

一大番より出入百人、大廣間四之間に勤仕、又琉國之音樂上聽之時之樂帖、并曲詞、

第一奏樂

萬年春 鎖呐 新川筑登之親雲上 笛 渡慶

次里之子 笛 小波津里之子 鼓小銅鑼

國頭里之子 銅鑼檀板 上間里之子 韻鑼

伊舍堂里之子 挿板 伊是名里主

第二奏樂

賀聖明 鎖呐 新川筑登之親雲上 笛 渡慶

次里之子 笛 小波津里之子 鼓銅小鑼

國頭里之子 銅鑼檀板 上間里之子 韻鑼

伊舍堂里之子 挿板 伊是名里主

樂清朝 鎖呐 新川筑登之親雲上 笛 渡慶

次里之子 笛 小波津里之子 鼓小銅鑼

國頭里之子 銅鑼檀板 上間里之子 韻鑼

伊舍堂里之子 挿板 伊是名里主

天初曉 三絃 國頭里之子 琵琶 渡慶次里

紗窓外 第五唱曲

春天景 洋琴 上間里之子 三絃 伊舍堂里

之子 琵琶 小波津里之子 洞簫 渡慶次

里之子 朱書折本 又奏樂帖

鳳凰吟 鎖呐 新川筑登之親雲上 笛 渡慶

次里之子 笛 小波津里之子 鼓小銅鑼  
 國頭里之子 銅鑼檀板 上間里之子 韻鑼  
 伊舍堂里之子 搜板 伊是名里主

第二奏樂

慶皇都 鎖呐 新川筑登之親雲上 笛 渡慶  
 次里之子 笛 小波津里之子 鼓小銅鑼  
 國頭里之子 銅鑼檀板 上間里之子 韻鑼  
 伊舍堂里之子 搜板 伊是名里主

第三唱曲脫カ

邦家調 二絃 國頭里之子 三絃 伊舍堂里  
 之子 四絃 渡慶次里之子 洞簫 小波津  
 里之子

第四唱曲

奉霞觴 提琴 伊是名里主 三絃 國頭里之  
 子 月琴 上間里之子 胡琴 伊舍堂里之  
 子

第五唱曲

琉歌 三絃 渡慶次里之子 三絃 伊舍堂里  
 之子 朱書折本 曲 詞

天初曉  
 天初曉瑞氣降來臨五彩卿雲扶日昇江山美錦繡新更  
 喜的是良晨愛俺君王新即位恩光普照東溟家々戶々  
 管絃與歌聲焚香禮拜祝聖明物華天寶人阜年豐俺通  
 國萬古千秋慶大平又

紗窓外

紗窓外月影斜映照梁上那得睡着寂然獨坐相思々々  
 道我來時日暑風薰既上京霜雪相交地異時殊客心客  
 心動又想起這般此行何幸是多沐恩波却及我身榮光  
 榮光好若在家不爲遠勞如何我等沐恩多又

春天景

春色嬌嬌麗客和暖氣兒喧景物兒飄々美堪憐花開  
 三月天嬌嬌蕙鮮草萌芽桃似火柳如烟士女王孫戲要  
 鞦韆春天一去再不來請看上苑內蝴蝶兒對々の穿花  
 把兩翅兒搨清明上景園和風吹牡丹玉樓人沈醉倒在  
 杏花兒天又

邦家調

邦家自創業以來天寶物華好此堯天一來呢國泰民安  
 樂大平二來呢巷歌衢舞祝盛代我知道呀奏運永亨日  
 升月恒我知呀千億萬年福無疆

乾坤泰厚玉燭調五風十雨五穀豐千榮秀民康俗美我  
 親協和之盛今朝廷明王相繼仁同天遐邇傾心趨闕爭  
 獻千歲爺子孫綿昌壽考長萬年

奉霞觴

奉霞觴莫負良霄美景一盃一酌共一兒咲之珍饈品肴  
 三牲五鼎訓兒曹經論飽學男兒表若使三遷教兒曹書  
 香已有饒心得个个簪纓紗紹箕裘伊須聳壑昂霄代々  
 公侯萬古兒標華堂春色滿廳幃只見瑩光燦爛明一日  
 福二日祿三日壽黃金滿屋珠盈斗門闌喜氣如春晝看  
 世上誰能得勾丹桂芳名秀百品遐齡真罕有康寧福壽  
 皆馳淒歲々綿々天長地久以上、甲子夜話、

寬政二年十二月五日、琉球人音樂御暇登城、御老中  
 御返簡左之通、

芳札令披見候、公方樣益御機嫌能被成御座、恐悅  
 之至尤候、就御代替之御事、爲御祝儀可申上、今  
 度以使者宜野灣王子、如目錄獻上之候、御前被  
 召出之、御喜色之儀候、猶松平豐後守可申述候、  
 恐々謹言、

十二月五日

本多彈正大弼 戶田采女正

松平和泉守  
 松平伊豆守  
 鳥居丹波守一話

○按するに、戶田采女正氏教は、こし十一月十六  
 日老中なる、故に來簡には其名をもちてしなり、

寬政二年十二月五日、琉球人音樂有之候に付、給仕  
 手長一組二十人、被下物手長半組出役有之、御徒方萬  
 年記  
 寬政二年十二月六日、御臺様中山王より獻上物、

一壽帶かう二十箱 一しやひん二箱 一り  
 うせん香五十袋 一石の人形二鉢 一玉の  
 風鈴壹對 一沈御れうし箱 一通 一とんす  
 二十卷 一大平布五十ひき 一あや絹子五  
 十たん 一あわもり酒五壺

右之通、松平豐後守家來市來次郎左衛門を以差上  
 之、於檜之間調小笠原石見守、寬政年錄、

同月九日、琉球人老中若年寄の宅にいたる、同十一  
 日、御三家方にまいる、

寬政二年十二月九日、御老中方若年寄衆に罷越候  
 道筋、

芝松平豐後守屋敷より増上寺表門前、夫より通り  
 町、芝口橋際より左に、幸橋御門に入、松平大膳大

夫屋敷脇道通り、日比谷御門八代洲河岸龍之口本多彈正大弼殿、松平和泉守殿、戸田采女正殿、安藤對馬守殿に罷越、夫より龍之口小普請方定小屋前通り、神田橋御門内鳥居丹波守殿に罷越、御堀端通り大手御門前通り堀田攝津守殿に罷越、和田倉御門内へ入、青山大膳亮殿、松平越中守殿、井伊兵部少輔殿、松平伊豆守殿、京極備前守殿に罷越、外櫻田御門上杉彈正大弼屋敷前、松平大膳大夫屋鋪脇通、夫より元之道筋之通、芝松平豊後守屋敷に、同十一日、御三家方の罷越候道筋、

芝松平豊後守屋敷より赤羽橋土器町、西久保八幡前天徳寺裏門前、相良壹岐守屋敷前、御堀端通虎之御門へ入、松平雅之助屋敷前脇、井伊掃部頭屋敷後、永田馬場松平出羽守屋敷脇前、紀伊殿に罷越、夫より麴町五丁目井伊掃部頭中屋敷脇喰違通り、紀伊殿赤坂御門前御堀端、四ッ谷御門外御堀端通り、市ヶ谷八幡より尾張殿に罷越、夫より八幡前通、市ヶ谷御門外御堀端、船河原橋小石川御門外、水戸殿に罷越、夫より御茶之水聖堂前昌平橋へ入、須田町通り日本橋通町芝口橋、増上寺前通り、芝野

後守屋敷に、一話一言、同月十一日、老中松平伊豆守信明、參府御用を奉はりしにより時服を賜はる、同十四日、大目付御目付等にも賜物あり、同三辛亥年三月廿日、道中人馬御用を勤めたる御勘定組頭、及び御勘定にまた褒銀を下さる、寛政二年十二月十一日

時服二 松平伊豆守  
右琉球人御用相勤候に付、於御前被下之、  
同月十四日

時服三 山田肥後守  
大目付  
松浦越前守

時服二宛 御目付  
桑原善兵衛  
井上 圖書

右者、琉球人參府御用相勤候に付被下候旨、老中列座松平和泉守申渡之、  
燒火間

銀三枚宛 御徒目付  
三宅權三郎  
山本熊次郎

通航一覽卷之十八

琉球國部十八

○來貢 寛政八年

寛政七乙卯年十二月廿四日、老中安藤對馬守信成琉球人參府御用を命せらる、同八丙辰年五月七日、御目付松平田宮も同じく御用懸となる、此他の御用懸、大目付守、御目付矢部彦五郎等なり、是、安藤大和守、池田筑後より前、命せられしなるへし、同年十月十六日、かれ登城の時、出仕の輩下乗下馬供廻等の事を御目付より達す、  
寛政七乙卯年十二月廿四日

安藤對馬守

右來秋琉球人參府之御用、於與被仰付之、寛政年録、御徒方萬年記、

寛政八丙辰年五月七日

右者、琉球人參府御用、御目付  
松平田宮  
右被仰付旨、於新番所前溜、伊豆守 按ずるに老申渡之、寛政年録、

寛政八年十月十六日御目付達書、琉球人登城之節、一萬石以下、下乗橋内、侍壹人、草履取壹人、雨天之

竹内源藏  
高木幸次郎

右琉球人御用相勤候に付被下旨、安藤對馬守申渡之、

與御右筆  
秋山松之丞  
深澤伊兵衛

右同斷御用相勤候に付被下旨、於與相濟、  
同三辛亥年三月廿日

御勘定組頭  
各務傳之丞  
小笠原三九郎

御勤  
神代  
戸金藏

河合十郎左衛門  
三井清左衛門  
中村與惣右衛門

右者、琉球人參府之節、道中筋人馬繼御用取扱骨折候に付被下旨、於御右筆部屋縁類、松平伊豆守申渡之、攝津守侍座、以上、柳營日記記、

通航一覽卷之十七終

節者傘持壹人、御玄關前冠木御門より内者、手傘  
相用候事、

一下乗内に挾箱一切入申間敷候事、

但、中之口部屋有之面々者、挾箱内に入可申

事、

一中之口より登城之面々供廻り、中之口御門内に  
片寄差置可申候事、

一御玄關より登城之面々、供廻り、草履取とも、臺

部屋口御門内に差遣置候事、

一下乗所に相残り候供廻り、并乗物とも、御本丸退

散之分者、登城候と直に小笠原右近將監屋敷前

に相拂差置候事、

一御本丸相濟、西丸に罷越候面々供廻り者、登城候

と直に京極備前守殿脇に相拂、西丸下乗所に相

殘候供廻り之儀も、同所に相拂差置候事、

一御本丸相濟、西丸に罷越候布衣以上之面々、琉球

人下乗橋邊迄退散を見合、蓮池御門西丸御裏御

門通り、中之口より罷越退散之儀者、琉球人外櫻

田御門邊迄罷越候を見合、致退散候事、

但、右之面々供廻り者、西丸御裏御門外に相拂

差置候事、

一大手下馬所に相残り候供廻り、登城候と直に相

拂、酒井左衛門尉屋敷脇に差遣置候事、内櫻田下

馬所、西丸大手下馬所に相残り候供廻り者、主人

退散之最寄次第、和田倉御門内馬場際、并外櫻田

御門外上杉彈正大弼屋敷脇、松平駿河守屋敷前

に差置候事、出仕之面々退散之儀者、大手最寄之

分者、琉球人内櫻田御門邊迄罷越候を見合、内櫻

田最寄之分者、琉球人西丸大手御門入候を見合

退散候事、

但、出仕之面々供廻り、御徒目付御小人目付致

差引候事、

右之通、伺相濟候間申達候、以上、

辰十月

矢部彦五郎

松平 田宮御徒方萬年記

同年十一月廿五日、琉球人江戸に參着す、同廿九日松

平島津、中將齊宣に、米二千俵を賜はる、

寛政八年十一月廿四日、備前守、按ずるに、若年寄京極高久、渡、

琉球人明廿五日江戸著之事、御目付に

十一月廿四日寛政年録

寛政八年十一月廿五日、琉球人江戸參著、近世東西略史、

寛政八年十一月廿九日

上使安藤大和守

松平豊後守

右琉球人召連候に付被遣之、寛政年録、如首舊簿抄、

十二月三日、かの使者御禮の時、御席拜見等の事を、

若年寄より御目付に傳へ、また御禮御暇の時、御前に

出さる輩、衣服の事及び同時妄りに見物いたすまし

き旨を、大目付御目付より達す、同五日中將齊宣より

かの獻物を納るにより、御徒一組つ、兩丸に出て持

運の事を役す、兼日御目付より、此事及び西城登營の

時、御徒勤番の事を達す、同日明日御禮により、出仕

の輩衣服刻限等の觸あり、

寛政八年十二月三日、兵部少輔按ずるに、若年寄井伊直朝、渡御書

付、

御目付に

來ル六日琉球國中山王使者登城御禮申上候節、

出御以前に使者御禮之席致案内、爲見可被申候、

通詞も附參候事、

一琉球人御座敷見分前に、出仕之面々大廣間に相

廻詰候席々に可罷在候事、

一琉球人自分之御禮相濟候は、早速殿上之間に

參候様可被致候事、

右之通、可被得其意候、

十二月三日、寛政年録

寛政八年十二月三日

琉球人登城並御暇之節、御目通に罷出候者之外者、

殿中熨斗目半袴着用之儀、御目付達有之、

同日、琉球人登城之節、猥に見物等致間敷旨、安藤

對馬守殿被仰渡之候由、大目付御目付達有之、

同年十一月廿八日

一琉球人献上物登城前日手長之儀、御目付達有之、

一琉球人西丸に登城之節々、五節句之通り獅子之

間御徒勤番可仕旨、對馬守殿に伺濟、御目付達有

之、

同年十二月三日、井伊兵部少輔盛阿彌を以渡、

御徒之者

琉球人献上物有之候間、御本丸西丸に貳拾人つ

つ羽織袴着之、來六日五時罷出連候様、可被申渡

候、

十二月三日、以上、御徒方萬年記、  
寛政八年十二月五日、安藤對馬守、大目付御目付に渡す、

高 家

鷹之間詰同嫡子

御奏者番同嫡子

菊之間縁頼詰同嫡子

芙蓉之間御役人

御本丸 布衣以上御役人

法印 法眼之醫師

明六日琉球人御禮申上候間、長袴着用五半時登城候様可被達候、

一同日於西丸獻上物有之候間、布衣以上御役人計、御本丸相濟次第、蓮池御門通り、西丸に罷出候様可被達候、

十二月五日 寛政年録  
制令通案

同月六日、中山王尙成の使者大宜見王子登城す、中將齊宣これを携ふ、已上刻大廣間に出御、方物を献して拜謁す、襲封の御禮なり、畢て西城にも登る、また献物あり、

寛政八年十二月六日

一從琉球國中山王、就代替爲御禮、使者大宜見王子差渡登城に付、溜詰、御譜代衆、詰衆御奏者番、菊之間縁頼詰父子共、高家布衣以上御役人登城、何も長袴、

一出仕之面々、御次間并西御椽に伺公、  
一已上刻大廣間出御、御上段着座、

松平豊後守

右御下段御敷居内に而御目見、御中段迄被召出、今度琉球之使者遠路召連、太儀思召之段上意有之、御取合有之而御次を退去、

代替二付中  
山王使者 大宜見王子

献上物者、最前より御目通御板椽に並居之、

右御太刀目銀、御奏者番持出、御中段に置之、中山王と披露、大宜見出座於御下段奉九拜退座、大宜見儀遠境相越、太儀に被思召之旨上意之趣於御次間豊後守に對馬守達之、則大宜見に傳之、御請之趣對馬守に豊後守述之、

献上物者、最前より御目通御板椽に並置之、  
自分之御禮 大宜見王子

酒二壺宛

但、若君様之獻上物者、西丸に差上之、寛政年録、  
寛政八年十二月六日

一琉球人登城、夫より西丸に登城相濟、

松平豊後守齊宣

右御目見

中山王使者 大宜見王子

右御目見畢而、於板椽自分之御禮申上之、

一御本丸西丸に琉球人獻上物有之候に付、手長一組、但貳拾壹人勤、内組頭壹人、西丸も右同斷出役有之、御徒方萬年記、

寛政八年十二月六日、中山王自分代替御禮、

登營御禮畢而西丸拜謁、殿中長袴、出人半袴、  
使者 大宜見王子、如官日  
柳營年表秘録、  
簿抄、

寛政八年十二月六日、琉球國信使大宜見王子、副使安村親方登城御目見方物を献す、近世東西略史、

同月九日、已上刻御白書院に出御、彼國の音楽を聴せらる、畢て中山王尙成に上意賜物の事を、大宜見王子に傳へしめられ、同人に御暇賜物あり、かつ齊宣はし

右出座於板椽奉三拜、御奏者番披露、退座過而豊後守家來御目見畢而、御次伺内之面々、一統御目見相濟而入御、  
一中山王より代替に付、老中々之書翰殿上之間中央に而、出御以前、大目付安藤大和守池田筑後守請取之、

中山王獻上物、

一御太刀一腰 一御馬代銀五十枚 一中央

卓二脚 一石人形二鉢 一籠飯一對

一島芭蕉布五拾反 一練芭蕉布五拾反

一薄芭蕉布五拾反 一太平布百疋 一久

米綿百把 一燒酎五壺

若君様々、

一御太刀一腰 一御馬代銀五拾枚 一中央

卓二脚 一石人形二鉢 一籠飯一對

一島芭蕉布三拾反 一太平布五拾疋 一

久米綿五拾把 一泡盛酒三壺

公方様々  
若君様々 大宜見王子より

一大官香拾把宛 一壽帶香五箱宛 一島芭

蕉布拾反宛 一練芭蕉布拾反宛 一泡盛



め大宜見從者、齊宣家人にも飯食を賜はる、此事により兼日出仕の輩、衣服刻限及ひ御徒出役等の令あり、同日出御中、御次に着座せし帝鑑問詰本多豐後守助受、本多伊豫守忠齋不敬の事ありしにより差控仰付られ、同日大目付御目付、きのふ音樂の差引宜からざるに由て、また御前に出る事をさしめらる、

寛政八年十一月晦日

帝鑑之間 松平豐後守

給仕 進物番

殿上之間御下段 中山王使者

給仕 進物番

柳之間御次從 者

給仕 小十人組

右者、琉球人音樂被仰付候節、御菓子吸物御酒被下候、前々之通御徒手長御申渡可有之候、依之申達候、以上、

十一月

矢部彦五郎 松平田宮

同年十二月七日井伊兵部少輔專阿彌を以渡御書付

御徒之者

明後九日、琉球人被下物有之候間、鬘斗目麻上下着之、御本丸西丸に罷出運候様可被申渡候、

十二月 同日御目付達書、

御徒頭 八人

右者、琉球人御暇被下物之節、御本丸相濟西丸に御詰有之候様、對馬守殿被仰渡候、尤御臺所之儀者、於西丸被下置候間、依之申達候、以上、

十二月

矢部彦五郎

松平田宮方萬年記、御徒

寛政八年十二月八日

高 家

鴈之間詰同嫡子

御奏者番同嫡子

菊之間縁類詰同嫡子

芙蓉之間御役人

御本丸 西丸 布衣以上御役人

法印法眼之醫師

明九日、琉球人音樂被聞召、并御暇被下候間、長袴着用五半時登城候様可被達候、

一右同日於西丸も被下物有之候間、布衣以上御役人計、御本丸相濟次第西丸に罷出候様可被達候、

十二月八日寛政年録、制令通彙、

十二月八日御目付廻狀

一明日表向五半時揃と被仰出候得共、早め罷出候様對馬守殿被仰渡候、寛政年録、

寛政八年十二月九日

一琉球人音樂被聞召且御暇に付溜詰、御譜代衆、鴈之間詰、御奏者番、菊之間縁類詰父子共、高家布衣以上之御役人、法印法眼之醫師登城、

一今已上刻大廣間に出御、御下段に松平豐後守、御椽に大宜見王子着座、

一出仕之面々、最前より御次間、并兩御縁類に着座、

一音樂有之、

一音樂畢而、琉球人殿上之間に退去、豊後守御目見申上之退去過而入御、

白銀五百枚 綿五百把 中山王に

右代替に付、遠路使者差上御喜悅に被思召候、依之中山王に白銀綿被遣由、上意之趣大宜見王子に、於大廣間二之間老中若年寄出座、對馬守傳達之、

白銀二百枚 時服十 大宜見王子

右拜領物被仰付旨、於同席同人傳達之、出座同前、

白銀三百枚 從者物中

時服三ツ、 今日樂相勸候 樂人共

右之通被下旨、於同席大宜見に同人傳達之、出座同前、

一中山王に被遣物之目錄、並老中より之奉書、於殿上之間大宜見王子に、大目付安藤大和守池田筑後守渡之、

帝鑑之間 松平豐後守

殿上之間 大宜見王子

右於席々御菓子吸物御酒被下之、老中彈正大弼按するに、老中格本多忠繼なり、出座及挨拶、

柳之間 從 者

蘇鐵之間 松平豐後守家來

右於席々、御菓子吸物御酒被下之、下官に者御立關前下馬腰掛に而強飯被下之、

一兩御番より出人五拾人御書院番所に勤仕、大御番より出人百人、大廣間四之間に而勤仕之、

樂帖、

第一奏樂

萬年春 鑼吶 多嘉山親雲上 笛 具志堅

里之子 笛 安里里之子 鼓小銅鑼 森山

里之子 銅鑼檀板 濱元里之子 韻鑼

垣花里之子 插板 今歸仁里之子

第二奏樂

賀聖明 鑼吶 多嘉山親雲上 笛 具志堅

里之子 笛 安里里之子 鼓小銅鑼 森山

里之子 銅鑼檀板 濱元里之子 韻鑼

垣花里之子 插板 今歸仁里之子

第三奏樂

樂清朝 鑼吶 多嘉山親雲上 笛 具志堅

里之子 笛 安里里之子 鼓小銅鑼 森山

里之子 銅鑼檀板 濱元里之子 韻鑼

垣花里之子 插板 今歸仁里之子

第四唱曲

福壽頌

昇平調 三絃 濱元里之子 琵琶 森山里

第五唱曲

之子

太平頌 洋琴 今歸仁里之子 三絃 具志堅

元里之子 琵琶 安里里之子 胡琴

又奏樂帖

第一奏樂

鳳凰吟 鑼吶 多嘉山親雲上 笛 具志堅

里之子 笛 安里里之子 鼓小銅鑼 森山

里之子 銅鑼檀板 濱元里之子 韻鑼

垣花里之子 插板 今歸仁里之子

第二奏樂

慶皇都 鑼吶 多嘉山親雲上 笛 具志堅

里之子 笛 安里里之子 鼓小銅鑼 森山

里之子 銅鑼檀板 濱元里之子

第三唱曲

青山曲 二絃 安里里之子 三絃 濱元里

之子 四絃 森山里之子 洞簫 具志堅

第四唱曲

新囃 提箏 垣花里之子 三絃 森山里之

子 月琴 具志堅里之子 胡琴 安里里

之子

琉歌 三絃 森山里之子 三絃 濱元里之

子 寛政年録

寛政八年十二月九日

一琉球人登城、音樂被聞召御暇被下之、拜領物有之、吸物御酒御菓子被下候に付、

帝鑑之間 拾人 勤

御給仕 手長 内組頭壹人

殿上之間 同 斷

同 同 斷

柳之間 同 貳拾五人勤

同 同 内組頭貳人

被下物に付 手長 拾五人勤

同 同 内組頭壹人

西丸被下物に付 同 斷

同 同 斷

右頭組共出勤、

(朱書)但此度者、吸物御酒御菓子被下候に付、明和元

申年之通、人數出勤、御徒方萬年記、同日出御中、御次に着座せし本多豊後守助受、本多伊

豫守忠齋不敬の事ありしにより差扣仰付らる、同十日大目付御目付、きのふ音樂の差引宜からさるるによて、御前に出る事をとめらる、

寛政八年十二月九日、封廻狀、申渡之覺、

本多豊後守

名代 堀三左衛門

名代 奥田 主馬

今日琉球人音樂に付、御表出御之内、御次着座之内、ぬき入袖に而罷在作法不宜不埒之儀に思召候、依之差扣被仰付之、

右於戸田采女正按するに、老中氏教、宅同人申渡、大目付松浦越

前守相越、

十二月九日

同日十日

大目付

安藤大和守

池田筑後守

昨日琉球人音樂之節、三曲濟候を五曲濟候と心得、

琉球人に會釋致候段、倉忽之至不調法に而候、依之

御目通差扣被仰付之、

右於新番所前溜、采女正申渡、

御目付  
矢部彦五郎  
松平 田宮

昨日琉球人音樂之節、三曲濟候を五曲と心得、大目付に申達候段、倉忽之至不調法にて候、依之御目通差扣被仰付之、

右於同席同人申渡、兵部少輔侍座、以上、寛政年録、  
同月十二日、使者東叡山御宮に參拜す、此日、吹上にない、姫若其行装を、同十五日江戸を發す、  
寛政八年八月廿一日、御目付達書、  
寶曆二申年十二月十九日、琉球人上野御宮に參詣之節、御徒頭永井内膳組共勤番被相勤候に付、御固場所繪圖面有之候哉、御礼否御申聞可有之候、以上

八月

矢部彦五郎  
松平 田宮

同年十二月十一日、井伊兵部少輔盛阿彌を以渡御書付、

明十二月二日、琉球人東叡山御宮參詣に付、御徒頭壹人御宮廻り勤番可被致候、以上、御徒方萬年記、  
寛政八年十一月廿九日、對馬守渡、

御目付に

黒門、文殊櫻、  
所々出人 弓拾張 鐵炮貳拾挺 鍵貳拾本  
御宮 相馬 因幡守

所々出人 弓五張 鐵炮拾挺 鍵貳拾本  
本坊表門前 間部若狹守  
所々出人 弓五張 鐵炮拾挺 鍵貳拾本  
琉球人東叡山御宮に參詣に付而、右之通可被相勤候、

右之通、申渡候間可被得其意候、  
十一月

同年十二月九日、對馬守渡御書付

大目付に  
御目付に

琉球人上野御宮拜禮之節、相詰候面々長袴着用之事、

同年十二月十日、御目付廻狀、

一明後十二日、琉球人上野御宮拜禮に付、出役之儀同後兩人罷越候様、且御用向者只今迄之通、彦五郎田宮取扱可申旨、對馬守殿鍋三郎按するに、奥御を以被仰渡候、

同月十一日兵部少輔渡、

御目付に  
御目付壹人

明十二月二日、東叡山御宮に琉球人參詣之事候間、申合可被相勤候、誰被勤候哉書付可被差出候、  
十二月十一日以上、寛政年録、

寛政八年十二月十二日、琉球人上野拜禮罷出道筋、半藏口より代官町、竹橋神田橋御門通、筋違橋上野、右行裝於吹上上覽所、御臺所御透見有之、姫君方御同様、女官日簿抄、柳營年表秘録、

寛政八年十二月十五日、琉球人歸國江戸發足、近世東西

寛政八年十二月晦日、琉球人松平豐後守芝屋敷より歸國、如官日簿抄、

同月十九日、老中安藤對馬守信成、參府御用を奉はりしにより時服を賜はる、其後大目付御目付等にもまた賜物あり、

寛政八年十二月十九日、

時服七

御座之間

安藤對馬守

右琉球人參府御用相勤候付、於御前拜領之、  
同月廿日

金壹枚つゝ、  
奥御右筆 尾崎鍋三郎  
古川吉次郎

右琉球人參府御用相勤候付、於奥被下之、  
同月廿五日

時服三 大目付 安藤大和守  
同 池田筑後守

時服二 御目付 矢部彦五郎  
同 松平 田宮

右琉球人參府御用相勤候付被下旨、於芙蓉之間老中列座、采女正申渡、若年寄中侍座、

銀三枚宛  
御徒目付 大久保元次郎  
村田兵左衛門  
栗田喜兵衛  
福岡久右衛門

右同斷に付被下旨、於燒火之間若年寄中出座、兵部少輔申渡、  
同九丁巳年四月十二日

銀七枚宛

御勘定組頭  
岡松八右衛門

小出 大助

銀五枚宛

御勘定  
成瀬久右衛門

支配勘定  
中村興兵衛

上野 權内

銀貳枚

右琉球人參府之節、宿々御用骨折相勤候に付被下旨、於御右筆部屋縁頼、對馬守申渡、以上、寛政年録、

### 通航一覽卷之十九

#### 琉球國部十九

○來貢 文化三年

文化三丙寅年二月七日、大目付二人、御目付二人、琉球人參府御用を命せらる、老中御用懸は、土井大炊頭利厚なり、これより前、命せられしなるへ

文化三丙寅年二月七日

大目付

伊藤河内守

神保佐渡守

琉球人參府御用取扱

御目付

土屋長三郎

仙石次兵衛

右於新番所前溜、大炊頭申渡之、

琉球人參府御用取扱、

右於同席、駿河守按するに、若年寄植村家長、申渡之、

同年三月十五日

御目付

黒川與市

琉球人參府御用取扱、按するに、此月四日土屋長三郎、佐渡奉行に轉せしによりてな

### 通航一覽卷之十八終

右於新番所前溜、兵部少輔按するに、若年寄井伊直朝、申渡之、以上、文化年録、

同年九月二日、かれ參府程近きにより、御座敷向御目付見分あり、十月廿二日、また道筋を見分す、同廿四日登城の時、出仕の輩下馬供廻等、及び御禮御暇の時御前に出さる輩、衣服の事御目付より達す、十一月八日、同時出仕の輩、妄りに見物する事を禁せらる、

文化三年九月二日、御目付廻狀、

一次兵衛與市、琉球人參府前に付、御座敷向其外見分有之候、

同年十月廿二日、同斷、

一琉球人參府に付、道筋次兵衛與市明日見分被相越候、文化年録、

文化三年十月廿四日、御目付達書一通、

一琉球人登城之節、四品以上萬石以上共、下乘内侍

二人、草履取一人、萬石以下侍一人、草履取一人、

雨天之節傘持一人召連、御玄關前冠木御門之内者、雨天之節手傘相用候事、

一御玄關より出仕之面々、御玄關前冠木御門外に

而、草履取相殘し、御玄關前迄召連候供廻り、草履取臺部屋口御門内に相拂差置候事、

一萬石以上以下共、挾箱下乗橋内は一切入間敷候、尤部屋有之面々、挾箱内に入申可事、

一中之口登城之面々、供廻中之口御門内わ片寄せ差置候事、

一下乗所に相殘候出仕之面々、供廻并乗物共、御本丸より退散之分者、登城候與直に小笠原伊豫守屋敷前に相拂差置候事、

一御本丸相濟、西丸に罷越候面々、供廻者登城候與直に京極備中守屋敷後に相拂差置、西丸下乗所に相殘候供廻之儀も、同所に相拂差置候事、

一御本丸相濟、西丸に罷越候面々、琉球人下乗橋邊迄退散を見合、蓮池御門西丸御裏御門通、中之口より罷越、退散之儀者、外櫻田邊迄罷越候を見合、御玄關中之口より致退散候事、

但、右之面々供廻者、西丸御裏御門外に相拂差置候事、

一大手下馬所に相殘候供廻者、登城候與直に相拂、酒井左衛門尉屋敷脇に差遣置候事、

一内櫻山下馬所、并西丸下馬所に相殘候供廻者、主人退散之最寄次第、和田倉御門内馬場際、并外櫻田御門外上杉彈正大弼屋敷脇、松平備中守屋敷前に差置候事、

一西丸の出仕無之面々者、退敷之儀大手最寄之方者、琉球人内櫻田邊迄罷越候を見合、内櫻田最寄之分者、琉球人西丸大手御門入候を見合退散之事、  
一出仕之面々供廻、御徒目付御小人目付致差引候事、

右之趣、伺相濟申候、依之申達候、以上、

十月

同日

琉球人登城、並御暇之節、御目通に罷出候者之外、殿中巽斗目半袴着用之事、

右之通、伺相濟申候、依之申達候、以上、

十月

仙石次兵衛

黒川 與市

同年十一月八日、大目付御目付達書、

琉球人登城之節、出仕之面々猥に見物致候儀者

勿論、殿上之間御廊下邊に一切罷越不申候様、大炊頭殿被仰渡候、依之申達候、以上、

十一月

伊藤河内守

神保佐渡守

仙石次兵衛

黒川與市以上、御徒方萬年記

十一月朔日、松平島津、中將齊宣參勤御禮あり、同十三日琉球人江戸に着す、前例琉球人の着府は、大抵島津氏と同日なり、此時異日たるは其故ありしにや、同十六日、上使を以て齊宣に苞米を賜ふ事、例のことし、

文化三年十一月朔日、已上刻御表に御、月並御禮相濟、

御白書院

銀馬代卷物二十

參勤

松平薩摩守

卷物二銀馬代

同人家來

岩下佐次右衛門

同

講 良 谷 助文化年録

文化三年十一月十二日、攝津守按するに、若年寄堀田正敦、渡御書付、

御目付に

一琉球人明十三日江戸着之事、柳營日次記、  
文化三年十一月十三日、琉球人江戸着、此節道筋品川片町通り、田町一丁目より松平豊前守屋敷東角、辻番所を廻り、夫より松平薩摩守屋敷へ入る、雜事記  
文化三年十一月十六日

米二千俵

上使伊藤河内守

松平薩摩守

右琉球人召連參府に付被遣之、柳營日次記、栗園漫抄

同月廿日、西丸にをいて登城の習禮あり、其後使者御席拜見、及びひかの獻物手長の事、かつ御禮の時、衣服刻限の令あり、

文化三年十一月廿日、御目付廻狀、

一琉球人參府に付、明日於西丸習禮、並御座敷爲見分大炊頭殿御越に付、次兵衛與市被相越候、  
同年十一月廿一日、堀田攝津守渡、

御目付に

一來る廿三日、琉球國中山王使者登城御禮申上候節、出御以前に、使者御禮之席致案内見せ可被申候、通詞も附參候事、

一琉球人御座敷見分前に、出仕之面々大廣間を相廻り、詰候席々に可罷在候事、

一琉球人自分御禮相濟候は、早速殿上之間に參候様、可被致候事、  
右之通、可被得其意候、西丸に而も同様可被心得候、

十一月以上、文化年録

文化三年十月廿七日、御目付達書、

琉球人献上物、登城前日松平薩摩守家來差添持參、直に大廣間を飾附候間、其節御立關手長御徒御差出可有之候、且西丸に献上物之儀も御本丸に准し、諸事寛政度之通、御心得可有之候、以上、

十月

仙石次兵衛

黒川 與市

十一月廿日、攝津守三阿彌を以渡御書付、  
御徒之者

琉球人献上之物有之候間、二十人羽織袴着之、來廿二日五時、御城に罷出連候様可被申渡候、

十一月

同日近江守按するに、若年寄小笠原貞温、眞阿彌を以渡御書付、

御徒之者

大納言様、琉球人献上物有之候間、二十人羽織袴

着之、來廿二日五時過、西丸に罷出運候様可被申渡候、

十一月

同月廿一日、御目付達書、

明廿二日、琉球人御本丸西丸に献上物、松平薩摩守家來大廣間の飾附候間、先達而申達置候通、御心得可有之候、以上、

十一月廿一日

仙石次兵衛  
黒川與市

同月廿二日

琉球人献上物手長

遠藤三左衛門組共  
小山新三郎組共以上、御徒方萬年記

文化三年十一月廿二日、大炊頭攝津守殿渡御書付、

高家

鷹之間詰同嫡子  
御奏者番同嫡子  
菊之間縁類詰同嫡子  
芙蓉之間御役人  
御本丸布衣以上之御役人  
西丸布衣以上之御役人  
法印法眼之醫師

明廿三日、琉球人御禮申上候間、長袴着用五半時登城、御本丸相濟次第、西丸に罷出候様可被達候、

但、法印法眼、西丸に罷出に不及候、

十一月廿二日

同日

溜詰  
御譜代大名同嫡子  
高家

鷹之間詰同嫡子  
御奏者番同嫡子  
菊之間縁類詰同嫡子  
芙蓉之間御役人  
御本丸布衣以上之御役人  
西丸布衣以上之御役人

右之面々、琉球人御禮之節、御本丸相濟蓮池通り西丸に罷出候様、向々可被達候、

十一月御警日次記、御徒方萬年記、

同月廿三日、中將齊宣豊後守齊興、使者讀谷山王子を率ゐて登城す、已上刻大廣間に出御、讀谷山拜謁して、中山王尙頼の襲封を謝し奉る、獻物あり、畢て西城に登り、慎徳院殿に拜謁す、また獻物あり、廣大院殿にも、物な

獻する事、例のこし、

文化三年十一月廿三日

琉球人登城に付、溜詰、御譜代大名、高家、鷹之間詰、御奏者番、菊之間縁類詰、右父子共布衣以上御役人法印法眼之醫師登城、

一從琉球國中山王自分之代替に付、使者讀谷山王子差渡候に付登城、

一讀谷山王子御支關階之上に至時、大目付二人自注河内守、神保佐渡守、同向、案内に而殿上之間下段着座、從者出前次間列居、下官之族者、御支關前庭上に群居、一松平薩摩守同豊後守登城、殿上之間下段座上に着座、

一出仕之面々各長袴、  
一中山王書簡、大目付二人に而受取之、

讀谷山御禮之次第

一已上刻大廣間出御、御先立、御上段御厚疊三疊重、以大總付之、唐織包之、四角之、  
一御簾掛之、  
一御後座に、御側衆御刀之役伺公、  
一御下段西之方、上より三疊目通より、松平讚岐守

井伊辨之助老中順々着座、

一西之御縁類に若年寄伺公、

一西之御縁之方に鼻敷、高家、鷹之間詰之四品以上列座、

一南板縁に、鷹之間詰同嫡子、御奏者番同嫡子、菊之間縁類詰同嫡子、番頭芙蓉之間御役人列候、

一二之間北之方、二本目三本目之柱之間より、御襖障子際東之方に、四品以上之御譜代大名列候、

一二之間に、御譜代大名同嫡子、三之間に、布衣以上之御役人、法印法眼之醫師列居、

一薩摩守豊後守、御次御襖之外際南向着座、  
一讀谷山殿上間より大廣間、大目付二人案内に而、二之間御譜代大名前西に向着座、

松平薩摩守

右出座、御下段御敷居之内に而御目見、御奏者番披露、御中段迄被召出、今度琉球之使者遠路召連、大儀に被思召之段上意有之、老中御取合申上之、御次に退座、

松平豊後守

右出座、御下段御屋敷居之内に而御目見、披露同

前、退座過而老中召之、讀谷山御前の可差出旨被仰出、於御次間御誕之趣、薩摩守に老中達之、但、讀谷山御禮之内、薩摩守豊後守御襖之外扣罷在、

一 中山王より所獻之品、出御以前より南之板縁東西より御目通順々に並置、

讀谷山自分之進物も、同事に並置之、

一 獻上之御太刀目錄、御奏者番持出之、御中段下より二疊目置之、中山王と披露、讀谷山出席、御下段下より四疊目に而奉九拜る、退去、御太刀目錄御奏者番引之、

一 老中召之、讀谷山儀、遠境相越大儀被思召旨被仰出之、於御次之間御誕之趣、薩摩守に老中傳之、則讀谷山に薩摩守達之、御請申上、其趣老中の薩摩守述之、

一 讀谷山重而出席、自分之御禮於板縁奉三拜、御奏者番披露、退座、大目付二人案内而殿上間に同列下段着座、薩摩守豊後守も殿上間に退去、

御太刀 銀馬代卷物二 松平薩摩守家來壹人 川田伊織

右於板縁奉拜台顔、御太刀目錄御奏者番披露、退

去畢而御次間之御襖障子老中開之、御敷居際立御、御譜代大名、其外一同御目見相濟而入御、

一 老中殿上間に相越向、讀谷山會釋有之、則退座、其後大目付差圖に而讀谷山退出、大目付二人御玄關階之上迄送、先達而從者順々退出、但、老中送無之、

一 大御番より出人百人、大廣間四之間勤仕、中山王獻上物、

一 御太刀一腰 一 御馬代銀五十枚 一 中 央卓二脚 一 石人形二躰 一 籠飯一對

一 島芭蕉布五十端 一 薄芭蕉布五十端

一 練芭蕉布五十端 一 太平布百疋 一 久

米島綿百把 一 泡盛酒五壺

讀谷山王子獻上物、

一 大官香十把 一 壽帶香五箱 一 島芭蕉

布十端 一 練芭蕉布十端 一 泡盛酒二壺

文化年録、

文化三年、中山王所貢於儲君如左、

儀刀一口 馬代白金五十錠 卓子二

壽山石偶人二 剔金飯籠一 縹紋蕉布三

十四 練芭蕉布三十匹 薄芭蕉布三十匹

太平布五十匹 久米綿五十把 阿滑

默喇酒三壺、

所貢於妃、

鬘五 石手鑑二 玉硯屏一對 螺鈿卓

子一 剔金飯籠一對 縮緬五十匹 自注、内紅者三十四匹、

練芭蕉布五十匹 阿滑默喇酒三壺 自注、いふものは、此方にいふ一反なり、物部氏聘使記にも、匹とす、終にその儘に記すのみ、視聽堂、

琉球國王代替に付、文化三年來朝人數姓名并道書、

正使 讀谷山王子 副使 小録親方 贊儀

官 久志親雲上 樂正 譜久村親雲上 儀

衛正 古波藏親雲上 掌翰史 外間親雲上

正使使贊 諸見里親雲上 同 野崎親雲上

同 名護親雲上 同 小波津親雲上 同

渡度次親雲上 副使使贊 板良敦親雲上

同 濱元親雲上 樂師 當間親雲上 同

多嘉山親雲上 同 東風親雲上 同 嵩原

親雲上 同 惡平親雲上 樂童子 渡具知里

之子 同 佐久真里之子 同 仲吉里之子

同 玻名城里之子 同 本部里之子 同

伊江里之子

右二十四人は、登城之節御玄關より上る、其外御玄關へ上り不申候、都合九十餘人のよし、登城并上野御宮拜禮之節は、途中も管絃有之、御三家廻り、御老若廻りは、人數も少く管絃も無之、

登城之節道筋、

芝松平薩摩守屋敷より、將監橋増上寺表門前、夫より通町芝口橋さわりより左へ、幸橋御門より入り、薩摩守屋敷前脇、松平大膳大夫屋敷脇前通り、日比谷御門八代洲河岸龍之口水野出羽守屋敷脇通り、大手御門登城、

御本丸より西丸に登城、并退出之節道筋、

内櫻田御門より、植村駿河守屋敷前通り、西丸大手御門より登城、退散之節、同所大手御門より、青山下野守屋敷前通り、外櫻田御門上杉彈正大弼屋敷脇通り、松平肥前守屋敷脇通り、薩摩守屋敷に立寄、夫より御本丸に登城之道筋之通、雜事記、

文化三年十一月廿三日、琉球人登城に付、溜詰御譜代大名、高家鷹之間詰、御奏者番、菊之間榎頼詰、右嫡子共、布衣以上之御役人、西丸共長袴、法印法眼

之醫師共、裝束に而五半時登城、今已上刻大廣間に出御、松平薩摩守、同豊後守御目見、琉球人中山王使者召連太儀思召候段、上意有之御次退去、自分代替に付、中山王使者讀谷山王子出座、御上段におゐて御目見、獻上物數多有之、次に御板椽に而薩摩守家來一人御目見畢而、御次一同御目見、夫より琉球人西丸に登城、大納言様御表出御、御目見獻上物等同斷、

但、琉球人御本丸御目見相濟、西丸登城之節、出仕之面々西丸に罷出、法印法眼者不罷出、山本氏筆記

通航一覽卷之十九終

通航一覽卷之二十

琉球國部二十

○來貢 文化三年

文化三丙寅年十一月四日、音樂の時御徒給仕手長の事、同十四日御暇の時、同賜物持運ひの事、同廿七日同時、かれ西丸にも登城せるにより、御使番以下御同所にも出仕すへきよしを、みな御目付より達す、同廿五日御暇の習禮、及び御座敷見分として、老中土井大炊頭利厚西丸登城により、掛り役人も同しく登營す、其後出仕の輩衣服刻限等の觸あり、  
文化三丙寅年十一月四日、御目付達書、

帝鑑之間

給仕

松平薩摩守 松平豊後守

殿上之間御下段

給仕

中山王使者

柳之間御次

給仕

從者

右琉球人音樂被仰付候節、御菓子吸物御酒被下

候間、前々之通御徒手長御申渡可有之候、依之申達候、以上、

十一月

黒川 與市

仙石 次兵衛

同月十四日同斷

琉球人御暇之節、拜領物前々之通、大廣間より御玄關迄、御徒手長御申渡可有之候、依之申達候、以上、

十一月

仙石 次兵衛

黒川 與市

同月廿七日同斷

御使番 十六人

御徒頭 四人

小十人頭 二人

御船手 二人

西丸 御徒頭 四人

西丸 小十人頭 三人

右者、琉球人御暇被下物之節、御本丸相濟、西丸に御詰有之候様、大炊頭殿被仰渡候、尤御臺所之儀も、於西丸被下置候、依之申達候、以上、

十一月

仙石 次兵衛

文化三年十一月廿四日、堀田攝津守按するに、若渡、年寄正敷、

御目付に

琉球人に御菓子吸物御酒被下之、

帝鑑之間

給仕

津田 山城守

殿上之間下段

給仕

饗應奉行 實賀壹岐守 本多

柳之間

給仕

饗應奉行 黒川 與市 本多嘉平次

按するに、嘉平次は小十人頭なり、

給仕

小十人

右、來ル廿七日五半時登城、右之通相勤候様、可被達候、

十一月

同日御目付廻狀、

一琉球人御暇之節之習禮、并御座敷見分として、明日西丸に大炊頭殿御越に付、次兵衛與市可被相越候、



同月廿五日堀田攝津守渡御書付二通、

御目付に

十一月廿七日表向五半時揃、

十一月廿七日

御城中所々勤番、

中之御門 朽木五郎左衛門 御臺所口前

渡邊喜右衛門 塀重御門 溝口孫左衛門 已

上、文化年録、

文化三年十一月廿三日

溜 御譜代大名詰

同 嫡子

同 嫡子

來ル廿七日、琉球人音樂被聞召御暇被下候間、長

袴着用登城候様可被達候、

十一月廿三日

同月廿六日、大炊頭渡す、

高 鷹之間詰同嫡子

御奏者番同嫡子

菊之間縁頼詰同嫡子

芙蓉之間御役人

御本丸 布衣以上御役人

西丸 法印 法眼之醫師

明廿七日琉球人音樂被聞召、并御暇被下候間、長袴着用五半時登城候様可被達候、

同日於西丸も被下物有之候間、布衣御役人計、御本丸相濟次第、西丸に罷出候様可被達候、

十一月廿六日、御徒方萬年記、制令通彙、

同月廿七日、松平島津、中將齊宣父子、讀谷山王子を携へて登城す、已上刻文恭院殿、及び慎徳院殿大廣間に

出御、音樂を聽せらる、時に御所望あり、畢りて中山王尙願に上意賜物の事を、讀谷山に傳へしめられ、同人にも賜物あり、御暇を下さる、また齊宣父子、及び讀谷山ならひに従者、齊宣家人にも飲食を賜はる、

文化三年十一月廿七日

一 琉球人音樂被聞召候に付、溜詰御譜代大名、高家

鷹之間詰、御奏者番、菊之間縁頼詰、右父子共布

衣以上御役人、法印法眼之醫師登城、

一 琉球人音樂被聞召、且御暇被下候付而登城、

一 讀谷山王子御立關階之上に至る時、大目付二人

出向案内、殿上之間下段着座、從者同所次之間列居、下官之族は御立關前庭上に群居、

一 松平薩摩守、同豊後守登城、殿上之間下段座上に着座、

一出仕之面々各長袴、

一 大廣間御下段御次之御襖障子取拂、二之間北之方二本目三本目之柱之間より、御襖障子際東之方、四品以上之御譜代大名列候、大納言儀御厚疊は二疊重ね、御着座、

一 御簾掛之、

一 御後座に御側衆、御刀之役伺公、

一 御下段西之方上より三疊目通りより、松平讃岐守、井伊辨之助、老中對馬守順々着座、

一 西之御縁に、若年寄青山大膳亮、小笠原近江守伺公、按ずるに、大膳亮幸完、近江守真温ともに西丸御附なり

一 御前之御簾掛之、中奥御小姓役之、

一 御簾卷上、音樂始、畢而琉球人相退、御簾垂、其後又琉球人罷出、御簾卷上、二度目音樂始候事、

但、入御之節御簾垂候に不及、一 音樂始御奏者番勤之、

一 樂畢而、琉球人殿上之間に退去、過而薩摩守豊後守、着座より直に進出御目見、老中御取合申上之、御次間は退去、畢而入御、

但、溜詰御譜代大名、老中退去、薩摩守豊後守殿上之間に退去、

一 入御以後、大廣間二之間老中若年寄、北之方御襖障子際に附、東之方は順々列座、于時薩摩守豊後守先達而、右之席南之方着座、其後大目付二人案内に而、殿上之間より讀谷山、大廣間三之間御敷居際西に向着座、對老中一禮各會釋有而、讀谷山御敷居之内に出席之節、薩摩守に隨ひ、二之間中央迄罷出、此時中山王代替に付、遠路使者差上御喜悅に被思召候、中山王は白銀綿被遣之由、上意之趣老中傳達之、薩摩守讀谷山一禮有之、

白銀五百枚 綿五百把 中山王に

右之被遣物、最前より大廣間御下段に並置之、御襖障子明置之、讀谷山に爲見、畢而大目付二人差圖に而、四之間に讀谷山退、御襖障子御同朋頭兩人に而内之方より閉之、

白銀貳百枚 時服十 讀谷山王子に

右西之御縁より進物番持出之、大廣間三之間、上より一疊隔而中通東之方に並へ置之、大目付二人案内に而、則讀谷山二之間中央迄出座、于時白銀時服被下旨老中傳之、一禮有而三之間に退去、拜戴之畢而、大目付二人差圖して四之間に退座、被下物御車寄之方に進物番引之、過而、

白銀三百枚

從者惣中ね

時服三宛但時服は席不出、

樂人共ね

右白銀、西之御縁より進物番持出之、三之間東之方御敷居際に置之、此時讀谷山二之間中央迄出座、白銀從者惣中ね被下之、且今日樂相勤候に付而、樂人の時服被下旨讀谷山に老中傳之、讀谷山一禮有而四之間退座、白銀之臺御車寄之方に引之、讀谷山殿上之間に退去、大目付二人令案内、一老中の薩摩守豊後守一禮有而、殿上間へ退座、一殿上之間に而、中山王に被遺物之目錄、并老中よりの返翰、大目付二人持參に而、讀谷山に相渡す、

一高家鷹之間詰同嫡子、御奏者番同嫡子、菊之間縁頼詰同嫡子、三之間南之方敷居際後にして、西之

方より東之方に折廻し着座、

一御奏者番、暨番頭、芙蓉之間御役人、布衣以上之御役人、南之御縁西之方より御車寄東之方に折廻列居、

一薩摩守豊後守、帝鑑之間に而御菓子吸物御酒被下之、老中出席及挨拶、

一讀谷山王子に、殿上之間下段に而御菓子吸物御酒被下之、老中出席及挨拶、

一從者ね、柳之間に而御菓子吸物御酒被下之、

一薩摩守豊後守家來へも、於蘇鐵之間御菓子吸物御酒被下之、

一御玄關腰懸、并於下馬腰掛、下官に強飯被下之、

一讀谷之退出、大目付二人御玄關階之上迄見送、

一御小姓組御書院番より出人五十人、御書院番所に出勤、

一大御番より出人百人、大廣間四之間に勤仕、

第一奏樂

萬年春 鎖呐 多嘉山親雲上 笛 渡具知  
里之子 笛 玻名城里之子 鼓小銅鑼 佐  
久真里之子 銅鑼 仲吉里之子 韻

鑼 本部里之子 插板 伊江里之子

第二奏樂

賀聖明 鎖呐 多嘉山親雲上 笛 渡具知  
里之子 笛 玻名城里之子 鼓小銅鑼 佐  
久真里之子 銅鑼 仲吉里之子 韻  
鑼 本部里之子 插板 伊江里之子

第三奏樂

樂清明 鎖呐 多嘉山親雲上 笛 渡具知  
里之子 笛 玻名城里之子 鼓小銅鑼 佐  
久真里之子 銅鑼 仲吉里之子 韻  
鑼 本部里之子 插板 伊江里之子

第四唱曲

歡樂歌 三絃 渡具知里之子 琵琶 佐久  
真里之子

第五唱曲

想郷歌  
春佳景 洋琴 伊江里之子 三絃 玻名城  
里之子 琵琶 佐久真里之子 二絃 本  
部里之子  
第一奏樂

鳳凰吟 鎖呐 多嘉山親雲上 笛 渡具知

里之子 笛 玻名城里之子 鼓小銅鑼 佐  
久真里之子 銅鑼 仲吉里之子 韻  
鑼 本部里之子 插板 伊江里之子

第二奏樂

慶皇都 鎖呐 多嘉山親雲上 笛 渡具知  
里之子 笛 玻名城里之子 鼓小銅鑼 佐  
久真里之子 銅鑼 仲吉里之子 韻  
鑼 本部里之子 插板 伊江里之子

第三唱曲

開元霽 胡琴 本部里之子 三絃 玻名城  
里之子 四絃 仲吉里之子 洞簫 渡具  
知里之子

第四唱曲

新囀 提箏 本部里之子 三絃 渡具知里  
之子 月琴 仲吉里之子 胡琴 玻名城  
里之子

第五唱曲

琉歌 三絃 渡具知里之子 三絃 玻名城  
里之子 文化年録

文化三年

恭依台命奏樂儀注、

一初設列樂器奏樂、自一章至二章、畢撤去樂器、

一次提出樂器、唱曲畢提收樂器、

一又次同前儀、奉唱琉歌儀注、

一提出三線唱曲畢、提收三線、

第一奏樂

萬年春

鎖呐 多嘉山親雲上 笛 渡具知

里之子

笛 玻名城里之子 鼓小銅鑼

久真里之子

銅鑼 仲吉里之子 韻

鑼 本部里之子

插板 伊江里之子

第二奏樂

賀聖明

鎖呐 多嘉山親雲上 笛 渡具知

里之子

笛 玻名城里之子 鼓小銅鑼

久真里之子

銅鑼 仲吉里之子 韻

鑼 本部里之子

插板 伊江里之子

第三奏樂

樂清朝

鎖呐 多賀山親雲上 笛 渡具知

里之子

笛 玻名城里之子 鼓小銅鑼

久真里之子

銅鑼 仲吉里之子 韻

鑼 本部里之子 插板 伊江里之子

第四唱曲

歡樂歌 三絃 渡具知里之子 琵琶 佐久

真里之子

第五唱曲

想鄉歌

春佳景 洋琴 伊江里之子 三絃 玻名城

里之子

琵琶 佐久真里之子 二絃 本

部里之子

第一奏樂

鳳凰吟

鎖呐 多嘉山親雲上 笛 渡具知

里之子

笛 玻名城里之子 鼓小銅鑼

久真里之子

銅鑼 仲吉里之子 韻

鑼 本部里之子

第二奏樂

慶皇都

鎖呐 多嘉山親雲上 笛 渡具知

里之子

笛 玻名城里之子 鼓小銅鑼

久真里之子

銅鑼 仲吉里之子 插

板 伊江里之子

第三唱曲

關元霄 胡琴 本部里之子 三絃 玻名城  
里之子 四絃 仲吉里之子 洞簫 渡具  
知里之子

第四唱曲

新囀 提箏 本部里之子 三絃 渡具知里  
之子 月琴 仲吉里之子 胡琴 玻名城

里之子

琉歌 三絃 渡具知里之子 三絃 玻名城  
里之子

歡樂歌

人家樂賞端陽同歡同樂那佳辰邀眾友各帶着酒肴  
葵花妍榴噴火奇熱熱鬧雨過桑畦執賦膏我等在此同  
賞着快活惟由我天家新雨露民康物阜我遊觀的好又  
想鄉歌

書窓外月影斜孤牀的人不得合眼寂然挑燭自獨自獨  
自道在琉球風氣暖和到京都霜雪相交地異時殊客心  
客心動思量起父母年高奉王命敢畏劬勞願願王事不  
悞不悞不悞辨我鄉國隔斷重洋天家恩渥海路海路海  
路靜又

春佳景

春氣偏敷物色新江山妍韶萬里正堪憐花開三月天濃  
芳爛熳鮮草如茵桃似大柳含煙又香羅士女要鞦韆  
春將歸幾時又來前行咏上林春蝴蝶對對的穿花把兩  
翅搨金衣惜春殘花弄管絃玉樓人沈醉倒在太平天又

關元霄

好的是新年又新年陽和着了物妍賞元霄鰲山燈萬盞  
處處是管絃又天星移下照着坤乾撞罷鐘就把更來定  
一更鼓兒天又三五良霄月華嬋娟關元霄就在門前兒  
站笙簫度無邊遊子佳人香羅新餅百技神燈千炬紅燭  
聯二更鼓兒又士女遊行夜不禁到處簫羯鼓盡羅綺  
金五好弛禁又都城錦繡之夜值千金花市周遊忘却回  
家心三更鼓兒發又人醉笙歌風度羅紗九陌蓮燈燭月  
下芙蓉花匝路轉香車又繁華此夕自古雖佳而今春富  
貴尤是稱了佳

新囀

瑞雪晴紫雲初浮日邊江山萬里呈祥光欣逢熙洽時鳳  
翰飛降恩膏流海島五穀皆豐發處處衢弄管絃天恩不  
可名顯是千秋百世本支發秀永奠鴻業金甌萬歲太平  
頌聖明高樓春色正芳鮮只見榮光燦燦明一則福二則  
祿三則壽黃金積堂珠充斗門闌喜氣如春晝看世上誰

能得勾丹桂芳名清百品遐齡真罕康寧三多共馳湊永  
歲綿代天長地久綠楓漫筆、

文化三年十一月廿七日音樂被聞召御暇被下候に付

帝鑑之間 松平薩摩守 同豊後守

殿上之間御下段 讀谷山王子

柳之間 從 者 松平薩摩守家來

蘇鐵之間 松平河内守組共

接するに、栗園漫抄には、松平薩摩守家來河田伊織、其外家來とあり、

右於席々、吸物御酒御菓子被下之、

一御玄關前腰掛大手下馬腰掛にて、下官に強飯被

下之、これまで、栗園漫抄もなし

帝鑑之間 松平河内守組共

御給仕 十人 手長 内與頭一人

殿上之間 坂部善次部組共

御給仕 十人 手長 内與頭一人

柳之間 設樂長三郎組共

御給仕 二十八 手長 内與頭二人

右之通、御役相當候、熨斗目長袴着用、組之者熨

斗目半袴着用罷出相濟申候、御徒方萬年記、

同月廿九日、老中若年寄の宅に參る、同晦日東叡山御

宮に參拜す、山内警衛あり、十二月四日御三家方に廻  
る、同十九日江戸を發す、

文化三年十一月廿九日、御老若廻り、此節は人數も

少く管絃も無之、右御老中方若年寄衆に罷越道筋、

芝松平薩摩守屋敷より將監橋、増上寺裏門前より

通町、芝口橋さわより左に、幸橋御門に入、薩摩守

屋敷前脇、松平肥前守松平大膳大夫屋敷脇前、日比

谷御門八代洲河岸、馬場先御門前より右に、西尾隱

岐守屋敷脇前、土井大炊頭、安藤對馬守、松平伊豆

守に罷越、夫より辰之口小普請方定小屋前通り、堀

田攝津守、水野出羽守に罷越、和田倉御門内に入、

土手通り青山大膳亮、井伊兵部少輔、牧野備前守、

小笠原近江守、植村駿河守に罷越、夫より青山下野

守、京極備中守に罷越、外櫻田御門上杉彈正大弼

屋敷前、松平大膳屋敷脇通り、夫より元之道筋之通

り、芝薩摩守屋敷に入、雜事記、

文化三年十一月十八日、土井大炊頭渡御書付、

御目付に

黒門 文殊樓 所々出人 奥平大膳大夫

一弓十張 一鐵砲二十挺 一鍵二十本

御宮前 所々出人 井上河内守

一二之間御譜代大名同嫡子、三之間に布衣以上之

御役人、法印法眼之醫師伺公、

一西之御縁之方に疊敷之、高家鷹之間詰之四品以

上列居、

一南板縁に鷹之間詰同嫡子、御奏者番、

一菊之間縁類詰同嫡子、番頭芙蓉之間御役人列候、

一出御以前より、薩摩守豊後守大廣間御下段上よ

り五疊目通、東之方着座、御向縁に疊敷之、讀谷

山御縁御敷居之際東之方に伺公、琉球樂人者御

向列居、

一已上刻、大廣間公方様大納言様出御、御先立、御

上段、御厚疊三疊重、以唐綾包之、四之角大鏡御禊御刀掛、但し、

本坊表門前 所々出人 太田攝津守

一弓五張充 一鐵砲十挺充 一鍵二十本充

琉球人東叡山御宮に參詣之節、右之通可相勤旨

相達候間、人數等可被談候、

十一月

同月廿四日同人渡、

大目付 御目付に

琉球人上野御宮に拜禮之節、相詰候面々長袴着

用之事、

同月廿九日御目付廻狀、

一琉球人明日上野御宮に參詣に付、次兵衛與市被

相越候、以上、文化年録、

文化三年十一月廿六日、御目付達書、

來晦日、上野御宮に琉球人拜禮有之候間、着座并

固場所等、別紙繪圖面之通、接するに、此繪圖所見なし、大炊頭殿

に伺相濟申候間申達候、以上、

十一月廿六日

仙石次兵衛

同月廿九日、堀田攝津守渡御書付、御目付黒川與市

達す、

一明晦日、琉球人東叡山御宮に參詣に付、

御徒頭一人組共

御宮廻勤番可被致候、

十一月

同月晦日、

御宮廻御番 小笠原重左衛門組共 以上、御徒方萬年記、

文化三年十一月晦日、琉球人上野御宮參詣道筋、芝松平薩摩守屋敷より、將監橋増上寺表門前、夫より通町芝口橋際より左に、幸橋御門に入、薩摩守屋敷前脇、松平肥前守屋敷脇通り、井伊掃部頭屋敷前、御堀端通り半藏御門に入、竹橋御門出、平川口御門前民部卿殿屋敷前通り、神田橋御門出、水野壹岐守屋敷脇通り、稻葉丹後守屋敷左に、戸田越前守屋敷前、筋違橋御門出、御成道通、上野黒門文殊樓通り、御宮に參詣、夫より文殊樓に出、凌雲院前通り、本坊に罷越、夫より薩摩守宿坊圓覺院に立寄、罷歸候節、元之道筋より筋違橋御門に入、須田町通日本橋通町、芝口橋増上寺表門前通將監橋、夫より芝薩摩守屋敷に入、落穂雜談一言集、

文化三年十一月晦日、琉球人上野御宮拜禮、途中も管絃有之、同年十二月四日、琉球人御三家廻り、此節も人数少く管絃も無之、右御三家方に罷越候道筋、芝薩摩守屋敷より、赤羽根橋、土器町、西久保八幡前天徳寺裏門前、相良志摩守屋敷前通り、御堀端へ出、夫より虎之御門に入、松平官兵衛屋敷前わき、

井伊掃部頭屋敷後、永田馬場松平出羽守屋敷脇前、尾張殿御屋敷脇通り、井伊掃部頭中屋敷脇、喰違通り、紀伊殿赤坂屋敷に罷越、夫より御堀端通り、市ヶ谷八幡前より尾張殿に罷越、夫より八幡前通り、市谷御門外御堀端通り、船河原小石川御門外水戸殿に罷越、夫より御茶水聖堂前昌平橋へ入、須田町通日本橋通り、芝口橋増上寺表門前通將監橋、夫より芝薩摩守屋敷へ入、

同月十六日、琉球人江戸發足、雜事記、  
文化三年十二月十九日、巳中刻琉球人江戸發足、片山氏筆記、

十二月三日、老中土井大炊頭利厚、參府御用を奉はりしにより時服を賜はる、其後大目付御目付以下、また御褒美あり、  
文化三年十二月三日

時服七  
土井大炊頭  
御座の間  
右琉球人參府御用相勤候に付、於御前被下之、文化三年録、御徒方萬年記、栗園漫抄、  
文化三丙寅年十二月三日、御前にをいて土井大炊

頭利厚、琉球人來聘御用相勤めたるに依て、時服七を賜はる、片山氏筆記、

文化三年十二月七日

時服三 大目付 伊藤河内守  
同 神保佐渡守  
時服二 御目付 仙石次兵衛  
同 黒川與市  
右者、琉球人參府御用相勤候に付被下旨、於芙蓉之間老中列座、備前守申渡之、若年寄中侍座、  
金一枚充 奥御右筆 青木忠左衛門  
問宮平次郎

右同斷御用相勤候に付、於奥被下之、柳營日記記、  
同月七日

御徒目付 竹内源左衛門  
野中新三郎  
小田切彦兵衛  
原田寛藏  
銀三枚充  
右琉球人參府御用相勤候に付被下旨、於燒火之

間駿河守申渡之、  
同日植村駿河守渡、御目付に

御小人目付 八人  
銀一枚充、  
琉球人參府御用相勤候に付被下之、以上、文化年録、同四丁卯年二月十七日、去年琉球人參府、及び歸國の時、道中筋國役金の事により、大目付御勘定奉行より達書あり、同年三月廿三日、道中人馬御用を勤めたる御勘定組頭、及び御勘定に銀子を賜はる、  
文化四丁卯年二月十七日、去寅年琉球人參府歸國之節共、道中筋國役掛り候よし、大目付御勘定奉行より達書三通出る、御徒方萬年記、  
文化四年三月廿三日

御勘定組頭 關川庄右衛門  
御勘定 芝與一右衛門  
河合徳左衛門  
今村岩之助  
重野長左衛門  
銀七枚充  
同五枚充  
琉球人參府之節、道中筋人馬繼立方御用骨折相

勤候に付被下之、  
右於御右筆部屋縁類、大炊頭申渡之、柳營日記記、

### 通航一覽卷之二十一

#### 琉球國部二十一

##### ○薩摩國來貢

承應三甲午年十月廿三日、松平島津、少將光久より使者をもて、中山王尙質よりの獻物を捧ぐ、こは去年參府の使者、歸國の御禮として、參府せしは、承應 薩摩國より使者を渡し獻する所なり、時に老中に書儀を來す、  
來簡所、同簡あり、寛文十二年九月十五日、天和三年八月十一日、正見なし、同簡あり、徳二年九月廿七日、同五年十月廿一日、享保四年九月廿三日、また此事あり、但し、其前後見えざるは、たまく、記載のしられたるにて、參府の毎度必ずありし事推してしらる、猶來貢の條併せ見るへ

承應三甲午年十月廿三日、去年琉球人參候處、御馳走被仰付候爲御禮、薩州迄使差上候よしにて、大隅守殿以家來今日御城に上る、

##### 目錄之覺

- 一 壽帶香五箱
- 一 香餅同
- 一 綾芭蕉布廿端
- 一 畦芭蕉布同
- 一 燒酎三壺
- 中山王尙質 慶安

元祿間記、

復琉球國王、代執政、○承應三年十一月、

### 通航一覽卷之二十終

六月八日之來書、頃日自薩州相達、就知去秋貴國之使者國頭遠來、納貢奉賀我貴大君、登營拜禮事畢賜暇歸國之時、所賜足下之件々如數拜戴、且國頭及其從者等亦蒙恩賚、足下欣歡之、聞今度遣使者屋富祖、到薩州奉拜恩惠之忝、而詳得其旨也、乃啓達御前快然、且謝余所寄之非物、又被惠土宜、如別錄受之、其厚志可以喜之、其餘因薩州少將演之、不備、  
羅山文集、○按するに、此返簡、原本に老中の名をのせず、

寛文十二壬子年九月十五日

- 一 官香十包
- 一 香餅五箱
- 一 香合、青貝、
- 一 細布十疋
- 一 綾芭蕉布十反
- 一 泡盛酒三壺

右者、琉球人去年歸國に付て、中山王より爲御禮、以使者薩摩迄差上候、依之、松平大隅守より使者市來八左衛門持參進上之、本多長門守按するに、請取之、柳營日記記、萬天日録、玉露叢、

天和三癸亥年八月十一日、琉球中山王使者歸國に付、爲御禮中山王より獻上物、

- 一 細布十疋
- 一 綾芭蕉布廿反
- 一 練芭蕉布廿反
- 一 官香廿袋
- 一 香餅二箱
- 一 竹心

香廿袋 一 泡盛酒五壺

右差上に付、松平大隅守より以使者差上之、柳營日記記、靈廟實録、

正徳二壬辰年九月廿七日、御代替に付、從琉球國中  
山王、去々年兩使差渡候處、御禮申上品々被下之、  
其上兩使并從者等迄拜領物被仰付、爲御禮、從中山  
王使者以上間親方、當夏薩摩守國許迄書簡、并獻上  
物到來に付、薩摩守より以使者差越候、如左、

- 一 龍涎香三拾袋
- 一 緞子貳拾卷
- 一 細布貳拾反内、鳥十反
- 一 八重山島熬海鼠二匣
- 一 泡盛酒三壺
- 御臺様わ 一 くはん香貳拾把
- 一 いろしゆす
- 三拾まき 一 あはもり酒二壺

同年十一月十九日、琉球國之返翰、薩摩守使者わ  
豐後守宅按するに、老中阿部正齋、相渡之、  
同年十二月廿七日

##### 時服貳宛

儒者 服部 清助  
寄合 佐々木 萬次郎

右琉球人返翰御用相勤候に付被下之、御日記、御徒方萬年記、  
正徳五乙未年十月廿一日、御代替に付、琉球國中山

王去年雨使差渡候處、御禮申上品々被下、其上兩使并從者等迄拜領物被仰付候爲御禮、中山王より以使者屋部親方、今般松平薩摩守國元迄書簡、并献上物到來、依之、薩摩守より以使者、中之口迄獻之、左之通、

一龍涎香一箱 一緞子二十卷 一細布二十  
反 一八重山島熬海鼠二箱 一泡盛酒三壺  
一位様按するに、天英院殿、

一官香二十把 一色縐子三十卷 一泡盛酒  
二壺

月光院様ね 一色縐子二十卷 一泡盛酒  
一官香二十把

二壺正徳年録

享保四己亥年九月廿三日、琉球國より去年品々被下之、爲御禮宮城親方を以、今度薩摩守國許迄書簡、并献上物差上、薩摩守より差出、

一龍涎香三十袋 一段子二十卷 一細布二  
十端 一八重山島熬海鼠二箱 一泡盛酒  
三壺御日記、

享保十六辛亥年二月三日、竹姫君御入輿の賀慶とし

て中山王尙敬よりの獻物を、松平島津、中將繼豊使者をもて捧く、よて同十三日、有徳院殿惇信院殿より、彼王に物を賜はる、竹姫君は享保十四年十二月十一日繼豊入輿のとき、、元文三戊午年、浚明院殿御誕生の賀儀として、御誕生ありしは、去年五月廿二日なり、彼王より老中に書簡を贈り、殿有御誕生の時、正保元年六月賀慶使江戸に来る、こは來、院殿買の條に出す、それより後は、江戸まで來買の事やみぬ、有徳院殿、惇信院殿、浚明院殿に物を獻す、八月廿六日、松平島津繼豊より使者をもて、これをたてまつる、九月十二日三御所より彼王、及び使者本部王子に賜物あり、明和元甲申年正月五日、孝恭院殿御誕生を賀し奉りて、寶曆十二年十月廿五日御誕生なり、また獻物あり、ありし事なるへけれども、此餘今所見、

享保十六辛亥年二月三日、松平大隅守使者を以、去年就竹姫君御入輿、爲御祝儀琉球中山王獻物到着之趣に而献上、

一龍涎香三十袋 一段子二十卷 一細布二  
十反 一縐細布二十端 一八重山島熬海鼠  
一筥 一泡盛酒壹壺

右依之、公方様より銀百枚綿五十把、大納言様より按するに、惇信院殿御事なり、下同し、銀百枚、同月十三日中山王に被下

之、享保年録、

元文三戊午年八月廿六日

一竹千代様御誕生、爲御祝儀琉球中山王より献上物左之通、

公方様ね

一壽帶香二十箱 一純子十卷 一細布十  
反内、島織五反、  
一太平布十疋 一芭蕉布二十反 一八重山  
島熬海鼠壹箱 一泡盛酒二壺  
大納言様ね

一壽帶香二十箱 一純子十卷 一細布十反  
内、五反島織、  
一太平布十反 一芭蕉布二十反 一八重山  
島熬海鼠壹箱 一泡盛酒二壺  
竹千代様ね

一壽帶香三十箱 一純子二十反 一太平布  
二十反 一細布二十反 一芭蕉布三十反  
一八重山島熬海鼠二箱 一泡盛酒三壺  
右、松平大隅守使者黒川設樂、宮之原甚五兵衛を以差上之、柳營日次記、承寛雜錄

元文三年、若君様御誕生に付、琉球國王より御祝儀申上候書面、

謹呈一翰候、公方様、大納言様益御機嫌能被成御座、恐悅奉存候、然者去歲五月廿二日、於西丸若君様被遊御誕生、奉稱竹千代様之旨、大隅守委細相傳承知仕、誠以目出度御儀不可過之奉存候、右之御祝儀爲可申上、使者本部王子薩州に指越、目錄之通献上仕候、尙大隅守可申上之條、宜御執成奉頼候、誠惶謹言、

卯月十八日

中山王 尙敬 花押

松平左近將監様 松平伊豆守様 松本中務大輔様  
本多中務大輔様、淡穂雜談一言集、○按するに、左近將監は乘島、伊豆守は信祝中務大輔は忠良也、

元文三年九月十二日

公方様より 銀百枚 同五拾枚  
中山王 使者 本部王子 ね  
右被下物、於蘇鐵之間松平大隅守使者小川瀨兵衛に銀臺引渡之

大納言様より

銀百枚

同貳拾枚

竹千代様より

銀百枚 綿百把

銀貳拾枚

右被下物、於西丸松平大隅守家來千頭文左衛門元文年録、承寛雜錄、引渡之、

明和元年申年正月五日、若君御誕生に付、琉球國より薩州迄、使者を以獻上物有之、中山王并使者王子如旨日録抄、ね被下物、薩州家來わ老中申渡之、

天和元年辛酉年、去歲嚴有院殿薨御により、中山王尙貞より弔使を薩摩に渡して、書簡を老中に贈る、回答あり、淨徳院殿逝去の時、淨徳院殿は、常憲院殿の若君にして、徳日逝去なり、甲使は明松君と稱し奉る、天和三年閏五月廿八日、貞享元年渡來す、及ひ常憲院殿、文昭院殿薨御の時も、また此事あり、これまた、毎度あるべき事なるに、自餘所見なきは、記載の乏しきのみ、

大樹薨御、按ずるに、此前文同種訃音達陋邦、驚痛絕言語候、由是今度遣小臣上間親方到薩州、就于我太守中將光久恭述弔詞、以諸大老指南奏達所仰候、誠惶不宣、

延寶九年辛酉四月十四日

中山王

尙 貞判

進上

大久保加賀守殿

土井能登守殿

堀田備中守殿

板倉内膳正殿

按ずるに、加賀守は忠朝、能登守は利房、備中守は筑前守正俊、初名、内膳正は重通なり、

芳簡披讀、如示去歲仲夏八雲遇國哀、百姓如喪考妣、可以推察焉、嗣大君治世、海内靜謐、兆民安所、武威弘宣、政教廣遠、可安遐想、今般遣弔使上間親方于薩州、述哀儀矣、太守光久傳達之、千里之厚情、豈不謝之哉、書中之趣、具達於尊聽、莫介于懷、恐々不備、

天和元年辛酉十月十三日

從四位下豐後守

安倍 正武

從四位下侍從兼筑前守

紀 正俊

從四位下侍從兼加賀守

藤原 忠朝

回復中山王館前

貞享元年甲子年來簡、

竊聞、去歲閏五月貳拾八旦、貴國幼大君薨逝、訃音到日、驚慟仰天、茲遣小臣保榮茂親方于薩州、憑于我太守光久、謹述哀詞、伏願、三大老憐察切達台聽、誠惶不宣、

貞享元年甲子五月四日

中山王

尙 貞判

進上

大久保加賀守殿

阿部豐後守殿

戶田山城守殿按ずるに、山城守は忠昌なり、

同老中返簡、

芳簡披閱、晤語惟同、如示去歲閏五月、我幼大君不幸早世、官僚慟哭、衆黎悲泣、可以察焉、遠差使于薩州、就太守光久告弔、千里厚誼、多謝多謝、敷奏以言、台慮有安、勿勞遠聽、言不盡意、恐々不乙、

貞享元年甲子十月十五日

從四位下侍從兼山城守

藤原 忠昌

從四位下侍從兼豐後守

安部 正武

從四位下侍從兼加賀守

藤原 忠朝

答復中山王館前以上、溫知柳警秘鑑、

寶永六己巳年來簡、謹呈上一簡、今歲己丑孟春十日、先大樹薨御、訃音達陋邦、驚痛絕言語候、由是今度遣小臣大宜味親方到于薩州、就我太守少將吉貴、恭述弔詞、以諸大老之取捨、奏達所仰候、誠惶謹言、

寶永六年己丑六月四日

中山王

尙 貞

土屋相模守殿

小笠原佐渡守殿

秋元但馬守殿

本多伯耆守殿

大久保加賀守殿

井上河内守殿

同老中返簡、

信書遠來、仍承、特差使者大宜味親方、到于薩州、弔慰國哀、事達上聽、被嘉其厚誼候、餘悉州守少將可有傳說候、恐々不備、

寶永六年己丑十月

井上河内守源 正岑

大久保加賀守藤原忠增

本多伯耆守藤原正永

秋元但馬守藤原喬知



小笠原佐渡守源 長重  
土屋相模守源 政直琉球紀事

正徳四甲午年七月十九日、文廟堯御、從琉球國中山王申來付而、今朝大和守按するに、老中久世重之、宅に、薩摩守使者呼之、中山に返簡、并薩摩守に奉書渡之、御日記、

○來貢等に付、島津氏御手當拜借、

正徳元年辛卯年五月十五日、松平島津、中將吉貴を召て、琉球國先年飢饉、しかのみならず、王城燒じありしかとも、吉貴助力をもて、去年賀慶使參府せしむるにより、明年の參觀御免の旨恩命あり、自後來貢使の事によて、御手傳御免、及び御手當拜借等の事あり、

正徳元年辛卯年五月十五日

琉球國去己年按するに、元祿十四年なり、飢饉、其上中山王居城燒失、打續大變有之處、薩摩守以助力、去年琉球之兩使先例不相替召連參府仕候段、旁以太儀被思召候、依之、來辰參府御用捨被仰付、御日記、

天明八戊申年九月十一日

松平豐後守

右此節御用も相勤度旨、相願候事に候得共、近年琉球人召連致參府候に付、彼是物入多にも可有之候、

此度京都御造營御用等有之候得共、右御用者莫大

之儀、御手傳被仰付候而者、急速皆上納に相成可爲難儀哉に候、近年諸方不作等之趣も有之付、此度者外々御手傳之儀被差上、御造營并御材木御買上等、公儀皆御入用被仰出候、右に付而者、御物入多之儀に而、御手當筋御手簿に及候而者、如何に候間、兼兼相願候儀に候間、上納金被仰付候、且琉球人召連候砌、并申立候趣意尤之儀を以、御用捨被成下、年割を以三四年に上納可致候、右を以御手當御手簿にも無之時者、規模之至り候、猶懸り越中守按するに、老中松平、可談旨被仰出候、

右御黒書院溜にをいて、老中列座牧野備後守按するに、貞長申渡之、柳營日次記、

寛政六甲寅年閏十一月六日

松平豐後守

右者、琉球國中山王代替に付、來々辰年使者召連候様被仰出候處、其方領分城下火災打續、損毛等も有之、追々多分之用費相重り、來々辰年召連候手當難澁之旨、且琉球國も凶年後々も有之、其方より參府之手當被致儀之由、右之儀も差支、旁迷惑之趣、段

段申立、拜借被相願候、前々琉球人召連候に付而者、右體拜借之御沙汰に不及、尤通例領分火災、并損毛等、且又都而拜借可被仰付候儀も無之候得とも、先頃上納金をも被致候以後之儀に候得者、打重候時節、其手當可爲難儀申立之趣、無餘儀相聞候に付、格別之譯を以、米壹萬石金貳萬兩拜借被仰出候、返納之儀者、來る巳年より十ヶ年賦に上納可被致候、委細之儀、御勘定奉行に可被承合候、

右於御白書院縁類、老中列座伊豆守按するに、松平信明、申渡之、寛政年録、

文化二乙巳年六月四日

松平薩摩守

名代 松平豐後守

琉球中山王代替に付、來寅年使者被召連候に付、拜借被相願候、此儀者難被及御沙汰候、乍然外國に懸り候儀に付、格別之儀を以、金壹萬兩米壹萬石拜借被仰付之、

右御白書院縁類において、老中列座下野守按するに、青山忠裕、申渡之、柳營日次記、御徒方萬年記、

文化三丙寅年三月廿六日

松平薩摩守  
名代 松平豐後守

琉球人召連參府指懸り、屋敷三ヶ所類燒、按するに、此町より出火、月四日芝車の時なり、可爲難儀被思召候、依之、金壹萬兩拜借被仰付之、

右於御白書院縁類、老中備前守按するに、牧野忠精、申渡之、文化年録

天明五乙巳年九月朔日、琉球國飢饉により、松平島津、

中將重豪に、米壹萬石金壹萬兩恩借を命せらる、文化十四年丁巳十二月廿七日、彼國また凶荒によて、金五千兩を松平島津、少將齊興に借させらる、

天明五乙巳年九月朔日

松平薩摩守

名代 島津淡路守

領分琉球國、近來凶年打續、其上大風等に而作毛不熟、一統之飢饉可及飢者多有之、追々手當も被申付候得とも、彼國手廣之儀に付難行届、殊に異國之儀故、御手當之儀被相願候、依之、米壹萬石金壹萬兩拜借被仰付之、

右於御白書院縁類、老中列座出羽守按するに、水野忠友、申渡

之、柳營日次記、御徒方萬年記、如官日簿抄、天明五年九月

御勘定奉行

松平薩摩守

領分琉球國、近來凶年打續、其上大風雨等に而作毛不熟、一統之飢饉可及飢者多有之、追々手當被申付候得とも、彼國手廣之儀に付難行届、殊に異國之儀故、御手當之儀被相願候、依之、米壹萬石金壹萬兩拜借被仰付候間、可被相渡候、上納之儀者、例格之通可被致候、

九月御書付留

文化十四年丁巳十二月廿七日

松平豊後守

名代 島津筑後守

琉球國連年凶災、去年者餓死之者共も有之に付、被相願候趣達御聽候、對外國不容易儀に付、金五千兩拜借被仰付之、委細之儀者、御勘定奉行可被承合候、

右於御白書院縁類、老中出羽守列座下野守申渡之書付相渡之柳營日次記、片山氏筆記

○貿易

按するに、此國の商船足利家の時より、攝津國兵庫に來りて貿易あり薩摩にての貿易久しき事は、いはすして知るへし、猶初卷平均始めの如し

慶長十五庚戌年、中山王尙寧駿府城にて、東照宮に拜謁の時、琉球は薩摩の附庸たれば、爾後商船の往來自由たるへしと命せらる、文會雜記によれば、貿易の品は、かの國産のみならず、唐國の産物も雜りしなる、同十六辛亥年、尙寧歸國の時、島津家久より彼國に商船着岸の掟書を授く、貞享三丙寅年十二月十五日、其通商の金高を二千兩に定めらる、是より後、金額増減の事記載乏しくして、いまた證を得ず、但し正徳享保の頃には、小瀬復庵の書簡に、每歲銀八百貫目つゝ、琉球に渡るるあり、こは金にして一萬三千三百三十三兩二十目となる、然れば貞享丙寅已來連連其高増して、かくなりしにや、猶後證を俟つ、

慶長十五庚戌年、琉球王駿府に登營御目見の時、琉球は今より薩州の屬國たらしむ、然る上は此已後商船の往來通路心のまゝたるへしと仰渡されしかは、琉球王つゝ、しんで御請申上る、島津琉球軍精記、○按するに、商船往來心のまゝとあるは、即ち薩摩の事にして、他國の往來をゆるされしにあらざるへし、島津家久より、中山王に渡す書付の内、如舊規形判無之商船着岸之時は、被相究少も自由

無之様、番衆被附置、此方わ可有注進事、薩州舊傳記、但し全文は、中山王來朝の條に載す、原書年月を記されとも、尙寧歸國の時授けしものなれば、慶長十六年なる事、推して知るへし、

貞享三丙寅年十二月十五日、松平薩摩守へ老中大久保加賀守渡す書付、

薩摩大隅兩國より、琉球の年々商賣之儀、向後金高二千兩可限之、其上に金銀堅遣間敷候、但、諸色之内差而不入品者、一切不調様、自今已後可被相心得候、以上、

十二月十五日、御日記、

貞享三年十二月十五日、松平薩摩守琉球國賣買の金高員數被仰渡、甘露齋、按するに、原書年某年十一月朔日、小瀬復庵手簡之内、代を記す、ふに、正徳享保の頃なるへし、一語一言にもこれをのせ、末に加賀所藏白石と贈答せし小瀬氏なりとあり、

外國へ金銀出申候儀、長崎一口迄のやうに皆存候へとも、朝鮮琉球へ毎年公儀を歴出候事有之候、銀每歲貳千貫目つゝ、朝鮮へ渡申候、琉球へは八百貫目宛渡申候、十ヶ年に正銀貳萬八千貫目、外國之貨に成申候、先年御吟味之事に而、能承候に、慶長已來外國へ露顯之上に而相渡候吹出銀十分之内七八分も相渡申候、金子は夫に合せ候

得者、相渡候所すくなく御座候よし被申候、以上、名山藏手簡附錄、

琉球より織物等持渡候譯者、琉球國金銀無之國にて候處、大唐之王、并官人ともへは、銀子を進物仕候に付、按するに、前文に唐國封王使渡海の事、及び琉球より唐國入貢の事を記す、此進物は即ちそれらの時用ふるなり、琉球人薩摩へ参り、町人共に銀子を借候、町人共の銀子迄にては不足いたし候得者、御藏銀を拜借仕持渡り、唐にての進物に仕、其餘銀を以糸卷物杯を買來り、鹿兒島又は京都へ差上せ相拂、其代銀を以前年の借銀を相辨、又借銀いたし唐へ持渡、年々右之通仕候に付、鹿兒島に糸織物等有之候、御藏銀之返上には、右織物等を差上候に付、御藏に唐織有之事に候、

薩摩より中山王城下迄貳百八十里、又は三百里と申傳候、船路之故道之程合不相知由候、薩州よりは春二月三月、また九月十月に琉球に相渡申候、琉球よりは五月末より七月中に渡來申候、琉球よりは年に一度、薩州よりは秋春兩度ならては、絶て通融無御座候、以上、薩州舊傳記、薩州揖宿郡山川湊より、大隅國馭鏡郡屋久島まで

海上三十六里といふ、尤難海なり、三月より六七月時分迄の間、琉球國より薩州に至る交易船通行す、諸國の廻船絶て用なき所なり、旅衣集草、

琉球へは、薩摩山川の湊より渉る、山川も琉球は眞南に當る、二月三月九月十月の北あなちの風を用ゆ、戻りには六月七月のませ風を用ゆ、潮行早く東へ片汐なり、琉球へ渡るには、東のやくるをきらふ、山川より七島其外島々をつたひて行けども、島の間々浪高く、乘にくきに依て、日和を考へ、すくに乘なり、直乘には三百里といへり、島々をつたひては二百二十里餘といへり、四夷八蠻船行記、

近頃中山傳信録を見るに、琉球へは中國の冊對使も商船に乗りて行く、琉球は中繼をして薩州へ唐物をうるとなり、夫ゆへ長崎の外より唐物たくさん日本へ渡るは、皆琉球より薩摩へ取次て得る故と、或老帥語りたまへり、文會雜記、

琉球より薩摩へ貢する船を、楷船とて琉球の用役上乗りし産物を積み、薩摩の琉球假屋といふへ荷を上げ、薩摩への拂方等にす、其船を琉藏役といふ、楷船とは琉球の用船なり、本唐へ貢するを進貢

といひ、其船を進貢船といふ、進貢船は矢倉を揚げ、挾間を明け砲を置、弓鐵砲等を備ふ、是海賊の用心なり、進貢船二三度程用ひたれば、矢倉を除きて狭間を塞ぎ楷船といふ名目になり、琉球國の官船とし、薩摩へ行通ふ船とす、春先楷船といふは春より乗る、夏立楷船といふは夏より乗るといふ名なり、船印木綿の四半紺地三巴の紋なり、是琉球國王の印なり、楷船薩摩へ通ふには、海賊の患もなく、其上薩摩よりの制禁もあるか故に、狭間を塞ぎ武器の備なし、船中用心の爲に刀一腰を入る、尤改切手あり、改の次第那覇官の物奉行那覇の里主へ出す、此兩官第一薩摩へ通路の事を司る役なり、里主は取分那覇の總司にて重き官のよし、外に里主といふあり、それとは別なり、右兩官より三司官へ差出し、三司官より薩摩の侍琉球在番奉行へ出し、其改を受、其切手を琉球假屋の役人へ見せ、改めさす事なり、假屋とは薩摩に在る琉球の屋敷なり、在番として親方も詰居り、假屋守りとて薩摩の役人も詰る事なり、此方に限らず、諸の荷物悉く其通の改方なり、大島筆記、

薩侯の城下に琉球人の旅館あり、琉球屋敷といふ、常に來り居る球人は、薩摩言葉をいふとなり、其人常服は給のみにして、綿衣は絶て着せずとなり、また西國の或商人物語れるは、琉球に商に往く船は、薩州より切手を請取て發す、彼國に着ても渡口の浦に、清國の番所ありて上陸協はず、渡口の別方にも浦あり、この所には薩侯の番所在て、この所に乗入切手を出せば、廻上陸を免す、この邊の住家總て遊女の若き婦にして、我が商到れば毎に配偶をなし、夫より婦に憑んで彼國と貿易す、彼國禁にして我と商賣成す、思ふに清國に憚ならん、困てこの若き婦女の事に及ふか、球俗誠に直實、この婦女のことも、不信の事會てあらず、

中山傳信録を閲するに、以上の事見へす、但曰、久米は在那覇、亦名大門村、洪武中賜閩人三十六姓居之、不他徙、故名唐營、亦稱營中、後改唐營、この文に據れば、是等か清國の番所と云しものか、那覇は清國の渡口なり、以上、甲子夜話、

享和二年十二月廿七日、松平島津、中將齊宣を召れ、去る寛政十二年庚申年、清朝より琉球に持渡りし藥

種器財等賣捌の事、願の旨は御免なく、其費用手當として、金一萬兩賜はる旨、老中松平伊豆守信明これを傳ふ、琉球國志略に、清の嘉慶五年彼冊對使琉球に至りし事見ゆ、則我寛政十二年なり、然れば、此は此時の事にして、前に載る文會雜記に、冊對使も商船に乗りて行こあり、話一言に彼使渡來の時、其饗應の費等夥しく、殊に其持渡れる品強て賣渡し、琉球にて此事を得ず、買取る事なるよし見えたれば、此時其品買受、これを賣捌きて其費を補はん事を乞ひたるによて、齊宣より願ひしなるへし、其事畢竟貿易に係れるより、唐國往來の事なれども、斷してこに収む、

享和二年十二月廿七日

松平豊後守

先達而被申達候通、琉球より薩州に送越候藥種之儀、於此方取捌候儀者、御制度に相障難成筋に候間、彼國に差戻候様に被仰出候、右費用手當も可有之候付、金一萬被下之、

右於御白書院縁頼、老中列座伊豆守傳達之、書付渡之、享和二年十二月廿七日

松平豊後守

去々申年、琉球國に清國より持渡藥種器財頼候儀に付、奉願候趣有之候、依之、金壹萬兩被下之、右御白書院御縁頼老中列座、伊豆守申渡之、書付相

渡、柳營日記記、

通航一覽卷之二十二

琉球國部二十二

○唐國往來

按するに、琉球事略によるに、琉球の漢土に通せしは、我文中元年、明の洪武五年明主の招諭によりて七月中山、山南、山北の三王各使して朝貢し、封爵の事を請ひしより始れり、我弘和三年、明の洪武十六年明主、勘合文冊を三王に授け、是より三王皆明朝に請ふて、其封を嗣ぎ、冊封使等の事あり、中山王尙巴志、時、山南、山北を併せて、明主につかふる事いよく謹む、其孫尙忠達、時、我寶徳二年、明の景泰元年より、三年に一度朝貢し、貢使百五十人に過へからずと議定あり、清朝にいたりても、冊封は舊のこごとく、進貢は、則進貢船、接貢船ありて渡海せり、其事くはしくは、下の正徳年中島津氏より琉球に尋問の條にあり、但し、琉球は本邦の屬國たるに、かく漢土に往來せしは、其來る事の久しく、しかのみならず、小國にして、彼土に隣り、薩摩よりも遠海を隔たれば、其勢實に已む事を得ざるを以て、

慶長十一丙午年九月、島津少將家久より、其頃琉球に渡來せし明の冊封使に書牘を贈り、その商船薩摩に來りて、通商せん事をはかる、こゝし明の萬曆三十四年に當りて、正使夏子陽、副使正順なり、同十二年福建省泉州府の商船薩摩に入津す、これ東照宮御代にいたりて、唐船渡來通商の事記録に見えしに、慶長五年なり、

慶長十一丙午年九月、呈大明天使書

通航一覽卷之二十一終

日本國薩摩州刺史藤原家久、謹上書大明朝天使兩老大人鈞座下、伏以、天使奉詔命、不憚萬里鯨波、遠至琉球小島、我雖未接光霽、望盛德於千里之外矣、先是、華人茅國科、在朝鮮與日本者三四年矣、我恭敬皇朝之餘、遣船并差喜右衛門尉、送還於中華之地、未審國科勇健否、迄今令人起此思矣、今幸官船招喜右衛門尉、忻甚々々、想是兩地不通商船者三十餘年、頗爲慊矣、恭惟、天使兩老大人感我恭順之誠、自今以往、年々使中華商舶來於我薩摩州、阜通財賄、何幸如之、然則、皇恩德澤當永矢而弗諼矣、謹此拜獻金屏二双、小篋三重二箇、伏乞、各々笑納、臨楮不勝瞻戀、仰祈尊照、不宣、

日本慶長十一年九月 日 藤原家久國師日記

慶長十六年辛亥年、琉球國中山王尙寧、薩摩國を出て本國に歸る、これ東照宮台徳院殿よりの恩免あり、かつ明主よりも請ふ所あるによりてなり、謂は、中山王來朝の條にあり、此時島津少將家久、渡唐船の事を尙寧に達す、

島津家久より中山王に渡す書付の内、  
毎年渡唐船の儀、時分相違之故海路不易候間、自今以後は、以番賦船頭被相定、若時分はつれに、渡唐

又歸帆仕候は、可相懸其科候事、薩州舊譯記、但し、全條にあり、

慶長十八癸丑年、少將家久仰を奉はり、中山王尙寧に命して、書を福建軍門に贈らせ、日本明朝互市の事をはからしむ、其後家久が父、宰相入道惟新よりも、尙寧に書牘を贈りて、其成否を尋問せしか、終に事調はず、異國日記載尙寧が書牘の末に、癸丑春三月あり、癸丑は慶長十八年にあたり、然るに、琉球國志略等に、尙寧より其事を彼國に達せしを、萬曆四十年十一月とす、萬曆四十年は、慶長十七年なり、されども今異國日記に従ふ、

先年按するに、此事元和七年六月十二日條、薩摩より琉球へ書の案を遣し、大明へ如此書を遣候へど申遣候へども、琉球より如此書を大明へ遣し候事は、不成よしなり、其書の案、板倉伊賀守殿の内、怒菴持候を伊州被爲見候、此書の心も、唐と勘合調度との文言なり、右の書案を寫し置、如左、

與大明福建軍門書

中山王尙寧、上書大明朝福建軍門老大人閣下、恭審小邦去日本薩摩州者、僅三百餘里、以故三百年來、以時獻不腆方物、修其隣好、頃有不肖齋夫、緩其貢期、是故、薩摩州進兵於小邦、小邦荒墟者、誠天之所

命、而我亦以無苟柔之戒也、不幸而爲其俘囚、在薩摩州者三年矣、州君家久公、外好武勇、內懷慈憫、待我以待貴客之禮、禮遇之厚者、三年一心、加之、送還我於小邦、於是吾民之歌於市於野者、茲非幸歟、州君寄言於我、其言曰、夫邦國在四方也、有金玉者、或不足乎錦繡、有粟米者、或不足乎器皿、若有餘而不散、不足而無聚、民用不足、而其貨亦腐、惟坐而待腐、不如通其有無各得其所矣、日本非無金玉器皿、其土宜質素、而不及於中華之文質彬彬、是故使我參謀於兩國、一以使日本商船許以容之大明邊地、二以使大明商船來我小邦、交相貿易、三以使一遣使年々通其貨之有無者、匪翅富兩國人民、大明亦無爲倭寇嚴備兵衛矣、三者若無許之、令日本西海道九國數萬之軍、進寇于大明、大明數十州之隣於日本者、必有近憂矣、是皆日本大樹將軍之意、而州君所以欲通兩國之志者也、伏冀、軍門老大人於斯三者、許一於此、我小邦大沐大明之德化、且遂日本夙志、是亦天朝恤遠字小之仁心也、若然則、永守藩職無生貳心、遐方嚮化之念、沒世不忘也、伏楮伸鄙忱、仰祈尊照、不宣、

癸丑春月日

答琉球國王書

名護爲遣使、上國審開國王之操履麗安、甚以爲快矣、且復去歲小春初六華翰、至於今歲暮春之初落予手矣、即開緘拜閱者再三、宛如拜尊顏、特闕春温之笑語耳、貴國政事、無小無大、因革之、損益之、而隨時之宜、是皆長久無事之基也、至幸々々、國上卿爲參謀、遙赴中華之地、未審福建布政司有一顧否、念茲在茲、想是國王温和之氣、誰敢色厲乎、兩國之和陸可計日而待也、倭國東西無事人民之所盤礴也、今復件々珍贖一々拜受、借名護三寸者也、尊照不宣、

暮春二十一

惟新

拜復 中山國王閣下以上、異國日記、

按するに、此書廣年代を記さず、れども、文意を玩味するに、互市の成否を問尋せし事必定なれば、こゝに載す。萬曆四十年十一月、尙軍使をして再び朝貢を修し、歸國の事を奏す、福建の巡檢丁繼嗣奏して、日本の將琉球をして、互市を請はしむ、琉球既に日本の爲に併せられ、其貢物もまた日本の産なり、琉球の心はかりしるへからすと申す、海道參政石崑國其貢物を驗むるに、日本の産物相雜りしかば、其使入朝の事をやめ、其貢物を計り收めて、物多く賜はりて

賞せらる、自注、慶長十七年の事なり、此時島津陸奥守家久、中山王に命じて、福建の軍門に書を贈らせて、日本大明互市の事を請はしむ、其書は、俯南浦草す、南浦は薩摩の文之さいひし僧これなり、

萬曆四十年、福建巡撫丁繼嗣奏、琉球國使拍壽陣華等執本國咨本言、王已歸國、特遣修貢、臣竊見、琉球列在藩屬、固已有年、但爾來奄々不振、被拘日本、即令縱歸、其不足爲國明矣、況在人股掌之上、保無陰陽其間、且今來船方抵海壇、突然登陸、又聞、已入泉境、忽爾揚帆出海、去來倏忽迹大可疑、今又非入貢年分、據云以歸國報聞海外遠絕、歸與不歸、誰則知之、使此情果真而貢之、入境有常禮、何以不服盤驗、不先報知、而突入會城貢之、尙方有常物、何以突增日本物於硫磺馬布之外貢之、齋進有常額、何以人伴多至百餘石、此其情態已非平日恭順之意、况又有倭爲之驅哉、但彼所執有辭、不應驟阻以啓疑貳之心、宜留正使及人伴數名、候題請處分餘衆、量給廩食遣還本國、非常貢之物一併給付帶回、始足以壯天朝之威正天朝之體、章下禮部覆如撫臣言、琉球國志略、琉球事略、

正保三丙戌年、明の隆武元年、清朝革命の後、明の崇禎十七年、清の順治三年、明の崇禎十七年、唐王、永明王、永曆王、永明王猶僅に明曆を奉し、永明王の永曆十三年、清の順治十六年にいた

りて、明室全く亡びたり、中山王尙賢、中山王尙賢、第三子、尙賢は尙豐の弟なり、ことしはしめて使者を通す、慶安二己丑年はよりさき、彼土にいたりて、抑留せられし琉球人を、清人護送あり、

明の懷宗崇禎十七年、自注、日本正保元年に當る、明朝亡びて、清朝に一統し國號を改る、長崎志、

大清順治三年、福建平尙賢請封、使者與通事謝必振等、至江寧投經略臣洪承疇、轉送入京、禮部言、前朝勅印未繳、未便授封、遣通事往諭、琉球國志略、

慶安二己丑年八月二日、松平薩摩守方より申て曰、

去七月六日福州之船難風に逢、某領内へ着岸仕之由なり、様子承届、長崎奉行且松平筑前守迄注進可仕と申來云々、右は琉球人去戌年に、按するに、正保三年なり、大明の參候處に難人方わ被執候、然處に、今度琉球人に暇を出し、唐人の難人に成たる輩廿餘人見送と稱し、琉球人に相付遣候處に、難風に被漂、松平薩摩守領内山川と申所に着船するのよし重て注進有之、寬明日記、

萬治元戊戌年三月十五日、大琉球震旦國より攻取、小琉球に取掛申に付、薩摩有注進、松平大隅守可被成出勢歟之由、應運略記○按するに、是よりさき、既に清朝に使を通す、然れば此事の虛説たるは論な

した、當時此浮説ありしなるへければ、姑く存す、慶安三庚寅年、厦門鄭彩より、厦門は、福建省泉州府の屬島一族にして、明主より征虜、琉球國に書牘を贈り、日本にはか大將軍建國公に封す、琉球國に書牘を贈り、日本にはかりて、其武器及び火藥等を送入あらん事を求め、かつ其便宜を得て、みづからも日本に乞ひ、其力を借りて清朝を伐んとす、証は、唐國福建省臺灣府之部、鄭兵援兵願、并風説の條にあり、延寶癸丑年九月廿五日、松平島津、少將家久、按するに、御父家久の時、元和三年九月賜はりしなり、使をもて琉球國の献物を捧ぐ、これ寛文十庚戌年、臺灣人洋中にて、清朝貢税の琉球船を奪掠せしにより、入津の臺灣船より贖銀を收められ、中山王に賜はりしによりてなり、臺灣國主鄭經、この事を長崎に渡さざりしか、こゝし去年その國に漂到せし陸奥國相馬のものに衣食を與へ船を仕立て長崎に護送す、長崎奉行官命を得て、其船主に賞銀二十貫目を與へ、かつ其國拘留の琉球人を、歸國せしむべき旨を諭して歸帆せしむ、同二甲寅年鄭經の臣、楊英より長崎奉行に書翰を來たし、琉球人の事によりて申す旨あり、かの銀子をも返送す、その事は、唐國福建省臺灣府之部、漂流の條にあり、併せ見るべし、同年其貢船、また臺灣人に妨げられしか、辛ふして福州に着岸す、その頃、靖南王耿精忠明朝に歸屬して、福建に據り使して琉球に硫黄を求め、琉球よりも使札を送る、然るに精忠既に清朝に降りしかは、其使者清人に捕はれ、日本又は臺灣に赴きたらんとその責問に

遭ふ、同五丁巳年、再び使者を渡して、其故を陳謝し歸國する事を得たり、

延寶元癸丑年九月廿五日、琉球國貢税之小船、於大清之地海塘山、爲賊船被爲破却、依之、彼賊船東寧之輩、按するに、清の順治十八年、我寛文元年鄭成功、臺灣の蘭人、我天和二年經の子鄭克塽、清朝に降りて後、爲過料銀子三百貫目被召上之賜中山王、仍爲御禮薩摩州迄、以使者品々上獻之、御日記、人見私記、

延寶元年九月廿五日、去戌年琉球之廻船、阿蘭陀之内、按するに、蘭人の臺灣を逐れしは、寛文元年の事トナイ人なれば、こゝに阿蘭陀の内とあるは誤りなり、トナイ人奪取之、其後トナイ人長崎に入津之節、爲過料銀三百貫目公儀に被召上、其銀子琉球國に被下に付、爲御禮薩摩國迄從中山王献上之品々、

一 太平布百疋 一 芭蕉布五十反 内、綾織或拾五反

一 細布拾疋 一 縮布拾反 按するに、東日記 玉露記、慶安元祿間記、東日記、玉露記、三才雜錄、

一 硯屏玉一双 一 八重山煎海鼠一箱 一 泡盛酒三壺

右之通、松平大隅守より、以使者差上之謁老中、柳警日次記、慶安元祿間記、東日記、玉露記、三才雜錄、延寶二甲寅年、從琉球國、大清へ貢納之船歸帆仕往

還之様子申上候覺、

一 琉球より大清へ貢納之船大小貳艘、去年丑三月三日琉球出船、小船は同十九日福州之湊之内、閩安鎮と申所に着仕候、大船は十七日官塘山と申島に繋ぎ、同十八日湊口五虎門を志乗候處に、定海と申島より賊船大小十三艘漕出し、鉦太鼓を打、閩の聲を揚、石矢火、弓、鐵砲を射懸打かけ、帆燒を擲かけ、礮を投入候間、琉球よりも石火矢弓鐵砲にて防候、後には右の船共にて、琉球を取圍四方より漕寄、鍵長刀を以て突掛り候、琉球人も鍵長刀にて防ながら、湊口を心懸、船を乗候處に、順風能五虎門近く成申候に付、賊船は引退候、琉球船之垣廻散々被打破候得共、船は無恙、同申之刻閩安鎮へ入津仕候、琉球中に士壹人、水主四人討死仕候、手負上下廿四人、何れも淺手ゆへ死不申候事、

一 右海賊は、錦舎經の字なり、鄭家老蕭啓と申者之手之者にて御座候、彼蕭啓當時は靖南王へ隨身仕候、賊船にも討死十六人、手負十九人御座候由承及候、先年戌之年之琉球貢納船を取候海賊も、右蕭

啓手之者之由候、此等之旨於福州、琉球通事謝必振と申者物語候事、

一 去年三月、福州へ着船仕、北京へ琉球使者參勤之儀相伺候處に、早速可罷上旨申來候、此飛脚往還に日數押移、漸同年十月十一日、琉球使者多寶眞親雲上、喜友名親雲兩人、上下廿人にて、福州罷立、當正月廿日北京へ參着致候由に御座候、我々共は福州に殘居申候事、

一 右福州へ殘居候琉球人共、相談仕候は、大清戰國に罷成、北京往還之通路無御座候間、北京へ罷在候琉球之使者、福州へ罷下候儀、今程成申間敷候、我々共福州へいつとなく相待申候儀如何存候、第一琉球よりも無心許可存候間、先我々共歸帆仕、北京に罷在候琉球使者へは、重て迎船可遣と各相談仕琉球通事謝必振鄭裴と申兩人へ申聞候得は、尤之儀に候、此以前にも、右之通北京へ參候琉球人福州へ遅く罷下候時は、福州へ居殘候琉球人は、歸帆候例も御座候間、其通可然由申候に付、靖南王へ訴訟申候趣は、

一 北京へ參候琉球使者罷下候を、いつとなく相待

可申義如何に候間、福州へ殘居候琉球人は、先歸帆可仕候事、

一右北京に罷居候使者、福州へ罷下候刻、福州之御關所へ參懸候は、御通し候て、從琉球迎船差越候迄、福州に被召置可被下事、

一向後琉球人、福州に逗留仕候時分は、如跡々不相替用物賣買御免被成可被下事、

一從琉球罷渡候者には、如先規飯米被仰付可被下事、

右之通、兩人之通事にて訴訟申候處に、四月十八日に、右之訴訟如願被申付之旨、靖南王返詞に申聞候、乍然此頃は、軍勢過分に抱置被申候に付、兵糧手つかへ之由にて、飯米は不被渡候事、

一五月二日、靖南王へ琉球人召寄應被申候、同日琉球人へ之書翰相渡、福州に罷居候琉球人共は、不殘可致歸帆候、北京に罷居候琉球人使者、福州へ罷下候は、關所無口能差通、福州に可召置候間、心安可存由被申聞候、同八月靖南王之役人布政司と申人より、傍注、官の名なり、琉球へ之添狀被相渡候、琉球通事兩人へ致相談候は、唯今亂國に罷成候

間、猶以海賊可有之候、今程從琉球船を渡候儀、海上氣遣に存候、如何可仕哉、兩人之存寄をも承度と申候得は、兩人之通事申候は、右之通亂國にて海賊之氣遣尤に存候、長崎は毎年便宜有之事候間、大清國相治候様子能々承合、貢納船差越可然由申聞候間、右之通致約束歸帆仕候事、  
一五月十七日福州致出船、同廿二日琉球之地へ着仕、六月二日琉球那覇へ着船仕候事、  
以上、

寅七月廿日

同五丁巳年春、琉球渡唐船之者共申上候覺、

一三月十日琉球那覇津出船仕、同廿五日唐之津口五虎門へ走入候處、番船參候を見候得は、韃人にて候、内之様子相尋候處に、大清に立歸候由申候付、閩安鎮へ致着船、通事を船より下し案内申達候、則去丑之年、按するに、即延寶元年なり、下同し、進貢使之義相尋候處に、南京之内蘇州と申所へ罷居申由申候事、  
一四月十四日、船より官屋へ下候て、琉通事謝必振鄭裴、去年上將軍より、按するに、靖南王耿精忠の事なり、琉球へ硫磺

より歸帆候節、福建上將軍儀、辰九月十九日降參仕、最早福建は韃之大將康親王入城之由、福建之内連江縣にて承及候に付、則琉球より上將軍への咨文燒捨、乗船荷物等打捨、はし船より陸へ上り、髮を剃韃之躰にて福建之脇に忍參候處、連江縣と羅深縣との境之關番、林寅廷と申もの見付不審に存搦捕、福建按察司と申役人に相届、於彼所穿鑿候に付、上將軍より硫磺爲所望使者琉球へ差越候處、硫磺無之由にて不相達歸帆候通申候得は、籠舍申附、定て長崎又は臺灣へ參候哉と稠敷及穿鑿候間、琉球へは參候、右兩國へは不參候由申候處、何之證有之哉之由申に付、上將軍より琉球へ遣候人數書爲見申、その上銀子三十貫目餘差出、致詫言赦免有之由候事、

康熙十二年癸丑は、延寶元年に當り申候、その頃福建の靖南王大明方にて、清國と合戦の用意に、琉球へ硫磺を求めに船を渡し候により、琉球よりも使者を相添、靖南王へ書翰を遣し候、琉球の使者いまた福建へ參着せざる内に、靖南王清國へ降參ゆへ、琉球の使者韃韃に滞りて、年を経て琉球へ不罷歸

候、延寶五年丁巳の春、琉球より又福建へ船を渡し候、その時の使者船中にて、福建の様子を見聞候へは、船附の番船の體、皆韃韃人にて候ゆへ、始て靖南王降參にて、福建も韃韃領になり候事を存し、さて丑の年渡海の使者の、捕はれて在る所をも存候と聞え申候、  
延寶四年丙辰の九月、靖南王清國へ降參ゆへ、延寶五年の春、渡海の琉球人も韃人の體に成り申ゆへ、清國の都へ參り、先年とらはれて居申候琉球の使者の詫言いたし、前後兩度の琉球人、共に歸國仕候と聞え申候、  
延寶五年、按するに、清の康熙十六年、福建布政司より琉球に致す咨文、

福建處等承宣布政使司爲訪詢清朝事、康熙拾陸年參月貳拾玖日、准琉球國中山王世子尙咨稱、照得甲寅伍月内、前年在閩貢使趨回本國、切切告稱、福建靖藩主叛君猾夏無名出師、伏思、我祖先王蒙清朝高恩、封立藩王、是以、與舉國臣民、即慮朝廷驚動、切恐天下煩擾、本欲飛越而同心戮力、恨奈海山萬里、不能如意耳、爲此特遣正議大夫使

者都通事蔡國器、毛自彬、曾益、倪定基、鄭明良等官、前詣福省、探訪安否、移咨貴司、請乞察照施行等因到司、准此案照、先為進貢事、康熙拾貳年參月貳拾陸日、准琉球國中山王世子尙咨開、照得敝國遵依會典、兩年一次朝貢、查康熙拾壹年該應循期、擬合進貢不敢愆越、為此虔備方物、海舩貳隻遣官坐駕、率領水梢、每舩均封上下員役、共不盈貳百人數、解運方物、前赴福建布政司投納轉解、赴京進奉、為此遵將常貢煎熟硫磺壹萬貳千陸百斤、馬拾匹、海螺殼參千個、外屢蒙皇恩無異覆載、但敝國窮乏愧無寸報、又將土產紅銅壹千斤、大小火爐貳個、絲烟貳百匣等進上、據此合行遣官營解、前赴福建布政司投納、外理合備咨告投、今遣耳目官吳美德、正議大夫蔡彬、都通事程泰祚等官、資咨捧表赴闕、外其貳隻煩乞移咨轉達禮部、及來夏風汛先賜遣歸而赴京、貢使官伴俟後貢舩隻替換駕歸、為此移咨貴司知會、仰祈察照施行等、因到司准此又為進貢事、康熙拾貳年捌月初捌日、奉巡撫都察院劉案驗、准禮部咨主客清吏司案呈、奉本部送禮科抄出、該本部顯覆、福建巡撫劉

顯前事、內開該臣等議得、福建巡撫劉疏稱、琉球國先到貢舩壹隻、於竿塘外洋被賊攻打、署閩安副將軍遊擊化守登官兵出哨引進、聽候部議等語、其進貢人役于竿塘外洋被賊攻打者傷、併官兵出哨引進緣由聽兵部議覆、外據稱琉球國應於康熙拾壹年貢期、拾貳年參月拾捌日、至閩將貢物及來使准其來京、其進貢硫磺留於福建、督撫照例收貯、臣部移文工部、俟應用處使用、至於貢馬拾匹內壹匹倒斃無容議等、因康熙拾貳年陸月貳拾捌日奉旨依議、欽此欽遵抄部送司奉此相應、移咨前去煩為查照、旨內事理、欽遵施行等因到院、准此擬合就行、為此備案仰司、備照咨文奉旨內事理欽遵查照等因奉此、又為進貢事、康熙拾貳年玖月拾貳日、奉巡撫都察院劉案驗、准兵部咨職方清吏司察呈、奉本部送兵科抄出、該本部覆、禮部尙書哈口等題前事等、因康熙拾貳年陸月貳拾捌日奉旨依議、欽此欽遵抄出到部、該臣等議得、禮部覆、福建巡撫劉疏稱、琉球進貢人役、於竿塘外洋被賊攻打者傷、併署閩安副將軍遊擊化守登官兵、出哨引進緣由聽兵部議覆等、因查該撫疏稱、閩安鎮左營、把總柯

美出哨五虎門、瞭見外洋有賊艘拾餘隻、與琉球國貢舩對敵、奮勇架砲攻擊、賊舩隨即奔潰大洋而去、引帶貢舩等語、又琉球國都通事程泰祚報稱、本國耳目官吳美德等百餘人前來進貢、至竿塘外洋遇賊船大小拾餘隻、前來攻打、被賊用砲打死隨伴肆人、被傷貳拾餘人、本船正在危急、幸有閩安鎮官兵船隻、出五虎門外巡哨、架砲衝打久攻、各賊船遂奔逸大洋、官兵船隻引進鎮口等語、查琉球國進貢船隻、在外洋與賊船攻打、經出哨官兵遇救引進、無有剿獲應無容議等因、康熙拾貳年柒月貳拾參日、奉旨閩安鎮官兵見貢船被賊攻打、即前往救護引進可嘉、着再議具奏、欽此欽遵抄出到部該臣等再議得、覆禮部一疏內議、琉球國進貢人役、在外洋與賊攻打、經出哨官兵遇救引進、無有剿獲應無容議等因、具題奉旨、閩安鎮官兵見貢舩被賊攻打、即前往引進可嘉、着再議具奏、欽此查叙功之例、照武職官員斬獲賊寇多寡議叙、把總柯美並無斬獲賊寇之處、不便議叙相應、仍照前無容議等因、康熙拾貳年捌月初壹日奉旨依議、欽此欽遵抄部送司、案呈到部、合咨貴院、煩為欽遵查照

施行等因到院、准此擬合就行、備案行司備照咨文、奉旨內事理欽遵查照施行等、因奉此又為劄請循例體恤柔遠以廣皇仁事、康熙拾陸年肆月拾玖日、奉巡撫都察院、牌案准禮部咨開、奉御前發下紅本、該本部密覆、福建總督卞密顯前事、內開該臣等議得、福建總督卞密顯、內開琉球國難雜氏等拾貳名、照例給口糧銀兩暫為餼養、顯明前來應仍照例給與銀米餼養、又稱該難既無原來舩隻、作何遣發回國、聽候部議等語、查康熙拾參年江寧巡撫馬伍、因琉球國貢使吳美德等奉勅歸國、途次蘇州、因閩省逆賊告變難以前進、即於蘇地覓館暫棲、俟逆賊蕩平之日、令其歸國等因具題奉旨、該部知道等因在案、今應俟福建地方平定之日、江寧巡撫琉球國貢使吳美德等遣發回國、題報到日令其遣發起程、又該督疏稱、琉球貢使吳美德等原坐舩貳隻留同來李切銘等住於閩驛、於康熙拾參年伍月內、靖藩打發回國、福建並無存留舩隻、今難雜難氏等、應俟吳美德等到閩邊界之日、或遇伊國進貢、或有來接舩隻、一同帶回伊國、若無進貢來接舩隻、將吳美德等并難雜難氏等、令該督撫酌量撥給



舡隻、發回伊國可也等因、康熙拾陸年貳月貳拾陸日密顯、本月貳拾玖日、奉旨、吳美德等應即發往閩省、令該督撫酌議、一併發遣回國者再議具奏、欽此欽遵於本日密封到部、該臣等再議得、福建總督卽密疏內稱、琉球國難彝雜氏等拾貳名、照例給口糧銀兩、暫爲養贖顯明前來、應仍照例給與銀米養贖、又稱、該彝既無原來舡隻、其貢使吳美德等原坐舡貳隻、同來李切銘等已打發回國、福建現無舡隻等語、今查、琉球國貢使吳美德等現在江州蘇州府、臣部移文江寧巡撫、照例沿途撥給驛遞夫役食物發往閩省、應俟吳美德等到閩之日、令該督撫將雜氏等拾貳名一併酌議、如可遣回伊國、即速撥給舡隻遣發、如有難以遣發之處、該督題請之日、別議具奏等因、康熙拾陸年冬月初拾日密顯、本月拾貳日奉旨依議、欽此欽遵於本日密封到部、欽此相應密咨前去、煩爲查照旨內事理、欽遵施行等因到部院、准此擬合就行、爲此備案行司備照咨文奉旨內事理、即便欽遵查照彙詳通報等因、奉此又爲稟報事、康熙拾陸年貳月貳拾肆日、奉巡撫部院楊案驗、本年柒月貳拾肆日准禮部咨開、奉

御前發下紅本、該本部密覆、福建巡撫楊顯前事內開該臣等議得、福建巡撫楊疏稱、琉球國彝官蔡園器等坐舡壹隻到閩、臣行藩司驛道查稱、該國世子尙貞差來、探問天朝捷音、並接康熙拾壹年貢使吳美德等歸國、有帶執照咨文等語、查康熙陸年拾月內、臣部具題嗣後如有彝文投到該督撫者、卽行將原文開閱議題、今該撫將執照咨文開閱而未經議明、具題殊屬不合、其來探問天朝捷音、世子尙貞非係特行、達部咨文無容議、又查、本年參月內臣部顯覆、福建總督卽密題一疏內稱、琉球國貢使吳美德等現在江南蘇州府、臣部移文江寧巡撫、照例沿途撥給驛遞夫役食物發往閩省、應俟吳美德等到閩之日、該督撫將琉球國颶風飄至雜氏等拾貳名、一併酌議、如可遣回伊國、即速撥給船隻遣回、如有難以遣發之處、該督題請之日別議具奏等因、具題奉旨依議、欽遵咨行、福建總督江寧巡撫在案、今該國既有接取舡隻、相應移咨、該督撫將前來貢使吳美德、及飄來雜氏等拾貳名、一併速行遣回伊國、通詳速報施行等因奉此、又爲報明歸國事、奉巡撫部院楊批、該本呈詳查得、進貢彝官吳

美德等并颶風雜氏等、遵奉部文俟吳美德等到閩之日、或遇伊國進貢、或遇有來接舡隻一同帶去等因、今琉球國現差蔡園器等、駕舡來閩接回貢使、查吳美德等原赴京、官伴貳拾員名除在蘇物故官伴共參員名、已經回閩返國、官伴只壹拾參員名、并颶風雜氏等壹拾貳名、接貢官伴玖拾參名內、摛出存留在驛官壹員伴五名、實摛回返國官伴捌拾參員名、以上三項返國官伴水梢通共壹百拾陸員名、一同遣發回國、至該彝啓行之日飾行閩安鎮、派撥兵舡護送出境以防不虞、以示柔遠者也、茲據該廳詳覆造冊、前來相應據轉、伏候憲臺察奪批示、以便遵行等緣由奉批如詳、俟彝使定有行期、先行通報繳冊存查等因奉此、今准前因合將歷奉部文、并貢使跟伴遣回緣由備叙、明白合就咨覆爲此理合備由、移咨貴國、請爲察照施行須至咨者、

咨

琉球國中山王世子尙

康熙拾陸年七月廿一日

印

咨

清朝事  
右福建道より琉球へ遣す狀一通、松平大隅守所に留て公儀へ獻せず、大隅守より吉良上野介義央寫置を借て寫す、以上、華夷變態、

# 通航一覽卷之二十三

## 琉球國部二十三

○唐國往來

正徳四甲午年、中山王尙敬、松平島津中將吉貴に書を贈りて、別改の銀を渡せし事を謝す、これ清朝の貢物正金銀を用ふるにより、先に尙敬より請ふ旨ありて、吉貴官に願ひ、改鑄せしめられしなり、

正徳三癸巳年七月朔日、井上河内守に按するに、間部

越前守御用人詮房、御側渡之、

元祿銀者、當時此方にて吹出候儀も無之候得とも、琉球の相渡候銀子之事者、去年薩摩守願之

趣前御代按するに、彼國に封王使渡來せしは、享保に有之上者、按するに、清の康熙五十八年なり、願之

通、先元祿銀之位に吹替可被仰付候條、可被得其意候、以上、

七月正徳新令、令條留

正徳三年七月廿五日、覺

元祿銀三百三拾九貫目

右者、琉球國の遣候銀之由にて、今度松平薩摩守願に付、銀座にて吹立相渡、新銀と引替申筈に候、依之、銀座より明廿六日、右之銀相納候間、請取可被申候、薩摩守方の渡方之儀者、追而可申談候、以上、

已七月廿五日

萩 源左衛門印

杉 彌太郎印

水 因幡守印

水 伯耆守印

大 大隅守印

按するに、大久保大隅守、水野伯耆守、水野因幡守は御勘定奉行、杉岡彌太郎、萩原源左衛門は御勘定吟味役なり、但し御金奉行の宛名を脱せしなるべし、

同年十月十八日、覺

銀四百貳貫目

松平薩摩守納

右者、琉球の相渡り候引替銀、御遣方へ可被相渡候、以上、

已十月十八日

萩 源左衛門印

杉 彌太郎印

大 大隅守印

水 伯耆守印  
水 因幡守印  
中 出雲守印

鈴木九太夫殿

都筑藤十郎殿

大岡源左衛門殿

神保甚三郎殿

以上、竹橋餘筆、○按するに、鈴木九太夫以下四人、皆御金奉行なり、

正徳四甲午年四月廿八日

謹奉一翰奉表謝恩之事、敵國進貢大唐、古來未嘗違其例、故皇帝世世褒拜有加無少者、本蒙貴國之福澤而所致也、奈何近年古銀爲新銀、是乃中山之一艱險也、其所以者、大唐貴古銀不貴新銀、是故、每歲進接貢使按するに、琉球よりの入唐船に、進貢使接貢の號あり、次條に詳なり、到彼二者大不得其志、幾將廢貢典、寡夫甚畏之、若廢貢典、彼必生疑、若不可廢則貢用不給、進退惟谷、危急存亡之秋也、是以、向煩尊君、再三有所願望、辱垂容恕、遂祈江都、既自客歲惠賜以別改之銀、感銘之至不知所謝、欽惟、江都之仁覆貴國、貴國之慈救寡夫、廣大之恩只獨喜之而已哉、永傳萬世不堪感激者也、玆以小使

佐渡山親方、具別錄之非薄、按するに、別錄所見なし、恭奉謝鴻恩之隆、伏祈海國、誠惶誠恐頓首謹言、

正徳四甲午年四月廿八日

中山王

敬

謹上

中將様琉球國聘使記附錄、

琉球にては、正金銀を遣へり、故に今の銀は四割引にす、按するに、今とあるは、寶曆十二年より云へるなるべし、本唐へ遣はすときは、薩摩國へ願ひ申て吹直し、慶長銀の位にして通用するなり、大島筆記、

同年仰によりて、松平島津、中將吉貴より清朝の冊封、及び琉球より進貢等の事を中山王に尋問す、彼其始末を告報す、この事、琉球事略に載る明朝よりの來歴、及び琉客譚記、琉球冊封使一件の帳も、概して因に引用す、正徳四年御用に付、島津帶刀殿より按するに、吉貴被相糺候琉球國之由緒、

一中山王卒候て、三年の喪服相明候後、大唐より上下六百人之勅使を琉球へ差渡し、前王之廟所へ勅使相越し祭を致し、其後、城へ勅使登り、王に封せられ候勅諭をのへ、冠衣服を渡し候、常には中山王より隔年に、大唐之都へ使を遣し、上表と申候て、大唐王へ使者を以、狀を捧げ申候、大

唐之王よりも、直に返輸を給候、右使者大唐王へ目見致し、使者并末々まで大分拜領物仕、旅宿并道中船中ともに、殊外懇成馳走にて御座候、一琉球より織物等持渡候譯は、琉球國金銀無之國にて候所、大唐之王并官人どもへは、銀子を進物仕候に付、琉球人薩摩へ参り、町人どもに銀子を借候、町人どもに銀子にては不足致し候得餘銀を以、糸物杯を買來り、鹿兒島または京都へ差上せ相拂ひ、其代銀を以、前年の借銀を相辨、又借銀致し唐へ持渡、年々右之通仕候に付、鹿兒島に糸織物等有之候、御藏銀の返上には、右織物等を差上候に付、御藏に唐織有之事に候、薩州舊傳するに、琉球事務によれば、この外、官に晋呈の書付あるへけれども、今所見なし、記、○按琉球册封の事、大明洪武年中に始れり、それより後、其國王嗣を立て貢使を進らせ、封を請ふに及て、給事中一員行人一員を册封使となされ、玉帶蟒衣極品の服色を假さる、閩の三司其使の料大船貳艘を作る、凡其價各貳千五百兩餘を費す、黃屋二層を作りて、詔書を安置し、貯ふる所の器

用をこはくを以てす、册封使福州に至て、南海の神を祭りて船に登る、彼國に至時、其王法司官一員をして數千人を引具して、其船を那覇港に引入れしめ、其國の衆官大小官百餘員をして、龍亭を迎恩亭に迎へ拜せしむ、自注、龍亭は、詔書を藏め、使館にみちひき至りて、自注、迎恩亭より彼國、龍亭を中堂に安置し、衆官また禮を行ふ事始のことし、三日ことに大臣一員をして安否を問ふ、册封使つ先王を祭るの禮を行ふ、其廟は國門の外にあり、天使廟に至るとき、世子素衣黑帶して、自注、服の門外に拜す、祭訖りて後、中堂に於て酒を行ふ、次に封王の禮を行ふの日、世子衆官をして館門の外に候せしめ、詔勅をみちひき王宮に至る、其國門館を去る事三拾里、路殊に險し、門を去る事五里の外に牌坊ありて、其扁を中山といふ、自注、牌坊とは、我國のつれの門のこと、これよりして路に於て、龍亭を迎拜して國門にみちひく、自注、この子の冠服の事見えず、一書には烏紗帽、紅袍、玉帶たるよし見ゆ、其國の人の申す所、封王の禮行はれざる間、冠服といふものは、相同じし、其門をば歡會門と云、門を入れば則王

宮なり、宮門は三層にて、一層ことに階あり、正殿は山の巔にあり、龍亭を殿の正中に設けて、これを拜す、自注、王王妃等に賜る所の物の、禮終て別殿に宴を設く、金鼓笙簫の樂あり、後日にまた拂塵の宴を設く、自注、これ册封使の儀、後日にまた拂塵の天界圓覺等に遊はしむ、其後王始て天使館に至る、後日に餞行の宴を設く、行に臨て黄金を以て送贈の禮とす、己にして册封使館に登る、王または長史等をして、表を進りて恩を謝すといふ、自注、の册封の例、楯二つ作りて船にのす、其楯の前に、琉球國へゆく海路、殊の外に險なれば、もし風波の難の恐れあり、彼時、册封使各その楯に入て、針にて開道、船覆り何れの地にたきれ寄らん、其所の人の銀を取て、この楯を拾げんに、其後の使其楯を求て載歸へきためなり、されば此使にあらざれば、後世に後、海路の事を申すに、聞人皆々事故なく、還る事無礙なり、たゞ其國の使の來れるものに、彼國に使を遣はれ入事無礙、諫め申せし事なり、然れども既に代々の例となりし事なれば、其事をとせしめられ、今大清の代となりし以後、其使臣の記載未だ傳はらず、自注、但し琉球人の申す所を併接聞えず、又進貢使の例、大明の例、其進見辭見皇太子、並樂官等參見の儀、其餘藩國使臣の例に同

くして、又其儀註する事長ければ是を略す、唯今大清の代に至て、其國進貢の例、前代の時に同しからざる事もある、自注、大明の時は、三年一貢なり、今年と云へるは誤りなり、閩廣の人に尋問しに、其答ふる所のものに見えし所は、琉球國大清に貢する事、福州より入る一年を全貢といふ、其船二艘、次年を折貢といふ、其船一艘、來る事は冬至を期とし、去る事は端午を期とす、琉球館を福州に設けて是を待つ、其貢官は二員、正使耳目官と云ひ、副使は大夫といふ、其使來る時は、福建承宣使司より轎傘執事等を以て是を迎へ、筵を設け通船の人悉く宴賞ある事、其差あり、其貢物は、正銀、漆器、海味土産の類なり、十二月に京師に達す、唐官一員是を護送し、朝廷宴を設けて優待せらる、自注、これ其次第は、薩摩より進る所、其交易の例、船數を定められて、銀額をは定められず、金貢の年は拾餘萬、折貢の年は唯五六萬を用ふ、是は福州の港淺くして、大船進みかたき故に、少しき船を用ふ、船少しきにして、多く載る事かなひかたき故なり、其國の人買ふ所の唐貨、細物は絲綢

綾緞等、粗物は紙藥蘇木、其銀は老板元銀二ツ寶を用ふ、自注、老板は我國の古銀、元銀は我國の元字銀をいふものを見たり、全員の年に拾萬といふは、銀拾貫目にて、折實の時五六萬といふは、銀二よりさき、猶其五六貫目を用ふる事を見たり、銀こしよりさき、猶其國の使福州の政官に送る所の例萬金を費す、康熙三十七年自注、本朝元祿十一年なり、巡撫官張仲舉一槩に蠲免せしかは、其國の人彼徳を感じて今に至るまでこれを祀る、琉球國事略、

一琉球の進貢船は、兩艘にして、其第一の船に、百貳拾人、第二の船に七拾人計乗る、接貢は一艘にして百人計乗る、年々春三月頃艤ひして、那覇港に碇を起し、四拾八里を経て自注、日、姑米山の下に纜をつなぎ、風を待ち帆を揚て洋中に出れば、波濤渺漫として數日山を見ず、風順なるときは、七八日を過すして、福州の内五虎門といふ所に至る、那覇よりこの所まで四百里餘あり、自注、日、本里數、

一五虎門より内は、一條の川にして、其濶さ三百間計の所もあり、また百間餘の所も有、兩岸は民家にて田疇もあり、

一此川を登る事五里計にして、閩安鎮といふ所にて、船を司る官人出迎ひて船を改、川口通事とい

へるもの此所より琉船に乗、夫よりしてや、漕ゆけは、官蟄墩といふ所に至る、水淺くして大船は自由ならず、小船をもて其荷を琉館へ送り、原船は鴨母洲といふ所につなぎ置く、川口通事は是より琉人を引て琉館へ入る、

一琉館は、大保境といふ所にあり、清朝より營築せり、薩藩の琉館より狭少にして、其製頗る精緻なり、瓦をもてふく、上に樓あり、板をもて床とす、其下は土間なり、た、其廳堂のみ瓦をしけり、

一清人の琉館を守るものを把門官といふ、文武兩人あり、武官は刀を佩ふ、各屬官五六人あり、館の大門と二の門との間に其官舎有、晝は門を出て遊觀する事を許す、夜は事幹ありても出る事を許さず、

一進貢使春三月頃福州へつき、琉館へと、まる事七八ヶ月計にして、秋冬の交九月末十月初の頃、正使副使以下の官員貳拾人計り北京に赴く、その餘は皆琉館に残りて、明年貢使の歸るを待、

一貢使北京へ赴く時は、延平府、建寧府、衢州府、嚴州府、杭州府、嘉興府、蘇州府、鎮江府、揚州府、濟

南府自注、山東、等を経歴す、建寧府より衢州府までは陸行す、嚴州府より揚州府までは水行し、山東は陸行す、歸程は山東より別路を過て水行多し、途中往來見る所の山川極て奇絶なり、

一每省護送官出て貢使を送る、僕從五六人涼傘を取て隨行す、

一每省樂を奏して貢使を迎送す、水路のときは、正使の船に伶官來りて樂を奏す、

一貢使陸行のとき、大小官員皆轎にのり、其僕從は馬にのり、或は車に乗る、

一貢使關を過るとき、抱關人銅鑼をならし、抱をうつ、

一貢使の往來は乘傳なり、路費皆諸省の官府より出つ、其宿する所は、公館にして饌具甚た美なり、

一福州を九月十日頃起程し、四十日餘を経て十一月十二月頃北京に至る、其路程六千里餘あり、自注、唐山里數、

一北京には琉館なし、賜謁宴饗の禮終るまで客亭へと、まる、其間四十日餘也、

一大和殿と云ふ所にて、清帝に拜謁す、其殿甚た高大なり、早朝は蒼茫として、物のあやめもさたかならず、日登りて後、はしめて玉座を見る、

一中山王より清帝へ、硫黃壹萬貳千六百斤、紅銅三千斤、錫千斤を貢す、

一清帝より中山王へ、錦八疋、織金緞八疋、織金紗八疋、羅緞八疋、綿拾貳疋、緞拾八疋、羅拾八疋を賜ふ、

一正使副使へ、羅緞三疋、緞八疋、羅八疋、緞五疋、裏二疋、布二疋宛を賜ふ、

一北京都通事、存留通事へ緞五疋、羅五疋、緞三疋宛を賜ふ、存留通事は福州琉館へ留るものを云ふ、

一使者の僕從へ、緞三疋、布八疋宛を賜ふ、

一朝鮮琉球安南緬甸の四外國、其次席をもて清帝に拜謁す、

一吏部尙書の宅にして、兩度宴を賜ふ、初て京に至るときを下馬宴と云ひ、國に歸るときを上馬宴といふ、其禮、先卓子の上に、香を焚き茶を賜ひ、後酒饌をたまふ、其盛華豊精なる事云ひ盡し難

し、宴終て後、其卓子上の器皿をたまふ、各みつからこれをたつさへて歸る、

一貢使國に歸るときは、接貢船に乗る、

一貢使清帝へ拜謁のときは、琉服をもちゆ、中山王冊封使を迎ふるときには明服也、むかし祖先のとき、明帝の賜ものたるをもて、國王は是を服する事を許す、陪臣は是を服する事を許さす、

一琉球冊封のとき、正使は滿人なり、副使は漢人なり、即周煌は漢人なり、金魁は滿人なり、琉客譚記に、此書は、寛政八年來朝の使者告る所を、島津氏藩士をして筆記せしむるものなり、○按ずる文化五戊辰年、按ずるに、清の嘉慶十三年に當る、中山王尙顯の冊封の時也、

冠船附諸事勤方、并勅使方々被差越候次第、

六月十五日

一今夜五時分、慶良間島の冠船渡來之相鬪火相見得候事、

同十七日

一兩勅使并副使乗合之船一艘、參將彈壓官、其外附添候ものとも乗船壹艘、今月十一日唐出帆、海路無滞參將乗船者、昨十六日八時分那覇着船、勅使乗船者那覇近乗參候砌、向風相成、其日難乗入、

撰舟差出、今日入相時分那覇川口挽入候、附、勅使乗船の接冊大夫渡具知、

船頭佐事水主とも琉人七人爲案内者乗せ付、參將乗船へも、右存留小渡里之子親雲上、並佐事水主とも四人乗せ付有之候、

一頭接之使者、中議大夫壹人小舟漕出し相迎、兩勅使へ進物被遣候品員數別冊有之、

但、使者船屋形並鳥居立、橋に風見旗付、其下に赤染木綿布に、恭接之二字書候旗引之、

一二接之使者、五男壹人、正議大夫壹人小舟漕出、右同斷、

但、舟飾同條同斷、

二三接之使者、三司官壹人、久米村紫金大夫壹人小舟漕出相迎候、

但、舟飾前條同斷、

一此時進物無之、

一勅使乗船那覇湊内被乗入候付、當役使者にて祝物被遣候、品員數前條同斷、

附

一副將の者、都通事壹人船元相迎祝物被遣候、品

員數別冊有之、

一參將彈壓官の者、入津之當日右同斷祝物被遣候、品員數別冊有之、

一寛政十二申年冠船之節者、遊撃都司巡捕官渡來有之候處、此節者副將參將彈壓官渡來有之候、尤彈壓官者、巡捕官同前にて、副將參將者遊撃都司より上官之由候得とも、取持方等之儀者、三人とも同様、申年例通申付候、且千綱壹人把綱三人者、比年海賊相増專爲防方、先例より加増被別渡、取持旁之儀者、惣而右三人より輕き方申付候、

一國王迎恩亭に被罷出、使者を以勅使下船被致候様被申達、夜九時分下船有之候節、並勅詔、勅書、詰命文、諭祭文、海神諭祭文等通堂崎に差卸、龍亭載拜領物者彩亭載候て、先に相備被罷通候、國王中途に被出迎、兩勅使も下轎にて禮儀有之相濟、迎恩亭に龍亭彩亭居ゆ、兩勅使龍亭左右に被立、國王より惣役を以、皇帝安否被相同濟而、龍亭に向、國王並三司官以下諸官三跪九叩頭仕、勅使旅館に被相越候間、三司官以下諸官先相備罷通、龍

亭彩亭旅館に居三司官以下三跪九叩頭仕退去、

附

一詔勅拜禮之時樂有之、

一參將乗船者、昨日入津有之候得とも、船中人數今日勅使一同下船有之候、

一兩勅使の下馬飯肴卓食卓一宛、當役長史を以被遣候、

一副將參將彈壓官の者、右同斷、都通事を以被遣候、

一勅使以下末々まで、毎日賄料遣候、品員數別冊有之、

同十九日、

一冠船兩艘之船神菩薩龍亭に勸請仕、中途行列にて、上之天后宮に安置被仕候、

一兩勅使孔子廟並上之天后宮初て參詣被致、以後朔望其外にも折々參詣被致候、

同廿七日、

一兩勅使安否爲尋、四時分國王勅使旅館に被差出、二門内にて下轎、兩勅使露臺軒之下出迎、互に一揖、高館屋に被申入、一跪三叩頭之禮儀にて着座、勅使より茶馳走有之、八時分被罷歸候砌、禮儀如

最前、

但入津之當日、詔勅迎之禮式相濟、歸掛け旅館  
に被差出安否被相尋、先例候通、此節者勅使船  
中草臥にて對顔難成由有之候付、今日被差越  
候、

閏六月十五日、

一兩勅使崇元寺に被差越、尙成王に王爵追封、尙温  
王尙成王に諭祭文執行付、勅使旅館に爲迎、三司  
官一人、王舅一人、其外諸官差越、兩勅使に一跪  
三叩頭之禮儀濟而、節並誥命文、諭祭文龍亭載、  
香奠緋銀彩亭載、三司官以下右に向、三跪九叩頭  
仕、四時分勅使發駕、三司官以下先備罷通、

一尙成王神位廟前庭假壇に致安置、國王門外被差  
出、龍亭彩亭被相迎、諸官を牽三跪九叩頭之拜禮  
濟而、國王先達而被罷歸、尙成王神位之側被立  
扣、

一龍亭廟内の居、彩亭宣讀臺之側居、執事人節と衣  
を迦正使に授け、誥命文者副使に授け、又諭祭文  
捧軸官捧之、各廟内臺之上に相直し、勅使左右に  
被立龍亭引取、宣讀官宣讀臺之下に立、國王香を

被燒、庭にて諸官を牽三跪九叩頭之拜禮濟而、本  
之座に罷歸、捧誥官廟内に入副使より誥命文被  
授候間、宣讀官一同宣讀臺に登、誥官にて誥命文  
開展、宣讀官讀之畢而國王瘞坎に被差寄、誥命文  
之寫被燒收濟而、捧誥官誥命文廟内に捧入副使  
に授け、本之通臺之上に相直し、國王諸官を牽、謝  
恩之拜禮三跪九叩頭被仕、引次尙成王神位之前  
に罷歸、一跪三叩頭被致相濟、正使節被取揚、執  
事人節之衣を迦、最前之通臺之上に相直、  
一尙温王尙成王、神位庭前庭假壇に安置致し供物  
相備、神社之側に國王被立扣、兩勅使廟内左右に  
被立、國王廟前庭にて諸官を牽、諭祭文の向ひ三  
跪九叩頭被仕、濟て本之座に被罷歸、捧軸官廟内  
に入、勅使より尙温王に之諭祭文被授候間、宣讀  
官一同宣讀臺に登、兩勅使神位之前に被罷出燒  
香祭酒有之、勅使廟内の被罷歸、引次捧軸官にて  
諭祭文開展、宣讀官讀之畢而、國王瘞坎に被差  
寄、諭祭文之寫、并香奠元寶紙被燒收濟而、捧軸  
官諭祭文廟内の捧入、如本臺之上に相直し、國王  
諸官を牽、謝恩之拜禮三跪九叩頭被仕、本之座に

被歸候、尙成王に諭祭之禮式も右同斷相濟、兩勅  
使兩神位之前に被罷出、一跪三叩頭有之、濟て兩  
神位廟内の安置致し候、左候て神位に兩勅使拜  
禮被致候、爲返禮國王一跪三叩頭被致、勅使より  
も又以返拜有之、旁相濟勅使并國王着替被致、惣  
役を以山門に被申入、互に一跪三叩頭之禮儀相  
濟、國王相伴にて二十碗之料理馳走有之、七時分  
勅使被罷歸候付、國王門外被罷出、節に一跪、兩  
勅使わ者一揖にて被相送、

附

- 一尙成王に追封規式之時、樂有之、
- 一兩神位に、銀貳貫目、素緋百疋香奠有之、
- 一副將參將彈壓官に者、攝政相伴にて拾六碗之料  
理馳走有之、
- 一千綱把綱、并勅使被召列候客者、久米村紫金大夫  
相伴にて右同斷、
- 一右外之人數に者、正議大夫以下都通事相伴にて、  
拾貳碗之料理馳走有之、
- 一右之謝禮早速三司官を以被申達、禮物者當役長  
史を以被差遣候、品員數別冊有之、

一副將參將彈壓官に者、久米村惣役を以謝禮被申  
入、禮物者都通事を以被差遣候、右外之人數に  
者、禮物長史を以銘々相届候、品員數右同斷、  
八月朔日

一冊封之禮式執行に付、勅使旅館に爲迎、三司官壹  
人、王舅壹人、其外諸官差越、兩勅使に一跪三叩  
頭之禮儀畢而、節并勅詔勅書龍亭に載、拜領物者  
彩亭載、三司官以下右に向、三跪九叩頭仕濟而、  
四時分兩勅使發駕、三司官以下先に相備罷通、國  
王守禮門前被差出、龍亭彩亭相迎、諸官を牽三跪  
九叩頭之拜禮濟而、城之庭に先に被相越居、

一龍亭彩亭奉神門内の居、兩勅使下轎、執事人節之  
衣を迦正使に授、勅詔勅書者副使に授、拜領物者  
捧幣官捧之、勅使並右役々闕庭に登、銘々臺に相  
直、勅使左右に被立、右役之者闕庭之下に引、宣  
讀官宣讀臺之下に立、國王闕庭に登、香を被燒庭  
に退出、諸官を牽三跪九叩頭被仕候、右濟而捧詔  
官捧勅官闕庭に登、副使より勅詔勅書被授候間、  
宣讀官一同宣讀臺に登、捧詔官捧勅官兩人にて  
勅詔勅書開展、宣讀官讀之、國王諸官平伏にて聽

聞仕濟て、勅詔勅書闕庭に持登副使請取、如元臺に被相直候間、國王諸官を率、右同斷拜禮有之、亦國王闕庭に被登、正使より、拜領物被授妃に之、拜領物者、副使より被授候に付被頂之、三司官にて最前之通、臺に相直し、又國王庭にて右同斷拜禮相濟、又國王闕庭に被登、詔勅者傳國之實仕候間被留置度旨、川口通事を以被申達、尙温王代之詔勅入披見、副使より新詔勅國王に被相渡候間、被頂之如元臺に相直、又庭にて右同斷拜禮相濟、正使節被取揚、執事人節之表を迎、最前之通臺に相直、左候て詔勅拜領物取收、

一右相濟、兩勅使本殿二階に被登、先代皇帝より被下置候額拜見被仕、

一右旁相濟、勅使并國王着替被致、惣役を以北宮に被申入、互に一跪三叩頭之禮儀にて着座、茶馳走相濟又以互に着替有之、貳拾碗之料理并圍碟馳走濟而、七時分勅使被罷歸候付、國王歡會門外罷出、節の一跪、兩勅使に一揖にて被相送、

附

一國王に拜領物卷物三拾疋妃に拜領物卷物貳拾

疋、

一冊封規式之時、樂有之、料理馳走之時者、樂并琉歌三味線有之、

一右謝禮并勅使以下末々まで禮物遣候儀、諭祭同斷、品員數別冊有之、

一副將以下料理馳走方、右同斷、

同八日

一冊封之禮式執行被致候爲謝禮、四時分勅使旅館に國王被差出、二門内にて下轎、兩勅使露臺軒之下出迎、互に一揖高館屋に被申入、一跪三叩頭之禮儀にて着座、兩勅使に之進物披露有之、茶相濟互に着座被致、勅使より貳拾碗之料理、并圍碟馳走、七時分被罷歸候禮儀如最前、右進物品員數別冊有之、

但、料理馳走之時樂有之、

同十五日

一爲仲秋宴兩勅使被申入、八時分城に被差越候付、紫巾官二人、耳目官二人歡會門外、三司官二人、王舅一人廣福門前一跪にて相迎、兩勅使奉神門内にて下轎、國王北宮之前相迎、互に一揖有之、

北宮に被申入、一跪三叩頭にて着座、茶相濟着替被致、二十碗之料理并圍碟馳走躑被申付、夜入候て舞臺に座敷相直し、火花見物有之、夜入五時分被罷歸候砌、禮儀如最前、

附

一右謝禮并進物、當役長史を以被差遣候、品員數別冊有之、

一千綱把綱、并勅使被召列候客者、久米村紫金大夫相伴にて、拾六碗之料理馳走致し、右外之人數に者、正議大夫以下都通事相伴にて、拾貳碗之料理馳走有之、

一副將參將彈壓官に者、不快之由にて不被差出候付、都通事を以、各旅館に拾六碗之料理被相贈候、

一副將以下末々まで進物被遣候、品員數別冊有之、

一兩勅使より躑人數に品物被遣候、以後躑見物之節者同斷、

九月三日

一兩勅使辨之嶽爲見物、四時分被差越候に付、島原親方宅に申入、宜野灣王子并攝政三司官王舅、其

外役々出合、拾貳碗之料理致馳走、濟て右人數同心にて辨之嶽に差越し、攢盆并右持參之提食籠致馳走、夫より讀谷山王子宅に申入、拾六碗之料理馳走、躑等見物被致、入相時分被罷歸候、

同六日

一兩勅使末吉社檀爲見物、九時分被差越候付、與那原親方宅に申入、前條之人數出合、拾貳碗之料理馳走致し、右人數同心にて末吉社檀に差越、攢盆并右持參之提食籠馳走致し、夫より宜野灣王子宅に申入、拾六碗之料理馳走、躑等見物被致、入相時分被罷歸候、

同九日

一爲重陽宴、兩勅使被申入、此時城近有之候堀にて爬舟漕させ候付、國王兼而棧敷に被差越居、九時分兩勅使被差出候付、國王棧敷階下にて被相迎、座敷に被申入、互に一跪三叩頭之禮儀畢而、茶并攢盆馳走爬龍舟見物相濟、國王先達而城に罷歸被待居、追付兩勅使被差出候付、禮儀并料理馳走方、都て仲秋宴同斷、躑等見物有之、六過時分被罷歸候、

附

- 一謝禮被申入候儀、仲秋宴同斷、
- 一勅使以下末々まで進物被遣候後右同斷、品員數別冊有之、
- 一千綱以下末々まで馳走方、仲秋宴同斷、
- 一副將參將彈壓官の者、不快之由にて不被差出候に付、仲秋宴之通料理被相贈候、

同十九日

- 一兩勅使爲餞別被申入、九時分被差越候に付、禮儀之次第亦者馳走方、躍等諸事仲秋宴同斷相濟、入相時分被罷歸候、

附

- 一謝禮被申入候儀、仲秋宴同斷、
- 一勅使以下末々まで進物被遣候儀、右同斷、品員數別冊有之、
- 一千綱以下末々まで馳走方、仲秋宴同斷、
- 一副將參將彈壓官并把綱二人者、不快之由にて不被差出候に付、副將參將彈壓官の者、仲秋宴之通料理被相贈候、

同廿二日

- 一勅使旅館の、國王爲暇乞九時分被差出、二門内にて下橋、兩勅使露臺軒之下出迎、互に一揖高館屋の被申入、一跪三叩頭之禮儀にて着座、兩勅使の進物披露有之、茶相濟互に着替被致、國王より二十碗之料理、并圍碟馳走致し、舊例之通國王より金骨扇子一本つゝ、手自被進、躍等被申付、六時分被罷歸候砌、禮儀如最前、

附

- 一謝禮被申入候儀、仲秋宴同斷、
- 一勅使以下末々まで進物被遣候儀、右同斷、品員數別冊有之、
- 一副將の者、於親見世攝政相伴にて、圍碟并十六碗之料理馳走致し、參將彈壓官の者、不快之由にて不被差出候に付、各旅館の右同斷、料理被相贈候、
- 一千綱以下末々之もの者、依申出先例之通、振舞料差遣候、

- 一兩勅使着船より、毎月朔日、五日、十日、十五日、廿日、廿五日六度つゝ、三司官壹人、五員壹人、紫巾官五人、紫金大夫壹人、久米村惣役耳目官壹

- 一兩勅使爲暇乞、九時分城元の被差出候付、互に禮儀有之茶馳走相濟、王子、三司官紫巾官、耳目官罷出、勅使の一跪三叩頭仕、引次副將參將彈壓官千綱把綱罷出、國王の打三躬之禮儀可仕と有之候處、國王依挨拶一揖禮有之、國王も半揖にて對顔濟て、勅使國王被致着替料理馳走躍等見物都而仲秋宴同斷相濟、勅使暇乞有之候付、先例之通眞和志殿の國王先達而被差越、兩勅使被申入、攢盆差出送酌有之、六時分被罷歸候、國王番所階下三司官、王舅、紫巾官、耳目官門外罷出禮儀有之、

附

- 一謝禮被申入候儀、仲秋宴同斷、
- 一勅使以下末々まで進物被遣候儀、右同斷、品員數別冊有之、
- 一副將以下馳走方、仲秋宴同斷、且被罷歸候砌、副將參將彈壓官者、客屋の申入先例之通、攝政相伴にて攢盆差出送酌有之、千綱把綱の者安國寺の申入、紫金大夫相伴にて、右同斷送酌有之、

同廿五日

- 人、久米村大夫四人、那霸官壹人、長史壹人、都通事四人、宮古藏船手、大屋子之内壹人、那霸筆者壹人、使者を以問安有之、進物被遣候、品員數別冊有之、

- 一毎月朔日十五日には、右之外當役壹人、長史壹人使を以進物被遣候、品員數右同斷、

- 一仲秋重陽之節供には、兩勅使の當役、副將、參將、彈壓官の都通事、千綱把綱の者通事親雲上を以、進物被遣候、品員數右同斷、

- 一七宴其外進物被遣候節、爲謝禮勅使、並副將參將彈壓官千綱把綱より、相公與申小姓分之もの兩人つゝ、供壹兩人つゝ、相附、川口通事並久米村長史通事案内にて、城の差越候付、勅使使者者上座にて、耳目官壹人、長史、川口通事相伴にて、拾碗之料理、副將以下把綱使、並供唐人者、同所下座にて通事相伴にて、八碗之料理馳走引出物等遣候、引出物左に記す、

- 一銀子貳拾目、勅使使者、並川口通事の壹人分、一同拾匁、副將參將彈壓官使の右同、
- 一同八匁、千綱把綱使の右同、



一同壹夕、供唐人右同、十月朔日

一冠船兩艘之船神菩薩、上之天后宮より龍亭に勸請仕、中途行列にて乗船有之候、

同日

一兩勅使乗船に付、正使節副使海神諭祭文高館屋に被持出、臺に相直、兩勅使一跪三叩頭被仕相濟、龍亭二臺之前に相直、執事人にて節並海神諭祭文龍亭に載、兩勅使發駕、國王迎恩亭に被待居、龍亭迎恩亭に相直、兩勅使左右に被立、被王諸官を率龍亭に向ひ、三跪九叩頭之禮被仕、且勅使付て皇帝安否被相伺候付、回朝代奏者返答有之濟而、互に一跪三叩頭之禮儀有之、八時分兩勅使船に被差越候付、國王も一同通堂崎まで被差越、勅使に禮儀有之、正使節副使海神諭祭文持乗船被致候付、國王節に被相向禮儀有之、又勅使に禮儀有之、引次王子三司官以下諸官、於通堂崎に勅使に禮儀有之候、

但、節拜禮之時樂有之、

同五日

一今日四時分冠船兩艘、謝恩船返船四艘立にて、那

霸川出船仕候事、

一右に付、三司官壹人、表史壹人使を以て、進物被遣候、品員數別冊有之、

二三司官二人、惣役長史壹人小舟漕出相送候事、

但、船飾入津之時同斷、旗之字者恭送之二字書調候、

一耳目官壹人、正議大夫壹人、長史壹人、小舟漕出右同斷、

但、船飾前條同斷、

同十日

一冠船兩艘、謝恩船返船四艘立にて、去五日那霸川出帆、同日七時分慶良間島之内安護之浦に潮掛有之候處、同九時分歸唐出船仕候段、飛船到來有之候事、

附、冠船兩艘返船者歸唐致直乘謝恩船之儀、者十月九日久米島に致沙掛、同十六日歸唐出船仕候段、久米島より飛船到來有之候、

一勅使乗船には、護送大通事崎原雲子親雲上、并船頭佐事水主二十人乗せ付差渡申候、

一參將乗船には、佐事水主五人乗せ付差渡申候、

勅使滯在中、左之通申渡候、

一把門官と申久米村之者九人、勅使旅館本門外左右之番所に晝夜詰居、内外より之用事通達仕候、  
一火矢打人毎日同所に詰居、朝晩并勅使外に被罷出候節、火矢打申候、

一樂人同所詰居、毎日朝晩樂仕候、

一用聞役首里那霸久米村之者に申付、那霸に役所相立詰居、勅使以下唐人用事相達候、

一辻平等役與申右同斷詰居、勅使以下に毎日野菜肴等相渡候、

一大臺所役と申右同斷詰居、勅使以下飯米酢醬油之類相渡候、

一天使館當與申右同斷詰居、惣客人宿々迄、掃除并入置道具等相調候、

一物奉行壹人那霸に詰居、毎日飯米野菜肴、其外諸事差引方申渡候、

一惣横目按司壹人、親方壹人、中取筆者等相附那霸に詰居、諸事締方申渡候、以上、

冊封之時、勅使獻立并卓之圖、  
但、七宴とも大概同格、

小碟、漬天門、  
小碟、酢、  
小碟、地漬蕪、  
小碟、醬油、  
小碟、地漬大根、

初段大碗四、

一毛蟹燕窩、赤玉子、火腿、烏心豆  
一ふかひれ、小豆、木の子、底、肉糸  
一清炖うづら、烏心豆、火腿、赤玉子、一刺參、火腿、干竹の子、赤  
一赤、一點心、黄米糕、一湯、燕窩、

二段大碗四、

一鴨、生竹の子、小豆、木の子、烏心豆、火腿、赤玉子  
一鹿筋、烏心豆、干小豆、火腿、赤玉子、白くき菜  
一三鮮、大はまくり、紅かい、鹽吹かい、川茸、赤玉子、生竹の子  
一炖鹿肉、烏心豆、赤玉子、青等

一點心、干重糕、一湯、川小豆、

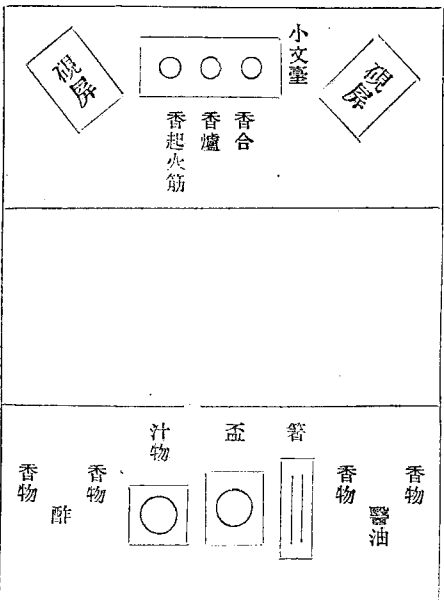
三段宮碗四、

一秋、烏心豆、小豆、誤寫なるものしるへからず、赤玉子  
一水龜、烏心豆、一海馬、烏心豆、赤玉子  
一點心、肉火燒、一湯、山東粉、

四段宮碗四、

- 一大かい、烏心豆、木の子、カ、くり、底、かや芋、
- 一田にし、烏心豆、火腿、木の子、
- 一色半へん、烏心豆、木の子、底、肉丸め、
- 一炒豚足、れん肉、赤玉子、
- 一 點心、蘇餃、 一湯、紅かい、
- 一點心、水山吹、 一湯、岩茸、
- 五段鉢四、
- 一 鮑、烏心豆、紅かい、 一炒鶏、青笋、しめじ、
- 一 赤染肉、木の子、
- 一 拌和菜、あさかい、柱、火腿、寒天、青笋、赤
- 一 蒸魚、烏心豆、
- 一食、 一湯、小漬くり、
- 菓碟十六、
- 一 桔餅 一 冰糖砂 一 花生仁 一 瓜子
- 一 荔枝 一 芭蕉實 一 銀魚 一 葡萄
- 一 龍眼 一 馬蹄 一 さいひ 一 蓮根
- 一 干小ゑび 一 萬密漬 一 燒鶏 一 燒肉

食卓



肴卓

全豚	塔	全羊
鹿筋 鴨	羊肢 海蛸	猪肢 庭鳥
干魚 紅螺	干蛸 烏賊	干魚 紅螺
海老 海蛸	榮螺 鱈	海老 海蛸
饅頭 油餅	光餅 木餅	饅頭 油餅

六宴には、金花飾無之、

右者勅使一人分、

但、相伴之國王に者肴卓無之、  
 册封之時、副將、參將、彈壓官、千綱把綱客唐人  
 獻立、并卓之圖、  
 但、七宴とも大概同格、

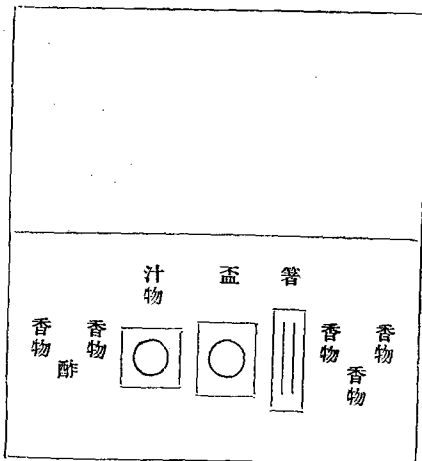
- 小碟、漬天門、 小碟、奈良漬瓜、
- 小碟、酢、 小碟、醬油、
- 小碟、地漬蕪、 小碟、地漬大根、
- 初段大碗四、
- 一 燕窩、玉子、鶏皮、烏心豆、 底、鶏糸、
- 一 ふかひれ、小ゑび、木の子、 底、肉糸、
- 一 清炖うつら、烏心豆、赤玉子、 底、つみ入、
- 一 刺参、かや芋、干竹の子、鶏皮、 底、肉糸、
- 一 點心、黄米糕、 一湯、てらさ、
- 一點心、けさちいな、 一湯、紫のり、
- 二段大碗四、
- 一 鴨、生竹の子、小ゑび、木の子、 底、炒肉、
- 一 烏心豆、火腿、赤玉子、 底、炒肉、
- 一 鹿筋、白くき菜、赤玉子、 底、炒肉、

- 一 三鮮、大漬くり、紅かい、生竹の子、
- 一 炖鹿肉、烏心豆、赤玉子、
- 一 點心、干重糕、 一湯、川小ゑび、
- 一點心、芋粉餅、 一湯、うは、
- 三段宮碗四、
- 一 歟、烏心豆、小ゑび、 底、肉丸め、
- 一 大ゑび、烏心豆、 底、海貝、
- 一 大かい、烏心豆、木の子、み、くり、 底、かや芋、
- 一 炒豚足、れん肉、青笋、
- 一 點心、肉火焼、 一湯、山東粉、
- 一點心、淺地あめ、

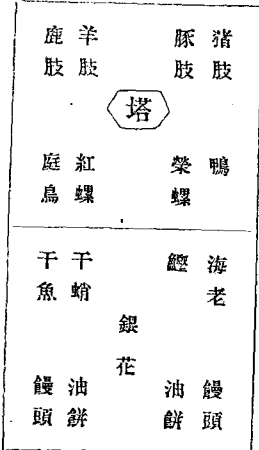
四段鉢四、

- 一 鮑、烏心豆、赤染肉、 一炒鶏、青笋、しめじ、
- 一 木の子、紅かい、
- 一 拌和菜、あさかい、柱、火腿、寒天、青笋、鶏、
- 一 蒸魚、烏心豆、
- 一食、 一湯、小漬くり、
- 一湯、せん系瓜、
- 乾盤九、
- 一 桔餅、 一馬蹄 一 瓜子、 一花生仁
- 一 氷砂糖、 一松子仁、
- 一 蒸龍眼、 一干小ゑび 一 砂糖漬生姜、 一漬やくか
- 一 蒸荔枝、 一 饅頭 油餅

い  
一燒鷄、  
食卓



肴卓



六宴には、銀花飾無之、  
右者、副將、參將、彈壓官、千綱把綱客、唐人一人分、  
但、千綱把綱客唐人わ者、肴卓無之、  
冊封之時、全廩給事廩口糧月糧獻立、  
但、七宴とも大概同格、

小碟、地漬瓜、  
小碟、地漬立田、  
小碟、醬油、

初段大碗四、

一似燕窩、海粉、赤玉子、  
小ふび、紫のり、  
底、薄し、

一牛筋、海粉、木の子、  
赤玉子、切にら、  
底、せへん、

一海鼠、海粉、赤玉子、  
落地生、紫のり、  
底、葛肉、

一猷、海粉、木の子、  
仙本、赤玉子、  
底、蕪頭、

一點心、色付高麗餅、  
一湯、米素麩、  
川のり、

二段宮碗四、

一蒸ふた、海粉、みくり、  
赤玉子、仙本、  
底、あげ魚、

一やくかい、海粉、紫のり、  
赤玉子、  
底、

一蒸あひる、海粉、赤玉子、  
木子、紫のり、  
底、薄肉、

一猪、海粉、赤玉子、  
冬瓜、みくり、

一點心、大まき餅、

一湯、糸鷄、  
川のり、

三段鉢四、

一白片羊、海粉、赤玉子、  
赤玉子、  
一煎鶏、海粉、赤玉子、  
冬瓜、小菜、  
一拌

和菜、海粉、骨し、赤玉子、  
辛子、立わき、青瓜、  
一蒸魚、海粉、  
赤玉子、

一食、一湯、短尺、まぼろし、割仙本、

右者、全廩統一人にて臺一、半廩給二人にて臺一、  
口糧月糧者、四人にて臺一つ、以上、  
冠船、附拜領物并献上物帳、

一銀貳貫目 一素絹百疋

右尚温王尙成王神位に諭祭之時香奠物、

一蟒緞貳疋 一青藍緞各參疋 一藍素緞參疋

一閃緞貳疋 一衣素緞貳疋 一錦參疋

一紗肆疋 一羅肆疋 一細肆疋、

右國王に拜領物

一粧蟒壹疋 一青藍緞各貳疋 一藍素緞貳疋

一閃緞壹疋 一衣素緞貳疋 一紗肆疋

一錦貳疋 一羅肆疋

右妃に拜領物

一金拵刀貳腰 一銀拵刀貳腰 一刀貳拾腰

一鎗拾本 一長刀拾振 一金之屏風貳双  
一馬具壹通 一具足壹領 一金扇子百本入箱拾  
一金沙子扇子貳百本入箱貳拾 一銀扇子  
二百本入箱貳拾 一綿子貳百把 一白練芭蕉  
布三百端 一白細上布百端 一金鶴一對但、銀  
岩形壘共、内、一雄鶴兩目八百七拾五匁、一同銀臺兩  
目四百九拾五匁、一雌鶴兩目八百六拾六匁、一同銀  
臺兩目四百七拾九匁 一銅五百斤 一錫五百  
斤、

右謝恩獻上物、以上、琉球冊封使一件帳、  
享保四己亥年三月、中將吉貴より清朝の政令、及び風  
俗等の書付をたてまつる、この事、先に仰の旨あるに  
よりてなり、證は、唐國北京の部政令  
等御尋の條にあり、

通航一覽卷之二十三終

### 通航一覽卷之二十四

#### 琉球國部二十四止

○漂着

昔年より琉球船漂着の時は、何國にても島津氏に引渡し、薩摩より歸國せしむる御制度なり、年代所見なし、後の事なるへし、證は、海防之部、慶長十五年以後、異國船被方琉球船の條にあり、慶安二己丑年七月六日、唐船一艘薩摩國山川に攝宿郡に屬す、漂着す、こは先に渡唐して抑留せられし琉球人を、清朝より護送ありし船なるよし、八月松平島津、薩摩守光久より注進あり、證は、唐國往來の條にあり、寶永二己酉年秋、琉球人駿河國清水浦に安倍郡に屬す、漂着す、延享二己丑年夏、また陸奥國に漂着す、寶曆六丙子年六月廿六日、肥前國五島に松浦郡に屬す、漂着す、よて長崎に挽送り、奉行より同所詰島津氏開役に引渡す、同十二年四月廿二日、薩摩國附大島に大島の薩摩附たりし證、大島筆記、中陵漫錄等にあり、安永四年八丈島漂着の大島船頭等より出せし歸島願の書付にも、薩摩、それより薩摩にいたり、扶助ありて歸國せしむ、安永四己未年五月、志摩國鳥羽浦に答志郡に屬す、漂着す、文政二己卯年五月十三日、

常陸國川尻村に多珂郡に漂着す、同年六月十日、水戸殿より松平島津、中將齊興の家人に引渡さる、寶永二年己酉の秋、琉球人駿州清水浦に漂着す、島延享二己丑年夏、琉球人逢難風奥州へ吹付られ候、依之、陸を江戸へ來り、薩摩屋敷へ被渡候由、用物宰領役 上運天親雲上 同筆者 伊良皆親雲上 同荷付手代役 古波藏親雲上 同瀨名波藏親雲上 上運天親雲上家來 比賀仁屋 上間仁屋 島袋仁屋 金城仁屋 棚原仁屋 大城仁屋 伊良皆親雲上家來 東忍納仁屋 内間仁屋 鉢嶺仁屋 新垣仁屋 古波藏親雲上家來 宮平仁屋 瀨名波藏親雲上家來 山城仁屋 眞言宗 元昌、以上、續談海、寶曆六丙子年七月十七日、五島より當六月廿六日、五島領に琉球船壹艘人數拾六人令漂着由にて、右之船人當沖高鉾島の前に挽來る由被相届に付、松平薩摩守開役平田元右衛門に被相渡之、長崎志、長崎年表、寶曆十二年壬子年、琉球國潮平親雲上以下五拾貳人、大島浦漂着之次第、

一拾五端帆船壹艘、但、長拾壹丈九尺、横貳丈七尺三寸、

以下潮平親雲上主從 潮平親雲上 宜壽須里之子親雲上 照屋里之子 潮平子 家頼 上地

同 東恩納 同 大田 手代 諸見里筑登之 同 崎間筑登之 僧 祖願 以下船頭主從 船頭 高良西村 花取 當間久米村、年三拾三、

佐筆 具志堅、西村、年五拾六、 同 大城、西村、年三拾八、

同 末吉、泉崎村、年五拾二、 同 平安名、西村、年五拾二、

同 新高江洲、西村、年三拾八、 同 前里、渡嘉鋪間切渡嘉鋪村、

同 新垣、西村、年四拾九、 定加子 照屋、東村、年四拾五、

同 山城、若狹町村、年四拾壹、 同 島袋、西村、年三拾四、

手登根、若狹町、年貳拾九、 同 古波藏、渡嘉鋪間切渡嘉鋪村、

同 喜屋武、座間味間切座間味村、年貳拾九、 水主 富盛、西村、年貳拾五、

同 西平、西村、年拾九、 同 手登根、若狹町村、年三拾三、 同 大嶺、西村、年貳拾五、

井馬、渡嘉鋪間切前村、年三拾、 同 石川、渡地村、年貳拾、 同 仲

同 小嶺、渡嘉鋪間切前村、年貳拾、 同 平良、座間味間切村、年貳拾、 同 宮平、座間味間切座間味村、年貳拾四、 同 平良、座間味間切阿佐村、年貳拾一、 同 慶留間、座間味間切阿意村、年貳拾八、 同 喜屋武、座間味間切阿意村、年貳拾五、 同 富里、座間味間切阿嘉村、年貳拾九、 同 渡慶須、座間味間切阿意村、年貳拾九、 同 仲 村渠、座間味間切阿嘉村、年貳拾九、 同 金城、渡嘉鋪間切阿連運村、年貳拾九、 同 平良、座間味間切阿佐村、年貳拾八、 同 仲村渠、座間味間切阿佐村、年貳拾九、 同 當間、座間味間切阿佐村、年貳拾九、 同 仲 村渠、座間味間切阿佐村、年貳拾九、 同 富里、座間味間切阿嘉村、年貳拾九、 同 富里、渡嘉鋪間切前村、年貳拾九、 同 富里、渡嘉鋪間切前村、年貳拾九、 右寶曆十二年四月廿六日、本琉球那覇の湊を出、同國運天の津に入る、自注、那覇より二十里餘の所、總して里數三十六町を二里と立るの數なり、天氣悪く毎度出戻りし、七月十三日運天を出しに、十五日の晚より十六日まで、大風に逢ひ檣切流し、柁折れ荷物大半はね、屋久島をの漕まで三十六里、薩摩山川見懸て乗りしに、西南風あらく、其間已に淪没せんとせし事度々なり、辛ふして三日三夜子丑の方へ流

る、柁も折れしゆへ、帆の切れなどを船へ付ひかせ、兎角して漸く霧の中に島山を見付ぬ、何れも何國やらんと疑ひけるに、潮平謂るは、山の圍ひ木唐の様に見ゆと、船中に十九年前元甲子年、自注、延享、奥州へ流されしとき、乗りたるもの壹人あり、城なり、自注、山其時分流さるゝ内、見覺へたる方角彼是を考ふるに、多くは日本四國邊の地なるへきよしいふ、さらば流すに心得ありとて、艦より入れは櫓の在所等、日本の船と殊の外違ひ、異様に見ゆへしとて、官藏自注、船中上の入口の上に穴を明け、八帆の柱を立櫓のことくし、舳の飾を切流し舳逆しに流し入れり、是少しにても異様に見えぬ様にこのことなり、廿一日柏島沖より入りしを、柏島の役人見付船を乗懸尋しに、薩摩守の内本琉球の楫船なるよし答へ、其事の様をいひ、碇入るへき所などを頼みしにより、引船を出し大島の西大渡島へ引き、廿二日大島の湊へ入れ、碇を卸させしなり、此船は楫船とて琉球の用役上乗りし産物を積、薩摩の琉球假屋といふへ荷を上げ、薩摩への拂方等にす、其役琉球役といふ、潮平親雲上則ち其役なり、親雲上は頭役とて、物頭の

格なり、楫船とは琉球の用船なり、本唐へ貢するを進貢といふ、其船を進貢船といふ、進貢船は矢倉を揚げ狭間を明け、砲を置弓鐵砲等を備ふ、是海賊の用心なり、進貢船二三度程用ひたれば、矢倉を除き狭間を塞ぎ楫船といふ名目に成、琉球國の官船とし、薩摩へ行通ふ船とす、春先楫船といふは、春より乗る、夏立楫船といふは、夏より乗るといふ名なり、船印木綿の四半紺地三巴の紋なり、是琉球王の印なり、公私の荷物多くはねたれども、此印は恙なく持つけ、禮日等には舳に飾れり、楫船薩摩へ通ふには、海賊の患もなく、其上薩摩よりの制禁もあるか故に、狭間を塞ぎ武器の備なし、船中用心の爲に刀壹腰を入る、尤改切手あり、九月廿五日首途の御祝とて、御料理遣はされたる夜、彼是御懇意の至、此度の御恩惠御禮も申盡しかたしとて悦合り、程なく歸國す、大島筆記、○按するに、文中薩摩に到着の事所ありし事推して見なければ、結文を見て其到着、かつ扶助等知るべし、

安永四乙未年五月、志州島羽浦に琉球人漂着す、近世東西略史、

文政二己卯年五月十三日、常州多現の郡川尻村に

漂着の琉球船、其由を尋候に、十三日雨中早天に、川尻村海面汀近く漕入船の繋り場、何にて可宜哉と仕形を以漁船に問候由、漁船大きに驚き、大畧に磯間かゝり場指圖いたし候由、夫より異國人貳人陸に上り、庄屋藤左衛門宅を尋ね候趣、日本言葉遣ひ候由なり、時に七十五歳に相成候老母有之候を見て、ナンヂヤと申候由、庄屋の妻ヤと答候得は、いくつになると申候由、七十五になると申候へは、我等もヤハハ八十五になると申て、涙を浮へ手を合て我を案し候事にも可有之と申仕形を致し候由、殊勝なる事に有之候、其後茶を出し候へは、茶臺へ式禮有て茶を飲候様子、此方の人に異る事なし、何ぞ給へ候やと申候へは、不分様子に付、仕形にて見せ候得者、至極悦ひの様子見えけるにより、肴もなくと申候へは、シケヂヤカラと申候由、此二人の中、壹人は船頭當銘と申ものにて、此ものばかり日本の詞を遣ひ候なり、右漂着の節漂流人より差出候訴状、覺、

私共乗船之儀、中山壬年貢米積越用八重山島に相渡り年貢積入、閏四月十六日彼島より出帆仕

候處、次十七日逢大風、梶本木波に被打折、十死一生之涯に相成、大櫓切捨、風謐當御地漂着仕申候間御改被仰付可被下候、以上、

卯五月十三日

琉球船主  
泉崎村渠筑登之船主  
當 銘 印

右印は、丸印にて此方の印に相違無之候、但し龜抹なり、

夫より石神官府へ訴に相成、翌十四日未明に川尻に相詰候郡吏は、清水嘉右衛門、太田傳次右衛門、扱其夜郡奉行佐々木彦吉、并調役市村仁右衛門等拾人相詰る、則官議を以、右船頭并水主拾壹人川尻村公官の炭藏明き居候を、屋根をふきかへ野埒を結び、一方口に木戸を作り、諸役人番所まで一々同月十八日迄に出来、是へ爲引置候也、扱又石神より詰の後、十五日に水府發足の人々、先鋒將萩登之助、横山甚五左衛門組の同心各二十人つゝ、監曹川方佐左衛門史館より筆談として、大竹與兵衛宇佐美久五郎皆晝夜を不別、川尻へ相詰也、

夫より船を汀に引寄、積入候俵物等を改、不殘此方引揚候由、積入の品は、粟、小麥、玄米少々有之候

由、異國船と申は、琉球國泉崎村仲村渠筑登之と申者の船にて、船頭東村當銘、とし四十三、水主は同村國吉とし二十三、玉城とし三十五、大城とし三十五、比嘉年三十七、島袋年三十一、宮城とし二十九、金城とし三十二、小橋川とし三十一、山城とし三十三、高江州とし三十四、嘉敷とし二十八、以上十二人、船は九反帆、馬艦と申船之由、清朝嘉慶二十四年卯四月十六日、八重山島といふ所より、出帆いたし候由之處、其翌十七日、大風にて辰巳の沖へ被吹流、夫より南風に吹替り、東北へ相走り、十二日より按ずるに、廿二日の誤寫なるべし北風にて此濱面に漂流候由、其中彼地に於て、中山王大美殿と申殿の普請材木櫪木數百本積入候よし、是又漂流の中不殘海中へ投入、此度は唯送狀はかりにて、所持の材木一本も無之、右所持之送狀十二通有之、皆同手跡同文言、唯小麥の數かはり候計りなり、其寫、

透狀 御用意御藏  
粟十五石六斗七升五合六勺  
但、一俵に付絃懸計飛入にして、二盃小升、

髮をこち詰候由也、此方の山伏のごとくまごひ居候也、古來は丸に惣髮に有之處、明朝敗滅の後、今の清朝北狄の餘胤を以、中華を猜し風俗を革め、皆鼠辯の姿に成候に付、琉球人をも是非に其風俗に改めんと命令に付、不得止事中を始めてり候由、今は中そりを加へ候なり、惣髮相見え候、一衣裳は、イセウと唱へ、皆からむしにて作り候由、至極の鹿布なり、仕立はるりを廣くして、一面に幅廣に縫立候、帯は一は、ものを、よりなしに前にて兩膝に詰ひ下け、常に手拭の様なる物を腰に挟み居候なり、一積入候諸品、金碇三ツ、木碇貳ツ、金碇は三ツ足に有之由、木碇は此方の方言に山太郎と申碇に少し替り、大概似寄候由丹後といふ手桶芭蕉繩二房、砂仁繩貳房、白米壹人壹石つ、傳間船壹艘、味噌壹壺、菜櫃壹つ船を引上候ほとりへ上置候、太繩廻り壹尺位にも見え、木の皮を以制し候様子、香氣も少々有之間、もし是を砂仁繩とも申候哉、

五升斤目八十三斤、俵皮九斤、右御用意爲御物多配分を以、九反帆馬艦船主泉崎村仲村渠筑登之之船頭當銘、船より積登申候、運賃米は當所に而相渡申候、以上、  
卯四月十七日 仕上世役浮海目差 譜久山にや印 沖間與人印  
右通相違無御座候、以上、  
卯四月十七日 八重山島頭 石垣親雲上印 同 大濱親雲上印 同在番筆者 潮平之親雲上印 同在番 具志堅親雲上印 右見届差登申候、  
卯四月十七日 御物奉行所 喜舍場親雲上印 同在番

一船長さ拾四五間、横四五間、深さ一丈壹貳尺、清朝福建州の船に似寄候得共、削方制作至て鹿抹にて、危様に相見え候、帆柱三ヶ所中、壹ヶ所作り附、居所舳にあり、竹をかき附、上に管を張る様子、屋根中棟通り三尺程明き、赤き木を帆板にかけ、管を其次にかけ、潮除の様子、舳に石灰ぬりに赤き丸あり、艫に黒板に白き半月の如き丸あり、水つき石灰塗り、敷板異なる事なし、ホケ左右に藥研の縁の如く開く、帆柱押の木に船板あり、觀音の札なり、  
同年六月十日薩州より右漂流人迎の役人川尻へ着  
一昨八日江戸出立之由、

- 高三百石 馬廻り 四本孫左衛門上下六人
- 高百五拾石 留守居添役 河野新大夫上下五人
- 高百石 目付役 小田善兵衛上下貳人
- 外に 足輕 三人
- 人数拾六人 琉球人漂流聞見圖説、○按ずるに、江戸注進及び歸國の月日等をもら

○漂流、并異國人漂到、

本邦の船、琉球に漂流の時は薩摩に送り、唐國及び朝鮮の船は、其本國に送れる御規定なり、自餘の異國船は、より長崎に送れる例なるへし、長崎覺書に載る寛永十四年漂到の黒船にてしられたり、薩摩に送り、それ

將軍家よりの御掟にて、本唐朝鮮の船は本々へ送り、日本の船は薩摩へ送る事なり、紅毛雜船の船は、又外に御掟あるよしなり、大島筆記(按ずるに、此書は薩藩戸部良照、寶曆十二年薩摩領大島に漂着せし琉球入潮平親雲上等に聞る所を筆記せしなり、)

某年陸奥國の船、琉球運天港に漂流す、大島筆記に、年代に注せることく、寶曆十二年大島に漂着せし潮平親雲上より聞たるよしにて、潮平彼國に在りて、漂流人を扱ひし事見えたるは、寶曆十二年前の事なり、安永三甲午年三月廿四日、また尾張の廻船漂流す、薩摩より在番の士二人出て、漂流の故を尋問し、扶養を加へ上陸を許さずして薩摩に送り、それより大坂に護送あり、後尾張殿より彼藩士二人に謝物を贈らる、

琉球運天の津へ、奥州船漂着し、潮平親雲上其用方にて參る、首里より二十四五里の所なり、奥州もの言語通しかたきのみならず、連天の者も、同じ琉球

人なれども通しかたき、彼是不自由にありしよし語れり、大島筆記、

尾州の商人に、大坂廻船を持しあり、自注、長者町紙屋州大坂松本町政之助、理兵衛、船頭攝貳拾五歳、其外九人、去る安永二癸巳年霜月十九日、米及び材木を積て、城堀堀川より出船し、志州鳥羽へ着、自注、十一日、日和を見て、ともつなとき紀州里の浦へかゝり、夫より大坂へ志て乗り行く、自注、十一日、月廿八日、明方より風いみしくして、いたつらに吹放され、浪にた、よひし、同じ港を出し船三四艘しはらくみえしか、行るも知らずなりぬ、た、く、九人乗りける船の者ども、消なんとする命つきせすして、百二十日はかり海上に日を送りし、其間風静りて、磁石針を以て考ふるに、日も月も大方北の方に見えぬ、扱はかきりなき南海こそといと、心ほそく、念佛なんどごなへ、せめては陸地あらん所へつきて、水のみ死せば、うらみは残らしと祈誓しける、かゝるに大きな鳥鴈のことくにして、背黄に羽は薄黒の色にして、つはさ大よそ一丈四五尺もありなると見ゆるか、二羽來りて船にとまる、扱は鳥も近きにこそと、うき中にも噓しく米あらひてあたへけ

れども、是をほむけしきもなく、くれに飛去りあしたに又來る、其頃よりは海中も静にあた、かなる事暮春のことし、ごかく日をおくりし程に、西北の方に山はるかに見え初たり、いそぎ乗りつかはやごおもへども、帆は先にふきやふれ、梶たへて力なし、されどもさほなんとを以て、漸に漕行程に一地に至りつきぬ、人あれども言語たしかに聞得ず、やや琉球國なる事を聞て悦び、年時をとふに、甲午す永三年なり、三月廿四日なる由云、船の漂流せしさまこまゝと聞て、日本國より居をく番所に告へし

さて、食物を送りていたはれり、かくて薩摩侯の家人自注、佐合太郎左衛門、事の次第を問ひ聞、其後船中にさし置き、船のまはりに垣結ひて、陸にあかる事なかれ、毒蟲、自注、はめありて、人をそこなふとてかたく制しける、日ごとに飲食を送りておろそかならず養ひ侍りし、夏を過秋に至りぬ、七月十一日出船し、薩摩かた山川の湊に至りつきぬ、爰にて侯より命して船を修し、大坂におくり給ひし、

九人の内一人は船中に而死す、薩摩にても船よりはあけさりしか、孟蘭盆の日を幸ひに、吏に告

て寺院にまふて、船中にて死せし者の追福なごせしと云々、十一月尾州へ歸り來る、十二月廿八日、我公より按ずるに、尾張薩摩の家人佐合氏等に時服二つ、賜りし、殿なり、是は琉球にして漂船の者どもいたはり侍りし故ごなん聞えし、鹽尻、

寛永十四丁丑年、琉球に南蠻船一艘漂着到、則薩摩に來たし、それより長崎に送り獄に置く、寶永三丙戌年九月二日、松平島津、少將吉貴より、去月大島に漂着の阿蘭陀人諸尼利亞人を長崎に護送あり、享保二十乙卯年十月十一日、朝鮮船永良部島に漂到、其地出帆してまた大島に漂着せしか、明年元文元丙辰年三月三日、彼島より歸帆せしめし旨、同年六月廿八日、松平島津中將繼豊か老臣より、長崎奉行細井因幡守に注進す、其後清朝の船も漂到す、大島筆記に、二十三年前このみへることく、こは寶曆十二年より算へし、元文五年寛保元年の間なるへし、

寛永十四丁丑年、琉球に黒船一艘漂着す、薩摩へ送り來、薩摩より長崎へ送來、則入籠被仰付候、長崎覺書、寛永十四年八月に、日本へ罷越し申候南蠻船一艘

琉球へ漂着す、薩摩番のもの捕之、さつまへ連越し候を、早速長崎へ送られける、伴天連六人日本人三人也、奉行馬場三郎左衛門柳原飛騨守詮義有之候處、日本に邪宗を弘むべきために、しのひて來るよし白狀す、依之長崎の牢に入おかれ、落着不分明なり、此時九州中に出され候御奉書略之、古集記  
長崎事始細見録  
寶永三丙戌年八月、琉球之内大島と申所へ異國人六人漂着、松平薩摩守殿より長崎に御送り、九月二日着船、奉行所にて御詮議有之候處、三人はエゲレス、二人はヲランダ人にて、疑敷儀無之、イスバンヤに被捕、彼國を逃去、アソント申所より漂流いたし候よし、承寛雜錄、

元文元丙辰年六月廿八日、松平大隅守老臣より長崎奉行細井因幡守へ注進、

一筆啓上仕候、琉球國之内永良部島に、去年十月十一日異國小船一艘致漂着卸碇候付、早速役人共罷出見届候處、男十八人女十人、内貳人は幼稚者乗組、朝鮮人に似寄候、故漂着候次第出所等相尋候得共、言語文字相通不申候、然共朝鮮と申儀者相聞得、漁船遭逆風漂來之體に而、船具衣類之外積荷も無之、

飯米拂底候故食物を爲取、宗門之儀相改候處、何も疑敷儀無之候付、介抱申付、船具之内破損之品修補爲相調、同月廿四日出帆、同日同國之内徳之島に致漂着候、於彼所も飯米野菜薪等相渡置候所、同十一月三日致出帆、同日同國之内大島に漂着卸碇候付、早速出帆申付度候得共、右島より者洋中難海順風も無之時節罷成候付、右之者共よりも日和見合出帆可仕と願候體相見得候故、爲致滞船介抱申付置、船具并船修復用之品望候通相渡、當年三月三日彼島より直歸帆申付候、滞船之内番人等堅固付置、不依何色商賣不申付旨、此節中山王より申越候、右之旨爲可申上如此御座候、取附別紙差上申候、恐々謹言、

六月廿八日

堀四郎大夫與昌判

種子島彈正久基判

島津木工久豪判

島津主殿久貫判

細井因幡守様參入々御中、公事餘筆、

本唐の船も、二十三年前琉球に漂着す、其時唐船へ塗る石灰の仕來を見るに、琉球國にて年來せし石

灰よりは、仕様かはり有て、彌船の爲堅固になるよし、大島筆記、

### 通航一覽卷之二十五

#### 朝鮮國部一

按するに、この國唐堯の時に當り、檀君なるもの、はしめて開基して君となり、國を朝鮮と號す、よりに是を大始祖の廟と稱するよし、朝鮮國史畧、輿地勝覽等に載す、開田耕筆に、朝鮮國初の主を檀君といふ、素尊の朝鮮へ渡り給ひしといへる處、對馬にての説也と云ん其こそ、私按、素尊一旦新羅へ渡たまひしといふことは、神代記中一書の歌に見え、されども夏商を経て、その世紀考へ知るへからず、周にいたりて、箕子の封國となりしより以降、或は郡府となり、或は三韓起り、或は三國鼎峙す、その間また渤海任那をはしめ、卓淳、耽羅、肅慎、多彌島等の諸部落、大小強弱の異なるありといへども、各自に酋長あるものなり、高麗にいたりて、終に諸韓を一統せり、いま朝鮮國史畧、蕃國傳、三韓紀畧、日韓提要、朝鮮年代記等の諸記を參互合考して、その大概をこゝに述ぶ、

### 通航一覽卷之二十四終



人衛滿に迫られて南に奔れり、よて衛滿その國に據りて、なを朝鮮と號す、滿の孫右渠漢詔を奉せざるにより、武帝これを滅ほし、その地を分て四郡とす、樂浪、臨屯、玄菟、眞番是なり、昭帝また改めて二府を置く、平州都督府、東府都督府是なり、然れども、令行はれずして、三韓並ひ起り、馬韓は西にあり、その始祖箕準は衛滿を避けて南遷し、國を建て五十四國を統ふ、相傳る二百餘年にして、百濟王温祚に并せらる、辰韓は東にあり、蕃國傳に、秦の亡人、よて秦韓と稱し、また辰韓と、彼を避て韓に入る、す、古の辰國なりとあり、辨韓は南にあり、二韓は始祖年代等詳ならず、統國各十二、その子孫ともに新羅に降る、この時に當りて、新羅國、高句麗國、百濟國また漸々興起し三國鼎立せり、新羅は東南に、高句麗は北に、百濟は西南にあり、新羅の始祖朴氏赫居世は、辰韓に據りて國を徐羅伐と稱す、實に宣帝五鳳元年なり、二十二代知大路立て、始て王と稱し國號を新羅と定む、第四世脱解の時、國を雞林と號し、のち斯處にたりて、はしめ、斯羅、新羅の三種互にして定名なし、この處てかく定めたり、二十九代法敏の時、百濟高句麗の二國を呑噬し、九州に分ち、郡縣四百五十を置けり、始祖赫居世より三氏相續き、脱解より昔氏九代にして、十二代令味郎立てより金氏となる、

合せて五十五主、共に九百九十二年にして、後唐廢帝清泰二年高麗に降る、高句麗は高氏、高句麗、或は通しもの、始祖を朱蒙といふ、故の辨韓の地に據りて國を建つ、漢元帝建昭二年に當れり、新羅建國に後、事二十年なり、國を前部、後部、上部、下部、南部、西部の六部と定む、其後昔人國を奪ひ、北沃沮を并せ、南濊貊にいたり、南扶餘に接す、朱蒙より高氏相承る二十八主、すへて七百五年、唐高宗總章元年唐のために滅ほさる、百濟の始祖温祚は、高句麗朱蒙の次子なり、河南に奔り、馬韓の酋より百里の地を得て國を建つ、漢成帝鴻喜三年に在り、高句麗におくる、十九年なり、はしめ十濟と稱し、また百濟と改め、扶餘を氏とす、温祚立て二十六年、遂に馬韓を并はず、その子多婁にいたりて、國や、昌盛、東新羅を極め、北高句麗に接し、西南大海を限り、東西四百五十里、南北九百里、五堡障を置けり、温祚より相傳へて三十一主、六百八十一年にして、唐高宗顯慶五年唐に降る、また渤海國は、新羅の叔世に起る、その始祖大祚榮は、高句麗王高氏の支別なり、その國亡ふるるとき、榮州に奔り遂に自立して王と稱す、唐開元元年玄宗より封爵

を請て、渤海郡王となる、肅慎濊貊沃沮等の數國を并せ、南新羅に接し、東北靺鞨にいたり、廣袤二千里、都督刺史等を置く、子孫十餘代二百十餘年にして、契丹國主のために滅はさる、これ後唐明帝天成年に在り、高麗國は新羅の季世に、弓商叛して王と稱す、其部下王建なるもの、その黨のために權尊せられて、衆を領し尋て新羅を滅し、諸韓を統一して國を後高麗と號す、東松岳に都し、南京西京を定め、すへて十道三京四府百十八郡を置けり、三十二代恭愍王逆臣のために弑せられ、養子辛禰嗣く、その子辛昌の時、權臣李成桂昌を廢して、王氏の支族瑤を立、四年にして成桂瑤を貶黜して、終にその宗祀を絶てり、始祖王建後梁末帝貞明四年國を建しより、王氏相承る三十三主、四百七十五年にしてほろふ、時に明太祖洪武二十五年なり、その年李成桂自立して名を旦と更たむ、これを恭獻王とす、李旦すなはち明朝に請ふて、國を朝鮮と復號す、是より李氏相繼て一統せり、風俗等諸記に載せたるもの採録すといへども、高麗國以前の事は、當今にあつからされはこゝに收めず、初めかの國より朝貢の

事、蕃國傳に、神功皇后攝政元年、后親から新羅國を征討し給ひ、かの國王面縛して降り、質を出して再び叛情なきを示す、實に後漢獻帝建安六年にして、新羅第十代奈解の時にあり、これを視て、高句麗國十代山上王、百濟國五代肖古王ともに神后の軍門に詣り、永く藩屏たらんを請ひ、また質を入る、是よりして三國朝貢を廢せず、新羅は四十代憲德王の時、我弘仁五年より絶つ、及び任那國もこの時より貢を獻せり、その後新羅の叔世に當りて、齊明天皇七年より耽羅國、天武天皇六年より多爾島、聖武天皇神龜元年より渤海國等各朝貢あり、また伊跋國、卓淳國、肅慎國等を撃ち從へり、のち高麗國起るに及びて、絶て通信なしと載す、今の朝鮮國となりて、後圓融院永和三年將軍義滿の時より、かの國隣好を修し、互に信使往來ありし事、様客便覽等に見ゆ、後陽成院文祿慶長の間、豊臣關白征伐の後隣交絶えしを、東照宮御深慮ありて修好し給ひ、慶長十二年通信使來聘ありしより今にいたれり、三韓紀畧、日韓提要等に、その國土は漢城に都し、封疆は東南西の三面は渤海にして、西北は鴨綠江に抵り、北は女眞に隣り、

遼東の東南に在りて、正に日本と對し、た、一海を隔てり、東西二千里、南北四千里、異國出契によれば、六丁なり、隣好始末物語解、及び海東諸國記等には、本邦の一里なりとあり、然れば諸記に我里程にして、東西二百里、南北四百里とするもの多ければ、一里を八道に分ち、中を京畿と十里とするを得たりとす。八道に分ち、中を京畿といひ、東を江原、西を黄海、南を全羅、東南を慶尙、西南を忠清、或は、清洪道に作るあり、或は、永安道、また作るあり、東北を咸鏡、咸鏡道に作る、西北を平安といふ、八十二郡五十一府二十一州百七十五縣を分統す、諸記に、郡四十或は四十一とあり、府三十三或は三十三とあり、州五十一、縣五十八ありて、その數合はず、道に觀察使、兵馬、水軍、節度、節制等の使あり、府に府使、或は府尹あり、州に牧使、郡に郡守あり、縣に縣令、或は縣監ありと記す、また天和風聞記載雨森東五郎筆記に、朝鮮國朝拜の規式は、正月元日及び冬至なり、その儀正三位格の輩にとまり、其已下を庭拜といひ、名署をさし、け庭拜して退く、また朝會とて正月十五日にあり、もし故あれば別に日を卜す、其日國王朝に臨みて百官の高下によらず、國政につき存意あるもの、本日直奏のよし、毎月朔望兩度望闕の禮あり、八道諸郡またしかり、大赦の事、太子誕生、立太子、および入内等の時行はる、よし、また進豊宴と稱して、國中

靜謐豊年等打續きたるときこれを催し、また國王朝に臨み百官相賀す、其日音樂等ありと載す、韓事品彙に、これ享保十年朝鮮國和館の番手小田切四郎國都より兵衛より宗對馬守の間に對へし書なり、國都より北京まで三千二十九里、里とあり、東萊府より平常十三日、その行程九十九里なり、北京よりの勅使は、雙方の吉凶によりて定數なし、朝鮮より北京に使者の次第、皇曆使は毎歲八月都を立て、十二月歸朝す、冬至使は毎歲十二月都を出て四月歸朝す、此兩使は定例なり、謝恩使は勅使の後、毎度これを遣す、或は冬至使、謝恩使兼帶の時もあり、資咨官は臨時の使者なり、其餘進賀使、進香使、告訃使、雨森東五郎筆記に、國王薨去の時諡を請ふの使者、及び承襲を請ふの使者あり、北京より冊封使とて、國王即位勅許の使者來るよしとあり、奏請使、辨誣使等の使者、また臨時に遣すよし、國禁は北京より朝鮮へ、武器軍書角黄色の卷もの端物類を出すを禁制し、また朝鮮より人參銀等私に持行を禁せり、これを犯すものあれば罪科に行ふ、刑罰は杖罪斬罪等なり、以前は謀叛人などの大罪は火刑に行ふもありしよし、火刑は鍊を燒きて直に身に熨するよし、多は杖罪にて、亂杖刑開打髻捧革などいふ杖罪の科あり、此外高貴の人の重罪

は毒死を命するよし、朝廷より以下官人の頒祿及び從者の事、正一品一科四季に、中米十四石、糙米四拾八石、紬六疋、正布十五疋、春秋に田米二石、春冬に黃豆二十三石、夏秋に麥十石、春は楮貨十張、三韓紀略に、楮貨一張は米一升に準すとあり、從一品二科は、中米十二石、糙米四拾三石、紬二疋、正布十五疋、田米二石、黃豆二十一石、麥九石、楮貨十張なり、かく正從一品一科九品十八科まで頒祿あり、兼官の輩は、朔布とて毎月俸銀あるよし、朝廷方舉家二百人許もあり、その行列及び正一品の輩は、平轎子に乗り、判書并に正從二品の輩は、詔軒といふ車に乗り、朝廷方は凡二十人餘も從へ、判書等は同十餘人のよし、郡郡文官の地頭、此方送使接待に出る時は乘輿なり、其外馬上にて往來す、地頭萬戶惣して一村を指揮する人、日本譯官にても堂上役に仕はる、時は、蓋を持たずるなり、東萊府使は衛祿米とて、諸郡に公役より貯へ置し月俸米あり、其俸毎月十五俵、外に諸征等凡一年に三十貫目餘所務のよし、釜山僉使の月俸は、公米十五疋なれども番船中船宛行の公米、和館贈答の入費銀、及び炭薪の殘分、其外釜山浦廻米改、

また魚漁連上等彼此にて三月全く相務る時は、凡銀五十貫目もあまし得るよしと載す、異本朝鮮物語に、諸臣下の類族二ツに分れ、南方といひ西方といふ、猶日本の源平のことし、今國政をとれるは南方なり、また西方より出て勤るもありて、其事南西にかきるなり、官人より下賤にいたるまで、衣服は異なれども何も無刀なり、尤武官軍官の輩は、表方勤仕の時計り、劔を負武器も帶す、劔を負たるを見るに、劔にてはなく本邦の刀なり、造りも本邦のことし、これを背に負ひ、もし抜時は左手にて上げ、右手にて拔よし、鎗を持せ行をみるに、皆拔身にして都て鞘はなしとあり、また此書および雨森東五郎筆記、韓事品彙、隣好始末物語解等に、その人智源沈にして其俗獷悍なり、文藝を嗜み武備を勵み賞罰を嚴にし、儉朴をたつとふなり、書籍は有來のもの新たに編集あれども、その人の死後ならては梓行せざるよし、武藝は馬を乘事本邦にまされり、その稽古には、溝をほりて乘馬の奔送を制し、馬上の諸藝講肄するよし、弓術は唯一流なり、武器は弓を第一とすれども、本邦の大弓のときはなし、及第

には専ら弓を以てす、刀鎗の術もあれども、これを  
 もて及第の事なし、勿論その精き術あるを聞ず、甲  
 冑及び兵器の類、何も本邦の如く造作す、寛文中長  
 崎の賈人、密々に武具を大分朝鮮に渡す、寛文七年の  
 條に詳なり、よりて彼國本邦の武具多くなれり、尤文祿  
 慶長の役に捨りし武具、又漸々持渡りし武具残り、  
 また彼これを便利なりとて追々作りしにより、本  
 邦のごとく用ひ來るよし、陸陣船戰共毎年稽古し、  
 殊の外兵事訓練と相みえ、釜山などにも、船戰等  
 修行の跡なり、軍船は釜山浦にある番船二艘、中船  
 二艘、同浦の内開雲浦豆毛浦の萬戸預りの番船中  
 船各一艘、その浦々に三月より八月まで、これに乗  
 組の入馬軍官砲手都訓導以下すへて七拾三人、番  
 船一艘にのせ置き、また射夫砲手以下すへて二十  
 一人中船にのせ置なり、各浦の番船人數これに準  
 す、但し九月より二月まではその半減なり、さて朝  
 廷勤仕せし人の子孫にても、器量なくして及第な  
 らざるものは庶人となる、されども世にこれを名  
 家の子孫と唱へ、三代までは十閑良といひて及第  
 する格なり、三代其事に及はされは、名號ともに廢

り、終に農民となるよし、農事檢視は毎歲敬差官な  
 るものを、都より八道に指下して點檢あり、凶年に  
 はその貢をゆるす、麥作は貢税の沙汰に及はざる  
 よし、早魃等には雨祭りす、都にては最初五六品の  
 輩これを行ひ、雨ふらされはまた參議參判判事等  
 追々に祭りて、猶降されは國王親からこれを務む、  
 鄙にては地頭これを祭り、勿論巫覡の祭もあるよ  
 しと記せり、金鷄雜話に、かの國漆工拙し、故に漆ぬ  
 るの法を學ぶ事を望む、梨子地の器物は殊に懇望  
 せり、傘もなきゆへ、ひそかに取て往くものあり、扇  
 筆竹扇墨眞鍮の器これらの類多し、何れも巧妙を  
 盡したることなく、多くは質朴にして拙作なり、さ  
 れども唐山の風に近くして俗氣少しとあり、また  
 韓事品彙に、都にては肆店の商賣また擔ひ賣もあ  
 り、藥種端物其外袖等種々積置て商賣す、また毎日  
 未明より終日魚菜の市あり、賈人の家は二階作り  
 多きよし、和館には門前に立、魚菜等商賣す、各道  
 の府には朝市あり、其外は日を定めて、諸郡に大市  
 立、近郷より出て交易す、運上は十分一のよしと載  
 す、雨森東五郎筆記、及び韓事品彙等に、彼國元來

箕子の子孫數十代相續せし故、聖人の徳化おのつ  
 から國中に及び、美風を慕ひ風俗古今替りなし、蒙  
 古起りて天子となりしかは、やむ事を得ず元に順  
 從せしか、明の太祖天下統一統の時、速かに胡服を改  
 め剃額を禁してより以後、明の年號を用ひ、いよいよ  
 君臣の禮義を執行ふ、後また清に至りて、漢土も  
 一般胡服剃髮と成しに、朝鮮は猶明の制度を替へ  
 ざるにより、其命ありしに剃髮胡服の事、たとひ滅  
 國に及ぶとも従ひかたしと捍言して濟しとなり、  
 おもふに朝鮮などは、羈縻の州とて正朔をうけ、君  
 臣の儀式を行ふのみにて、諸侯王のごときにもあ  
 らす、かつ胡人の質は、苛禮細節に拘はらざるゆへ  
 なるへし、國王は袞龍の袍服なり、その冠服は北京  
 より來る、常服は自國の細絨極品のよし、かの國に  
 て鶴鯉は出世のものとして、みたりこれに食せず、  
 鯉は大にして額に星あるを食す、魚は鯛、鱸、鱒、  
 青魚、石頭魚、魴魚、廣魚、鮓魚、鮭、松魚、銀口魚、烏  
 賊、鮓、白蛤、紅蛤、鮑、小鯉、海參等の類を食す、鳥  
 は鷄、雉子尤嗜めり、他鳥は賞翫せず、柑の類本邦  
 より渡る外になし、濟州に毎歲進呈となる金橘の

り、是柑子の類のよし、寒國にして鳧雁多し、鹽漬  
 にして大口魚ごとも、年々對馬より浪華に送る、  
 價も廉なり、干鱈生鱈も來る、干鱈は性や、堅牢、生  
 鱈は腸をさり深雪の中に埋むと、故に性脆にして  
 鹽なし、胡桃海松子も多く來ると記す、落穂雜談、  
 一言集追加、韓事品彙、異本朝鮮物語に、朝鮮は至  
 て貧國にて、元山多く良材少し、故に家屋の造作脆  
 末なり、都下繁華なれども、大跡本邦郷町の如きよ  
 し、その町々家造りは、座敷といへども、多くは板  
 敷にて、客來の時筵などを敷なり、またくつろと唱  
 へて、座敷の南座を土にてぬり、其上に相應の物を  
 して、爨火の煙りその下にめくらしめんかため、  
 石組などにて道を付、煙をやり温暖を満しめ、老人  
 は四季ともに多分其席に就て居れり、彼いふ、此く  
 つろ有て以來、その人短命なりとぞ、名におふ釜山  
 浦といへるも、民家五六百軒に過す、都下の家屋も  
 本邦のごとくせきて建す、故に火事も多くは一軒  
 燒のよし、火災の時は、修城焚火司の職役屬吏を率  
 ゐて揮塵し、その近邊のもの同しく防けり、總して  
 都にては、夜行を禁し、た、正月十五日の夜、踏橋

といひて夜中往來をゆるし、其餘は毎日酉の下刻はかりに、諸方の烽火都に達するとき、鐘をつき往來を止む、是より公用のものは、印札もて往來す、冠帯の輩は札なくしてこれをめざる、捕盜聽禦禁衛の職役夜中廻りて嚴重にし、胡亂のものはこれを捕ふ、鷄鳴の後より往來を免すよし、その踏橋の夜は、貴賤隨意に出遊し、橋上にて月を賞す、殊に若年の輩は橋を踏とて東西に逍遙し、夜中賑々しとぞ、男子笠を着してよりのち、相應の職役を勤るゆへ、本邦の元服に同じ、婚姻の事、國制に男は年十五、女は十四にして初て相營む、されども父なきものは制より早く整ふ、婿いりの日は、都鄙ともにいかほど華麗なるもこれを禁せず、よりにて都邊はさらなり、庶人といへども冠帯などし、従者も力に應し多人數を従へり、婿いりの時は、尊屬と號し雁一羽婿に先たちて持たせ、婿なるもの婦の家に至るとき、これを正面に飾る、婿これにむかひて四度半拜す、婦婿に對して四度半拜し、婿また四度半答拜す、其後盃酒の禮等あり、其盃は小瓢を二つに割り、内に漆ぬりておの／＼紅緒を給へり、これを互

にとりかはせとす、婿の盃を婦に與へ婦の盃は婿に贈る、規式終りて後、房親禮とて祝事あり、その日婿婦を家に伴歸りて、舅姑に見えしむ、もし故障あれば婦の家に滞留し、其後携へ歸るもあるよし、子なきものは、同姓の中近親の者を選び、もしなければ親遠くとも同姓より養子とす、同姓なきもの異姓より立るといへども、養子と唱へず、これを収養といひて喪を行はず、期年の服のみ、同姓の養子は親遠くも三年の喪を行ふよし、孝子孝婦等勝れしものは、公儀より白米木綿の類、其ほどに應して褒美あり、むかしは至孝なるもの、門前に、公儀より碑をたて孝道の次第を銘して、末代孝子の家と相知る如くす、その家今猶存せるよし、先祖は忌日に祭る、必三日潔齋し、誕日にも祭る、また秋夕と唱へて八月十五日、都鄙ともに魚肉珍味を墓所に供してこれを祭れり、都に佛寺なく、各道には數多あり、又山城を構へし寺、八道のうちにまゝあり、此寺には僧將と稱し、頭分の僧あり、これらの類には、朝廷より官位および金印等を渡し、武備を兼て常に講習するなり、かの國儒道ゆへ、俗人の葬式に

出家は預からず、出家の渡世は田島等所持のもの多し、その所持なきものは、種々の細工又は日雇紙など漉き營むもあるよし、かの國は金銀殊の外少く不如意なり、金銀山も大分あれども、山中へ深く掘らざる故、一圓に出す錢も少けれども、近年は鑄出して粗多くなりぬ、錢の銘は常平通寶なり、他の銘あるをみず、都には東萊などのごとく娼婦なく、諸郡にはあれども、何れも官婢なり、都にても高貴の婢など、自ら營み居れるは娼婦のごとし、時により都より諸郡に令して、娼婦の容貌よく器用なるものを選びて上すへきとの事あり、是は女醫の稽古の爲のよし、禁中及び公家の婦女は、男醫診脈等ならざるゆへ、女醫あるよしなりと記載す、

○修好始末

從慶長四年 至同五年

按するに、隣交の大意は、前に辨するごとくなれども、もご宗氏、の國と和親貿易ありしに、よる、故に釣命により、中間にありて毎に易の條併せ考ふへし、猶實

慶長四己亥年、是より先、豊臣太閤朝鮮國を征伐し、文祿元年四月に、一旦和議に及ひしか、事破れて再舉ありしより、慶長元年、隣交中絶す、東照宮元よりこれを快とせられず、是年宗對馬守義智に懇命ありて、好和再興

を議せしめらる、よて義智明年に至るまで、州使二度に及びてこれを謀れども、使者一人も還さず、同五庚子年また使者を遣す、こゝにをいて彼邊將よりはしめて答書を來す、

日本朝鮮御隣好之儀、文祿元壬辰年、朝鮮陣以後中絶仕居候處、慶長四己亥年、當對馬守按するに、高祖父對馬守義智、從權現様蒙仰候者、朝鮮者隣國に而古より通交有來り候處、按するに、事は實、易の條に詳なり、不慮之一亂に而通交相絶候事、不宜儀と被思召上候間、對馬守以才覺和好可相整候、彼國可致同心趣に候は、公命と可申候、同心無之若敵對之仕形有之候は、其儘に者難被閣候、可被向御馬候間、其旨相心得候様に被仰付、被成下御暇、對州に罷下り候、按するに、貞上、及び朝鮮記これに同し、慶長六年に係り、また朝鮮物語に同七年とせしは、こゝに誤りなり、以後以御書彌無事相整候様に、可入精之旨被仰付候、依之、慶長四年初度に者梯七太夫と申者、二度目に者吉副左近、同五年三度目には柚谷彌助彼國に差渡候得共、一向に承引不仕候、子細者對州之儀は古より年久敷通用仕來候處、秀吉公無故兵を起し、無罪人民を數多殺し、對馬守先鋒任、王都を破り陵墓を發

き、朝鮮及亡國候遺恨難忘、按するに、異本朝鮮物語に、鮮朝陣之時分、人の國人大分死失し、其以後今に至ても人數中々少く、また往古之人數には合ひ不申由と載す、其上萬事大明之差圖受候得は、私に通交難成よし申切候而、御代替を會て實と不存、前後都而三度迄使者を遣し不申、書翰之返答も不仕候、日本朝鮮修好本末、朝鮮通交大記

日本主君家康公、島主義智及柳川調信に命して曰、日本朝鮮和交の事古來の道也、然るを太閤一亂の後其道絶しぬ、通好は互に兩國の爲也、先づ對馬より内々書を遣し尋ね試み、合點すへき意あらは、公儀よりの命と申すへしとあるほどに、對馬より私かに書を渡す、朝鮮より云く、馬島は古來朝鮮と相通し、勘合の船を渡し、按するに、勘合圖書の事、嘉吉三年なり、詳かに貿易の條に見ゆ、商賣の道を通し、島主は島を保ち、其外は家業を相樂む事久し、然るに太閤無故して、兵を起し罪無き生靈を殺す、馬島先鋒となつて、王京を破り王陵を崩す誠不同戴天讎也とて、對馬の使を殺す事兩回也、朝鮮講和書契、○按するに、下の朝鮮通交覽書に使者を殺之由風聞とあるを是とす、

慶長四年東照神君、召義智君被命朝鮮通交之事、於是梯七太夫被仰達朝鮮之處、留不歸之間、被遣吉副左近、是亦久不歸、同五年庚子、袖谷彌助遣朝鮮

令請通交之處、留不歸之間、重被遣石田甚左衛門、漸得返翰歸了、本州編略略、

慶長五年庚子春、義智公遣武田喜兵衛於朝鮮、使視邊海之事勢、喜兵衛搶海邊賤卒歸也、同年以袖谷彌助爲使、贈書於朝鮮請通交、彌助亦不歸矣、亦遣石田甚左衛門、於是邊將與回翰於石田返之也、韓錄、本州編略略、慶長五年武田喜兵衛を朝鮮に遣し、時勢を見せしむ、喜兵衛邊海の朝鮮人一人捕へて歸る、同年袖谷彌助を遣して書を贈り通交を請ふ、彌助又終に歸らず、又石田甚左衛門を遣す、此時邊將返翰を石田甚左衛門にあたへて返す、白石叢書、

勝國之主、按するに、豊臣家をさす、侵伐朝鮮前後七年、聲言報先世之仇、然其禍亦慘矣、自注先世之仇言高麗王、氏誘導元兵寇我西邊也、我國初乃命對州、與朝鮮和講復修舊好、先是州使者、數往朝鮮而不得回、初州使梯七太夫久之不回、次吉副左近、亦次袖谷彌助皆不得回、慶長五年冬始得報書而還、蓋是之時、彼亦既厭上國留屯將士驕傲尤甚、欲與我渝平以紓其患、州使石田甚左衛門始得報還、其書不題姓名、相傳是彼邊將所報也、國書復號紀事、太閤秀吉公朝鮮征伐之後は、不通の手切と成也、

義智公東照君之蒙御意、通交之御請あれども、日本は共に不戴天讎なりとて、使者三人まで殺し不返、其上にても義智公使を被使、通交之求やまず、四度目之使者石田甚左衛門初て返簡を取歸る、日韓提要、

慶長五年四度目には、石田甚左衛門と申者使者に而、書翰を遣候得は、漸此時使者をも還し、返翰を差越申候、日本朝鮮修好本末、朝鮮通交大記

慶長五年明の萬曆二十八年、彼國其邊將をして始めて我に復せし書に、

羊陸相交、古人所譏而有問不答、亦云非禮、玆布遠情以報惠書、貴邦敵邑隔海爲鄰、世結懽好數百餘年、貴邦曾無鹽奴嬰婦之忿、而遠馳無名之兵、先侵與國之境、使廟社丘墟生靈魚肉、按するに、魚肉蠻方策合、編には、無肉に作る、若爭曲直則將軍亦無辭矣、兵連禍結十年于玆、糜爛之慘兩國相當、要和之說或可勉從、但皇朝之於敵邑、視之如子、不唯救難於一時、使經理提督諸將官領兵留屯、于今不撤、故謀無輕重、事無大小、必皆先稟於皇朝、聽其處決、況講和之事、不可不待準可而輕決於兩言、戊戌以後所送之价、按するに、諸記みな慶長四年とあり、この書戊戌とあれば、慶長三

年よりの事と聞ゆ、ふしんなり、天將帶去至今不還、故久闕回音、以致貴邦之恠訝爾、非有他意於其間也、古語曰、信不由衷、質無益也、設使敵邑不惜一使再尋前好、而貴邦之無信猶夫前世、區々盤血只欺鬼神、誠能以信爲本、有如皎日、毋踵前失、要爲永好、則天朝自有解紛之舉、而敵邑亦遵香火之約矣、是まで續方策合編同し、

和文

羊陸相交る古人の譏る所にして、しかも問あつて答へざるも、亦禮に非ず、因て遠情を伸て、以て惠書に報ゆ、貴邦我國海を隔て、隣を爲し好みを結ぶもの數百餘年、曾て一言の忿りなくして、邊に兵を起し隣國の境を犯し、廟社をして丘墟、人民をして魚肉たらしむ、若曲直を以て是を論せば、將軍も亦詞ならむ、兵禍の久しき既に拾年に及て、其殺傷の慘兩國相當れり、今和を要るの事、或は勉て従ふへし、然も天朝の我が國に在ける、是を視、こ子の、こくす、但難を一時に救ふのみに非ず、また經理提督の諸將官をして兵を領し、留て我國を鎮めしむ、因てふよその事、必先是を天朝に申し其處決を承く、況此和を講するの事、是を天朝に訴へ其許さるゝを待すして、輕しく兩國の私言に決すへむや、戊戌年以來遣る所の使价、皆天將を帶去れり、故を以て久しく回音を聞き、貴國の怪みないたすのみ、他意あるに非ず、古へにいづく、誠信の心なくして盟をいたすは、終に益なしと、たゞひ敵邦をして、一价を通し舊好を修めしむとも、貴國の信なき、なを前日の如くならば、其盟

をいたす、徒に鬼神を欺くに過ぎざるのみ、貴國もしよく誠信を以て本とし、永く好みを結ぶに心あらば、天朝のつから是に處てするの道有て、敵邦また其盟の約に従はむ、(朝鮮通交大紀)

慶長四己亥年東照大君、對馬守義智に命し給ふは、日本隣睦を修する事、其年已に久して、一旦干戈におよぶは、誠にゆへなきのいひ也、凡好を通し交りをむすふは兩國の益なり、たかひに中頃のうらみを忘れて、なかく隣交をむすふべきの條、其旨彼國に通すへしこの御事なり、ひそかに按するに、豐臣太閤の逝去其間もこれなく、翌年早速和好の儀仰出され、兩國の益なりこの給御深慮のほこ、いかゞやと察するに、第一は日本に近き異國朝鮮にしくはなし天下の理、二致なければ、一郷一里に住居する者も、藁をならへたる比隣には、其したしみ殊に厚き道理にて、春秋傳親仁善隣國之寶也といへば、好みを結ひ給ふも其道理一致なるにや、第二には、壬辰の變に、日本より彼國先王の墳墓をも掘くつし、書翰にも不共戴天之讎といへるほこなれば、時節をうかゞひ、大明の援兵をこひ、復讐の舉これありては、開國御草創のはしめ、きはめてなされかたきの勢もこれあり、其上彼國と和好を結ばれ、使命の往來これあるときは、御威光異國にも達したるを相見へ、國內の人心を服し、大小侯伯は申におよばず、遠國邊地までも推戴の心をいたし、泰平をとなふべき端さおほしめされたるにや、第三には、既に新羅の日本をせめ、高麗の元朝の先導たる殷のかんかみ遠からず、されば朝鮮をかされて隣好を結ばれ、彼國の事變を察し、且は我國武勇の盛なる事自然と漢土にも達し、又は辱亡箇寒の患ひなからしめ給ふ

事、保國永久の策と思召されたるにや、隣交始末物語解

### 通航一覽卷之二十五終

### 通航一覽卷之二十六

#### 朝鮮國部一

○修好始末 從慶長六年 至同八年

慶長六年丑年、宗對馬守義智、去年朝鮮國邊將よりの返書を得、猶和睦のため、此夏使臣井出彌六左衛門をして、往年の俘囚を送り還し、釜山浦にて彌六左衛門、かの官吏と接待問答して歸國せしか、秋冬の間また彌六左衛門等を遣はして其事を相はかり、かの禮曹參議東萊府使と書の往復あり、

宗義智始て、かの邊將の返翰を得、彌和睦のため、慶長六年丑年井出彌六左衛門と申者、使者として壬辰の擄れ對州に有之候を送遣し候處、於釜山浦知司譯院事朴大根と申官人罷出接待仕、和交之儀問答いたし、彌六左衛門罷歸候、按するに、此年義智よりなるに、この使者の歸國は七月、日本朝鮮修好本末、

慶長五年此頃我州連りに和を求む、かれ和好をもてめは、宜く先俘擄を還し、其後此事を議すへしといひし故、慶長六年萬曆二十九年夏、公按するに、義智をさす、下は

し、井出彌六左衛門智正をして、俘を彼國に送り、また是を諸州に求めて陸續に還されたり、是より先、公柳川調信と相議し、武田喜兵衛をして、彼國の邊民一名を擄へ來り、按するに、前年の事なり、我國和を求るの意を諭し歸らしめ、夫をして和好の便を致さしむ、此時また其邊民を還されたり、此年彌六左衛門をして和を求められし事を、攷事撮要に記して、對馬島倭平義智、連道橋智正、還被擄男婦、來要和好、乞通開市、遣柳根具由奏聞、并咨禮兵二部軍門等衛門とあり、朝鮮通交大紀、

慶長六年公、井出彌六左衛門智正をして、とらはれを朝鮮に返し送る、  
按に、此年より慶長九年まで、返す所の男女凡一千七百二人也、井出彌六左衛門智正は、皇明從信錄に見えたる橋智正也、津島記略、

慶長六年義智公、以井出彌六左衛門智正爲使、遣於朝鮮、還俘擄、且還武田善兵衛所擄來之賤卒、以益請通交、智正到釜山、知司譯院事朴大根接待之、其後義智公與調信等相謀、求俘擄於諸州牧守、漸次還之朝鮮也、韓統、白石叢書、

慶長六年、朝鮮國禮曹復對馬島主書、

朝鮮國禮曹參議鄭暉、奉復日本國對馬州太守平公足下、使至得足下書、具悉貴國近來消息良慰良慰、自古兩國之交、不論勢之強弱、誠如來教、所云如於義之曲直安有不辨者哉、以此推之、其曲安在直又安在耶、足下所謂上古泛樓船揚旌旗赴貴邦數次者、又指何代而言耶、羅濟按するに、新羅以來雖有邊徼偶發之患、是不過島嶼間寇掠之徒耳、其有傾國興兵無故侵、是如壬辰丁酉之甚者乎、按するに、壬辰は文祿元年、丁酉は慶長二年なり。孤寡抱怨、神人共憤、足下論此其不慊於心乎、古今天下強弱何常、足下獨不見吳越之事乎、黃石公云、柔能制剛、弱能制強、兵家之勝敗未易言也、今者聖天子命、留精兵二十餘萬分置八道、屯耕教練、敵邦事無大小、皆稟天將處分、不敢毫有自擅、倘足下悔禍表誠以求後福、則天朝水陸諸將必因其可驗之實、而轉稟天朝有所裁處、豈非兩國之幸也、來書所謂時運務急者、恐不在敵邦而在足下矣、幸足下勉之、餘在柳川平公處答書、不宣、

萬曆廿九年八月日禮曹參政鄭暉、

朝鮮國禮曹復柳川調信書、

朝鮮國禮曹參議鄭暉、奉復日本國豐臣平公足下、信書與被擄人口俱至、備審誠款、上年報書亦已兼悉、第天朝諸將留在國中、天將不見許、則敵邦無自擅之理、足下勿以遲報為訝、貴島與敵邦雲水相望、而島中良材皆我國之土產、則縱敵邦不以父母之邦自居、而貴島寧忍負而絕之、二百年來敵邦於日本世篤隣好、視貴島之人有如內地赤子、時節朝聘賞賜優渥及足下之身、超授二品重秩、按するに、柳川三代略記による、ふなる、敵邦之命似於足下不圖、而其待足下則至矣、島中宵翹草木孰非國家之所涵育哉、昔年足下來言、關白新立、要尋舊盟、敵邦信足下之言、遣使通好使价纒返、兵戈大起、按するに、慶長元年而足下為先鋒嚮導、既久京城追至平壤、是未知足下誑敵邦耶、關白脅足下而然耶、敵邦何負於足下、而足下忍負之如此、其後足下與沈遊擊稱和、乞遣天使、聖天子視天下如一家、時遣兩冊使、而敵邦又過信足下之言、遣信使過海德至厚也、日本待天使無禮、及肆築逆冊使甫旋、衆軍繼後、足下首謀指揮諸倭、將襲我舟師、足下之子按するに、豐前守知永なり。與攝津行長為先鋒、再犯全羅道、是未知足下誑天朝及敵邦耶、關白脅足下而然耶、天朝之

之事、何可提起再論、唯在足下盡誠意耳、貴使久留慮足下懷疑、請于天將賞米先送來書、則天將轉報於天朝、上司如有處置、當遣人報知、不宣、

至恩、敵邦之厚義、何足下不忍而自絕之如此、戊戌之冬按するに、慶長三年なり。慶長三年、天將陳都督與敵邦邊將、摧破倭船於南海岐洋觀音浦、約束天朝諸將、欲追擊歸師問罪貴島、而敵邦以禍本不全出於貴島、懇請而止、足下負敵邦、而敵邦終不絕貴島之意、想足下亦有聞矣、聖天子甚怒日本蔑冊使而動兵甲、飾兵部留名將及精兵二十餘萬、分置敵邦八道、以為數十年屯耕教練之計、至今天將等皆以貴島為罪、昔乃謂敵邦誤親貴島勾引兵禍、此蓋以足下及足下之子、再為先鋒嚮導、故再來諭有之、對馬島守在大坂、待報朝鮮和

和之事、而後載運軍糧、云敵邦所不為自擅之事、足下欲脅而成之耶、以足下之力可止日本之兵、則雖講和如前日、而逃而背盟、又如前日、足下先既誑而負之、又將再誤耶、敵邦惟天朝之令、而天將說稱對馬島累誑天朝及朝鮮、非有異常忠款、而其言尤不可視聽、云敵邦獨能擅斷乎、雖然無拒將來、不追既往者、聖人之心也、包荒含垢、詩人革面者、王者之道也、日本若能以誠信相與、而貴島亦且大如懲悔表著其非常忠悃、固所以自効於天將、而得全轉奏天朝、則人所欲天必從之乎、斯時也、惟敵邦惟皇朝、是從前日

之事、何可提起再論、唯在足下盡誠意耳、貴使久留慮足下懷疑、請于天將賞米先送來書、則天將轉報於天朝、上司如有處置、當遣人報知、不宣、

萬曆廿九年八月日

朝鮮國禮曹參議鄭暉、奉復日本國豐臣平公足下、別紙所論要時羅等按するに、國書復讐紀事に、按察使時羅嘗在兵間、為小西行長屢使于朝鮮者、蓋州之譯生與四郎也。始到敵邦、天將輒即拿送天朝、其後處置非敵邦所知、蓋往年日本待天使無禮、反動兵戈、天朝深怒其桀逆、拿問要時羅等、足下豈不聞乎、自古無殺使之國、敵邦粗議此義、要時羅數輩殺之何快於敵邦、留之何損於日本、而敵邦強留不放歸乎、其無此理、想宜諒之、不宣、

萬曆貳拾玖年捌月日、禮曹參議鄭暉、

對馬島主與朝鮮國禮曹書

日本國對馬州太守豐臣義智、謹稟朝鮮國禮曹大人閣下、僕雖在大坂以調信之信、達吾內大臣家康、怪之重命僕歸去、督貴國之信、是以去七月中旬歸島、于時橘智正歸來出示貴版、薰誦再三珍書重中曰、敵邦事無大小、皆稟天將處分、不敢毫有自擅、倘足下悔禍表誠以求後福、則天朝水陸諸將必因其可驗之

實、而轉稟天朝有所裁處、豈非兩國之幸云々、僕謹以聞之、太閤在日家康常諫撤兵、讒臣強拒之、及其薨之日、誠日解納家康之諫、故陋邦改非求和、所謂豈非兩國之幸、陋邦無貴無賤人心短戚也、所冀下無遲延惟幸、因茲再差橋智正、漏洩心事、餘在調信之書、萬萬恕宥、恐惶不宣、頓首謹言、以上、方策新編、

日本國豐臣調信謹白朝鮮國把總孫公足下、伏以、西遊東還跋涉之勞、推以圖之、事勢如何逐一示之、余先日以貴國去秋報章之旨、馳稟槐門家康君、君命曰、汝止上京速決和交成不成來、天朝群議未決、以緩大事則太不可乎也、和交若不能成、則貴國請早示其實、莫巧言緩延、只速開成不成之事、蓋是家康君之意也、古來愚慮者保國、聰敏者誤國、恐足下慎之、餘在智正口布、不宣謹言、朝鮮講和書契、

慶長六年云々攷事撮要に記して、對馬島倭橋智正等又來、脅和詞探天兵有無、移咨萬軍門、按するに、國書復讐紀事に、萬軍門は、明の經理萬世徳なりとあり、乞差遣天朝委官嚴詞開諭、朝鮮通交大紀、朝鮮國禮曹參議鄭暉奉復日本國對馬州太守平公足下、信書再至、益審足下倦々之意、修好曲折前書粗悉之、敵邦事無大小不能自斷、俱稟天朝處置、實足

所知也、足下既知事情、又何用忙哉、舊好若諧、則涵育並利、安民息爭、乃王者之事、豈以已往爲介懷哉、和之易成如可以任意、則不必待足下煩論、而敵邦已自決矣、往年日本失禮冊使、重致聖天子之怒、近又零賊頻發、益忤軍門那老爺之心、和事之漸遲者、皆是貴國之所自爲、而今乃責速成於敵邦、足下已深察此等事、而有此事乎、其未能深察乎此、而徒勤往復乎、敵邦竊惑焉、曲在貴邦、則據何狀而爲辭於天朝、雖有辭而天將豈輕許之、若貴邦革面改心所爲、曲而自取信於天將、則和事不勞而得、不煩而成、此其利害遲速、皆在足下自己求之者、幸與柳川平公熟諒而處之、和成爲兩國之幸、足下與柳川亦蓋愆而流名、其不美耶、統惟照諒、不宣、

萬曆二十九年十二月初一日、朝鮮講和書契、

慶長六年明の萬曆廿九年、此年禮曹參議鄭暉平調信に復せし書あり、その書左にしるす、

朝鮮國禮曹參議鄭暉奉復日本國豐臣平公足下、去夏刷還人口、委致信書、敵邦具悉足下之意、亦據各人說稱、日本自關白逝世後、國中不靖、而家康公有悔禍之意、對馬島與足下深量利害、要講舊好、此與前

後走回人所言相符、敵邦與留守天將同議、即將此意及足下書、稟報軍門那老爺曰、日本之事既如彼、對馬島之欲通歡亦如此、請撤移海天兵、休養其力、以觀對馬島所爲、更議進退、軍門批回曰、日本事情曾因福建往來飛報已爲聞知、今據所稟亦然、當依之處之、但此聞海上零賊竊發、深慮朝鮮亦爲對馬所賣、敵邦與留守天將再稟、海上零賊必是小島下倭所爲、對馬島方要講和、必不作此事、於是軍門命海防諸將移住內地、使之更寧對馬島形止、敵邦庶自此而事可諧矣、今見來書、果如軍門那老爺所料、足下亦潛搶海邊無知鹽卒、以問國事、敵邦豈知足下作如此屑々兒戲事乎、按するに、この鹽卒とあるは、去年の使者武田章兵衛捕へ來り、今年送り還す處の鹽卒の事をいふなるへし、如此之輩、縱擄去數萬無損、刷來數萬無益、貴邦按するに、貴邦は敵下、下戸賤卒得與聞於國中之大事乎、自擄自還、只見其反覆之狀於天朝、今此來書非是要和、乃自絕於天將、曾謂足下有長慮、而處事乃如許耶、自壬辰以後天朝謂、敵邦誤親貴島、勾引兵鋒、其後天朝將官經理國事、細微猶不得自擅、况此等大事乎、細看來論、一向督脅敵邦事勢、足下知之、既悉何亦有此意、倘此言徹於天朝、則徒激天怒、而反有害

於知事、足下爛熟商量其不謂然乎、爲今之計不在多言、唯在足下痛改舊愆、能盡其誠意、以取信於天將、則不煩於敵邦、而知事可成、如蒙天朝分付、則上司委官前日與足下面講者、必將來蒞、幸足下以事成爲期而加勉焉、苟有其誠、焉有不成事之理也、前書已達於天朝、而回論尙未到、報音今日來、則敵邦明日差飛船報知、惟足下俟之、不宣、

和文

去夏人口を還し、よつて惠書を承く、敵邦まさに足下の心を盡せり、日本關白の逝してより、國內靜ならず、家康公禍、悔るの意あり、且對馬島主足下と深く利害を量り、舊好を修めん事をもちむ、前後人口のいふ所と同一、敵邦よりて留守の天將と相議し、その所聞及足下の書を以て、是を軍門那老爺にまふし、かつ海を防ぐの天兵を内地に移し、對馬島のする所を見て、是か處置をなさんことを請ふ、那老爺答ふるに、日本の事情福建人の報するによりて、既に是を聞けり、宜く請ふ所のこまは處すべし、但聞此頃猶海賊の發するありて、朝鮮また對馬の爲に欺かれん事を慮るのみ、依て再まふすに、海上の小賊、必是小島下倭のする所ならむ、對馬島今まさに和をもちむ、ものつからしむにいたらしむ、倭に在いて軍門始て海防の諸將に命し、しばらく内地に移住し、もつて對馬のする所を察せしむ、今來書のいふ所をみるに、果し那老爺の料る所の如



し、おもはざりき、足下の長慮をもつて濤かに海邊無智の下民を執へ去て、問ふに國事を以てせんさば、此輩たさひ數萬を執へ去るも、我に損することなく、又數萬を遣し來るも益なし、但下戸殘卒能く國中の大事を預り聞へけんや、いかんそ足下此兒戲の事をなして、たゞに疑ひを天將に取や、これ何を求むるに非ずして、却て和を絶つ計といふへきのみ、かつ王辰の亂ありしより、このかた、天朝おもへらく、敵邦誤て貴島を親しみ兵禍を招けりま、今天朝將官をして我國事を治めしむ、細事といへともみつから事にする事を得ず、況此講和の事をや、然るに來書にいふ所をみるに、事我を脅かし和事を促す、此事もし天朝に達せば、却て天怒を激し、終に和議の害たらん、但足下深く舊惡を改め誠を盡し、天將をして疑ふ所なからしめば、敵邦の是か請ふ事をいたすをまたすして、和事おのつから成へし、若天朝の處置を蒙らば、前日足下といふ所の人、必上使の使として來到るへし、且前日既には天朝に達す、回諭猶いまた至らず、回音今日來ることあらば、敵邦明日飛船をして是を報せん、唯足下是を待へし、(朝鮮通交大紀)

慶長六年十一月下旬、袖谷喜助飯由市右衛門と申者兩人使者に申付、釜山東萊に差遣和交之儀申談、兩所にて請合不申候は、都々通り書簡を相渡、譯官を以心之及丈通交之事申叶候様に、申合差渡候處、彼使者東萊より都々遣候と申候而、其後便りも無之、如何様に罷成候も不相知候、貞享宗對馬守書上、

對馬より遣す書の案、

對馬州太守拾遺侍從平義智、謹啓東萊釜山兩分公足下、智正歸日、貴國將付舌端之事、陋島信之、即訴吾殿下、和好時至者乎、寔難爲難事、書契已成矣、今月貳拾肆日達陋島、餘一件之事是在陋島、分内之事不足爲難也、按するに、餘一件之事あるは、前の朝鮮通交大紀に載する政事摘要にいふ所、開市の事をさすなり、若其和期較遲、則陋島之不幸也、故今差飛船說心事、請速稟禮曹大人示報章、報章至則即差智正、齋書契護送餘件者必矣、勿怠勿怠、恐惶不宣、謹言、朝鮮講和書契、

慶長七壬寅年、對馬守義智また使書を遣はし、この事、或は六月に決しかた、和好を謀れどもいまた調はず、時に義智御書拜賜あるにより、尋て使者を發す、こゝにをいて、秋に諸記多く春に載す、今に國書復讐記事に従ふ、かれより全繼信孫文或を對馬國に來して、その事を相議す、

慶長七年壬寅六月中旬、又梯七太夫小野新十郎と申者兩人差渡候處、去年之使者は大明に列參殺之候由、扱此度之使者も彼地に留置、書翰披見之沙汰も無之、乘參候船の水主計歸國仕、使者は都々通り候よし、釜山浦にて承候と申聞候、其後此度之使者

も殺之由風聞仕候間、和交之儀一切埒明不申候處、權現様より御書被成下、彌無事之儀相調候様に、可入精旨被仰付候、

其許之様子懇被申越候、無事之儀彌相調候様可被入精候、將又大鷹二居虎皮二枚遠路祝着候也、

五月廿三日

家康公御黒印

對馬侍從殿

右に付、同年十一月按するに、前後の語勢による、井出彌六左衛門と申者使者に申付、釜山迄差渡し、譯官を以和交之儀申談候處、對州之儀者、古來より約條之船を渡、商賣の道を通し、年久敷通用仕來候處、秀吉公無故兵を起し、無罪人民を數多殺之、剩陣中に對馬守致先手、王都を破り國王之丘墓迄塌崩し、朝鮮及亡國候遺恨忘難く、其上萬事大明之請差圖候故、私に通交難成候、從是前兩度之使者被差渡候意趣、大明に相伺候へとも其返事無之候、依之、通交不能成旨申切候而、御代替り候と申儀も、一圓實共不存、和交之儀不相調候、の記載前後混同せしに似たり、姑く存し、後考へ

慶長七年宗對馬守義智和睦すへき趣を、朝鮮釜山

浦へ使者を渡し、國都へ申遣すといへども、朝鮮猶恐れ疑て信せず、朝鮮物語長老口上覺書、

慶長七年の春、對州の使朝鮮に至りて、彼國の使全繼信孫文或等對州に來る、義智等又彼國の虜を送り還す、國朝舊章錄、

慶長七年春、朝鮮の僉知中樞府事全繼信孫文或或我州に來る、津島記事、

慶長七年春、朝鮮僉知中樞府事全繼信孫文或來子對州、窺義智公欲通交之誠否、於是義智公與調信等、接對全繼信孫文或議通交之事、韓録、白石叢書、

慶長八癸卯年、再ひかの國より鄭同孫文或を對馬國に來し、猶談議に及ふ、此ときまた往年擒にせし、かの王族金光にも和好の事仔細にいひふくめて、兩使と俱に歸國せしむ、されども故ありて事延滯す、此年鄭同孫文或の事、朝鮮物語、朝鮮講和書契の外、他の所見なく、諸記多く慶長七年全繼信孫文或の二使と同時に、金光も歸國すといへども、僧仙巢の筆談等によるに、金光の歸國は慶長八年なれば、諸記に従ひかたし、よておもふに、これ全く前年全孫の事、今年鄭孫の事を混淆し誤りしなるへし、いかんとなれば、全孫の事八年とすれば、豈宗氏最初約命を奉てより、年々かく勤苦の中、慶長七年の記事ならんや、また金光の事七年とすれば、筆談の年月に吻合せず、然れば七年は全孫にして、今年また鄭孫の兩使來りて、和好を議せし事知るへし、かつ韓録に慶長七年全孫兩使の事を載せ、また今同兩使來聘とあり、

その誤りは姑く捨て、昨今年尋て使者来りし事明らかし、よりにて決断して兩年の事さす、かく一使をかねて事情を探問し、猶決著のため明年また兩使渡來せしものなるべし、

慶長八癸卯年、朝鮮の鄭同知僉按するに、朝鮮講和書契にによるに、知僉は僉知の顛倒なり孫文或對馬に來り、日本の御政道を尋ねて、和睦の事の信偽を、慥に聞届たき由申ければ、義智和陸の御内意相違あるへからざる旨を兩人に申聞す、其頃朝鮮王の所縁なりける金光といへる者、生口となりて薩摩にありけるか、朝鮮へ歸らんとて對馬へ立寄逗留しける内なれば、義智委細に金光にもいひ合めて、兩使に添て歸國せしめける、其時筆談蘇長老記之、朝鮮物語、

慶長八年朝鮮人來聘、僉知中樞府事全繼信、録事孫文或、

窺請通交之誠否、且欲知日本時勢也、韓錄、  
柳川調信才覺を舞し、九州中國四國に擄はれ、歸國を望む者を賄賂を以て、招きよせ送り歸す、又王の一族金光と云人薩摩にあるを招き渡す、其時對馬の使井手彌六左衛門、朝鮮訓導朴大根と云もの相對して、度々書を通して後、次第に對馬の革心致忠、特に内府家康有道の主君なりと云事を聞て、萬

曆三十一年癸卯、日本慶長八年鄭僉知録事孫文或を馬島に渡し、日本の時勢を探問す、金光歸國の時、馬島在留の中蘇長老を頼み筆談の事、

對馬島主家臣柳川調信奉命、通諭歸客金光足下、數年大亂緣由無之他、日本塞貢路者年久矣、因茲庚申按するに、天正に庚申の年なし、然れば甲申の誤り歟、甲申は天正十二年なり、憑朝鮮通書契、要開貢路、朝鮮不聽之、因循歷年者又久矣、及吾太閤執國政、要借路於朝鮮直訴之、朝鮮遮路故及鬪戰、不日而到平壤、於是沈遊擊、入吾營問起兵緣由、僕以前事答之沈遊擊約之、以天使過海之義以去矣、然後沈遊擊再入營曰、天使在順安、身自行伴來云々、僕待之則天兵出國營、僕又通書於沈遊擊要講和、沈遊擊得々來西江、僕相逢一哭以尋舊約、沈遊擊重伴謝用梓徐一貫等來、號天使過海、謝徐面于太閤、直聞口中之言以歸矣、其言皆難達天聽之事也、是以謝徐閉口、何況於沈遊擊乎、僕謂沈遊擊曰、若取太閤不中之言、以訴天朝、是僕教太閤遂過也、如之何而可乎、僕所思無他、天朝欽差冊封之使、過海俾辭臣授職、則恐大事全乎、沈遊擊達此言於兵部尙書、於是天使過海、太閤頂戴冊封、以稱萬年萬年萬萬年、羣

臣亦戴朝冠、而大事已成矣、爰有一佞臣、讒曰、雖擒朝鮮二王子、應請還國、朝鮮俾一王子過海伸謝者是道也、纔差一介使臣伸謝、蓋不是蔑日本者乎、是以太閤再發兵、然則和議只止于王子一件而已、貴意如何、  
自雲曰、先師筆談先在貴府之日、寫以呈覽、故不記于此、朝鮮講和書契、

玄蘇與金光書

按、金光朝鮮王戚、被擄在薩州者、義智以請、乃命薩州附全繼信孫文或而還之、事癸卯冬云、又按、國書復號紀事係事壬寅者恐非矣、

癸卯我慶長八年、當明萬曆三十一年、

床話書與朝鮮歸客金公足下、自注、依島主義智卿、川調信之所望者也、余按、倭史曰、人皇第七代孝靈帝四十五年己卯、秦始皇即位、既而好仙、就日本求長生不死藥、日本又就求五帝三皇書、始皇送之、後二十五年始皇焚書坑儒、故孔子全經存于日本爾云々、余以謂日本所通用文字、纔有四十八、稱之曰假名、國人先是未視中國書、豈得輕下箸而解意乎、韞樞藏之而已、後至應仁カ神帝時、就百濟國求博士傳經史、無貴無賤通習中國文

字、佛經儒教、諸氏百家書次第相逐來、人果知儒有五常、佛有五戒、日問月學、遂作文明之國、於是中國指日本、爲東方君子國、寔華也及其季運、國屬艱虞、公戰私亂、拋文籍業于戈者、一百餘年于茲矣、不知中國之貴、不覺善鄰是密、君子之國變作猛獸之國、爪長牙利者與盛、爪短牙鈍者喪亡、可慙焉可悲焉、近來有平秀吉、始不知何名、身長田畝之間、氣凌雲漢之外、國王聞其爲人、召授衣冠、一日九遷領關白職、而伐一百餘年不庭輩、戰必勝攻必取、六十六州不日臣服矣、於是海南諸島、或遣使臣獻方物、或付商客供地產、可謂草木亦識威名者也、一朝命義智曰、聞昔朝鮮差信使過海、前有鄭後有申、按するに、鄭は鄭義周、申は申叔舟にして、鄭嘉吉元年來りて義智の裏を用せし事、僕客便覽にみゆ、人稱美二使曰、使哉使哉、事猶在耳、可尙焉哉、爾來日本雖差信使、朝鮮闕使者久矣、汝速超海誘使復舊則可也、是以己丑按するに、天正十七年なり、義智身自超海、余及調信亦從後、延議紛然、不能速決、翌年庚寅、以義智爲南針、黃金許三使按するに、許允吉、金誠一、許儀之なり、過海、又其翌年辛卯、余及調信護送三使超海、同年秋八月歸國、翌年壬辰果及大亂、吁是誰愆乎、二使過海、而隣交不絕



# 通航一覽卷之二十七

## 朝鮮國部三

○修好始末 從慶長九年 至同十一年

慶長九甲辰年七月、朝鮮國よりいよく隣好談判のため、また僧松雲、及び孫文或對馬國に渡來す、よて宗對馬守義智、即老臣柳川下野守を使者として御旨を窺ひ、十二月かの兩使を率ゐて京に上り、御上洛を待奉る。

通交之道少々相調候、乍然此上にも彌日本之様子爲可承届、慶長九年甲辰之秋、從彼地松雲大師并孫文或と申者差渡候、貞享宗對馬守書上、

慶長九年甲辰、明の萬曆三十二年、朝鮮孫文或僧惟政をして、同じく來り和好の事を議せしむ、朝鮮通交 大記、津島記

慶長九年の秋、孫文或再び其國の僧松雲と共に使して、さきに義智かつかはせし使と自注、則 橋智正同じく對州に來る、殊號事略、

慶長九年夏、按するに、諸記多く秋とあり、誤りなるへし、自高麗爲使淨雲大

師と云僧來、家康公關東に下向し給ふ後京着す、依之翌年春迄在り、官本當代記、 創案記

慶長九年

朝鮮國禮曹參議成以文、奉復日本國對馬州太守平公足下、橋使至遠承惠書、慰謝良深、前日所要之事、曾令孫文或面稟軍門矣、文或自蜜雲今纔回來、蹇老爺以爲馬島嚮款之誠、固已領之、但日本素無誠信、向年兩冊使之去、非但不奉詔勅、待之亦不以禮、今雖要和、安知後日不爲反覆如前日也、決不可輕信其言而遽許其請、我國雖欲勉副、而誠不可違越天朝擅便行之、但貴島與我境密邇、世致誠款、豈可以日本之故并與貴島而絕之哉、日本若能自此更輸誠意、終始不變、則帝王待夷之道、自來寬大、天朝亦豈有終絕之理哉、唯在日本誠不誠如何耳、幸將此意細陳于內府公、何如、千萬勉之、自貴島出來倭子前後二十三名、或言饑饉敢丐生活、或稱厭避僑役舉家逃來、此輩情雖可憐、義不可容留、並附船尾還送、橋使且往來勞苦、畧以米斛獎遣耳、餘在葆真大師弟子松雲及孫文或口宣、不具、

萬曆參拾貳年柒月日

禮曹參議成以文

異國出契、○按するに、この書朝鮮通交大記に収むる所と大同小異なり、いま其是非を辨したければ兩存す。

慶長九年、禮曹成以文公に復せし書あり、金光を還されし事、および我州人持來るの物貨、しはらく其貿易を許すの事を載たり、其書左に記す、

朝鮮國禮曹參議成以文、奉復日本國對馬州太守平公足下、橋使至遠承惠書、并刷還被擄男婦五十名、慰謝良深、前日所要之事、曾令孫文或、面稟軍門矣、文或自蜜雲今纔回來、蹇老爺以爲馬島嚮款之誠、固已領之、但日本素無誠信、向年兩冊使之去、非但不奉詔勅、待之亦不以禮、今雖要和、安知後日之不爲反覆如前日也、即且詭遣金光、裝成虛套、肆行哄脅、而比得撥報、亦言荒唐船隻、出沒於防踏及甥妹島之間、云情形所在、尤極難測、決不可輕信其言、而遽許其請、如日本執此爲費、復逞猖獗、則天朝但當水陸夾攻以示威靈而已、仍差偵探委官、絡繹出來、沿途飛撥、更加整飾令將大小事情星夜馳報、此則橋使之所目覩也、我國雖欲勉副、而誠不可違越天朝擅便行之、但貴島與我境最爲密邇、世輸誠款、而近且刷還人口、前後不絕、可見貴島革心向國之意也、豈可以日本之故并與貴島而絕之哉、齎持物貨、往來交易、

姑且許之、日本若能自此更輸誠意、終始不怠、則帝王待夷之道、自來寬大、天朝亦豈有終絕之理哉、唯在日本誠不誠如何耳、幸可勉之、餘在孫文或口宣、不宣、萬曆參拾貳年七月日、

和文

橋使至り書を惠まる、前日とむる所、既に孫文或をして、面り是を軍門にもふさしむ、蹇老爺もへらく、馬島和をとむるの意是を領せり、但日本もさより誠信なし、向年兩冊使之至る、勸意をうけざるのみならず、冊使を待こし又禮を以てせず、今和を求むといへども、いつくんそ其後日の反覆、また前日の、こくならざるを知らむ、且金光を遣り虚謀を構へ、專いつわり脅す、また此頃聞く、來歴審ならざるの船あり、防踏甥妹島の間に出沒す、其情形尤測りかたし、輕しく其いふ所を信し、是が和を許すへからず、日本もし是を以て兵端とせば、天將宜く水陸夾み攻め、以て國威をしめすへきのみ、よつて偵察官をして、更に嚴しく心をを用ひ、大小の事情速に是を馳報せしむ、是橋使の見る所也、我國天朝の意に違ひ、撞にもこむる所に從こあたはず、但貴島に至ては、もつとも我國と相近し、久しく誠款をいたして、近頃又連りに人口を刷還す、日本の故を以て、貴島をあはせて絶へけむや、よつてもたらし來る所の物貨、姑くこれ貿易を許す、日本若よくさらし誠をいたし、終始怠らずば、天朝の夷款をまつ、其道ちのつから寛大也、いかむそ終に其和を絶に至らむ、此事た、日本の誠不誠にあるのみ、餘は孫文或か口宣に附せり、朝鮮通交大記、

慶長九年、孫文或并松雲大師釋惟政といへる兩人、和議の相談として來れり、對馬守義智二使を對州に召め、家臣柳川調信を以て其よしを言上す、彌二使を召つれ上京すへきの命ありて、其年十二月京師に達す、朝鮮記、隣交始末物語解、慶長九年十二月、義智君先導朝申兩使上洛、此時以井出彌六左衛門被爲裁判役了、對馬編檢略、慶長九年講和使釋松雲惟政大師、錄事孫文或、秋七月二使到本州、而議和好之事也、太守義智公留二使於本州、以家臣柳川調信爲使、報之江戶也、東照君命調信曰、義智須伴二使到京都、調信受命歸州矣、於是義智公與玄蘇調信等、同伴二使發對州、十二月到京都、待東照君入京都焉、當是時而本國海賊船、到朝鮮侵卯島每島斜敷島等地、故天將未信和好之事也、韓錄、白石叢書、慶長九年七月、日本之様子彌爲可承屈、朝鮮より再孫文或松雲大師を差渡候故、義智兩使を對州に留置、其旨家臣柳川權之助を以て、按するに、權之助は調信のこゝろ下、野守と稱せり、御案内申上候候は、かほしめの名なり、され急き兩使を召列、京都へ罷登相待候様にとの上意に付、義智兩使を

伴ひ、玄蘇長老柳川權之助を召列候て上京仕候、此頃日本之海賊船、朝鮮之卯島、斜敷島、其外之諸島へ渡り、其所々を侵し候故、彼國又々不審に存、和好之儀を誠と不仕之由に御座候、日本朝鮮修好本末、慶長九年、朝鮮の僧松雲大師、并錄事孫文或對馬に來りて、義智に逢て彌様子を尋問、和睦の儀御許容なるへきに於ては、江戶へ罷り下り、朝鮮王忝く存せらるゝの趣御禮申し上へし、若なを滞る事あらは、對馬より先づ歸るへしとの義なりと云々、義智即ち對馬に留め置、家老柳川下野守調信を江戶へ遣し、其をもむきを言上しければ、家康公仰に云、來年秀忠公御同道にて御上洛あるへし、其節京都にて朝鮮使者の禮を御受あるへし、按するに、是まで朝も前後の事勢によれば、是等の鮮聘考同し、されど記載趣意齟齬せるに似たり、對馬守松雲を召連罷上り、京都にて待ち奉るへしと仰出さる、調信急き歸國して、義智に上意の趣を申し聞せ、松雲にも語りければ、安堵の喜をなす事限なし、即義智并調信對馬を發足し、松雲并錄事同道にて上洛す、其頃朝鮮對島往來書簡の役人たるに依て、蘇長老も同道す、十二月廿七日京都に着ければ、板倉伊賀守奉て、本法

寺を旅宿と定め、按するに、權客便覽には、紫野大徳寺と載す、今その是非を辨し、馳走す、此寺にて越年す、方長老蘇長老の弟子なるゆへ同道せり、朝鮮物語載方長老口上覺書、流芳院殿平朝臣前下野刺史傑岑宗英居士、亦宗家同姓、而更始號柳川、慶長甲辰秋八月、朝鮮差松雲惟政大師、及兪知孫文或二使遣本島、告曰、日本若有誠心、奏于天朝可講和好云々、居士入京欲開將軍、則頃日遊東武、居士相逐去、奏二使之言、將軍曰、汝速伴其使入京、則面陳心事、居士奏命、即辭東武、即下舟以將軍之命傳二使、亦復相伴入京、屢待將軍歸駕、仙葉稿載流芳院僧像贊并序文、慶長九年十一月、高麗より松雲大師と申僧、金孝舜と申唐人二人來朝仕、將軍様江戸御下向以後京着す、翌年春迄在京す、是は先年彼國の番手として、大明朝より番手を置申候、彼軍勢狼藉不可勝計、高麗王是を迷惑申候て、大明の衆皆歸國申候様に、日本より御斷可被下候よし、御侘言のために渡り申候と聞へ申候、此時大聖庵の圓耳出合候て、互に佛法のせんさく仕候て、筆談共に御座候由、慶長書慶長年録慶長見聞録案紙、慶長小説、○按するに、これらの書使者の名姓も異に、その記載も混淆して誤りに似たりとも、姑ら

く參考に慶長九年、今年朝鮮使人僧松雲孫文或金孝舜來聘して、文祿の朝鮮征伐にとらわれ、渡海の者を原免せられん事を乞ふ、公これを赦し朝鮮に歸らしむ、武家事記、慶長十乙巳年二月十九日、東照宮伏見に御着城、三月四日對馬守義智かの使者松雲孫文或を率ゐて、伏見に登營し、義智釣命により、兩使とも、兩使拜調畢りて、特に本多佐渡守正信承允長老して、和睦の事を仰せ含めらる、兩使拜諾して歸國す、時に義智に兩國通交の事を命せられ、加恩を賜はる、加恩等の事、宗氏朝鮮國御用御加増の條に詳なり、此年また俘囚若干を刷還せしめらる、慶長十乙巳年二月十九日、天晴、將軍家康自關東至伏見御上洛、疑舊記、慶長年録、慶長見聞書、慶長十年の春、義智等松雲孫文或を召連て、伏見の城に參り、朝鮮の使を御前に被召出、其後本多佐渡守正信承允長老等をいて、兩國信好の事を仰下され、我國に捕はれし朝鮮の男女二千、按するに、一千三百餘人と共に其國に還さる、國朝舊年録、慶長十年三月、家康公秀忠公御上洛、按するに、台徳院伏見に着かねて伊賀守に按するに、所司代板倉勝重なり、仰付られ、朝

鮮の使者に御上洛の行列を見物せしむへしこの事に依て、松雲録事等大津の追分まで按ずるに、續本朝通鑑に、蓬坂日開の間に到るに罷出拜奉る、按ずるに、日記摘要に二月廿一日伏見へ入御、此行路次に裝を盛にして、朝鮮人にみせしめ給ふ、供奉の人、數都て十萬人といふと記す、

家康公は伏見に御座あり、秀忠公は京都に御座あり、按ずるに、台徳院殿伏見より二條の館に渡御ありしは、三月廿九日なれば誤りなるへし、本多佐渡守允長老御使として、松雲に對面和議相定まる、按ずるに、諸記兩御所に拜謁せしこと記すといへども、台徳院殿は御上洛の御道中なれば誤りなり、家康公仰に曰、當年天下を秀忠公へ御讓あるへし、朝鮮の使者、此度は伏見へ來り御禮申すへし、近年の内に急度信使を渡し、秀忠公へ御禮申し上へしと云々、是に依て、四日義智調信等松雲録事を同道して、伏見に參り登城御目見、按ずるに、諸記多く拜謁の後、正信に對り御暇を賜りける、此度は秀忠公へは御目見に不及して、三月廿七日出京、四月十五日對馬へ歸着す、朝鮮物語、○按ずるに、續本朝通鑑に、松雲留洛の間、林忠巡遊筆談とあり、

慶長十年宗對馬守義智松雲孫文或を携て、伏見に來り公に謁し土宜を獻す、公曰、近日天下を右大將に譲らんとす、近年又朝鮮來貢使を率て江戸に赴

へしとなり、慶長日記、

慶長十年、明の萬曆三十三年二月、神君台徳君上洛、命して公をして惟政文或等を率ひ、拜謁を山城伏見城に賜ふ、且執政本多佐渡守及び天龍寺の僧承允をして、公に諭して惟政等と和好之事を議せしむ、此事を攻事撮要に、萬曆三十二年按ずるに、我慶長九年なり、七月橘智正等留駐海上、投降倭子連續出來、情形巨測、遣僧人松雲于日本、爪探賊情、刷還本國被擄人口一千三百餘名、致家康意曰、我於壬辰在關東、不會于預兵事、朝鮮與我實無讐怨、請與通和、具由咨報于遼東撫鎮各衙門と記せり、朝鮮通交大紀、

慶長十年二月十九日、朝鮮來貢使僧松雲孫文或和を乞、於伏見城奉拜神祖、獻方物、修好被命、松雲紫衣を聽し、歸朝の暇賜、且依乞男女虜一千三百餘歸す、柳營年表秘錄、

慶長乙巳仲春、將軍歸駕漸入京、少焉於伏見華第面于二使、其待遇之厚、不言而可知矣、然二使雖歸國、未報和好之事、不審々々、居士按ずるに、柳川下野守をさす、依跋涉之勞、嬰疾病之厄、醫方無驗、謂令嗣智永曰、死期在近、沒後汝莫怠于朝鮮和事、則別有何追福乎、仙葉稿載流芳

院會像贊

寶永七年巡見使に答ふへき箇條書の内、

一、朝鮮陣以後、御通交相始候次第御尋之節、權現様御代私高祖父對馬守に被仰付、隣交之儀相働候様に被仰付、使者差渡候處、秀吉公朝鮮征伐之遺恨に而承引無之、然共御意重く候付、色々に申掛、其上公儀に被申上、日本へ捕置候朝鮮人又數百人送返候、其内國王之一類有之候に付、和交之儀中含指返し申候、其後和交之儀相調、唯今迄致連續候、自是以來百廿年餘に罷成候、對藩政事問答、

慶長十年二月、權現様台徳君様被遊御上洛、御參内之後、按ずるに、御上洛の後、台徳院殿の御參内は、三月廿九日に宣下の御參内とせし、東照宮は四月十日なれば誤りなり、下の韓録に、將軍は、ここに誤れり、於伏見朝鮮の兩使御目見被仰付、權現様より本多佐渡守殿承允長老を爲上使、義智を以兩使に被仰合候は、好を通し交を結は兩國之益也、互に中頃之恨を忘て、長く隣交を可被結との御事に而、和交之儀具に被仰掛候處、兩使謹而御請申上安堵仕候、又義智に被仰付、彌兩國之通交を掌り、可爲日本之藩屏候、自今三ヶ年に一度宛參勤可仕之上意に而、御加増拜領被仰付候、其後御暇被

下之、兩使を召列對州に罷下り、朝鮮に送還し申候、然共和睦之返答も不仕、無心元存候處、翌十一年七月漸禮曹參議成以文より返翰を以申越候、日本朝鮮修好本末、

慶長十年春二月、東照君台徳君共入京師也、此時台徳君任征夷大將軍、參内之後、於伏見城引見二使、其後東照君以本多佐渡守釋承允爲上使、而告和好之事也、義智公使之傳於二使焉、東照君亦命義智公曰、汝掌兩國之通交、而爲本國之藩屏、自今以後許每年之參勤、須三年一參勤以述其職、乃加賜二千八百石地也、義智公遂伴二使歸州、使家臣護還也、此時二使相約曰、和好成則可差信使云、此時二使入京都寓于大徳寺、韓録、

慶長十年、宗對馬守松雲等を召つれ京都へ參着す、按ずるに、この書及び朝鮮通交韓書等に、御目見畢て、本多佐渡守を御使として、朝鮮和睦の評定し給ふ、來年天下を台徳院様の御讓可被成候、按ずるに、この年四月、及び將軍宣下なれば、月十六日御辭職の勅許の書また誤りなり、近年の内使者を江戸へさし上へし、松雲は出家也、使者にはいたさす、官人を差越へきの旨あり、朝鮮聘考、

先年秀吉公時代、高麗國より亂取日本へ召具し來る者數千人あり、殊もつて關東に多かりき、慶長十一年の年、朝鮮國の僧松雲日本へ渡り、江戸へ來て、按ずるに、この書慶長十一年とし、また江戸に來るさいふは誤りなり、此者共歸國の御詫申により、皆高麗へ歸し下さるゝ、よろこぶ事限なし、見聞軍抄、

慶長十年、明の萬曆三十三年、公井手孫六左衛門智正をして和を求めしむ、攻事撮要に、對馬島倭遣橋智正來求和とみえたり、

請令廟堂量處留兵便宜箭、李德馨、

伏聞、中朝統撤戎兵、諸將啓行、今之爲百姓所苦者、莫甚於天兵、而天兵一朝捲回、其小快於眼前則有矣、日後元氣索然、異症橫發、則未知國家將何以善處耶、倭賊南邊蕩然連歲無竊發之警者、只是藉天兵聲勢耳、今者無他計、而盡撤賊之生心侵軼在朝夕矣、無備禦之方、又乏權變之謀、嫖娼姑息苟度時月、兵單而益蹙、糧匱而益竭、若此而終稅駕於何地也、竊念、對馬島密邇釜山、爲水路咽喉、其距五島日岐島、平戶、薩摩等處、亦不如釜山之近、則馬島之於我爲害迫矣、彼緣地瘠生薄、素資于開市、則一日未嘗

忘本國、豈其邈然而無意於我乎、高麗之季、倭患歷歲不絕、恭讓朝朴葦嘗往討本島、本朝獻廟亦遣將往征、其後許其納款、賜圖書定船數、羈縻往來、邊境寧謐、赤子得休養生息於聖澤之中、今過二百年、先王爲民而馭此夷者、計固至矣、曩在戊戌冬、臣跟隨天將在順天、聞賊兵退、妄意國家於對馬島終難絕矣、但壬辰兵起、本島爲嚮導、必我天兵盛集、聲罪示威、然後庶有所懲、懲而廢之、則得於處事之權矣、用是冒進所懷、仍具揭於天將、會黃慎亦爲此陳疏、而廷議不同、務在持重、遂致差失事機、良可歎也、數年以來朝家規畫、尙無定計、紛々漫々消費光陰、言及防備、俱曰無可爲矣、精神不强肢體日解、折衝禦侮、未聞其責至於欲說計而緩禍者、即云、時議方以此爲非、難可行、噫安危存亡機關至大、不早決處座待噬臍、儻邊上有警而內地瓦解、則此時始定論議而能捍禦乎、賊首既死、舉兵再來、非臣淺慮所及、若馬島之倭、撐駕數十船、出沒視我、則必以乞和之得不得而決矣、此乃近睫之火、迫膚之災其可忍乎、今若國亡、而此事不可行則已矣、儻機過而始講、或旣動而後、我反欲行計、則操縱伸縮益出于彼賊、而差悔甚矣、

亟宜決定主意以爲方便、且如爲之嘗聞奏天朝、奉旨乃行、詳陳此賊形勢、及先王爲民開市、天將遣使退賊、近日賊之累遣使乞和曲折一々、明白敷奏天朝、仍請留一枝水兵圖完此事、使許和之令出於天將、或責刷還被擄人自效其誠、量定約條、以中其心、則南邊之事庶有歸宿、且遣使退賊、雖天將所諱、而許款緩兵之舉、實其外爲大言、而內深欲者善辭、而達之天朝、亦必以此計、爲不得已、豈不爲區處乎、

和文

伏て承はる、中朝盡く留兵を遣し、諸將をして發行せしむと、今百姓の苦しむ所のもの、天兵より甚しきはなし、今天兵悉く入り歸る、眼前に在て、一時の快きを得さいへとも、然も日後若不善の變あらば、また何を以てか、是に處せむ、倭賊ひきたひ退き、連年我邊をわがすの患ひなきものは、唯我國かの天兵の勢をかるによるのみ、今他の良計なくして、天兵をして盡く還り去しむ、賊の再び我を犯す、恐くは且夕の間にあらむことな、竊にももふ、對馬島釜山に近して水路の要地たり、彼五島、豐岐、平戶、薩摩等の處を去る、却て我釜山の近きにしかるべきは、馬島の我にける害たること追れり、且彼地瘠食艱く、たゞ貿易をたのみとするときは、おのつから一日も我國を忘れざるへし、高麗の末倭患累年不絶、依て恭讓王の時、曾て朴葦をして是を討たしむ、わが朝獻廟又將をして往き征せしめ、其後終に其和を許し、圖書を給し、船數を定め、

以て是を羈し來往せしむ、我邊境をして寧謐、百姓をして安堵せしむるもの、今二百年に過たり、先王の此衷を敷する、その謀事誠に至れり、臣戊戌の冬にあつて、天將に隨ひ順天に在の時、賊兵の退くを聞て、よつておもふ、我國對馬島に於て、終に是を絶に難からむ、但壬辰年兵起るの時、本島是を嚮導たり、姑く天兵の力をかつて、彼を賊し明らかに其罪をかそへ、これに威靈を示し、彼をして深く屈し伏せしめ、其後和を許し、よつて是を羈さば、誠にそのことに處するの宜を得たりとすへし、依て所懷を陳し、且是を天將にももふ、黃慎亦此ことを陳せり、然も此時延議同しからざるを以て、終に此機を失ふに至れり、誠に嘆つへし、數年來朝家の處置今に至り、また定まる所なし、若早く是を決することなく、その邊上事あつて、國內騷動するに至り、初てよくその議を止め是を防ぐへけむや、今賊首既に死す、其再び兵を擧て來るや、臣が淺慮の及所にあらずさいへとも、馬島の倭人その數十船に駕して、我を窺ふを察するに、是和の成不成をもつて、その計を決せむとする也、誠に眉に近きの大膚に迫るの災さいひつへし、是をなもはざるへけむや、若彼にして再び我をわがさしめ、其やむことなきに出て、我よりして是に和をもとめしめば、其操縱伸縮の權、彼に在て我はつかしめたる益多からん、宜く急に主意を決し、此賊の形勢、及び我先王市を開くの事、且天將をして其使を遣り、賊を退けしむること、又近日賊の累りに和を請ふの曲折をもつて、盡く明らかに天朝に奏し、姑く水兵一軍を留め、此ことの始末を完成せんことを請ひ、且其和を許すのことにして、天將より其令を出さしめ、またこれに其虜を遣し、誠を致さむ事も責め、其後宜し

きを量り、約條を定め、以てその心に満しめん、希くは邊境のこま定むることを得む、其使を遣り賊を退るの事に至ては、天將外これないふことを諱さいへとも、其實深く欲するものなり、今もし能是を天監に達し、この計そのやむことを得ざるに出る事をしらは、いかむそ我爲によく、是に處する事なからむや、(朝鮮通交大記)

慶長十一丙午年、是より先、かの國よりも、しはく使者ありて、交好漸く成るへきに及て、この秋かの禮曹成以文より義智の許に、書を贈りて求むるむねあり、よて義智また使を馳てこれを言上せしに、東照宮御喜悅ありて、使者に御羽織等を賜ふ、終に其請ひにより、かの國王に御書を贈られ、また往年犯陵の罪人を送らる、このにおいて調和全く整ひ、冬にいたりて、いよく信使來聘あるへきよし、義智使して言上す、また使者及び朝鮮の使者にも賜ものあり、明年正しく信使來聘の事、詳なり、

慶長十一丙午年、朝鮮國禮曹參議より書翰を以て、對馬守義智方へ申來れるは、我國日本において好を通する事、二百年になんくごす、おもはさき、壬辰の年秀吉ゆへなふして兵を動かし、はつかじめ先陵におよひ、至痛心にあり、ひさしく猶いま

たわすれず、我國にありて誠に先みつから好みを通するの理なし、但右府ことごとく秀吉のするところ、に反すといふ、いまもしまつために書をいたし、犯陵の賊を縛送せは、我國また相報するの道なからんやといへり、早速其趣井手彌六左衛門を使として言上す、東照大君歡喜な、めならずおほしめされ、即時に井手彌六左衛門を御前に召出され、御召被成たる御羽織、ならひに白銀頂戴仰付られ、右の御羽織ならひに白銀、于今對州之庫内におさめ、永く鎮家の寶となれり、則其年東照大君より、彼國主へ御書翰をつかはされ、ならひに犯陵行賊を捕へこれをわたす、朝鮮物語。

其後義智、公儀に此節和交相整可申勢相見え申候故、則彌六左衛門を直に駿府へ差越、按するに、江戸遂御案内候處、殊外御滿足被遊候と之御事にて、彌六左衛門を早速御前に被召出候て、被成御召候御裕羽織、自注、金入之筋縹珍裏、銀子拾枚被成下候由に御座候、御羽織御銀子今有之候、慶長十一年七月禮曹參議成以文より、返翰を以返答申越候、返翰別紙に有之、按するに、朝鮮通交大記に載するところは是なり、義智右之返翰を以、御案内

申上候處に、從權現様御書翰を朝鮮に被遣、彌御通交を御乞被遊候付、彼國能得心いたし通交相整候、日本朝鮮修好本末、

丙午春、禮曹報書、因請果欲通和先致國書、州乃遣橘智正、具狀以聞、乃附以國書、

改事撮要曰、三十四年丙午春、撫院差原任遊擊劉興漢、來到本國邊上偵探倭情、無論緩急、不時飛報、冬日本國源家康修書通好、遣回答使呂祐吉慶暹等如選、美、按するに、新井君美、因求藁本於圓光及金地等藏、而竟無所得矣、國書復號記事、

慶長十一年、明の高曆三十四年、此年七月彼國禮曹參議成以文をして、書を我か州に送り、和好の事神君先彼國に御書をなされ、且先王の陵を犯すの賊を執へ送られ候へ、我か國亦是に報ゆるの道なからむやといひしゆゑ、公其書を呈し、又其陵を犯すの賊なりとて、我州罪人を縛送せられたり、よて翌年その回答として、彼國通信使を渡せしなり、此年禮曹參議成以文我州に送りし書左に記す、朝鮮國禮曹參議成以文、奉復日本國對馬州太守平

公足下、伴來忽承惠書、可想貴島在中間周旋致誠之意也、良慰々々、我國於日本通好垂二百年、不意、壬辰之歲秀吉無故動兵、辱及先陵、至痛在心、久猶未忘、在我固無先自通好之理、但聞、右府盡反秀吉所爲云、今若先爲致書縛送犯陵之賊、則我國亦無相報之道乎、惟在貴島著實完事而已、更須勉之、不宣、萬曆參拾四年七月日

和文

使をして書を蕙む、よつて貴島中間に在て、兩國の爲に周旋するの誠をみつへし、わが國日本に於て、好みを通するの事、既に二百年なり、おもはさき、壬辰年秀吉ゆへなくして兵を動かし、我先王の陵墓を辱かしむるに至らむとて、此痛み今に至て、いまた忘れざるものなり、但聞、右府盡く秀吉のする所をあらたむと、今もしよくまつ其書を致し、且陵を犯すの賊を縛送せられは、我國また相報るの道なからんや、但貴島實によく此事を完成するにあつのみ、宜しく是を勉むへし、(按するに、この書また陳倭情劄を載す、其文中修好の事に關係すれば參考のため連記す、)

李德馨倭情を陳するの筋あり、この筋子、己酉年以後の筋と見へたり、よつて姑く類聚して左にしるす、

陳倭情筋



代、以、臣伏聞、憲府以備邊司許令與倭開市、忘深警弛大禁、而啓他日無窮之患、請有司堂上推考色郎廳罷職、大義凜然令人起歎、第其間利害有未能釋然者、此賊之爲萬世必報之讐、三尺童子所共知也、既不能斥絶、而與之羈縻、則開市終可閉乎、法官既不許之、則果哉未之難矣、往在辛丑年、天兵纔撤南徼蕩然、馬島倭子橋智正持書出來、中外人心騷動靡定、及見禮曹修答書契、有即爲許和之意、臣適膺體察之命而在邊上、晝夜商度疆事、不許則目前無捍禦零賊之勢、欲許則非但讐怨通天、纔許之後、種々難處、不得已羈縻遷退、以冀十餘年無事、而爲自強之計矣、但雖欲爲此計、我國氣力毫無依據操縱者、必須藉重天朝、陽開陰闔、以絕其哄脅之端、然後處事之權我可議矣、遂改撰書契、拜包禮曹答書、陳達其狀、謬蒙先王獎諭施行、其後馳稟萬軍門、得其諭帖、遣人馬島、覘探賊情、乘機善導以過數年、不幸而金光來賊悖說、朝廷輕遣惟政渡海、又不幸而馬島誑稱械送犯陵賊、朝廷輕遣通信使、失此一策、臣語及此事、每切嗟咄暨乎、奸賊玄蘇持假書來我、而我乃依舊例許和、譬諸着碁局已了矣、按するに、下文は宗氏賀交の條にゆつる。

朝鮮、述欲和好之旨、朝鮮王李昭得東照君之書、決通交之事也、韓錄、本州編略、義智公家老調信と相談ありて、井出彌六左衛門を使者として、諸國に有之俘擄を御請被成、幾千人ともなく、數年之間に歸さる、夫より彼國よりも此方の誠信を知り、東照君よりの御書簡被遣は、通交あるへしとなり、又陣中先王之陵を堀たる者送られよとなり、依之朝鮮の書簡を江戸へ被上、墓を堀たる者朝鮮に被遣、其後東照君より御書簡渡り、通交の事相濟たる事なれども、數年の間義智公誠の御意をつくされたる故也、義智公御勳功は限りなき事なり、東照君以來隣國誠信の結なれば、昔とは違ひたる事也、日本朝鮮誠信は、對州より通交ある事なれば、萬事を大切になされす脱が不叶儀なり、其上對州は、朝鮮に年久き交なれば、御懇切之御届なくては難叶、義智公御通交御請ひ被成時、對州は征伐之先鋒被成たりと恨る事あり、然れども義智公にも至極の御届被成たる事あるにより、後には合點いたされたる事也、其子細は、天正十九年陣前に御直に朝鮮御渡海大事の兆を御告あり、朝鮮承引

和文

臣伏て聞、司憲府啓すらく、備邊司倭に許し市を開くこと、其仇讐を忘れ、大禁を弛へ、他日窮りなきの患ひをひろくなり、堂上官耶廳に至て、各其罪を正すへしと、誠に大義凜然たり、但我國倭絶ことあたはず、終に是を羈すの計ひ用ひざることを得ざるべきは、是に許して市を開かざることをあたはず、辛丑年天兵纔に還り、馬島の倭橋智正書をもたらし出来るのとき、禮曹の答書、邊に是に和を許すの意あり、臣時に邊上に在て、是をふも不和を許さざる時は、目前海賊を防ぐに計りなく、是に和を許す時は、たゞに仇怨を忘るゝの羞へきたるのみにあらず、また後來慮しかたきの患ひあらむことを、然も既に是を絶ことあたはざる時は、しばらく是を羈すの計を用ひざることをあたはず、但威を天兵に借り、其我を脅すの端をたつて、其後漸に和を許す、是其事に處するの權を得たりとすへし、依て禮曹の書契を改撰し、且此事を啓聞す、先王臣がいふ所に依て、施行せらるゝことを蒙れり、其後萬軍門に申し、其諭帖を得て是を馬島に送りいたし、以て機に乗し是を導き、數年を過て緩かに其和事をなさんと計りしに、不幸にして朝廷金光、悖説を信し、輕しく惟政を遣り、其後不幸にして馬島誑りて、陵を犯すの賊なりとて罪人を縛送す朝廷よつて通信使を遣らる、また奸賊玄蘇が假書を持し來るに及て、舊例によりて是に和を許さる、是書を着て局既に了しに譬ふ、誠に悔へからざるのみ、(朝鮮通交大記)

慶長十一年、朝鮮禮曹參議成以文贈書於義智公、義智公以朝鮮之所告、啓聞東照君、於是東照君贈書於

なくして及大亂、其後大事の御届被成、誠信ある事を彌被仰渡たること也、其上陣中に、兩王子恙なく免れ歸られたる事も、義智公御志をつくされたる故也、是も朝鮮へ御告げ被成、彼國よりも感したる返答あり、ケ様に陣中にも御志をつくされたるは、對州兎角朝鮮を捨て難叶、土地なれば、遠き慮り被成たる事なり、其誠を感じ和陸相濟、日韓提要、朝鮮之書物輿地照覽と申内に、朝鮮國之儀、日本と和好不仕候而者不宜、兎角以來未々迄も、和好之心得可然と有之候、是を以て考るに、日本と不和好なれば、朝鮮のため惡敷儀多有之と存候、異本朝鮮物語、慶長十一年十一月六日、高麗與日本有入魂は、明朝の番手可引取の由に付て、自高麗使者可渡海由、從對馬以使者江戸へ被申、自大御所刀銀、按するに、義智の使にたまひし、其上九州にて米千石彼使按するに、朝鮮の使にたまひし、其上九州にて米千石彼使按するに、朝鮮の使にたまひし、軍同刀銀被下歸國也、官本當代記、創業記慶長十一年、對州の宗義智使節を以て言上して曰、先達て鈞命を蒙ふる、朝鮮國王和を整ふへくんは、信使來聘すへしと相達する處に、是を承服し、大明より遣し置守護の兵を返し、信使を渡海せしめ、既

に着岸すといふ、神君欣然として對州の使には、御刀を授けられ、雞林の信使に、米穀千石を鎮西にて與らる、武德編年集成

丙午家康因義智致意曰、壬辰之事、身在關東無所與知、況今盡反平賊之惡、實非讐怨、又獻犯陵賊、冬遣呂祐吉慶暹丁好寬、方策新編載日觀要政、

寶永七庚寅年巡見使に書上の内、覺

日本朝鮮和好之儀、慶長四己亥年從東照宮様、私高祖父對馬守義智に被仰付候節、好を通し交を結ぶは、兩國之益也、互に中頃之恨を忘れて、永久可被結隣交之旨被仰掛、和好相整候様に被遊、御領至而深き思召數々被成御座候由申傳候、其節は朝鮮陣相止候翌年之儀と申、大坂御陣之前之御事に候に付、按ずるに、關原御陣の誤りなり、秀吉公恩顧之諸大名も多く、衆議區々成時節に候へは、難被安御心勢も有之、右和交之義急義智に被仰付、何卒可入精之旨御書迄被成下、重々蒙上意候、依茲以使者四度迄遣書翰之度にいたり、初而使者を還し遣返翰、壬辰之擄等之義申越候に付、様々に手廻し仕、彼國の虜等數百人

送りかへし、其外別而盡心力候に付、御神慮之通に和交首尾克相整へ、朝鮮國より之信使誘引仕候、御常家に相改り候賀儀を申上させ候へは、兼而如御神慮、異國迄も無其隱、日本一統之御響を以、被舍疑心候諸大名、及遠國邊土之面々迄も、悉く心服仕、忽被唱太平候由に御座候、右兩國之益に被仰越候義、先は朝鮮國之事、日本へ信使を渡し隣交を篤く仕候ゆへ、北京之幕下に而は御座候へ共、國王終に北京に來朝と申義無之、衣冠諸事共に古來之通被差置候、左も無之候は、とく北京のこころ頭を剃、戎服をも可着處に、古來之冠服少も改り不申候段、偏に日本御隣交之御影に而候へ者、朝鮮國にも別而忝不存候而不叶義御座候、扱又時として北京より難題を申掛、北京帝之末子を養子に可遣杯と被り申越義有之由に候へは、左候は、朝鮮王之血脉も相絶、國亡目前之ことに御座候に付、達而被致辭退、若不相叶候は、朝鮮之滅亡此時に候間、日本へ加勢を乞申候間など申義申候に付、北京も輒自由不計之由に候、此等之義則朝鮮之益と申へ候、右之譯御座候に付、朝鮮人北京へ罷越候節は、何角

に付日本武勇之剛強なる様子を段々申立、北京人之心を劫し、其上元之世祖朝鮮を先導として被侵日本候へ共、日本之武勇之勝たる上、神國に付神風起り、兵船を覆し悉く利を失ひ、逆も日本の武勇之猛強成義様々説話仕候故、化京人も辟易仕候、日本之望を相止居候由御座候、若右之通に無之、朝鮮及亡國、北京人朝鮮國へ入込み、唇盡齒寒道理に候ゆへ、日本之御爲至而大切なる御事に可有御座候所に、中に而朝鮮より何角と取あやし候に付、本朝之御爲にも宜御座候へは、此段も即日本之益と申候事に而御座候哉と奉存候、右之外にも、兩國交易をいたし有無を通し、就中人參等は衆藥之内に而、專人煩を救ひ候主義之義候へは、旁以隣交者當國之益と被仰掛、御通好之道篤く被仰付候段、誠に至而深く至て遠き御神慮と承傳候程之者、乍恐感戴不仕候者無御座候、右之段之譯に御座候へ者、大清韃韃其外胡族迄も無其隱、兩國御隣交誠信之信使之義候故、至而重き事之段、聊以凡慮之不及所にて可有御座候、然る所、天和信使之節、風説に上之御物入之段者不申及、諸大名に至迄海陸之御馳走、何角

と入目大分之事に候へは、指而益も無之御事に、無用之御費之由申觸、頃年之信使之節にも、同前之取沙汰等有之由に御座候、尤此段一通り御尤に聞候事に候へども、大根元之大義を不存ゆへに、而可有御座候、然上は、彌御隣交之道篤く被行之、就中對州屏之武備嚴重なる様に被仰付、朝鮮國不及申、大清韃韃其外之胡族迄も相響、日本武威之熾なる所を恐入申候様に被連候は、彌本朝之御爲、過之候御事御座有間敷哉と乍恐奉存候、以上、

月日

右之御和交之義、御深慮之數之内に祕事之由御座候、御取捨之儀は御吟味次第に可被遊候、對藩政事問答

通航一覽卷之二十七終

# 通航一覽卷之二十八

## 朝鮮國部四

○宗氏通信御用參勤御殿并家格、御加増  
老臣叙爵并拜禮等

按するに、宗氏通信使同道參勤、及び御殿等の事は、分て信使發遣拜禮、并御殿等の條に出す、併せ見るへし、

慶長十乙巳年、是より先、宗對馬守義智鈞命によりて、朝鮮國和親再興を屢ひ、こゝにいたりて、かの國より講和使として孫文或等來り隣交畧整ふ、事は修好始末の條なり、よて義智に、以後兩國通信等の事を命せられしより、宗氏世々これを掌とる、この時、參觀の事も三年に一度たるへき旨懇命あり、寛永十二乙亥年、對馬守義成のとき、老臣柳川豊前守逆訴の事によりて罪科に處せられ、義成罪なき事分明なるにより、本任の命を蒙りて歸國す、下條併せみ正徳元辛卯年七月、對馬守義方に平生とも薙刀持たしめ、また信使の式には、乘輦及び供奉の老臣等も、諸大夫に准すへきよし免許せらる、この年、信使來聘には前式を改められ、諸事嚴重にせらるるによりてたり、○下の襲封及び老臣叙爵、并拜禮等の條併せ見る

慶長十年乙巳二月、東照神君台徳大君於伏見城引

見信使、接遇甚厚云々、按するに、台徳院殿にも拜禮のこころな、以本多佐渡守主并承允長老爲上使、被仰和好之義義智君、曰汝既掌兩國之通交、而爲本國之藩屏、故自今以後令許每年之參勤之間、三年一度致參勤、以可述其職云々、本州編略、

慶長十年、和交之義具に被仰掛候處、朝鮮之兩使按するに、孫文或謹而御請申上安堵仕候、又義智に被仰付僧松雲なり

候者、其方義彌兩國之通交を掌り、可爲日本之藩屏候、自今以後隔年按するに、前書によるに、不及參勤、三ヶ

年に一度宛參勤可仕之上意に而候、日本朝鮮、修好始末、

按するに、こゝにいふ藩屏の事により、諸藩政事問答に載する、寶永七年巡見使に、書上の箇條及び交隣提議に載する、享保十三年兩縣東五郎書中に、その事を論せり、今因にこゝに附す、

朝鮮國より對州之儀を、はん國と申候由、御聞被成候、如何様之譯に而候哉と御尋被成候、

右之段不存事に候故、儒者へ相尋候處、朝鮮國より對州之義を、はん國と申候義終不承、書籍にも見當り不申候、然者對州之義は日本藩屏之地に候故、日本人心得違にて、右之通爲申にて可有御座候哉、朝鮮國より藩國と可申様無之由、儒者共申候、對藩政事問答、

古來朝鮮之書物に、敵國と有之候を、敵國とは對禮の國に候と申字義に候段、其心得無之、ケ様に御誠信を以、隣交を被結候へ共、朝鮮には今に舊怨を忘れ不被申、日本をかたきと被書と相心得、又御國より朝鮮の爲、海賊を被防候と申事を書述候とて、對州は朝鮮の藩屏と申言葉は、家來の主人に對し申言葉に候所、心付無之候人有之候、ケ様之事我々式粗學の人には、今以其弊難免事に候、文字を得と讀分け不申候ては、了簡も夫に應し申事に候へは、兎角御國之義他國とは甚違ひ候事にて、學問才力の勝れ候人を御持不被成候ては、如何程に上に心を御盡し被成候ても、御隣交之筋難立可有之と存候、學力有之人を御取立被成候義、切要之事に御座候、交隣提議、

慶長十八癸丑年、公按するに、對馬守義智をさす、參觀、島津記略、

寛永三年丙寅十一月、公按するに、對馬守義成をさす、下同し、始て書を禮曹にいたし、回掉の事を告られたり、朝鮮通交大紀、

告還事例

太守自江戸歸時、遣使者於朝鮮、告本邦之平安、且問善隣之安否、是禮也、不可欠者也、此例輪番書稿

有之、第取舊例與近例、而備考證焉、

寛永三年丙寅告還使者橋成次、寛永九年壬申告還使者橋成供、元祿三年庚午告還使者正官吉賀兵右衛門、封進小宮儀兵衛、韓錄、

朝鮮より對馬殿へ一年間にして、使者參り申候、當年參り候へは、亦來々年參り申候、對馬殿江戸より下着候と、早速朝鮮へ知せ候而、使者を差越被申候、是を告還使と申候、對馬殿より口上も、御無事に候哉承度候、此方も國元へ罷歸り候、東武相易儀無之由申達せられ候、亦朝鮮使者を請而參り申候、朝鮮よりも口上に、御歸御無事に候而珍重に存候、東武御靜謐之段目出度由之口上に相當り候、使者上上官二頭上下百人計之人数、船壹艘に而參申候、兎角九十日計之逗留に而罷歸り候、其間對馬殿より段々馳走に而候、異本朝鮮物語、

寛永十二年乙亥三月十二日、諸閣老召義成君子土井大炊頭主之宅、被傳台命、義成與調興之故數次糺明、昨日殿中自糺明而、義成之無罪詳達上聞、依之、所領之州郡無相違可知行、又今年之間、當使信使來聘之由也、義成君頓首、同十四日殿下召義成君子

殿中、自被仰曰、義成與調與之事故數爲糺明、且吾自糺明而、知義成之無罪、職掌如舊、兩國通交之事益盡心裁判之、若有可啓之事當啓之、勿敢怠惰、義成君敬拜台命、同年八月四日、義成君受暇命、有懇懇之恩言、同五日義成君奉捧誓詞、同年十月義成君歸國、州中上下開眉悅了、本州編略、  
 寬永十二年七月、箇條を按ずるに、法令を公に賜ひ、且暇を賜ふ、十月公歸國、津島記略、  
 寬永十三丙子年、朝鮮國禮曹參議趙緯韓、奉復、日本國對馬州太守平公閣下、音耗久曠、係戀方動、專价枉書、詞意鄭重、就認行旆好、還島服帖奠、區々欣幸良不自已、每念兩國修好、迄垂三紀、貴島信義益篤、條約不渝、此誠上天之所以垂祐、生靈之所以獲祉者也、不意、橫逆之端出於僚貳、致令行李久滄江戶、尋常迦念不敢少弛、按ずるに、柳川豐前、今聞、貴國大君明燭姦情、洞雪冤狀、黜罪伸枉、咸得其當、治理之公平、政刑之嚴截有如此者、豈惟貴島式固藩屏、亦使敵邦永結隣權、太平之福、自今更始、逃倭風聲、欽尙無任、槎使之回單、此申慰、餘容別差候間、此不枚悉、統希崇照、不宣、

崇禎九年正月 日  
 禮曹參議趙緯韓、異國日記、  
 宗對馬守義成、江戶參勤をよひ歸國のいとまたまはる時、上使をたまはり、或は米穀を拜領し、或は吳服白銀を給はり、あるひは御馬をくたさる、江戶伺候の間、或は御菓子をたまはり、あるひは御鷹の鳥をくたされ、或は召に應じて登城し、御茶をたまはる事、又これあり、寬永宗義成譜、  
 慶安元戊子年、公始て參觀の事を禮曹に告られたり、朝鮮通交大紀、

告太守參勤例

慶安元年十一月、太守義成公遺書於禮曹告參勤、書略、有異事則可告留守者云、在輪番栢西堂書稿、韓錄、明曆二丙申年五月、朝鮮遣二譯官于對州、賀義真君按ずるに、義成の嫡子播磨守なり、來州、  
 萬治三庚子年、義真君始還州、告朝鮮以大浦權右衛門被爲使了、以上、本州編略、  
 寬文十二壬子年正月十四日、宗對馬守へ上使とし、久世大和守を按ずるに、老中久世廣之なり、以て、白銀貳百枚、並小袖三十被下之、是は去冬朝鮮國出火の節、彼地に

有之對馬守屋敷類火に依て、例年より早く御暇被下に付てなり、玉露叢、萬天日錄、

寬文十二年閏六月廿五日、

朝鮮國禮曹參議金益昆、書を日本國對州の太守平公の閣下にたてまつる、時節者しはく、かはり、おもひやるのこゝろふかし、承り聞、東のみやこ參勤られ、歸國無恙のよし誠によるこはしきこと常よりまさされり、これによつて通事官をさしつかはし、いよゝ無事の様子をうけたまはるへきたため、かろき音物さしをへ誠の志を表す、こひねかわくは、領納せられよ、不宣、

壬子の年六月日

禮曹參議金益昆、慶延略記、○按ずるに、この原文今所見し、

天和元辛酉年巡見使に答ふへき箇條書の中、

御家中騎馬數御尋候者

九十騎はと御座候、併部屋住右の内へ入、對州田地無之國にて候ゆへ、他所の騎馬とは各別、尤在所にては妻子育申程の義に候へとも、他所へ召遣候時は不足候に付、江戶へ召つれ候刻も、別て合力申付

候、右侍共遣様之事、

- 馬廻り拾六人 大小姓拾人 歩行之者三拾人
- 人 中間二拾人 〆七拾六人 朝鮮
- 馬廻り四人 步行拾人 中間拾人 〆貳拾
- 四人 鰐浦改所 外に夫貳人
- 馬廻り貳人 大小姓貳人 步行拾人
- 中間貳拾人 〆三拾四人 田代 外に夫四人博多
- 馬廻 壹人 大小姓壹人 中間貳人
- 〆四人 外に夫壹人 長崎
- 馬廻り貳人 大小姓貳人 步行四人
- 中間貳拾人 〆貳拾八人 京 外に夫四人
- 大坂
- 馬廻 貳拾四人 在郷侍貳拾四人 中間四
- 拾八人 〆九拾六人 遠見番、但壹人ニ侍貳人、外
- に夫貳拾四人、但、中間兩人之内、夫壹人ツ、
- 馬廻り四人 大小姓四人 步行八人
- 中間八人 〆貳拾四人 浦廻り貳組 外に夫貳
- 人 水夫三拾六人、貳人船頭、貳人上乘、貳人撰取、十二人水主、

侍壹人 夫三人 四人 風木屋敷番  
外に在郷侍貳拾四人

合馬廻り五拾三人 合大小姓貳拾人

合步行者六拾貳人 合中間百八人 合夫六拾人

合水夫三拾六人 高合人數三百九拾壹人

内、三百八拾三人は又者、  
馬廻り上下七人ならん、  
大小姓上下三人ッ、  
步行貳人之内、夫壹人、

右之通に召遣候、相殘る馬廻り對馬守江戶參勤之  
供、其外は在所留守番に召置候、二萬石の身上には  
馬廻り過候へども、對馬守義朝鮮御手長仕候、其上  
異國の堺目にて御座候へは、人遣方々に入申候、如  
此に無之候はては、御奉公難勤御座候、夫に付家中  
扶持取分限に過ぎ召仕候事、

譯官渡海之事、

對馬守入國之刻、渡海仕公方様御機機克被成御座  
候や、並對馬守東武首尾能御暇被成下、入國之嘉儀  
として罷渡り候、殊に朝鮮筋之義、若相替儀も可有  
御座候や、存、譯官に對面いたし具に承届、江戶參  
上いたし候、譯官渡海之刻、兩使に相附候人數上下  
八十九人程參り申候、馳走の入目銀子八拾貫目餘

入申候、以上、對馬國記、

天和二千戌年九月四日、宗對馬守按するに、義  
真、以下同じ歸中ね

被召之、朝鮮人御用之儀精入候段、御感被思召、且亦

朝鮮御用之儀、向後堀田筑前守按するに、正後この頃加  
判御免執事と稱せり、

可請差圖旨被仰渡之、柳營日記記、

貞享三丙寅年八月九日、宗對馬守被召、朝鮮國通用

の御用被仰付、甘露齋、

寶永六己丑年四月六日、

一參府に付上使被遣之、

上使奏者番石川近江守  
宗 對馬守 御日記、  
○按する

に、參勤の時は、奏者番  
上使たる事例なり、

一西九白書院出御、參勤御禮、

照布貳拾疋、金馬代、人參五  
斤、虎皮五枚、龍紋貳拾卷 宗 對馬守

參勤之御禮、

御臺様之進物、 銀拾枚、

大奥女中ね、 銀三枚二枚一枚つ、送之、  
柳營  
日記

寶永六年四月十二日、宗對馬守に朝鮮御用向之儀、

先頃以書付相達候通、彌可心得旨、於白書院縁頗

老中河内守按するに、  
井上正寧、傳達之、但參勤御禮相濟以後達  
之、御日記、

寶永六年六月朔日、御白書院出御、

銀三百枚、時服三十、御暇、青  
江代金貳拾枚、御馬被下、

御暇 宗 對馬守

朝鮮之儀、諸事先格之通被仰合、按するに、宗氏御暇、こ  
るれ、必その事見え  
す、柳營日記記、御日記、

寶永七庚寅年、巡見使に答ふへき簡條書の中、  
御家中騎馬數之儀、御尋被成候は、百六十騎餘も

可有御座哉、對馬守儀朝鮮之役儀付、所々役目に召  
遣候付、分限に過人數多く御座候と可申上事、對藩  
政事問答、

正徳元辛卯年七月、文昭大君免許令持薙刀于義方  
君、是宗家平日被令持薙刀之始也、又就信使所役之  
日、乘輿可勤之、且老臣等准諸大夫、着束帶衣冠可

供奉之由被下台命了、今般大樹君因故太閤之例、改  
貴大君被稱日本國王了、諸事日本俗禮不被用之、被  
用古例云々、本州編繪略、

正徳三癸巳年十月十五日、御白書院出御、

人參五斤、虎皮五枚、龍紋貳  
拾疋、照布貳拾疋、金馬代、

參勤 宗 對馬守

入申候、以上、對馬國記、

天和二千戌年九月四日、宗對馬守按するに、義  
真、以下同じ歸中ね

被召之、朝鮮人御用之儀精入候段、御感被思召、且亦

朝鮮御用之儀、向後堀田筑前守按するに、正後この頃加  
判御免執事と稱せり、

可請差圖旨被仰渡之、柳營日記記、

貞享三丙寅年八月九日、宗對馬守被召、朝鮮國通用

の御用被仰付、甘露齋、

寶永六己丑年四月六日、

一參府に付上使被遣之、

上使奏者番石川近江守  
宗 對馬守 御日記、  
○按する

に、參勤の時は、奏者番  
上使たる事例なり、

一西九白書院出御、參勤御禮、

照布貳拾疋、金馬代、人參五  
斤、虎皮五枚、龍紋貳拾卷 宗 對馬守

參勤之御禮、

御臺様之進物、 銀拾枚、

大奥女中ね、 銀三枚二枚一枚つ、送之、  
柳營  
日記

寶永六年四月十二日、宗對馬守に朝鮮御用向之儀、

先頃以書付相達候通、彌可心得旨、於白書院縁頗

按するに、是より後、參勤御暇の事違例に似たるの外は  
引用せず、但し献上拜領物等は、互に異なるのみ、  
同四甲午年正月十五日、御白書院、

舊冬類焼二付、此節御暇  
御刀光忠代金貳拾枚、  
銀三百枚、時服三十、  
御馬被下、

御暇 宗 對馬守

按するに、老中秋元齋朝なり、以上柳營日記、

正徳五乙未年十一月朔日、  
一月次之出仕有之に付、已刻白書院出御、

人參五斤、虎皮五枚、照布貳  
拾疋、龍紋貳拾卷、金馬代、 宗 對馬守

一位様銀十枚、

月光院様同二千疋、女中より上る、柳營日記記、

享保二丁酉年七月廿八日

御刀城州國行代金三拾枚、  
銀三百枚、 御暇 宗 對馬守

但朝鮮人來朝御用付、來年不及參府候、在邑可  
仕旨被仰出候、

按するに、老中久世重之なり、御暇の 御日記、  
時は、老中上使たる事また例なり、

享保三戊戌年十二月朔日、已上刻白書院出御、

銀三百枚、時服三十、  
上使水野和泉守 宗 式 部  
按するに、水野  
忠之なり、

右侍從被仰付、始而御暇に付被下之、柳營日次記、  
寛保元辛酉年三月十五日御白書院縁類、

宗 對馬守

右之通御暇に付被下之旨、老中列座伊豆守申渡  
之、按ずるに、御日記に御膳中 柳營日次記、  
に付、御目見無之とあり、御日記、

寶曆十二壬午年六月朔日

御暇 對馬守

御刀雲州盛久代金拾五枚、  
御馬被下、

朝鮮國之儀可入念之旨、御誕有之、寶曆年録、  
寛政三辛亥年二月十五日、御白書院、  
柳營日次記、

御暇 對馬守

御刀備前師光代金拾五枚、  
御馬被下、

朝鮮國之儀被仰出之、寛政年録、  
文化十四丁丑年二月廿八日

御暇 對馬守

御刀高田友行代金拾五枚、  
初而御馬被下、

朝鮮國之儀被仰出之、柳營日記、  
慶長十乙巳年春、對馬守義智の勤勞を賞せられ、肥前

國基肆養父西郡のうちにて、二千八百石加恩の地を  
賜ひ、この加恩の事、對馬國記等に、慶長十二年とし朝鮮物語には、  
今多分に、其内千石は老臣柳川豊前守に頒與すへきの  
命あり、次條併せみるへし、○隣交始末物語によると、寛永十三年  
の頃、また加恩の密旨ありし、故ありてその事終に止む、

正徳元辛卯年十一月、對馬守義成に故の柳川豊前舊  
領の地を返し賜はる、これ即豊前の父、豊前守に頒賜の地に  
られしと見るなり、  
事は下條に見ゆ、  
して寛永十二年豊前遠流の後、没收せ

文化十四丁丑年二月、對馬守義質に肥前國松浦郡、筑  
前國怡土郡、下野國安蘇郡都賀郡の内にて、拜領地名の  
書に載せられたるをも、今の藩  
士に聞こころをもて補ふ、新規二萬石の地を賜ふ、

文祿四年乙未四月二十六日、太閤賜薩摩國出水郡

一萬石地于義智君、依之以早田七左衛門被爲代官、

云々、依連年之戰功拜領云々、慶長四年己亥正月

二十五日、東照神君以薩摩州出水郡之采地、代肥前

基肆郡養父郡之地賜之、依之以古藤三郎左衛門被

爲代官、慶長十年乙巳加賜基肆郡養父郡之内二千

八百石云々、本州編略、

文祿四年當對馬守按ずるに、高祖父對馬守義智へ、朝

鮮陣連年之依戰功、於薩州出水郡壹萬石之所を、從

秀吉公被下之、慶長四己亥年從權現様右之地を、肥

前州之内、基肆郡養父郡之内に御引替被下候、其後

慶長十乙巳年、義智へ朝鮮和交儀を相働候様にと

被仰付、其節基肆郡養父郡之内に而、貳千八百石御

加増被成、其内を千石家來柳川豊前守智永に遣候

様に、本多上野介より義智方に御狀を以被仰下、  
則園部 園部といふは、その傍近の地なる故にや、千石之所を  
智永に遣置申候、對藩政事問答、

慶長十二年四月、祖父對馬守朝鮮之信使召連、江戸  
參上仕候段、御悅喜に被思召上にて、從權現様基肆  
類父郡之内二千八百石被下置、  
對馬國記○按ずるに、こ  
れらに書對馬國同藩の記  
にして、異同ある  
はふしんなり、

慶長十年松雲來朝の時、義智に肥前の田代にて加  
増二千石を賜はる、同十二年三使來朝、事畢て後秀  
忠公より肥前田代にて加増千石を義智に賜り、慶  
長十年に賜る所を合せて三千石なり、但し三千石

の内、千石をは柳川に、  
按ずるに、下野守調信の、ごらせよ  
と仰出さる、  
朝鮮物語○按ずるに、この書記すところま  
と仰出さる、  
前の二書と異なり、姑らくとも存す、  
耆老  
相傳へていへるは、寛永十三年の砌、肥前の内唐津  
御加領としてなし下さるへきの密旨これありたる

所に、官儒朝鮮の學士權儀と筆談之上に、對州の人  
朝鮮に渡りたる時、朝鮮よりの款待いかやうにい  
たすやと尋ね有けるに、學士答ていへるは、慶尙道  
三百萬石有るの所を以て、接應するの旨書に述、其  
趣上へきしめされ、扱は對馬守事日本にて類も

なき大身なりと上意有之、御加領之義相止、印月江  
の書軸頂戴仰付られしと申傳ふ、朝鮮學士のいへ  
るは、對州よりの使者供給の雜用、並に日本と通路  
有之に付、官人を東萊釜山に下し置、其外所々役所  
をかまへ、役人をあておける用費、みな慶尙一道よ  
りこれを辨する事をいへり、彼國對州の所屬なら  
ねは、一道の賦税を對州へ送るへき道理あらんや、  
つらく案するに、對州は日本藩屏の地に住すと  
いへども、元來米穀甚すなき國にて、土産の穀内  
を以ては、一州中人民の食用も基肆養父の賦税を  
加ふといへども、兵馬をなへ武備を設くへきやう  
これなき故、東照大君の御時より、朝鮮との交易を  
さしゆるされ、其所務を以て對州基肆養父兩所領  
の不足を補ひ、諸士をやしなひ人數を設け、異國鎮  
衛の當職を勤め來れり、しかりといへども、武備は  
兵馬を主とし、兵馬は土地より生ずれば、土地なく  
して武備相整ふへき様これなし、交易は日本朝鮮  
和好相談の時は、交易も相續すへけれども、隣好斷  
絶のときか、又は漢土朝鮮より兵禍おこりたる時  
は、交易も自然と斷絶すへければ、たとへ日頃大勢

の人数ありとも、交易の餘利を以て備へおきたる人数は、當用の益に立たる道理にあらずや、まして生しかたきの金銀を以て異國へ渡し、我國のたからを失事、誠にをしむべきのはなはたしきに似たり、是によりて對馬守義智、東照大君より交易を免させ給ふ始め、銀貨の交易を獻し奉り、土地頂戴の願ふかきのみならず、日本國天下後のためにはかりても、永代不動の土地を賜り、異國へわたり、すたりの銀貨にかへられ、永く對州をして、外國藩屏の職をつかさしめ給ふは、保國經遠の策いづれか是にしかんや、かたしけなくも大猷大君の加領なし下さるべきやの密旨有て、對州の武備たしかなるべきの時節到來の所に、學士の一言にて、事烏有に歸し、日本國天下後代の大計にさまたげある事、まことに對州の不幸のみならんや、對藩政事問答載、隣交始末物語、

正徳元辛卯年十一月十三日

宗 對馬守

今度信儀彙聘に付、御例改り候事其多有之處、精力を益し候故、諸事無滞相濟候段御感に被思召候、殊近年勝手向不如意之旨被及開召候、朝鮮之御用相

勤儀に候得者、爲御加恩柳川豊前舊領之地返し被下旨被仰出之候、  
右之趣、御禮之前按するに、この日對馬守御暇賜も、その拜禮をさすなり、御黒書院於溜間豊後守按するに、老中阿部正齋、申渡之、  
同年同月十五日

舊領拜領之御禮  
宗 對馬守

文化十四丁丑年二月廿八日

宗 對馬守

朝鮮國凶年以來、交易差滞難儀之由、被申立候に付、去々年御手當米被下候處、此以後入送米等如元可相成程合も難計趣相聞候、其方儀代々朝鮮之御用相勤候故を以、格別之御手當も數度被成下、其度度相逢候趣も有之、容易に難及御沙汰事に候得共、亡父對馬守當地聘禮之御用、多年相勤入送米其外國用相減し候をも厭はず、聘事順成致し候儀共被思召、此度之究迫難被捨置、出格之譯を以御手當地方貳萬石被下候、場所之儀は追而可相達候、  
右於御白書院縁頰、老中列座大炊頭按するに、土井利厚、書付相渡之、以上、柳營日記記、

慶長十年春、對馬守義智の老臣、柳川下野守の子某も

叙爵を命せられ豊前守と稱す、同年九月豊前守家督のとき、この春義智に加恩のうち千石の地、かれに頒與すへき旨命ありてこれを領す、慶長十二年、朝鮮國王先夫を授る事、朝鮮物語等に見ゆ、同十八癸丑年豊前守死す、義智其子權之助に家を嗣しめ、東照宮に拜謁せしむ、兩御所と載、今津島記略に、是より義智請ひ奉りて、御用便宜のため權之助を常に駿府にをき、元和二丙辰年四月、對馬守義成の時乞て叙爵せしめ、また豊前守と稱す、同書に、慶長十八年、權之助家督の時、支蕃頭と稱せしこと記せども、國師日記によるに、津島記略に、この年とせしを得たりとす、また支蕃頭とあるも、他の所見なければ、寛永八辛未年柳川豊前守逆意を企、義成の事を執政の許に訴ふ、よてしは、僉議ありて、同十二乙亥年三月十一日、遂に大猷院殿御前にをいて、事故を糺明し給ひ、豊前守横逆に究りて流罪に處せられ、この年豊前守知行分千石は、及ひ其黨與のもの、極刑等各差長時御代官所に收めらる、あり、證は前に、同年七月、信使來聘の時は、宗氏乘轅且老臣等諸大夫に准し、束帶衣冠供奉を免許せしめ給ふ、證は前に、同年十月自今朝鮮人同道參府の時は、老臣拜謁の事、願の旨に任せらる、享保三戊戌年十一月、對馬守義誠襲封御暇の時、老臣三人拜謁を許され以後例となる、襲封の時、老臣

拜謁の證は、襲封の條にあり、○前條及び對馬國以耐庵輪帝の條併せ見るへし、

慶長十年二月、神君台徳君朝鮮の孫文或釋惟政に伏見に見へ給ふ、二千八百石の地を公に按するに、義賜ふ、自注、肥前基肆、此時柳川景直自注、調信の子、五位諸大夫に任す、九月家臣柳川調信死、子景直按するに、景直、家督をつく、此時執政本多上野介、按するに、公に書を遣し、今度加増の二千八百石之内、千石を柳川景直に賜はれと、公從之、調信は佐護の生れ也、卑賤より起て大役を得る、又此節大功ある諸老臣の及ぶ所にあらず、然とも恩遇の厚きをたのみ、漸臣子の節を失す、我州主を視る事、長官と次官との間の如し、州人調興か奸惡は、調信か時より起るといふ事も又まことなり、津島記略、

慶長十年、松雲録事孫文或御目見事畢て、本國に歸り此由を申しければ、朝鮮國王満足し、此度の報恩に調信に、嘉喜大夫の位を授け衣冠を贈る、對馬守は朝鮮の官位を受へき身にあらざれば、其儀に及はずして、柳川を賞しけるなるへし、慶長十二丁未年此度先例に依て、柳川豊前守景直嘉喜大夫に任

す、朝鮮物語、

慶長十八癸丑年、家臣柳川智永死、子調興家督、此時調興申て曰、臣か父祖代々公儀拜謁を免し給ふ、例の如くにせんと、公曰、我召連るを待へしと、調興先駿河に行、今年公參觀調興を神君に謁し奉らしむ、或人公にいへらく、對州は遠方ゆへ公儀の義詳に知れ難し、恐らくは事を誤らん、調興を御城下にとめて、公儀の仰を承ることにして可ならん、公尤なりとて執政本多上野介に申て曰、調興を公に仕させ、公儀の事を見習はしめんと、上野介許諾す、つゝに調興を駿府にとむ、津島記略、

慶長十八年、柳川豊前守智永死、於是義智君使其子柳川玄蕃頭調興自注、後號豐嗣家、調興奉拜兩御所、前守是也。依之、請參勤之節可被召連之由有仰之處、先可到駿府之旨申之間、即副江内左馬柳川河内被遣之、義智君後參勤令請諸閣老、使調興奉拜東照神君、布施元甫老被申義智君曰、對州遠幕下之間、以調興於被留置者、令知公儀之爲便宜乎、義智君然之、請本多上野介主、使調興居幕下云々、本州編略、

台德君に江戸に謁し奉らる、叙從四位侍從、公家臣柳川調興か官を申させ給ふ、則五位諸大夫に叙す、津島記略、  
寛永三丙寅年十二月、柳川豊前守調興忘主恩曰、調信千石、智永領二千石、皆是大猷君所賜也、非對州之家臣之間、請得大樹君印、義成君不許之云々、謝其罪守家臣之禮、同二十一日、調興以花房右馬助主告義成君曰、二千石家督印受之大樹君、時義成君曰、義智加増一萬石之内、而所與之千石之印、調興拜受之大樹君、則予爲調興似所奪千石、故不許之、於二千八百石内之千石者、就閣老本多上野介主指揮與之間、於此千石者難制止歟、於一千石内之千石者、決不許之由被仰、同二十七日花房右馬介主瀧善貞老被來義成君之亭曰、先日仰之趣告調興之處、調興曰、一萬石内之千石印受之義成君、二千八百石内之千石印受之大樹君、願之由被申之間、義成君曰、調興所申不違則可免、若再發橫逆言者、誰人雖被仰不致許容之由被仰出云々、其後寛永十一年、於京都義成君家督御判書從大樹大君拜受之、此時被收彼千石云々、自注、團部是也、本州編略、

寛永八辛未年、家臣柳川調興公を執政に訴ふ、此後執政諸大臣、しはく調興か申出たる趣を公に問ふ、津島記略、

寛永八年二月十日、調興告義成君曰、所受於太守之田祿及歲船今日還納之、太守義成君易不許之、調興謝罪云々、義成君以寺田與左衛門爲使、被仰調興設虛辭之由于閣老土井大炊頭主按するに、利勝、云々、同十年癸酉五月十二日、諸閣老召義成君子酒井阿波守主按するに、老中忠行、宅曰、與調興之事故具達上聞之處、大樹君仰曰、上洛在近、可供奉還御之後、可有糺明事故之由也、可被承知此旨云々、義成君拜命、同十一年甲戌五月、調興還妻自注、誠、于義成君了、按するに、下の朝調興の妻は即義成の妹なり、鮮物語によるに、

同年七月大猷大君上洛、義成君供奉、同年冬諸閣老召義成君與調興被問是非云々、同年十一月就義成君與調興之事故、自大炊頭主横田角左衛門、自伊豆守主按するに、老中松平信綱、篠田九郎左衛門遣對州、被止對馬朝鮮往來之船了、同十二年乙亥正月、横田篠田兩士伴預事故之輩到江戸、本州編略、  
寛永十一年大猷君上洛、公供奉、十二月執政家臣横

田角左衛門篠田九郎左衛門州に來る、此時州船釜山往來をどむ、

同十二年二月横田角左衛門篠田九郎左衛門、此度の事に預る人を江戸につれ來る、執政諸大臣しはしは事を問ふ、津島記略、

寛永十二年三月十日、宗對馬守と陪臣柳川豊前守日來出入に付、度々評定有之、然者明十一日於御前可對決旨被仰、因茲參勤之國主并御譜代之面々可令登營由、御誕之趣大炊頭讚岐守按するに、酒井忠勝、伊豆守より觸遣之、

同月十一日、  
一已刻大廣間出御、宗對馬守柳川豊前守公事之義、  
三反於御前被召決畢、依之尾紀兩亞相、水戸黃門御參、諸大名不殘羣參なり、

一宗對馬守柳川豊前守昨日對決之儀被開召、今日於御黑書院、御譜代衆被召出、被仰聞按するに、このしめに十二日の文、豊前守申掛段々慥成證據無之間、切腹雖可被仰付、權現様台德院様至御當代被召仕候者之儀に付而、津輕の御預有之なり、七右衛門儀、對馬守豊前守幼少之時より、悉



七右衛門非儀仕來謀書雖捧之、其身仕義候間、是以證據に不被思召候間、父子とも被所斬罪畢、一方長老謀書案文仕義曲事に思召之間、斬罪雖可被仰付、依擅命書之間、南部に流罪被仰付之、一對馬守此度者、被成御免本住被仰付、以來朝鮮之通事廉直に可仕、若重而非義於有之者、其節者改易可有之旨、御前被召出右之趣所被仰聞なり、同月十四日、已下刻御黒書院出御、宗對馬守御前へ被召出、今度公事出入之儀被成御赦免候、段々御直に被仰聞、暫御前に祇候、御譜代大名不殘登城、御勝手之方伺公、入御之後伊豆守傳仰之旨、獻廟日記、寛永十二年三月十一日大猷君殿中にて、公と調興と對決せしむ、調興か黨松尾七右衛門僧玄方も同く對決、十二日諸大臣公を土井大炊頭屋敷に招き事をのふ、將又柳川調興を津輕、僧玄方を南部に流す、自注、偽書之事、玄方も同謀の疑あり、此故に流罪、松尾七右衛門及子一角を江戸に於て誅す、同月十四日大猷君、公を殿中に召し直に命を給ふ、此日執政大臣命を傳へ、島川内匠及子某、松尾七右衛門か次男某を對州にて誅せしむ、流芳院住持玄

吳を自注、流芳院は、對州に有、調興を智永爰に葬、玄吳偽書を修す、秋田に流す、玄郡等を追放、又宗讚岐知順を召し、簡條を渡し給ふ、公に簡條之通可被行との由なり、津島記略、寛永十二年三月十一日大猷大君、召義成君、方長老、調興并乙名松尾七右衛門智保于殿中、自糺明事故、對辨十餘、調興智保横逆之企、一々露顯之間、義成君之無罪詳達上聞了、本州編略、寛永十二年、義成家臣柳川豊前守調興と爭訴の事ありて、三月十二日仰によりて登城し、御前にをいて對論す、調興か申所明ならずして言語遂に屈す、則命有て、調興を與州津輕にながし、義成本領安堵し、及朝鮮接待の事もこのことし、時に義成年三十二、寛永永義成譜、寛永十二年三月十二日、按するに、日次誤りなり、宗對馬守柳川豊前公事於御前對決、尾張大納言殿、紀伊大納言殿、水戸中納言殿、仙臺中納言、加賀中納言、島津其外日本國中大名小名大廣間伺公、公方様上壇に御簾を上出御、古今稀成御規式也、柳川方より言上す、双方度々及對決事一時半被爲聞各退出、御三人方は御談合之跡也、

同十三日、又被爲召之、御直に、

津輕に御預

南部に御預

御成敗

柳川 豊前

方 長 老

七右衛門 父子

右之通被仰付、是對馬守と豊前守と物言ひ也、自注、一年過、貞享元年甲子年十月朔日、於津輕柳川豊前死去、爲檢使御徒日付酒井彦太夫、今井三郎右衛門被下之、七十七年過、正徳元年辛卯年十月、右柳川豊前舊領宗對馬守被下之、○按するに、人見私記に、貞享元年十月廿二日、柳川豊前守死骸檢使津輕へ、徒日付今井三郎右衛門酒井彦太夫被遣に付、朱印傳馬及金十兩つ、被下あり、(襄延略記)

寛永十二年三月、今般調興一件有台命而、被定流罪之輩、柳川調興、自注、方長老、南部、宗讚岐守智順、最上、流芳院、秋田、又被追放郡首座、又被定死刑島川内匠及子、并松尾七右衛門智保及子一角也、四月十六日於對州被誅之了、本州編略、

寛永十二年四月、仰により州船釜山に往來を免さる、十六日島川内匠及其子某、并松尾七右衛門か次男某を對州に誅す、津島記略、

寛永十二年三月、智永子柳川調興對馬守會祖父義成に對し横逆を企、同月十一日公事御裁許相濟、調興流罪被仰付、同年八月園部按するに、肥前國基肆郡にあり、千石之

所、御代官所に被仰付、末次平藏殿に相渡申候、對藩政事問答、

寛永十二年義成君受殿命、以吉田作右衛門爲使者、調興領園部千石被付末次平藏主、本州編略、

寛永十二年十月、公吉田作右衛門を長崎に遣し、調興か知行園部を末次平藏へ渡す、自注、園部の地、本多上内千石を柳川智永に賜らしむ、調興野介先公をして、割て公義より御黒印を賜ふところなり、十一月公島雄貞右衛門大浦新兵衛を、肥前平戸に遣し、調興及僧玄方か諸財を松浦肥前守に渡す、此等の事命令のケ條に載られたり、按するに、この年七月御暇の時、賜はりしものなり、是月公大浦權左衛門を三根郡吉田村に誅す、調興に黨する故也、初調興か訴訟の事起りしより、彼黨皆公に不敬放埒の事甚し、途中にて公に逢とも公をあなとり不敬なり、州臣の子弟調興に任る者多し、落去の後前非を改しめ、器量次第に仕ひ給ふ、調興いまた敗れざる時奸惡甚し、連判吉川藏人某、按するに、下の朝鮮物語調興か異心を察し、しはく、觀面に言論し、會而用捨せず、調興害ありとて、其黨大浦權左衛門島川内匠等と相計り、本多上野介命なりとて公に讒す、公誠なりとして、先づ佐須郷あれ村に流す、藏人配所に

なりとして、先づ佐須郷あれ村に流す、藏人配所に

おのて討手向ふと聞、奸人の爲に殺さるゝ事を怒り、鐵炮を以打殺さんとする、來使の姓名を問へは津江太兵衛也、藏人歎して曰、太兵衛は忠義の士なり、一時の怒りを以忠義の臣を殺すへき様なしとて、禮を以迎へ入れ、君命を聞いて死す、公後にさとりて悔給ふ、其外ケ様のたくひ多し、其黨松尾七右衛門常に惡を助く、自注、大浦權左衛門、初江織部といふ、(津島記略)

寛永十二年十一月、唐坊佐左衛門遣朝鮮、令告事故決斷及職掌采地一依舊之事、且被返調與官職衣冠、及調與送使以酌菴流芳院送使之銅印、同島雄貞右衛門大浦新兵衛爲使者、方長老調與等家財被付松浦肥前守主、各所蒙嚴命也、本州編略、

寛永十二年先生五十三歳三月、預聞宗對馬守義成柳川調與朝鮮書簡眞贋訴訟之事、從諸執事啓達之、而後幕府直聽以決之、調與被罪、羅山文集、○按するに、朝鮮物語に、柳川代々の始末を載す、參考のため、に附す、

宗對馬守家老は、吉田平田杉村等也、柳川は元來浪人にて、諸國を見たるもの也、義智父義調代に、柳川下野守調信對馬へ來りしを、さかしかりしに依て、取立て使ふ、其比ひ秀吉公九州に發向し、島津

を征伐す、九州の大小名使者を秀吉の陣中に獻す、對馬よりも使者を獻すへしと談合す、遠島の事なれば、公界へ出て義智の名代を勤んといふ者なし、柳川下野守新參なれども、諸國經歷の者ゆへ、家老なみに取立て、使者として秀吉の陣中に遣す、首尾よく調て歸り、義智亦領相違なく、秀吉へ禮申すにより、柳川國中に威強くなりて、對馬守は在國し、柳川は在京して、國へ時々歸り、萬事仕置せるに依て、自ら直參の様に成來れり、秀吉へも家康公へも御目見申し、松雲來朝の時も、柳川江戶對馬に往來し、直に釜山浦へも渡りて、兩國和交の義を調けるに依て、大なる事計り對馬守より申し遣し、少々の事は、朝鮮の取次みな柳川か心に任せり、對馬より朝鮮への送使船毎年貳拾艘、柳川も元來家老なみに壹艘を領しけるか、威強くなるに依て、三艘を領す、ゆへに朝鮮にも其名隠れなく、嘉喜大夫の位を授けたり、慶長十年松雲來朝の時、義智に、肥前の田代にて加増二千石を賜る、慶長十二年三使來朝、事畢て後、秀忠公より肥前田代にて加増千石を義智に賜り、慶長十年に賜る所を合て三千石也、但し

三千石の内、千石を柳川に取らせよと仰出さる、對馬は小國にて元來二郡なり、然るを分て八郡とし、其内一郡を柳川知行す、柳川如此威勢強しといへども、調信景直二代は、對馬守を大切に思ひ、公儀をつくらひて己か財寶をも惜まず、對馬守事の乏しき時は、自分の物を添て補ふ、義成幼少にて父に離れけれども、柳川よく守立しに依て、公儀かはる事なし、調與幼少より證人となりて、在江戶する故、奉行役人へ能取入て、義成たま〜江戶參勤の時、柳川指圖次第公私を任するゆへ、柳川家人朝鮮の事を自由に行行ふ、釜山浦の倭館に附置對馬の代官も、柳川か家人なり、對馬守知行も大方柳川か家人代官す、朝鮮の送使船にも柳川申遣す用所は、柳川江戶にて奉行役人に頼まれたる用所なりとて、申し遣すに依て、對馬守用所は、滞ることありれども、柳川か申し遣す事は早く相調ふ、送使船は對馬より釜山へ渡す商買船也、此船釜山浦へ着て、毎月和館にて市を立商買す、對馬は小國なるゆへ家人等送使船を知行とす、信使來朝の時は、其前年柳川御暇を給りて歸國し、朝鮮へ申遣し信使を

同道し、對馬守相與に江戶に下向し、信使歸國の時は、柳川對馬の鰐ヶ浦まで送ること毎度例也、然るに寛永元年調與京まで送り、江戶に御用ありと稱して國へ赴かす、大徳寺の旅宿にて暇乞しければ、信使等兩國往來の事に、先例を背くこと不届也、然るに於て御返簡請取ましき由を申し、事既に大ひに成りて如何なりければ、和談をつくらひて、此度は柳川に代りて方長老鰐ヶ浦まで送るへきに定りぬ、元和三年信使來朝の時、義成は十三歳、調與十四歳也、共に幼少なるに依て、何角の事對馬家人島川内匠と、柳川家人松尾七右衛門談合し執行ふに依て、御返簡を私に書改め、王の字を書入たること、義成も調與も知す、其後對馬守は折々の參觀計りにて、柳川在江戶し公儀に狎たり、或時對馬守母方の舅吉田藏人と云者、使者と成て江戶へ來り御目見申し、老中へも出入し首尾よく歸國す、柳川か家人密談しけるには、此者江戶に往來せば、自餘の家人には違へり、國にて威重く成なは、柳川家の妨なるへしと、讒言をかまへ、藏人公儀への使たるに依り、往來の間、過分に對馬守か金銀を盗み使ひて

私曲多しと、對馬へ申し遣す、藏人は是は虚説なれども、己此云ひわけをするならば、家中の騷たるへし、兎角家の爲よき様に然るへしと、對馬守母と談合し、對馬の府中を立退て蟄居す、對馬守猶若輩なるうへ、柳川は義成妹婿にて親しき間也、且は公界に狎たる者なれば、糾明に及す、其頃布施元豐と云者あり、家康公の御時より象戯の御相手にて、御側徘徊す、柳川と親しかりける故に、對馬守事の取次仕るへき由仰に依て、朝鮮信使來朝の時も其事に預り、柳川か家人元豐を使、老中へ藏人の事をさへ、元豊か狀を取て對馬へ遣し、藏人か惡事老中へも聞て、對馬守爲笑止也と申し遣すに依て、藏人切腹す、是より柳川いよゝゝ恣まゝなり、然れば義成と不和の本は是より始る、朝鮮禮曹への書簡は、對馬守も柳川もみな方長老に書しむ、但對馬守書簡は、清書も方長老弟子ともに調させ、古川右馬介に渡して、對馬守まへにて印を押して遣す、柳川か書簡は、草案計りにて渡、柳川所にて清書、果首座と云者方長老處にて學問す、柳川是を扶持して書簡を清書せしむ、或時に果首座清書を持て、方長老に見

せけるを讀て見けるに、草案に無之ことあり、是は如何にと問へば、毎度加様に侍ると申す、自是心付て不審なること多きに依て、折々對馬守にも氣の付やうに、雑話の端に耳に入る、柳川家人等にも意見を加へ、調興にも逢時は、私曲無様にと諫めけれども、さらぬ軀にもてなし年月を送る、方長老己れ目付にはあらねども、公儀御存にて、對馬守柳川か書簡を調れば、此ことあらはれば、同罪に處せらるへしと思ひ、三度まで國を立退んとせしか、對馬守さまゝに留め、其上渡海の船を留めけるゆへ、すへき様なく、蘇長老以來よりのなしみも闕れば、危ふみなからうかゝと打過ぬ、方長老朝鮮に赴し時に、對馬守と内談し、東萊に到て通事崔判事に賂ひて、密に日本よりの書簡を書留たる冊子を借て見れば、柳川方より遣す書簡、方長老草案に違ひて、様々の私曲を書加たり、方長老草案には、對馬守を日本國臣對馬州太守從四位侍從平義成と書き、柳川を日本對馬州柳川調興と書くこと例なり、然るに偽て柳川高官を書加へ、松尾七右衛門まで偽り、官位を書て書簡を遣す留書あり、書中私曲

の條々、日本の爲然るへからさることのみ多し、方長老仰天すといへども、少しも知らぬ體にて冊子を返す、對馬へ歸て後、密に義成に語る、是よりして義成毎事氣遣ひし、釜山浦に置處の柳川か家人を改め、對馬守家人を倭館に遣し置、對馬并に田代の代官をも、柳川か家人を取替て、對馬守家人を代官とす、是より柳川私曲成難きに依て、いよゝゝ不和也、又柳川江戸にて奉行役人の親しきに内談し、對馬守へ申しければ、對馬にての知行一郡を返進申すへし、公儀より拜領の田代千石にて各に罷成り度と云々、義成同心せず、柳川重て、然らば所領悉く返進申すへき間、主従の名を止られ、身の暇を賜れど申けれども、義成同心せず、事既に大ひに成ければ、藤堂和泉守并傳長老あつかひに入て和談せしむ、對馬守申しけるは、調信景直時の如く奉公の勤あらば、相替らす召使ふへしとのことにて、暫無爲になりぬ、其後對馬守江戸へ參勤すへしとて、進物の爲に馬鷹を朝鮮へ取りに遣す、方長老書簡を調ふ、是より少し以前、柳川より申し越す由にて、在國の家人方長老頼みて書簡を調へ、馬鷹を

求めに遣す、對馬守參勤程近くなるまで所望の馬鷹來らず、柳川か所望の馬鷹は先に申し遣すに依て早く來れり、對馬守喜ひす、方長老を呼て書簡を何と書き候や、柳川か所望の物は來て、義成求る處の物はいまた來らず、發足の日限已に迫れりと、不平の體なり、方長老是は書簡の難には非ず、申し遣す前後に依て遅速あり、御所望の馬鷹も程近く參るへし、調信景直か時より、對馬屋形に指當て事欠る物あれば、自分の物を以て補ふ先例也、今調興か馬鷹到來幸也、先つ是を屋形の御用にせらるへしと、方長老其趣を柳川か家人に斷りければ、是は調興自分の用に非ず、江戸にて約束の御方あれば、屋形の御用といへども成かたしと申す、方長老色々云合て、半分を以對馬守に渡す、對馬守發足の跡にて馬鷹渡りければ、借て遣す數ほど柳川か家人に返して、其外をは路次にて對馬守に追付やうにとて發遣す、加様の事積りて又不和也、其後義成在國の砌り、江戸より松尾七右衛門かりそめの使に對馬に來りけるを、義成穿鑿すへきことありとて留置て、四五年も江戸へ歸さず、何角尋ね問ふ、私曲

とも漸くあらはれければ、七右衛門とても大事に成へきと思ひ、柳川方へ申遣す條々ありと聞ゆ、寛永十年癸酉比、家光公來年御上洛あるへしこの御觸あるに依て、供奉の爲義成江戸に參勤す、夫までも表向主従の義替る事なし、翌年仰に曰く、對馬守は御上洛東山道より上洛すへし、柳川は供奉すへしと公儀相定る、其砌り柳川訴狀を老中へ捧げ、對馬守朝鮮筋の義に付、私曲條々有之ゆへ某を隔心し、前々の如く何角の相談に不及、却て某を私曲ありと公儀へ訴ふとの内存也、然るに於ては力及はず、對馬守私曲をも言上すへしと云々、御上洛の前なれば、暫く御裁許に及はず、對馬守は上洛す、此時方長老も江戸に來て御目見申し、御暇給りて對馬守と同道上洛しけるか、朝鮮の馬藝上覽あるへきむね、堀田加賀守奉て仰せ出さる、依て京より方長老を對馬國へ歸し、書簡調へて申し遣す、對馬守上洛の跡にて、柳川其妻を離別して、對馬守か江戸の留守平田將監方へ返す、此事京へも國へも聞へ、家中騒動す、對馬守も返答之目安を調て、御裁許を待ち奉る、然れども御在京の内は其沙汰なし、江戸

へ還御の後、諸大名は御暇下さるゝと云へども、對馬守は在江戸す、其年の冬より井伊掃部頭、土井大炊頭、松平伊豆守等仰付られ、双方訴る處を聞届て言上せしめらる、先年按ずるに、前文に元和三年、朝鮮への御返簡私に書改けること、主の字の點を削て王の字とすること、對馬にて進物を加へ別副を書改ること、條々争て柳川方より、皆義成か所爲也と申し、對馬守方よりは、柳川三代朝鮮の事をさばくに依て、私曲は皆彼か所爲也、己は存せずと申す、是に依て、大炊頭郎從横川角左衛門、伊豆守か郎從篠田九郎左衛門上意に依て、對馬に赴き國中にて穿鑿を遂、方長老、松尾七右衛門、果首座、其外證人に成へきものを召連れ參るへしとの仰にて、横田篠田急に發足し、對馬にて數日糺明し、方長老、松尾、果首座以下數輩召連れ、船中にも一人つゝ、間を隔置て、内談せしめす、江戸に歸る、此往來の中に、寛永十一年甲戌暮て、翌年乙亥春酒井讚岐守若狹より參府、掃部頭大炊頭に相加て双方對論せしめ、穿鑿數度に及へり、其事繁多なれば記すに及はず、大なる訴なれば、直に聞召し御裁斷あるへしとて、三月十一

日大廣間に出御あり、尾張殿、紀伊殿、水戸殿を初めとして、仙臺中納言政宗、以下諸大名、御譜代御家人悉く仰に依て伺候し聽聞す、對馬守をは讚岐守召連て下段に出つ、方長老其後に有り、柳川をは伊豆守召連て出す、松尾七右衛門其後にあり、柳生但馬守、井上筑後守、加々爪民部少輔、堀式部少輔二人定分れて双方の傍にあり、掃部頭を以て御使として仰出さるゝ旨ありて、双方對論條々の段々上聞ありて、柳川か私曲明白なるに依て、津輕に流罪せらる、但し幼若の時分の事なるに依て、死罪一等を赦さる、松尾七右衛門父子は斬罪せらるゝ、果首座は由利へ流罪せらる、方長老は松尾か申に因て、主の字を削りたる罪、其上御前へ罷出る身に於て、累年私曲のこと能存しなから、江戸へ罷下る度度少も老中へ迄も申さゝること不届に思召れ、南部へ流罪せらる、松尾に比すれば、罪輕によつて死罪を赦さる、對馬守は幼少にて存せざる旨もあるへしと思召れ、相替らす朝鮮の取次仰せ付らる、島川内匠老病にて對馬に居けるを、父子ともに斬罪せらる、松尾か末子二人在國しけるか死罪せら

る、  
右戊戌按ずるに、萬治元年、七月六日、松平備前守宅にて談する處なり、方長老南部に謫居し、廿四年を経て今年大赦行はるゝに依て、御免を蒙て江戸に來る、七十一歳の老僧なれば、朝鮮對馬挨拶の次第并國都へ赴し様子、尋問ふへき旨申し渡さるゝに依て、三度會合し其語る處記之、

林 春 齋朝鮮物語

正徳元辛卯年十月十九日、覺宗對馬守參勤之節、家來共只今迄御目見は不仕候、今度朝鮮信使同道仕候に付、朝鮮人之御用に懸り候家老共、御目見被仰付候様仕度旨願に付、向後朝鮮人同道參府之節計、家老共御目見可被仰付旨被仰出候に付、今日家老三人御目見仕候、以上、

十月

右此方より文言認之書付御前々差上之、正實令條、享保十三年雨森東五郎書上、一御家老中、六位之官服被着候事、正徳年始り候、此儀其譯有之候ての事に候ゆへ、此後不相替候

様に有之度事に候、交隣提議、

### 通航一覽卷之二十九

#### 朝鮮國部五

○宗氏通信御用

襲封、御手當并拜借、

元和元乙卯年正月、宗對馬守義智卒す、嫡子彦七郎に襲封、及び朝鮮國御用等先規のごとく命し給ふ、以降例となる、萬治元戊戌年四月、對馬守義直公裁を経て、襲封の事をかの國に達す、この事、また永元祿七甲戌年十一月、宗次郎義方に、兄對馬守義倫の遺領を賜はり、幼年により祖父刑部大輔義真に、かの御用等再接すへき旨命せられ、同十四辛巳年九月、對馬守義方に義方元祿九年十二月叙任あり、前代のごとく御用を命し給ひ、義真の接職御免あり、文化九壬申年十月、宗岩千代幼稚により、脇坂中務大輔安董かの國御用および家政等、補弼あるへきむね命せらる、文政三庚辰年その事御免賜物あり、

慶長十八年巳年三月、宗對馬守義智江戸に參向す、台徳院殿其子あるを聞たまひて、富士の巢鷄二聯義成にたまはる、時に彦七郎と稱す、いまた拜謁し

### 通航一覽卷之二十八終

たてまつらるる、かくのごとくの恩惠榮幸といふへし、元和元乙卯年家督をつき、京都伏見にひて、大權現台徳院殿に拜謁したてまつる、時に十二歳、本多佐渡守正信仰を承りて、對州并肥前の國の内田代の地悉くこれを拜領す、且朝鮮國接待の事等、皆義智か時のことし、即對馬守に任す、寛永宗慶長九甲辰年、貞光君誕生、奉稱彦七君、後爲貞光爲義成、元和元年正月義智逝、同年貞光君上京拜謁兩大君、有家督并朝鮮通交之命、被任對馬守、改名義成君、七月義成君歸國云々、宗讚岐守、柳川圖書、仁位民部、杉村采女、古川右馬、平田左京、岡一郎右衛門、吉川藏人、内野兵庫、大浦織部、吉村紀伊、柳川勘解由、幾度五郎兵衛等、沙汰州事及隣交之事間、先君之後室威徳院尼公決事了、本州編繪略、○按するに、義成幼年にして、襲付ありしにより、補襲せし者なり、元和元年權現様台徳院様、先對馬守に家督被仰付候刻、於御前本多佐渡守殿上意を蒙、抑祖父按するに、義成の子義真よりいふ故に、持來候知行無相違被仰付領知仕候、乍然肥前領分之内、千石家來柳川豊前に遣置候故、公儀へ上り、唯今末次平藏御代官所に罷成候、對馬國記、元和元年乙卯正月三日、公逝去、按するに、今年春對

馬守義成公封をつく、公初めの諱は貞光、後に義成と改む、先對馬守公の子也、先公逝する時、公十二歳、忠明て京都に登り、神君台徳君に謁し奉らる、此時家督を命す、執政佐渡守を以、朝鮮の役を命するよし傳へしめらる、四月神君台徳君大坂を攻給ふ、公を京都丹波口の守護とし給ふ、津島記略、元和二丙辰年、義成江戸にあり、仰によりて台徳院殿に謁したてまつる、御前に出、則父の例を追侍從に任せらる、仰にいはいはく、朝鮮の信使來朝する時は、たとひいまた參内せずといふとも、裝束を着すへしとなり、時に義成年十三、寛永二十癸未年八月三日、義成の嫡男彦満丸五歳にして、將軍家及び竹千代君を拜したてまつる、時に御懇意ありて戲具をたまふ、寛永宗義成譜、本州編繪略、宗義真、少名彦満丸、按するに、本州編繪略に、正保二年義真と稱すを載す、播磨守、對馬守、從四位下侍從、隱居後刑部大輔、母、日野大納言資勝卿女、寛永十六年己卯生、明暦元年乙未六月廿一日、叙從四位下、自注、元任播磨守、是まで本州編同三年丁酉十一月、繼父家督拜領二萬石、萬千八百三十七石者、對馬之地也、其餘者、在豐岐一州之地、及肥前國內、同十二月廿七日、任侍從改

稱對馬守、改選諸家系譜、

明曆三丁酉年十月二十六日、義成君逝江戶柳原之正寢、奉稱光雲院殿、壽五十四、送棺葬對州鐘碧岳云々、病中殿下、遣阿部豐後守忠秋主令問病、同年十月二十七日、按するに、前に十二月義真君蒙家督之命、即日被任侍從、從四位下如元、自是稱從四位下行侍從兼播磨守平義真朝臣、其後補對馬守、本州編繪略、萬治元戊戌年四月廿九日、宗對馬守家督相續之儀、朝鮮國へ相達度之由に付、奉書被下之、

一筆令啓達候、貴國可爲靜謐と存候、本邦も別條無之候、貴大君益御機嫌克被爲成御座候間、可心易候、然者我等事、舊冬無相違家督并官位、義成同然に被爲仰付、重疊難有仕合可有推察候、殊朝鮮取次之儀、不相替如前代被仰付候、彌以誠信相互に可申通と存候、仍輕少之土宜、以別錄令進達之候、委細使者可爲演說候、不宣、

月日

禮曹參判書簡銘々

右文言之心に書簡相認可遣之旨、豐後守按するに、老中阿部忠秋、達之、御日記、

萬治元年四月廿九日、宗對馬守家督相續の儀、朝鮮へ相達度由達上聞候處、可申遣旨被仰付、人見私記、

告大守承襲例格

元和元年正月三日、義智公逝去矣、同年之春、義成公襲封、上洛見東照君焉、同年之夏、本國有大坂之變、義成公雖少年率兵赴戰場、蒙命防禦丹波地方焉、國家騷擾之際、暫闕歲遣使、故無告承襲使者也、至太守義真公之時告承襲、明曆四年告太守義真公承襲使者、正官杉村又左衛門、封進早川三郎兵衛、元祿六年告太守義倫公承襲使者、正官樋口左右衛門、都船主小島孫兵衛、封進三浦貞右衛門、韓錄、對馬守義真、居所對馬之府中并に肥前にも領あり、本知二萬石、國中米穀乏しく、壹岐肥前より來る、朝鮮之諸運上莫大なり、右運上米一石銀子一枚積りにして、四ツならし凡十萬石に及ふといふ、家來へ米を渡さず、朝鮮への渡海、百石に付何度遣すといふことあり云々、武家觀感記、

寬文十一年辛亥三月二十六日、義倫公誕生對州、母三浦氏、小字右京、諱義龍君、延寶五年丁巳始拜謁嚴有大君、時年七歲、同八年庚申十二月二十二日爲

令嗣、貞享元年甲子十二月二十五日、叙從四位下爲

右京大夫、時年十五、自注、實十四、元祿五年壬申六月二十七日、常憲大君賜退休之嚴命于義真君、以病告老也、隱居對州稱刑部大輔、同日義龍君受家督之命、改名義倫君、又別號稱泰雲、同年十二月十七日、義倫君補對馬守、同十八日任侍從、自是稱從四位下行侍從兼對馬守平義倫朝臣、遣使于京都拜受口宣、本州編繪略、

宗義倫、少名右京、右京大夫對馬守從四位下侍從、始義龍、母京極刑部大輔高知女、貞享元年甲子十二月廿五日、叙從四位下任右京大夫、元祿五年壬申六月廿七日、義真隱居、改稱刑部大輔、自注、時四十五歲、同年七月朔日、拜謝隱居之事、時獻御太刀金馬代、同日爲遺物獻御刀、自注、真言代金五十枚、御壺補換、於將軍家、古今和歌集自注、二條家爲忠卿筆、於同夫人、同年六月廿七日、義龍繼父家督拜領、萬石、七月十二日拜謝家督之事、時獻御太刀、代金六枚、黃金三十枚、綿百把、同十二月十八日、任侍從改稱對馬守義倫、自注、父義真、時改稱刑部大輔、同廿八日拜謝任官之事、時獻御太刀金馬代、時服十領、改選諸家系譜、

告太守義真公退休事例

自古無告退休之例、權輿于茲焉、元祿五年告退休使者、正官平田隼人、都船主平田茂左衛門、封進澤田源八、韓錄、

元祿六年癸酉四月十六日、義倫君始入對州居金石城、翌日參詣八幡新宮、其後詣印鑰社事、古國司似下國之儀、同七年甲戌、義倫君在江戶、受重病之由、七月六日夜飛脚到來對州、依之義方君、自注、時號根緒次郎、眞氏、到江戶、九月出帆對州、即爲養君稱宗次郎義方君、同年九月二十七日巳刻、義倫君逝江戶柳原邸、壽二十四、奉稱靈光院殿、本州編繪略、

元祿七年九月廿七日、義倫先父歿、時廿四歲、同年十一月廿八日爲遺物獻御刀、自注、來國光、御壺、自注、將軍家、古今和歌集、自注、飛鳥井雅親、代二百貫云、於同夫人、家系譜、貞享元年甲子正月十九日、義方君誕生對州、母義龍君、按するに、義龍は義倫の初名なり、同、小字岡次郎、其後依采地稱根尾次郎眞氏主、本州編繪略、

同月廿八日、義真嫡孫爲幼少之間、朝鮮用事如先規、蒙義真可相勸之命、改選諸家系譜、

元祿七年十一月十八日、宗次郎義方、兄故對馬守義倫か遺領一萬千八百三十石を、按するに、改選諸家系譜に於けるに、この書數を誤りし、相續して、對馬國主と成、幼年之内、朝鮮國之御用は、前國主刑部大輔義真奉る、靈廟實錄、

元祿七年、義真君蒙再可攝國政并隣交之台命、依義方君幼也、是宗家有代人之始歟、

告太守再任事例

元祿七年、太守義倫公逝去矣、同年寵弟義方公、拜大君之恩命爲太守也、雖然、義方公童年不耐事務、故以朝鮮通交職而被命刑部大輔公、因是遣使者於朝鮮而告其事也、告太守再攝使者、正官古川藏人、都船主平田勝右衛門、封進神宮十右衛門、韓錄、

元祿九年丙子十二月二十二日、義方君叙四位下任侍從、翌日補對馬守、本州編繪略、  
元祿九年十二月五日、義方叙從四位下侍從任對馬守、時十三歲、按するに、日、同十四年九月十八日、蒙朝鮮御用如先規可相勸之命、同日義真被免許朝鮮用事之事、改選諸家系譜、

元祿十四辛巳年九月十八日、宗刑部大輔宗對馬守被爲召之、對馬守儀向後朝鮮御用被仰付之、刑部大輔後見仕候之様に、老中列座阿部豐後守按するに、傳達之、十月朔日御白書院出御、朝鮮國御用被仰付候御禮、綿百把金馬代宗對馬守、元祿年錄、

綿百把金馬代

御臺様三丸様、縮緬二十卷充、御營日記、

元祿十三年庚辰、按するに、前の諸記に於けるに、九月十八日、

義真君歸政于義方君、再就間於對州、所住之亭謂之新宅、攝事凡八年、新宅地棧原館舍之傍也、同十五年壬午八月七日、義真君逝對州棧原新宅、壽六十四、奉稱天龍院殿、奉葬鐘碧先塋、元祿十五年五月七日、義方君初入對州居棧原屋形、本州編繪略、  
寶永七庚寅年、巡見使に答ふへき簡條書中、御當地石高之極り無御座候は、如何様之事に御座候哉と御尋之節、當地之儀、田地少く山島多く、檢地難成所に而候故、被下置候御判物にも、對馬國一圓與御書載被成候、石高無御座候、對藩政事問答、

朝鮮國御用被仰付候御禮

宗 對馬守

御營日記、

元祿五年壬申三月、義誠君誕生對州、母齋藤氏、小字氏江増之助、後改式部方誠主、襲封之後改義誠君、同十年十二月、方誠君到江戶之時、號氏江増之助主、享保三戊戌年、義方君在對州受重病之間、九月家老平田隼人方直命家督之事、方直奉仰到江戶、啓家督之事、同年九月五日申刻、義方君逝對州、壽三十五、奉稱大行院殿、同二十四日奉葬鐘碧先塋、

同年十月八日、閣老土田山城守主、按するに、老中戸田忠真、召城使之士被傳台命曰、有公事之間、氏江式部方誠可到江戶之由也、同月二十三日飛脚至對州、依之同二十二日、十月五日出帆對州、同年十一月十九日方誠君到江戶、同月二十三日登城、以閣老土田山城守主、被命家督之事、隣交事有台命、同年十二月朔日、吉宗大君以閣老水野和泉守主、按するに、有歸國之命、方誠君拜台命、依之同日登城、以閣老井上河内守主、按するに、被命任官叙位之事、自是稱從四位下行侍從兼對馬守平方誠朝臣、於是遣樋口久米右衛門于京都、拜受口宣、本州編繪略、

享保三年十一月廿六日御白書院

對馬國一圓、肥前之内、一萬三千四百二十石餘、

氏江式部

右宗對馬守願之通跡式無相違、弟式部被下旨、老中列座山城守演達之、柳營日記、

享保三年十一月廿八日、御座之間繼日

宗 式部

前々之通、朝鮮御用可相達之由、御日記、

享保三年十一月廿八日

銀馬代 箱肴

宗式部家來 平田直右衛門

銀馬代

同 杉村三郎左衛門

享保三年十一月、宗式部參府、是者刑部大輔三男、宗對馬守弟也、文昭院様御代より、對馬守假養子に任、實子成長以後まで朝鮮御用可相勸旨申上置候、對馬守死去以後被爲召之、十一月十九日參府、廿二日於御城、老中列座家督相續被仰付、同月廿八日初而御目見、座次は四品之末座に被仰付、同年十二月朔日、老中水野和泉守、爲上使彼宅に赴、歸國之御暇被下、直に登城可任旨申渡之、即刻登城、自注、辰

老中列座、於鷹之間叙從四位下侍從、御禮御目見之節、御馬拜領、按するに、此時義父對馬守願により、拜借金御付す、同人家老三人には二人あり、御目見被仰付之、同

月二日改對馬守、近日誓詞被仰付之、同月六日江戸發途歸國、同年九月五日於在所、養父對馬守死去、  
柳營秘鑑脫漏、雜話燭談、

宗義誠、少名式部、對馬守從四位下侍從、始方誠、實義方弟、享保三年戊戌十一月、繼養父家督拜領二萬石、同廿八日拜謝家督之事、時獻御太刀自注、國宗、代金五十枚、御馬代黃金二十枚、綾百卷、家老三入平田直右衛門、杉村三郎左衛門、樋口久米右衛門、各以御太刀馬代奉拜台顏、且爲父遺物獻御刀自注、彌光佐、御壺自注、代五十貫、於將軍家、十二月十八日叙從四位下、無官、任侍從兼對馬守、同廿八日拜謝任官之事、時獻御太刀金馬代、改選諸家系譜、

享保四年己亥正月二十三日、方誠君入州、同年正月家老樋口佐左衛門直連被遣朝鮮、告受家督命歸州之由、同六年辛丑九月朔日、方誠君伴宗岩丸君、發對州到江戸、同七年壬寅十月廿一日、宗岩丸君逝江戸、時年十自注、實八、同十五年庚戌九月、義誠君伴令胤義如君到江戸、同年十一月六日、義誠君於大坂逝、壽三十九、奉稱大雲院殿、十二月按するに、柳營日次記に於るに、十一月の誤寫なり、飛脚來對州、本州編繪略、

享保十五年十一月九日

宗 對馬守  
右於大坂旅宿病氣に付、爲御尋從老中以奉書達之、御日記、

享保十五年十一月十三日、宗對馬守去る六日於道中就死去、以上使土井甲斐守、按するに、土井利治なり、爲御香奠白銀三十枚被下之、柳營日次記、

享保十五年十二月八日、宗主馬方照主召江戸、依之乘船、同年辛亥二月二十一日受家督台命、且被蒙隣交依舊之命了、依之受定式忌服、五月十三日大樹君爲上使松平伊豆守主按するに、老中松平信祝、賜歸州之命、同十五日拜謁吉宗大君、同廿五日發駕江戸、本州編繪略、  
享保十六年二月廿一日

對馬國一圓、肥前國之内、  
一萬三千四百二石餘、  
宗對馬守弟  
樋口 主馬

名代

龜井 因幡守

同

毛利 周防守

右故對馬守願之通、弟樋口主馬の家督被下之、對馬守實子彌市幼少に付、主馬家督被仰付旨、老中

列座左近將監按するに、申渡之、

同年四月十三日、御黑書院家督之御禮、

御腰物長谷部、代金十五枚、  
三所物通乘作、  
金三枚、  
綿二十把、  
御馬一疋鹿毛、

宗 主馬

宗主馬家來

平田 隼人

銀馬代

樋口孫左衛門

同年同月廿九日、御白書院、

從四位下侍從被仰付

宗 主馬

同年五月朔日、御白書院、官位御禮、

金一枚 縮緬五卷

宗 對馬守以上、柳營日次記、

宗方猷、對馬守從四位下侍從、隱居稱民部大輔、享保十六年辛亥二月廿一日繼家督、四月十五日御禮、

獻綿廿把、黃金三枚、御刀、自注、長谷部、御馬、自注、鹿毛、同

廿九日叙從四位下、同五月朔日改對馬守、任侍從、爲御禮獻卷物自注、金馬代、同十七年壬子九月十三日、隱居改民部大輔、同十八年癸丑正月十七日、依願在所隱居御暇、且賜時服五領、改選諸家系譜、

享保十八年正月十九日

宗 對馬守

右養父民部大輔儀、願之通國許可能越與被仰出候、依之、縮緬五卷被下候旨、於御白書院緣頰讀

岐守按するに、老中酒井忠音、傳達、

同年四月十九日、宗民部大輔爲病氣養生、對州に到着付、爲御禮以使者干鯛一箱獻上之、於檜之間謁讀岐守、以上、御日記、

享保十八年四月廿五日

宗民部大輔在所到着之爲、御禮使者吉村忠五郎御暇紗綾二卷被下旨、檜之間に而讀岐守申渡之、柳營日次記、

享保元年丙申十月十八日、義方君男彌一君誕生對州、母樋口氏、同九年甲辰宗彌一君爲令胤、彌一君所居號之屋形、切藻淵之下、方誠君、未受家督已前、所住之地、而彌一君所住之宅也、同十五年正月二十六日、宗彌一君具足始、義誠君令授諱、奉稱義如君、同十六年五月十三日、令胤義如君爲令嗣之願、同十六日方猷君義如君就召登城、以聞老酒井讀

岐守主、有病願之由台命、兩君拜台命、同二十三日義如君拜謁吉宗大君、自同二十八日勤月並出仕、同



道長澤壹岐守、本州編修略、享保十六年五月十六日

宗 對馬守

右願之通、先對馬守實子甥彌市儀嫡子被仰付、同年同月廿三日、御黑書院

宗 彌市  
對馬守養子  
宗 對馬守  
綿二十把  
名代 長澤壹岐守

同年十二月廿三日、御白書院

宗 彌市  
對馬守嫡子  
刑部大輔改

同十七壬子年正月七日、御白書院官位之御禮、四品

宗 刑部大輔  
卷物五 金馬代

同年九月十一日  
對馬國一圓、肥前國之内、一萬三千四百二石餘、  
宗 對馬守  
名代 毛利周防守

右願之通、隱居被仰付、養子刑部大輔の家督無相違被下之、朝鮮御用前々之通可相達旨、於御白書院左近將監傳達之、

同年同月廿八日、御白書院家督御禮、

宗 對馬守  
金三枚 綿二十把 隱居御禮

宗 民部大輔  
名代 長澤壹岐守

宗 對馬守家來  
平田隼人

銀馬代  
杉浦三郎左衛門  
天津兵左衛門

同年十二月十六日、御白書院、

宗 對馬守  
侍從

同十八年正月七日、御黑書院、侍從御禮、

宗 對馬守  
以上、御書院日記、

宗義如、少名彌市郎、刑部大輔對馬守從四位下侍從、實義誠嫡男、享保元年丙申生、同十六年辛亥五月十六日、依願爲方照養子、同廿三月初拜謁吉宗公、

獻卷物五金馬代、同年十二月廿三日叙從四位下、  
自注、元任刑部大輔、同十七年壬子九月十三日、繼家督改對馬守、同月廿八日御禮、獻綿二十把、金三枚、御馬一疋、御刀、  
自注、備前政光、代金十五枚、同十二月十六日任侍

從、改選諸家系譜、

寶曆十二壬午年、宗對馬守義暢、實對馬守義如二男、兄義蕃多病に付、閏四月廿七日親類共被召、同廿八日義暢家督朝鮮御用被仰付、五月十五日初見、廿一日四品侍從對馬守、同年朝鮮國の使者を以家督之儀申達、御日記、  
安永七戌戌年三月七日、御白書院綠頰、

宗 猪三郎  
朱書義功  
名代 松平備前守  
織田 大學

右亡父對馬守義暢願置候通、遺領無相違被下置、朝鮮御用對馬守時之通可相勤旨、老中列座主殿頭按ずるに、申渡之、柳營日記記、  
寬政二庚戌年十一月廿七日

宗 猪三郎  
被任侍從

右被仰付旨、於御白書院綠頰、老中列座伊豆守按ずるに、老中松平信明、達之、

同年十二月朔日、御白書院、官位之御禮、  
卷物五 金馬代  
宗 對馬守  
寬政、文化九壬申年十月二日

宗 岩千代

其方、未若年之事に候間、朝鮮國御用筋者勿論、家政之儀も、萬端脇坂中務大輔に相談可被致候、其方家之儀者、朝鮮國御用專之事故、家來共召仕方迄も、私ならざる筋合に有之、既に對州聘禮之儀に付而も、彼是差もつれ候次第等も有之程之事に候得者、別而重役人等進退之儀者、委細中務大輔に申談之上可取計候、

脇坂中務大輔

同文言、右之通岩千代に相達候間、無遠慮可被世話致候、柳營日記記、

文政三庚辰年正月廿八日、脇坂中務大輔安董朝鮮國御用、並に宗對馬守政令積年補弼勤勞たるに依て、時服六賜はる旨羽目之間に於て、老中列座水野出羽守演達せらる、是より以來は、朝鮮御用及び對馬守補弼相心得に及はる旨、老中演達す、續日本王代一覽後記、

萬治三庚子年、前年領國大火によて、對馬守義真に米一萬石を賜はり、其後御用途不如意等にて、しはく御手當米金を賜ふ、正徳元辛卯年、對馬守義成に拜借

金仰付られ、後交賀中絶等により請ひ奉り、またしはしは拜借あり、

萬治二年己亥十二月二十七日曉、對州府中火自丸山口多田近右衛門出火、及大火、家數合千七十八軒、早船四艘、橋八所燒了、死人十六人、謂之一番火事、未曾有之次第也、同三年庚子正月二十七日、嚴有大君召義真于營中、以閨老有台命、今般就領國大火賜米一萬石之旨也、義真君拜命、於肥前州唐津攝州大坂兩處賜之、本州編略、

正徳元年辛卯年、朝鮮來に付、宗對馬守殿五萬兩拜借、屋敷造改めらる、中村氏筆記抄、

正徳元年二月廿七日、宗對馬守殿先頃より御不勝手に付、今度信使御同道被成候に付、御拜借金御願之處、二月廿七日、御用番方に使者被爲召、御拜借金五萬兩被仰付候由、月堂見聞集○按するに、元正聞記に、守承り候、金十萬兩拜借被仰付とあるは、誤りなり

天和元年辛酉年巡見使に答ふへき箇條書中、

信使唯今迄幾度渡海致し候哉と御尋候者、

祖父義智代三度召連、先對馬守五度、按するに、慶長十二年の信使は、義智同道し、元和三年、寛永元年、同十三年、同二十年、明暦元年五度の信使及び寛永十二年馬藝御所望により、取者

等渡來の時にも、義成先容た以上八度、渡海一度之入目、凡千四百貫目馳走之雜用入申候、かやうの儀に付て、先代より當對馬守に至り、大分借銀仕居申候、對馬國記○按するに、の書因に附す下るなし、

寶永七庚寅年、巡檢使に答ふへき箇條書中、一旅人吟味方御法之御尋之節、

當國之儀、四五十年以來他國者段々入來、當國に而生増候者他國へ出不申と之兩様に而、府内之浮民甚相増、其上十二三年以來者、朝鮮と之交易之利分、其以前之様に無御座候、就夫府内之商賣も衰へ、生業成兼候者とも年々に多く成、其分に致し置候而者、以後に至り饑寒之憂も可有之哉と其所大切に存、四年以前旅人吟味と申新役を申付浮民滅し候、浮民之内、病衰病身成者を救候法を立申候、尤其譯年寄之御老中迄申上置候、對藩政事問答、享保三戊戌年十二月朔日、於御白書院河内守按するに、老中井上申渡、書付渡之、  
正峯

宗 式 部

朝鮮の信使來朝付而、亡父對馬守拜借之儀相願候、前々者無之事候、其上今度は諸事天和之節之通に

と被仰出候得者、旁以拜借等可被仰付様無之候、然共間近く來朝、對馬守も不幸之仕合、差當り物入も可有之故、正徳之年依願五萬兩拜借被仰付候、右上納金只今迄相濟候二萬七千五百兩を以、拜借被仰付候、以後之例に者難成事候、可被存其旨候、以上、

十二月御日記、

享保二丁酉年按するに、三年の誤りなり、十一月廿三日、宗式部家督被仰付、同年十二月朔日御禮之節、養父對馬守願に依而、金二萬七千五百兩拜借被仰付之、則正徳之例也、正徳より以前者拜借之儀無之、柳營秘鑑脱漏、雜話燭談

宗 對馬 守

其方在所出火、家屋敷數多燒失に付、米一萬石被下之、委細者御勘定奉行被承合可被請取候、右之段、名代宗修理大夫に讚岐守傳達之、柳營日次記、享保十七年五月廿六日、

宗對馬守領分、對州府中家屋敷數多燒失に付而、米一萬石被下候、依之城詰御用米之内、松平隱岐守より三千石、阿部伊勢守より二千石、土井大炊頭より五千石可相渡候、委細者御勘定奉行に可承合様に

と、右三人に申渡候、尤對馬守へも、何れもへ可承合旨申渡候間可被談候、一運賃代銀も被下候間、對馬守へ可被相渡候、五月 但、日付無之、大成會、享保十九甲寅年五月廿三日

宗 對馬 守

右國許家屋敷所々燒失に付、一萬石被下之、按するに、前々年此事により、賜米あれば不審なれども、しばらく存して後勤をまつ、同年十二月廿日

宗 對馬 守

右被爲召、近年人參拂底に付、願之通金一萬兩拜借被仰付旨、御白書院縁頼に而、伊豆守按するに、老中松平信祝、傳達之、以上、柳營日次記、

一、對馬殿知行之儀、對馬國一萬石田城一萬石柳川以上三萬石にて候、併家來之配りは、隅米五萬石程有之候、是は朝鮮之交易之利潤を以、家來配當も其通に被仕候、只今は朝鮮交易之利潤前々に違ひ、少分に罷成候故、對馬殿勝手も差詰り、不自由之趣に候事、

一、對馬殿根元知行高少に而、大概朝鮮之方交易之

利潤を以物成として被居候事、此十箇年程跡には、  
按するに、この書年代を記さずれば、前後の文によりて推考するに、享保改元頃の記なるべし、然れば、この十箇年ほど跡とあるは、寶永四五年頃を對馬殿之利潤、元祿銀にして三千貫目程も唯一年に有之候處、近年は少く相成、大體今は千貨目計も可有御座候、近年は朝鮮物高直に相成候、朝鮮にも本唐よりいろ／＼のもの買込候而、朝鮮物に交朝鮮ものと申候て、日本へも相渡候様に被成參り掛り候、唐之本か殊之外高直に相成候、夫故段々高直に成、何角六ヶ敷利潤欠け候て、對馬殿勝手、元よりは惡敷相成申候事、異本朝鮮物語、延享三丙寅年七月、御勘定奉行ね、

宗 對馬守

近年交易利潤無之に付、勝手向差支難儀旨相聞候、依之、御勘定所より金一萬兩充、當年より年々相廻候間、向後勝手向入用等に至迄、隨分儉約相用、家來等迄奢かましき儀無之様被申付、被取續候事專要候、尤交易利潤段々有之様取計之儀心掛可被申候、金子請取方之儀者、御勘定奉行可被承合候、右之通、宗對馬守に相達候間、被得其意御金可被相廻候、

七月  
 同年九月、御勘定奉行ね、

宗 對馬守

朝鮮之信使來朝に付而、拜借之儀被相願候、近年交易利潤無之、勝手向難儀之旨相聞候付、先達而被仰付候品も候得共、未間も無之儀に付、按するに、この間、脱文あるべし、此度願之通、金三萬兩拜借被仰付候、以後之例に者難成候間、可被存其趣候、

九月

右之通、拜借被仰付候、返納之儀者、來巳年より十箇年に差上候積りに候間、可被得其意候、同四丁卯年三月、御勘定奉行ね

宗 對馬守

朝鮮之信使來朝に付而、拜借之儀被相願候、先達而三萬兩被仰付候、然處不足に付、來年之御廻し金一萬兩當年相渡、來々巳年之御廻し金を來正月相廻し、來ル巳年より寅年迄十箇年之間は、一箇年に金九千兩宛相廻し被下候様に被相願候、願之通被仰付候間、可被得其意候、  
 三月

右之通、被仰付候間可被得其意候、  
 寶曆四甲戌年四月、御勘定奉行ね、

宗 對馬守

座賣人參長之中絶に罷成候に付、拜借之儀被相願候、先年相達候儀も有之候に付、拜借之儀は決而不相成儀に候得共、差當り世上難儀之由相聞候に付、格別之思召を以、此度金一萬五千兩拜借被仰付候、此已後世上人參通用差支無之様、急度出精作略可有之候、且又上納之儀者、願之通當時御免被成候間、追而本銀相立候上に而、上納之儀可被相伺候、右之通、相達候間可被得其意候、以上、大成令續集、寶曆五己亥年七月朔日、宗對馬守朝鮮國中按するに、文ある、不勝手に付、憐愍之儀相願候趣上聞に相達、金壹萬兩充、當亥年より來丑年迄、三箇年之間被下置候旨於御白書院縁類、老中列座西尾隱岐守按するに、老中忠直、申渡之、寶曆年録、寶曆五年七月、御勘定奉行ね、

宗 對馬守

朝鮮交易、此節差滯利潤無之不勝手に付、國中之人民食用差支難儀に付、御憐愍之儀被相願候趣達上

開候、依之當亥年より來ル丑年迄三ヶ年之間、年々金壹萬兩充被下置候、  
 右之通、宗對馬守に相達候間、被得其意御金可被渡候、  
 七月  
 同八戊寅年六月、御勘定奉行ね、

宗 對馬守

朝鮮交易差滯利潤無之不勝手に而、此節交易本銀之手段出來可致様無之、差掛り御役之用費不辨相成難儀に付、拜借之儀被相願候、此儀は難成事に候得共、差當り御役差支之趣に付、此度者格別之思召を以、金壹萬兩拜借被仰付候、上納之儀は、來卯年より五ヶ年賦に可有上納候、  
 右之通、宗對馬守に相達候間、可被得其意候、以上、大成令續集、

寶曆十二壬午年四月廿七日

御白書院縁類

宗 對馬守

右者、在所出火家屋敷數多燒失に付、米壹萬石被下

名代 松平大膳亮

之旨、老中列座左衛門尉按するに、柳營日記、申渡之、次記、  
寶曆十三癸未年四月四日

宗 對馬守

前々朝鮮人來朝之節、道中往來人馬割從公儀被仰付候得共、當末年來朝之節者、從大坂江戶迄、道中往還宿々人馬一式、其方引請に被仰付候間、被得其意、來朝歸國之節共、隨分順路に差支無之様、可被取計候、右爲入料金九萬七千兩可被下候、委細之儀は、池田筑後守、按するに、大目付なり、一色安藝守、安藤彈正少弼、按するに、以上御勘定奉行、古坂與七郎、按するに、御勘定吟味役、可被承合候、  
四月四日、大成令後集、

明和四丁亥年八月十七日

御白書院縁類

金一萬五千兩

宗 對馬守

名代 長澤壹岐守

右願之通、拜借被仰付、先達而之拜借上納者、十ヶ年御差延被下旨、老中列座伊豫守按するに、阿部正右、申渡之、  
柳營日記、

明和七庚寅年、近年朝鮮交易相絶候に付、相開候迄、大坂御金藏に而、銀三百貫目充年々御廻、安永

五丙申年三月四日交易及手切候に付、年々金壹萬貳千兩被下、御日記、  
安永五年三月四日

宗 對馬守

名代 藤堂彈正忠

右者、朝鮮之交易相絶、御役儀手當者勿論、相續も不能成候に付、御役儀相續相勤、國內相立候様被相願之趣、達上聞候處、是迄數度御手當も被成下候儀に候得者、難被及御沙汰事に候得共、此度者、交易爲被開、彼國に差遣候使者真文を以申斷、全及手切候段被届聞召、永續爲御手當年々金壹萬貳千兩充被下置候間、可被存其趣候旨、於御白書院縁類御老中被仰渡候、令條錄、

安永八己亥年十一月、御勘定奉行に、

宗 猪三郎

去々年領分多分損毛有之、去年は皆無之損毛、家中扶助渡方、去々年以來滯に相成、其上祖父式部大輔卒去に付而、朝鮮國より弔詞之譯使去々冬上船渡海に臨、父對馬守卒去之儀被達候に付渡海相止、手當入用捨相成難澁に候處、其方の家督被仰付候而、

從彼國驛使をも差渡、大造之入料有之上、孝恭院様薨御被遊候に付、御弔慰之驛使差渡可申處、非常之儀相重、手當用費難取續に付而、彼是被申立、御手當之儀被相願候、兼而左様之覺悟爲可有之、先達而御手當被成下被差置候儀に候、孰にも差當候儀、此度有無之御沙汰不被及、誠格別之思召を以金三千兩御手當被成下候間、被得其意御勘定奉行可被談候、

右之通、宗猪三郎に相達候間、可被得其意候、天明集錄、  
天明二壬寅年十一月九日

宗 猪三郎

名代 織田 大學

右者、今般御養君被仰出候に付、朝鮮より對州まで御祝詞之驛使差渡候處、勝手向逼迫に而、右入料可取計手段無之候段、御手當之儀被相願候、先達而永續之儀に付、交易取開之儀も被仰出、此節取掛り罷仕候節之儀に付、格別之譯を以、入用金五千兩拜借被仰付候、是迄之拜借年延に不拘、來卯年より十ヶ年賦之御廻金之内可有返納候、  
右於御白書院縁類、老中列座大和守按するに、久世盛明、申渡

文化二乙丑年七月十六日

宗 對馬守

朝鮮信使之御用數年彼國往復、及び此度對州迄來聘に付、別段之以思召、金壹萬兩被下之、  
右於御白書院縁類、考中列座備前守按するに、後野忠精なり、申渡之、以上、柳營日記、御徒方萬年記、

文化六己巳年十一月十一日

宗 對馬守

名代 織田 大學

朝鮮人來聘手間取、物入等之儀に付、格別之思召を以、  
金三萬兩拜借被仰付之、  
右之通、被仰渡之、御徒方萬年記、  
文化六年十一月十一日、宗對馬守義功朝鮮人對州迄來聘の事、彼國と懸合の御用相整たるに依て、金子三萬兩拜借仰付らる旨、御白書院縁類にをいて、老中列座牧野備前守忠精傳達せらる、續日本王代一覽後記、  
文化九壬申年七月四日

宗 對馬守

名代 松平織部正

朝鮮信使於對州聘禮相整候御用向、年來物入有之候間、彼國入送米及減少、旁可爲難儀に付、格別之

思召を以、當申年より二十ヶ年之間、年々爲御手當金貳千五百兩充被下、且又寛政五年之拜借米壹萬石、去巳年之拜借金三萬兩返納方も、十箇年被差延候間、來ル午年より三十箇年賦に可有返納候、右於御白書院縁類、老中列座下野守接するに、青山忠裕、申渡之、

宗 對馬守

其方勝手向、年來不如意之上、對州限聘禮御用相勤、莫大之物入有之、其上朝鮮入送米相減、旁難儀之趣に付、此度御手當被成下候、朝鮮國交易筋相衰來候者年久敷事に而、右に而者安永以來格別之御手當も有之候處、常々心掛薄故、此度聘禮に付而も、分外之御手當等相願候次第に至候事、安永度勝手向取計方、段々相達候趣も不行届儀と被存候、外國に對し候御用向故、只今迄萬端出格之御沙汰も有之儀に候得共、此上之事は公儀に而も難被成下筋に候間、領分之收納、并御手當等之高に應し、在所勿論、江戸屋敷共出格儉約致し、萬事質素を守り、自分住居向暮方等、尙又被縮諸入用不及闕之候様可被致候、且又在所百姓にも、怠惰之風多、農業

漁業等も精を入不申様相聞候、左様に而者、自然與國中彌可致衰弊候、此度者厚く教示を加へ、風儀相改勝手被直候様、可被心掛候、此上未熟之次第有之に在いては、急度御沙汰之品も可有之候條、可被存其趣候、

同人

此度朝鮮之入送米減少候に付、用米不足之儀も候は、在所最寄之御料所御收納米、此度被下金高に而買請可被仰付候間、其時々可被相願候、柳營日次記、文化九年七月四日、宗對馬守義功を江城に召れ、朝鮮使對州聘禮御用相勤、積年の物入難澁たるへきに依て、當申年より二十年の間、毎歲金子貳千五百兩賜はる旨、ならひに寛政五年の拜借米壹萬石、文化六年の拜借金三萬兩をは、三十年に返納いたすへきの旨、御白書院縁類に在いて、老中列座青山下野守忠裕傳達せらる、御徒方萬年記、續日本王代一覽後記、文化十二乙亥年七月十七日

宗 對馬守

朝鮮國饑饉之由に而、對州に之入送米差滞、米穀買上方難及自力に付、願之通御手當米壹萬石被下之、

右於御白書院縁類、老中列座備前守接するに、牧野忠精、申渡之、

同十三丙子年九月十九日

宗 對馬守

朝鮮國入送之品々不差送、國內扶助難成候に付、當年も御手當之儀被相願候、彼國連年之仕向不宜間、貿易斷絶にも可及様子に相聞、難被捨置候間、猶又米壹萬石被下候、此上精々掛合を盡し、貿易取開候儀專要に可被取計候、被下候米之儀、委細御勘定奉行承合可被請取候、

右於御白書院縁類、老中列座下野守申渡之、以上、柳營文政六癸未年七月十八日

此度在所出火、皆屋敷敷多燒失可爲難儀候、此迄拜借金多分之儀に候得共、格別之思召を以、金五千兩拜借金被仰付之、

宗 對馬守  
名代 堀 丹後 守御徒方萬年記、

通航一覽卷之三十九

朝鮮國部六

○對馬國以酌庵輪番

寛永十二乙亥年三月、宗對馬守義成の老臣柳川豊前守逆訴の事落着あり、事は宗氏通信の御用、老臣叙時に義成請ひ奉りしにより、命ありて永く五山碩學の僧、對馬國以酌庵に輪番とし、東福寺瑠長老の最初たり、朝鮮國往復の書翰を掌どり、かつ信使來聘にはその館伴たらしむ、同年義成より返却せし立方送使船、これ慶長十四年立方の師たいて、送使船なり、詳に貿易授職人送使船等の條にあり、また約してこれを以酌庵に附し、是より以酌庵送使船と稱す、宗氏通信の御用、老臣叙時、并拜請等の條、及び貿易副特送使、并以酌庵使の條併せ見るべし、寛永十二乙亥年七月、實勝院自注、東隣西堂命を受て我州に來り、兩國の書契を司る、以酌庵に住す、自注、庵立方、住持せし所なり、(津島記略)寛永十二年、實勝院自注、東隣西堂受嚴命來對州、居以酌庵主聆文書之事、義成君依願也、是以酌庵爲輪住始也、本州編繪略、

按するに、玄蘇慶長十四年朝鮮國に使たりし時、かの李某に以  
酌庵の記を需むる書あり、庵號の由來にあつかりしなれば、姑  
く參考に  
存す。

慶長十四年己酉、蘇長老在朝鮮之時、告宣慰護曰、  
予生日本天文丁酉之故、縮丁酉兩字自號酌庵、此以  
書酌庵記可給望之間、即書之送蘇長老云々、自注、丁酉年始結庵、故號以酌庵之說甚非也、今年以酌庵建今之國分寺之地也、本州編  
○按するに、下の驢山住籍によるに、この年以酌庵建と載せしに、また誤りなるべし、

宣慰使大人閣下、余先是己丑按するに、天正十七年なり、奉吾國命  
超海之日、李老大入受宣慰之選、而自釜山至京城、  
辱視余猶朋友、余亦視閣老猶師父、至今未忘其厚意  
爾、余一日求仙巢記、閣老乃製以賜之、余歸後裝幅  
而掛著壁上、起居讀以消遣世慮矣、今也閣下亦視  
余、猶閣老視余、余亦視閣下猶視閣老、實是宿緣所  
感乎、仰冀、閣下製酌庵記賜之、則畫錦未爲榮焉、余  
生子陋邦天文丁酉、乃是皇明嘉靖年中也、如今暮年  
縮于七十又三、合丁酉兩字自號酌庵、閣下記以賜則  
齋之歸、又幅而掛著壁上、以與閣老仙巢記二難并見  
者、寔老後一快意也、頓首、  
亦復拜啓、余陋邦筑前州博多縣、扶桑最初禪窟、安

國山聖福禪寺僧也、對馬島前太守義調好學志道、聞  
其風適避筑之亂、去寓居對馬、後亦豐臣太閤秀吉命  
兩國通文之事、不得退歸留滯者有年于茲、全非對馬  
之人也、歸便將投老於舊寺者必矣、是故對馬是非得  
失摠不關我事、冀記中一切除對馬之事則足矣、餘付  
譯舌、不宣頓首、  
四月十五日、仙巢稿、

驢山住籍序

海西對州下縣府城之東、驢山以酌禪庵者、本朝賜紫  
按するに、朝鮮物語によるに、皇明特賜本光禪師景轍和尚  
紫衣免許ありしは慶長なり、  
插脚道場也、禪師乃筑前聖福法主、實天目國師十一  
世的孫也、始應對州府君義調公聘請、而寓居此州、  
後執役雞林通講之文事、勤勞豐國東照之兩朝、而禪  
補其國家者不鮮矣、酌庵者蓋所其宴居之處、以當生  
際丁酉之故自扁也、慶長辛亥十月念二日、世壽七十  
五坐化當山矣、大弟子規伯方禪師、繼領師席、該典文  
事、屢膺鈞衡、登蒞建長之名位、寬永癸酉之間、按するに、十年  
以丈室狹陋而不便辨道、再闢創之、室房齋厨重垣回  
磴、向之葺爾者、咸窮輪奐之美、而雄裝殆冠府內、未  
幾偶府君與家從、論懇鷄林機務於東武、事及伯師、

師不忍辨白、枉受譴責、終謫置北陲、時人譬諸泉佛  
日之編衡陽、洪寂音之貶嶺外、粵府君義成調公、請  
修文之人於東武、大君可其奏、而命五岳擇之、珠玉  
峰、按するに、寶勝院、光瑞東堂、召棠陰、按するに、南昌院、仙洞叔始奉鈞  
選、輪住此山、其後周南鈞天茂源相次祇役、爾來二  
十餘年、浮杯此州者幾十餘員、余今春承上命來、適  
坐函丈、百拙踈慵、尤有媿于前賢、惟夫當山二師、插  
脚再創之功多、况五岳前住之耆彥、考績鯨波蜚靄之  
間、而爲國家厯圖隣情之懷委于我、及至其日寢月  
久、則名齒浪沒于茲、某歲某月不知誰某住于此、豈  
是仁人傳美於將來之遺意耶、故撰壹本住籍、貽此於  
祖室、冀使後之見者識某人住幾某人住少、豈翅一己  
之私簿、是亦歷代之砧基也、後人以僭踰、勿罪於我  
至幸、

寬文第什壹辛亥年秋七月日

住山比丘泗濱江岳策敬識

對馬州晴驢山以酌禪庵  
慶長二年丁酉草創、請景轍蘇東堂爲開山、同十年丁未朝鮮三使來聘

○(一世)第一世、景轍玄蘇東堂、慶長十六年辛亥、十月二十二日化、

○(二世)第二世、規伯玄方東堂、寬文元年辛丑、十月三日化、  
輪次 ○(三世)一番、東福寶勝院玉峰光瑞東堂

寬永十二年乙亥十一月初  
波、至同十三年丙子八月、○(四世)二番、東福南昌院棠陰

玄召東堂、自寬永十三年丙子八月、(寬永十三年丙子十  
一月、朝鮮信使來聘、玉峰棠陰兩老送迎赴關東、)

○(五世)三番、天龍慈濟院洞叔毒仙東堂、自同十五年丙  
午巳卯、○(四世)四番、玉峰、自寬永十六年巳卯四月、

四月、○(五世)五番、棠陰  
自寬永十七庚辰四月、

○(六世)六番、洞叔、自寬永十八年辛巳四月、  
至同十八年辛巳四月、

○(七世)七番、棠陰、自寬永十九年壬午三月、○(六世)八番、建仁  
十如院鈞天永洪東堂、自寬永二十年癸未三月、

○(七世)九番、東福長岳院周南圓且東堂、自正保元年甲申四月、  
至同二年乙酉三月、

〔寬永二十年癸未六月、信使來聘、鈞天周南兩老  
送迎赴東武〕○(八世)十番、建仁清住院茂源紹柏東

堂、自正保二年乙酉四月、○(十一番)鈞天、自正保三年丙戌五  
月、至同三年丙戌五月、

○(十二番)周南、自正保四年丁亥五  
月、○(十三番)茂源、自保四年丁亥十一月、至同四年丁亥

正  
保四年丁亥十一月、至同四年丁亥正  
保四年丁亥十一月、

○(十四番)鈞天、自慶安三庚寅十月、至  
慶安三庚寅閏十月、

○(十五番)天龍鹿王院覽溪玄倫東堂、自承應二  
年癸巳四月、

月、至同三年 ○(十世)十六番、建仁大統院九岩中達東  
 堂自承應三年甲午五月、至同四年乙未六月 ○十七番、茂源自明曆元年乙未六月、至同三年丁酉四月、(明曆元年乙未九月信使來聘、九岩茂源兩老赴  
 關東、此時、輪番二年之議、於江戶相定) ○(十一世)  
 十八番、相國慈照院覺雲顯吉東堂自明曆三年丁酉四月、至同五年己亥五月、十九番、東福良岳院天澤圓育東堂自萬  
 年己亥五月、至同四年辛丑五月、二十番、建仁永源院顯令通  
 憲東堂自寬文元年辛丑六月、至同三年癸卯五月、二十一番、東福  
 龍眠庵太華合瞻東堂自寬文三年癸卯五月、至同五年乙巳四月、○(十五世)  
 二十二番、天龍慈濟院虎林中虔東堂自寬文五年乙巳  
 丁未四月、○(十六世)二十三番、相國富春庵春葩宗全東  
 堂自寬文七年丁未五月、至同九年己酉五月、○(十七世)二十四番、天龍壽寧  
 院泉叔梵亭東堂自寬文九年己酉五月、至同十一年辛亥六月、○(十八世)二十  
 五番、天龍南芳院江岳元策東堂自寬文十一年辛亥六月、  
 至同十二年壬子七月、○(十九世)二十六番、相國玉龍庵愚溪等厚東堂自寬  
 文十二年壬子八月、至同十三年癸丑五月、○(二十世)二十七番、東福本成寺南

宗祖辰東堂自延寶元年癸丑六月、至同三年乙卯閏四月、○(二十一世)二十八  
 番、天龍妙智院蘭室玄森東堂自延寶三年乙卯閏四月、  
 至同五年丁巳四月、○(二十二世)二十九番、建仁兩足院雲外東竺東堂  
自延寶五年丁巳五月、至同七年己未五月、○三十番、南宗自延寶七年己未五月、  
 至同九年辛酉六月、○(二十三世)三十一番、相國光源院汝舟妙恕東堂  
自延寶九年辛酉六月、至同十二年壬戌二月、○(二十四世)三十二番、相國慈雲  
 庵太虛顯靈東堂天和二年壬戌正月十一日對州、天和二  
 年壬戌七月信使來聘、太虛南宗送迎赴東武 ○(二  
 十五世)三十三番、天龍延慶院古靈道充東堂天和四  
 年甲子五月到對州、貞享  
 三丙寅三月歸洛 ○(二十六世)三十四番、建仁清住院松  
 堂宗植東堂貞享三丙寅二月赴對州、○(二十七世)三十五  
 番、建仁大統院黃岩慈璋東堂貞享五戊辰二月赴對州、  
 元祿三庚午六月歸洛、○(二十八世)三十六番、相國瑞春庵天啓集仗東堂  
元祿三庚午三月赴對  
 州、同五年壬申四月、○(二十九世)三十七番、天龍南芳  
 院東谷守洵東堂自元祿五年壬申四月、至同七年甲戌五月、○(三十世)三十  
 八番、東福南昌院松隱玄棟東堂自元祿七年甲戌五月  
 朔、至同九年丙子四月

日七 ○(三十一世)三十九番、天龍真乘院文禮周郁東  
 堂自元祿九年丙子四月、至同十一年戊寅、○(三十二世)四十番、天龍妙智  
 院中山玄中西堂自元祿十一年戊寅四月、至同十三年庚辰五月、○(三十三世)四  
 十一番、相國慈照院別宗祖緣東堂自元祿十三年庚辰  
 午六 ○(三十四世)四十二番、東福龍眠庵雪堂令研西  
 堂自元祿十五年壬午五月、至寶永元年甲申六月、○(三十五世)  
 四十四番、天龍壽寧院關中智悅東堂自寶永三年丙戌  
 戊子四 ○(三十六世)四十五番、天龍真乘院月心性湛  
 東堂自寶永五年戊子四月、至同七年庚寅五月、○(三十七世)四十六番、建仁  
 永源庵雲壑永集東堂自寶永七年庚寅四月、至正德元年  
 辛卯十月信使來聘、別宗雲壑兩老送迎赴于關東 ○四十七番、中山自正德二年壬辰五月、  
 至同四年甲午六月、○(三十八世)四十九番、東福即  
 宗院石霜龍普東堂自正德六年丙申四月、至享保三年戊戌五月、○五十番、月  
 心享保四年己亥九月信使渡海、月心石霜接伴  
 赴于關東 ○(三十九世)五十一番、天龍寶壽院古溪  
 性琴東堂 ○(四十世)五十二番、東福不二庵天衣守

倫東堂 ○(四十一世)五十三番、相國松岡軒蘭谷祖  
 芳東堂 ○(四十二世)五十四番、天龍延慶院雲崖道  
 岱東堂 ○五十五番、天衣 ○(四十三世)五十六番、建  
 仁普光庵雪岩中筠東堂 ○(四十四世)五十七番、東  
 福寶勝院藍溪光瑄東堂 ○(四十五世)五十八番、相  
 國長得院蘭坡中珣東堂 ○(四十六世)五十九番、建  
 仁堆雲院東明覺沅東堂 ○六十番、天龍延慶院雲  
 崖 ○六十一番、雪岩 ○(四十七世)六十二番、相國巢  
 松軒惟天承瞻 ○(四十八世)六十三番、天龍妙智院  
 端源等禎、  
 忌簿後序

常庵者、大明特賜本光禪師所開創也、第二世前往建  
 長規伯和尚繼席而中興焉、乃禪師之上足也、自第三  
 世以來、寬永年間樞府降命、使五岳諸師番々輪住于  
 當山、東福玉峰琳師爲之最首、爾後世々相續至今垂  
 六十年矣、余元祿戊寅之年承乏膺選、叨續先緒而系  
 三十二世矣、所以晨香夕火無日不追念前賢、雖然列  
 祖堂中無前住忌簿、豈非闕典耶、一炳香一奠茶無由  
 追遠設供、誰不喟歎哉、余念茲在茲、幸有江岳策老  
 所撰之住籍一本、迨于今日歷代昭然、其名不泯、蓋

述仁人傳美於將來之遺意、實是堪嘉獎矣、仍繼其志、新整飭前任忌簿一冊、悉溫釋其示寂諱辰、手親記之、安附于祖堂以傳不朽矣、伏冀、自今而後住山之人、倘有聽前任戡化之訃、則載諸簿上者、是余志也、惟夫住籍者、以記現在之名、忌簿者以記過去之名、俱是要使將來之人知有歷代住山之勤績而已、全非一己之私、抑又五嶽所據也、嗚呼亦不知何時日不免被點著此鬼簿上矣、因叙鄙志鄙趣、以貽後鑑云、

元祿十二歲舍己卯小春廿二日

常山三十二代住持小比丘玄中敬書置之、日韓提要

むかし大元の世祖、我國に使をつかはし朝貢をめさる事、度々に及へり、鎌倉の執權等相議して返牒に及はず、其使とも皆々きつてすつ、自注、臣ひそかに按するに、外國の使をきつてすつ事、以の外の事は勿論也、但し鎌倉の代には、よの執權文學をふかくこのみて、皆々倭漢の才ゆたかりしかば、陪臣の身として九代に及びて、天下の政を心に任せたりき、されは異國の形勢をみる事、掌をみる如くなれば、大元の猛威なものかすもせず、終に軍起るに及びて、二度まで打破りてすつれば、今に及びて彼國より我國を來り犯すへき事、代々に其志をたちぬ、誠にわが國萬代の功世祖我國神法を尊信すときこしめありと申すへし、世祖我國神法を尊信すときこしめして、やかて禪僧を以て我國に渡さる、わか國よりも又禪僧を以て、外國の使とする事のよし、その、

ち元弘建武のみたれの後、大明の太祖即位の初、我國に使せられしも二人の僧に勅せらる、これ大元の例によられし故にや、自注、臣又按するに、隋唐宋の代々明の代その事なりしは、此兩代のはしめ、皆々使ありて我國の使をめされき、然るに今大清の代となりてすてに七十八年一度もその事なし、然るに又その天子その國の傳ふる所か、こゝに英雄の主なり、いかさまにもおもひはかり給ふ所あるへき事也、これらの事よく、深く我國のため、此時南朝征西將軍の宮懷良親王筑紫にて其使に應接ありて、やかて禪僧を御使となされて其禮に答る、これ我國の禪僧外國に使するの始なり、其後鹿苑院殿よりこのかた、大明朝鮮に聘せられし、代々皆々禪僧を以て其使となされき、されは當時の管領を始めて、諸國の守護并に對馬の私聘等、皆々禪僧を以てその使とせさるものなし、文祿の始、豊臣太閤大明を攻られんとて、まつ朝鮮を犯されし時、或人禪僧を撰ひて、書記の事しらしめらるへしと申せしに、われ我國のいろはを以て、萬國に布行ふへし、異國の文字などの益あるへきとて用ひられす、されと文字の往來事ゆかすなりたれば、やかて五山の禪僧をえらひて、名古耶の陣にめしくせらる、其後我神祖の天下

をしろしめすに及びて、常に五山の僧をめし集められて、文字の事をつかさどらしめらる、自注、このは文才ありて召されしは、またさしわ、け、駿府御座をれば、た、經書なき講せしめられしのみなり、長老を移されしもの、南禪の傳長老に仰下されて、五岳の長老ことくくめされて、北辰居其所而衆星共之の論を試らる、然に當時名寺の僧一人も試に中らす、た、小院の僧皆々試に中れり、神祖御氣色殊によろしからず、傳長老をめて其旨を尋仰下る、長老答申けるは、此事あやしむにたり候はず、近代亂世已來五岳の僧とも學の淺深によらず、た、財寶の多少によりて、出世と仕り候へは、當時よき寺院に任持候ものは、皆々學を勤候ものともには候はず、た、其財寶のゆたかなるもの共也、されは此度、形のことにも文字をつらね候ひしもの共は、皆皆かちはたしにて、柿かみつ、かみ肩にして、めしにしたかひ参りしもの共に候、是らはた、學業をのみ精して勤て、其名をもよにのこさはやと存する輩なりと申す、

て、其領を以て碩學の僧にあたふへしと仰ありしより、初て五岳の碩學領といふ事は出來て、今も學才の聞てあるものとも撰ひて、かの碩學領を賜る事にはなりたり、此時南禪の一寺のみ不學の僧一人もなかりしかば、此時の僧のみ寺領をけつらるるに及はず、永く此寺の規模とは申す也、自注、神祖南禪寺となされしは、寛永の比、按するに、寛永十二年かゝる故と承る、その、ち寛永の比、按するに、寛永十二年對馬守その家人柳川と獄の事決してのち、義成望みて兩國往來の書、私にするさん事然るへからず、公より此事つかさどるへき人を差下さるへしと申ければ、申所其理ありとて、かの五岳碩學の僧を撰はれて、始て東福寺の邵長老を差下され、自注、これ老の祖也、按するに、邵長老は即召長老なり、今度の棟長れとも最初は、禪長老なればこの書誤りなり、其國以酌菴に寄住して、兩國往來の事をしらしめらる、これ五岳碩學の僧對州に輪番する事の始なり、これよりしてのち、およそ朝鮮聘使の度ごとに、館伴の事もつかさどれり、自注、但し當番の外、別に館人を撰ひつかさどるは、是古來我國の使として、外國に聘事に従ひしか故なり、朝鮮雜錄、按するに、朝鮮通交大紀に、宗讓峻守貞かして通交の事を司らしめ、小船越梅林寺の住持歎を以て、文書を掌せしむと記せり、



寶永七年巡見使に書上し簡條書中、覽

一城下何と申所に而候哉との御尋、府中と申候、

一以酌庵輪番之長老の余力之義御尋、

一ヶ年現米百石遣し申候、其外炭薪入用次第遣し申候、尤端午七夕帷子、重陽歳暮に小袖遣之、并同宿ねも遣し申候、

以酌庵境内之間敷、

西間口五拾貳間 東間口七拾六間 北裡行七拾

三間 南裡行百間

同建家之間敷

南北貳拾貳間 東西八間半

右坪數にして百八拾七坪 以上

一以酌庵に而御書翰致出來候譯之儀、御尋之節、

朝鮮の差渡候書簡之儀、曾祖父對馬守代に願上候而、五山碩學之衆三年代々被罷下、私方より送候和文之趣を以、眞文に被相認候、

一御書翰公儀に被差上候趣之儀、御尋之節、

毎歳相定候約條之書翰返簡者、以酌庵見分にて相濟申候、其外不時之書翰者、公儀に指上入御被

見候、

一御書翰御宛所之儀御尋之節、

禮曹へ宛候而遣申候、位階者正三位に而御座候、

對藩政事問答、

五山長老輪番に對州へ詰て、朝鮮國より到來の書翰返書等を認る役に定らる、か故に、五山僧徒は學文なくて成かたき事也、五山長老の中順番にあたりて、對州へ發行の仁定る時は、先關東へ下り登城致し、五山和尚位に任せられ、謁見の禮あり、時服其外拜領物例ありて過分の事也、其後上京、對州へ着船の上、都て朝鮮の書翰を司る、別館有て饗應丁寧也、寒暑に人參壹斤ツ、對州より賜はる事とぞ、朝鮮より來書あれば、封の儘長老へ渡す、長老開封して事の次第を和語に寫し、關東へ傳達し、御下知を得て、漢字返翰に認め、對州役人へわたし、則朝鮮へ送る事也、此勤役三年と也、三年事濟て、後の長老に委託し、出船上京して、和尚位を辭し隱居する也、和尚生涯公儀より年々百石ツ、下し給ふ事とぞ、譯海、

五山の長老輪番にて、三年替りに對馬に詰る、府中

に屋鋪ありて住居す、宗氏よりの賄なり、又書記壹

人朝鮮に行て居る也、三使來聘の時、長老つき添

て、又京師より長老壹人出迎て、關東へは長老二人

行き、歸りには大坂まで二人附添なり、京師より出

迎たる長老はかり送りて對馬に至る、此聘事にあ

つかりたる長老へは、一世百石つゝ懸官より賜は

る、書簡往復の事、室町家の時かゝりたる古例なり

し故、今に此例を用らる、長老六十歳になれば、對

馬在番御免ありしとなり、文會雜記、○按するに、下の日韓

往復書式の事を載す、元より、この條に因れば、すへて附載す、提要より鹽尻の諸記に、かの國

送使往來一年分御書數之次第、

正月中第一船 本書一本、正官名乗、都船名乗、封進無判、 同

別幅一、 同水木船 吹嘘一本、

第二船 本書一本、正官名乗、 同封進丹木三十斤充、

別幅一、

第三船 本書一本、正官名乗、 同封進物同前、

別幅一、

第四船 本書一本、正官名乗、 同封進物同前、

別幅一、

右之送使數四艘は、一度に被相渡候、

右第一船中戻仕候時、吹嘘壹本、

一特送使一號船 本書一本、正官名乗、都船名乗、

同封進物 別幅一、 同二號船 吹嘘一本、 同

水木船 吹嘘一本、

右此送使御渡候時、添書之事、

二三特送使 本書二本、 同封進物、別幅二、

彦三送使 本書一本、 同封進物、別幅一、 歳

遣船六艘 本書六本、 同封進物丹木三十斤充

別幅六、但、番付五番、六番、七番、八番、九番、十番

也、右は一度に被相渡候、

此間に、中戻又は渡前之船に吹嘘數之事、

壹特送使一號船中戻、吹嘘壹本、 同二號船中戻、

吹嘘壹本、但、右之中戻遅參候而、從此方用所共候

而船を渡由被申候者、二特送使一號船渡前、

吹嘘壹本、 同二號船渡前、吹嘘壹本、 又同

一號船中戻、吹嘘壹本、 同二號船中戻、吹嘘壹

本、 三特送使一號船渡前、吹嘘壹本、 同二

號船渡前、吹嘘壹本、 又同一號船中戻、吹嘘壹

本、 同二號船中戻、吹嘘壹本、 彦三送使渡前、

吹嘘壹本、 同中戻、吹嘘壹本、

右迄渡り前の吹嘘相濟候得者、

小送使歳遣船之渡前吹嘘六本、但、番付五番、六七八九十番目迄也、是は一特送使に書計六艘分渡候而、船は渡り不申候間、船渡し度由被申候時、吹嘘壹本充御認候而、番付を以て段々可被相渡候、萬松院送使 本書壹本、萬松院に參候而、御印被付候 同封進物別幅壹、 同添書 義成印壹本、 同水木船 吹嘘壹本、

右此送使渡り候時、添候書之事、

歳遣船七艘 本書七本、 同封進物丹木三十斤充、別幅七、 但、番付十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、是迄小送使十七艘渡相濟申候、右一度に相渡候、

萬松院送使中戻、吹嘘壹本、 小送使渡り前、吹嘘壹本、是は、右萬松院に小送使七艘之書契計添渡候而、船未渡候間、用所に而船の渡り度由被申候時、吹嘘御認候而、番付を以て可被相渡候、是迄に小送使本書吹嘘相濟申候、此送使迄渡り候事無之候、必五艘十艘つゝ無用所候間渡り不申候、小送使に中戻無御座候、

代官歸國之時、かり船と申事仕渡候事御座候

時は、代官かり船戻候、吹嘘壹本被遣候、

幅特送使一號船 本書一本、正官名乗、副官名乗、都船名乗、

同封進 古口、四百斤、丹木、千百斤、別幅壹二船同、 同二號船

吹嘘一本、留船同、 同水木船 吹嘘一本、 右

之中戻仕候時、一號船に 吹嘘一本、 二號船に吹嘘一本、

以酌庵送使船 以酌庵に參候御印に而本書一本、正官名乗、同封進物、別幅壹、 同添書、義成御印壹本、右之送使中戻の時、吹嘘壹本、

右大形一年分の御書數朱點仕候處、書數の分也、御覽あらため如此に候、此外飛船使者船は、別紙に被成置可然候、

庚辰八月日

有田木工兵衛判

南昌院尊前御披露

恕公座元按ずるに、庚辰は寛永十七年なり、

正官

杉村 主 水

都船主

川邊幾右衛門

封進

島村兵之助

荷押物 藤幾 左衛門

右之書付、正保三年丙戌年鈞天東堂見子跡認册子、一、歳條送使吹嘘之事、譬は當年の歳條の第一船の水木船、又は其外の船の吹嘘にても、當年の送使なれば、吹嘘の文牒の内に、當年の支干は不書入也、唯歳條第一使水木船□□等とかく也、或は去年去去年の送使と、こほりて残り、年を越て渡す事あり、其時は役目の衆より吹嘘の事申來、手紙にも念入其年の支干書來故、其年の支干に應して、譬は戊午之條第一使水木船、方今超海など、書也、歳條とはかり書くは、皆當年と心得へき也、

一、可漏の上書にも、譬は庚申の歳條なれば、庚申歳條第一船之書と書付る也、ケ様に其年の支干を加へて書付たる、分明に其儘能しれて好也、去年か又は去々年の歳條送使なれば、猶以可漏にも其年の支干書加たる好也、

一、寄承台候安佳甚慰々々など、書文牒は、返翰の文牒也、緬想台候安佳馳仰不已など、かく文牒は、此方より遣す時の文牒也、古來の迹留、ケ様の處意を着て可考也、吹嘘のあて所、朝鮮國各道各官とか

く時は、僉位下とかくは不宜、僉足下と書て好、各官の官の字は位の字の心ある故也、或は各道各浦など、かく時は、僉位下と書ても不苦、然ども古來多くは僉足下とあり、可考、

一、奉書、啓書、啓達、以上三品あり、上中下の意也、可着意、

一、時令有之書は少し也、縦有とても朝鮮より來る書の時令は簡古也、日本の書は偶對多く、文字長くして不宜也、特に近來飛船の吹嘘などの書にも、時令書たる有之、朝鮮人笑之由聞及、惣して吹嘘と云は、日本の切手と云類なる故、時令あるへきものにあらずと也、

一、書頭に時令ある書に、終りに又時令二三字入る事あり、譬は夏の時令ありて、書尾に時熱自玉等の文牒は、二重になりて不可宜也、

一、棠隱東堂の代崇禎十年、朝鮮より來る書に、金氣已回緬惟起處珍勝慰仰不已と云々、慰仰と書たる事少也、馳仰の意に用たるなるへし、然は唯馳仰と書たる穩にて宜乎、慰仰の字は返簡にも可通乎、一、延寶七年九月、薩州飢島の漂民の書契の草案西

山寺内談す、彼草案の内に、人数二十六人と云處、廿六員と書す、西山寺物語に、先年朝鮮判事渡海し來る時の茶話に、員の字は高官壹人の衆に用之、平人には不用と云事ありき、改めて可然歟と也、歸て字書を考るに、員の字の注に、官之數也と云云、仍二十六口と改書す也、

一、同八年正月廿五日、西山寺來話、去年の義真送使に、太守副書添遣す、於朝鮮判事相議曰、近來無副書、不可受とて、頃日返し來、其例如何と云、予曰、茂源代の迹留に有之故書遣と云、西山寺予茂源の書稿を持て、城に到て家老衆へみせらる、當番杉村三郎左衛門云、茂源代に太守副書ある事、義真未た部屋栖の時故、前太守義成より副書ある也、只今義真爲太守故、太守の副書可添理無之、故に義成逝去以後の書、皆副書無之と也、西山寺並予於此會得す、

一、同時封進の封の字、或は表上とし、或は二字通りに書する事、朝鮮にて相議し、願くは自今以後一字表上に定めくれよと請ふと也、仍古來の書稿代相考處、書法不一樣、就夫書稿共西山寺持歸り、

家老衆へ見せらる、其後於城參會之時、封之字は二字通に可書遣由、杉村三郎左衛門被申、正月廿六日之事也、

一、右封の字二字通にては請取間敷由、朝鮮人達而申に付、家老衆相談にて、井出彌六左衛門飛船にて能と朝鮮へ被差渡、此儀三月四日議定、則四日晚西山來報、即時普首座珍首座兩人來て、飛船吹嘘調遣す、彌六左衛門朝鮮に到て、古來の書例一々辨説す、朝鮮人理に屈し、右の書契請取相濟、彌六左早速歸國、其より以後封進の二字口上に定めり、盖此方書式不一樣故也、

一、同二月七日、西山寺來話、舊冬漂流人送遣時の東萊への書中に、縷縷の下の縷字略して縷々と如此書遣故、朝鮮の判事共吟味して請取間敷由申來ると云々、就夫古來迹留遍く考見に、迹留には皆略書にして證據とし難し、其上略書せる證據ありとて、元來不宜義也、况又非を遂る事は聖賢の戒也、改に憚るへからすと返答して、即書改遣之、然れば跡認を以て證據とする故也、同晩先書之縷々と書たる處を、縷縷と書改遣す、

一、舊冬蒼江浦漂流人送て遣す時の書契、卷目の太守の印失念して不搭して遣す、以故其書契戻る、仍屋敷にて印を搭、以酌にて上封を改遣し、但印を押、役目の衆失念と云ながら、以酌菴にて上封認る時能々念入可遣義を、不吟味にて見落すは、以酌菴も不念也、

一、同日西山寺迄、家老衆より斷有之、只今迄は吹嘘の文牒に、助達于釜山幸甚とある處を、向後は助達于草梁幸甚と可書遣と也、此事雲外代より書改られたる由之處、迹留委く不考故、予代又先規の如く書遣しき、此事家老衆より不申來とも、釜浦の和館草梁に替りたる先年より聞及たる事なるに、此方の不念なり、

一、四月廿二日西山寺來話、飛船之吹嘘等に疑猜の猜字、又は狐疑の狐の字、猶豫の猶の字、皆从牙故に、朝鮮人嫌之、向後願くは、疑慮疑訝等と書てくれよと云と也、予曰、朝鮮の辭の字は从魚从羊、是亦可改乎と云て、互に呵々す、

一、同時の話に、吹嘘の各道各官の事、先年より朝鮮人度々願望にて、東萊釜山と書改めくれよと云、

然れ共此事は、決して不可改云々、

一、以酌菴送使の太守の副書のあて所、古來多くは東萊府使とばかり書也、然るに或は東萊釜山兩令公と書たるも有り、又は東萊府使公と公の字を添たるもあり、如此代々の書式不定故、後日異論出來也、

一、不宣、不備、不悉等の類、是又不一樣、是又可爲一樣事、就中近年の事に、不備謹啓など、書たるあり、ケ様之事、後日の害に成也、古今一定せる書式は、朝鮮人異儀に不及、以故一切一定したる好也、一、歳條の書に、禮曹大人と云處、禮曹參議大人と書事可考、

一、歳條の書は、時令と正官の姓名との外は、一字も異變したるは悪し、

一、萬松使太守副書、古來多くは東萊府使閣下とはかり也、古記可考、其内班々可隨多分者乎、口公の字無之、

一、古老の書役衆物語に、古は東萊釜山へ遣す書契の上書には、謹封の二字なかりき、然るにいつの比よりか、謹封の二字書遣す、過當なる事と云、予

謂此義尤なる事也、韓文四十卷袁州申使の狀に、故牒の故の字、謹の字に改め謹牒と書て、韓退之か方へ遣すを、退之堅く辭して斷を云たる事あり、退之は道に志す故に、一字も過分の言を不受也、朝鮮人はもとは隔別にて、混すら朝鮮の方を尊仰する事を好む故に、此方に誤てかきたる事をも、彼方の大幸として、後日にはそれを例として理窟を云也、併日本人文字に疎略なるより、ケ様之事も出來歟、可勉可勉、

一、庚申按するに、即延寶八年なり九月八日、於屋鋪參判之書契調る刻、井出彌六左衛門替りの書契の事に付、彌六左衛門役目の名を、古記に訓導と書たる例班に書之、然るに或は裁判役と喚ときは、何れか是と云事不知、仍老中并西山寺、小山朝三僉議の上にて、裁判と可書遣由に相定る、仍今度之書契に裁判と書遣す也、訓導と云役者は朝鮮人に有之、然るに此方にも訓導と喚時は、朝鮮の官名を借り用るに似て悪しと也、裁判の裁の字も舊俗催判と書す、然れども催の字は誤也と、予及小山朝三一同に云故、裁の字に定る也、

一、萬松院送使の書に、誠恐和南上覆と書たるもあり、又は誠恐の二字無之もあり、古來不 一定、然るに庚申十月朝鮮より此事斷申來、自今以後は必誠恐の二字書加へ可給由申來、仍諾之、是又謹封之類也、

一、日本人は武を以利とす、朝鮮人は文を以利とす、眼前の利は武にあり、他日の利は文にあり、史官之記述萬世の龜鏡、文にあらざれば傳らす、然れは其智の淺深遠近可知之也、日韓提要、  
通文館志、

書契式、自注、筒織紐飾黑漆黃繡鳳、内裏紫の方袖甲襖、外書契筒、裏紅綿袖單襖、並金繡鳳、○年例送使差使等回答紅漆、無飾儼造盛、

外面右邊書奉書、左邊書日本國執政具御某公閣下、自注、執事以下隨其官號、而對馬島主則云日本國對馬州太守某公、以上稱閣下、萬松院則云日本國對馬州總領山萬松院、以酌庵則云日本國對馬州沙州以酌庵、江戸護行長老則云、日本國某長老、以上稱足下、內式同、合給處書朝鮮國禮曹參判自注、島主則參議爲之、萬松院、以酌庵、自注、踏圖書、酌庵、護行長老、則佐郎爲之内式同、姓名、凡書姓名處皆踏、下 謹封内式朝鮮國禮曹參判姓名、奉書日本國執政具御閣下云々、年月日禮曹參判姓名、  
回答書契、自注、櫃黑漆、綴淺色絹以織帶束之、

外面右邊書敬答、自注、或云奉答奉復、左邊書朝鮮國禮曹參判某公閣下、自注、對馬島主以下、則皆稱禮曹大人閣下、內式同、合給處書日本國執政官

御門、執事以下至護行沙、姓名、自注、踏謹封内日本國執政官御姓名、敬答朝鮮國禮曹參判某公閣下云、年月日以下同上例、別幅執政以下回禮、各白銀一百枚、越前綿一百把、島主回禮彩書華箋匣一箇、金小屏風二雙、彩書文匣二箇、水晶笠緒二結、粹鏢茗盃二十箇、萬松院回禮、彩書掛視一備、黃連五斤、彩書累合視匣一備、粹鏢鍋兒一箇、彩書宴筐一備、以酌庵回禮、金屏風一雙、彩書華箋匣一箇、紋紙五百張、粹鏢茗盃十箇、垂珠掛兒一備、護行長老回禮、大華真朱五斤、青銅火鑪二箇、粹鏢茶器二十箇、撒書大硯匣一具、赤銅累五、盃盆一部、水晶笠緒二結、黃連十斤、年月日以下同上例、方策初編載日親要改、釜山浦の番は武官也、東萊には文官の奉行住す、對馬より人渡れば、事によりて釜山浦より東萊の奉行を呼び迎て相談す、又釜山浦の奉行、東萊へ行て談する事もあり、釜山東萊と其間三里計り、對馬より禮曹へ遣す書簡、釜山にて請取り東萊へ遣す、封

をとき冊子に寫し留て、先へ遣す、大古と云處にて、又冊子に寫し留て王都へ贈る、大古は東萊よりも大なる番所なり、城廻りに人家も多し、朝鮮物語、

朝鮮より宗對馬方へ之書簡も、或は毎度日本國對馬州太守拾遺平公と有之候、朝鮮聘考、朝鮮贈答の書翰に、日本對馬州太守拾遺平公と書る、國君の勢ひはなしとみゆ、諸侯を太守と心得しは誤りなり、古への國守國司など守護の事也、今者國守國司といへば、何れも國に君たることと見ゆるは、世の習はしなり、西涯微談、

異邦より來る計方自注、書及封套、自注、書簡を輪紙、書及封套、入る、袋、草魚鳥人物を彩色したるあり、是は書生騷客又は出家用ゆる所、有官有位ものは用ゆる不得、自注、朱氏談綺、寬永十二年九月、天龍洞叔、東福堂陰、及玉峯西堂蒙命赴對州、以明年朝鮮三使來聘之故也、權客便覽、

○按するに、前書によるに、この書天龍洞叔を加へしは誤りなり、寬永十二年、朝鮮付調興送使于義成君、付立方送使于以酌庵了、本州編略略、○按するに、これ柳川調興等流刑に處せらるゝにより、この年十一月對馬守義成より、朝鮮に返せし、この送使船なり、

寬永十三丙子年十二月八日、碩學堂陰長長老、玉峯璘西堂御禮申上、僧錄登城御前の被爲召、御直に朝鮮之儀被仰出候、芝金地院由緒書、○按するに、この書以下輪能はす、た、見る所に從て一二を擧るのみ、番を命せらるゝの事等なれども、具にする

寬永十九壬午年八月廿七日、使東福寺僧丹長老、建仁寺僧江長老、江長老は丹長老は日長老、白雲西堂、赴對州、爲異域書翰之役也、東武編年要錄、

承應元壬辰年七月廿四日、建仁寺之澤長老、天澤寺之僧按するに、天龍西堂兩僧者、對州に在闕し、朝鮮國之公事裁判之役被仰付、是金地院申渡す、寬明日記、

萬治三庚子年四月晦日、朝鮮國書簡之役、憲西堂、慶明錄、瞻西堂、金地院連々申上に付被仰付之、最前より彼者、按するに、役者四人雖有之、老後又は病氣に付而也、寬文二壬寅年八月七日、

足利學 校

右者、朝鮮國の書替被仰付之、以上、柳營日次記○按するに、應に在いて、和文を漢文に書替て、かの國に遣はすをいふなるへし、されども足利學校の事、他に所見なし、天和三癸亥年二月十五日

天龍寺 充 長 院

同 東福寺 鶴 長 老  
同 建仁寺 璋 西 堂  
右三人、朝鮮國書簡被仰付之、碩學料被下御禮なり、萬天日錄、

寬永七庚寅年四月廿二日申渡、  
東福寺 松隱棟長老

來年秋中來聘之朝鮮信使同伴、書役加番相勤候様可申渡旨、建仁寺雲壑集長老は、當年より對州へ罷越、彼院に罷在候に付不及申渡、御日記、  
享保三戊戌年三月

對州書役當番 天龍寺眞乘院月心湛長老  
同加番 東福寺即宗院石霜菖長老  
柳營秘鑑 脫漏、雜話燭談

通航一覽卷之三十一終

通航一覽卷之三十一

朝鮮國部七

○宗氏通信使伺并掛合 從元和度 至明曆度

按するに、この條は、かの國と和親再興の後、慶長十二年はしめて、信使來聘ありしより以降、至親の事になりたりては必ず宗氏より信使の事を伺ひて、かれに通達する例なり、されども彼或はたやすく承諾せざるあれば、しばしば書簡往復に及びて、來聘の期を定むるなり、その報聘及び、かの國慶弔等の事は、宗氏より奉書等を遣すのみ、その事は各自下條にいたす、

慶長十九甲寅年、宗對馬守義智東照宮の鈞命により、朝鮮國に通信使の事を達せしに、彼輒く肯はず、翌元和元乙卯年正月義智卒し、嫡子義成襲封ありて、同年七月使書を遣はし、猶其事をはかり、かつ阪役御勝利の事を傳説し、しばしば往復ありて、同二丙辰年十二月事遂に成る、同三丁巳年八月、信使來聘あり、

慶長十九年甲寅、義智公奉東照君之命、遣使於朝鮮請通信使之來聘也、蓋令賀平定大坂而邦内一統也、韓錄、

慶長十九年、公按するに、對馬守義神君の命を承り、朝鮮に信使を請ふ、今年神君台德君大坂を攻、公州兵

を率し、筑紫の諸將と同じく大坂に赴、十二月廿一日兵庫に着、是より先、十九日神君豊臣君と和睦、執政本多上野介筑紫諸將に命して歸國せしむ、公も歸國、津島記略、  
慶長十九年、我州神君の命を以て通信使を朝鮮にもとむ、禮曹參議金闔、公に復せし書あり、左に記す、

朝鮮國禮曹參議金闔、奉復日本國對馬州太守平公足下、遠書鼎來憑認體履、冲迪披豁兼慰、仍番示意、又以信使爲言、此乃前日報書、按するに、この報已盡一二者、而足下尙不覺察、私竊怪歎、貴島之歲遣船額、及約條章程亦皆稟行於天朝、此外絲毫之事、本國不敢自由、想足下所詳者也、今之遣使日本、非但於義有乖、實無所據、既不可稟報於天朝、又不可不待天命而輕忽擅使、何足下罔念乎此、而乃復妄發耶、事苟可行則自當就將、若或違越規例者、雖簡牘盈函無益而徒煩、切願足下萬分體諒、絕勿更言、足下居兩國之間、凡遇事機、務期永篤誠款、終始彌縫、毋負朝廷之德意、幸甚幸甚、餘祈珍衛、統希盛照、不宣、萬曆四十二年十一月日、

和文

遠く書教を承はる、また信使を以ていふことをなせり、是前日の報書既に是を盡して、足下猶いまた覺察せざるに似たり、貴島の歲船及び約條等のこと、皆是を天朝に稟して、其事を施行せしなり、此外絲毫の事といへども、本國の敢てみづから擅にすることあたはざる、是皆足下の詳にしれる所なり、今此使を日本に遣るのことは、義に於て當らざるのみに非ず、また誠に據なきものなり、これ既に天朝に稟すべからずして、また天朝の命令を待たずして、自ら擅にすべからざるものなり、足下いかむそ、妄に此言を發するや、その事もし行ふべからずして、また例式に違ふものに至りては、是を請ふのやむことなしといふことも、終にまた益なからむのみ、足下宜く此意を體し、またいふことなかるべし、凡兩國間の事専ら誠實を盡して、其間に周旋し、始終朝廷の德意に背くことなかるべし、後水尾院御宇、元和元年乙卯、明の萬曆四十二年、朝鮮光海七年、從是さき甲寅年、按するに、慶長十九年なり、神君の命を以て、萬松院公按するに、義智、通信使の事を彼國に請れしかども、彼國禮曹參議金閔をして、書を復し此事を難しけり、此年正月初三、萬松院公相館あり、按するに、對馬守義成なす、頓て上京、兩御所に被謁襲封事畢り、秋七月歸州なり、井出彌六左衛門をして、再び通信使の事を彼國へ求められしなり、此年十月禮曹參議書を復せり、其書左に記す、

朝鮮國禮曹參議柳潤奉復日本國對馬州太守平公足下、橋使之來按するに、井出彌六、獲承遠信、憑悉珍衛慰浣良多、第審書中、縷縷專以要請信使爲懇、玆乃日前明告於貴島、而先太守之在世、實所省會者也、足下當繼志嗣事之日、遽復提起此款、殆或未之思乎、日本之有慶弔、我國未嘗遣使、今反以請意甚薄、則無乃謬歟、我國前因貴島投款、稟請天朝許開釜市海上、約條悉聽天朝裁定遵奉、惟謹、此外絲毫之事、本國不敢有所擅便、況此信使之遣、其可不請於天朝而徑許貴島哉、事非常例、恐難輕議、願足下恪循成規益篤不怠、毋負朝廷終始綏懷之德意幸甚、統希盛諒、不宣、

和文

橋使來り、仍て書意を審にせり、請ふ所信使の事、先太守在世の時、詳かに貴島に告たり、夫日本の慶弔によつて、我國使を遣るの事いまた其例非ず、今却て我をして信使を通せしめむともむ、其意甚薄し、恐らくはあやまりとすべし、且以前貴島誠意を致すを以て、我國是を天朝にもふし、市を釜山に開く事を許せり、凡約條の事いづれか天朝の裁定に非ずと云ふことなし、今此信使を遣るの事、是を天朝にもふさずして、擅に貴島に許す事を得へけんや、事常例に非ず、恐らくは輕しく議定し難からむ、願くは足下成規にしたか

ひ、朝廷終始の德意に背く事なけれ、

此年十一月公、再び書を禮曹に送り通信を請れし略に、吾殿下至今不忘往年信使之誇光、自前強請、而今貴曹非但不許、加之、以貴示、事非常例、恐難輕議云、如是縷縷之意達於殿下、則僕之罪甚過速、故閉口不洩、與橋智正謁望、伏願俯諒陋島事勢謁望、特一遭遣使、刷還擒人以安生靈、是不謂兩全乎、今日再次告急、賜德意以敦東恩、不勝幸甚と有て、井手彌六左衛門を使とし、頻に此書を請れたり、翌丙辰年通信使の事、始て決せしなり、以上、朝鮮通交大紀、慶長十九年東照大君、對馬守義智をめし、大坂平定域内統一するの賀儀として、朝鮮より信使來聘せしむべきの旨を命し給ふ、其旨を申遣はす所に、彼國例なきを以て峻拒すといへども、上命嚴急なる故に、使書の往來數度に及び、元和三年丁巳年三使をして、國書を持來らしむ、隣交始末物語解、元和二年丙辰四月、東照神君薨御、依之、義成君到江戸、拜謁台徳大君、且先義智君所承信使之事啓聞之、因以可報信使來聘之事于朝鮮之由有仰、即被任侍從、自是號從四位下行侍從兼對馬守平義成朝臣、

本州編略、

元和二年、明の萬曆四十四年四月禮曹參議李瑗、公に復せし書あり、左に記す、

朝鮮國禮曹參議李瑗、奉復日本國對馬州太守平公足下、橋使再來書問鼎至、憑審珍衛慰浣良多、滿紙辭意罄吐備曲、要乞信使、足見貴島誠款、日本之勦滅大坂固出於爭戰、實非爲我國報怨、而或者天誘其衷假手致此、則我國嘉其蕩掃之績、遣使報喜亦是一道、况貴島居中行事、情勢之逼切、朝廷槩已領會、但我國於天朝大小機務無不稟報、故上年冬間、曾以貴島請使之意、委咨鎮江遊擊鎮府矣、昨蒙總督軍門送稟鎮江轉咨來到、乃以勿遣信使其狡計爲言、此則天朝戒飭我國者也、第念貴島之懇祈至此、今日之事理宜熟講、往年日本右府委送書來、固要通使我國、因此具稟天朝、乃有回答之禮矣、玆者日本若違前例通書致款、則朝廷當即依例據實稟請天朝、而信使之遣、隣好之修、庶速就完、幸望貴島詳諒、體行餘冀勉旃、不宣、

和文

橋使再び來る、信使を請ふの事貴島の誠意を見つへし、但日本の大

坂を討滅する。實に其國を争ひ相戦ふの事にして、我國の爲に怨を報するにあらず、しかもしくは、彼が罪惡の極まり天理に背けるを以て、手を此人に假て、是を誅滅せしむるなるへし、是我國其功を嘉し、使をして是か慶をいたす、また其理なきに非ず、且貴島中間に在て爲に信使を請ふ、其情勢の其逼れる、朝廷既に是を察せり、然も我國大小の事、是を天朝に報知せずさいふことなし、故を以て、往年冬間貴島通信を請ふの意を以て、鎮江の遊擊府に告ぐ、頃總督軍門票を鎮江に送り、我に示して信使を遣りて、其奸計に墮る事なかれさいふをもつてす、是天朝我國に教へ誡しむるの意なり、但貴島の懇請かくのこし、今日の事また熟々講義せずんば有へからず、往年日本古府書を送りて、同じく使を通せん事を求む、我國よつて是を天朝にもふし、終に回答の禮有しなり、今もし日本よく前例のこさく書をなし、誠をいたさば、朝廷其事を天朝にもふし、前例によりて、信使を遣り隣好を修むべきのみ、幸に貴島此意を察し以て是に處すへし、

同年十二月、通信の事始てなれり、時に禮曹參議柳希亮我州に復せし書有、左に記す、  
朝鮮國禮曹參議柳希亮、奉復日本國對馬州太守平公足下、橋使之來獲承遠書、憑審體履、順迺遙慰不淺、貴島於通信一事、乞歎有年、足下今又申請克繼先志、朝廷嘉其誠悃、務盡綏懷之義、擬於明年春夏間差遣行人、仍奏天朝、勉副輸琛之懇、統惟盛諒、

餘希珍重、不宣、萬曆四十四年十二月日、  
和文

遠く書教を承る、貴島通信の事にはひて、是を請ふこと年を経たり、足下今また先志を繼ぎ専ら此事を求む、朝廷其誠意を嘉し、務てその請ふところにしたかひ、明年春夏の間にあつて、信使を遣し送ること、是を天朝に奏せり、幸に此意を察せむことを、以上朝鮮通交大紀、

寬永元甲子年、宗對馬守義成より、朝鮮國に大猷院殿御繼統の賀慶通信使の事を傳達し、この年十二來月聘あり、

寬永元甲子年、秀忠公天下を家光公へ御讓ましますよし、對馬より申遣す、朝鮮物語、

寬永十三丙子年、春前年宗義成に鈞命により、かの國禮曹等の輩と、昇平奉賀の信使來聘の事を沙汰し、この年十二月來聘あり、  
寬永十二乙亥年三月、宗對馬守は申ひらきこれある故、按ずるに、前文柳川豐前守訴訟の事に、代々勤め來候通、朝鮮往來の儀沙汰すへしと仰出さる、豊前守か私曲朝鮮へ申遣し、來年急度朝鮮の官使同道すへし、向後朝鮮より書簡には、日本大君と調へさしこすへし、御返簡は御代々之通、日本國とはかり可被

遊よし、御直に仰出さる、朝鮮聘考、

寬永十三丙子年三月對馬島主與朝鮮國東萊府使書  
按、明崇禎九年丙子、朝鮮國王李倬遣任統金世濂黃床來聘、以賀我國家昌平事、在我寬永十三年、而正是大猷廟時云、此其信使迎候書也、

日本國對馬州太守拾遺平義成、啓書朝鮮國東萊府使足下、孟正所勞報書披緘、就審貴國寧綏可嘉矣、茲蒙先大君薨後信使、久疎絶好音之日、按ずるに、この間脫文あるへし、今是爲宜、故遣使臣橋成供告焉、心緒奉陳禮曹紙面轉達莫忽、不宣、龍集丙子二月對馬州太守拾遺平義成、

又

日本國對馬州太守拾遺平義成、奉書朝鮮國禮曹大人閣下、月正所賜答書、按ずるに、この答書今所見なし、主復爲、惻曼曼茲語震良清適、幸嚮我大君受禪之日、雖俾顯使來賀、先大君薨後、倍加泰平有年于茲矣、共仰徹事于貴聞、今又盛价臨海以修舊好、則克通千里之命、益互萬年之基、斯時之然素綏忱抱、摠希怨亮、維時愼愛、不宣、龍輯丙子二月日、對馬州太守拾遺平義成、

朝鮮國禮曹復對馬島主書、

朝鮮國禮曹、議鄭弘溟、奉復日本國對馬州太守平公閣下、續接惠翰其認眷意、仍惟、邇間所浚平順感慰之懷有倍常、素自兩國通好雖信義已孚、而至於使价之行、必待貴國書契、委請而往、今承來示、貴大君嗣位以來國內平泰、望我隣好之誼、申致修聘之禮、此意良勤、茲已啓稟將差專使起去、貴島預飭過海諸具見待爲幸、統惟鑑諒、不宣、崇禎九年三月日、禮曹參議鄭弘溟、

對馬島主與朝鮮國禮曹書

日本國對馬州太守拾遺平義成、致書朝鮮國禮曹大人閣下、信使下碇致禮一件、先差一使啓稟本邦執事、執事遽然奉奏、維時當于季秋初冬、必可迎待之旨亦復告來、絲是再俾使煩聒矣、區々曲折嚮已通達於東萊府使、想夫該曹洞照焉、不佞述職東武、近聞須歸鄉、而以遣一价督星棹船路、蜩積詞不整意、伏布下鑑、不宣、丙子六月日、日本國對馬州太守拾遺平義成、

朝鮮國禮曹復對馬島主書、

朝鮮國禮曹參議金南重、奉復日本國對馬州太守平公閣下、遠辱惠札、續探使事、盛意可掬、信便今已辭

朝、想不遠貽勤館護尤自跋荷、餘冀自玉、不宣、崇禎九年八月日、朝鮮國禮曹參議金南重、

又東萊府使復對馬島主書、

朝鮮國東萊府使鄭良弼、奉復日本國對馬州太守平公閣下、爲侯使行續委任書、厚義藹然、今此信使以秩高望重之人極擇差送、朝議所以重兩國之好也、行李已發海口、想不日當到貴島、惟冀清亮、崇禎九年九月日、朝鮮國東萊府使鄭良弼、以上、方策新編、寬永十三年十月廿八日、宗對馬守所々次飛脚被遣之、同時に大坂城番衆に奉書被遣之、所仰對州に之奉書可相届之旨也、或書載寬永日記、

寬永十八辛巳年八月、嚴有院殿御誕生により、朝鮮國信使聘禮の事、宗對馬守義成より仰を傳へ、かつ日光山にも詣拜あるへさむれ使書往復して、其來期を約す、寬永二十年七月來聘あり、

辛巳按するに、我寬永十八年なり、島會平義成貽書洪喜男、以爲大君年時四十年なり、始得一子、宜有賀使、日光山家康廟新柳社堂、家康爲魁藏滅秀吉頼方、和好誠信必有送物留迹、遣尹順之趙綱申濡通信、方策新編載日觀要攷、

躍、遙賀倍品來書即已轉達禮曹、則朝廷欲差一介以修賀儀、將見兩國信義自此益孚、良幸良幸、別錄菲薄、榮留爲幸、不宣、崇禎十五年三月日、朝鮮國東萊府使鄭致和、

對馬島主再復朝鮮國禮曹書

日本國對馬州太守拾遺平義成、奉再復朝鮮國禮曹大人閣下、差使回旋獲歸辱復、就審、治政日新、遐福天降、玆擗翹企、日域時勢他無異恒矣、貴國勞差端价、將以致吾大君掌珠之慶、慣華封之祝、厚增通信之好音、即轉達於公聰、則見深用感欣、其綢繆至誠、固是修睦悠遠之大幸、可以照量也、迎請超海時期、後必奉再命、當追嗣以啓稟、仍土宜簿略、莞入惟幸、書不盡言續垂恕諒、謹狀、寬永十九年壬午七月十一日、日本國對馬州太守拾遺平義成、

又復朝鮮國禮曹書

日本國對馬州太守拾遺平義成、奉復朝鮮國禮曹大人閣下、貴國逃傳聆日光靈廟經始亟成、來城懇諭、特矧宸奎之落紙、及諸位之佳什附寄回使、而著見不替之信、故善圖以奏報于上聽、其欣慶可以計也、想夫信使來幣之獻收靈塲哉、且頌堂社諸具亦快早

寬永十九壬午年、朝鮮國禮島復對馬島主書、按、明崇禎十六年癸未、朝鮮國王李倬遣尹順趙綱申濡來聘、以賀世子之誕兼聘儲君、自注、聘儲君事實始于此、在我寬永二十年、而亦我大猷廟時云、其信使迎送書牘並載于此、

朝鮮國禮曹參議趙緝韓、奉復日本國對馬州太守平公閣下、春潮帶信華問遠至、就審、天錫純祐、國有弄璋之慶、相好之間曷任欣喜、一介專賀以敦修睦之義、雖無前例情禮似然、未知左右以爲如何、幸諒示、天時向和、惟冀、與居益相、薄儀錄在別紙、莞入爲幸、不宣、崇禎十五年二月日、朝鮮國禮曹參議趙緝韓、

又

朝鮮國禮曹參議趙緝韓、奉書日本國對馬州太守平公閣下、獲承抵象官處別示、貴國增新道場、大闡日光之勝、奉先追遠之孝可以感動、幽顯瞻聆所及孰不欣登、欲將微敬表遠意、未知如何幸按するに、この問崇禎十五年二月日、朝鮮國禮曹參議趙緝韓、

又東萊府使復對馬島主書

朝鮮國東萊府使鄭致和、奉復日本國對馬州太守平公閣下、使至獲接惠翰、仍審、貴國慶叶熊夢歡騰雀

鑄成以宜差送焉、餘懷千萬在槎使平成倫口布而已、摠惟炳原若序自玉、寬永十九年壬午七月十一日、日本國對馬州太守拾遺平義成、

又再答朝鮮國東萊府使書

日本國對馬州太守拾遺平義成、再答朝鮮國東萊釜山兩公閣下、嚮使還開示報、就認、官履勝適慰謝曷既、信使來臨、且日光堂具之萬般、委悉于貴曹書詞暨差使舌上、乞速轉啓、以全彼此之始終、歸朝在近、餘容須嗣後翼、仍別楮簿物聊旌遠誠、恐劇不贅、寬永十九年壬午八月十一日、日本國對馬州太守拾遺平義成、

又

日本國對馬州太守拾遺平義成、啓達朝鮮國東萊釜山兩公閣下、爰呈短札以告歸粉、此間復書亟達、珍誦罔措、就承、日光廟具快早大成、深增欣慰、仍信使超溟之期、近日必有示諭、不移時日宜以啓稟、前件情由吐露南宮則爲幸、不宣、寬永十九年壬午日、按するに、月を脱せしなり、日本國對馬州太守拾遺平義成、

又

日本國對馬州太守拾遺平義成、啓告朝鮮國東萊府



使閣下、今月十九日東武之跣足來到曰、貴國之信使來歲三月中下旬頃、當以超海、故先爲漏此意、茲差飛船、次呈短牘、伏乞轉達禮曹、萬般情由後必悉差平成幸之日而已、只此草々、寬永十九年壬午臘月念日、日本國對馬州太守拾遺平義成、

又與朝鮮國禮曹書

日本國對馬州太守拾遺平義成、奉書朝鮮國禮曹大人閣下、緬承、國內平泰嘔喻倍常、吾邦亦不異他、蔓社共膺、仍審、今月十有九日東武來書曰、願价超溟來歲三月天時動和、此節惟幸矣、貴國先欲差渡信使以修弄璋之慶、今攸指示何敢爽也、故伸此情即以報答、其三月中下旬之交、必斯解纜、乞勿遲延、猶聆發行之日、將差跣足轉啓、而已彼此鄙臆別諭譯官、想已吐露後、必爲槎使之引從俾平成幸差遣、餘蘊容藤智繩舌頭、是故書不盡意、冀祝揆序益珍、不宣、寬永十九年壬午臘月廿六日、日本國對馬州太守拾遺平義成、

同二十癸未年朝鮮國禮曹復對馬島主書

朝鮮國禮曹參議閔應亨、奉復日本國對馬州太守平公閣下、芳域與春偕至、仍想、迓新増社慰賀倍常、信

使之送、謹依盛教啓稟施行、治行雖似忙遽、厚意勤懇豈敢忽乎、信使即已選差定、二月三十日發京、三月十五日開船下海黃州、據此斟酌、便爲接應幸甚、姑先備復、統崇照、不宣、崇禎十六年正月日、朝鮮國禮曹參議閔應亨、

對馬島主與朝鮮國東萊府使書

日本國對馬州太守拾遺平義成、啓達朝鮮國東萊府主閣下、嚮奉信使之行、先漏東武示意告將飛緘、想必轉達、來歲三月天時動和逾海惟幸矣、生蒙其示諭、茲即報答曰、朝鮮先欲差渡願使以修熊夢之慶、而請我以日時之指計、今也其期豈有敢爽云々、僉雅周旋圖力以勿遲延、猶聆發程之日、將差疾足轉啓東武、慶禮之後、尚价當必參詣日光、彼此曲折更冀洞徹禮曹、餘蘊都附藤智繩口伸、故書不盡意、統希情照、不宣、寬永十九年壬午臘月廿六日、日本國對馬州太守拾遺平義成、

又

日本國對馬州太守拾遺平義成、啓達朝鮮國東萊府主閣下、革故鼎新、候氣和煦、緬惟動定迪吉、仍就顯使之行、徂冬如伸書面、到抄春中下旬、攸希必以發

程重徹部下、過傳報答、即以奏達東武、左右曲折情實諭藤智繩倭館司、是故不盡縷縷、後必差遣第一使船以表復端、祝釐之次詳附槎使、以說萬乙、不宣、寬永二十年癸未正月日、日本國對馬州太守拾遺平義成、

又與朝鮮國禮曹書

日本國對馬州太守拾遺平義成、奉書朝鮮國禮曹大人閣下、爰差歲船緬致候問、徂冬槎使渡海指期以季春、然未承報答、跂予望之、仍申釜山令公、古來主幹本邦諸凡之事、膺周旋圖力之選、今也竊聞、緩緩疎意、是以洞徹、急擇傑出之仁、改替任于釜使、此誠貴域之慶而修睦之福也、孰只以恒式豈茲容啓稟乎、信使俶裝、想其冗瑣、故無思慮以煩貴聞、猶期嗣布、此弗多及、不宣、寬永二十年癸未正月十六日、日本國對馬州太守拾遺平義成、

又

日本國對馬州太守拾遺平義成、謹再啓朝鮮國禮曹大人閣下、崑使超海之時、宜窮臘已既告報、今茲獲審四亟圭復、感荷以此示諭、速奏聞于東武幸甚、勿違涓吉、先期爲迎請信使差平成幸、區々情由在槎使

開陳、故留筆舌、謹惟丙亮、不宣、寬永二十年癸未二月日、日本國對馬州太守拾遺平義成、

又再與朝鮮國東萊府使書

日本國對馬州太守拾遺平義成、再達朝鮮國東萊府使閣下、頃日獲披閱禮曹復誨、爲迎請信使差遣平成幸、請匪勉圖力以過海莫敢忽焉、餘悉詳先書、故不觀縷、統惟洞照、不宣、寬永二十年癸未二月日、日本國對馬州太守拾遺平義成、以上方策新編、

承應二甲午年冬、御代替りの慶安四年六月、通信あるへきむね、宗對馬守義成より朝鮮國に達し、承應三年往復の書に、舊冬の報書云々あるまた日光山參拜の事等を約定す、明曆元年十月來聘あり

承應三甲午年、宗對馬守殿より、明年朝鮮國信使來聘可仕旨、被相伺候處、御老中方御相談に、當年西國洪水にて、所々損亡の地も多く見苦敷候間、異國のものに見せ候儀、いか、に可有之、暫延引可然哉との儀に候處、中將様按するに、松平肥後守正之をさす御聞被成、天災流行何れの國とても、なきことにあるへからず候、異域より御代替を祝し、遙々山を越波を凌ぎ來聘いたし候儀、我國の美事に候、水災一通の儀を以、

被差延候には及間敷よし被仰候て、其通御評議相變し、明年來聘の筈に相成候、予こせのまつ、○按するに、承應元年とせしは誤りなり、

承應三年對馬島主與朝鮮國禮曹書

按、乙未歲<sup>清太祖順治十二年</sup>、朝鮮國王李洪道遣趙珩俞場南龍翼來聘、以賀嚴有廟繼立、事在我明曆元年云、此其迎候信使書也、

日本國臣從四品侍從對馬州太守平義成、致書朝鮮國禮曹參判大人閣下、一葦航海兩地通潮、爰視舊冬報書、得聞貴國昇平、歡欣殊甚、本邦亦無它、莫勞緬懷、就審、信使來聘可以賀我貴大君承繼前烈平治闔國、而豫被問其期也、懇欸之至可謂鄭重也、比及明年仲秋上旬、要須信使來達東武也、然則其俶裝、宜計量海陸路程、以被膏車艤舟、而已我儕自去歲祇役于東武、頃間既賜暇、邇日馬首西歸、早到州可再陳之、菲物件々聊表微忱、笑納惟幸、不宣、承應三年甲午孟夏日、對馬州太守平義成、

又

日本國臣從四品侍從對馬州太守平義成、贈書朝鮮國禮曹參議大人閣下、舊冬被寄回簡、頃日達于東

武、展封以知貴邦無爲、欣幸欣幸、本國亦彌致昌平、宜安遐想、且承、信使渡海可慶我貴大君繼志述事統御郡國、而被問來聘之期、其隣好之厚可以嘉焉、所待明年八月上浣到東武而可也、然則不違此期、豫算舟軍之行程、可以被出旆于貴地也、我今既賜官暇將歸馬島、到州之日可告報焉、薄儀數事聊抒寸丹、莞爾幸甚、不宣、承應三年甲午孟夏日、對馬州太守平義成、

又與東萊釜山兩令書

日本國對馬州太守平義成、奉書朝鮮國東萊釜山兩令公足下、舊冬回教具遂鄙見、獲聞貴邦之清寧、甚慶甚慶、因達信使踰海之期、來歲八月初旬到着于東武則宜乎、故今差遣平成政以指示焉、且又譯官一員、今年九月十月之交渡來于陋邦、翹足埃之、此情由信使在吾貴大君前聘禮之端倪、悉可面稟、必勿違時日矣、觀縷審該曹之書牘而已、不腆土宜、錄在別楮希莞納、不宣、承應三年甲午六月日、對馬州太守平義成、

又與朝鮮國禮曹書

日本國對馬州太守平義成、奉書朝鮮國禮曹參判閣

下、潦水既盡、曉霜始降、恭惟、貴國安康易勝欣躍、本邦亦無異於是、不佞終職于東武、以故賜官暇不日而催歸裝、旅驛無恙、九月旦到着敝邦、莫勞緬懷、先是差一价、以告諭信使超海之期、來歲八月初旬到東武則可也、算其日程、肅消良辰、可發轉舟車于貴域、兼又譯官一員來于陋島、刮目相埃、必莫違所諭時日矣、意緒萬般書不罄言、薄儀敝產、錄在別帖、笑領多幸、伏冀電察、不宣、承應三年甲午九月日、對馬州太守平義成、

又

日本國對馬州太守平義成、奉書朝鮮國禮曹參議大人閣下、菊殘傲霜、葉落歸本、緬惟、上國平寧以致寬裕之祝、本邦安謐勿勞遐想之情、吾生久在東武脩公務、頃者賜休暇、而海陸無異、九月朔歸采邑矣、今進一价、再告信使超海之期、如前論來歲八月上浣可到着于江府、算其日程解纜可也、兼稟譯官一員、邇日待其來、莫遲延、餘付槎使三寸而已、菲薄方物載在別幅、晒領所庶幾也、不宣、承應三年九月日、對馬州太守平義成、

又與東萊釜山兩令書

日本國對馬州太守平義成、奉書朝鮮國東萊釜山兩令公足下、承聞、僉雅動止萬福多幸、吾輩去歲已往祇役于江武、爾來因賜官暇得歸陋邦、故今遣平成與再告來歲信使渡來之期、莫怠慢、諸般審該曹之寸毫者也、不腆土宜聊表微忱、更乞莞納、不宣、承應三年甲午九月日、對馬州太守平義成、

明曆元乙未年又復朝鮮國禮曹書

日本國對馬州太守平義成、奉復朝鮮國禮曹參判閣下、徂冬勞譯官而惠翰、就審、貴國安寧、本邦惟同、自他欣幸、吾儕今已在陋島、休暇累月于茲、莫煩遐想、且又達信使踰海之期、今歲五月下旬到著于敝邑、則共促俶裝、擁護行旆經過船車之日程、而及八月上浣入東武者必矣、不違舊例、拜得日光之靈祠可也、然則、秋冬之交、宜解歸纜、潮平風正、何敢能波神英烈之怒、時哉時哉、珍貺多色無由謝焉、聊致芹儀、以表回忱、伏希晒納、餘悉付二使舌頭而已、統惟亮察、不宣、承應四年未正月日、對馬州太守平義成、

又

日本國對馬州太守平義成、奉書朝鮮國禮曹參判閣下、時維三月、處處花飛、胡蝶駭去、杜鵑聽稀、伏承、

貴邦安泰、本州同歸、去歲領信使超溟兼諾之回翰、於是日轉達東武、而以開台聽入觀之期、莫違于前諭之時日、其嚴命惟重矣、且達今茲遣平成扶掌館職、這箇情由對譯官兩使亦面稟焉、後來兩國修交之件、與此小吏一彼此於胸臆、則爲幸矣、仍非焉敵產、錄在前楮、伏冀采納、餘總悉槎使口布、爲國順序自當、不宣、承應四年未三月日、對馬州太守平義成、

又與朝鮮國東萊釜山兩令書

日本國對馬州太守平義成、奉書朝鮮國東萊釜山兩令公足下、緬惟、清履佳裕欣慰欣慰、信使到著于東武之答書、奏稟台前、來期必無違則可也、且又平成扶任兩國通用之職、譯官歸帆之日、吐露此情委悉口陳者察焉、諸般在禮曹之尺牘、不借管城子之舌頭、仍薄物土宜、聊旌微忱、晒納所庶幾也、統丐照亮、不宣、承應四年未三月日、對馬州太守平義成、

又與朝鮮國禮曹書

日本國對馬州太守平義成、奉書朝鮮國禮曹參判閣下、時維知四月春、緬懷安石入薈薇洞、迫重午節、猶祖壘山賦菖蒲奇、伏惟、朝鮮遍施朝廷之恩光、日本永屬日照之和氣、兩國修好千里同風、承聞、信使五

月下旬欲到着敵邑、邇日促俶裝、倭館卑僚傳達焉、以故今遣平成連以邀迎矣、萬縷啓申參判大人之短牘而已、其打白壁之雙談、無違黃金之一諾則多幸、仍獻薄產、聊表芹誠、伏乞賢察、不宣、承應四年未四月日、對馬州太守平義成、

又與朝鮮國東萊釜山兩令書

日本國對馬州太守平義成、奉書朝鮮國東萊釜山兩令公足下、韶景唯遷、孟夏漸熱、緬惟、履況佳裕慶拊慶拊、仄聞、信使周旋今月下澗、發輪於貴國中華地、越不日而奏稟于東武、今又平成連艦舟以送、仍薄言菲禮、惟冀芥留之幸也、餘在一介之舌頭、不敢煩管城子、順時保重、不宣、承應四年未四月日、對馬州太守平義成、以上、方策新編、

通航一覽卷之三十一 終

通航一覽卷之三十一

朝鮮國部八

○宗氏通信使伺并掛合

從天和度至寬延度

天和元辛酉年、宗對馬守義真伺のことく、御代替により朝鮮國信使、是より以降、信使來聘はすべて御代替によれるなれば、別に本文に掲げず、明年秋來聘あるへしと命せらる、よて義真よりかの國禮曹等の輩と、互に書簡を通してその事を議定す、明年八月、

天和元辛酉年、秋宗對馬守言上して云、先例御代替

り之節、朝鮮人來朝す、此度も來朝申付へきの由と

云々、即對馬守に歸國の御暇被下、來年八九月の頃、

朝鮮人同道參勤付るへきの旨被仰出、天和二年朝鮮來朝記

天和元辛酉年五月廿三日、宗對馬守義真を召て、朝鮮信

使來年の秋來聘すへしといふ事を命せらる、天和元朝鮮買

天日録、但し、萬天日録には、老中御仰渡之とあり、

天和元辛酉年十二月、朝鮮禮曹參判參議兩通の書簡、宗

對馬守より傳達す、先例之通り彌來聘すへきの儀

なり、朝鮮聘考、

天和元年對馬島主與朝鮮國禮曹書

按、壬戌歲清康熙二十一年、朝鮮國王李焯、遣尹趾完李彥綱朴慶俊來聘、以賀常憲廟繼立、兼聘儲君云、事在我天和二年、此其信使迎候書也、

日本國對馬州太守拾遺平義真、奉書朝鮮國禮曹大

人閣下、節屆流金、遙惟、貴國康寧、欣慰良多、本邦

清治莫涉遐想、吾貴大君、統承國家輝騰先烈、須隨

舊例遠勞盛使、致幣禮賀修繼好儀也、然則、來歲七

八月之交、到著乎東武、梯航計日要勿違時矣、今之

大君、既有儲君在、共加慶禮可也、仍差遣正官藤一

政、都船主藤盛次報知焉、土品別箋、庸愧微薄、莞留

幸甚、更惟、若序自玉、統希盛亮、不宣、延寶九年辛酉

六月日、對馬州太守拾遺平義真、

朝鮮國禮曹復對馬島主書

朝鮮國禮曹參議尹摺、奉復日本國對馬州太守平公

閣下、獲奉槎使惠書、仍審動靜、珍慈良用慰、况聞貴

大君克紹前烈、且有令嗣、其在交好、曷勝忻賀、信遣

當依來示、盛覲謹領厚意、薄具仍伴回城、肅此、不宣、

辛酉九月日禮曹參議尹摺、

天和二年、對馬島主與朝鮮國禮曹書

日本國對馬州太守拾遺平義真、奉書朝鮮國禮曹參

判大人閣下、惠風和暢、緬惟、貴國一清一寧、俵望良深、本邦同文同軌、遐念勿勞、先報前使來聘之事、可謂舊交之不遺誠信之所厚也、仍遣正官平真幸、副官平成尙、都船主藤成清迎候聘使、要且四月發船於貴國、而五月解纜於敵州、須促俶裝莫違其期、區々之情附在价介、不腆土宜聊表微忱、莞留爲幸、統希崇亮、不宣、天和二年壬戌三月日、對馬州太守拾遺平義真、

又

日本國對馬州太守拾遺平義真、奉書朝鮮國禮曹參議大人閣下、律調姑洗、緬惟、貴國至治、本邦無異、天所祐也、時豈偶然、特煩盛价將修鄰好者、已審示諭、高誼之敦可見而已、今爲迎護聘使、遣於正官平真幸、副官平成尙、都船主藤成清、要且四月起行施於貴國、五月揚征帆於敵州、巧當算日不寬作程、書不罄言、總附使說、仍具菲品、晒領爲望、并冀賢察、不宣、天和二年壬戌三月日、對馬州太守拾遺平義真、

又與朝鮮東萊釜山兩令書

日本國對馬州太守拾遺平義真、啓書朝鮮國東萊釜山兩令公閣下、季春想惟、僉雅鼎舊迪吉、不任馳情、

茲差正官平真幸、副官平成尙、都船主藤成清、預迎聘使令考行程、道遠期近、仲夏欲舉碇于敵州、則來月在發軔于貴國、仍呈書禮曹以告此、事速巧轉達、別幅薄物用表遠誠、察留惟幸、不宣、天和二年壬戌三月日、對馬州太守拾遺平義真、

又與朝鮮國禮曹書

日本國對馬州太守拾遺平義真、奉書朝鮮國禮曹參議大人閣下、緬惟、貴國修隣睦之儀、本邦期聘禮之盛、乃差价迎星使、別遣裁判不成次而辨兩國交際之事、與之胥議須通信矣、土宜雖輕錄在別幅、愧報益深、巧勿叱擲、肅此、不宣、天和二年壬戌三月日、對馬州太守拾遺平義真、

又與朝鮮國東萊釜山兩令書

日本國對馬州太守拾遺平義真、啓書朝鮮國東萊釜山兩令閣下、爰惟、兩國以善而隣交誼依舊、矧令聘使表信義、來期殆近、迎价速發、別差裁判不成次要辨彼此、覲縷覆于南宮、此不多及、菲具別錄、笑納多幸、不宣、天和二年壬戌三月日、對馬州太守拾遺平義真、

又與朝鮮國東萊府使書

日本國對馬州太守拾遺平義真、啓書朝鮮國東萊府使公閣下、時屆清和、遐惟、貴國肅靜、本邦同條、慰係交至、聘使來期相迫、先馳親臣而迎候矣、去歲已蒙鼎諾、聘使差遣當依來示、故四月啓行、五月超溟、既爲行期以聞東都、水陸各站筭日支持、貴大君法令森嚴、言有信、行有篤、若違前期、遲々成滯、則不克始、豈可克終、不佞深思之耳、且五六月之際、海波必穩、帆楫自安、至七八月、則陰風怒號、槎竿嘯空、中流蕩漾、潮汐難測、跋涉勞至資護爭禁、想夫、船行無如六月之便、彼此一智啓達南宮、勿緩爲望、統希炳亮、不宣、天和二年壬戌四月日、對馬州太守拾遺平義真、

朝鮮國禮曹與對馬島主書

朝鮮國禮曹參議尹嘉靖、奉書日本國對馬州太守平公閣下、逖惟、長夏對時、珍相慰係交至、朝廷爲賀貴國之新大君嗣位之慶、專价奉幣、此係善隣修好之儀、願諒奉至意、勉輸心力、將護海路往還以時、幸甚幸甚、表菲儀、並希莞領、不宣、壬戌年五月日、朝鮮國禮曹參議尹嘉靖、方策新編、

寶永六己丑年四月、宗對馬守義方に朝鮮信使來聘の命あり、明年にいたりてその期月を定められ、かつ有

章院殿に禮物の事、及び執政の輩に、かの禮曹よりの通書をこゝめられん事等を命せらる、義方これ等の事を通達せしに、東萊府使等はしめ肯はさりしか途に果す、正徳元年十一月來聘す

寶永六己丑年四月

朝鮮來聘之儀被仰渡

同七庚寅年三月十五日

宗 對馬守

朝鮮人來聘時節  
爲何差上之

宗對馬守使者  
杉村 采女 以上柳營  
日記

寶永七年三月廿六日、朝鮮人來朝時節伺、

時服二 羽織

宗對馬守使者  
杉村 采女 文露義、  
に、の書御暇の  
事を脱せしなり、

寶永六己丑年大樹君、命對馬州太守而有朝鮮使來聘之事、翌年庚寅四月、對馬太守以書通彼國、日本國對馬州太守拾遺義方、奉書朝鮮國禮曹參判大人閣下、節屆朱明、貴國安寧、本邦亦其揆一也、共樂悠久、吾大君繼受寶命、安和邦家、盛使來聘之期、來歲五月發貴國、而七八月之交到着東武、跋涉計日要勿違時、差遣平真連、都船主平守經報知焉、聊

具薄儀、以表遠誠、更祈爲國若序自嗇、統希盛亮、肅此、不備、

寶永七庚寅四月日

朝鮮國禮曹參判洪萬朝、奉復日本國對馬州太守拾遺平公閣下、辱惠書、喻以貴大君克紹前烈、安緝邦家、要我信使修舊好、茲乃善隣之至意也、欣感曷已、行期遲速聊不如示、珍貺謹領、薄儀表忱、統希照亮、不備、

庚寅四月日

禮曹參判洪萬朝

琉球紀事、○按七月廿あり、是なるへし、

寶永七年巡見使に答ふへき箇條書中、

一、信使者、來年何月頃被致來聘候哉と御尋之節、時節之儀相窺候處、來年秋中可致同道旨、被仰出候、

一、此度者、日光に被致參詣候哉與御尋之節、相窺候處、不及參詣由、被仰出候、

一、若君様にも御禮申上候哉と御尋之節、相伺候處、御禮并進上物に不及由、被仰出候、

一、御手船之員數御尋被成候は、早船荷船飛船共に五十艘餘御座候、來年信使來朝に付、早船は爲造

替、大坂に指登置、當地に者纔殘居候旨可申上事、對藩政事問答、

正徳元年辛卯年四月廿四日、京都大坂對州に次飛脚遣之、但、對州に者朝鮮人來聘付而、御用之儀宗對馬守に、土屋相模守按するに、老より達之、御日記、

正徳元年儲君禮物執政禮曹通書、此度より停止の事、按するに、對馬、是を萊府に報せられたり、東萊府使李正臣我州に送りし書あり、左に記す、

朝鮮國東萊府使李正臣、奉書日本國對馬州太守拾遺平公閣下、緬惟、清和興居珍迪、近因使事、頻接音耗、良用慰沃、第貴差所言書禮請除事、竊以爲不然、蓋本朝於信使行、贈遺禮物於貴大君之胤子者、肇自壬午、伊時以新生爲賀、按するに、壬午は寛永十九年にし、而して、前年嚴有院殿御誕生なり、

示有禮物、則今何獨、以猶在襁褓時未定封爲辭耶、禮官之通書貴邦執政者、其來蓋久、有非今日所可遽廢也、通書始自丁未、按するに、慶長十二年なり、則己酉約條之

四年なり、慶長十年に、その事は、逮我遣答使禮官之有書者禮也、刷還事則特其附及而已、厥後雖無別事所附、每使輒有書禮、則其可謂我有求而爲之耶、夫交

鄰禮際幣物將意古道然也、今所停除雖無損於我、我所重者在禮、而貴邦之遽欲並廢其禮者、抑何意歟、大抵兩國之間、有事則必有辭命、茲事果是貴州受江戶指意者、則宜以文字通報、今欲變改故常、而曾無片牘之見及、唯來差口舌、是憑不用壬戌、按するに、壬戌は天和二年なり、嚴有院停奠時別草之前事、此在貴邦既有欠於審慎、我朝廷亦無可以徵信、茲用馳書奉問、望須明示江戶之指意、使兩國交際之禮靡有隳缺幸甚、使船當待回復以發、並宜諒之、統希崇照、不備、辛卯年四月日、是まで琉球紀事、踐好録同し、

和文

近頃使事によりて、頗に來教に接する事を得たり、但、貴价のいふ所、書禮を除くを請ふの事、切かにおもへらく然らず、本朝信使の時、禮物を貴大君の胤子に送るもの、壬午年より初まる、此さき新に生るゝを以て賀を致して、又禮物有さきは、今いかむそ、其年幼くしてまた封を定めざるを以て、其禮物を停めんことをもむへけんや、禮曹の書を、貴國執政に致すもの、其よりて來る事すてに久し、今日の變すへき所に非ざるものなり、其書を通ずるの事、丁未年より始まる時は、己酉約條の載るに不載と、又論すへき所に非ず、且兩國新に和を結ぶに當て、貴國先停口を還さる、よりて我國信使をして、其回答の禮を修めしむるに當て、禮曹の書を政府に致すものは是禮也、彼停廢を刷還するの事を載しものは、暫く是を

書し加へたりしのみ、其後事の求むべきなしといへども、信使の行有、こゝに必是に書を通せり、是求る所あるによりて、是をなすといふへけんや、交隣之間、幣物を以て意を致す、古へよりして然る事あり、今是を停めむことを求む、我に在て損する所なしといへども、我重んずる所は、其禮に在て、貴國の遽に其禮を廢せんことを欲するものは、果して何の意そや、又兩國の間、事あるときは必書契あり、今此事、貴州果して江戶の指意を受るものならば、宜く文字を以て之を通報すへし、今其舊式を改んご欲して、一字の書し及ぼさるるなく、但來差をして口からこれを傳へしむ、其壬戌年、嚴有院奠儀を停むるの時、別草を以て書し示さるゝの舊例を用ひず、是貴邦に在て、既審慎の義を欠く事あり、我朝廷亦以て據とする事なし、よりて爰に書を馳せ以て此意を告ぐ、宜く明かに江戶の指意を示し、兩國交際の禮をして缺る所なからしめば幸甚、信使船また回復を待て發し去しむへし、統て崇照をこひ願ふのみ、(朝鮮通交大紀)

正徳元年宗對馬守に之書簡、

朝鮮國禮曹參議吳命峻、奉書日本國對州太守拾遺平公閣下、緬惟、炎序興居增重、朝廷遇爲賀貴國新化彌光、專价奉幣停信修好、諒奉至意、勉輸心力、略表菲儀、並希莞領、不備、

辛卯年五月日

禮曹參議吳命峻

正徳元年府使李生之書、按するに、これ朝鮮通交大紀載する、東萊府使李正臣の書をい

ふな達東都、

從五位下彈正少弼藤原忠晴、奉書對馬州牧宗拾遺閣下、馬拾遺書、

本多彈正少弼藤原忠晴、奉書對馬州牧宗拾遺閣下、朝鮮來聘業已在近、想當不愆於素耳、先是、聘使之來、將禮物贈我儲闈、又使禮曹與我閣老書更相問遺、以致慇懃、去歲秋朝廷議以爲、此兩件不安於事體以妨事宜、是欲從今而廢之、乃使對州牧先達此意於彼、而彼國東萊府使李某移書對州以爲、兩件事行之已久、不可遽廢、遂不相肯、因州牧重請朝廷之旨、以故今不得不具事狀以報、寬永癸未之歲、嚴廟降誕、彼國遣使來賀之、朝鮮之有聘儲君、是其始也、及天和壬戌憲廟承統之三年、朝鮮來聘以賀嗣位、是時、有儲闈在西城、而信使詣闕拜謁、憲廟以儲副尙幼不克新臨、命時執政臣某、代儲君受拜、三使方就位、不肯拜曰、吾受命之日、聞拜世子、未聞拜執政、禮官某進使譯者言曰、君幼以重臣代受拜、我國之禮也、不見君不肯拜、貴國之禮也、客行其禮、我行其禮、三使起拜空位而退、今朝廷盛意謂、修好善隣國之寶也、一拜一揖禮之末也、今儲副猶在襁褓、則受聘不受

謁、如寬永故事亦可也、然隣國修好萬世事、後世儻在儲副幼居別殿、如天和時、亦恐爭禮拜謁之間、以致賓主之異言、其或由是以失兩國歡心、則是徒取禮之末、而舍國之寶也、不若從今能通聘儲副之事爲便、若夫禮曹通書我執政之臣、考之於古質之於禮皆失之、初我神祖修兩國之好、尋室町家舊好也、當室町御世之時、每朝鮮來聘、如有事則彼議政府通書附及我管領、除外會無書附、其他如九州探題、亦有左右議政相往復者、第管領暨各州郡若有私聘、纔與禮曹通信、此其事體不同所不論也、方慶長丁未始通好、彼國禮曹職掌朝聘、以致我執政書、當其時我執政亦不得以書報、彼遂執而因之、朝廷謂、今我有執政、即古管領也、議政與執政通問、一依室町之舊有何不可、若言禮曹職掌朝聘要通其禮、則我國自有其職在、雖今欲復舊遠改近例、彼所不由、若仍近例而行、吾所不安、彼之不欲者吾所欲也、彼此鑿柄、又恐失兩國歡、夫修隣好明國信、既有國王之書足矣、故謂停除之可也、由是觀之、廢除二事皆朝廷深計遠慮、不獨爲我國謀、亦爲朝鮮謀也、而彼府使不之察、固執以爲不可、竊爲朝鮮不取、今奉閣老之旨、

以書達閣下、書到其諭告于彼、使彼曉然知朝廷意、不宣、

辛卯六月日

本多彈正少弼藤原忠晴疏轉紀事、好錄

正德元年辛卯十月、朝鮮信使來聘、是より先に、朝廷の御稱號も允當にあらず、大君と申は、天子の稱にして借上するなり、且朝鮮にては大君と呼ひ、琉球にて王子といふ者、並に皆彼の國の官號に有れば、朝鮮よりして我が朝廷を大君と稱する事、今知らざるを以て、臣とし視るに齊しく、我國におゐては、天子の稱を借するなりと議論せられ、昔も明朝の永樂の天子より、自注、大室町家を軍義滿公、宗帝、自注、稱將日本國王と稱せし例は古より多し、自注、此事は稱號、然れは今日本國王を以て稱すへしと議定り、此時の朝鮮の來書にも、御國書にも、並に日本國王と稱せられたり、此時の聘禮儀容は、前朝とは間々改り替りたる事故に、先例の如く、宗對州よりの朝鮮禮曹司洪萬朝に、聘使の事の書翰往復有り、今又對州より彼國王の幣物を儲君へ奉り、信使の拜謁する事と、禮曹より執政へ書を贈る事と、此二事を廢せん

と申越さぬしを、東萊府の李正臣より、此二禮は何分にも廢しかたくとありし故、本多彈正忠晴より、對州へ書を寄せられ、寬永癸未天和壬戌の事を云て、書を以て諭せられて、其二事を廢しぬ、正德朝鮮聘使錄、正德元年十一月十三日、對馬守に相渡候書付、按す、この日御暇賜も、のありしなり、

宗 對馬守

朝鮮聘使に付、御教諭を被成下候通、諸事御吟味之上、今度御規式被仰出候、然上者、今度之御式永々之可爲御常例候、依之、御次第書等委細書改、追而可相渡候間、可被得其意候、

右御白書院線類に而、土屋相模守申渡之、書付渡之、且又來年參勤御用捨被遊候旨、豐後守按するに、老中阿部正高、傳之、柳營日記記、○按するに、この御書付に、永々之可爲御常例云々こゝあれば、後來掛合等のためなるへければ、こゝに附す、

享保二丁酉年五月、先に宗對馬守義方伺のこごとく、朝鮮信使來聘、來々亥年召連參府あるへきむね、かつこたひ、舊規に復し、諸事天和度の例に准し執計ふへきよし、老中井上河内守正岑命を傳ふ、義方かの國と往復あり、享保三年五月義方卒し、對馬守義誠襲封の後、尋てその事を奉はり、同四年十月信使來聘あり、

享保二丁酉年四月、宗對馬守參勤御禮相濟、御代替如御吉例、朝鮮人來朝之儀可申達哉之旨、土屋相模守を以言上す、同年五月對馬守營中へ被召出、相模守を以、朝鮮人來朝之儀、來々年己亥年召連參勤可仕之旨被仰出之、柳營秘鑑脱漏、雜話燭談、享保二年五月十二日

宗 對馬守

右被爲召、來々亥年朝鮮人可爲來朝旨、老中被傳之、柳營日次記、

享保二年五月十二日

宗 對馬守

被爲召、就御代替朝鮮人、來る亥年秋中可致來朝之旨、於御白書院緣頰、山城守按するに、老被申渡候、享保通鑑、柳營日次記、

享保二年七月十六日

宗 對馬守

朝鮮人來朝之儀に付而、前々之格を以被爲請、就中天和の通被仰付候、其趣を存、對馬守取計可申候、以上、七月  
右於河内守宅申渡、御日記、

享保二年七月十五日、井上河内守宅に宗對馬守召寄せ、上意之趣書付を以申渡之、左之通、朝鮮人來朝に付而、前々之格を被爲請、就中天和之通可被仰付候、其趣を存、對馬守執計可申候、以上、

執政之書翰、寛永元年迄者一紙連名に候故、執政より返翰も連名に候、寛永十三年以來者、執政の、銘々に一通宛來り候故、返翰も一通宛遣し候と、林七三郎同百助申上之、雜話燭談、○按するに、の書日次誤りなるへし、

享保二年十月五日、義方君歸對州、受伴信使之由台命、本州編略、○按するに、義方明年對馬國に在りて病にて卒す、

享保三戊戌年正月十四日、宗對馬守より朝鮮人來朝之節、執政へ差越候書翰、銘々之名付如何可仕哉と相窺候、且又正徳之頃、家光之字忌候得者申遣し候、今度も二字之御諱字忌可申哉と窺有之、其書付入上覽、二字之御諱字をさけ申には及申間敷候得共、正徳之時分、光之字をさけ、書翰迄相改被差越候故、今度も先除き可然候、此段上へ者不申上、此越河内守より内意可申遣由、御前に而林大學頭へ被仰付之、

日本國執政源數直

如此之書例に而、執政之書例可差越候、執政よりも右之書面に、銘々に一通宛可相調候、雜話燭談、享保三年五月宗對馬守家來差出窺書之覺、

信使之儀、朝鮮國に申遣候處、答致延引候間、早々申越候様に對馬守方より申遣し候處、彼國役人共申候は、世子之嬪宮按するに、嬪宮は世子の后なり、去冬より病身に而、至當春段々差重り、二月七日薨去仕候に付、御返答延引仕候由申候に付、彌無油斷催促仕候間、近日返答可申來候、其節可遂案内旨申越候、依之先右之段申上候、以上、

同年五月、朝鮮國に來朝之儀、對馬守方より申遣候書翰に、五月中對州に到着、七八月頃御當地に參着候様に、可致來朝旨申越候處、得其意候、追付返翰可相渡由、對馬守使者に申聞け、返翰之下書見せ候旨、右之使者對州に申越之由、對馬守より注進之、

朝鮮より宗對馬守に送る禮曹參判書翰、朝鮮國禮曹參判金興慶、奉復日本國對馬太守拾遺平公閣下、星槎帶信憑諦啓居珍誌、欣慰亡量、况以貴殿下新承丕基、要遣信使益修舊好、盛意勤摯、敢

不如示、佳祝謹頌、菲品回敬、統希照亮、不備、  
戊戌年三月日  
禮曹參判金興慶

同四亥年老中より、宗對馬守方に申遣す狀、一筆令啓候、公方様益御機嫌能成御座候間、可被心易候、將又朝鮮人來朝に付、此度者御規式等之儀、御舊例被仰出候趣に付而、別紙相達候條、可被得其意候、恐々謹言、  
三月三日

- 水野和泉守
- 戸田山城守
- 久世大和守
- 井上河内守

別紙

宗 對馬守殿按するに、久世重之、水野忠之なり、餘は前に辨す、  
正徳に朝鮮人來朝之節者、御規式并御馳走等迄被改、御念入事共にて有之候得共、元來日本之風義不案内之事故、品々難致得意、遲滯候儀有之候由、然に諸事無滯首尾能候様に被仰付義に候處、相違候事共候而者如何に候、前々之格者、彼方にも能覺有之事に候間、今度者御規式御馳走之次第、如舊例被仰付候御事に候、件之趣信使令對談之節、自分心

得之様に申達候様に被仰出候、今度舊例之通被仰付義に付、信使の申聞候様にと之義者、正徳之時分舊例を改替候之事、品々書付を以被仰出之儀、又此度何之故なく、舊例之通に被仰付候而者、朝鮮人都合に可存歎に而候、右之義を能々勘辨候而可被申聞候、且又右之趣書付に而申聞候而者、急度がましく候條、此方よりは口上に而申聞、其段朝鮮人承知候と答、書付に而差出候様に致し候方に而も可有之候哉、又は此方よりも自分之覺書之牀に致し可申聞哉、此段は如何様共、宜作答可致事、

禮曹よりの書簡、

朝鮮國禮曹參議尹鳳朝、奉書日本國對馬州太守拾遺平公閣下、逃惟、長夏對時、珍相慰係交至、朝廷爲賀貴國新大君嗣位之慶、專价奉幣、此係善隣修好之義、惟願諒奉至意、勉輸心力、將護海路往還以時幸甚、略表菲儀、並希莞領、不備、

己亥年四月日

禮曹參議尹鳳朝 以上、柳營總監脫漏、雜話燭談、

延享三丙寅年八月廿七日、宗對馬守義如を召、朝鮮國信使來々年同行あるへしと命せられ、同廿九日御暇賜ものあり、明年義如かの禮曹參判等と往復ありて、

その事決す、翌寬延元年五月來聘す、延享三丙寅年八月廿七日

宗 對馬守義如

右召之、此度就御代替、朝鮮人來朝之儀、來々年辰四五月中信使同道可致旨、於御白書院御縁類、老中列座酒井雅樂頭按するに、被申渡之、忠知、

同月廿九日

銀三拾枚 卷物貳拾 右 同人

右就同斷、國元々の御暇被下旨、上使堀田相摸守を以按するに、老中堀田正亮、被下之、

九月朔日、御白書院

御馬 右 同人

昨廿九日以上使御暇被仰出候、爲御禮登城之處、於御座之間御目見被仰付、上意之上御馬拜領之、大御所様、大納言様より者御馬無之、

同日 右 同人

來々年信使同道に付、來年參府に不及旨、老中列座酒井雅樂頭被申渡之、

右に付、宗對馬守より朝鮮國禮曹參判を、來々年信使可被差越旨申遣に付、禮曹より之返簡左之通、

朝鮮國禮曹參判金尙魯、奉復日本國對馬州太守拾遺平公閣下、惠音遠届、慰倚良深、仍聞、貴大君克紹前烈、不膺洪緒、要我通信修厥舊好、茲乃善鄰之誼、曷勝欣感之私、使行程期當如來示、謹領珍眺、畧伸菲儀、統希照亮、不備、

丁卯年三月日

禮曹參判金尙魯 朝鮮來朝記、鷄林求聘詳錄、

寶曆十一辛巳年正月十八日、宗對馬守義幡に、朝鮮國通信使伺のことくたるへきむね仰出さる、明和元年二月來聘あり、寶曆十一辛巳年正月十八日

宗 對馬守

名代 松平織部正

右被爲召、御代替に付、朝鮮人來朝之義被伺候、先格之通可爲來朝、尤時節之義者、追而以使者可被相伺旨、按するに、下の李尙知の書によるに、來期を未年六月と仰出されしなり、於御白書院御縁類、老中列座松平右近將監按するに、申渡、

已正月十八日 栗園漫抄、如官日簿抄、

寶曆十二壬午年、朝鮮之兩譯差出候眞文點付和解、

東萊府使道下來時、朝廷教是通信乘船之期以明年

六月、依所請回答矣、今年農事失稔、人民飢饉、明年春夏賑恤救活、然後可以使役、願姑變通信使乘船退定、於明年八月信行、凡事皆以八月舉行、是希此意分付訓別言予館守、通報對馬州、事任官丁寧承教、願以此事通報貴州、俾無違繡千萬幸甚、

壬午十月初二日

訓導李尙知黑印

館司尊公 別差玄僉正黑印

按するに、この書は、く記せとも、猶これらの事によりて延期し、終に申年となされしなるへし、

和解

朝鮮三使東萊府出帆之時節、兼而仰越さる、通、來年六月を以定む、然れども今年不慮にして耕作宜しからず、人民飢に及ぶ、故に來年春夏之間に賑はし恤み救ひ活して、其後使を遣すへし、願くはしばらくの間、來聘の約束をかゝるん、これに依て、三使乘船之事者來年六月を延引して八月に定めん、凡今使をつかはすの事は、皆八月以て行わん、是、いれは、此心を考て教をわかちくれ、此事偏に館守にまふす、よろしく對馬の守に通達せられ、諸事官に任す、丁寧に教をうけたまはらん、願くは此趣を以て、貴州に通達せられ、いさゝかたがふ事なからしめは、千萬以て幸とせん、

未四月（祝聽抄）○按するに、この書も、年號を記されど、本書に壬午とあれば、斷して年代を定む、寶曆十三癸未年、信使來聘に付、禮曹より對州への書簡、



朝鮮國禮曹參議朴道源、春書日本國對馬州太守拾遺平公閣下、緬惟、秋涼啓居對序珍迪既慰、且係朝廷爲賀貴國新大君嗣位之慶、專价修幣敦信續惟希諒茲至意、另無將護、俾得過返、幸甚幸甚、仍將非儀、並冀莞領、不備、

癸未八月日

禮曹參議朴道源栗園漫抄、

明和二乙酉年六月晦日、宗義幡を召し、孝恭院殿御誕生の寶曆十二年賀使、朝鮮人來聘の伺ありしか、御宥恕もてその事に及ばざるむね、老中松平右近將監武元命を傳ふ、

明和二乙酉年六月晦日、御白書院縁類

宗 對馬守  
名代 松平大膳亮

右者、若君様御誕生に付、朝鮮國信使差渡、御祝詞申上候儀、勿論之事に候、然る處、御代替之爲御祝儀信使差渡、未年數も不立候、且彼國近年荒凶打續難儀之趣、粗其間有之候、依之、別段之思召を以、信使差渡候儀御用捨被遊、對州に譯官差渡御祝詞申上候様可仕候、右者格別之御免恕を以、被仰出候儀に候得者、向後之例に者決して難相成事候、右之

段彼國に可被相達候、尤譯官相渡御祝詞申上候儀、無遲滯様可取計候、  
右之通、老中列座右近將監申渡之、御日記、柳營日記  
明和二年六月晦日、若君様御誕生に付、朝鮮人來朝之儀、宗家より伺、

宗 對馬守  
名代 松平大膳亮

若君様御誕生に付、朝鮮人來朝之儀相伺候處、不及其儀、此度者御免、例に者不相成旨、  
右於御白書院縁類、老中列座松平右近將監申渡、  
御徒方萬年記、栗園漫抄

通航一覽卷之三十一終

通航一覽卷之三十三

朝鮮國部九

○宗氏通信使伺並掛合

文化度

天明八戊申年三月九日、宗猪三郎寛政二年十一月叙爵義功をのし、御繼統の信使來聘伺ひ、舊例のごとくたるへしと仰出されしか、同年六月その來期延引の事を計ふへきむね命せらる、この延期の後、また易地通聘の事を仰功これを嘆ひ、しはく書使往復等にて事延滞し、二十三年を経て、文化八年遂に對馬國において聘禮行はる、  
天明八戊申年三月廿日

宗 猪三郎  
名代 柳澤信濃守

右朝鮮人來朝之儀相伺、可爲先格之通候、時節之儀者追而可相伺旨、於御白書院縁類、老中列座周防守按するに、天明錄、柳營日記、但し、柳營日松平康福、申渡之、次記には、三月十九日に係く  
對馬守義功か時、天明八年五月將軍家御代つかせ給ふに寄て、朝鮮國より信使來聘の事有へしといへ共、暫其期を延らるゝの旨、仰を蒙りしかは、や

かて彼國禮曹參判の許に其由を達せり、山本氏筆記  
天明八年六月

先達而來聘之儀先格之通、時節之儀者追而相伺可申旨被仰出候、通聘之儀、只今迄格別延引等いたし候儀者無之候得共、卯年以來凶事打續、下々困窮宿驛致衰微、諸大名迎も不如意之輩多き事に候間、此節來聘等有之候者、彼是可爲難儀候、通聘之儀も不輕儀に候得共、下々難儀困窮に可及儀、尤以重き事に有之候間、追々下民舊時に復し候儀も遠かるまじき事候間、暫來聘延引之儀、懸合候様に可致旨被仰出候、凶年打續候儀、外國へ相聞へ候而も、曾而不苦事に候、隣交誠信之儀に候得者、凶年等之儀不相顯、彼是取かさり候様に而者、誠信之道にも相背候、且又人々難儀に及候儀有之候而者、朝鮮においても、同様に可厭事に可有之候、此節專御救荒之事而已に而、御仁惠之餘り、通聘延引之儀被仰出候而者、朝鮮にをいても、同様に可存事に可有之候間、誠實を以懸合可被申候、就右例は以和文、以酌庵に遣し候、於彼所書翰取調候事に候得共、和文に而者却而行違可申候に付、案文取調被遣候間、以酌庵に

遣し候而取調候様可被申談候、追而朝鮮に申遣候刻、彼是懸合之儀有之、譯官通辨之儀に付、萬一少少、語誤之違等有之候而者不容易事、殊に聊も疑心有之様に而者、不熟之本にも候之間、此度者不殘、筆談を以互に掛合、一々以酌庵等にも申遣候様可被致候、對州表にをいて即答申遣しかたき旨も候は、早々關東へ可被相伺候、尤惠林院按するに、以長老なるへけれさ、今詳ならず、出府いたし居候間、是又同様に申聞候、早々以酌庵にも申遣候様に申渡候、是等之儀も相心得可被申候事、

右之趣、宗猪三郎家老へ申遣候間、其趣可被存事、  
憲法類集、朝鮮來聘記、

天明八年

日本國對馬州太守平義功、奉書朝鮮國禮曹參判大人閣下、維時金運正般、伏惟、貴國協寧、虔祝無已、玆者我大君受位之初、乃貴國通聘之際例當在近、但以本邦比年凶儉穀物不稔、億兆離凋弊之患、大君新政要在仁惠、庶官承行、一以撫恤爲務、庶幾歲月彌久、而膏澤之洽無遺也、乃於見時、貴國大使儼然來臻、則所在調發民徭奔命、其勞苦之狀、猶卉木將萌而中

折也、大君深軫斯慮、命庶官胥議、當欲通聘之事徐徐延期、因使不佞委實申款、萬望、聞就承允諾、特差正官平暢往、都船主平暢亨、容口陳致左錄摺儀、聊旌馳悃、幸賜適納、更祈對時休齋、式副遐禱、肅此、不備、

天明八年戊申八月日 對馬州太守平義功、一話一

對馬島主奉命與朝鮮國禮曹書

日本國對馬州太守平義功、奉書朝鮮國禮曹參議大人閣下、秋序平分、緬祝、雅度冲裕寔慰瞻企、告者我大君有嗣位之慶、乃貴國爲通聘之期、料當襲舊典、但以本邦歉歲薦臻、兆民不贍、殆將墊隘、東武新政尚在惠濟、於是之時、貴使惠然踰海、則所在調發、民給徭役、非徒不遑養息、又恐加於凋瘵、是以、朝議欲姑緩來聘之事、因使不佞具由以告、即此差正官平暢往、都船主平暢亨、肅布此意、必望、體察從善啓聞就承肯諾幸甚、縷縷使者稟達、另具菲饋、略寓芹衷、鑑領爲榮、餘冀若序膺福、肅此、不備、

天明八年戊申八月日 對馬州太守平義功

任譯初見論文二通

示意謹悉、而大抵任官之職務、專在於兩國間誠信之道、而今番事、寔出於萬不得已、而則許施與否、唯在於朝廷處分、而自下周旋之道、豈不極力哉、回下下來後、更當報爲詳耳、幸望姑待焉、

戊申十一月 日

訓導 金主簿  
別差 崔愈正

今番聘使緩期一款、東武朝議、實出於交鄰大體、推誠同仁之義、其諄諄丁寧之意、粲然于太守之書、不復贅敝价舌頭、此行也、即曩召俺於東都、命是事狀、使以報太守通告貴國、寔東武特意慮于鄰盟鞏固矣、衆官之職深體兩邦誠誼、切爲周旋具陳東萊府、速承朝廷允諾、務歸順便之地矣、

戊申十一月 日

大差使 方寔新編、朝鮮來聘記、

寬政元年己酉年

朝鮮國禮曹參判金魯淳、奉復日本國對馬州太守平公閣下、星槎遠屆、華札隨至、憑誦啓居珍誌、欣慰良深、仍聞、貴大君克紹前烈、不膺洪緒、宜循故常亟馳賀价、而貴大君新政仁惠、深軫荒年民弊、爲請緩期、有此委報、玆將盛意、即已轉達朝廷、信使行期當俟更示、別幅珍品多謝原誼、不腆土宜用伸回敬、統希

照亮、不備、

己酉年三月 日

禮曹參判金魯淳

別幅 人參貳筋 虎皮壹張 豹皮壹張

白苧布拾匹 白綿紬拾匹 黑麻布柒匹

白木綿貳拾匹 花席五張 四張付油苴參部

按するに、四張の上脱文あるへし、 黃毛筆參拾柄 眞墨參拾笏

己酉年三月 日 禮曹參判金魯淳

朝鮮國禮曹參議金履正、奉復日本國對馬州太守平公閣下、槎使遠至、獲承委翰、憑審與居冲迪、慰沃良多、仍聞貴大君傳序嗣服、增鞏舊緒、其在鄰好宜馳賀价、而貴國深軫荒年民弊、委報緩期業已轉聞朝廷、信使前頭行期、當俟後日更示、盛祝益見厚誼、薄儀聊表鄙忱、統希崇亮、不備、

己酉年三月 日

禮曹參議金履正

寬政元年七月十一日

別幅員數同右、朝鮮來聘記、

今度朝鮮之信使來聘御差延之儀に付取計行屆、  
宗 猪三郎  
名代 佐竹壹岐守

彼國の之掛合無滞相濟、一段之事に被思召候、此段可申問旨上意候、

右於御白書院縁頼、老中列座鳥居丹波守按するに、忠意、申渡之、

銀三十枚 時服三

宗譜三郎家來  
黒川 圖書

名代黒川 藏人

同貳拾枚 同貳

大浦左衛門

按するに、次巻に出す宗氏家來御用掛名簿によるに、黒川圖書は古川圖書大浦左衛門は大浦兵左衛門の誤寫なるべし、

右者、朝鮮人來朝之儀、近年御物入多暫御差延被仰出、御用向取扱候に付被下旨、於檜之間同人申渡、

寛政年録、御徒方萬年記、如官日簿抄、

文化元甲子年六月、朝鮮の信使近年のうち、對馬國にをいて聘禮あるへしと仰出され、同二乙丑年五月、宗對馬守義功に、來聘使已年春中渡來の事、かの國に達すへきむね命せらる、易地聘禮の事、是より先、義功よりかの國に掛合の始末等詳にせず、御書付によれば、かの國にてこの頃すてに、その事の承諾ありしこと見ゆれども、文化三年かの禮曹等より、義功に贈る回書に符合せず、然れば下に出す式留書に、かの譯官中間にありて、奸曲ありしにより誅せられし事見えたり、これ彼此事の顛倒せしゆへなるべし、また已年聘禮仰出されし、これらの事により整理す、終に延引せしものなり、

文化元甲子年六月朔日御書付、

朝鮮の信使來聘之儀、思召旨有之只今まで相延、信使當地不及相越、於對州聘禮相整候之様、追而被仰出候處、於彼國も承引に付、近年之内對州迄信使可爲來聘候、命せられしなり、全文は來聘被仰出の條にあり、文化二乙丑年五月十九日

朝鮮信使來聘時節之儀、已年春中たるへき旨被仰出候間、

其段朝鮮國に可被相達候、

宗 對馬守

右於御白書院縁頼、老中列座土井大炊頭按するに、申渡之、御徒方萬年記、

文化三丙寅年、參判回書、

朝鮮國禮曹參判趙德潤、奉復日本國對馬州太守拾遺平公閣下、星棧遠涉、華札隨至、敬審、與居對峙崇衛、慰浼良蕩、信价行期曾有約定、交聘之所贈幣之節、但當遵奉舊章、不可捫開新規、甲寅復書、明按す、甲寅は寛政六年なり、されど、在兩國必諒丁寧之言、交勉誠信之意、曩委任譯預講儀節、貴在相孚鄰誼愈篤、今奉來諭、又以爲遊諸敵州若嚮所告、反覆思惟、訝惑交中、苟非復申前說、無或有所見贖、敵邦衆譯輩、恣行奸計欺蔽兩間、私標之情節莫掩、僞契之真臟畢露、隔水館宇想開厥由、渡海委告反涉文具、臨境顯戮

難屈常憲、朝廷之處置也如此、豈但曰修我所在云、再亦在高鄰、可使聞之、不圖來書盛意、若有所未盡洞曉者也、欲除勞費、遽改聘儀、不但大傷於事面、若緣交蔽、苟完使事、深恐有欠於信好、有國所尙禮義是已、禮莫大於循常、義莫切於遵古、更希、諒察恪守約條、誠區區之望、委惠珍品、感豈在物、茲將菲儀、庸表遐悰、統惟亮照、不備、

丙寅年五月 日

禮曹參判趙德潤

禮曹參判より之返翰和解

貴札致拜見候、彌御堅固珍重存候、然者、信使渡海之時節者、兼而約定有之、交聘之場所贈幣之節目、可爲舊例之通事に而、別而新格を始間敷之儀、甲寅年之回簡に致明白居候得者、兩國共急度、其通可相守儀にて、先達而譯官を申付、兼而より節目講定致し可被置之の趣、誠信之上に在りて御丁寧之至に候、然る處、今度被仰下候趣に而者、又信使を對州に被迎候儀、兼而被仰越置候通と相見、數篇思慮致し候得共、別而不審に被存候、若者再び先年之儀を被仰聞に而無之候は、極而歎を被執候筋共者無之哉と存候處、果而我國譯官共、我儘に奸惡を行ひ兩國を掠り、似せ手形偽書之實情相顯れ、見張之和館有之候得者、定而其筋御聞及可有之、態々海路を經、委しく爲御知申候段、結句手數々間敷相聞可申境上に於及刑罪候者、國法難枉朝廷計ひに候、如此強て我國之筋を立候計りに而、貴邊に相響候爲に候、然に存外之來書、萬一者委數御明察無之故歎と存候、

參議回書

朝鮮國禮曹參議李好敏、奉復日本國對馬州太守拾遺平公閣下、棧便鼎至、華緘隨在、憑審啓居清裕、慰沃良多、有例之聘行、舊城昭載莫可進退、無間之鄰誼、前札備陳、已荷領悉、交蔽奸譯既行顯戮、勞費瑣節願何足論、來諭雖出曲念、前現有難變改、惟願、諒恕遵守約條、盛祝珍謝、薄儀聊伸、不備、

丙寅年五月 日

朝鮮國東萊府使吳翰源、奉復日本國對馬州太守拾遺平公閣下、遠承惠書、憑審、動止珍迪、欣慰倍加、聘使之行交鄰大政、舊章昭載新規難捫、想具南宮覆帖、惟冀、毋替約條、珍祝多謝、盛春菲儀、聊表遠忱、不備、

丙寅年五月 日

禮曹參議李好敏

東萊回書

朝鮮國東萊府使吳翰源、奉復日本國對馬州太守拾遺平公閣下、遠承惠書、憑審、動止珍迪、欣慰倍加、聘使之行交鄰大政、舊章昭載新規難捫、想具南宮覆帖、惟冀、毋替約條、珍祝多謝、盛春菲儀、聊表遠忱、不備、

丙寅年六月 日 東萊府使吳翰源

釜山回書

朝鮮國釜山僉使李奭培、奉復日本國對馬州太守拾遺平公閣下、貴价來獲承華翰、仍審、動靜佳勝、慰感良深、交聘之行、自有約條、想在萊府回書、玆不更費贅說、佳祝領眷、薄物表忱、不備、

丙寅年六月 日 釜山僉使李奭培

文化四丁卯年

十月廿三日到來、

七月十一日差出之封書、當月十五日到來令披見候、然者、古川又三郎其外風聞之趣、委細被申趣心得にも相成候事に候、

修聘使今以不戻儀、不安心之儀に而相掛り、一同、右之左右日々相待居候事に而、就<sup>脱</sup>夫於對州聘禮被執行候儀、且來々已年信使可差越旨、朝鮮國より先達而申越候書翰者、僞書之由可申出哉杯との風聞、何者之申出候事に候哉、不取留事なから其間有之候、其地に而も、右之風聞有之事に而候哉、内々風聞承り、可被申越候、以上、

九月廿二日

佐宇右衛門 印

久保田吉次郎殿

柳主膳正 印

野中新三郎殿

按するに、御勘定久保田吉次郎、御徒目付野中新三郎なり、この二人は、この年二月晦日御用命せられ、對馬國に赴きしなり、こは聘禮延滞により、其事故探索のためなるへし、

朱書

御勘定御目付の返書印封、十一月廿八日差立之、九月廿二日附御狀、十月廿三日到來奉拜見候、然者、古川又三郎其外風聞之趣、先達而申上候處、被御聞置候旨被仰下奉承知候、

修聘使今以不戻儀、御不安心之儀と而、御相掛り御方々御一同、右之左右日々御待被爲在、就夫於對州聘禮被執行候儀、且來々已年信使可差越旨、朝鮮國より先達而申越候書翰者、僞書之由可申出哉杯との風聞、何者之申出候事に候哉、御取留無御座候儀なから、御聞込も有之儀に付、當地に而も右之風聞有之事に候哉、内々承可申上旨、是又被仰下奉承知候、兼而私共儀も申合、都而之様子心掛相探候得共、府内市中之者迄も、何事も不申聞様口留致し置候趣に而、啖と仕候儀者難相分候得共、去年中者先

年之書翰僞書と申儀に、可申出哉之取沙汰、當地に而も御座候由之處、先達而東萊府使書翰請取、茶禮封進宴無滯相濟、其趣申來候後者、右之風說相止、此上猶又其沙汰可申出哉之様子等、於當地者先相聞不申候、右之外對馬守家來來聘懸之者、近頃追々爲引込置、或者退役等申付候風說、其外之意味共、内々及聞承候始末別紙奉入御覽候、

十一月廿六日

野中新三郎 印

久保田吉次郎 印

柳主膳 正 様

佐宇右衛門 様

朝鮮表に差渡置候修聘使古川圖書、彼國返輸運々仕候旨に而、今以歸國不仕、右内密之子細穿鑿仕候處、一跡狭少之土地柄、殊に御用向談方に、私共の附置候對馬守家來、小田孫六中川與右衛門兩人之外よりは、何事も不聞様町家までも、嚴敷口留仕置候振合に而相分兼、種々手段仕候處、側用人黒岩最左衛門儀者、江戸表に而者來聘御用向掛合仕候ものに有之、去る夏中私共旅宿にも兩三度罷越、對

話之中表裏無之、存込も宜様相見候ものに御座候處、其後一向不罷越候間、去る十月様子相尋候文通差遣候得者、九月中退役被申付、夫故疎遠打過候旨、其外不得意之趣等申越候、依之、十月廿六日密返書之趣に而者、萬事打明申立候最左衛門心得方と、諸事相包み取計候國元家老初勤振と違候而已に而、御用筋肝要に承度始末難相分、乍去都船主之役に而、朝鮮表に差遣置候加納郷左衛門儀、先般被呼戻候始末等、略書載有之候に付、私共評議仕候者、郷左衛門儀者、當時繁右衛門同意仕候勤振と相聞候得共、心腹之趣者啖共難相分者に有之、乍去幸ひ御普請役代千田八郎儀者、先年對州表御用中之馴染に付罷越、何となく様子相尋候は、又相分候儀も可有御座哉と、十一月八日千田八郎差遣候處、得と子細者不申聞候得共、話之内自然と不得意之趣相見候旨申聞候、前書郷左衛門心中難計候得者、押而尋候儀も難仕、左候得者腹心相知れ候最左衛門に、今一應承候方可然旨評議仕、廉々簡條書に仕、十一月十日文書仕候處、同十二日二印之返書貳

通差越、當時之様子先つ大躰相分、且内密別啓と申書面の方に、加納郷左衛門儀も同腹之様子書加御座候に付、十一月十三日夜、八郎儀も猶又郷左衛門方わ差遣、得と内話爲仕候積之處、同人儀も去十一日より出勤差留有之由にて、人口を恐れ而會難仕程之躰故、朝鮮之様子等咄合仕候も遠慮之由申聞候に付、翌十四日は亦箇條書仕、八郎より文通爲仕候處、三印之返書郷左衛門差越之、右兩人書面之趣に而者、難捨置筋合に相聞候に付、猶又勘辨仕候處、家老仁位求馬儀者、先般裁判役差渡候儀、其外共御用筋にて、度々私共旅宿に罷越候間、此手之筋を一應承可申旨相招、何となく修聘使歸國延引之様子等物語仕、存念引見候處、同人申候者、全く推察之沙汰といへ共、箇様に返簡及遅々候者、彼國に望有之哉と相見候、右望と申譯合者、中古御和交以來、いつとて日本より、何々に付信使可差渡旨被仰遣、夫々段々之手數掛合に而、聘使罷渡候先例に而候處、此度者寛政七卯年五月彼國之望みにより、延聘緩期之御旨被仰出、彼國に相達、右御請も差越、一旦事落着仕候處、其後寛政九巳年彼國より易

地聘禮之儀申込、夫より追々往復有之、年期内掛合も相濟、表向に而修聘使差渡候様、彼國より催促に付即差渡候處、案外に返簡手聞取候者、全く先例と違、初發彼方より掛合初候に付、後記に残候而も事體不宜故、日本より又々易地聘禮被仰遣、夫により追々取極候形に仕度合に而延し置候哉と推察仕、是等之次第中川奥右衛門に申合、繁右衛門迄示談之爲め、先頃急に江戸表に差遣旨右物語仕候内、是まで多年朝鮮之掛合中、行違之儀等有之、何角と及遅々候をも申聞、全く追々之掛合方不束と不申聞計に被察申候、其外何れに仕候而も、御年限に相違無之様、専ら心力を盡し候旨申之候得共、悉く取締ひ候咄振に付、何共眞偽難察相聞申候、右追々穿鑿仕候處、書面之通に御座候、先般最左衛門儀、私共旅宿に罷出候に付、家老より相答、去九月中退程申付、郷左衛門儀も是亦、八郎方に追々可立入歟之疑念に而爲引籠候趣に候得者、繁右衛門同意之もの共、外にも可有御座候得共、身分を恐れ一同口を閉候間、最早此之機密之様子迎も難相分候に付、別紙最左衛門郷左衛門返書四通相添、此段先

奉入御内聽候、以上、

十一月

久保田吉次郎

野中新三郎

以別紙申上候、本文相探候書通之内、三印郷左衛門返書、大森不首尾共相見候は、必定其虛に乘可申姿、何共相察不申候得共、大森氏之跡を繼と申形に者決而參問敷旨、左候得者御年延申上候手段と而已相聞候得共、其外彼是之様子を以、私共相考候得者、氏江兵庫始、杉村直記餘類共之手段に而彼國と馴合、修聘使之歸國引し、ろはせ、其内に者追々年月も詰候に付、繁右衛門始不首尾に陥可申、其時に至り是迄朝鮮に之掛合方品々行違有之候故、返書延引に付役人引替、速に御用便し候様可仕旨に而、兵庫始直記餘類入替來聘掛罷成、手柄可仕巧に而、御年限相延し候筋には有之間敷哉と推察仕候、右譯者對馬守御手當金之内に而取賄候口々、同人屋敷取建物を始、朝鮮人通筋家中家も取、補理に相掛候向も有之、國分寺前通道巾狭き所取廣げ方も此節出來仕、右等に而愚考仕候得者、旁以前之通、是まで取扱候役人不首尾に可仕迄之儀にも可有御座

哉、只々來聘御年延可申上計略に候は、對馬守格別困窮之身代柄にも御座候處、自分入用に而仕候場所々々此節夫々出來、猶手操仕候儀者有御座間敷哉と奉存候、

一、此度中川奥右衛門、江戸表に罷出候實意之譯一向相知不申、此者儀者、繁右衛門手に付、毎年相勤候者之由に御座候處、當初秋以來氏江左織を始、繁右衛門附屬之者一同不首尾に付、往々身分之成行を恐れ、今程者半信半偽に志し變し候由、最左衛門書中にも相見申候、是等を以勘考仕候得者、今般家老共之口上使として出府、今以朝鮮より返書不差越、迎も巳年之御間に者合兼可申趣、何歟子細取拵繁右衛門を可陥巧之使に而候哉、又今一儀深く相考候得者、奥右衛門儀者、最左衛門杯と違ひ底意難計人物に付、江戸表に而出府可致ため、兵庫始之意に叶心を許し候様偽取計ひ、江戸表に罷出候而者、兵庫始不埒之次第、逸々繁右衛門に申聞、御威光を以速に兵庫を始取除候含歟も難相分、右兩條之始末御合被置候而、繁右衛門被召呼、今般奥右衛門示談之様子、御内々御穿鑿被爲在候は、相分可申哉、若

奥右衛門全く志變し、兵庫其外と一味仕、御年延等申上候筋に而も御座候は、急速に嚴重之御沙汰無御座候而者、已年之御間に者合申間敷哉、且又本文に申上候通、求馬の折入承候趣に而者、奥右衛門江戸表の差遣候意味者、朝鮮國望之手數通御許容も被成下候は、不日に返簡差越可申譯合、繁右衛門の示談爲仕、公儀御内伺仕候まで之由を相聞候間、彌右之通之儀に候は、格別滯候儀にも有御座間敷哉と奉存候、

一、黒岩最左衛門退役之様子及承候處、病氣申立引込居候様、家老より内意申間置候を、取用ひ不申押而出勤、主人の目通仕無實之趣申立候由、依之、心得違之答に而退役申付候趣に候得者、たとひ存込者宜候而も、右家老共内意申渡候を違背仕答め請候様成、不勘辨に而、正直一途之生質と相聞候間、本文の相添差上候書面之趣、逸々前後深き意味を構候趣意共難申、且加納郷左衛門儀者、當年まで三箇年朝鮮在勤、九月中歸國申付、此もの儀者最左衛門杯と違ひ、存寄深く殊に心鉢之虚實難計候得共、此度之御用向出精相勤候者之由、最左衛門書面に相見、

乍然郷左衛門申付候趣者、當時之姿に而被差置候は、來聘相調候儀無覺束候哉との一筋に相聞、此度暫之在勤追々御現禮に近寄候處、歸國被申付候儀者何故候哉、對馬守手沙汰に而取賄候手配、都而之成行を以考合候而者、申口實意共不相聞、是又眞偽之處難相分奉存候、

一、本文に書載候外、求馬申口之趣に而者、已年春之來聘、たとひ夏秋之頃に相成候共、御年限相延候而者不相濟儀、折角と掛合相盡し候旨申間、猶於此所者敢而偽候儀共相聞不申候、乍然此節來聘御用掛之内、何ぞ心障之もの者無之哉と相尋候處、聊如何之者無之、尤通辭之内、存込不宜もの一兩人有之段相聞候に付引替申付、其以來者成丈通辨不爲仕、役人共より眞文筆談而已に而用便掛合候間、此上者間違有之間敷旨申之、最左衛門郷左衛門退役引替等之儀更に不申聞、是等を以愚考仕候得者、求馬申口も相包み候事共多く、何共難取用奉存候、其外求馬對話之内、朝鮮とても兼而之約定、今更相背き可申答者無之候得共、乍去實に譯合相立候筋に而、彼方より延し候儀者、於對馬守も可仕様も無之、其

所甚苦念仕候旨杯と申間、是者御年延相願候機發か共相聞候得共、私共再應愚考仕候處に而者、初箇條に申上候通、直記餘類之勢ひ又々盛に相成、繁右衛門始當時之役人に手違爲仕、入替手柄可仕巧まで可有之哉と相察し申候、段々掛合取極、斯迄被仰出候處、今更年限相延候而者、主人始蒙御答、一國如何様離散可仕哉之程を不存ものも有御座間敷哉と奉存候、

一、來聘御用取扱候對馬守家來、追々私に引替候儀者、兼而之御達にも相振、如何之取計に御座候得共、右掛之者引替候儀、私共にも深く相包不申間、此後之始末も難相分儀に付、奥右衛門出府仕候意味御糺之上、嚴重之御沙汰被爲在候方にも可有御座哉、乍然御用向に強而相障候儀にも無之候筋合に而御座候は、家中之内騒動も仕、私共在勤に付而之儀と相妬、却而御用辨にも相成間敷哉、左候は此儀者追而御沙汰御座候方、穩可有御座哉に奉存候、

右私共打寄品々申談候趣、御賢慮之御一端にも可相成哉と、御含までに奉申上候、今般密々申上候一

件、對馬守察來に相渡差上候而者、何其不安心之様子も御座候に付、召連候家來之内、大坂表まで用事有之差遣候旨申斷、便舟に爲乗組差立之、銅座詰御勘定方迄幸便之躰にて相達、夫より爲替便を以奉差上候、以來御内狀被下候儀も御座候は、對馬守家來に御渡無之、御普請役御小人目付之内、早め代合被仰渡候形歟にて御爲持被下置候様仕度、左候得者代合壹人出府、御直に申上候故、難書取趣意も具に申上候様罷成、且又其以前にも格別難捨置程之子細及見聞候は、御普請役御小人目付之内壹人差立申上、又者品に寄私共之内罷出申上候様にも可仕と奉存候、尤右様之機し當時相見候儀者、決而無御座候得共、深く萬一之儀迄を相考、爲念申上置候儀に付、乍恐尊慮易被思召、必御懸念被下置間敷候、依之此段申上置候、以上、

十一月

久保田吉次郎

野中新三郎

朱書

一印

卯十月廿六日黒岩最左衛門より之返書、  
尊墨被成下、逐一奉拜見難有奉存、左に御答申上候、益御勇健被成御座之段奉大悅候、猶時候御厭被

爲成候様奉願候、然者、私出勤仕候而者、御用向外掛之銘々一決難成譯合、猶得と御開被成度との儀、是と差當可申上譯者無御座候得共、先私之勤振者、兼而繁右衛門取立に而勤方心得、共に内外取計筋、公儀御役人様へも有様を以申上、取計筋共に殿誰様御前に而も相貫候儀を以、相勤候心得に而相勤罷在候、尊老様御方に而も御國家之爲を思召被下候段被仰聞、何かと蒙御懇話主人之爲に相成候様に者相心得候儀に而、有様を以奉申上候、繁右衛門勤振對馬守勝手向者素より、諸事不行届自然有躰に白川様按ずるに、松平越中守定信、この頃溜詰なり申上、其後段々之勤振誠實を以、公儀にも打貫相勤、既に御聞得も宜かとも相心得難有奉存候、其心得勤振り御國支配之内、諸役之内にも間に合不申、外々勤振者諸事穩密之取計、打明候儀を不相好風も御座候、近頃者在役中にも朝鮮向之儀、諸御用向支配より談し不仕儀とも御座候、

一、今以修聘使歸國不在、若亦來々已年信使罷渡候儀、相延候譯にも相成候哉と被仰下、私在役中者左様申儀者無之、修聘使都船主差張御用成に相勤

何之譯に而候哉、是か流儀違候方に付候人之心得より之儀共に而者有之間敷哉、何共難落付儀共に奉存候、何之用向も不被申付案外之儀共に而、持役之儀に御座候故、勘定奉行に而出勤仕罷在候、尤着時分者少々相痛罷在候得共、段々快差繕出勤罷在候、郷左衛門歸國後者、掛合方改未た歸國も不相知かと奉考候、併退役之身分遲滞之一件者、決而何共不奉存不申上候、手筋より御承知可被成下候、千田様方わ者、郷左衛門御舊懇之譯に而、御挨拶に罷出候筈に相心得候と相聞候得共、御用達か不相好向共はと考罷在、前後相懇罷出兼居候趣に相聞候、格別御用には出精之人に御座候得者、差而申上候儀は有之間敷候得共、御聲御掛被下、御伺も申上居候は、御用掛之儀に御座候故、又御用被仰付候儀も可有之儀に奉存候間、一昨日も御内々申上候儀共に御座候、將又私夜分に而も、密に御内々御旅宿へ罷上候様にも、御懇に被仰下候得共、忍而者無役之身分、人目人口を相恐候付罷上不申候、其段は不惡御汲分被成下候様奉願候、何事も萬端御國家之爲、且第一者御用御順路之儀而已奉至願候、不計退役

罷在、然る處段々修聘使歸國方遅々仕候付、重松此面差渡、此面掛合に相成候而之彼地模様者、退役之身分と罷成、何事も承知不仕候得者不奉存候、尤御用中者朝鮮渡之銘々、自分之書通等は差留有之候故、外口より承知仕候儀も相成不申候、

一、信使來聘已年に者相違無之候得共、治定取極以前に何と勝手にも可相成筋申立候譯等に而、私出勤致し評定難成譯合に而、退役にも到候儀哉と御尋被下、左様之儀も御座候は、不愼可申上候得共、左様申儀先相考不申候、繁右衛門打貫心得之勤振と、又流儀違穩密之心得は間に合不申より、退役に到候儀奉存候、

一、加納郷左衛門、先般朝鮮より歸國仕候譯申上候様被仰成下、是以如何之譯に御座候哉、在役中之儀に御座候得共、一向支配より不申聞、歸國方申遣候而後承知仕候、折角御用成心力相盡罷在、修聘使にも便に致し、随分朝鮮人氣請も宜、御用濟日取にも相及居候處、故も無之爰元より歸國申付越、既に修聘使にも歸國之期も見候程に到、郷左衛門掛合に及候ものを引取に相成歸國仕候、此被引取候者

仕、公儀御達之御旨にも違候段、此場御用立不申段、殘心至極奉存恐入候次第、御賢察を以何事も宜奉願候、先者以愚筆漸と尊答奉申上候、乍恐御推量を以、御汲分被成下候様に只々奉願候、恐惶頓首、

十月廿六日 黒岩最左衛門 百拜

吉次郎様  
新三郎様

朱書  
卯十一月十二日黒岩最左衛門返事

御懇書極密御厚情之儀難有奉存候、如尊命寒風昨今別而相慕候得共、益御勇健被成御座之段大悦奉存候、私引込罷在心中、御賢察被成下候段難有奉存候、八郎様加納郷左衛門方に御出被下候段、夫に付郷左衛門打解御咄にも不被到、少々流儀改候歎と被思召候段、甚恐入候仕合奉存候、久々に拜顔も仕、其上近頃六箇敷時體向故に、申上度儀も成丈相愼候儀共哉と愚考仕候、聊以流儀は改候儀無御座候、追々心得方も御聞分可被成下候、猶打解難申上時體向は別内啓上仕候、將又江戸表に被仰越候御儀に付、御時宜合に而私御用に付、御呼寄等之儀も御座候時、無子細罷登候儀心得御尋被成下難有奉

存候、當今之時體向に而は、御國家之安危不易程大切に奉存候得共、可成道も無御座、公命之出居候來聘御用掛も手數にも不相掛け、退役被申付候様之儀、殘念千萬奉存候、然る處、右之御時宜合にも到候は、誠に本望と奉存候、此御場之儀に而御座候得共、速に罷登無此上仕合奉存候、乍口口共御座候は、繁右衛門にも對面相叶、尙又申談度筋も數々に而難有可奉存候、何事も大切急に望罷在候故、幸に尊老様御方々御下向、對州之爲を思召、御厚き儀御便に奉存罷在候、何事も一日一日と損は參候得共、得者無御座候、時體向に付時月御延不被下御賢計之儀奉恐願候、御箇條一日不願前彼有様を奉申上候、尤申上候までも無御座候得共、不心得成と共思召被成下候儀者、御用捨に被成下候様奉願上候、一、來聘御用掛り勤居候ものを妨候企て有之様に御考有之候旨、先達而御書通に相見候、右者杉村餘類より邪魔を入候歟、又者何人之企に而候哉、御心當承度候事、

右御答、杉村之餘類奸計を盡し候事者、不相止儀と相考申候、是と差極め候儀有之候は、可差置

相成候は、又杉村方入替御用取扱候企に而も有之候哉、

右御答、大森繁右衛門同意と申ものは、來聘御用掛に而も何に而も、次第に退役に取計候勢に御座候、先私退役後、氏江左織引込罷在候、兵庫と親子不知に而御座候、郡奉行に而來聘御用掛有田謙退役申付候、退役到らざるも皆不首尾と申向に候、繁右衛門と不同意之銘々左之通、大浦左兵衛、是者町奉行に候を、私代に用人役に申付來聘御用掛を用人に而、泉萬右衛門大島七左衛門わ申付、三浦百助を大目付來聘御用掛に申付候通、又未申付候得共、杉村之餘類田中所左衛門杉村司を與頭に沙汰し、仁位狩野介西山宅磨を郡奉行に沙汰に而、主人迄家老中より伺に及候と相聞、物頭に杉村縫殿、大目付に山川與左衛門を申付、段々杉村之餘類か役人に相成、繁右衛門同意之もの者退役仕候を以、御考も可被成下候、繁右衛門を不首尾に致し、杉村家入替り御用取扱候儀も、右を以御考可被成下候、

一、繁右衛門殿手に付被勤候面々者、段々に相除

様も無御座候得共、自然と人氣之押移候に者入さる御用に而、對州之ものは難儀杯と風聞を致させ、若や此御用か不出來様に相成候と、又直記罷出候而、繁右衛門は直記か通杯と申ふらし申候、此節來聘御用掛を差免候計、氏江兵庫計に而御座候、御用掛も不蒙人、近來隠居之身分主君直談に而再勤致し、惣支配に相成、一向來聘御用者素より、近例公儀被仰出國家之政事向勝手向、共に不辨に而、私に何事も敢計、是に付纏候出入之人、杉村に釣合有之者次第に付け入申、三浦百助と申者近來大目付に相成、既に私御役人様御方と申出入申様之無筋儀を申上込候など、御出入不致者か御出入仕候様申なし、言上に而夫を兵庫求馬取上、退役之端と仕申候儀共に而御座候、御役人様之方御密談として御沙汰向引合候者、中川與右衛門に而御座候、此與右衛門と申ものは、半信半偽之者に而御座候、

一、巳年信使差渡候に子細無之候上者格別、御家中方當時來聘御掛之御手前を始、邪魔被致候等者有之間敷、何故に候哉、若精忠之大森氏を始不首尾に

き、杉村か餘黨手を廻す歟と御考之旨、御文通に相見候、右者御心當之處承度事、

右御答、此御箇條者右に申上候同様故、申上候儀も無御座候、村岡後室大分遠慮仕候と相聞候、併全く其手者無之とは難申上、今は此手か氏江兵庫に移候様奉愚考候、兵庫儀町人共に亂に内々出銀等を申付、私に取遣候儀共、不得其意儀に御座候、

一、牛田善兵衛と申もの者、杉村方と馴合、朝鮮人不審を生し候様通辨致し、彼方返書延引致し候様巧み候歟之趣、大森氏其氣遣候由、内々江戸より申越候、此儀御心當者如何に候哉、

右御答、善兵衛と申もの者、直記取立之者にて、様々沙汰有之ものに御座候、併愚なる者に而、格別なる巧は出來不申者と、加納郷左衛門など申候、如何様に沙汰不宜ものに御座候得者、繁右衛門左も存候等に奉存候、近來者吉松善右衛門、吉松右介、小田常四郎杯と申通辨之者、御用に者嫌候者に候を差渡被申候儀共、是皆求馬計らひに御座候、郷左衛門杯に者引取に相成、扱々不易儀



若心得違之者を右様に召仕、御用不調にも相成候時者、言語同斷之儀と奉存候、寔御用之主と相成居候繁右衛門、力にも不及儀かと奉感心候、

一、求馬殿とて、繁右衛門殿同腹に而有之候得者、今更何故流儀違に被相成候哉之事、其子細承度候、

右御答、求馬儀者元來繁右衛門懇談仕候儀も無之人に御座候處、去子年大目付役に申付、勤振も相應に有之、同年に家老に昇役被申付、來聘御用掛にも相伺被差加候儀に而、繁右衛門功者之儀故、文通に而何か申談、相勤居候人に而御座候、段々之計方、役人之相撰候行方、私共同意に者不奉存候、御下向之御役人様御應對之申振り差圖方御用達を以而已仕、諸般繁右衛門御參會申上候と者違可申と奉存候、然者私共に而も御旅宿に罷上候儀、相嫌ひ候風に而御座候、其上繁右衛門に背候風、杉村家に付候ものを役人に沙汰申付候意を以、御賢察可被成下候、

一、來聘掛之内、手取之役人衆兩三人差免差扣等御申付有之この由、右御姓名致承知度候、尤もも繁右

衛門殿御隨身之人物に候哉、

右御答、是者公儀の名前等申上候格之ものには無之候得共、祐筆方を相勤案書役人に而、御用之留書是に相預仕候ものに而御座候、兩人共に江戸表に而時々召仕、繁右衛門差圖も相受居候ものに御座候、隨身と申程に而も無之候得共、繁右衛門に氣服仕、相勤居候ものに而御座候、

一、修聘使昨年御渡着後、歸國手間取候に付、専ら先年約定之使簡者偽書之趣、御當所に而も沙汰有之候處、東萊府使書通請取、茶禮封進宴も無滞相濟候旨御申越に付、右偽書之沙汰一時に相止み候由、昨年之風聞に承申候、彌左様之趣去年中沙汰御聞及被成候哉、且當時もまた偽書と申取沙汰申觸之儀、御聞も被成候哉、是又承度事、

右御答、如何様偽書之取沙汰何方より申出し候哉、沙汰之沙汰をも承候得共、如命沙汰相止申候、寔不埒之者之成候儀と奉存候、當時者私に者其沙汰も先承知不仕候、

右乍恐御差圖に任せ、不顧前後亂筆奉申上候、何分にも御國家之爲宜敷様、御取成之程奉願上候、頓

首、

十一月十二日

朱書

前同斷別封

内密別啓上仕候、近來之時躰向、繁右衛門の同意仕者は、何とか節を付、退役之沙汰に相考、退役之上に而、心得方に寄候は、府内にも不召置風に而、殊外相慎申儀に而御座候、私共にも病氣と申引込、此砌外出をも不仕、當時名も無之躰に而相凌罷在候、左様申儀に付、郷左衛門にも千田様御出被下候儀者、早速私にも爲相知候儀に御座候得共、當時之模様萬端相恐れ候由に申聞候、既に御逢も可被下儀、八郎様小田孫六の御咄有之と、夫を早や孫六より家老共内に相通し何たる御咄共仕候哉、早や廻り氣懸り候様之儀に付、先何事も差扣候由に申聞候、近日御出之御挨拶に、郷左衛門千田様の罷上可申、其時も先孫六同伴にて罷上候様仕廻り氣を披置、時候之御伺と申、段々御親に相成御懇話も承知仕候心得と申聞、不興千萬御内々申上も恐入候儀共に奉存候、素より不申上候而不叶儀にも及候は、何事も申上御用承知仕心得に御座候段も申聞候、

乍憚不惡御聞被下置候様奉願候、

一、新三郎様の去夏時體向不相濟儀有之、出府方之儀御願申上候儀も有之候得共、被成兼候御儀者御懇に被仰聞、偏に對州御用場も少しも無障様、第一は繁右衛門を御用之柱と奉存、相勤罷在候様に御座候得者、其繁右衛門差圖を不受して不叶儀、且者新三郎様、繁右衛門御吹聴被下候儀に付而者、繁右衛門身分を相厭ひ候御内話被申上、次第に御懇意に被仰付候も、偏に繁右衛門同腹之ものと御心得被成下候儀、隨分近來に到候而者、吉次郎様御同様御懇話等も被成下、偏に御用中と申、萬端御國家之爲筋までも御咄被爲開承知仕、尙心得方も追々御内話奉申上、御用場御爲筋奉申上候様にも被仰付候私に御座候處、左之通之風聞取揚に相成、其上與右衛門より去夏新三郎様より、極密に被仰聞候由を、去九月に到り、書付を以支配共の申出、失を以私に尋掛候得共、左様之覺無之段申聞候處、其後者聊之譯を以役儀差免候、箇様之時體向に付候而者、何たる風聞もと相恐候儀共、乍恐御賢察被成下候、誠以御懇に御密に被仰聞候付、何事も不願恐失敬

成儀も申上候に付、必も何事も御開拾被成下候様偏に奉願候、今般奥右衛門出府仕、繁右衛門の何と申込候も難計、山越繁右衛門にも按ずるに、大森繁右衛門の誤寫なるへ不相分して、信偽之間違にとも相成儀も可有之哉と、是亦不易相心得罷在候、若や御用に而東武の御呼寄も被下候御時宜にも至候節、障候もの無之速に御呼被成下候儀を奉願望候、箇様に自分好みを申上候段、御汲取之程も奉恐入候得共、御内話を申上候儀故、不惡御聞入れ被成下候様、偏に以奉願上候、以上。

十一月十二日

朱書

十一月十四日加納郷左衛門方ね、一同相談に而遣し候八郎名面に而文通。

昨夜は密々面會、大慶と申文言略之、

一、貴所様此節朝鮮より御歸國後、黒岩氏にも御退役、氏江御子息にも當時引籠、爰許に者大森氏隨身之衆過半退役に付而者、大森氏に難澁爲致候巧に候間、是にて萬端推察可致哉之旨被仰聞、右御内話を以得と致推察候處、修聘使歸國にも可被至處差留置、杉村隨身之衆中此節までに入替候に付而者、

最初之掛合振不宜故、修聘使歸國延引など、申なし、彼是手間取候内に者、大森氏手筈違候故、江戸表不首尾に被相成可申、其虚に乘杉村方一統入替御現禮調候様、相巧候儀に而者無之哉と相考申候、一、前文被仰付候趣を以、猶亦別に相考候は、當時追々杉村方又發向に付、通辨之ものを以、是まで之掛合彼國にて不審起、返簡延引致し候様相巧み、已年來聘迎も無覺束譯合に相移候儀に而も候哉、前箇條之行道に而は、來聘さへ年限通り相調候得者、大森氏左而已難澁被致候にも至間敷哉に付、強而巧み被掛候も、左而已無詮儀共相考申候、左候得者已年之來聘不調様、相妨候筋合に可有之哉と被存候、

右兩條察し之趣相違候而、其餘之儀も有之候は、其譯得と被仰下候様致度候、最此儀如何成事に成行候共、御手前様御名前等決して出し不申、此段者御安心可被成候、以上、

十一月十四日  
十一月十五日郷左衛門返書  
三印  
昨夜者御書被成下候處、病中不得止之餘り言語同

斷成不禮誠に耻奉恐入候、何分御容恕奉仰候、然者二箇條之御尋被成下奉畏御請申上候、

一、私朝鮮より歸國後、黒岩氏退役、氏江息男にも當時引籠、爰許に而は、大森氏隨身之衆過半退役に付而者、大森氏に難澁爲致候巧歟共御察被成候趣奉承知候、黒岩氏退役之所者、果而左様歟と考申候、其外之儀も是と可申上品者考當不申候得共、自然に黒岩氏に類し候哉に相考申候、氏江父之行形を考候に、親子之情他に異哉に相考、行作惡染之古流と相見申候、右之様子を以は御新禮之易地、同意不同意之心中何と可有御座候哉考知不申候、將亦修聘使歸國方之儀被仰成下候處、是は此節差當候儀は無御座候得共、年來追々に彼國歸服惣様に、共作書置候族は無之哉共被考候、自然之しからしむる體にて、綾をなし申たる事共者無御座候哉、且又事之體大森氏不首尾共相見候場に至候は、必定其虚に乘可申、其姿者何共相察不申候得共、大森氏跡を繼と申形に而者、決して參り申間敷相考申候、一、前文に隨ひ、猶又別に被相考候を以被仰成下候趣奉畏候、當時追々杉村之衆情發向に付、通辨之も

のを以是まで掛合、彼國に而不審起り返簡致延引候様相巧み、已年來聘迎も無覺束譯合に相移候儀に而も候哉と被仰下候、夫體之意味は只今起、只今行れ候と申形に而者有御座間敷、兼々植込置有之候に而者無御座候哉、且又來聘さへ年限通相調候得者、大森氏に左而已難澁被致候にも至間敷哉に付、強而巧み被盡候も、左而已無詮儀共御考被成、左候得者已年之來聘不調様、相妨候筋合に可有之哉と思召之趣奉畏候、其巧何れ共考者不仕候、然共杉村氏之衆情壯に相成候處に而、何之巧を入可申も難計、願敷所者一言半句も出候事之不相叶様有之候は、自然に正道被行候に置候筈歟と奉存候、扱亦已年聘禮之儀、御公邊思召により隨分無間違相調可申、尤追々相延ひ候只今故、年延等之儀相願候により、思召を以御延被成候と申躰之儀者、思召次第之事に相見申候、

右兩條御尋に付、荒増を書載仕候、何事も宜御察可被成下候、以上、

十一月

朱書  
卯十二月四日加納郷左衛門方、千田八郎より文通

之返書、

一、朝鮮國掛合年來追々に、彼國歸服惡敷様に作込置候族者、役人中之内誰々に候哉と御尋被成下、左に申上候、

先般通詞陶山彌七と申もの其證跡爲有し事に承候處、此者者敏く死去仕候、外に一人是者、模様を以專下墨候處に而、其證跡儘成處無之、此者は五人通詞相勤居候内之事に而、役差免候後逆も罷渡、不思議に考付爲申事に承候は、泉庄藏と申ものにて候處、此砌如何之譯候哉、妻子も引連筑前筋ね罷越居候由に承候、其外あれこれと考候ものも御座候得共、差極申上候程之儘成處も無之候事、

一、右姦謀を取計候衆之内、先達而差越候約定之書面は全く僞書に候哉、又僞書と申は取扱之風聞に候哉と有之候段、左に申上候、

僞書と號候物を僞書に爲仕候而は相濟不申、其道を相立候勤方役人心得之可有之處に而、眞僞之處差極難申上、只今之朝鮮體何と相極居候哉、事不明候得者卒忽に難申上候、

大森氏跡を繼と申形は、決して參申間敷と考之旨、先達之返書に相見候處、右跡繼を不申様に有之者、兵庫殿を始來聘御年延之取計ひ專に候哉と有之段、左に申上候、

大森氏之跡を全く打捨候と申には相成間敷、然共是迄之行道を體に仕候而は、次第次第に押行候をこそ、繼共可申候哉、是迄之形を押破り、道を新にして取繕と申候得は、又其意味違候様に覺申候、兎角大森氏事、御公命を請爰元わ申遣候主意、決して違不申程に、御公儀より權を不被成下しては、御用全處に至兼可申、只此處不安苦念罷在事に御座候、右之難有御主意相備候は、事事□□至り御取捨之仰計に相加可申候哉、此段に至候而は閉口之場に奉存候、

一、戸田頼母押込に相成候哉之趣、右一體之人物は如何之氣性に候哉、且咎之時節之事御尋被成下、左に申上候、

頼母儀、此御用を承身命をはめ出精仕居候事に考申候、如何なる故を以、右之沙汰に候哉考知不申候、時節は十一月初敷と覺申候、

一御書添に朝鮮在勤輕き面々に至、不首尾之儀御尋被成下、左に申上候、

右之頼母を始、最初より掛り之面々に而、頼母、早川恕助、通詞小田幾五郎、牛田善兵衛、吉松右助に有之候、

一、通詞小田常四郎、吉松右助、吉松善右衛門、右三人先達而朝鮮に被遣候處、右之もの共は御用には嫌ひに候者共に候由、黒岩氏より申上候由、左に申上候、

常四郎事は議聘使罷渡居候時分は專爲相勤者に候、然共意味惡敷心より歟、異様之體共相見申候、右助儀は頼母手に專相勤候ものに有之候、是又意味惡敷離れ候歟と相考申候、善右衛門儀は阿房に而、專人に被遣候と可申人物に候、但、右之外末田庄右衛門と申ものも被遣候由被仰下候、左に申上候、

庄右衛門儀は、堅固なる人物にて、是は善惡之無差別相勤候振に考申候、餘堅過變之用に通兼可申候哉、右之參候譯は、何之爲に被遣候哉、

是は何之爲に被遣候と申處、考知不申候、

一、先日御面會之砌、御内話之内朝鮮在勤中、餘程論合も被成候旨、右は彼國との立會にも候哉、又者詰合談合にも候哉と被仰下、左に申上候、

右之儀者、東萊府使に面談任、御用之主意相立居候、其主意申貫置候事に有之候、

右御本文之外、引籠中に來聘無覺束不安心之様子等、其後耳に入候儀も候は、申上候様にこの御事、左に申上候、

來聘御用不熟と可號事可有之様も無御座、隨分子細無之ものに可至と心得罷在候、只彼方におひて、彼方之道筋之宜相立候處を相好み候歟と考申候、其被成方に候、つひ摺付可申、是を兼々惡敷氣取候様に致しなし置爲申、毒氣之些發し候處に可有之候、何事も御賢慮をこそ相顯申上事に御座候、

十二月、或留書、

# 通航一覽卷之三十四

## 朝鮮國部十

○宗氏通信使何并掛合 文化度

文化五戊辰年正月、對馬國在勤御用掛御勘定久保田吉次郎等より、通聘延滞の始末探索等の事、江戸御用掛柳生主膳正等以下に、印封の書を贈る、この事、前册に述べて併せみる。

文化五戊辰年正月四日、古澤常吉仁位求馬按ずるに、古澤常吉は對馬國在勤の御小人目付なるべし、仁位求馬は宗茂功の老臣にて御用掛なり、同船に而、對府出帆之節、左之書面共常吉の相渡、江戸表柳生主膳正殿、遠山左衛門殿、佐野宇右衛門殿の申上候に付、此手紙は常吉大坂着之節、銅座詰御勘定山本雄三郎に爲相渡、六日限り便を以、御勘定所へ遣し、尤臨時に常吉歸府に付、其様子爲知候爲組頭へ申遣す、

以切紙啓上仕候、然者先達而朝鮮表に、爲裁判役差渡有之候對馬守家來重松、此面より此度申越候儀に付、家老仁位求馬儀、急に江戸表へ出府い

たし、大森繁右衛門相談之上、彼國への掛合方相

同度旨に而、存念取計方等物語有之、右之子細可相成者、私共よりも其御地の申遣候様致度段申開候、然處右者、兼々風聞も有之不容易儀に付、猶又密々其筋合相糺候之趣、且私共も評議仕取計候儀等、一通り書面を以申上候得共、品々入組候故、其譯合書面而已に而は、啗と難相分筋も可有御座奉存候に付、此度古澤常吉に、得と右之次第申合歸府爲仕候間、委細之儀は同人より可申上、此段被御開置、着之上可然御取計被成下候様仕度、右之段早々可申上如斯御座候、以上、

十二月廿九日

野中新三郎 印  
久保田吉次郎 印

加 惣兵衛様

川 助左衛門様

按ずるに、御勘定組頭加藤惣兵衛、御使目付組頭川村助左衛門にして、ともに御用掛なり、

朱書  
本文組頭の遣候書狀之外、來聘相懸り同役にも、一通り案内申遣す、

從是以下不殘常吉持參之覺、

易地聘禮約定之分、是迄往復之書翰者、全偽書之旨、今般裁判役申越候段、仁位求馬申開候趣、并同斷之始末内々相糺候子細、左に申上候、

十二月九日、按ずるに、前後の文によるに、また文化四年十二月なり、家老仁位求馬儀、私とも旅宿に罷越申開候は、兼而朝鮮表に差渡置候役人共より、彼國之事相變候儀無之旨、毎毎申越候得共、修聘使歸國兎角遅延仕候に付、當八月中爲韓事裁判用人、重松此面猶又差渡返翰催促爲仕、様子爲相糺候處、去々丑年按ずるに、文化二年、修聘使より年期約定之書翰、彼方へ相渡候後、有無之沙汰不仕、去寅年五月に至、禮曹參判同參議より差越候返書と者文言彼國に而者、寛政六寅年延聘緩期之御約定後者、書翰之往復無之儀と心得居候處、存外之書翰到來、段々遂穿撃候處、衆譯とも中間之奸曲に相違無之、依之其者共者罪科に處し候旨、右に付易地聘禮之儀、存も不寄越之旨而已に付、其節講定役戸田頼母、都船主加納郷左衛門等、右書面取上げ不申、以前之趣意を顯懸合候故、彼方氣請を損し、却而埒明不申、依之其品を替裁判役和らかに懸合、去寅年之書翰、并傳令其外共請取差越之、右書面之趣

に而は、一向不同意に相見候へ共、朝鮮國都表にも、實は易地聘禮不好義にも無之、併奸譯之計策を基に致し、易地聘禮承引は難致候に付、別紙案之通、東武之思召に相違無之旨之書契差越候は、精一盃取計可申旨、判事共短簡相贈候旨、當十一月七日此面より巨細申越候間、主人始評議仕候處、右是迄彼國譯官共に欺れ候段者恐入候儀、然共裁判差渡候甲斐有之、右之實情相分候に付、時日を不移公儀に段々之次第申上、猶寛大之思召を以、今一應之懸合方御許容被成下候は、御令文を奉願、夫を以易地來聘、元來東武之思召に出候に相違無之旨を相示し、今更斷と申候而は、東武に申譯無之、對州急難之仕合に付、何分頼入候旨懸合候は、彼國とても年來隣好之儀故、見捨も仕間敷候に付、必定相調可申、右願御許容被仰出候にをいては、公儀御役人中、彼地の御越懸合方をも入御覽申度、左候得者、公儀よりも御役人被遣候と申儀、彼方にも相響、猶又取用之請方も宜可有之、右次第私共よりも同様、江戸表に申立有之候様相願候旨、求馬申開候、

一、仁位求馬儀者、是迄何事も相包不申開候處、前書之始末に限り申開候は、如何にも不審御座候に付、朝鮮表實事之筋承度、彼國より近來不首尾に而、呼戻に相成候都船主加納郷左衛門方、十二月十一日千田八郎より文通爲仕、密々面談仕置旨申遣候處、此者儀最早當時之成行を恐れ、其上大病人有之趣に而、面會斷候返書に付、猶手段評議仕候内、十二月十四日黒岩最左衛門方より難捨置儀有之、夜分密々相咄申度旨申越候間、早速面會候處、此節求馬江戸表の出府之儀、甚不容易次第に而、對馬守浮沈此一事に極り候に付、當時無役之身分ながら、主人之爲一應開に入申度旨、右者寛政八辰年朝鮮之譯官使士正扑兪知と申者、對州の來候節、易地來聘之儀申達、翌年東萊府使より表向に懸合申來、其頃者繁右衛門國許に罷在萬事引受、易地之約定相調、其後繁右衛門江戸の出府仕候に付、對州之姦人朝鮮之譯官と馴合、彼地に而不審起り候様追追に仕成、最初之懸合は偽書と申觸し押詰め候所に而、去夏に至、修聘使に全偽書と申書面差出候處、頼母、郷左衛門一向取合不申、是迄之書翰偽書

と申され候は、東萊府に罷通り、府使に面談實否可相糺問、案内差出候様申達、當春セイシン堂と申所迄出張三日滯留、右返答を責候處、彼方大に迷惑之様子に而、東萊に罷通候儀は見合吳候様、何れ返簡出候様に可取計旨、判事共申之候に付、返簡さへ相渡候儀に候は、見合可申和館に引返し、追々責論仕候に付、最早不日に何と歎沙汰可有之一段に相成候砌、去る八月中求馬差圖に而裁判役相渡り、郷左衛門儀は手荒之懸合不宜旨に而引戻し、出勤差留置、朝鮮表は裁判より和らか一篇之懸合に罷成候間、去寅年按するに文三年なり五月より彼是論談いたし居候偽書と申書翰、并傳令東萊釜山の附書判事共之經簡等裁判受取之、求馬に差越候に付、只今迄年來之懸合逸々不宜に相成、講定役戸田頼母、目付役早川恕助、其外通辭小田幾五郎、牛田差兵衛、吉松右助一同叱り、於和館慥に申付置、當時彼地に而は、裁判一人に而御用取扱罷在、求馬儀は偽書と申趣を表にいたし、主人に一了簡申立、此一件江戸より御越之御役人、并以酌庵も同意に付、江戸の伺可然段申開せ候に付、主人も早速許容致し候旨、甚以

不易事共に付、氏江左織、平田隼人等自注、邪助仕罷在、易地來聘元來骨折候者之、密々咄合歎息仕候由、染々と申開罷歸候、

一、右最左衛門存念雅察仕候處、私ども儀も、一同求馬奸計に乗り候哉と存込、相知らせ心付け候儀にも可有之、何れに而前書内話之始末、兼々推察之意味に中り候得とも、求馬心中又如何様之考方可有之哉も難計、幸去る九日求馬申開候口上、此度江戸表出府申立候趣意同意に候は、私どもにも同様申立吳候様頼候は能き手懸りに付、求馬を招き申立方相談之體に而相尋候は、必定心服相咄可申と、十二月十六日相招、左之通尋問仕候、

朝鮮之書翰偽書と申儀、江戸表にも素より其沙汰有之候得とも、今更品能御申上有之候迎、容易に信用可有之筋無之、今度其子細被申立候には、御用調熟之節、宛と相分り候儀有之候而之儀に候哉、

求馬答、 宛と調熟相決し候は難申候得とも、彼國に而も萬一御絶交等に相成候而は、清朝の對し難行立事狀有之候旨、毎々相聞、去る八月裁

判差渡様子相糺候處、去年五月禮曹より之返簡并傳令等、修聘使受取不申押合居候故、却而遅々致し、右書翰之内、東武之御書契に而も參候は、相整可申哉に而相見へ、裁判より申越候にも、是迄宜懸合候判事共は、猶又和館詰越之儀東萊より申付候由に付、全く彼方にも調熟を好み候姿に有之、都而右和らか成取計に相成候は、十に七八は出來可仕旨に付、右を自當に而出府仕相同候心得之旨申之候、

問、 右之通に而は、兼々江戸對州朝鮮表三方一致之心得に而、自然謀書謀判など、彼國不筋申懸候節、正道に而貫き候繁右衛門殿示談と大に振候は、如何に候哉、

求馬答、 右者、繁右衛門朝鮮表當時之事狀を不存候故、強く筋道を以懸合候節之申合に候得とも、近來彼國に而も、無據件々を申懸け候に至候得は、此方も又手を替、御令文を相願、和らかに懸合候方、順使之様子に相聞候に付、今般伺方罷出候儀に御座候、

問、 朝鮮書翰之様子に以考候得者、彼國と對

州と譯官に欺れ候に付、奸譯共者致刑戮候、朝廷に而は甲寅年約定之通、按ずるに、甲寅は寛政七年なり、約定の始末、舊例之來聘に心得居候旨、右問違は等今詳ならず、されども前册にも辨せしこと彼國奸譯之仕業と而已申之、聊も對州にもケ様之奸計とは書載無之候、然處、易地聘禮朝鮮不承知にては、東武に申譯無之、對州之立と不立と危急之場に付、何分頼入候段、御令文を被懸候而は、彼國之誤を對州に引受、此方より彼國の誤候に相當り可申、且御令文之御威光を以、懸合之趣に候得共、對州如此手を下げ、朝鮮の頼込候得者、公儀もやはり御手を下げられ、調熟一筋を御好被成候様而已に相響、左候而は今般手を替候取計に而、御威光を減し候方には當り申間敷哉、求馬答、右之趣意并前段繁右衛門、兼而示談之一件等者、公儀之思召次第に而御座候得者、今度出府仕相伺候迎も、強而和らか一筋可仕と申上候にも無之、二筋三筋にも議論を懸て相伺候積り、繁右衛門打合、其上に而免も角も御差圖次第、取計ひ候爲之由に、何歟二半に口を替答申間候、

右之外、品々申談候得とも、一向押所も無之、答振りに而、入組候事共に付、左候は、認被兼候意味も品々に付、此方よりも御普請役御小人目付之内、一人差立御同様申立候は、都合も宜可相分と申間候處、左様も有之候は、別而仕合候と喜悅之體に而罷歸候、

一、右求馬申口、去る九日面談之節、和らか一途之懸合に而調熟可仕と申間候口振とは相違仕、今日論談仕候處に而は、幾筋にも繁右衛門迄相談仕候積を以出府仕候旨申之、何とも不審之儀と咄合罷在候内、暮時頃黒岩最左衛門より密書到來、今日主人より、求馬出帆先つ見合候様申渡有之、委細は後刻密々罷出可申間旨に付、相待罷在候處、無程同人罷越申間候は、用人役高瀬五郎左衛門と申者、自注、來聘懇りに無之候得とも、繁右衛門同意之、是は、者に而、出場時向も不宜引込勝、罷在候由、今朝主人の目通り相願、此度江戸表に被差遣候御用向之次第、氏江左織引込中は、午申、筆頭之儀に候得者、存込相談も可仕處、求馬より少々之相談も不仕、其餘來聘御用相勤候者に者猶更不申間、同人一存に而出府仕候儀、何とも如何相聞ね、重大之御用筋に候得は、

廣く存意を被爲聞候而後、御取計可然旨申演候處、對馬守答候者、右始末は江戸より被參候段々、并以酌庵にも求馬申談、一統承知之旨に付、出府申渡候得共、同職共にも相談いたた無之候は、先つ出帆見合之儀可申渡旨に而、差留に相成候段、最左衛門申聞、右内咄に而求馬一己之奸謀と申儀、私ども初而相察し、此上者氏江左織早々出勤有之様被取計、表向にて左織被參候は、得と談方も可有之、早速其筋被懸合候様申達相歸し申候、

但、最左衛門儀者、先便にも申上候通、正直一途之人物故、私共深く存込置候儀共者、同人に咄合不仕候、

一、同十八日夜、最左衛門罷越申間候者、昨十七日朝、求馬早めに罷出、主人の目通申込候處、家老一同相揃候上に而罷出申間候様、一人罷通候儀者可見合旨、側用人申達候に付相扣、無據一同相揃左織も出勤に而、主人目通の罷出候處、對馬守申候者、此度求馬江戸表に而出府爲致候儀、一同如何存候哉と相尋候に付、家老共答候者、御用向之子細求馬より相談も無之候得者、相辨不申候得共、朝鮮之事體

いまた六ヶ敷と申にも至不申候得者、此上精力を盡し懸合候方可然、東武に御伺に者先つ及間敷旨相答候由、其節求馬進出、今般江戸御役人より酌庵にも内談相濟候上は、何れ被差遣御内伺有之候方と申張候由、猶又主人より、左織者如何存哉と相尋候處、同人答候は、私共迄病弱に而引込罷在、何事も不相辨候得とも、何れ評議を被懸候上、御思慮有之、求馬出帆可然申候を以、然らば先一同之相談決し候迄、求馬出帆見合可申旨、重而差圖有之、夫より求馬不快と稱し引込候よし、右之通左織様子宜出勤に而、一兩日中表向に而罷出存意可申旨、最左衛門物語仕罷歸候、

一、同十九日、仁位求馬押而出勤、昨日論談之趣意、江戸御役人以酌庵にも申達候上は、事體不相濟、何れ不日に出帆致度旨申之、家老一同様々評議に相成、夜五時過迄對馬守屋敷に相詰、申談候得とも評決不仕、然る上は御役人より被申立候御用向、緩急之次第問合、右挨拶次第に而求馬出帆之遲速可被極、何れ明日左織儀御役人旅宿に罷越可掛合旨に而、其夜之評議者相濟候由、

一、同廿日晝時過、左織罷越一同面會仕候處、今度求馬江戸表の御用筋伺之爲罷出候に付、御一人御用に而御歸府も可有之旨、右は格別御急之筋に候哉、左候は、萬事差置求馬出府可爲仕候得とも、いまた調残りも有之、可相成候は、少々相廷候而も不苦候哉之旨申聞候、此方に而も畢竟、求馬被相伺候筋之内話有之、右一件入組書面に難認取、依之壹人差立候積申談候迄に而、其方調出來兼候は、少少延引不苦旨及答、夫より折入内話仕候處、求馬儀元來奸智之人物に而、同職一同不熟、殊繁右衛門存込とは甚相違仕、既朝鮮表の裁判差渡候後、講定役戸田頼母を始一統慎申付、専ら彼國望之通を取持、江戸表の申上候振合ひ仕組候處、昨日同職一同之評議之節者、兩様三様にも江戸の伺候杯と、辯舌に任せ申所、押詰之論難決、且又中川奥右衛門儀、心體如何敷者に而、求馬と無二に申談、先船奥右衛門出府之節、追付自分も出府仕へく段、求馬密談仕候段風聞も有之、右兩人示合、江戸表の者可申立哉も難計、萬一主人之浮沈に及び候始末等に至候而者、何とも残念之儀、依之乍病中押而出勤不同意之趣

意申張候旨左織申聞、其存込其尤に相聞候間、左候は、朝鮮懸合同、正道を以相貫候心得方了簡被致被爲見候様、此方之存込をも相談可致旨申談候處、近々書面に仕立持參可仕旨申聞候、  
一、同廿六日夜、左織罷越兼而申聞候同人存込之朝鮮懸合方、別帳差出候處、按ずるに、この兼々繁右衛門書付下に見ゆ、兼々繁右衛門示談之振合、當時之模様を加へ、修聘使と裁判より強弱兩様を以、返翰を催促仕候致方、此方之理を以、彼國之非を責仕候趣に而、尤に相聞候に付、猶存念左之通相尋候、  
求馬此方に被居候而は、萬端評議差支候哉、又者宜方に候哉、御用筋において如何被存候哉、  
左織答、兼而も申入候通、諸般評議手入に相成、入組差支候に付、求馬居合せ不申候方、國許之爲に者宜旨、併此度一存之申立方、公邊御聞請次第に而、對馬守身分に拘り候儀、並老年之繁右衛門格別迷惑も可仕候得者、何分差留候心得に候旨申聞候、  
問、求馬今般一存之趣意を以、出府被伺候趣に付、主人之爲を被存、強而差留被申候儀尤可然

候得とも、國許に被居候而者、諸般評議之差支に相成、御用便に相拘り候儀、且爲差筋も表向相見不申候に、役儀差免しども、難被取計、并杉村氏之前蹤も有之候へは、假令無役に被相成候而も、何歟差障を生し可申、左候得者江戸表の出府被望候こそ幸之儀に付、跡々之始末と被取極、身命に懸け報國之趣意可被盡候は、其譯江戸表わ拙者共申立、無何と御引留に相成、歸府無之候は、彌調熟之順便可被盡候哉、  
左織答、右之通、御取計も有之候は、別紙に書載致し候筋を以、相盡し可申候、  
問、裁判重松此面、并爲都船主今度差渡候岩崎右京、其外當表にも御用筋障候者、有無如何に候哉、  
左織答、此面右京兩人者、素より隨身之者に付、求馬同意に者無之、當地求馬相除候得者、格別差障候者外に者先無之候、  
前書之通左織赤心之意味を打明申聞候に付、猶私とも評議仕候處、同人儀是迄引込御用筋に、強而拘り無之存念等申候趣も相聞不申、勤向は打はま

り少く、且者曾中手弱き様にも奉存候に付、兼而内内相探り候處、此儀も則求馬計ひより、右様成行候儀と相聞候、右譯は左織儀、元來連枝之家柄に而、對馬守頼により家老相勤候と申程之取扱故、國內に而者素より勢ひ有之、其上年若ながら存込正敷、此者筆頭に精勤致し居候而者、求馬自由に取扱候儀も難相成、依之、左織父兵庫當時隱居之身分に而、常々淫酒に耽り、父子之間柄不宜を見込、求馬吹舉致し家老筆頭に仕候故、兵庫時を得早速本宅に引移り、倅左織を別屋之隱居所に引移らせ、外聞不宜様に致し懸け、兵庫勤向之儀者、元來思慮も無之生質故、求馬助言而已を以、萬事取計ひ候間、左織儀何分勤兼候様罷成、殊に透を見合求馬密々間を入、對馬守手前を不首尾に仕候に付、不得止左織去る九月頃より全く引込候由、右之通主人と父との兩人より罪を得候儀に候得者、引籠候筋合、誠無餘儀次第に相聞候、且又求馬儀者年輩と申、一體之容貌實體質素相見、挨拶柄文通向其甚丁寧に而、好惡有之人物とは更に相見不申、何れを承合候而も求馬を譏り候もの先者無之候處、此度之一件に而前

後得と勘辨仕候得者、以之外成奸智に而、第一繁右衛門是迄之取扱に非を打候得者、杉村之黨忽ち同意仕、追々集り候を以、手段を企圖與之内より繁右衛門同心之者、退役跡之役儀申付候而、一同を喜悅致させ置、扱前書之通自分手を下し不申して、筆頭之左織自分引籠候様取計ひ、此節に至り偽書と申を表に出し、主人始是迄之役々、年來朝鮮之奸諱に欺れ、不行届旨を以、公儀に申上、自分者文化元子年より之來聘御用懸りに候得者、以前仕拵へ密伏之取計ひ、唯今初而發明仕候と申筋を以身を逃れ、杉村直記と大森繁右衛門と致置候、黑白成風儀之外に、又別派之新流を立て、一己之功を顯し、後に國內壹人に可相成、甚敷姦謀と相聞申候、然とも幸に左織儀、此節報國之忠志を盡し、是非に差留め、猶朝鮮之懸合を可盡と申張、追々前段本文に申上候次第に押移り候處、何れも偽書と申書簡朝鮮より受取、私共にも被爲見候上は、夫成りに可仕様無之儀と存候旨、私ども及挨拶候に付、求馬出府仕候に相決し候儀に候間、右求馬申上方御糺之上、彌彼國の手を下け相頼候様成不埒之筋にも御座候は

は、求馬並中川與右衛門共、對馬守江戶屋敷に被御留置、自分文通等國許には堅く仕間敷旨、急度被仰渡御座候様仕度、右跡深く奸智を廻し候者とも故、歸國仕候は、杉村直記之類ひにて、又如何様之妨を生し可申哉も難計奉存候、尤對州表之儀は、左織儀頭取指揮仕候上者、別條も有之間敷、杉村か殘黨と申者共も聞へ候程には無御座、蠅之臭氣に聚り候に類し候族に而、勢を以拂候得者、直に散亂仕候に付、重役正敷御座候得は、少しも御氣遣成儀有之間敷と奉存候、乍去最早時月相迫り候に付、調熟仕候逆も巳年春之御間に合候様には如何可有御座候哉、今度求馬出帆さへ仕候得は、早速朝鮮表には左織存込之強弱兩様を以、修聘使者裁判より爲懸合可申旨に付、たごひ萬一此上求馬心中に貯置候格別之奇計有之、御開濟に而其通りに懸合候様、被仰渡候儀に相成候とて、當時強弱兩様之懸合責論仕候故、敢而後々々障候筋も有之間敷、又兼々繁右衛門申上候道理之懸合方に被仰渡候時は、只今より前文之通相盡し候方、其之手操に御座候間、兎角時日を不移、朝鮮の懸合可然旨左織の申談置候、右

書面之外意味有之儀は、古澤常吉口上を以、猶申上候に而御座候、則求馬差出候朝鮮書翰寫一冊、同和解一冊、氏江左織存込、書面一冊共相添、此段奉申上候、以上、

十二月

文化四丁卯年九月、傳令訓別等、

二百年約條堅如金石、往復可否惟在於兩國朝廷、信使行止、是何等重大之事、而因奸諱輩之中間偽造、如是強迫、仍欲依其偽造者而施行之、此豈誠信相與之道、不但在我國、決是萬萬不可行之事、雖以馬州事東武之道言之、今於奸諱欺誣發覺之後、豈不以實狀詳告於東武乎、從前雖有極難之事、未嘗不曲從、彼人之所知也、至於此事則事體極重大、苟有萬不獲已之故、則自東武備陳事狀、更以書契來請猶或可也、否則我國譯官入去東武、親聽東武衙門之言、且辨明我國朝廷與馬島俱、被奸諱所欺誣之實狀、然後、受書契歸告我國朝廷、以待處分、方成事體不如此、雖馬島固不宜強迫、況大差豈可如是乎、今彼人之言、則惟恐奸諱之罪見知於東武者、然以此推之、東武似不知馬州之爲此舉也、我國既知東武不知、則豈可與

馬州相唯詰乎、信約爲重事體爲大、雖百番闌出、徒添彼人違約犯禁之科而已、規外裁判轉益煩擾、不送書契而稱以舌頭者、尤可見東武之漠然不知、雖十年如此、萬無所益、勿爲執迷、深悟事體道理之不當然、即即還歸之意、曉諭義判之處宜當者、

丁卯九月二十七日

傳令和解

二百年之約條金石之の、ミク、往復之成否者、專兩國之公儀に關り候儀にて、信使東武の通り候と、對州に止り候とは、別て重大之儀に候、奸諱之輩中間之偽造に依て、是非偽造之通り取行はむと存候は、如何にも誠信之道とは離申、於我國決て被執行間敷は勿論、對州より東武に對候ても、此節に至り奸諱之欺誣露顯致し候上は、實狀を以詳に東武に可被申出儀に候、以前より各別手入之儀も、是迄枉て任其意候は、彼國之人存知之前に候、此事に於ては、東武より委數事情を伸、別て書契を懇請有之候は、又も假成之事に候、左も無之候は、我國譯官を東武に差遣、而り東武之申分を承り、扱又我國と對州いつれも、奸諱に欺れ候實辨致し候上、書契を請取歸國之上朝廷に申出、都議に任せ候て、其上にて筋道可相立事に候、此通に無之候ては、對州に致し候て、元來少様は無跡に差詰可被申儀にても無之候、勿論増て大差使よりは、彌以之事に候、對州之人申分之通に候得者、一筋に奸諱罪科之一段、東武に相知候を專恐候ものも相見候を以推量致候得は、對州より無跡に差詰候一段は、東



武には一向存無之ものと被存候、且於我國も東武之一向存無之儀を御承知之上は、對州計り之申分にては、決て領掌可有之儀にて無之候、通信之儀は、約定と言ひ事跡と言ひ、別て重大之事に候得者、此上出門等之儀、幾邊有之候而も、徒らに彼國之人、約條に背き制禁を犯し候と申迄に候、依而者不時裁判之渡海も、彌造作手入りな益し候と申ものこ、別書契も無之演達とのみ有之候を以相考候得者、彌以東武之一向存無之候處相見候、右之通に候ては、假令拾ヶ年掛り候ても、少も事跡道筋之態度ケ様にて無之筋を深く致得心、早々歸國に至り候様との趣、明白に裁判に可申達者也、

丁卯九月廿七日

傳令訓別、

交隣之道、貴在誠信、兩國相與之際、雖片言半辭、不宜一毫杜撰以傷誠信本意、而今於奸譯伏法之後、援引其假托驚張之說、遂欲因以成事者、已非道理、且況我國與江戸二百年、和好約定堅如金石、未嘗有毫末相失、而馬州不過居間一遵兩國之約以通往來而已、今忽以聘禮易地之請、委送使价三年不歸、殆若故生葛藤者、然其間許多說話俱欠誠實、我國與江戸有約、不欲輕變其舊、且懲奸譯之事有難許施、故已將此意備悉於書契中、以為答送、則為使者之道、當奉書還歸而已、馬州事勢若有萬不獲已之端、則以

此實狀報于東武、或以國書、或以書契、備盡委曲、更為來請、事體道理固當若是、而一向執拗迷不知返、設若當許之事、只因一价之言、萬無許之之理、其在使价之道、尤不當若是、須即奉書還歸、以此事狀詳告于島主、則島主必以為當然報于江戸、則江戸亦必以為當然、如是之後不必更事、逗留徒損事體、

丁卯年十月二十四日

修聘使の差出候傳令和解

交隣之道は、誠信を貴ひ候儀にて、兩國間之取遣り一言半句も辯事にて、誠信をそなひ候儀有之間敷事に候、然に奸譯刑罪之後に至り、其者共之假り設候儀を以、實事に可致と申儀、先以道理に無之候、況我國江戸と二百年和好約定堅き事金石之とく、少し之間違入組も無之儀にて、對州之儀は、其間を取扱ひ、何事も兩國之約條に隨ひ可申事に候、俄に 禮易地之儀を以、使者差越三ヶ年致逗留、兎角入組難溢を申起候趣、甚に誠實之道に無之候、我國之儀も、江戸と以前より輕々數舊約を變し申問敷段申組有之、其上奸譯之仕形に懲り候へば、中々望通難許容、依之其譯委曲返翰に書載候得者、請取致歸國候儀、使者勤之當然に候、對州之事勢不得止筋も有之候は、右之實狀を東武に申出、國書又書契にて、子細を詳に書載致し、重て可及懇望儀、事跡道理に叶可申を、一圖に申詰候段不了筋に候、萬一も相成筋に候は、使者之一言にて相濟に、不相成筋に於ては、使者之身分左様には有之間敷事に候、何分右之通返翰

請取、歸國之上、右之通太守の申出候は、極而左も可有之事と可被存、江戸は被及案内候て、是又當然之事に可有之候、然は使者逗留之儀は、於事跡無用之儀に候事、

丁卯十月廿四日

東萊令監傳令大槩臆書、覺

一 二百年約條堅如金石、往復可否、惟在於兩國朝廷、信使行止、是何重大之事、而因譯官之偽造施行之、此豈誠信相與之道乎、  
一 從前雖有極難之事、未嘗不曲從、彼人之所知也、至於此事事體極重大、苟有萬不獲已之故、自東武備陳事狀、更以書契來請可也、

一 或我國渡海譯官、入去東武親聽東武衙門之言、且辨明我國朝廷與馬州俱被譯官所欺誣之實狀、然後受書契、歸告我國以待處分、方成事體、

一 今彼人之言、則惟恐譯官之罪見知於東武者、然以此推之、東武似不知、則豈可與馬州相唯諾乎、一 規外裁判轉益煩擾、不言書契而稱以舌頭者、尤可見東武之漠然不知、雖十年如此無所益也、

丁卯十月日

訓導敬天玄同知  
別差明遠崔判官

傳令和解

一 二百年之約條金石之とく、往復之承知不承知は、專兩國之朝廷に有之、信使之行き候と止り候とは、重大之儀に候、譯官之偽造に依て、是を執行ひ候は、誠信相交之道とは難申候、  
一 以前より各別手入之儀たりとも、此迄枉而其意に任せ候は、彼人存知之前に候、此一事にあつては、事跡至極重大に候、若も萬々不得止之儀有之候は、東武より具に其情を陳し、別段書契を以て來り被請候は、假成之事に候、  
一 或は我國より譯官を東武の差越、面り東武之旨を承り、扱又我朝廷に對州と何れも、譯官に被欺候實情を明辨致し候上、書契を受取歸國之上、我國に申出處分に任せ候は、事跡相立候と可申事に候、

一 唯今彼人之申分に候得者、一筋に譯官之罪科、東武に相知るを恐候と相見候を以、致推量候得者、東武にあつては、對州より此一事を申候事は、一向存知無之と相聞候、我國にあつても、東武之存知無之段相知候上は、對州との掛合而已に而は、御領掌可有之儀に而無之候、

一 不時裁判之儀、彌造作を相増、書面を以不申越演達而已に而者、彌以東武之一向存知無之處相見、假令拾ヶ年掛り候而も、實益無之事に候、

丁卯十月日

覺

一 修聘使公幹、今以傳令大槩觀之、更為來請為宜當

云、朝廷一出書契、尙無便動、故有妨國體、自然延抱矣、貴州時急事情聞之已久、俺等適爲日本判事、此時盡心力、而雖爲周旋、朝廷有時時之勢、公體無順便之意、俺等不及竭力、極爲恐怖、如此則尤爲遲滯、兩國順便之道、別般口詳量周旋、千萬幸甚、

丁卯十一月日

訓導敬天玄同知  
別差明遠崔判官

大差使 都船主 尊公

兩譯書付和解

一修聘使御用向、傳令之趣を以相考候得者、御書直しに相成可然奉存候、朝廷より一旦被差出候書契者、動き申候而は國軀に妨有之事に候故、只今之、こさく及延引候、

貴州御差急之御事情者、深く致體察、其上我々日本判事之儀に御座候得者、御用向少しも油斷不仕候得とも、朝廷にも時々之勢有之候故、表向順便之道無御座候、此儀は我々力に不及儀に而恐入罷在、遲滯之儘に而も難相濟候故、兩國間順便之通、別段御了簡御周旋可被下候、

丁卯十一月

覺

一貴州時急事情今已稔知、若非別契無他好道理、別

書契出來、當極力周旋事、

丁卯十一月日

訓導敬天玄同知  
別差明遠崔判官

裁判 尊公

裁判に差出候、

兩譯書付和解

一貴州御急之事情、委く體認仕候處、別而御書契不被差渡候而は、外に仕様無之、依而別に御書契御差渡被成候は、精一盃相働可申候事、

丁卯年十一月日

按するに、以上の書面にいふところ、朝鮮書翰并和解なり、そのうち禮曹等の回書は、年代にしたがひて、前冊に出せり、

別書契參判書

塞威崇嚴、宓惟貴國寧綏、本邦同揆、驩誦倍恒、因我大君殿下襲立、信使超溟、己巳之春際邀諸敵州、新創聘禮、祇出東武懇旨、隨例遣修聘使、淹留約將三期、具詰間有事故、覆帖至來、象官斯蔽、恐生費款、猷剛之曷止、竊以馳聞東武、有悉延滯之由、爰命慶禮、禔聘儀載完因使申款、敵州慶興一係、回書之應否、詮普鄙哀、別以正官姓名轉達之、明察敵州急難之情、邇速順便修答、崇价過適、鄰誼愈篤、菲儀別錄、聊表遐悃、莞納幸甚、統希丙炤肅此、不備、

別書契和解

嚴寒之時分に御座候得とも、彌可爲御平安珍重存候、然者、大君殿下御立に付、信使渡海之期、己巳之春對州迄御越、聘禮被相整候様、新に東武より被仰出候に付、例之通修聘使差渡候處、三ヶ年及返留子細も有之哉に相考居候折節、御返翰相達譯官とも計策も有之たる段、兩國入組之其驚入たる次第に候、則内々東武に言上、修聘使遲滯之譯御間届之上被仰出候者、慶禮之儀は及延引候而も、聘禮之宜相濟候様、重而先般之通、申向候様この御事に御座候は、此儀は御願諸之有無に依り、對州之立に不立に相係り候事故、別に正官何某を以、此方實情を申入候に付、急難之事情御明察之上、御用向順便之御返翰に差越、信使被差渡候は、御鄰誼にもあて大幸之儀可有之候、隨而輕滯之至候得とも、別錄之通致進覽之候、

按するに、この書年代を載せされとも、文中信使來聘の時節、己巳の春と仰出されしにより、修聘使を渡し、三年遲滯に及ぶ云云とあれば、これは文化四年の事なるべし、されとも前の書面中に載する久保田吉次郎等、仁位求馬と問答の條に、對州より手を下けて、かの國に頼入る事は公儀よりせらるゝも、同様の理に當るべきなごかえなれば、この別書契は、かれに贈りたりしか、但し、これらの事ありしにより、文化六年にいたりて、かの譯官使等渡海ありて、通聘の事を講定ありしものか、その間の事實、今こもに考へかたし、

朱書

書付扣

本書に如此短冊美濃紙に而張付遣す、

氏江左織朝鮮表掛合方存込之趣、認差越候書面、朝鮮御用件之趣、近來に至追々申來候次第に依、今

般求馬儀、急出府被申付、既に上冊にも至候處、猶

又主人三思いたし、心付之品有之候、依其段私ども此上深致評議候様被申付候に付、折返し加評議候處、右御用篇之儀、繁右衛門初發より全篇心得居候處より、多年心膽を碎罷在、何分調熟之道相盡方追追存寄等も申越候次第も有之、彌此上入組等相生候節者、公儀に申上候階梯差等可有之儀勿論に候、則繁右衛門にも、其段は深く相心得居候處、しかご不調杯と表立奉申上候段、御聞得之程何ご可被爲御座在候哉、甚以大切不安次第、主人にも千辛萬苦筋道を相立、道理を盡し詰候下知方に依、我々とも心力を相盡、誠繁右衛門方にも曳如く内心を致示談罷在候、然る中不圖求馬致出府候而者、事之不行届とも可申筋に相見、嘸以致當感候儀哉と愚考仕候處より、則主人存念通、今少し出府見合可然と同意仕候儀に御座候、此上とても尙又書狀を以委細申越、得と繁右衛門了簡等も承り候上、彌以此上存寄無之と申に至候節は、事之筋道を明白に相札詰候上に而、出府爲致可然と之存念に御座候、扱又此節求馬出府之儀、於私に致不同意候譯者、外に愚意

之品有之たる儀に御座候、私儀右御用掛之儀、近來に至則當職被申付候上に而按ずるに、氏江左候處、先最初に以御内密易地之御用蒙仰居、其後に至追々朝鮮國承諾相濟、既に禮曹より謝書迄差渡、日を追而終に年期迄も及御議定候上、御國中今程者御打出しに相成、已年春來聘之儀被仰達置たる御事に御座候、然處に其譯筋も相立不申、不相調杯と申儀、公邊に而其分に被相濟間敷儀、自分に取累代蒙仰居候御役儀之詮、更に相立不申、私式公躰を計申上事、不遜之至奉恐入候得とも、若者御持振なる御儀共に至り申間敷候哉と、誠以私共に至恐怖戰慄此事に御座候、依而者餘事を差置、公義之御威光に不相抱處を相盡、異國之僞欺を請候處之無之儀、出精不仕候而難相濟段、勿論之儀に御座候、此上對州一篇之力に而者、尖に御順成難相成趣に而、公邊に被申上候程之譯筋たに相立候は、其節誠に不得止事表立奉申上、御賢明之御沙汰を、彼國に申達方之義、御差圖之品可被成御座候哉、彌承諾拒詰候場に至候は、是則不調と申場に而可有御座候得とも、いまた兩端睨と相見不申處、假にも不調

と可申立儀に努々有之間敷、繁右衛門儀折角心膽を碎、乍恐も御用御掛之御方様方迄、御慈恩を蒙罷在候處も、不益に相成候と申ものにて、殊更順成之儀、若今改而主人より相頼候杯と申に相成候時者、此儀急度順成と申見通相成儀に無御座、手に取候論に而無之致愚考候付、出府之儀押而致不同意候儀に御座候、私儀右御用掛り者勿論、職分之勤も近年之儀、勤掛以前之儀者何れも書面に而、事行道相心得候迄に而、事情に不行届儀も可有之、其處至而不安相考、素り同役内年輩も有之、評論を承り候上に者御座候得とも、生得短才に有之殘念仕候儀勝に御座候、

朝鮮御用盡し方之大意

先般修聘使之書契相渡候後、三ヶ年に至返輸入送段々相滞候付、追々使者より及責論候處、頓而回下至來可致候而已申出、時月を延急場不致候に付、東萊府宴席に罷出候節、先都船主加納郷左衛門出席、是迄好譯之僞欺に起り、段々申出件々大に及論談候次第、別紙之通に候得とも、彼國例俗強而拒争を不相設、如何様御尤、又者其儀者朝議に出候事と申

通れ、此方之役々屈憤之時を待候、論談主客を立直し候奸策と相見、年期者次第に日間廻り候に付、理非之論談は差置、急場之爲と申を以、幹事裁判役重松此面差渡、右爭論之中に入、若も貴國內々難澁筋も有之儀に候は、又此方聞請可申、返輸相滞候而者、東武之首尾合至而大切に有之、貴國之奸譯よりして、對州之迷惑不首尾、國家之浮沈難計、是迄御交誼御誠信において、何と御心得可被下哉、押詰東武此上之御沙汰向、大切至極恐入たる事情を致躰認、何分順成之道を双方致和調候爲、差渡たると申大意を以、只其事之成り候一宜を計り、此面儀良媒之姿を以、色々温厚之道を以掛合候處より、彼國之意内をも相談し、別書契之心付等任譯より申出、其姿者致熟談候體にも相見候得とも、急度慥に相調候的とも相見不申、柱礎者矢張右不應之返輸を相渡、修聘使を引取らせ、跡は其身共注文を出し望通に相計候巧共には有之間敷哉、不應之返輸を相渡候而、一端道理を立、其跡は直に奉應上命候儀、慥に見通し度候得とも、此儀考量難相成、當時は修聘使方之論談を相止め、裁判方致熟談候と申姿に

仕、時月を重是と其益相見不申、兎角已之春に及候は、何と哉掛合を起可申と見計り候底意共に者無之哉共相考、誠に以難相濟行形に御座候、然處右不應之書面主人一覽被致候而は、箇様之不心得成返答を、東武に可差上役筋に無之候付、一應も再應も三應も責論差詰、又者論達を盡度、是則又々修聘使より強く爲掛合見度存付候儀に而、折節都船主を引換に代岩崎右京を召仕候付、新に論談を可相設機會哉と致愚考候、扱又易地之儀は、是迄色々論談を立、追々仕盡候末に御座候得は、此節修聘使と以可懸合議論之礎也、抑右返輸之書中、似せ手形謀書等之奸譯有之たる段被仰聞候、兩國間之御交書翰圖書を以爲證、御互に相交候儀、數百年間少も間違候儀無之、御通交致連續候儀者、今更新に言迄もなく候、然に名體好譯之計ひに而、御隣交重大之御役筋間違生し、一向朝廷に御存知無之段被仰聞、いかに易地之次第好譯之謀計に而、朝廷御存知無之筋被仰分方有之相貫も可致歎、若哉聘禮古格に復候様にと致旋方候爲、此返輸を東武に致稟啓候時、右昌地者一編之聘禮に而、本源之御通交之格是

迄之通に而は、兩國間奸謀之族重而相生間敷に無之、左候へは後來奸惡之患を被恐、於公儀に御隣交之手敷を新に被相設、以來は禮曹之御書契を請候使者は、王京の罷登候様被及御相談外無之、兩國之間に取重大之御談筋たに間違相生候段は、扱々御互に不安次第不及言句事に候、依而は禮曹之書は、則禮曹之於院中受之、東萊釜山之書は其榻前にて請取候様相改、使者は王京の罷越候様被及御談、口節目講定之上、是迄之姿此節御改革被仰出、長く兩國之間、奸惡之患無之様にして、御交誼を可被結との御誠意被仰出候は、易地之儀者御隣交相立候中之一大禮に而、根元御通交之大本、御改革之御議論可相生、其節貴國においても不安儀哉と相考候、是則被仰下候通、按するに、これ前に出す文化三年五月禮曹趙德潤の回書をさすなり、國家を立候者、禮義を第一とする之御厚意に候、兩國間奸偽之儀者、此節貴國より初而被仰越候得者、右之御誠意者其節何分御請可有之候、萬一其儀をも等閑に御心得有之、御請無之共押移候は、若者御絶交之儀相生間敷に無之、於貴國其覺悟者素り之儀に候、對州之儀數百年之間之御交誼爰に破談

に及候に至候段、扱々歎息無限次第に候、御和交之儀、大權現様より祖先義智に被命、誠に紛骨之勢を以、漸く被相結今以致進續居候儀、當義功代に至り御絶交にも相成候様成行候儀、大權現様之御神慮を被恐、且は義智之孝道を被欠、此節祖先之遺命を水に相成し候而者、悲歎不少儀に候、貴國におゐては、右奸諱之次第を以、易地之子細被仰開候得とも、易地者左に成、御隣交之御改革右に出可申、吹毛之御過とも可申と存候、其餘様々可及論談候得とも、此大綱之一條を以致論談、今にしては貴國と對州と之交り厚き處之誠信を以、大意として相盡候様、修聘使の申達、其趣及責論候は、必定如何彼國返答之成兼候儀は、先々脇に直し裁判に打掛、右體別條異難之懸合相生候而は、彌朝廷に怒氣相生、易地之御用、御順調無覺束抔と可相拒哉、裁判儀者兩國之際、只々和順を腹膺し、修聘使之強きに隨、裁判は温和を以、彼方に而は御用を相熟し候處を相心得、右と左より強弱を相盡させ見度、即今之勢は全く右も左も、只々腫物を扱候如く、和順和順と相心得候付、折角相盡候裁判之方、和順却て力を

得不申者には無之候哉、修聘使より及責論候は、裁判方之温順忽ち益を生し可申哉に相考候、乍然此件々聊以見通し相成候儀者、毛頭も無之候得とも、先是迄右様之懸合は不致候付、若萬一も是より談儀之道を開可申哉、誠に暗夜に礫を打候管見愚考を少相認見候、以上、或留書、○按するに、久保田吉次郎、野考をもて、氏江左織之内談を遂げ、文化五年仁位求馬、江戸に出府せしめしなり、然れば、江戸において、後必その御處置ありしなるへけれとも詳ならず、たま、柳營日記に、文化六年十二月宗對馬守家來吟味之事により、寺社奉行吟味物調役星野三郎等三人に、賜ものあるをみれば、是疑らくは、同人家來にて來聘御用掛のうち、この仁位求馬のこき奸謀の輩、及び前册に収めし同書に、文化四年十二月四日加納郷左衛門より、御普請役千田八郎に答へし書中に載する、對馬國通詞役の國と掛合申、漸々惡計を醸せしもの等の、御吟味ありしによりての事に、されともその事、柳營日記の外、更に所見なければ、た、推考のみなり、今姑らくその書を下に附記して後勘に備ふ、

右於御右筆部屋縁類、備前守按するに、老中牧野忠精、申渡之、柳營記、  
文化六年七月十日、用達小田孫六より差出す、  
來聘御用掛役々名前、  
家老 氏 江左 織 平田 隼人  
古 川 圖 書 當病等之節、相勤候様申付  
仁 位 求 馬 此れ同役中の病氣をさすにや、  
江 戸 の 差 置 同 大 森 繁 藏  
按するに、前の書簡中みな繁右衛門とあり、誤寫なるにや、  
朝 鮮 の 差 置 同 大 浦 兵 左 衛 門  
戶 田 頼 母 勝手方印判役  
多 田 源 右 衛 門 用 人 原 宅 右 衛 門  
裁 判 役、持 役 用 人 大 目 付 大 島 七 左 衛 門  
重 松 此 面 大 目 付 鈴 木 矢 柄  
泉 萬 右 衛 門 表 用 人、留 守 居、兼 幾 度 次 左 衛 門  
江 戸 の 差 置 表 用 人 格 佑 筆 頭 兼 小 島 宇 左 衛 門  
吉 村 織 衛 留 守 居 助 役 大 勘 定 小 田 孫 六

- 金貳枚 寺社奉行吟味物調役 御勘定組頭格
- 同壹枚 星野鐵三郎
- 銀五枚 寺社奉行吟味物調役
- 清水兵藏 吉田源次郎
- 宗對馬守家來吟味致久々出精相勤候に付被下之

- 多田源右衛門
- 重松此面
- 泉萬右衛門
- 吉村織衛
- 小島宇左衛門
- 大森繁藏
- 大浦兵左衛門
- 原宅右衛門
- 大島七左衛門
- 鈴木矢柄
- 幾度次左衛門
- 小田孫六

留守居、江戸に差置  
柴田左仲 町奉行 岩崎右京 勘定奉行  
中原外記 幾度九左衛門  
江戸に差置 山下覺次郎 加納郷左衛門  
江戸に差置 大東茂右衛門 平井八之允  
郡奉行 平山次郎左衛門 津江彦右衛門  
船奉行 乾衛士 朝鮮方頭役 早川長左衛門  
江戸に差置、街筆頭、留守居助役兼、  
中川與右衛門 朝鮮方添役 田口秀之進  
案書役 堀江幾左衛門 八木九左衛門  
惣島種右衛門 長留藤右衛門  
財部十藏 大浦甚五右衛門  
佐筆 島居與八郎 志田平兵衛  
日記役 長屋茂兵衛 清原逸平  
朝鮮方案書役 龜川登藏 早田甚八  
眞文役 田口彦左衛門 與頭手代  
落合與兵衛 阿比留久右衛門 根卜貢

同書手役 波多野番作 土井善治  
阿比留彦右衛門 勘定役 小茂田縫右衛門  
平間宇右衛門 井手彌右衛門  
阿比留庄藏 那方手代 山岡作右衛門  
河村與三治 吉川作之平  
春日與七左衛門 船奉行手代 吉村萬吉  
輔澤忠右衛門 阿比留伊右衛門  
中村次郎右衛門 大目付書手役 小島種七  
東田正右衛門 大通詞 吉松善右衛門  
久光市次郎 通詞 安武忠兵衛  
圓島茂兵衛  
右之通御座候、以上、  
已七月 小野某所藏留書、○按するに、この書は、前の或留書に關係すれば、こゝに附す、  
文化六年七月、かの國より譯官使對馬國に渡來し、聘  
事禮式等を講定あり、これ、易地聘禮の事、かの國にて承  
も辨せしこゝ、この間往復の事等詳ならずその講定の書に、かれ信  
使は正副従の三員をせしめん、然れば上々官も一員を加へ、三人とせ  
んとの事、及び明年春中事備わらざるにより、秋冬の間渡海決定せん  
との事あり、終に上々官の三員は、許容せられし、正副のみにて従事

官の一員に省かれしなり、また聘禮年期も後、彼此講定して文化八年  
五月に決せられしなるへし、すへてこれらの事も、本邦よりの講定書  
類更に所見なければ、今強て論じかつたし、爾來聘御用掛、附  
御書付類御褒美等の條、及び信使聘禮の條併せみるへし、  
文化六年七月

聘禮節目講定件々之内譯官使申聞候眞文寫并和解

覺、

- 一兩國國書奉安行禮時、彼此一同磨鍊、
- 一朝鮮國聘使以三使磨鍊、
- 一上上官亦以三員磨鍊、
- 一儲君前別幅人參限三筋磨鍊、
- 一信使一行人員無過三百五十人、
- 一他餘一依節目施行、

己巳七月日

敬 渡海堂上官  
天 立同知 印  
明 遠 崔 兪 知 印  
堂下官  
玉 汝 卜判官 印

覺

- 一兩國國書奉安行禮、御双方御一様に御相談仕度
- 一朝鮮國之聘使三使を差渡候様、御相談仕度事、
- 一上上官是亦三人差渡候様、御相談仕度事、

一大納言様御別幅人參三斤に相極候様、御相談仕  
度事、  
一信使一行之人數、三百五十人に過き不申事、  
一其餘者、節目之通取行可被申事、  
己巳七月日

己巳七月日

敬 渡海堂上官  
天 立同知 印  
明 遠 崔 兪 知 印  
堂下官  
玉 汝 卜判官 印

覺

聘禮節目講定之件々委細拜見仕候處、何れも御筋  
相立居候事故、其趣朝廷に相達候様可仕候、今般御  
面談之上御渡被下候書付に御座候得者、子細無之  
事に御座候間、決定之上悉皆御返答に被及候様、何  
分周旋可仕事、  
己巳七月日  
信使渡海明年春間、物件未備、夏間一行苦狀、九十

月入送之事、亦一番通告我國後決定事、

敬天 渡海堂上官  
明遠 崔僉知 印  
玉汝 堂下官  
十判官 印

覺

信使渡海之儀、明年春之間は諸用意相揃不申、夏之間者一行も難儀仕候間、九十月差渡方一と先我國に被仰告候後、御決定可被下事、

己巳七月日

覺

交隣以後、如有信使以三使臣致賀、重其事之道以省弊本意、設若易地送其三使可也、正副從三員一様體面、而送兩使則其爲東武至極失禮、依前送三使事、  
追曰、前日事情想有聞知、而今番渡海亦有信使易地面譯者、掃除萬事、每事順便幸甚、  
追曰、送三使則上上官一員加差、下率無過三百五十人、

敬天 渡海堂上官  
天 玄同知 印  
明遠 崔僉知 印

玉汝 堂下官  
十判官 印

覺

御交隣以來、信使之節三使臣を以、御賀詞被申上候者、其事を被重候道に而、省弊之本意を以、たとい易地に相成候共、三使を被差渡候方可然と奉存候、正副從三員に相成候得者、一様に見掛も宜く、兩使被差送候而者、東武に奉對、至極失禮之事御座候間、先形之通三使可被差渡事、

追曰、先達而之事情者、御承知之儀と存奉候、依之今般譯官を以、信使易地之御面談申上候に付而者、萬事さつはりと物毎御順使に御取計被下候は、可忝候、

追曰、三使被差渡候は、上上官も一人差加可被申、尤召連候下人者三百五十人に過不申事、

己巳七月小野某扣、

通航一覽卷之三十四終

通航一覽卷之三十五

朝鮮國部十一

○來聘御用掛附御書 御褒美等 從慶長度、至天和度、  
按するに、御用掛のうち、信使來往旅中の御馳走人は、かの宿泊歇息の次第に關係せるをもつて、その命せられし日次詳ならざるは、今多分信使參向道中、及び信使歸國道中の條に出ず、併せ見るへし、

慶長十二丁未年、朝鮮國通信使來聘、五月江戸城に、元和三丁巳年同斷、八月廿六日、伏見城に、寛永十三丙子年、同斷十二月十三日、江戸にて聘禮を受させらる、寛永元年の事今見慶長十二丁未年

大德寺旅宿 奉行 板倉伊賀守 癸舊記、○按するに、伊賀守は京都所司代勝重なり、

吉田、岡崎衆、按するに、遠江國濱松城主松平左馬九忠期、同國支蕃頭家清、同國岡崎城主本多、懸坂守定勝、參河國吉田城主松平豊後守康重の人夫をいふなり、高麗人爲馳走本國に被返、慶長見聞録案紙、十三本慶長日記、○按するに、慶長年録、天元日記、官本當代記等、日次異同あり、

慶長十二年三月廿五日、朝鮮信使駿武へ可遂來聘仰へ、驛次夫馬等を役すへき爲に、岡崎、吉田、濱

松、掛川以下の入夫は、是を歸し遣はし給ふ、武德編、元和三丁巳年八月、年集成、

大德寺旅宿 執事 本多上野介正純 奉行

板倉伊賀守勝重 奉行 松平右衛門佐正之 奉行 伊丹喜助康勝 慶延、略記、

紀年録○按するに、右衛門佐喜之助は、今の御勘定奉行の職たり、  
寛永十三丙子年十月八日、朝鮮人來朝之剋、於江戸御馳走之儀、安藤右京進、脇坂淡路守兩輩被仰付之云々、或書載寛永日記、

寛永十三年十一月十日、今日朝鮮人來朝す、宗對馬守義成相伴之、此儀當四月始より有御沙汰、西國中

國之諸大名に奉書出、大略其趣者、  
一筆令啓候、當年八月從朝鮮國信使來朝候、就夫於領内萬馳走之義、可爲如去未歲候、按するに、慶長來朝之人數書立、今日宗對馬守先達而可差越候、膳部之献立別紙に記之遣之候、自然彼船遭風波之難相定泊之外、何れ之地に合着岸候共、其所之船出之、綱錠カ、水薪等無滯様に、前廉可申付候、恐々謹言、

四月十六日

酒井讚岐守  
土井大炊頭忠勝  
利勝

松平新太郎殿、寬明日記、

寬永二十癸未年、朝鮮の信使來聘御用掛、及びその職により任叙の輩あり、信使登城禮ありしは七月廿八日なり、

寬永二十癸未年四月七日、今度朝鮮人來朝付而、在江戶中馳走之儀、加藤出羽守被仰付旨、老中被申渡之、獻廟日記、

寬永二十年五月十九日、唐人下向に付、北條久太郎柳原市郎右衛門、大坂迄道中見廻御使に被遣之、

同年七月酒井河内守は侍從、牧内匠は四品諸大夫に被仰付候、以上、御徒頭無名氏之記、○按するに、河内守は忠行なるへし、安藤右京進松平出羽守も、按するに、安藤重長、松平勝隆は、御用掛寺社奉行なり、時々順檢すへきよし被仰付、朝鮮使來聘記、○按するに、これまた着領以前命せられしなへければ、こゝに出す、

寬永二十年七月七日、信使本誓寺に入、岡部美濃守加藤出羽守馳走奉行被仰付、按するに、前書に加藤のみを日に命せられた、安藤右京進松平出羽守も、按するに、安藤重長、松平勝隆は、御用掛寺社奉行なり、時々順檢すへきよし被仰付、朝鮮使來聘記、○按するに、これまた着領以前命せられしなへければ、こゝに出す、

明曆元乙未年、信使來聘により御用掛を命せらる、八日登城禮行はる、○是より以上御褒美の事さらに所見なし、月

明曆元乙未年三月朔日、江原與右衛門、佐藤勘右衛門、柘植右衛門佐事、由比按するに、清見寺之間、さつた山之道、油比蒲原之山道あり、悪きに付而、往行能様に普請可仕旨奉行被仰付之、是頓而朝鮮人來候御用之由、朝鮮使來聘記、正慶承明記、

明曆元年三月朔日

石川彌左衛門  
妻木傳兵衛

右當八月朝鮮使參向に付、江戶より大坂迄道見分として可被遣旨、御日記、正慶承明記、

明曆元年三月二日

石川彌左衛門  
妻木傳兵衛  
右兩人、東海道を大坂迄之道筋見廻可申付旨、是者八月に朝鮮人來朝に付被仰付候、  
江原與右衛門  
佐藤勘右衛門

柘植右衛門佐

右三人者、由井蒲原之山道筋能可仕之旨被仰付、按するに、この書二日に係しは誤りなるへし、

同年同月廿八日、石川彌左衛門妻木傳兵衛、是は朝鮮人當秋參候に付、大坂迄之道筋見分之爲御暇出る、以上、寬明日記、

明曆元年三月廿八日

一御暇金三枚、時ふく二 石川彌左衛門  
一同斷 妻木傳兵衛

右兩人、朝鮮人來朝に付、大坂迄道橋爲見分被遣に付、御日記、

明曆元年六月廿六日、朝鮮人迎に岡崎迄可被遣之旨、松平伊豆守按するに、老中信綱、申達之、  
御先手頭 岡野權左衛門御日記、正慶承明記、

明曆元年八月廿一日、朝鮮人迎之爲御暇被下、  
慶承明記、  
寬明日記、

金三枚、帷子單物羽織壹、岡野權左衛門御日記、

明曆元年八月廿一日、岡野權左衛門事、朝鮮人迎に明日記、

岡崎迄御暇、黃金三枚時服三被下之、朝鮮使來聘記、  
明曆元年十月廿三日

金五枚つゝ、

大坂御目付代御暇  
御手洗四兵衛

朝鮮人先達而可參旨、坂井八郎兵衛御日記、信使江戶旅館、ならひに道中御饗應、及び乘馬等の事、尾紀御兩家をはしめ諸大名に仰付らる、

明曆元年四月晦日、當八月朝鮮人來朝に付、各以領内馳走可仕旨被仰付其衆、

松平新太郎 松平安藝守

松平大膳大夫 松平右衛門佐

松平山城守 松平式部  
松浦肥前守 青山大膳亮寬明日記、

明曆元年六月七日、已後剋黑書院出御  
時服二十 石川主殿頭  
時服五羽折 青山大膳亮

朝鮮人來朝之節、馳走依爲役人、在所御暇被下之、按するに、石川主殿頭昌勝は、伊勢國龜山城主、青山大膳亮幸利は、攝津尼崎城主なり、その御馳走所は下に見ゆ、次に、新居に而、兄主水正一所に右之馳走可仕旨に而、御暇被下之、  
板倉甚太郎

同月八日、朝鮮人來朝に付、所々御馳走被仰付面々、  
 江尻 京極刑部少輔高知、戶澤能登守政涉○  
 吉原 黒田甲斐守長興○三島 中川山城守  
 久清、相良壹岐守頼寛○大磯 黒田市正長興  
 ○藤澤 大村因幡守純長、松平市正重頼○神  
 奈川 細川丹後守行孝、小出大和守吉英○品  
 川 溝口出雲守宣直、松平主殿頭忠房○江戶  
 岡部美濃守宣勝、加藤出羽守泰興○糟壁 細  
 川豊前守興隆、本多飛驒守直昭○越谷 伊達  
 兵部少輔宗勝○栗橋 青木甲斐守重兼○日光  
 松平周防守康映  
 同月廿四日、朝鮮人御馳走衆、  
 兵庫 青山大膳亮○平方 九鬼式部○京  
 本多下總守○江州八幡山 山口備前守、小堀  
 大膳亮○今須 井伊掃部頭○巢侯 松平丹  
 波守○岡崎 水野監物○新井 板倉主水、  
 同甚太郎○見附 本多越前守○藤枝 西尾  
 右京○大坂 松平若狹守○淀 永井信濃守  
 ○大津 九鬼孫次郎、谷大學按ずるに、この書八月  
 森山の間石川主殿、十四日條によるに、  
 頭を脱せしなり。○佐保山 井伊掃部頭○大垣

戸田采女○名護屋 竹腰山城守、渡邊飛驒守  
 ○赤坂 小笠原壹岐守 ○濱松 太田備  
 中守○掛川 北條出羽守、駿河加番三人○江  
 尻 京極刑部少輔、戶澤能登守○吉原 黒  
 田甲斐守○箱根 稻葉美濃守○大磯 黒田  
 市正○神奈川 小出大和守、細川丹後守○江  
 戶 岡部美濃守、加藤出羽守○三島 相良  
 壹岐守、中川山城守○小田原 稻葉美濃守  
 ○藤澤 松平市正、大村因幡守○品川 松  
 平主殿頭 溝口出雲守  
 日光道中  
 越谷 伊達兵部、丹羽式部○新栗橋 井伊  
 兵部、青木甲斐守○石橋 三浦志摩守○徳地  
 良 奥平美作守○日光 松平周防守○糟壁  
 本多飛驒守、細川豊前守○小山 土井遠  
 江守○宇都宮 奥平美作守○今市 内藤豊  
 前守  
 朝鮮人御馳走之面々  
 江戶 岡部美濃守、加藤出羽守、南條金左衛門、  
 曾根五郎左衛門、細田小兵衛、小泉次大夫以上、御  
 日記○

按ずるに、この書兩日に係り、その交名重出せしむあり、これ  
 の御用四月晦日より、追々命せられしによりてなるへし、故に  
 兩存す

明曆元年七月十日、今日松平伊豆守方に而被仰渡、  
 朝鮮人逗留京に五日逗留有之筈に而、大坂着岸知  
 せ可申由、又朝鮮人參候、則道中迄乗馬出可申由被  
 仰付大概、

乘馬貳匹 鞍皆具  
 今度朝鮮人來朝之時、從參州吉田三島迄罷歸候時、  
 吉田迄右之通可出之由、但此馬之員數者伊達遠江  
 守方へ之御書付也、寛明日記、  
 明曆元年八月廿一日、一朝鮮人來朝之時、上下乗鞍  
 馬并鞍皆具出し候面々、  
 來朝之時  
 一 淀より彦根迄

一 萬石 織田左衛門佐 十五萬石 本多内記  
 三萬石 織田出雲守 一萬石 本多監物  
 三萬石 松平若狹守(外に貳萬石、大坂御馳走に引) 二萬六千石  
 植村右衛門佐(外に壹萬六千石、禁中御作事奉行に引) 二萬石 永井日  
 向守  
 歸帆之時  
 一 守山より淀迄

四萬石 本多下總守(外に京都御馳走  
 三萬石引) 三萬石 本  
 多○○○ 三萬八千石 松平伊豆守 一萬  
 石 織田源十郎 四萬石 永井信濃守(外六萬  
 馳走并禁中御作  
 事奉行に引) 一萬石 北條久太郎 三萬五  
 千石 青山大膳亮(外壹萬五千石、兵  
 庫御馳走に引) 一萬三千石  
 片桐石見守 一萬六千石 桑山修理 一萬  
 石 片桐助作 同斷 小出與平次  
 高合五十二萬八千石  
 内二萬八千石、十三年以前未の年に過、  
 按ずるに、十三年已前未年は、寛永二  
 十年來聘の時をさすなり、下同し、  
 來朝之時  
 一 彦根より大垣迄 井伊掃部頭  
 歸帆之時  
 一 彦根より守山迄 同 人  
 來朝之時  
 一 大垣より名護屋迄  
 歸帆之時  
 一 大垣より彦根迄

七萬石 戸田采女(外に三萬石、大坂御馳走に引) 五萬五千石  
 松平丹波守(外に壹萬五千石、  
 幕儀御馳走に引) 二萬六千七百石  
 遠藤備前守 一萬五千石 遠山久大夫 三  
 十二萬石 藤堂大學 三萬五千二百石 内藤



飛驒守 一萬二千石 土方主殿頭  
 高合五十二萬九千四百石、  
 外一萬六千石、十三年以前未の年に不足、  
 來朝之時 一名護屋より吉田迄 成瀬隼人正  
 歸帆之時 吉田より大垣迄 同 人  
 來朝之時 一吉田より三島迄 水野淡路守  
 歸帆之時 三島より吉田迄 御知行高  
 三浦長門守  
 按ずるに、この二人は紀伊殿家老なり、  
 十一萬石 松平攝津守 五萬石 山崎虎之助  
 五十四萬石 細川越中守 二十五萬石 松平  
 越後守 二十三萬五千石 松平新太郎  
 (外ニ八萬石、下津井) 二十八萬六千五百石 松平  
 (半窓御馳走ニ引) 二十五萬七千石 松  
 安藝守 (外ニ九萬石、蒲) 二十五萬七千石 松  
 (菟御馳走ニ引) 平阿波守 十八萬六千石 松平出羽守 十  
 八萬六千五百石 森内記 十一萬石 立花左  
 近將監 十萬石 伊達遠江守 八萬三千百  
 石 大久保加賀守 二十七萬九千四百石 松  
 平大膳大夫 (外ニ九萬石、上) 三十二萬石 松平  
 (關御馳走ニ引)

相模守 四萬五千石 津輕土佐守 五萬石  
 松平但馬守 五萬石 松平中務少輔 八十  
 萬石 松平加賀守 七萬石 松平飛驒守 (外ニ  
 石、頼御馳) 七萬石 水野備前守 十二萬石  
 松平右京大夫 十五萬石 小笠原右近將監  
 五萬石 松平山城守 (外ニ貳萬石、明石) 五萬七  
 千石 伊東大和守 二十一萬石 有馬松千代  
 高合五百二十二萬五千石  
 內三十五萬石、十三年以來未の年より多、  
 來朝之時 一三島より江戶迄  
 歸帆之時 江戶より三島迄  
 二十三萬石 保科肥後守 十萬石 酒井雅樂  
 頭 十二萬石 酒井讚岐守 七萬五千石  
 松平伊豆守 六萬石 阿部豐後守 十一萬  
 石 堀田上野介 九萬八千石 阿部備中守  
 六萬六千六百石 安藤右京進 五萬五千石  
 松平和泉守 五萬石 井上河内守 十二萬  
 石 本多能登守 十三萬石 眞田伊豆守  
 十五萬石 松平大和守 七萬四千石 牧野飛

驛守 十五萬石 松平下總守 三萬二百石  
 鳥居主膳 三萬石 朽木民部少輔 二十八  
 萬石 中山市正、松平志摩守 按ずるに、この二人  
 高合百九十二萬八千八百石  
 內六十六萬二千三百石、十三年以前未の年  
 より多、御日記、  
 天和度朝鮮人來聘御用掛を命せられ、聘禮ありしは、天和  
 り、その職により信使道中筋巡視あり、御用掛のうち、事畢  
 賜ありてのち御褒美拜

天和元辛卯年九月廿七日、寺社奉行水野右衛門大  
 夫忠春、大目付彦坂壹岐守重紹、勘定奉行大岡五郎  
 右衛門、來年朝鮮の信使來聘の事を奉はる、靈廟實錄、  
 天和元年九月廿八日、水野右衛門大夫被爲召、來年  
 朝鮮人可參之間、去明曆元年未年致來朝候、如例諸  
 事考之支度可仕之旨被仰付候、自注、去未の年より當西、  
 の年まで、二十七年なり、  
 同時大目付彦坂壹岐守、御勘定頭大岡五郎右衛門  
 兩人にも、右之旨被仰付候、天和韓聘記、  
 天和元年二月十六日、水野右衛門大夫忠春爲寺社  
 奉行兼奏者役、同九月廿八日有命、朝鮮使來聘爲惣  
 裁官、改選諸家系譜、

天和元年十一月廿八日朝鮮人來朝に付、道中見分  
 御眼、  
 金五枚、時服三、羽折 御勘定奉行 大岡五郎右衛門  
 金五枚、時服二、羽折 御書院番 村上孫八郎  
 金三枚、時服二 御勘定組頭 岩手藤左衛門  
 金二枚、時服二 高山彌右衛門  
 同 宍倉與兵衛  
 右被下之、柳營日記記、  
 天和元年十一月十一日、按ずるに、前書によるに、朝鮮  
 人依來朝、大岡五郎右衛門、村上孫八兩人、淀川其  
 外道中爲巡見江戶發足、翌年戊之正月歸、天和韓聘記、  
 天和二年壬戌年二月六日、來る秋朝鮮人來朝之節、諸  
 事御用之書物御祐筆、森新兵衛中村平右衛門兩人  
 に被仰付之、萬天日錄、  
 天和二年二月十三日、大久保加賀守、按ずるに、朝鮮  
 人來朝之節御用可承旨被仰付之、老中忠朝、朝鮮  
 代誤りなり、柳營日記記、  
 天和元年、按ずるに、朝鮮來朝に付、御用之義老臣大  
 久保加賀守惣奉行と成て可相勤旨被仰出、天和二年朝  
 鮮來朝記、  
 天和二年六月十五日、駒井次郎左衛門事、朝鮮人參

府之節岡崎迄上使可被遣之旨被仰付之、柳營日記記、天和二年六月十五日、此座朝鮮人來朝之節、岡崎迄駒井次郎左衛門上使に可被遣間、支度可仕旨被仰付之、御徒方萬年記、

天和二年七月 十日朝鮮人罷通候節、舟渡按するに、萬天日録に荒無滞様に、石川五四郎相談可仕旨、土屋主稅近藤縫殿介へ被仰付、御暇、無拜領物、十一日駒井次郎左衛門、岡崎迄御使に被遣候に付、金三枚時服三被下、甘露齋、萬天日録、

天和二年七月十一日、御使番駒井次郎左衛門途中に出迎へて、朝鮮の信使を勞ふ事を奉る、憲廟實錄、天和二年九月十五日、朝鮮御用相勤に付被下之、

時ふく二つ、 林 春 常

人見友 元柳營日記、○按するに、自餘御褒美の事所見なし、

江戸客館をはしめ、朝鮮使旅中の御馳走、及び人馬等の御用、尾紀御兩家以下諸大名に命せられ、また御書付を出さる、 天和元年九月廿三日、覺

二十七年以前朝鮮人來朝之節、從對州江戸之海陸泊々、馳走人馬被出候哉、并西國中國之面々者、船も被出候哉、先年之扣焼失に付難知候、右之節何によらず被勤候面々、先年之扣を以委細書出し可有之候、以上、 西九月廿三日、令條錄、

天和元年、廿七年以前明曆元未年朝鮮信使來朝之時、御役相勤候諸大名方、堀田筑前守殿より按するに、堀田正俊、累代武鑑によるに、この年十二月被仰渡其時之記十二日大老を命せらる、この頃猶老中にや共、水野右衛門大夫方、右之衆中留守居共持參之、其外御代官役人衆よりも如斯、天和韓聘記、

天和二年二月十七日、三使來朝に付自大坂淀迄川舟可出之旨被仰付、但先して於大坂舟分有之て後、各舟相定る、

- 正使 高五萬石 稻葉右京亮舟
- 副使 高七萬石 伊達遠江守舟
- 從事 高拾萬石 水野美作守舟
- 上上官以下 四十三萬三千五百石 松平大膳大夫
- 三拾萬六千五百石餘 松平安藝守

- 貳拾五萬七千石 松平淡路守
- 拾五萬石 松平隱岐守
- 六萬五千九百石餘 松平主殿頭
- 貳拾萬貳千六百石 松平土佐守
- 拾五萬石 小笠原遠江守

右所謂十八也 同年三月廿八日、三使來朝に付、江戸并道中の御馳走被仰付在國在所之面々々者、以奉書被仰遣之、

- 江戸本誓寺 八萬石小笠原信濃守、七萬石内藤左京亮、三萬貳千石松平市正○品川晝休 貳萬七千石餘
- 小田原泊 箱根晝休 拾壹萬石稻葉美濃守○
- 三島泊 五萬石淺野内匠頭、貳萬千石木下肥後守○吉原晝休 壹萬九千石 九鬼大隅守○江尻泊 五萬石水谷左京亮、五萬石小出備前守○府中晝休 河加番 井上筑後守、五千石平野丹波守、五千石本多主殿○藤枝泊 四萬五千石土屋相模守○金谷晝休 掛川泊 三萬五千石井伊伯耆守○見附晝休

- 貳萬五千石西尾隱岐守○濱松泊 五萬石青山和泉守○新井晝休 壹萬貳千石三宅土佐守○吉田泊 赤坂晝休 四萬石小笠原壹岐守○岡崎泊 五萬石水野右衛門大夫○鳴海晝休 名護屋泊 六拾萬九千石張殿按するに、甘露齋に名古屋泊、○墨俣晝休 六萬石松平丹波守○大垣泊 十萬石戸田左門○今須晝休 佐和山泊 三拾萬石井伊掃部頭○八幡山晝休 白水口在番山口修理亮、小堀和泉守○守山泊 五萬石板倉隱岐守○大津晝休 三萬八千石九鬼和泉守、壹萬石谷出羽守○京本國寺 六萬石本多隱岐守○淀泊 六萬石石川主殿頭○枚方晝休 三萬八千石松平伊賀守○大坂本願寺 五萬三千石岡部内膳正○兵庫 四萬八千石青山大膳允○攝州室津 拾五萬石本多中務大輔○備前牛窓三拾壹萬石松平伊豫守○備後鞆 拾萬石水野美作守○周防上關 長門赤間關 松平長門守 ○安藝浦葺 松平安藝守按するに、この書上關赤間關藝守の次に置くへき、○筑前藍島 松平右衛門佐○壹岐風本 六萬七千石松浦肥前守按するに、風本柳さあるを是とす、諸國郡村名寄帳に、勝水、さもさも旁訓あればなり、下再の辨せす。

右之内、三使來朝之剋在江戸之衆者、右之下墨星を附七人也、自江戸御馳走所被參候衆七人者、名頭に朱の丸を付、按するに、この書朱墨の差別を記せども、原本さらしにその事見えざるは、遺漏なるへし、淺野内匠頭、木下肥後守、九鬼大隅守、水谷左京亮、小出備前守、右五人者役所被參、歸路迄面々役所逗留、其外は自在所役所被參候、

一十萬石以下之面々者、御馳走御賄御代官被仰付、十萬石以上者自分御賄、朝鮮來朝記、

天和二年三月廿八日朝鮮人道中御馳走人被仰付

壹岐勝本

松浦肥前守

筑前藍島

衛門佐

長門赤間關

松平長門守

後納

水野美作守

備前牛窓

播磨室津

本多中務大輔

攝津兵庫

山大膳亮

大坂東本願寺

岡部内膳正

守

淀泊石川主殿頭

脱せり

岐守

大津

九鬼和泉守

板倉隱岐守

泊彦根

井伊掃部頭

山口修理亮

小堀和泉守

晝八幡山

岐守

泊大垣

戸田左門

晝墨侯

松平丹波

守○按するに、墨侯の誤脱なり、泊名護屋

竹腰阿波守○晝

鳴海 同人○竹腰阿波守泊岡崎

水野右衛門大夫○晝赤坂

小笠原壹岐守○泊吉田

同人○小笠原壹岐守晝新井

三宅土佐守○泊濱

松 青山和泉守○晝見附

西尾隱岐守○泊

掛川 井伊伯耆守○晝金谷

同人○井伊伯耆

守○泊藤枝土屋相模守○晝府中

井上筑後守○平野丹波守

本多主殿○泊江尻水谷左

京亮、小出備前守○晝吉原

九鬼大隅守○泊

三島 淺野内匠頭、木下肥後守○晝箱根

稻葉美濃守○泊小田原

同人○稻葉美濃守晝大

磯 松平周防守○泊藤澤

伊達宮内少輔、土岐伊豫守○泊神奈川

伊東出雲守、植村右

衛門佐○品川松平市正○江戸本誓寺

大村因幡守、小笠原信濃守、内藤右京亮、柳營日記、

天和二年三月廿八日、朝鮮人來朝之節、道中に而御

馳走人大名衆十七人被仰付之、御徒方萬年記、○按する

走人を命せられしは、この書によれば御馳

時の事にあらざるへし、

天和二年三月廿八日、近江國彦根城主井伊掃部頭

直興、美濃國大垣城主戸田左門氏包、山城淀城主石

對馬守指圖次第に、自分より可被差出候事、

一信使御馳走所被參着候時、爲迎宗對馬守迄使者

二三里程先に被差出、信使被心得候様に口

上之事、

一信使宿着之剋、町はつれ迄使者右同前事、

一信使宿着之儀、次之御馳走所へ可被申通事、

一三使に從御馳走人爲進物、參向之節折菓子、歸國

之時何にても菓子可被贈事、

一信使御馳走所發足之儀、老中迄可有注進事、

一同發足之節、次之御馳走所迄爲送、騎馬貳人可被

指添候事、

一同荷物爲送、騎馬壹人可被指添事、

一道中船橋番所有之所者、從御馳走人侍五人、弓五

挺、銃炮拾挺、鎗拾本可被差置事、

一從朝鮮國進上之御鷹御馬通候剋、次之御馳走所

迄爲送、騎馬貳人可被差添事、

右之外、假番所修復并疊之表替、膳部等之儀者、御

賄方申渡候、以上、

三月廿八日 一參向之時 信使 上上官 七五三 上官 五五

川主殿頭憲之、和泉國岸和田城主岡部内膳正行隆、三河國岡崎城主水野右衛門大夫忠春、同國吉田城主小笠原壹岐守長祐、丹波國龜山城主松平伊賀守忠昭、三河國田原城主三宅土佐守康時、攝津國三田城主九鬼和泉守隆仲、丹波國谷出羽守衛廣、播磨國赤穂城主淺野内匠頭長矩、常陸國牛久領主山口修理亮弘隆、當秋朝鮮國信使來聘之時、道中饗應の事を奉る、明曆元年の舊規に依るへしとの仰なり、靈廟實錄、

天和元年宿々御馳走人被仰付、人足、上乘馬、中乘馬、乘掛荷馬も相應に出すへき旨、諸大名へ兼々觸遣さる、天和二年朝鮮來朝記、

天和二年三月二十八日、今度朝鮮人來朝に付、上方道中筋の大名、領分にて馳走可任旨被仰出之、萬天日錄、

天和二年三月朝鮮人來朝之節御馳走人被仰渡覺、一信使宿左右番所壹ヶ所に、侍五人、弓拾挺、銃炮拾挺、鎗拾本、可被置候事、

附、町口番所侍貳人、鎗五本可被差置事、一諸大名より被差出候乘鞍馬皆具若不足候者、宗

三  
 一中官下官 長老 通詞 常之膳部 晝休  
 一信使 上上官 五五三 上官 常之膳部  
 歸國之時泊晝

一上官以上者、下行相渡之、  
 同泊晝  
 一中官 下官 長老 通詞者、參向之時分同前、以上、

三月廿八日  
 給仕之覺

一三使わ者、朝鮮人之小姓致給仕候、但、次之間迄者、御馳走人之小姓上下に而持參事、  
 一上上官わは、御馳走<sup>脱カ</sup>人之小姓長袴に而給仕之事、以上、

三月廿八日 令條錄、  
 天和二年四月朔日  
 小笠原信濃守 内藤左京亮

右於本願寺、朝鮮人御馳走被仰付之、御徒方萬年記、  
 天和二年五月廿三日  
 來朝歸國之節、諸大名より乗物并皆具等出之可

相送旨被仰出、國主領主面々わに奉書被相觸候、  
 在江戸之輩者以書付被相渡候、

一尾張殿依在國、以奉書被相達候、  
 一筆致啓上候、朝鮮國之信使來朝に付而、從名古屋吉田迄、歸國之時從吉田大垣迄、乘鞍馬并鞍皆具出之可相送之旨被仰出候、然者信使到着之日限馬數等之儀者、稻葉丹後守可申入候、萬端無滯様に御沙汰尤に存候、此旨可有洩達候、恐惶謹言、

戶田山城守  
 阿部豊後守  
 大久保加賀守

成瀬豊前守殿  
 同年同月廿七日  
 一紀伊殿、水戸殿、甲府殿御事御在府に依而家老之面々わ、書付被相渡候、

一乘鞍馬 八疋  
 壹疋に付口付貳人、沓籠持壹人、長柄傘、絹合羽、并足輕壹人宛、  
 一鞍皆具 拾八疋分

壹疋分に口付貳人、沓籠、手傘、紙合羽、并足輕壹人宛、

右者、當秋朝鮮人來朝之節、吉田より三島迄、又歸國之時從三島吉田迄、使者壹人差添可被出候事、  
 一乘鞍馬鞍皆具御定之所わ、使者召連罷越、御馳走人并御代官に相達、其後宗對馬守家來馬割役人中談、差圖に任すへき事、以上、

五月廿七日

右者、紀伊殿御家老安藤帶刀方わ被相渡候、水戸殿甲府殿御家老わも、同様之書付一通つ、被相渡候、尤馬數所付之儀者不同也、令條錄、

天和二年五月廿九日、當秋朝鮮人來る付、三島より江戸まで馬拾壹疋出る事、鞍皆具は貳拾六疋分、壹疋に付口付貳人、沓籠、手傘、合羽、并足輕壹人つ、右之通書付伊勢守、<sup>按するに甲府附</sup>戸田伊勢守なり、右衛門大夫殿<sup>自注、水野なり、○按するに</sup>御渡しなり、人見私記載二田錄、  
 天和二年六月朔日覺

山城 大和 和泉 河内 攝津 近江 丹波  
 播磨 美濃 三河 遠江 駿河 伊豆 相模  
 武藏

右國中知行有之面々、當秋朝鮮人來朝之節、又歸國之節も人馬出候様に、其場所之御代官所より可相觸候間、其趣無滯可被出候、以上、

戊六月朔日 <sup>柳營日次記、御徒方萬年記、令條錄、萬年日錄、但し、御徒方萬年記には、無滯滞可出之旨、前廣領分急度可被申付者也記載す、</sup>  
 天和二年六月十四日

朝鮮人來朝依爲道筋在所御暇、  
 時服五羽折  
 板倉隱岐守  
 名代 新三郎柳營日次記、

天和二年六月十四日、伊勢國龜山城主板倉隱岐守重常<sup>脱カ</sup>に眼を賜ふ、朝鮮信使經過の路なる故なり、  
 天和二年七月十八日、本誓寺火の番被仰付之、  
 藤堂佐渡守 <sup>甘露叢、萬年記、</sup>  
 天和二年八月、朝鮮使御馳走小笠原信濃守病氣故、嫡大助相勤可申由、甘露叢、

# 通航一覽卷之三十六

## 朝鮮國部十二

○來聘御用掛附御書、御褒美等 正徳度、  
 正徳度朝鮮國信使來聘來聘仰出されしは、正徳元年四月なり、天和二年以前は、その事所見なし、  
 御用懸り、及び其事につき任叙の輩あり、正徳二年十一月朔日登城聘

寶永二乙酉年四月廿三日、朝鮮御用之儀、土屋相模守之按するに、老中正直、御徒方萬年記には、正直朝鮮御用掛り命せられしを、寶永六年十一月廿五日に係しは誤りなるへし、  
 可申談、異國之儀爲大切之間、彌入念可申旨、御日記に、これすへて、御用掛りの輩に命せられしにや、

寶永六己丑年十一月廿五日

- 寺社奉行 本多彈正少弼
  - 大目付 仙石丹波守
  - 御勘定頭 萩原近江守
- 右、來卯年朝鮮人來朝に付、御用掛り被仰付旨申

渡之、御營日次記、御徒方萬年記、  
 寶永六年十二月十一日、朝鮮人來聘御用被仰付、

寶永七庚寅年正月十八日

- 御右筆 馬場奎之助
- 玉置半助

同年五月廿三日、御右筆中島源右衛門、來年朝鮮人來聘御用被仰付、馬場奎之助代也、御日記、  
 寶永七年、初め朝鮮聘使は、某か家の承はりし例なりと、林大學頭申せし杯聞えしかは、下し問はれし事ありて二冊子を奉れり、御不審の事をも重ねて問せ給ひしに、答へ申處明かならず、依て某を按するに、この書類并筑後守の著なれば、召問せらるゝ御事ありて、某は自らいふなり下同し、按するに、議し申へき事あらむには、申すへき由を仰蒙りたりしなり、白石私記、

正徳元辛卯年正月十九日

- 中之間 鈴木伊兵衛
- 河野勘右衛門

## 竹田丹波守

右者、朝鮮人來聘に付御用可相勤旨、加賀守按するに、老中大久、保忠増、申渡之、柳營日次記、  
 正徳元年正月十九日、大坂町奉行太田和泉守、京町奉行安藤駿河守、大坂船奉行八木勘十郎、右江戸に居合候に付、朝鮮人御用被仰付、同日御目付河野勘右衛門、鈴木伊兵衛、小普請奉行竹田丹波守三人、朝鮮人御用被仰付、文露叢、  
 正徳元年二月廿九日

- 寄合 松平駿河守
- 同 鍋島内匠

右兩人、朝鮮人來朝之節、駿州遠州新井筋船渡等御用被仰付之、柳營日次記、御徒方萬年記、  
 正徳元年二月廿九日、當秋朝鮮人來聘に付、新井船渡場に被遣旨、

- 寄合 松平駿河守
  - 同 鍋島内匠文露叢
- 正徳元年六月朔日 被任侍從 阿部豊後守

## 本多中務大輔

按するに、阿部正衛は老中、本多忠真は御側御用人なり、  
 右於御前、

但、當秋朝鮮人來聘に付而被仰付旨也、御日記、記、  
 正徳元年六月四日、朝鮮人來朝に付諸大夫被仰付、  
 中川萬之介 板倉新十郎  
 有馬大吉 松平靱負  
 左衛門佐 赤松左衛門 牧野傳藏  
 信濃守 同布衣被仰付

- 近藤宮内 寛助兵衛
- 春日内藏介 土屋數馬
- 小笠原七右衛門 能勢三十郎
- 内藤新五左衛門文露叢

正徳元年六月十一日、布衣の侍に召加へらるゝ、同廿三日に朝鮮の聘使進見賜宴辭見等次第を奉る、是は歸京の後仰下されし處なり、八月廿五日内々の仰有て、客使來らん時、中段まで出迎はしめらるへし、路費の料とすへしとて黄金百兩を賜ふ、白石私記、

正徳元年七月十二日

來聘 高家 長澤壹岐守  
歸國 畠山下總守

右者、朝鮮人來聘之節、駿府晝休まで御饗應之節、  
上使に可被遣候旨被仰付候、

但、裝束直垂、召具は麻上下、

同年同月十八日

波之間 酒井左衛門尉

右被爲召、朝鮮人到着歸國之節、品川迄上使に可  
被遣旨、老中列座豊後守申渡之、

同年同月廿九日

御目付 鈴木飛驒守  
大久保甚右衛門

右者、朝鮮人來聘に付御用被仰付旨、老中申渡之、

以上、柳營  
日次記

正徳元年七月晦日、四位五位等任官被仰付之、但、

朝鮮人來聘前に付不時任官也、御徒方萬年記、

正徳元年八月廿五日

一今日新井船渡奉行兩人御暇拜領物等、廿一日に

留有之、按ずるに、柳營日次記に、廿一日、御日記、  
日に係く、その故今詳ならず、

正徳元年八月廿一日

金三枚充 松平駿河守  
鍋島内匠

右者、朝鮮人來聘に付、新井に罷越候に付被下之  
旨、加賀守申渡之、柳營日次記、

正徳元年八月廿五日、新井舞坂御暇、

寄合 松平駿河守  
同 鍋島内匠

正徳元年九月廿一日

美譽之間 長澤壹岐守

金拾枚、  
時服貳、

按ずるに、文露叢に九月十九日御暇とし、  
かつ時服貳の下羽織あるは誤りにや、

右者、朝鮮人來聘に付駿府迄、爲上使可被遣候に  
付被下旨、老中列座河内守申渡之、

同月廿三日

御右筆部屋縁類  
寄合 新井勘解由

右者、朝鮮人來聘に付川崎迄被遣候に付被下之  
旨、河内守申渡之、以上、柳營日次記、

正徳元年十月十一日

品川韓館に 酒井左衛門尉  
上使 下司佐と改

按ずるに、この二人改稱の事、日  
次區々にして何れか決し難し、  
韓人來聘に付 諸大夫

新井勘解由

改筑後守

御先手 阿部四郎兵衛柳營日

酒井忠真、貞享二年十一月廿六日叙從五位下任左

衛門尉、正徳元年十月十八日朝鮮信使來着之時、爲

上使出迎之品川驛、十月改稱左衛門佐、

安藤信友、貞享二年十二月廿八日叙從五位下任長

門守、寶永元年十月爲御奏者、同十五日改右京進、

正徳元年十月二日依近衛相國命改右京進、改選諸、  
家系譜、

正徳元年十月朔日

掃部頭按ずるに、大  
老井伊直興、任中將、酒井左衛門尉下司佐に  
改、安藤右京進亮と改、朝鮮來聘に付而也、

同月十一日

新井勘解由信使來聘道中迄被遣に付、叙從五位  
下任筑後守、今日御暇、柳營年表祕録、

正徳元年九月廿三日に至て、相模守正直の朝臣の  
仰を傳へて、朝鮮の使川崎の驛に來らん時に、出迎  
ふへき由を仰せ下され、黄金二枚を賜はり、また道  
中人馬の御朱印を賜はる、十月十一日に叙爵の事  
仰せられたされ、筑後守に任せられ、御前に召れて時  
服三賜はり罷出ぬれば、詮房朝臣に、按ずるに、詮房は御  
守に仰せて、末次の御太刀、自注、糸、五位の位袍、狩衣  
等の物具悉く皆下し賜はる、これは此程これらの  
もの共仰下され、きのふ調進せしかは、けふ叙爵の  
事仰されしとぞ聞えたりける、白石私記、

正徳元年十月十三日、御朱印被下置、

八馬六人三疋 新井筑後守御日

正徳元年十月十二日

右者、朝鮮人御用戸田肥前守忌に付、代り被仰付  
候旨老中申渡之、柳營日次記、

正徳元年十月十三日、大目付仙石丹波守差合に付、  
朝鮮人御用横田備中守被仰付、文露叢、

正徳元年十一月八日

佐々木萬次郎按ずる  
に、下に

朝鮮國王に被遣御返翰可相認之旨、於新番所東之縁頼、久世大和守按ずるに、若年申渡之、柳營日記記、正徳元年、各官賓待職事

老中 土屋相模守  
來聘一切御用 弱老中 加藤越中守

越公後以疾免、久世公代領、按ずるに、加藤英明この年五月、願により御役御免なり、久世重之これに代り、御用掛命せられし月日今詳ならず、

寺社奉行 本多彈正少彌  
大目付 仙石丹波守  
勘定頭 萩原近江守  
御目付四人 鈴木伊兵衛  
河野勘右衛門  
鈴木飛彈守  
大久保甚右衛門

右老中以下、分職各執其事 踐好録、

正徳元年、因來聘御役掛り之衆中 諸司

一大坂宿坊西本願寺 上使 土岐伊豫守

按ずるに、この書諸司とあれども、御城代の誤りなり、

一 京都宿坊本國寺 上使 諸司 松平紀伊守  
一 駿府 上使到着 高家 島山下總守

歸國

按ずるに、原本到着の上使を缺く、こは高家長澤壹岐守なり、  
一品川 上使 酒井左衛門佐

同 歸國 同 中川内膳正

一 芝大木戸之固 新番所長柄弓鐵砲 品川豊前守

一 江戸宿坊淺草東本願寺上使 織田能登守

一同御馳走 酒井修理大夫 眞田伊豆守

一 火消 若年寄 戸澤上總介

老中 土屋相模守 久世大和守  
寺社奉行 本多彈正少彌 大目付 仙石丹波守  
大勘定 萩原近江守 御目付 鈴木飛彈守  
一 書翰御用 新井筑後守 弟子六人  
一 書讀 林大學頭 同 七三郎  
一 書翰筆者 佐々木萬次郎 同 喜内琉韓紀事

正徳二壬辰年三月七日

奥御右筆高階半次郎

右、朝鮮人來聘登城之御規式書、本文和文共兩通無油斷可相調候、依之、御番被成御免候、且又日記之儀、御用に掛り候表四人之者こも申合可精出候、新井筑後守に右御規式書之儀承合、諸事可申談候、并宗對馬守方へも、右之御規式書可被遣候間可相調旨、於御用部屋久世大和守申渡之、

表御右筆 玉置半助 羊助儀長

按ずるに、この書同年八月條に、御右筆玉置半助來聘日記御用病死あり、

同 長野善太夫 同 竹村伊右衛門

同 中島源右衛門

右來聘日記無油斷可相調候、口口依之、御番被成御免候間、高階半次郎申合、精出候様被仰渡候御日記、御用掛り、大目付、御勘定奉行以下をして、信使道中筋其外見分を命せらる、この時あらたに芝口御門を建られ、この御門、享保九年正月燒失已後廢せらる、及び道中筋所々御修復等あり、

寶永七年三月十六日

來年朝鮮人來聘に付、道中爲見分被遣老中傳之、

大目付 仙石丹波守  
御勘定頭 大久保大隅守

御勘定組頭

萩原源左衛門

御勘定 奈佐清太夫

同

朝倉半九郎 御日記

營日記記、但し、御日記には、道中筋爲見分可被遣候あり、

寶永七年九月廿一日、御勝手より

大目付

仙石丹波守

御勘定奉行

大久保大隅守

御勘定組頭

萩原源左衛門

御勘定

奈佐清太夫

朝倉半九郎

右同斷、柳營日記記、

寶永七年、來年八月朝鮮人來朝に付、本國寺大佛殿御巡檢として、大目付仙石丹波守殿、勘定役大久保大隅守殿、其外下役衆十月十二日上京、月堂見聞集、正徳元年辛卯年正月十二日、左之通申渡之、

金拾兩

御被官 松坂源太郎

當秋朝鮮人來聘に付、三州吉田之橋、同矢作之橋爲見分依被遣被下之、御日記、

正徳元年七月五日

大目付 御勘定組頭 萩原源左衛門

右者、朝鮮人來聘に付、攝州兵庫まで見分御用に可被遣候旨、豊後守申渡之、柳營日記、

正徳元年七月五日、朝鮮人來朝道中見分、

大目付道中奉行 御勘定組頭 萩原源左衛門

平勘定 柘植兵太夫文露齋、

正徳元年七月十二日

大目付 金五枚、時服三、羽折、松平石見守

御勘定組頭 萩原源左衛門

御勘定 柘植兵太夫

右道中爲見分被遣候に付、被下之旨豊後守申渡之、同年同月晦日、燒火之間、銀貳拾枚充、

御徒目付 服部定右衛門

山崎武右衛門

安田藤兵衛

吉岡權左衛門

竹本十右衛門

伊東奎左衛門

右朝鮮人來聘に付、兵庫迄罷越、道中響應之場所見廻り御用被仰付候旨被仰渡之、

右同斷に付金五兩充 御小人目付五人

同年同月廿八日、御勝手より

大目付 朝鮮人來聘に付 道中見分歸り 御納戸構 御勘定組頭 萩原源左衛門

御勘定

柘植兵太夫

以上、柳營日記、

寶永七年正月十五日、西郭門をたてられし事仰出されし由を承はる、自注、今いふ芝口御門の事をいふなり、是は去年七月廿三日に召れて、朝鮮の聘使來らむ時の事に就て、議し可申事あらんには、記して進らせよと仰下されたり、十月十日にいたりて、其事を議し申す冊子を

奉る、其中に西郭のみ、いまた國門あらざる事を申せし一條あり、依之此日この事に及はれしかは、聘說按事議二卷を奉る、すへて此事録せしものあれば、故あるにあらざる事はこゝに記さず、白石私記、寶永七年、明年朝鮮人來朝の沙汰あり、是また三十年以來の事故、按するに、天和二年、東海道大に賑はひ、江戸にては彼是支度として、芝口に見付を建らる、按するに、この見付此年正月御普請御用掛り等、馳走役は酒井仰付られ、閏八月落成す、芝口御門と稱せり、修理大夫へ仰付られ、宿坊は本願寺なり、元正問書、正徳元年正月十四日

一當秋來聘に付、京都宿坊本國寺御修復之儀、舊冬仙石丹波守、大久保大隅守見分之上相伺候に付、先本國寺御修復伺之通被仰付旨達、

同月十五日

一來聘に付、大坂御船御修復伺之通被仰出、御船手八木勘十郎に申達、以上、御日記、

正徳元年三月

一今度朝鮮人來聘に付、本國寺方丈并塔頭、其外修復入札有之候、望之賣人は來る四日より同九日迄之内、中根攝津守按するに、京都奉行、屋鋪に家持請人召

連、根帳に寫取入札可致候、同十二日札披有之候間、此旨可相觸者也、

一朝鮮人來聘に付、大津町宿之御修復入札有之候間、望之賣人來る五日より十三日まで、家持請人召連兩宮庄九郎方に參、根帳寫取右場所可遂見分候、同十四日に札披有之候、此旨可相觸もの也、

以上、

卯三月

一朝鮮人來聘に付、江州守山宿之御修復入札有之候、

同月御觸

一五條橋御修復に付、往還指留之松原通り假橋出來、今日より御普請中往來可任事、自注、五條橋六月十一日普請出來

同年四月廿日御觸

一江州八幡町朝鮮人宿之修復方一式、損料小屋一式、疊薄縁入札有之間、望之賣人來る廿二日より廿三日迄之内、河原町二條下る角倉與一宅に、家持請人召連參、根帳に附仕様帳寫取、札披日限之



儀は其節可申渡候、此旨可相觸者也、以上、  
同月

一 城州淀朝鮮人御馳走宿御修復入札、久下作左衛門旅宿へ參  
一 城州淀小橋御修復入札、十五日攝津守屋敷に而札披、  
一 朝鮮人來聘に付、淺草橋御修復有之、出來迄之内往來無之、東之方にて船渡し有之候、  
同年六月九日觸

一 淀、京、守山人馬溜場之矢來共小屋審所之入札有之、下略、  
同月廿一日觸

一 泉涌寺四條院御影堂御造營入札、下略、  
同廿五日

一本國寺惣門前石垣、松原通石橋兩側仕足、并土橋御普請入札、以上、月堂見聞集、

正徳元年四月十二日、箱根より品川迄宿々修復被仰渡、琉韓紀事、

### 通航一覽卷之三十六終

### 通航一覽卷之三十七

#### 朝鮮國部十三

○來聘御用掛附御書御褒美等 正徳度  
正徳元辛卯年二月、御代官の輩に信使旅中御賄、其外人馬割等の御用を命せらる、同年三月より江戸旅館をはしめ、道中宿驛の御饗應、及び送迎鞍馬等の御用、尾紀御兩家以下諸大名に課せられ、また其事によりかねて御書付を出さる、

正徳元辛卯年二月廿三日

一、當秋朝鮮人來聘に付、攝州兵庫より品川迄、道中所々御賄御用被仰付候御代官、且道中筋人馬割等、數輩當地在合候面々は、寺社奉行本多彈正少彌、大目付仙石丹波守、御勘定奉行萩原近江守申渡、役所罷在候面々者以書付達之、御日記、

正徳元年

來る七月八月之内、朝鮮人來聘に付、大坂逗留中御賄被相勤等に候、右之段家來共より可申遣旨、土屋相模守殿按するに、老中土屋政直、被仰渡候間如此候、先例之間合

段々可被相伺候、

一、大坂御城代、并町奉行衆に可被相伺之儀者、彌其通可被相心得候、以上、  
二月廿三日

大久保大隅守  
萩原近江守  
仙石丹波守  
本多彈正少彌

細田伊右衛門殿

近山清右衛門殿按するに、下文によるにこの兩人御代官なり、  
朝鮮人來聘に付、御賄被仰付覺、

兵庫泊 室七郎左衛門、前島小左衛門○大坂逗留中 細田伊右衛門、近山清右衛門○枚方休 萬年長十郎○淀泊 平岡四郎左衛門、久下作左衛門○京都 辻彌五左衛門、吉川武兵衛○大津休 雨宮庄九郎、石原清左衛門○守山泊 同人○雨宮庄九郎、同人○石原清左衛門○八幡休 竹田喜右衛門、角倉與市○彦根泊 井伊掃部頭○今須休 辻六郎左衛門○大垣泊 戸田采女正○起休 尾張殿○名古屋泊同斷○尾張殿○鳴海休 同斷○尾張殿○岡崎泊 多

羅尾四郎左衛門、櫻井孫兵衛○赤坂休 大草

太郎左衛門○吉田泊 岡田庄太夫、堀内六郎

兵衛○荒井休 馬場源兵衛○濱松泊 古郡

文右衛門、能勢又太郎○天龍川船橋奉行 窪

島市兵衛○見附休 町野宗右衛門○掛川泊

高谷太兵衛、鈴木八右衛門○金谷休 能勢權

兵衛○藤枝泊 市川孫右衛門、野田三郎左衛

門○駿府休 中川吉左衛門○江尻泊 鈴木

三郎兵衛、窪田長五郎○富士川船橋奉行 同

人○窪田長五郎○吉原休 林甚五右衛門○三島

泊 小林又左衛門、飯塚孫二郎○箱根休

長谷川六兵衛○小田原泊 大久保加賀守○大

磯休 諸屋内藏介○馬入川船橋奉行 平岡

三郎左衛門○戸塚泊 伊奈半左衛門○品川休

同人○伊奈半左衛門

京都より荒井迄人馬割

竹村太郎右衛門 都筑小三郎

平岡孫市

遠州前カ坂より江戸迄人馬割 野田三郎左衛門

樋口又十郎

右之通被仰付候、以上、文露齋、

正徳元年、海道方舟奉行

濱州天龍

御代官 窪島作右衛門

駿州富士川

御代官 江川太郎左衛門

相州馬入

御代官 平岡三郎右衛門

武州六郷

右公儀より川船を出され各漕渡す、歸國の時も同然なり、

正使 右三浦丸

副使 右住吉丸

對馬守 右橋丸

兩長老 右蒼隼丸

海道送迎人馬割附奉行

山城淀驛より京に至り其より遠州新居の宿迄は、

竹村太郎右衛門

都筑小三郎

平岡孫一郎

遠州舞坂より江戸迄は、

兩宮勘兵衛

野田三郎左衛門

樋口又十郎

右御代官六人、兩方に相分れ、三使に隨從して勤役

す、歸國の時も同然なり、踐好錄、

正徳元年二月、當七八月頃朝鮮人就來聘、從大坂淀

迄川御座船可指出旨、土屋相模守殿に而被仰渡候

大名方、松平安藝守、同民部少輔、同淡路守、同土佐

守、同隱岐守、小笠原右近將監、伊達遠江守、宗對馬

守、阿部對馬守、松平主殿頭、稻葉伊豫守、按ずるに、頭

四日大坂にて、御大名方船揃有之候由あり、(月堂見聞集)

正徳元年三月三日

酒井修理大夫 眞田伊豆守

右當秋朝鮮人來聘之節、宿坊東本願寺御馳走御

用被仰付、

戸澤上總介

右同斷に付、宿坊火之番被仰付、

同年同月十五日、岡部美濃守當秋朝鮮人來聘之節、

大坂宿坊往還共御馳走御用被仰付、以上、御日記、

正徳元年三月廿九日

一、當年朝鮮人來朝に付、道中筋御馳走御用可被仰

付旨、在府之面々者被爲召被仰付、在邑之面々々

者、老中以奉書達之、此一條異同有之、來聘記可引合今不加改、

朝鮮人來朝に付、御馳走人場所附、

壹岐風本 松浦壹岐守○筑州藍島 松平右衛

門佐○周州上ノ關(以奉書) 松平民部大輔○長

州亦間關 右同人○松平民部大輔按ずるに、諸記によ

るに、この間安藝浦

浦の一所を脱 ○備後鞆 阿部備中守○備前牛窓

せしなり、 松平伊豫守○播州室 榊原式部大輔○

攝州兵庫泊 松平遠江守○同大坂西本願寺旅宿 岡

部美濃守○河内枚方 青山下野守○山城淀

泊(以奉書) 松平丹波守○京本國寺(以奉書)旅宿 本

多隱岐守○大津晝休 谷播磨守○守山泊 松

平和泉守○八幡晝休 市橋下總守○彦根泊 戶

井伊掃部頭○今津晝休 右同人○大垣泊 戶

田采女正○起晝休 尾張殿○名古屋泊 御同

人○鳴海晝休 御同人○岡崎泊 水野監物○

赤坂晝休 牧野大學○吉田泊 右同人○新井

晝休 土井山城守○同所船奉行 鍋島内匠、

松平駿河守○濱松泊(以奉書) 松平伯耆守○見

附晝休 右同人○掛川泊 小笠原山城守○金

谷晝休 右同人○藤枝泊 内藤紀伊守○府中

休以奉書 遠藤下野守○江尻泊(以奉書) 鍋

島紀伊守○同所御番 齋藤飛驒守、戶田鞆負

按ずるに、江尻云々、同所御番云々は前後錯簡せり、 吉原晝休(以奉書) 牧野

讚岐守○三島泊(以奉書) 脇坂淡路守○箱根晝休

大久保加賀守○小田原泊 右同人○大磯晝休

(以奉書) 松平左兵衛督○戸塚泊(以奉書) 稻

葉伊豫守○川崎晝休 蜂須賀飛驒守○品川

加藤遠江守

右之通於御白書院、老中列座秋元但馬守按ずるに、申

渡之、

但、大久保加賀守水野監物者、奥に而被仰渡、

尾張殿に者家老召之申渡、

伊奈半左衛門

右同斷御用被仰付之、御日記、柳營日記、

正徳元年三月廿九日、當秋朝鮮人來聘道中筋御馳

走御用被仰付、

松平伊豫守 松平右衛門佐 松平安藝守

榊原式部大輔 戶田采女正 阿部對馬守

岡部美濃守 松平遠江守 牧野 大學

小笠原山城守 松浦壹岐守 内藤紀伊守

松平丹波守 青山下野守 蜂須賀飛驒守

土井山城守 市橋下總守 谷 播磨守

尾張殿に者、津田兵部按ずるに、尾張殿被召被申渡、

文露齋、

正徳元年五月十六日

一當秋朝鮮信使來聘之節、於駿府往來共、以上使御饗宴被下付而、右御馳走之儀、加番之面々可相勤旨被仰出候事、御日記、

寶永七年五月十二日、小普請齋藤飛彈守三政駿府御加番被仰付、正徳元年九月朝鮮人來朝に付、御馳走被仰付、十月晦日歸府仕候、齋藤主殿家譜、

正徳元年五月廿九日、當秋朝鮮人來聘に付、道中宿御馳走御代官貳拾貳人被仰付之、御徒方萬年記、  
正徳元年

一朝鮮人來聘人數之書付、并到着之日限、壹岐風本松浦壹岐守より、備前牛窓御馳走人松平伊豫守迄、海上所々御馳走人々、宗對馬守より相達候事、

一播磨室津御馳走人并火之番迄、右之段御自分より被相達筈に候間、可被得其意候、已上、  
月日

御連名

松平紀伊守殿按ずるに、紀伊守は京都所司代松平信俊なり

一朝鮮人來聘歸國共に、京、大坂、駿府之外、道中泊り晝休之所々、上官以下は下行に被仰付に付、上官上官宿者、七五三五々三仕立相止、琉韓紀事、

○按ずるに、月日詳ならずれども、姑くこゝに附す、  
正徳元年 朝鮮人御賄下行之覺、

三使壹人前一日分

- 一白米四升 一酒貳升 一味噌壹升五合
- 一醬油六合 一酢六合 一鹽五合
- 一油五合

上上官壹人前一日分

- 一白米三升 一酒貳升 一味噌壹升
- 一醬油五合 一酢五合 一鹽五合
- 一油五合

讚說官、判事官壹人前一日分、

- 一白米參升 一酒貳升 一味噌五合
- 一醬油參合 一酢貳合 一鹽貳合
- 一油四合

上官壹人前一日分

- 一白米貳升 一酒壹升 一味噌五合
- 一醬油貳合五勺 一酢貳合 一鹽貳合
- 一油貳合

中官壹人前一日分

- 一白米貳升 一酒五合 一味噌四合

- 一醬油壹合五勺 一酢壹合 一鹽貳合
- 一油壹合五勺

下官壹人前一日分

- 一白米壹升五合 一酒五合 一味噌三合
- 一醬油壹合 一酢五勺 一鹽壹合

通詞之者壹人前一日分

- 一白米七合五勺 一酒三合 一味噌三合
- 一醬油壹合 一酢壹合 一鹽壹合
- 一油六勺

右之通、船中、大坂、京道中江戸御賄下行被仰付如何可有御座候哉、若不足之剋者、所其所々御斷可申達候、尤肴、鳥、野菜、茶、蠟燭者、如以前可被仰付候、以上、  
按ずるに、この書紙尾に、右蓋正徳辛卯時の古文書ならむと記す、

正徳元年四月十六日、土屋相模守宅に而申渡、  
覺

一鞍置馬 但、壹疋に足輕壹人、口附貳人、沓籠持、長柄傘、絹合羽、提灯持、合羽籠持、

右當七月八月頃、朝鮮國より信使來聘に付、美濃國大垣、遠江國濱松迄、歸國之時、濱松より大坂迄乘鞍馬出之、可被相通候事、

一乘鞍馬者、御定之所に使者召連罷越、御馳走人并

御代官に相達、其後宗對馬守馬割役人申談、可任差圖事、

一信使到着之日限等、委細本多彈正少彌、仙石丹波守、萩原近江守に可被承合候事、

卯四月月堂見聞集、續談海○按ずるに、この下に鞍馬割方の別紙を載す、踐好録に同じければ、省く、  
正徳元年、海道送迎鞍馬差出、

貳拾貳疋 細川越中守 拾四疋 松平丹後守

九疋 有馬玄蕃頭 八疋 松平土佐守

六疋 小笠原右近將監 六疋 松平隱岐守

七疋 松平莊五郎 四疋 立花飛驒守

四疋 伊達伊織

右知行高合せて貳百萬四千石餘、馬數共合せて八拾疋なり、山城淀より京、それより美濃大垣まで送り至る、歸國の時、又大垣より淀まで送り還す、此より以下皆如斯なり、右の馬壹疋に付、各家より出す人數左の如し、

足輕壹人 口附貳人 沓籠持壹人 長柄

傘持壹人 馬合羽持壹人 合羽籠持壹人

提灯持壹人

四拾壹疋 松平加賀守 四疋 松平越後守  
 五疋 松平讚岐守 拾疋 松平淡路守  
 拾貳疋 松平右衛門督 四疋 松平長門守  
 四疋 本多信濃守

右知行高合せて貳百參萬貳千石餘なり、馬數同しく八拾疋、大垣より遠江濱松まで、歸國の時最前の例に同し、

拾四疋 水戸殿 貳拾疋 紀伊殿  
 九疋 松平大炊頭 四疋 松平下總守  
 拾疋 松平甲斐守 拾三疋 藤堂和泉守  
 拾疋 酒井雅樂頭

右知行高壹百八拾七萬九千石餘なり、馬數同しく八拾疋、濱松より伊豆三島まで、其例前に同し、

拾疋 松平肥後守 貳拾五疋 松平陸奥守  
 拾疋 佐竹大膳大夫 六疋 上杉民部大輔  
 六疋 松平大和守 六疋 酒井左衛門佐  
 五疋 松平越中守 四疋 堀田伊豆守  
 四疋 丹羽左京大夫 四疋 南部信濃守

右知行高壹百九拾萬五千石餘、馬數同しく八拾疋、三島より江戸まで、例前に同し、

川熊次郎 貳疋分 大村筑後守 同 島津  
 淡路守 壹疋分 小出信濃守 貳疋分 木  
 下右衛門大夫 同 木下肥後守 同 池田  
 内匠頭 同 植村右衛門佐 同 森和泉守  
 同 鍋島和泉守 同 織田山城守 同 毛  
 利周防守 同 板倉越中守 同 分部若狹  
 守 同 増山對馬守 同 九鬼豊前守  
 同 關備前守 壹疋分 森對馬守 同 五  
 島大和守 同 久留島伊豫守 同 京極主  
 膳正 同 土方丹後守 同 松平河内守  
 同 小堀遠江守 同 酒井飛騨守 同 加  
 藤出雲守 同 柳生備前守 同 堀田豊前  
 守 同 小笠原遠江守 同 京極壹岐守  
 同 永井播磨守 同 一柳土佐守 同 伊  
 東播磨守 同 一柳因幡守 同 織田丹後  
 守 同 堀田備前守 同 青木甲斐守  
 同 立花出雲守 同 本多肥後守 同 織  
 田播磨守 同 松浦彈正

合鞍皆具百八十疋分 人數六十五人琉韓紀事、  
 正徳元年三月三日、道中筋御大名方被爲仰渡候、

右知行總高七百八拾貳萬石餘、馬數合せて參百貳拾疋なり、前に記す列候共に三拾三人にして、各壹拾萬石以上なり、海陸往來の御馳走を辨する分は、尾張公を始めとして、以下の面々皆鞍馬を沙汰せず、外に松平薩摩守は、去年琉球人參向の儀を勤めたるによつて、此列に入すことなり、鞍馬の條琉韓紀事六略これに朝鮮人來聘に付、道中馬鞍皆具出候割合、淀より京まで、京より江戸まで、鞍皆具計御出しの御衆中、

四疋分 松平左京大夫 三疋分 仙石越前守  
 二疋分 秋月山城守 拾疋分 奥平大膳大夫  
 七疋分 中川萬之介 七疋分 松平主殿頭  
 六疋分 鍋島甲斐守 同 藤堂備前守 同  
 京極若狹守 同 伊東大和守 同 松平周  
 防守 同 黒田隱岐守 同 淺野土佐守  
 同 黒田伊勢守 四疋分 小笠原信濃守  
 同 龜井隱岐守 同 九鬼丹後守 同 松  
 平采女正 同 京極甲斐守 同 細川采女  
 正 同 伊達左京亮 同 毛利飛騨守  
 同 松平隼人正 同 松平造酒正 同 細

一道中奉行衆は不及申、御領私領共に道中宿々并路等之儀、今度朝鮮人來聘に付而之儀計と可被心得歟、若左様にも候は、不時之儀に而公儀掛り物入等も、有之様に可被存候、殊朝鮮人之儀相濟候以後、又々唯今迄之通、宿々及破壊往還筋之儀も、不斷に可被成候、道橋人馬等之無滞に限らず、常々之可有心得事、

一惣而海道之城々は不及申、御使等被仰付候面々罷通り候節之旅宿、勅使公家門跡方之旅館、其外御用に而被通之面々之旅宿、又朝鮮琉球阿蘭陀人等、往來にも差支不申様に心掛可有之候、然者、此度之儀に不依、公儀御定たる儀、常々其心得尤之事に候也、

一道中並木之松植繼候様に申渡候、私領方に而者段々に植繼、又は只今迄有之木下わも苗木を植込候所相見え候由に候得共、御領は于今取掛り申體不相見候由、惣而申渡儀は、御領を相守入念仕候様に可然事に候、以上、月堂見聞集、

正徳元年四月十三日  
 當秋朝鮮國より信使來聘付而、於馳走之所々萬滞

儀爲無之、宗對馬守より先達而様子可申越候條被  
得其意、無遲滯様に可被申付候旨、海上所々御馳走  
人、并御料私領共、通船之場所所有之面々可被相達  
候、

天和二戌年者、肥前國より大坂まで、信使馳走之所  
處守護中へ、老中連判之證文雖遣之、今度者如此、  
右寺社奉行本多彈正少弼、大目付仙石丹波守、御勘  
定奉行萩原近江守に、土屋相模守渡之、御日記、  
正徳元年四月

當秋從朝鮮國信使來聘に付而、於馳走之所々萬滯  
儀<sup>爲</sup>無之、從宗對馬守先達而様子可申越候條被得  
其意、無遲滯様可被申付旨、海上所々御馳走人、并  
御料私領共、通船有之面々可被相達候、  
同年五月、覺

一朝鮮信使經過之道驛橋渡往來之煩なく、人夫船  
馬等迎送之勞なく、御料私領之旅館にをいて、御  
馳走御賄等之次第被仰出旨相守、各遵行可有由、  
急度可被申觸事、按ずるに、この間江戸留館中、御馳走人  
府、并滯留中御扱  
の條にゆつる、

一驛路之間客館之中、失火地震非常之變事、兼而其

備を設け置、時に臨て四度計なき舉動なき様に  
沙汰可有之事、

附、信使經過留滯之間、御城下、諸道驛、士民之  
居、寺社等に至迄、失火之愼、猶更無怠慢様に

沙汰有へき事、

右條々可被得其意候、以上、

覺

一朝鮮信使經過之時、道驛橋渡人夫船馬等、往來迎  
送之煩なき様に沙汰可有事、

附、水陸之間、或者乘馬荷馬、或は乗船荷船、或  
者迎送之役夫、往來之旅人等、混亂停滯なき様  
可相計事、

一晝夜共旅館にをいて、信使以下可用諸道具、米穀  
魚菜等、事不欠様支度いたし、飲食之料味をこね  
たる物等用ましき事、

一旅館并路次之間、火事地震等不慮之變事、兼而其  
備を設け、時に臨て四度計なき舉動有へからさ  
る事、

附、城下宿々者不及言、御料私領人民之居、諸  
寺社等、火之用心猶更油斷有間鋪事、

一晝夜之旅館、往來之路次、或は御馳走衆御賄方、

或は對馬守家來、諸大名役馬等附來る使者等に  
至迄、喧嘩口論者不及言、聊も無禮等有へからさ  
る事、

一異國之者風俗不案内に依而、無禮之儀ありとも  
強而答るにたらず、雖然捨置かたき事に至ては、  
對馬守役人に達而、其沙汰に可任事、

一旅館路次之間、信使之從者、私に賣買之事を相か  
たらふども一切取合へからず、譬後日に及て事  
顯はるゝといふ共、物之多少價之高下によらず、  
嚴科に可被處事、

一信使往來之間、見物之場にをいて、男女僧尼等雜  
り居へからず、簾幕屏風之類を以、其座を隔つへ  
し、或は飲食之物を取散し、或者醉狂高聲無行儀  
なる體有へからず、往來之旅人止り見るといふ  
共道脇へ寄、見物之場を妨くへからざる事、

附、色絹緞子等之幕、金銀之屏風等を以見物之  
場を飾る事、禁制に及間敷事、

右之條々、旅館御馳走御賄方者不及言、御料私領之  
寺社宿々在々等、各其支配々々可被相觸候、以上

五月以上、大成令補遺、

正徳元年六月二日、久世大和守相渡天野彌五右衛  
門達、

覺

山城 大和 和泉 河内 攝津

近江 丹波 播磨 美濃 三河

遠江 駿河 伊豆 相模 武藏

右國々知行所有之面々、當七月八月頃朝鮮人來  
聘之節、并歸國之時も人馬出候儀、御代官より可  
相觸候間、無遲滯可差出候旨、知行所々前廉急度  
申付置、至其節役人附置、無相違様に可被申付  
候、以上、大成令、御徒方萬年記、  
文露叢、承寬雜錄、

正徳元年七月

朝鮮人々音物之銀、京大坂駿府音物有之方々々、  
當時通用之銀遣候筈之段、不殘可被相達之候、

七月大成令補遺、

正徳元年七月十三日

朝鮮信使道中往來共、書簡之興通り候時、下馬下  
座等いたし無禮之儀不可有候、菅笠等ぬき候に  
は不及候、以上、

七月  
道中に而來る時は彼國書あり、歸る時者御國書あり、

右之趣、道中筋に可申渡候、殿好録、御書付寫、御徒方萬年記、琉韓紀事、正寶事録、  
正徳元年九月

追而、町方に而夜具持合候もの價不相知候は、先御用に相立、重而價は可被渡候、夜具之儀先例も無之、其上兼而宗對馬守役人にも承合候處、入用に而無之由申に付、用意被致間敷由、先頃申遣被得共、先年とは時節遅く冷氣に成候故、右之通に候、已上、

朝鮮より獻上之御馬御鷹に差添來候上官一人中官一人、大坂に而相煩、夜具好候に付、彼地御賄御代官より借渡候由申來候、信使來着之時、三使初惣官人夜具入用之由好候は、大坂に而致支度、間に合不申候分は、大坂町方に而夜具持合候者致吟味、買上被相渡候様に申遣候、大坂に而相渡候得者、中官下官者木綿類に而苦しかる間敷哉、其許に而宗對馬守役人の開合可被相極候、大坂御賄方にも被申合、諸事間に合候様可被相心得候、町方に而夜具調

候儀、若滯候は、此書面を以、町奉行衆に可被申達候、尤町奉行衆にも申遣候、以上、

九月九日 萩原近江守印

辻彌五左衛門殿  
古川武兵衛殿

追而、京都在宅之御代官に之一封被遣、則相達申候、以上、竹橋蠶箔、○按するに、此書因に、に在す。  
聘禮後御用掛りの輩に、加恩及び御褒美各差あり、册併せめる

正徳元年十一月廿一日

朝鮮人來朝御用相勤候に付被下之、

御手自被下之  
御刀來國光

時服七

土屋相模守  
久世大和守

右之通、於御前被下之、

正徳元年十一月廿二日

芙蓉之間

時服六

寺社奉行  
本多彈正少弼

時服四

大目付  
仙石丹波守

同

御勤定奉行  
萩原近江守

同三充

御目付

鈴木飛驒守

鈴木伊兵衛

河野勘右衛門

大久保甚右衛門

右者、朝鮮人御用相勤候に付被下之、

奥御右筆

本目權右衛門

小池與左衛門

高階半次郎

表御右筆  
玉置半助

長野善太夫

竹村伊右衛門

中島源右衛門

御臺所頭  
小林貞右衛門

御臺所頭  
鈴木傳右衛門

同五枚

御臺所頭

鈴木傳右衛門

御臺所頭

接するに、以上三人柳營日記には、朝鮮人客館東本願寺に相詰候に付あり

同三枚

御臺所入

福田伊右衛門

寄合

銀十枚、時服二

深見新右衛門

鑓拾枚

同 服部清助

同 室新助

時服貳充

三宅九十郎

佐々木萬次郎

右之通被下之、

朝鮮人御用相勤候に付御加増被下、

五百石 新井筑後守

都合千石に被成下上意有之、以上、柳營日記、御徒方萬年記、

正徳元年、この度外使の事に勞ありとて、相模國鎌倉郡自注、植木、高野郡自注、上、等五百石の地を加賜ふ、

自注、先に賜ひし武藏國比企郡の地を返し奉りて、其後の地を比企玉野平村にして賜はらむ事を望み申せしかば、許されて、こゝに在いて、野平村の地悉く我領と成たり、武藏相模の地總計壹千石を併せ領す、(白石私記)

正徳元年十二月朔日、御前に召之、御懇之上意有

之、御加増被下、

壹萬石充

土屋相模守

秋元但馬守

御日記、柳營日記

正徳元年十二月朔日

一朝鮮人の被遣候太刀拵候に付而、研師金具彫物師の銀拾枚充、鞘柄巻師の銀五枚充、長刀研師同枚充被下之、柳營日次記、

正徳元年十二月十五日

一朝鮮人御用相勤候に付、御褒美被下之、

時服貳 羽折 伊奈半左衛門

時服貳充

御代官 貳拾五人 柳營日次記、文露叢、

按するに、その職によりこれより、さき、すてに御褒美賜はりしものもあれども、今下に連記す、

正徳元年四月十一日

一朝鮮國王の被遣太刀長刀打候者共、

銀七枚充 大刀打候 鍛冶共

銀五枚充 長刀打候 鍛冶共

右之通被下旨、鍛冶共居所之領主家來り、檜之間に而寺社奉行本多彈正少弼、大目付仙石丹波守、御勘定奉行萩原近江守申渡之、江戸京大坂町奉行掛りの鍛冶共者、其向々に相達之、御扶持被下之鍛冶共者、御腰物奉行申渡之、御日記、  
正徳元年六月七日、深見新右衛門、三宅九十郎、室新助三人時計間に被爲召、時服拜領也、

朝鮮往來之御用承に付如斯中村氏筆記鈔、○按するに、これ聘禮前必用の事を命ぜられしはよて、別に賜ものありしにや、

正徳元年十一月十五日

白銀三拾枚 釜屋山城

右、御金印之御用被仰付之付而被下之、御日記、

正徳元年十一月十六日

一朝鮮人御饗應之節、舞樂相勤上方樂人四拾五人、紅葉山樂人九人、於柳之間阿部豊後守、御暇拜領物之儀、順々申渡、

但、委細之儀は、朝鮮方日記に在之、

正徳二壬辰年三月十五日

時服貳充 朝鮮人御用相勤候に付御目見 同 大草太郎左衛門

正徳五乙未年十二月廿一日

金壹枚 奥御右筆 高階半次郎

銀拾枚 表御右筆 竹村伊右衛門

長野善太夫

中島源右衛門

右者、先御代朝鮮人來聘之書物出來に付、爲御褒

美被下之、以上、柳營日次記、

### 通航一覽卷之三十八

#### 朝鮮國部十四

○來聘御用掛附御書、御褒美等 享保度

享保度朝鮮使來聘御用掛を命し給ふ、また道中筋見分仰付られ、江戸をはしめ所々御修復等の事あり、ありしは、享保四年十月朔日なり、

享保二丁酉年六月廿三日、於御座間老中被召出御意有之者、唯今迄朝鮮人御用を土屋相模守に按するに、政直、被仰付候得共、相模守老體月番も不事に候間、來々年朝鮮來聘に付、御用之儀者相模守御免被成、井上河内守に按するに、被仰付と云々、柳營秘藏脱漏、雜話燭談、

享保二年七月十一日 朝鮮人來朝 御用被仰付 林 七三郎 同 百 助以上、柳營日記、

享保二年七月十一日、於土圭之間老中土屋相模守、井上河内守、阿部豊後守、久世大和守、戸田山城守按するに、阿部正喬、久世重之、戸田忠真なり、列座、大學頭父子三人被召出、阿

### 通航一覽卷之三十七終

部豊後守申渡趣、

來々年朝鮮信使來朝に付、七三郎百助右之御用可相勤、大學頭儀老人難相勤思召候間、心を相添へ可申之由、

右被申渡之、若年寄大久保長門守、大久保佐渡守、森川出羽守侍座、森川重令なり、（柳營秘鑑脱漏、雜談）

享保三戊戌年正月廿八日

芙蓉之間

寺社奉行

松平對馬守

大目付

横田備中守

御勘定奉行

大久保下野守

右者、來年朝鮮人來聘御用被仰付之旨、河内守申渡之、（柳營日次記、柳營日録、柳營秘鑑脱漏、雜談）

享保三年三月二日

御勘定組頭

奥野忠兵衛

御勘定

深津八左衛門

同 山田平太夫

右朝鮮人來朝御用被仰付之、柳營日次記、

享保三年三月御勘定組頭奥野忠兵衛、并勘定衆深津八左衛門、山田平太夫朝鮮御用被仰付、御右筆部屋縁頼に而井上河内守申渡之、御右筆堀内善次郎、山内源五郎、遠山善十郎、是又右御用被仰付、（柳營秘鑑脱漏、雜談）

享保四年二月十五日

寄合

宮城三左衛門

近藤三次郎

右者、當秋朝鮮人來朝之節、新居船渡御用可相勤旨、於菊之間老中列座井上河内守申渡之、（柳營日次記、御徒方萬年）

享保四年三月廿三日、井上河内守被相渡御書付、

神田若川町二丁目

同所

幸阿彌伊豫

奈良土佐

右朝鮮人被遣候御鞍御鏡卓、兩人被仰付候に付、御道具出來迄、晝は御紋付小旗、夜者御紋之挑燈差出候間可被得其意候、右者近所若者出火も候は、其心得有之様に、火消御使番之面々わも可被相達候、以上、

三月

同年五月十九日

躑躅之間

御暇

小林又左衛門

同

辻甚太郎按す、この二人御代官なり

右朝鮮人御用差越付而也、以上、柳營日次記、

享保四年五月廿六日

御目付

鈴木伊兵衛 稻生次郎左衛門

右今度韓人御用之儀、石川近江守申渡、

享保四年六月五日

韓使御用に付、東海道に罷越御代官の御朱印被下之、御日記、

享保四年六月二日

一今日江戸發足、朝鮮人通筋所々御馳走場見分可仕旨被仰付之、

大坂町奉行

鈴木飛驒守柳營日録

享保四年六月廿七日

曾我周防守

朝鮮人來朝に付、三州岡崎迄上使被遣支度可仕旨、被仰付之、（柳營秘鑑脱漏、雜談）

享保四年六月廿七日

中興御小姓

曾我周防守

右者、朝鮮人來朝之節、三州岡崎迄上使可被遣之旨、被仰付之、（自注、此御使正徳五に者、高家衆被遣候處、此度者如此、仍記置之、御徒方萬年記、享保通鑑）

享保四年八月九日

芙蓉之間

御暇

曾我周防守

同 宮城三左衛門

同 近藤三次郎柳營日次

記、○按するに、周防守の賜もの異あり、姑らく兩存す、  
享保四年八月九日、朝鮮人來朝に付被遣候故、御暇被下之、左之通、

爲上使岡崎へ

金五枚時服五羽織

曾我周防守柳營日録

○按するに、柳營秘鑑脱漏等には、金十枚時服四枚あり、誤りなるべし、

享保四年八月廿九日

一朝鮮人御用懸共常月被仰付候、（柳營日次記、○按するに、この事ふしんなれ）



く存す、姑ら

廣澤先生按するに、俗稱を細井次郎太夫といふ、柳澤を去て飄泊す、其間水府黃門殿に仕る事三年、常憲院殿、文昭院殿文事を以て用らる、有徳院殿韓客返翰玉印篆刻、其後數度公用を勤む、享保四年青山與力に有闕、大久保佐渡守若年寄なりし時なり、佐渡守謂て曰、數度文事を以蒙命、青山隊に有闕、此闕を望申さる、時者、必闕に補せらるへしと、廣澤先生曰、今閣有命、黒鐵といふ共不可辭、自己より望申事絶て有るへからすと申、佐州感激して曰、尤甫かく有へしとかねておもふ所なり、若有命必不可辭とて、先生に衣服等をめくまる、後百人頭堀田源四郎家において、若年寄大久保佐渡守、松平能登守兩命の書を以て爲與力、其後有公命、大名執酒四十三卷を撰、宿直を許して文事耳を以す、享保二十乙卯年臘二十二日、七十八歳を以て歿す、二老略傳、

享保四年三月三日御觸  
 一、當秋朝鮮人來朝に付、城州淀宿旅館、并宿々御普請入札有之候間、望之者も<sup>○</sup>は明後十二日より

同十六日迄之内、烏丸通綾小路下る町平岡彦兵衛旅宿に、家持請人召連參根帳に付仕様帳寫取、來る廿二日肥後屋敷にて札披候様に可相觸者也、按するに、肥後とあるは、即京都町奉行諏訪肥後守なり、下同し、

同月十三日御觸  
 一、江州大津御藏圍之堀、并會所破損御修復在<sup>○</sup>カ入札在之間、來る十五日より十七日迄、中井主水方の家持請人召連罷越、根帳に付仕様帳寫取、來る廿一日肥後屋敷にて札披候様に、望之賣人共に可相觸者也、

一大坂御城破損方鍔銅滅金、疊表、同縁布、并小買物諸色入札在之候間、明十五日より同十七日迄之内、肥後屋敷に髓成家持請人召連參、根帳付仕様帳寫取、來る廿七日朝五ツ時、於大坂町奉行所札披候様に、望之賣人とも可相觸者也、

同年四月十六日御觸  
 一、兩替町御池下る町、同通押小路角烏丸通御池下る町、御拂之家屋敷五ヶ所在之候、望之者來廿二日朝五ツ時入札持參可仕者也、  
 一、淀大橋今度懸直し御普請在之付、右橋古木古板

等入札を以、御拂被成候間、望之者明十七日より寺町通丸太町上る町、中井主水宅に參、根帳に付、橋途見分、來る廿四日安房屋敷にて札披候様に可申觸者也、

一、朝鮮人寄宿本能寺御修復之内、今度増御普請在之間、望之者は廿日廿一日兩日之内、千本通二條下る町、内山七兵衛方の家持請人召連參、元帳寫取、廿二日安房屋敷にて、札披候様に可申觸者也、  
 卯月十九日按するに、安房とあるは、また京都町奉行山口安房守なり、

同年七月六日  
 一、朝鮮人江戸宿坊、東本願寺本堂假り屋御普請被仰付候、

- 御作事奉行 千百石 柳澤 備後守殿
- 八百石 久松 豊前守殿
- 同下御奉行 笹瀬 左衛門殿
- 大工頭 片山 三七郎殿 月堂見聞

信使旅中海陸共とも御饗應御用等、尾紀御兩家をはじめ、諸大名に命せらる、事例のごとし、また音信の事により御書付を出さる、

大久保加賀守忠郁、享保四年己亥正月十六日老中告公旨曰、今般朝鮮信使來聘、此於小田原及箱根可饗信使云々、信使九月下旬到着于江府、十月中旬歸國、往來共修饗事、改選諸家系譜、  
 享保四己亥年二月十五日

- 一、朝鮮人來朝に付、御馳走被仰付面々、
- 松平安藝守 松平肥前守
- 名代 松平筑前守 松平大炊頭
- 戸田采女正 松平遠江守
- 大久保加賀守 松浦肥前守
- 本多下總守 小笠原佐渡守
- 青山因幡守 鳥居丹波守
- 加藤和泉守 谷 出羽守
- 右銘々書付を以、井上河内守申渡之、

尾張中納言殿家老  
 右同斷之趣、河内守傳之、柳營日次記、  
 成瀬隼人正

- 享保四年二月十五日
- 松平安藝守 松平大炊頭
- 松平筑前守 柳原式部大輔

戶田采女正 松平遠江守  
 大久保加賀守 小笠原佐渡守  
 青山因幡守 鳥居丹波守  
 加藤和泉守 松浦肥前守  
 谷 出羽守

右者、當秋朝鮮人來朝之節、前々之通人馬御馳走無滯可相勤旨、於御白書院緣類老中列座、井上河内守申渡之、御徒方萬年記、  
 享保四年二月十五日、朝鮮人御馳走人被仰付、在府之分相渡候書付、

御白書院於緣類

自分馳走

松平安藝守

右當秋朝鮮人來朝に付、馳走之儀仰付之、  
 但、書付一通相渡之、

筑前藍島

右同斷

松平肥前守

名代

松平筑前守

右同斷、

右同斷

松平大炊頭

右同斷、

備前牛窓

右同斷

美濃大垣 戶田采女正  
 攝津兵庫 御馳走人 松平遠江守  
 相模小田原箱根共 自分馳走 大久保加賀守  
 京都 御馳走人 本多下總守  
 壹岐勝本 自分馳走 松浦肥前守  
 遠江懸川 御馳走人 小笠原佐渡守  
 河内枚方 同 青山因幡守  
 相模大磯 同 鳥居丹波守  
 近江八幡 同 加藤和泉守  
 同 大津 同 谷 出羽守  
 右同斷、朝鮮人御馳走人被仰付之、  
 但、書付一通宛渡之、

芙蓉之間

尾張殿

家老衆

尾張名護屋  
 鳴海

菊之間緣類

寄合

遠江新居船渡奉行

近藤三次郎

宮城三左衛門

右、朝鮮人來朝に付被仰付候、但、書付渡之、  
 朝鮮人御馳走人、在府之面々相渡候書付之覺、

松浦肥前守

一當秋、從朝鮮國信使來朝に付而、於壹州勝本馳走之儀、往來共に下行候間、可被存其趣候事、

一萬端天和二戌年可爲歸國之節之通候、且又無益之儀無之様可被相心得候、信使到着之日限、并來朝人數之書付等、從宗對馬守方指遣候事、

一松平對馬守、横田備中守、大久保下野守に委細可被承令候、自然彼船依難風相定泊之外、何之地に令漂着候共、其所之船出之諸事無滯様、前廉可被申付候事、

同文言、按するに、此下於筑前藍島の文を脱せしなり、  
 加藤和泉守

同文言、於江州八幡、  
 戶田采女正

於大垣按するに、上文同文言の三字を脱せしなり、馳走之儀、往來共に下行候間、被存其趣可被勤候事、

水野和泉守  
 同文言、於岡崎御馳走之儀被仰付候、往來共に下行候間、可被存其趣候、御賄者御代官に申渡候事、

松平伊豆守

同文言、吉田遠州新居於兩所、新居船渡場に近藤三次郎宮城三左衛門被遣候、萬端可被申談候、

大久保加賀守

同文言、於箱根御馳走之儀被仰付候、御賄は御代官申渡候、於小田原馳走之儀、兩所往來共下行候間、可被存其趣候事、

鳥居丹波守

同文言、於相州大磯、  
 尾張殿 家老衆

覺

一當秋、從朝鮮國信使來朝に付而、御領内名古屋、起、鳴海に而馳走可被有之旨被仰出候、今度は三ヶ所往來共に下行候事、

一萬端天和二戌年可爲歸國之節之通候、且又無益之儀無様に可被相心得候、信使到着之日限、來朝

人數之書付等、從松平伊賀守可申遣之事、  
一松平對馬守、横田備中守、大久保下野守に、委細  
可被承合事、以上、

二月

常秋朝鮮人來朝に付而、新居船渡場に被遣候付、申  
談無滯様可被相勤候、委細者松平對馬守、横田備中  
守、大久保下野守に可被承合候、

二月 按するに、下の御營日次記等によるに、宮城  
三左衛門、近藤三次郎の名を脱せしなり、

同在國之面々之御書付之覺、

朝鮮人御馳走人、在國之面々に被仰付候書付、

自分馳走

長門赤間關  
周防上關

備後鞆

阿部對馬守

大坂宿坊西本願寺

御馳走人

岡部美濃守

來朝之節、着之日限響應、歸國之節者下行往來御馳  
走仕廻候迄、參勤被指延、

山城淀宿

御馳走人

松平和泉守

近江守山泊

御馳走人

板倉遠江守

往來御馳走仕廻候迄、參勤被差延、

同彦根泊 自分馳走  
美濃今須休 御馳走

三河赤坂休

三浦志摩守

遠江 濱松泊  
見付休

御馳走  
松平伯耆守

右同斷、

駿河藤枝泊

同  
土岐丹後守

同  
立花出雲守

同府中休一加番

小普請組松前伊豆守組  
寄合  
戶田主水

同江尻泊

京極若狹守

四月參勤以後、御馳走所に可相越旨達之、

同吉原休

御馳走  
松平采女正

同斷、但し六月參勤以後、

伊豆三島泊

御馳走  
有馬左衛門佐

右同斷、

相模藤澤泊

同  
堀 左京亮

右同斷、

武藏神奈川休

御馳走

黒田甲斐守

同品川泊

松平豐前守

常秋朝鮮人來朝に付而、御馳走人被仰付候、右之面  
面在國在邑に付、以奉書達之、

但、右之達書今曉河内守於宅渡之、柳營秘鑑脱漏、○  
開集に、この年七月、今度朝鮮人來朝歸國之節、海陸所々御馳走  
人拾萬石以上は、領主より下行、但兩宿之所、一宿は領主、一宿  
は御代官所より下行と見えたり、

享保四年二月十八日、朝鮮人御用諸大名領地通過  
候泊休場、其外江戸旅館迄之御用懸被仰付候、享保  
通鑑

享保四年五月三日出る御書付  
今度朝鮮人御馳走被相勤付而、其向々御用懸御役  
人々音物之付届、堅有之間敷候、且又御馳走所何に  
よらず、馳走かまじき儀堅請申間敷候、右之段手代  
等にも急度申付置、聊疎略無之様可相勤候、

右之趣、堅相守候様御賄之御代官に可被申渡候、  
右書付、大目付にも河内守渡之、柳營日次記、

享保四年五月十七日、大目付被見候御書付出、  
今度朝鮮人御馳走被相勤候に付而、其向々御用掛  
御役人々音物付届、堅有之間敷候、且又於御馳走所

何によらず、馳走ケ間敷儀一切無之様、可被相心得  
候、以上、

五月 柳營日次記、  
御書付留、

享保四年五月十六日、大目付横田備中守様より昨  
日御留守居方へ、御切紙に而相達候儀有之候間、今  
十六日七半時直右衛門 按するに、平田直右衛門は、宗  
道參上仕候様にこの御事に而御差圖之剋限に、直  
右衛門并鈴木左治右衛門參上仕候處に、備中守様  
御逢被成候而、直右衛門被仰聞候は、今度朝鮮人來  
朝に付、其向之御用掛御役人々音物付届、堅く有之  
間敷候、其外馳走かまじき儀一切無之様に可被仕  
候、此儀は格別之事に候間、對馬守殿方へ被申越、  
御請之儀拙者方へ御狀被遣候様に可申越旨被仰  
渡、御書付一通御渡被成候に付、奉畏候段御請申上  
る、夫より左治右衛門被召出、右之趣被仰渡、直右  
衛門儀は事多き儀に候故、御手前も被召寄候間、末  
末之者迄堅可被申渡候、惣而振廻等之儀も無之様  
に、申渡候様にこの御事に付、委細奉畏候段御請  
申上、直右衛門備中守様へ申上候者、此度は兼而對  
馬守心附申候故、一切音物贈答御馳走かまじき事、

堅く御無用に被成被下候様にと諸方へ申達候、此上御音物等被遣候而者、私方より之御斷之申様不埒故、御音物有之、却而御傍輩中に不禮に罷成候様に御座候而は、私迷惑に奉存候間、此段御聞届被下候様にと申達置候、其内御三家様御老中様方より御音物被下候節は、返上仕候事も如何敷迷惑仕候得共、此度之被仰出に而は、右之御方様よりも御音物被下間敷と奉存候、旅宿に而遣候器物に至迄、宿より定り候而可借品者有來候を借し申様に、此節之用迎新規に御用意被仰付候儀は、對馬守宿を始、家中宿とも堅御無用被成可被下候、勿論宿へ御馳走人として、御人被附置候事も御用捨被下候様に、不叶用事も候は、宿亭主に可申達旨、急度兩三度迄申達候、京極若狭守、龜井隱岐守、毛利周防守杯は近き一類に御座候得共、此者共を始音物贈答仕候而は、賜之御斷も難立候間、此者共に信使中者、決而音物贈答無用之由申達置候、此儀者被聞召置被下候様に申達候得は、能き御心附候、成程左様之儀者承置候か能候、御家中大勢と乍申上に者別條も有之間敷候得共、下々大勢に候間、下々へ能可被

仰付候、勘定方にも右之趣被仰付候、是者其元へ渡し候に而は無之候、爲心得爲見候由被仰、御書付御見せ被成候故、致拜見返進仕、相應に御挨拶申上、罷歸御渡被成候御書付被仰出帳に記之、  
按ずるに、御用掛御勘定組頭なり、  
 同月十七日奥野忠兵衛様へ、  
 門方より遣候手紙贈答左に記之、  
 昨日横田備中守様より音物贈答之儀に付、被仰渡候趣有之候、御勘定方にも被仰渡候趣御座候由及承候、不苦御事に御座候は、御書付爲御見被遊被下候得かし、心入に罷成候故申上事に御座候以上、  
 五月十七日 平田 直右衛門  
 奥野 忠兵衛様  
 昨日横田備中守殿より音物贈答之儀に付御申渡有之由、右之儀に付、御馳走方御勘定奉行に相渡り候書付之寫、御覽有之度由、則寫進之候、  
 五月十七日 奥野 忠兵衛  
 平田直右衛門様  
 右之御手紙に相添來候書付、左に寫之、  
 今度朝鮮人御馳走被相勤に付而、其向之御用懸御役人の音物之付届、堅有之間敷候、且又於御馳走所

何によらず、馳走かましき儀一切無之様に、可被相心得候、

五月

右者、御馳走人へ御渡被成候御書付なり、

同年八月十三日、大御目付横田備中守様より今四時前壹人致參上候様にと、御留守居方へ以御切紙被仰下候付、鈴木左次右衛門致同公候處、備中守様御逢被成被仰聞候は、直右方相招可申達候得共、繁多之段致見聞候付、各へ申達候段、信使來聘間も無之候付、兼而申達候通り、音物等之儀者勿論、信使に付而馳走かましき事決而無之候様に、道中筋寺社方へは、松平對馬守方より被相達、御代官方へは、大久保下野守より按ずるに、勘定奉行、御被申渡候、其元へは、最前申達置候得共、右所々へ又々被申渡候付而、此段相達候と之御事に而、御書付一通御渡、末々に至迄堅相守候様に、猥に在之に而は對馬守殿御爲に不罷成候間、彌堅被仰付様に被存候、右之段先頃申達候付、對馬守殿より御聞届被成候と之儀、被入御念候而御判有之候御狀被下扣置候、被仰出之趣宜御得心被成候と存候得者、至拙者も別而大慶に存候、

扱又今度對馬守殿、尾張殿御領國御通りに付、前々より御音物馳走等有之候、然處、右被仰出譯も有之候、如何可被成哉、何とぞ以前より之通馳走等被成度旨、先頃拙者方迄被仰聞候に付、早速河内守殿迄相伺候處、河内守殿にも御決定難成候付、達上聞候上、あなたに者格別に候間、彌天和正徳之通、音物馳走等有之候様にと之御事に付、此書付之通申達候間、左様可被相心得と之御事に而、御書付一通御渡被成候付奉畏候、前々あなた様よりは、對馬守儀は勿論、家老其外末々迄も御馳走等被仰付候、末々之者迄も御馳走頂戴仕らせ可申候哉と申上候處、成程尾張殿よりは御伺にも相見へ候、對馬守殿へ時服五、其外家老へも被成下物等有之、馬之飼料之儀も相見へ申候、尾張殿御事は格別に候間、未末に至而も馳走等請候様に、被致候様にと之御事被仰渡候に付、委細奉畏候、早速途中迄可申遣候、此御請之儀如何可仕候哉と申上候處、夫に者不及候由被仰聞候付、奉畏候旨御請申上罷歸る、右之節御渡被成候御書付二通被仰出帳に記候、  
 同年九月廿一日、横田備中守様へ、左治右衛門致參

上、御取次御用人矢次喜六へ出會、最前備中守様被仰渡候趣に付、大坂に而紀州様より對馬守へ御音物被下候得共、被仰付を重し候而、乍憚返上仕候由、途中より申越候、尾張様御馳走御音物之儀、前々之通受用仕候様に被仰出置候故、此度尾州御領に而も、前々之通受用爲仕に而可有御座候、然處、紀州様御音物は御斷申上受用不仕候段、何とやら手前より差別を仕候様に、御沙汰も有之候而者氣毒に奉存候、水戸様は對馬守方御由緒も御座候故、朝鮮人來朝に付、若御音物も可有御座候へとも、尾張様之外者御差圖も無之事故、口カ受用不仕様に心得罷在候通、爲念申上置候段申達候得者、被入御念候通承届候、備中守他行いたし候、歸宅次第可申開由被申罷歸る、

同月廿三日、一昨廿一日鈴木左治右衛門、横田備中守様の罷出、殿様の御三家様より來朝に付而、御音物之譯口上に申達候處、昨日御取次矢次喜六方より手紙に而、右口上之趣書付差出候様に、申來候付、則口上書に相認、右之席に別紙口上書も差出す、左に記之、

口上覺

今度對馬守參府之節、於大坂從紀州様御音物被下候得共、來朝に付而之音物之儀は受用仕間敷旨、兼而被仰渡候通故、乍憚返上仕候、水戸様に者御由緒も御座候得共、來朝に付而若御音物被下候は、是又返上可仕と奉存候、尾張様計之御差圖有之儀故、此度尾州御領に而御馳走御音物共に受用仕筈に御座候、御三家様者御同前之御事に候處、若も對馬守自分に而差別も仕候様、御沙汰等有之候而者氣之毒に奉存候間、此段爲念各様迄得御意候様に、對馬守方より申越候、以上、

九月 宗對馬守内 鈴木左治右衛門 口上覺

此程、井上河内守様より被仰聞候は、此度於京都松平伊賀守様より按するに、京都所司 代松平忠因なり、對馬守方へ信使同道に付御音物被遣候處、返進之由御聞被成候、御所司者御老中に差續き候重き御役柄に候間、歸國之節御音物有之候は、口カ受用仕候様に被仰渡候、右御差圖之通に候得者、御老中様方より若も來朝

付而御音物有之候は、不及御斷受用仕候様に、思召候御事と奉存候故奉伺候、右之趣未不申越候故、於岡崎者御音物定而返進爲仕に而可有之と奉存候、此段も御序に被仰上置可被下候、以上、

九月

宗對馬守内 鈴木左治右衛門

右之書付、御取次矢次喜六に致面談相渡、委細口上に而申達候處、則被申上御返答被仰出候は、尾張殿より者御伺有之故、河内守殿に相伺候而、其段致差圖候、御伺無之分は、御差圖可申様も無之候、曾我周防守殿於岡崎、水野和泉守殿より音物有之候は、如何可仕哉之旨被相伺候故、河内守殿へ相伺候處、受納有之候様被仰聞候故、其段申達候旨被仰出候故、拙子申達候は、去頃も被仰渡候故、何方よりも御音物不被下候儀と存罷在候處、紀州様松平伊賀守様よりは間違候儀に而被下候哉と、彌返上仕儀と存候旨申達候處、委細之趣承届候、追而否之御返答可有之との御事に而、相應に挨拶いたし罷歸る、同廿五日、横田備中守様より御留守居壹人罷出候様に申來候に付、鈴木左治右衛門罷出候處、備中守

様御逢被成被仰聞候は、此間以書付被申開候、於大坂紀伊國殿より音物有之候處、兼而此方より申渡置候趣に付、御返進被成候付被相伺候趣致承知候、前以申渡候節、少々間違之儀有之委細不申達候、御三家様之儀は各別之御事に御座候間、若歸國之節於大坂音物御座候は、御請用有之候様に、勿論水戸殿御事者、御由緒も御座候由に付、内外共に無御遠慮御贈答被成候様に、御老中方者勿論に候間、左様相心得候様に、兼而申達置候通故、及御斷候由御尤成事に存候、依之、紀伊國殿御音物御返進御成候段、如何思召之程被申開候、其段は早速紀伊國殿に拙者方より申達候、依之、爲心得別紙書付相渡候由被仰聞、御書付御渡被成る、被仰出帳に記之故、茲に略之、享保己亥信使記録、

通航一覽卷之三十八終

# 通航一覽卷之三十九

## 朝鮮國部十五

○來聘御用掛附御書御褒美等 享保度

享保四己亥年五月、信使道中人馬等の事諸大名に課せられ、及び宿驛の控書を御馳走人等に出さる、

享保四己亥年五月廿二日、井上河内守按するに、御用掛老中正筆、石川近江守按するに、近江守は若年寄總茂なり、相渡御書付、

覺

山城 大和 和泉 河内 攝津  
近江 丹波 播磨 美濃 三河  
遠江 駿河 伊豆 相模 武藏

右之國々知行所有之面々、當秋朝鮮人來朝之節、歸國之時も人馬出候儀、御代官より可相觸候間、無滯滯可差出旨、知行所々前廣急度申付置、無相違様可被申付候、以上、

五月 柳營日次記、大成令補遣、  
公私拾芥錄

享保四年六月廿一日、大目付横田備中守按するに、御用掛なり、被○爲見候書付、

覺

山城 大和 和泉 攝津 河内  
近江 丹波 播磨 美濃 三河  
遠江 駿河 伊豆 相模 武藏

右之國々知行所有之面々、當秋朝鮮人來朝、并歸國之時も人馬出候儀、御代官より可相觸候間、無滯滯可差出候旨相觸候得とも、請負通し人馬に相極、右賃銀高割に而取立候筈に候間、追而御代官より觸可有之候、以上、

六月 御書付留、大成令補遣、柳營日次記、○按するに、これより先、信使人馬等の事により御用掛の輩、宗對馬守家來平田直右衛門と、しほく書の往復ありすへて、こゝに附載す。

享保四年五月五日、松平對馬守様按するに、御用掛、御用人兩人方より直右衛門方へ按するに、即平田直右衛門なり、手紙來、一大坂本願寺より淀へ川船乗船之節、鞍置馬入可申候、此段も忠兵衛様より按するに、御用掛御勤定組頭與野忠兵衛也、御聞合可有之候間、明日書付早々忠兵衛様へ可被遣候、右之趣拙者共より得御意候様に對馬守申付候、同日與野忠兵衛様より、直右衛門方之御手紙、一鞍皆具之儀、當秋は淀より大坂へ相廻り、大坂に

而馬者出候筈に御座候、參向之時者大坂逗留も候故、差支候儀も無之候、歸國之時淀迄參候鞍皆具之内、大坂船上り場へ相廻り、本願寺へ送届候様究り申候、右之通に而差支候儀者有之間敷候哉、是亦兵庫方淀共に波戸場より旅館まで、三使者與、上々官者乗物、學士、判事、醫師、上官以下共に、程近き事に候間、敷筈之上可爲歩行と存候、若鞍馬に而參候儀も候哉、此儀も承置申度候、

同六日、與野忠兵衛様より昨日被下候御手紙之御返答、按するに、これより下の返書等は、皆平田直右衛門よりなり、

一鞍皆具之儀、當秋は淀より大坂へ廻り、大坂に而馬者出候筈に御座候よし、參向之時者大坂逗留も候故、差支候儀無之と被思召候、歸國之時淀まで參候鞍皆具之内、大坂船揚場へ相廻り、本願寺へ送届候様に御究被成候、其通に而差支者有之間敷哉之由被仰下承知仕候、先頃河内守様より出馬之儀に付、御書付御渡し被成候御書面にも、參向に者淀より新居まで鞍皆具出候面々之内より、八拾疋分被出、歸國之節者新居より淀まで出候面々之内より、八拾疋分之鞍皆具大坂まで差出筈に候、依之、馬者

所々傳馬差出、若八拾疋分に而不足に候は、大坂御城代御定番より可差出候旨申渡候由、此方々に御書付被仰渡御座候故、參向に淀より新居まで鞍皆具御出被成候御方様より、大坂船上り并淀登之節、乗船之刻船場まで之鞍皆具ともに御出し被成、下向に者新居より淀まで鞍皆具御出し被成候御方様より、大坂船揚場より本願寺まで之皆具、并川口乗船之節之川御座に乘候刻之鞍皆具ともに、御出し被成候趣と相心得罷在候、此段者乍序爲念申上候、

一兵庫方淀ともに、波戸場より旅館迄、三使者與、上々官者乗物、學士、判事、醫師、上官以下は程近き事に候間、鋪筈之上可爲歩行と被思召候、若鞍馬にて參候儀も有之候哉、此趣も御聞置被成度旨承知仕候、兵庫方兩所之儀者、鞍馬出候段留書に見當不申候、旅館程近く候故、乘馬御用意には及間敷哉と奉存候、

一淀船揚場より旅館までは程遠く候處、天和に乘馬之御用意無御座不宜候付、正徳年其譯對馬守方より申上候て、乘馬御用意被仰付候由相見へ候、此

度も船場より信使屋手遠に御座候は、上官以下  
乗用之馬御用意被仰付可然奉存候、下向淀乗船之  
節も同前に御座候、

同七日、奥野忠兵衛様より來候手紙、

一鞍皆具參向歸國之節どもに、淀より大坂へ廻  
り、馬者所之傳馬に而若不足之時者、大坂御城代御  
定番より被差出候旨、河内守殿より書付相渡候由、  
御紙面之通致承知候、

一兵庫枚方者、船場より程近きゆへか、鞍置馬出候  
段御留に無之に付、乘馬用意に及間敷之由、淀者船  
場より旅館まで程遠く、天和も乘馬用意無之不宜  
候付、正徳其譯御申上乗り馬出候由、此度も信使屋  
手遠に候は、上官以下乗り用之馬用意可然之旨、  
尤下向淀乗船之節も右同前之由得其意候、

同月廿八日、松平對馬守御用人吉田十兵衛、井川治  
右衛門方より手紙來、右之返事、

鞍皆具大坂まで、來月幾日頃致着可然哉と御尋被  
成候、每度如申上候海上之儀者、順次第之儀に候得  
者難計奉存候得共、大槩去る十八日彌信使乗船に  
相極候は、中分之仕合に而來月廿日頃者、大坂着

船も可有之哉と存候、打續順能候は、右日取之内  
に而參着可有之候哉、とかく少々者前廣に揃居不  
申候而者、不圖差支候儀も可有御座歟と奉存候間、  
來月十日過にも御揃被置可然歟と奉存候、右之日  
取を以、何分にも御了簡可被成候、不及申進事な  
ら、鞍皆具被差出候御大名之内、御在所遠近も御座  
候間、其御考被成御差圖被遊候様にと奉存候、  
六月朔日、大御目付横田備中守様より御切紙、左記  
之、

六月朔日

權田備中守

右之返書

平田直右衛門殿

備中守様より被成下御切紙拜見仕候、朝鮮人來朝  
に付、人馬道中まで被差出候御方様、何頃江戸出立  
被仰付可然候哉、有増御聞置被成候様に河内守様  
被仰渡候間、申上候様に之御事奉得其意候、海上  
之儀者順次第之事に候得者難計奉存候得共、五月

十八日彌信使彼國乗船をも仕、順風次第對州へ罷  
渡候は、中分之仕合に而來る廿日頃者、大坂へ着  
船も可有之候歟、順風續候は、右日取之内にも參  
着可有之歟と奉存候、兎角少々者前廣に揃居不申  
候而者、不圖差支候儀も可有御座歟と無心元奉存  
候間、右之御了簡を以、御差圖被遊候様にと奉存  
候、被差立候場所之遠近も有之事候故、其御考被成  
候而被差立候は、可然奉存候、御請爲可申上各様  
迄如此御座候、宜被仰上可被下候、以上、

尙以、左之趣對馬守様より御尋被成候剋も申上

候、然共對州參着さへ不相知候故、推量も違可申  
歟と奉存候、此旨宜様に被仰上可被下候、以上、

六月朔日

平田直右衛門

野村喜平次様

矢須カ吹喜六様

高主門 太夫様

同二日、奥野忠兵衛様は昨日之手紙之返事遣之、  
此間に御答に申上候趣、一々御聞届被遊候由被仰  
下、被入御念御事奉存候、且亦御大名様方より被差  
出候、乗鞍馬皆具御賄被成候付、御書付二通被下忝

奉存候、近日期拜顔萬々可得貴意候、以上、

六月二日

平田直右衛門

奥野忠兵衛様

七月八日、吉田十兵衛方より之手紙、

今晚七時、對馬守宅に御出可被成候、奥野忠兵衛様  
御出合之等に候、此段拙者より得御意候様對馬守  
申付候、且亦忠兵衛様より御切紙相届候様に、御頼  
に付爲持進之候、御受取可被成候、

七月八日

吉田十兵衛

平田直右衛門様

同日、奥野忠兵衛様より之手紙、

天和正徳朝鮮人來朝之時、入候人馬之譯承合度候  
間、右に可入書留等御持參にて、松平對馬守殿宅に  
御越可被成候、今日七時過御越可然候、

七月八日

奥野忠兵衛

平田直右衛門様

同日

一、對馬守様は罷出候處、奥野忠兵衛様、深澤八左  
衛門殿御出にて、天和正徳出馬人足等之數甚違ひ  
申候、如何様之譯にて候哉之由御尋故、申達候者人

馬之多少は、朝鮮人荷物之多寡にて大分違申候、正徳に者荷物之數多く持參仕候ものと存候、其上寄人足寄馬に候へば、壹人持を壹人にて持候事難成候、殊諸事正徳に者被入御念候故、壹人持候貫目を貳人三人に而持、一疋分之荷物を二駄三駄に分候而付申候様子に候、左様之事に而大分違候と相見へ申候、正徳に者朝鮮人も少々相増候、道中も拾六繼に候、所々逗留に而拾八繼に成申候、旁に而相増候者と存候由申達、正徳年御返物之品被送登候人夫之儀、書付遣候様に被仰候故、則書寫候而遣候、

一、吉田十兵衛被申候者、大久保下野守様より按ず下野守に御用掛御勘定奉行なり對馬守方に御手紙に而申談候事候間、明朝五ツ時前下野守様御宅に御出候様に、傳達可仕旨被仰越候、御差合無之候は、御出候様に申候由被申開候由奉畏候、彌可致伺公由申入、御用濟而罷歸る、

同九日

一、大久保下野守様直右衛門罷出候處、御逢被成天和正徳人足傳馬相増候子細、委承度由被仰候故、昨夕忠兵衛様申達候趣申上候處、承届候由御挨

摺故罷歸る、

同日奥野忠兵衛様より來候手紙、

天和人馬員數

參向 人足七千三百九拾貳人、馬六千疋 下向 人足七千五百六拾八人、馬五千六百拾六疋 右之外 人足九千三百四拾四人、

正徳人馬員數

參向 通り人足三百拾人、寄人足壹萬六百六拾壹人、馬九千七百四拾五疋 下向 通り人足參向同前、寄人足壹萬貳千七百七人、馬八千六百拾壹疋

右之通に御座候、天和正徳人馬之違之譯承合度候、此ものに御書付可被遣候、

右之通申來候付、帳面など相考、是より御返答可申上之旨申遣、

同十日

一、松平對馬守様御寄合に付罷出候處、杉岡彌太郎様、辻六郎左衛門様も按ずるに、この二人御代官なるへし御出、道中御賄方之御代官衆不殘御出、掛御目候、

一、彌太郎様、六郎左衛門様、直右衛門に御逢被成、

比日度々御尋之通、天和正徳之人足傳馬入高之違、

委御吟味故、則先達而御返答申上候趣申上候得者、御聞届被成候由御挨拶有之、其後忠兵衛様を以、何も様より了簡之趣、書付差出候様に被仰開候故、相認候而差出候得とも、御好等有之故書改、忠兵衛様を以差出候處、御用掛様方御覽之上、其節者役掛に而も無之不被存候趣に候得者、書付者致披見差返候由に而御返進被成、彌太郎様、六郎左衛門様、忠兵衛様御列座に而、天和之人馬積被成爲御見、被成

此通に、少餘計に候は、相濟可申候歟、先年者寄人馬に候、此度者惣様請負に被仰付候故、人馬も達者に可有之候故、彌可罷成事之様に被存候由被仰候故、御書付披見候處、前後に立候荷物とも此人馬數之内に而仕廻候積之様に相見へ、夫には殊之外

僅成様に存候故、此人數にては無心元奉存候、然とも私不勘にて不存事をとかう申上候ても如何候間、罷歸候て了簡仕、成不成候儀、明朝御登城前忠兵衛様まで可申上由申候得者、左候は、其通に仕候様にこの事故、御書付受取罷歸、

一、大垣今須宿之繪圖、忠兵衛様御渡被成候故請取

罷歸、

一、松平對馬守様にて、奥野忠兵衛様直右衛門様御渡被成候人馬之書付、

參向一日分 人足四百六十二人、馬三百七十五疋、

是者、朝鮮人并通詞之人馬、

歸國一日分 人足八百三十四人、馬七百八十七疋、

是者、參向之通之人足、但、馬者歸國之時は

天和正徳にも如此減申候、

外 人足五百八十四人 是者、國王并三使に被下物持夫、江戸發足前に先荷物に差出候人足、

右之通に而、當秋も事濟可申哉承度候、

同日大久保下野守様より之手紙、

此間河内守殿に被差出候天和正徳之人馬數相違申候、致如何候儀に而人馬之數違申候哉、此段早速承度候間、御報に可被申開候、不相知儀候は、不相知と申儀可被申開候、昨晚奥野忠兵衛方より申入候由、未御返答無之候付申入候、以上、

七月十日

大久保下野守

平川直右衛門様

御手紙被下忝拜見仕候、天和正徳人馬數之違之儀



御尋被成、具成譯者存不申候得共、朝鮮人之人數荷物之多寡、又者道中泊敷に而も違申候、大概者此通に御座候、昨夕奥野忠兵衛様より被仰下候得共、帳面など考見候而、御返答可申上と奉存致延引候、後剋於對州様御宅可申上候、以上、

七月十日

平田直右衛門

大久保下野守様御用人衆中

同十一日、奥野忠兵衛様遣候手紙、

昨日者得貴慮、珍重奉存候、其節御書付御見せ被成、參向一日之人足高四百六拾貳人、馬之高三百七拾五疋に而、朝鮮人方通詞まで可相濟哉之旨御尋被成候、罷歸得と考見申候所、此度持參之荷物多寡難計は存候へとも、人馬に少々餘計も可被仰付由に候故、左候は、大方右之通之御心宛に而、大違は有御座間敷と奉存候、歸國之節も御書付之通にて、大概相濟可申敷と奉存候、將又昨夜御書拔御渡被成候御書付之内、歸國一日分と有之所違は無御座候哉、若此方より差出し候書付之書違に而も御座候哉、又者其元様に而御書拔被成候剋、御書違に而候哉、御文句と相違仕、此方扣に合不申候故、爲念御

尋申上候、依之、御渡被成候御書付懸御目候、願者夜前爲御見被成候御役方様被差出候御書付之寫、被成下候へかしと奉存候、私名も相見申候故、致拜見度奉存候、不苦候は、被懸御意可被下候カ、奉願候、以上、

七月十一日

平田直右衛門

奥野忠兵衛様

尙々、左之趣私壹人之了簡を以、天和にも御濟申

たる事に候故、大形事濟可申敷と奉存、左之趣申上候、若參着之上違却仕候とも、其段者御許容被遊可被下候、爲念此段申上置候、以上、右之返事手紙、并別紙書付、如仰昨日者、緩々得御意終日御草臥可被成候、其節書付得と御覽候處に、此度持參之荷物難計候得とも、少々餘計之人馬も候は、大方大違は有之間敷と思召候由、歸國之節も書付之通に而大概相濟可申之由、將又昨夜之書付、歸國一日分と有之所違不申候哉と御尋候、成程其元より之書付と違申候、被遣候書付一日分人足四百七十三人、馬三百五十一疋つゝと御座候、是に對馬守殿長老之人馬差加り

候處を書付進候と存候、夜前懸御目候書付寫可進候由、兪書に而遣申候、此書付も右之所違候に付、張紙致し懸御目候、私も御書付を爲持最早罷出候に付、早々及御報候、以上、

七月十一日

尙々、天和にも相濟たる事に候故、此度も事濟可申哉と思召候由承之候、以上、

奥野忠兵衛

平田直右衛門様

覺

參向一日分 人足四百六十二人、馬三百七十五疋、朝鮮人、并通詞之人馬、是者、平田直右衛門書出候正徳之人馬之員數を、天和之人馬大格カ概を以相減如此、

人足三百人、馬四百疋、宗對馬守に被下人馬、并自分雇共、是者、御朱印人馬天和正徳之通、自分雇之内正徳之人馬より人足人馬七十疋、此度減可申由、直右衛門申之候間、相減如此、人足七十二人、馬三十疋、兩長老、并伴僧乗物、駕籠昇荷馬、是者、此度伺相濟、此人馬之通被下候

由被仰渡候、

合人足八百三十四人、馬八百一十一疋、

歸國一日分

人足八百三十四人

參向之通、但、馬者歸國之時

馬七百八十七疋

は減、天和正徳如此、

人足四百七十三人

其元より被遣候帳、一日分之人

馬三百五拾一疋

馬者如此候、本文書違と存候、

按ずるに、この二箇條の頭書に、右の箇條の上に、此通紙張にて直し來るを記す、

外に

人足五百八十四人

國王并三使に被下物持夫江戸發足前、先荷に差出候由、

是者、直右衛門書出候正徳之人足員數を、天和之人足大格カ概を以相考相減如此、

此度も右之積を以、

參向一日分 人足八百八十九人、内、五十五人、

人馬世話役 馬八百一十一疋

歸國一日分 人足四百九十一人、内、七十三人、

人馬世話役馬七百八十七疋、以上、享保己亥信使記録、

享保四年五月廿六日觸狀

一朝鮮人來朝に付、淀より遠州新居まで人馬御用に付、入札申付候間、人足方敷金新金六百兩、馬之

方敷金新金千兩持參、尤外に銘々諸人家質取之候間、致其心得儘成請人召連參、明廿七日より廿九日  
 まで肥後屋敷へ參、根帳記し來月朔日より四日ま  
 て、安房按ずるに、肥後は諏訪肥後守、安房は、屋敷へ罷越根帳記、仕様帳念を入寫取、翌日五日安房屋敷にて札披候様に、望之賣人ごもへ可申觸候、尤歸國之節新居より淀まで人馬敷金右同前可指出候もの也、  
 同年七月三日

一朝鮮人來朝に付、淀より遠州新居まで御用人馬、先頃入札申付候處、人足方京都町人河内屋善右衛門、馬之方者菊屋久兵衛と申もの落札に候所、江戸にて請負候落札之直段より、上方高直に在之由申來候、依之、此許入札入直申付候、人足方敷金六百兩、馬之方敷金新金千兩持參、人足方請人家質新金五百兩、馬之方請人家質新金千兩分取之候間、致其心得儘成請人召連、明四日より九日まで肥後屋敷へ參、根帳記仕様念入寫取、同十日札披候様に望之賣人ごもへ可申觸候、尤歸國之節人馬ごも新居より淀まで敷金右同前可指出もの也、  
 同年同月六日觸狀

一朝鮮人淀より遠州まで、上下人足毎日三千人之積り也、上下して落札貳千貳百貫目、  
 札主 河内屋善右衛門  
 一同馬之方毎日六百疋之積り、淀より遠州新居まで十二日、上下廿四日之積り也、人足方同斷落札不知、  
 札主 菊屋久兵衛

一淀より遠州新居まで入用蠟燭、大小凡壹萬三千七拾丁餘、  
 落札 三百貫目

一同人夫毎日三千人之積り、上下して落札入直し、  
 落札 貳千五拾貫目 河内屋善右衛門

一朝鮮人來朝之節、拾萬石出上乗馬出候、是者自分御持用の馬皆具相添、役人等相付候、淀より京都、夫より美濃大垣までと割符あり、是者上馬と申、上官の類乘申候、拾萬石以下の衆者、代官衆より在々の馬を請取て乘馬に仕立、馬の皆具馬の役人は其大名より出て、淀より江戸まで通し馬に仕候、是を中馬と申、中官の類乘申候、是も當年は淀より遠州

まで參、夫より東國の大名方御請取被成候由、一朝鮮人參向之節、西國大名方乘馬御出し被成候は、先年は大坂より江戸まで御送候得とも、今度は大坂より遠州新居まで御送候、其代に唯今まで貳疋出之方は獨疋に成、五疋之方は拾疋に成候、路法近きに依てなり自注、右は大坂より江戶まで通し馬の分、

朝鮮人來朝に付、御用出馬御大名方之覺、一鞍置馬之分

- 參向、淀より京、夫より新居まで
- 九疋 松平肥後守 拾三疋 松平右衛門督
  - 拾疋 松平淡路守 八疋 松平土佐守
  - 廿貳疋 細川越中守 六疋 松平讚岐守
  - 四疋 立花飛驒守 四疋 松平長門守
  - 四疋 本多唐之助 以上八拾疋
  - 同斷、舞坂より江戸まで、
  - 拾四疋 水戸 拾疋 松平伊豫守 四拾疋
  - 松平加賀守 拾貳疋 藤堂和泉守 四疋
  - 松平下總守 以上八拾疋
  - 歸國、江戸より舞坂まで、
  - 貳拾五疋 松平陸奥守 六疋 上杉式部大輔

- 六疋 松中大和守 八疋 佐竹右京大夫
- 四疋 阿部豊後守 四疋 丹羽左京大夫
- 五疋 井伊右衛門大夫 六疋 酒井雅樂頭
- 四疋 堀田伊豆守 四疋 眞田伊豆守
- 四疋 南部大膳亮 四疋 松平日向守
- 以上八拾疋、
- 同斷、新居より京、夫より淀まで、
- 五疋 松平隱岐守 四疋 松平越後守
- 七疋 松平出雲守 貳拾疋 松平甲斐守
- 拾四疋 松平丹後守 八疋 有馬玄蕃頭
- 六疋 小笠原石近將監 四疋 稻葉丹後守
- 四疋 奥平大膳大夫 以上七拾貳疋、
- 一中馬皆鞍具之分
- 參向、大坂船場より宿坊まで、
- 六疋分 鍋島加賀守 四疋分 蜂須賀隱岐守
- 五疋分 松平主殿頭 四疋分 青山大膳亮
- 四疋分 仙石信濃守 三疋分 永井飛驒守
- 四疋分 稻葉伊豫守 三疋分 九鬼丹後守
- 四疋分 松平紀伊守 三疋分 細川備後守
- 四疋分 藤堂佐渡守 貳疋分 松

平市正 四疋分 鍋島攝津守 貳疋分 大  
 村伊勢守 貳疋分 島津淡路守 貳疋分  
 伊達和泉守 壹疋分 久留島伊豫守 貳疋  
 分 秋月長門守 壹疋分 水野壹岐守 貳  
 疋分 小出信濃守 貳疋分 木下右衛門佐  
 貳疋分 木下肥後守 壹疋分 加藤大藏少  
 輔 壹疋分 小出備中守 壹疋分 分部左  
 京亮 壹疋分 井伊因幡守 壹疋分 市橋  
 下總守 壹疋分 京極壹岐守 壹疋分 池  
 田丹波守 壹疋分 松平近江守 以上七拾  
 四疋  
 同斷、淀より京、夫より新居まで、  
 拾三疋分 鍋島加賀守 九疋分 蜂須賀飛騨  
 守 拾壹疋分 松平主殿頭 八疋分 青山  
 大膳亮 拾疋分 仙石信濃守 六疋分 永  
 井飛騨守 九疋分 稻葉伊豫守 六疋分  
 九鬼丹後守 九疋分 松平紀伊守 六疋分  
 細川備後守 九疋分 藤堂佐渡守 六疋  
 分 松平市正 九疋分 鍋島攝津守 五疋  
 分 大村伊勢守 五疋分 島津淡路守 五

疋分 伊達和泉守 三疋分 池田丹波守  
 四疋分 秋月長門守 四疋分 小出信濃守  
 四疋分 木下右衛門佐 四疋分 木下肥後  
 守 貳疋分 久留島伊豫守 貳疋分 水野  
 壹岐守 貳疋分 加藤大藏少輔 三疋分  
 分部左京亮 貳疋分 小笠原近江守 三疋  
 分 市橋下總守 貳疋分 京極壹岐守 三  
 疋分 關備前守 貳疋分 井伊因幡守 三  
 疋分 松平近江守 四疋分 淺野又一郎  
 貳疋分 小出備中守 以上百七拾五疋  
 同斷、舞坂より江戸まで、  
 九疋分 松平右近將監 八疋分 津輕土佐守  
 九疋分 間部越前守 七疋分 土井甲斐  
 守 拾壹疋分 戸澤上總介 五疋分 内藤  
 伊賀守 拾疋分 相馬讚岐守 五疋分 板  
 倉式部 拾疋分 秋元伊賀守 五疋分 松  
 平越中守 九疋分 太田備中守 四疋分  
 小笠原駿河守 九疋分 秋田主水正 三疋  
 分 六郷伊賀守 九疋分 溝口久三郎 三  
 疋分 牧野周防守 三疋分 本多若狹守

三疋分 内藤式部 三疋分 堀一學 貳疋  
 分 三宅備前守 三疋分 松平宮内少輔  
 貳疋分 戸田大隅守 三疋分 保科彈正忠  
 輔 貳疋分 松平主税頭 三疋分 井伊兵部少  
 輔 貳疋分 堀長門守 三疋分 南部宮内  
 貳疋分 前田丹後守 三疋分 岩城左京  
 守 貳疋分 植村土佐守 三疋分 大關信濃  
 殿頭 貳疋分 戸田淡路守 三疋分 内藤主  
 百介 貳疋分 山口伊豆守 三疋分 板倉  
 藝守 貳疋分 井上筑後守 三疋分 森安  
 監物 貳疋分 森川出羽守 貳疋分 本多  
 兵庫 貳疋分 一柳對馬守 貳疋分 本多  
 歸國、江戸より舞坂まで、  
 五疋分 松平出雲守 貳疋分 松平越前守  
 三疋分 松平大學頭 拾五疋分 土屋相模  
 守 三疋分 松平播磨守 九疋分 本多中  
 務大輔 拾疋分 松平左兵衛督 四疋分  
 酒井石見守 九疋分 松平中務大輔 四疋  
 分 阿部攝津守 三疋分 織田美濃守 三

疋分 阿部因幡守 拾貳疋分 松平備前守  
 三疋分 水野攝津守 九疋分 脇坂淡路守  
 三疋分 松平縫殿介 拾貳疋分 水野日  
 向守 三疋分 細川長門守 七疋分 本多  
 遠江守 三疋分 本多勝之介 五疋分 永  
 井伊豆守 貳疋分 太田原飛騨守 五疋分  
 稻垣和泉守 貳疋分 内田信濃守 四疋  
 分 森和泉守 貳疋分 酒井越前守 四疋  
 分 黒田豊前守 貳疋分 米倉主計 貳疋  
 分 本庄宮内少輔 貳疋分 松平刑部少輔  
 貳疋分 堀飛騨守 貳疋分 松平式部少輔  
 貳疋分 松平筑後守 貳疋分 北條遠江  
 守 貳疋分 佐竹式部少輔 貳疋分 米津  
 出羽守 貳疋分 新庄駿河守 貳疋分 井  
 上遠江守 以上百六拾八疋  
 同斷、新居より淀まで、  
 五疋分 松平攝津守 拾貳疋分 土井大炊頭  
 守 拾四疋分 松平左京大夫 拾疋分 加藤出羽  
 主殿頭 拾疋分 松平孫四郎 三疋分 植

村右衛門佐 九疋分 松平周防守 三疋分  
 増山對馬守 九疋分 内藤豊前守 三疋分  
 分 毛利周防守 九疋分 伊東修理亮 三疋分  
 分 鍋島和泉守 九疋分 黒田伊勢守 三疋分  
 分 織田近江守 七疋分 龜井隱岐守 三疋分  
 分 九鬼大隅守 七疋分 金森出雲守 三疋分  
 分 五島近江守 六疋分 京極加賀守 三疋分  
 分 片桐石見守 五疋分 細川伊豆守 四疋分  
 分 伊東播磨守 四疋分 相良近江守 四疋分  
 分 遠藤下野守 四疋分 池田内匠頭 貳疋分  
 分 柳生備前守 貳疋分  
 分 永井播磨守 貳疋分 本多伊豫守 貳疋分  
 分 松浦彈正 貳疋分 一柳因幡守 貳疋分  
 分 堀田備後守 貳疋分 酒井飛騨守 貳疋分  
 分 松平兵庫頭 貳疋分 小笠原喜三郎 貳疋分  
 分 松平彈正少弼 貳疋分 織田播磨守 貳疋分  
 分 織田肥前守 以上百八拾五疋  
 大坂西本願寺より船場まで  
 貳疋分 松平攝津守 六疋分 牧野備後守 五疋分  
 貳疋分 松平左京大夫 五疋分 土井大炊

頭 四疋分 加藤出羽守 三疋分 池田内匠頭 四疋分  
 右衛門佐 四疋分 石川主頭殿 壹疋分 植村増山對馬守 四疋分  
 分 松平孫四郎 壹疋分 毛利周防守 四疋分  
 分 内藤豊前守 壹疋分 鍋島和泉守 四疋分  
 分 伊東修理亮 壹疋分 織田近江守 四疋分  
 分 黒田伊勢守 壹疋分 九鬼大隅守 三疋分  
 分 龜井隱岐守 壹疋分 五島近江守 三疋分  
 分 金森出雲守 壹疋分 片桐石見守 三疋分  
 分 京極加賀守 壹疋分 伊東播磨守 三疋分  
 分 細川伊豆守 壹疋分 遠藤下野守 三疋分  
 分 相馬近江守 壹疋分 柳生備前守 壹疋分  
 分 永井播磨守 壹疋分 堀田肥前守 壹疋分  
 分 松平兵庫頭 壹疋分 酒井飛騨守 壹疋分  
 分 松平彈正少弼 壹疋分 小笠原喜三郎 壹疋分  
 分 織田播磨守 以上八拾三疋  
 以上、以上、月堂見聞集、

享保四己亥年八月十五日

一、今度朝鮮人來朝に付て、於在所御馳走相勤、又は御用勤候面々之外者、國持并拾萬石以上は、淀より遠州新居まで、新居より江戸まで、歸之節者江戸より新居まで、同所より淀まで、乗馬出之、一萬石以上九萬石餘之面々は、鞍皆具口附等差出之、柳營、日録、享保

享保十三戊申年、雨森東五郎書上、

一享保年信使に相附候護衛之軍官は、騎馬にて無之候ては如何に候へとも、其外の上官ともは、駕籠に被仰付候は、その身とも爲にも宜く、日本諸大名の費をも省き候事に候ゆへ、譯官ともへ被申談相頼候事に候は、公儀へ可被仰上候間可被申越候、

しかし儘に成可申哉否の儀は、不相知事に候間、究ては被申間敷と裁判方へ被遣候所、裁判被致失念譯官とも不申聞内に、最早國々へ被仰付馬割相濟候、令延引候ゆへ其沙汰に及び不申候、重ては何とぞ護衛の外は、駕籠に成候様に有之度事に候、享保年書記とも乗候筈の駕籠、軍官とも内書記を

押のけ乗候族儘有之候、重て信使には軍官とも、駕籠に乗候先規有之候と申候は、必駕籠を乞候事など可有之哉と存事に候、交際提醒、

享保四年六月、覺

一道橋修復之儀、近年之内に兎角作直し候ては不叶程の所は、此節仕直し可申候、左程に無之、朝鮮人來朝見懸け取繕可申と存候程之儀は、可爲無用事、

一道筋并家々各別見苦敷所者、取繕せ可申候、箇様之當分之儀者、當日二日三日前出來候様に可然候、

一掃除は一日前に可致候、前廣には、堅可爲無用事、

一泊之宿にも、家並に挑灯出し申儀、堅無用の事、但、朝鮮人之宿所は格別之事、

一川々其外切所、并橋などに挑灯出させ候儀、是又隨分可爲減少事、

一家々手桶差出置候儀可爲無用候、番代或は朝鮮人の宿所など、爲用意少々差出置可申候、但、宿中朝鮮人通候節、水うち候儀は有合之手桶

を用、仕舞候は、家之内へ入置可申事、  
 一盛砂者、三使旅宿の外一切可爲無用事、  
 一宿中足輕中間固等に指出候儀、并掃除之爲郷人  
 足集置候儀、用事足候程を考可申候、其外見分  
 爲、無益之人數差出候儀、堅無用之事、以上、  
 六月

右之通、攝津兵庫御馳走人より品川御馳走人ま  
 て、於井上河内候宅書付相渡之候、大成令補遺、  
 享保四年六月、覺

一朝鮮人來朝に付、道中へ鞍皆具被差出候儀、先年  
 之通道中殊之外混雜致し候由に候間、込合不申候  
 様に、可被申付候事、  
 一於泊休、上使旅館より手前にて下候馬を、三使宿  
 より先へ引返し相扣候之通立置、三使輿旅館へ入  
 候以後、宗對馬守役人斷次第、面々宿へ牽入可申  
 候、馬立置候節も、朝鮮人宿へ入候差支に不成様に  
 見合立置可申候、先に牽候馬を跡より追越候様成  
 儀、一切無之様に作法よく可仕候、信使宿の前に對  
 馬守役人在之可令下知候間、可任其意候事、  
 一三使旅館出立之節も、同前之事に候、且又混雜無

之様に揃候て、場所へ牽出可申候事、  
 一沓籠持、傘持、合羽籠持、宿中にては其馬々に相  
 添居候に不及候、先達而宿口迄罷越有之、宿離より  
 其馬々に附可申候、尤雨天之節者格別之事、  
 一先年者、馬道具替道具等長持多く有之、甚込合候  
 由相聞候、今度者乘馬替も少々爲牽、多くは無用候  
 間、先達而被仰出候得とも可爲其通候、馬具之儀者  
 別而替り餘計爲持可申事に無之候間、是又少々者  
 差越多くは無用可致候へとも、彌其趣可被心得候、  
 且又右代り道具長持等、心々に出立候儀無用候、堅  
 朝立仕間敷候事、  
 一惣而馬附鞍皆具附候役人下々荷物者、三使對馬  
 守發足相濟而、暫く見合罷立込合不申様に、跡より  
 可被越候事、  
 一三使對馬守方之人馬と同前、宿々へ附人馬引付  
 候儀仕間敷候、三使對馬守發足以後に、宿々へ引付  
 候様に可被致候事、  
 一旅宿等も、信使對馬守妨に不成様に、可被相心得  
 事、  
 六月、先例政典續編、

御用掛執政以下御褒美を賜はる、をのゝ差あり、  
 享保四年十月十八日

御座之間  
 御手自御刀青江代金五百貫  
 御三所物刀頭脇彫  
 井上河内守  
 右、朝鮮人御用相勤候に付被下之、  
 芙蓉之間

時服六  
 同四  
 同  
 同  
 同三  
 同  
 同  
 同  
 同  
 右者、御座之間御目見上意有之、

堀内善次郎  
 山内源五郎  
 遠山善十郎  
 服部源八郎  
 時服二  
 右同斷に付被下旨、河内守傳達之、  
柳營日記、御徒  
方萬年記、但、御

徒方萬年記に、堀内善次  
 郎以下與御右筆とあり、  
 享保四年十月廿八日

御作事奉行  
 柳澤備後守  
 久松豊前守  
 御殿詰御勤定組頭  
 奥野忠兵衛  
 御勤定  
 深澤八左衛門  
 山田平太夫  
 御壘奉行  
 石川彌市右衛門  
 片山三十郎  
 御大工頭  
 狩野永叔  
 銀拾枚つ、  
 同  
 如川  
 右者、朝鮮人御用相勤候に付、於席々被下之、  
 柳營日  
 次記、

享保四年十月廿八日、朝鮮人掛之衆御褒美有之、  
徒方萬年記、  
 廣澤先生按するに、俗稱を細  
井次郎太夫といふ、享保の始、有徳院殿朝鮮返  
 翰の御印篆刻の命を蒙り御印成る、褒美として白

銀貳拾枚を賜はる、其頃河原半右衛門と云ものあり、氣象磊落不羈なるものなり、きたりて曰、賜銀貳拾枚を以て、越前一伯君の小佩刀あり、求て傳ふへしといふ、刀劔は三作の内なり、長さ尺餘、金を以飾りて彫刻は所謂作なり、半右衛門か云に任せ、即貳拾枚を以てこれをかふ、二老略傳、

享保五庚子年八月五日、躑躅之間、

御代官

- 甚太郎 會田伊右衛門
- 松平九郎左衛門 小宮山長右衛門
- 柘植兵太夫 遠山七左衛門
- 鈴木小右衛門 秋山彦太夫
- 竹田喜左衛門 日野小左衛門
- 美濃部勘右衛門 柴村藤兵衛
- 龜田三郎兵衛 増田太兵衛
- 窪島作右衛門 森山勘四郎
- 岩室伊右衛門 山田八郎兵衛
- 飯塚孫次郎 都筑藤十郎
- 遠山半十郎 前島小左衛門
- 河原清兵衛 小林又左衛門
- 大草太郎左衛門 江川太郎左衛門

時服二つ、  
右者、朝鮮人御用相勤候に付、爲御褒美被下之、

芙蓉之間

時服二  
羽織

御代官

伊奈半左衛門

右、同斷に付被下之、

同年十月廿一日

躑躅之間

御代官

岩出彦兵衛

朝鮮人御用相勤候に付被下之、

右河内守申渡之、以上、柳營日次記、

通航一覽卷之三十九終

通航一覽卷之四十

朝鮮國部十六

○來聘御用掛附御書、御褒美等 寬延度

寬延度信使來聘、延享三年九月なり、聘禮ありしは、寬延元年六月朔日なり、御用掛り、及び川々

延享三丙寅年九月十一日

寺社奉行

秋 元攝津守

大目付

河野 豊前守

御勘定奉行

逸見 出羽守

御目付

駒 井 靱負

御目付

中山五郎左衛門

御勘定吟味役

堀江荒四郎

右朝鮮人來朝に付、御用掛被仰付之、按するに、栗園漫抄には、於美

蓉之間酒井雅樂頭殿被仰渡あり、

- 林 大學頭
- 林 内記

右同斷之旨、於與被仰渡之、御徒方萬年記、

延享三年十二月廿六日、御代官佐々新十郎長純朝鮮人御用掛り被仰付、同五戊辰年六月御用相勤候、小普請佐々久右衛門家譜、

延享四丁卯年正月廿三日、板倉佐渡守、按するに、若年寄板倉勝清、相渡、

一朝鮮人來朝に付、道中筋江戸表に而彼是取繕候儀、手重にして結構に取繕候に者及ふ間敷候、萬事不滯様申付、掃除等之儀申付候は、可相濟候、一正徳之時分者、手重く取繕候儀も有之様相聞え候、此段紛れ不申様取計可然候、

右之趣、相心得寄々可被達候、

右書付、朝鮮人御用懸ね雅樂頭、按するに、老大成令續集、御徒方萬年記、中酒井忠知、渡之、延享四年四月朔日、

朝鮮人來朝御用掛

本多伯耆守按するに、老中本多正珍、

右於與被仰付之、御徒方萬年記、  
延享四年四月朔日

菊之間

交代寄合

松平三治  
溝口修理

遠州荒居船渡奉行被仰付之旨、酒井雅樂頭申渡、  
鷄林來  
聘記

延享四年五月十日日本多伊豫守按するに、若年寄本多忠統、相渡、

御目付に

百八組 細井文三郎

右朝鮮に御返翰之御朱印彫刻候様に申渡候、於御細工所爲彫候間、申合見廻り候様に可被致、尤林大學頭林内記も見廻り候筈に候、御細工頭者替々附候而有之候様に申渡候間、可被得其意候、靈數類典、大成令續集、

廣澤先生歿して九臯先生嗣祿、有徳院殿猶文事を以用ゆる事數年、惇信院殿朝鮮返翰印信篆刻、儲君自注、當朝鮮返翰印章篆刻、二老略傳、將軍家、朝鮮返翰印章篆刻、二老略傳、  
延享四年六月五日

朝鮮人御用掛 寺社奉行 酒井修理大夫

右之通被仰付之旨、於羽目之間老中列座、酒井雅樂頭申渡之、御徒方萬年記、

延享四年六月

朝鮮人來朝御用掛秋元攝津守代り、酒井修理大夫被仰付候段、所々御馳走人に可被達候、大成令續集、  
延享四年六月七日

御目付

神尾市左衛門

右者、駒井靱負代朝鮮人御用掛被仰付之、

朱書駒井靱負先達而被仰付候處、當八月十二日小普請奉行に御役替被仰付、御徒方萬年記、  
延享四年九月

大坂御城代

阿部伊勢守

名代

阿部伊豫守

就病氣、朝鮮人御用等難相勤に付、願之通御役御免之旨、老中列座本多伯耆守被申渡、

寺社奉行

酒井修理大夫

右阿部伊勢守跡御役大坂御城代被仰付、被叙四品、朝鮮人來聘に付、早々出立候様に、老中列座本多伯耆守被申渡、

御小姓組番頭

久世長門守

右酒井修理大夫に、大坂御城爲引渡被遣之旨、本多伯耆守被申渡、若年寄中侍座、  
修理大夫事

酒井讚岐守

右願之通名改被仰付、

私云、養祖父讚岐守儀、修理大夫にて御城代被相勤、老中昇進之節讚岐守と名改早死に付、此度者讚岐守にて御城代と云々、  
一朝鮮人來聘に付、御役所を御暇、  
御座之間

時服二十、御馬、

御刀信正代金二十枚 酒井讚岐守

同人爲引渡罷越候

金拾枚 久世長門守

朝鮮來朝記

延享四年十二月廿一日

中興御小姓

三枝備中守

右者、來夏朝鮮人岡崎迄着之節、爲上使可被遣候、用意可仕旨、御右筆部屋縁頼にをいて御老中列座酒井雅樂頭被申渡、若年寄侍座、

同

松平飛驒守

右就同斷、三枝備中守代相心得罷在候様、於同席同人被申渡、侍座同斷、鷄林來聘詳録、御徒方萬年記、但御徒方萬年記には廿二日條、  
延享四年十二月廿八日

朝鮮人御用掛 寺社奉行 稻葉丹後守

右酒井讚岐守代被仰付之、御徒方萬年記、

寬延元戊辰年二月

御徒目付

伴 勘七郎

窪田忠藏

小林利左衛門

河内忠次郎

秋山豐五郎

蒔田又五郎

伊藤新六

根本善左衛門

御小人目付

拾六人

右朝鮮人來朝に付、御用相勤候様可被申渡候、尤伺之通旅館御賄所へも、日々相詰候様可被致候、

二月

右書付、御目付に板倉佐渡守渡之、大成令續集、寬延元年、朝鮮人御用掛御役人、  
老中

酒井雅樂頭

寺社奉行 稻葉丹後守

大目付

河野豐前守

御勘定奉行 逸見出羽守

御勘定吟味役 堀江荒四郎	正木與市
御勘定 小倉伴助	粕屋金太夫
菅谷太兵衛	池田彌五郎
峯本治部右衛門	羽倉源之丞
上野助三郎	山崎岡右衛門
神尾喜六	松村新三郎
池田順太郎	
平御勘定 竹田甚左衛門	葉若平太夫
内方鐵五郎	以上、
右御用掛り追加	
高家 堀川兵部大輔	御目付 中山五郎左衛門
奥御右筆組頭 蜷川八右衛門	奥御右筆 清須孫之丞
儒者 柴田藤三郎	林圖書頭
御納戸 林大學頭	坂原作左衛門
水谷又吉	勝田彌三郎
御徒目付 勤七	宮本半四郎
御小人目付 河田忠次郎	

河村嘉吉	小鹽茂七
御使方 松村又五郎	内藤左平次
井上茂八	持田只七
山本友八	栗田九左衛門
以上、	
	若年寄 板倉佐渡守
右朝鮮人御用掛り先年は無之、御入用方懸合候儀故被仰付、	
同年、諸大名留守居に、	
一朝鮮人來聘に付、川々御修復御手傳被仰付候面、	
右者、去卯八月大水大破罷成候に付、	
有馬中務大輔	松平土佐守
松平勝五郎	丹羽左京大夫
黒田甲斐守	中川修理大夫
右之通被仰付、	
御使番 細井左次右衛門	小幡又十郎
右者、川々御普請爲御目付可被遣、用意可仕之旨被仰渡、	

御勘定吟味役 堀江荒四郎	同 井澤彌三兵衛
御勘定組頭 中山平左衛門	早川庄次郎
淺井半左衛門	御勘定 前澤藤十郎
支配勘定 横尾六右衛門	出井重四郎
右川々御普請御用可被遣、用意可仕旨被仰渡、	
御徒目付 山田幸右衛門	小知藤右衛門
菰田仁右衛門	岩松角左衛門
右同斷、	
一右塲所割 酒勾川 富士川 阿部川原	吉原之間
大井川 天龍川西方	有馬中務大輔
天龍川東方 舞坂	松平土佐守
美濃國川々	黒田甲斐守
甲州川々	丹羽左京大夫
松平勝五郎	中川修理大夫
右之通被仰付、以上朝鮮來朝記、	
寛延元年三月五日	

御勘定組頭 上野助三郎	御勘定 勘野喜六郎
山崎岡右衛門	内方鐵五郎
松村彌三郎	
右者、朝鮮人來朝に付、道中筋人馬割御用罷越候に付被下之旨、於御右筆部屋縁頼老中酒井雅樂頭申渡之、	
同廿九日	
時服三、羽織、金三枚 三枝備中守	
右者、朝鮮人來朝に付、三州岡崎迄爲上使被遣之、御暇被下之旨、於芙蓉之間老中列座、松平右近將監 <small>按するに、老中松平武元御徒方萬年記</small> 申渡、若年寄侍座、	
金三枚	寄合 溝口修理
右同斷に付、遠州新居船渡奉行罷越候に付、御暇被下之旨於同席同人申渡之、 <small>鶴林求詳録、御徒萬年記</small>	
江戸其外信使旅中、御馳走ならひに人馬等の御用、諸大名に課せらるゝ例のことし、また音信其外につき、	



仰せ出さるゝむねあり、  
 延享四年四月朔日、來辰夏朝鮮人來朝之節、道中筋御馳走大名十九人被仰付之、御徒方萬年記、  
 延享四年四月朔日、出仕之面々御禮過居殘、來辰年朝鮮人往來御馳走被仰付、

右一人充書付を以、酒井雅樂頭申渡、老中列座、

名代  
 松平遠江守 松平兵庫頭  
 大久保出羽守 稻葉丹後守  
 戶田采女正 松平左兵衛佐  
 松平豊後守 松平伊豆守  
 太田攝津守 溝口出雲守  
 青山因幡守 松平能登守  
 土井伊豫守 鍋島攝津守  
 毛利甲斐守 細川采女正  
 右同斷、同人申渡之、列座同前、  
 但し、病氣之面々者、雅樂頭宅に家來呼寄達

之、

芙蓉之間

尾張殿家老

阿部 縫殿

右同斷に付、馳走可有之旨被仰出候段、同人書付を以達之、

本多伯耆守

右同斷、藤枝泊御馳走被仰付之旨、於奥被仰渡、

在國在邑之一分

井伊掃部頭 松平筑前守  
 松平大膳大夫 松平大和守  
 松平美濃守 戶澤上總介  
 松浦肥前守 加藤出羽守  
 石川主殿頭 水野 監物  
 岡部美濃守 京極佐渡守  
 伊東修理大夫 永井近江守  
 右同斷に付、奉書を以達之、  
 人馬割御代官  
 佐々新十郎 蓑 笠之助  
 蔭山 外記 川田 玄蕃

一宿々御賄御代官

山本平八 篁 傳五郎  
 幸田善太夫 藤井八左衛門  
 與谷半四郎 萩原藤七郎  
 渡邊民部 小堀十左衛門  
 角倉與市 石原清左衛門  
 瀧川小右衛門 多羅尾四郎右衛門  
 小野左太夫 青木次郎九郎  
 内藤十左衛門 淺岡彦四郎  
 菅沼久次郎 千種清右衛門  
 近藤萬五郎 竹田治部右衛門  
 井戸助左衛門 泉下儀左衛門  
 大草太郎左衛門 平岡彦兵衛  
 小川新右衛門 天野介次郎  
 辻六郎左衛門 齋藤新八郎  
 大屋木工之助 吉田久左衛門  
 上倉彦左衛門 田中八兵衛  
 齋藤喜六郎 土井宇兵衛  
 鈴木小左衛門 堀江清次郎  
 柴村藤右衛門 木村 雲八

伊奈半左衛門 船橋安右衛門  
 野呂猪右衛門 戶田忠兵衛  
 遠藤七郎左衛門 岡田庄太夫  
 宮村孫左衛門鷄林來聘記、

延享四年四月  
 朝鮮人來朝歸國之節、海陸所々御馳走人、十萬石以上者領主より下行、  
 但、兩宿之所、一宿者領主、一宿者御代官所より下行、

十萬石以下者、御代官所より下行、  
 壹岐勝本 松浦肥前守 筑前藍島 松平筑前守  
 長門赤間關 松平大膳大夫 周防上關  
 同人松平大膳大夫 安藝蒲刈 松平安藝守 備後鞆 伊達大膳大夫 備前牛窓 松平大炊頭  
 播磨室津 松平大和守 攝津兵庫泊 松平遠江守 同大坂旅館西本願寺 岡部美濃守 河内枚方休 永井飛驒守 山城淀泊 稻葉丹後守 京泊旅館本國寺 松平美濃守 近江大津休 青山因幡守 同守山泊 石川主殿頭 同八幡休 松平能登守 同彦根泊 井伊掃部頭

美濃今須休 同人○井伊掃部頭 同大垣泊 戶田采女  
 正 尾張起休 尾張殿 同名古屋泊 御同  
 人 同鳴海休 御同人 三河岡崎泊 水野  
 監物 同赤坂休土井伊豫守 同吉田泊 松  
 平豐後守 遠江新居休 同人 同濱松泊  
 松平伊豆守 同見付休 同人 同掛川泊  
 太田攝津守 同金谷休 同人 駿河藤枝泊  
 本多伯耆守 同府中休 駿河加番 同江尻  
 泊 鍋島攝津守 同吉原休 毛利甲斐守  
 相定泊之外、何れ之地に令漂着候共、其所之船出之  
 諸事無滯様、前廉可被申付旨達之候事、  
 一朝鮮人來朝人數之書付、并到着日限等、壹岐勝本  
 より攝州兵庫御馳走人迄者、宗對馬守より相達之、  
 大坂御馳走人より道中所々江戸御馳走人迄者、右  
 之段牧野備後守より、按ずるに、京都所司代牧野貞通なり。如先例相達筈  
 候事、  
 一朝鮮人歸國之節者、道中所々御馳走人々之觸、何  
 れもより被達候場所も可有之候間、歸國之節之儀  
 者、先例等被相考、追而可被相同候事、

新居船渡奉行 松平三治  
 溝口修理  
 右之通、被仰付候間滯無様可申合旨、  
 伊豆三島泊 加藤出羽守 相模箱根休 大久  
 保出羽守 同小田原泊 同人 同大磯休  
 松平左兵衛佐 同藤澤泊 細川采女正 神  
 奈川休 溝口出雲守 品川泊 京極佐渡守  
 江戸客館 戶澤上總介 伊東修理大夫  
 一萬端享保四亥年之通候、且又無益之儀無之様可  
 被相心得候、委細秋元攝津守、河野豐前守、逸見出  
 羽守、堀江荒四郎に可承合旨達之候事、  
 一海上所々御馳走人々者、自然破船依難風相動候  
 御代官にも可被申渡候、以上、  
 四月 御勘定奉行

官に可被申渡候、

四月

同年十一月

朝鮮人御馳走之所々に在いて、朝鮮人通候に付、態  
 と取繕諸事無益之儀無之様相心得、城下者不及申、  
 諸番所家來并武具差置候儀者、常々嗜有之事に候  
 間、急度被差出可然候、簡様之儀省候品には無之候  
 間、若心得違無之様に、道中御馳走人々寄々通し  
 可被置候、

十一月、以上、大成令續集、

延享四年十二月十五日、酒井雅樂頭相渡、

覺

山城 大和 和泉 河内 攝津 近江 丹波  
 播磨 美作 美濃 三河 遠江 駿河 伊豆  
 相模 武藏

右國々領分并知行所有之面々、來辰年四月頃朝鮮  
 人來朝之節、并歸國之時分にも人馬出候儀、御代官  
 より可相觸候間、無遲滯可差出旨、領分并知行所々  
 前廉に急度申付置、其節に至り役人附置、無相違様  
 可被申付候、以上、

十二月

右之趣可被相觸候、大成令續集、  
 延享四年十二月御書付寫

大和 山城 和泉 河内 攝津 丹波 播磨  
 美作 近江 美濃 三河 遠江 駿河 伊豆  
 相模 武藏

右國々、朝鮮人往來人馬無滯、知行持候面々差出  
 候様、御書付を以被仰出、  
 一諸大名

十萬石以上者鞍置馬 十萬石以下者鞍皆具計  
 右之通可差出候、

但、來朝之節差出候方は、歸國之節差出候不及候  
 事、鶴林來聘記、朝鮮來朝記、

延享四年、朝鮮人來朝之節、城州淀より遠州新居迄  
 迎馬、付鞍置馬組合、

- 一貳十四疋 紀伊大納言殿
- 一御普請御手傳付御用御免、松平土佐守
- 一同斷 有馬中務大輔
- 一拾六疋 松平丹後守
- 一十一疋 松平阿波守

- 一七疋 小笠原右近將監
- 一四疋 立花左近將監
- 中馬組合
- 一二疋 伊東若狹守
- 一同 小笠原内記
- 一二疋 京極備後守
- 中馬組合
- 一三疋 松平縫殿介
- 一同 五島淡路守
- 一同 織田丹後守
- 中馬組合
- 一同 谷出羽守
- 一三疋 池田丹波守
- 中馬組合
- 一拾二疋 仙石越前守
- 一同 稻葉右京亮
- 一七疋 松平市正
- 一拾一疋 脇坂主殿
- 一九疋 龜井信濃守
- 一三疋 毛利周防守
- 一同 三宅備前守
- 一三疋 増山對馬守
- 一同 小笠原信濃守
- 一二疋 北條美濃守
- 一同 織田信濃守
- 一同 一柳主膳
- 一三疋 關播磨守
- 一拾一疋 松平周防守
- 一五疋 島津加賀守
- 一六疋 松平攝津守
- 一同 板倉周防守
- 一六疋 細川豊前守
- 一五疋 木下式部少輔

- 一四疋 松平主膳正
- 一六疋 秋月佐渡守
- 中馬組合
- 一拾疋 津輕岩松
- 一二疋 建部丹波守
- 一三疋 松浦大和守
- 一五疋 池田信濃守
- 一三疋 織田山城守
- 同國舞坂より江戸迄馬、附鞍置組合、
- 一御普請御手傳に付御馬御用御免 丹羽若狹守
- 一四疋 眞田伊豆守
- 一四疋 阿部豊後守
- 一四拾四疋 松平加賀守
- 一七疋 上杉大炊頭
- 一四疋 松平越中守
- 一同 南部大膳大夫
- 一同 松平出雲守
- 一九疋 佐竹右京大夫
- 中馬組合
- 一二疋 松平内匠頭
- 一同 永井信濃守
- 一同 松平大藏少輔
- 一同 戸田大炊頭
- 一同 本庄和泉守
- 一三疋 牧野内膳正
- 一同 松平播磨守
- 中馬組合
- 一拾三疋 小笠原土丸
- 一六疋 松平舍人
- 一拾一疋 内藤紀伊守
- 一二疋 松平越前守
- 一拾二疋 有馬日向守
- 一拾四疋 牧野河駿守

- 一三疋 阿部因幡守
- 一四疋 本多豊後守
- 一同 安部攝津守
- 中馬組合
- 一三疋 織田兵部大輔
- 一拾七疋 土屋能登守
- 一二疋 植村土佐守
- 一一疋 柳生備前守
- 一拾三疋 松平和泉守
- 一四疋 井伊兵部少輔
- 一同 堀又七郎
- 中馬組合
- 一二疋 新庄越中守
- 一四疋 佐竹壹岐守
- 一二疋 久世讃岐守
- 一四疋 井上山城守
- 一七疋 土井岩之助
- 一二疋 松平彈正少弼
- 一三疋 細川辰十郎
- 一六疋 板倉式部
- 一五疋 松平右京大夫
- 一六疋 黒田大和
- 中馬組合
- 一二疋 稻垣若狹守
- 一同 松平備中守
- 一同 上杉幸松
- 一同 松平福次郎
- 一同 堀田若狹守
- 一同 太田原出雲守
- 以上、鶴林求聘詳録、柳營拾遺集、
- 寛延元年

有馬 中務大輔 松平土佐守  
 松平勝五郎 丹羽左京大夫  
 右者、川々御手傳御用被仰付候に付、朝鮮人鞍置馬差出之儀、御免之旨被仰出、  
 黒田甲斐守 中川修理大夫  
 右就同斷、朝鮮人鞍置具差出之儀、御免之旨被仰出、  
 右者、朝鮮人歸國之節、新居より大坂迄鞍置具被仰付、  
 大坂淀 大垣 御代官  
 舞坂 濱松 江尻 佐々新十郎  
 藤澤 蓑 笠之助  
 守山 吉田 藤枝 御代官  
 小田原 河内 外記  
 京 岡崎 掛川 御代官  
 山本平八郎  
 三島 品川 寛 傳五郎  
 同年正月廿六日  
 銀五十枚 上使堀田相模守  
 卷物二十 松平大膳大夫

右者、朝鮮人來朝に付御暇仰出、

同廿八日、御暇被仰出候爲御禮登城、御白書院、

御馬被下

松平大膳大夫

卷物五

本多下總守

卷物十  
御馬十

石川主殿頭

卷物五

岡部美濃守

同斷

土井伊豫守

卷物貳

竹中左京

卷物五

永井近江守

右者、朝鮮人來朝に付御暇被下、

同年二月

一朝鮮人來朝に付、所々御馳走方并鞍置馬鞍皆具御差出候方により、御用掛り御役人、且又宗對馬守、松平三治、溝口修理、其外朝鮮人泊休有之遠國奉行の音物有之間敷段、可申達段酒井雅樂頭殿被仰渡候間、可被得其意候、向々通達之上、答之儀者先々銘々より不及挨拶候、以上、

辰二月四日

河野豊前守以上、  
朝鮮  
來朝  
記

享保十三戊申年、雨森東五郎書上、

一寬延信使の時、公儀御代官の事書付、朝鮮人方は遣候時、韓僉知と申候者、代官と有之候ては甚輕く相聞え候間、外の官名書替候様にと申候、是者館内にて代官と申候は、輕き役人に候ゆへ如此申したるにて候、夫ゆへ御代官衆御預りの場所を被聞合、何の郡守と書付被遣、諸事に此心得可有之事に候、  
交隣  
提醒

聘禮畢りて、御用掛りの輩に賜ものあり、  
寬延元年六月十五日

御刀國眞  
代金二十五枚

酒井雅樂頭

右者、朝鮮人御用相勤候に付、於御前拜領之、

寺社奉行

大目付

稻葉丹後守

河野豊前守

御勤定奉行

御目付

逸見出羽守

中山五郎左衛門

御目付

神尾市左衛門

神尾市左衛門

御勤定吟味役  
堀江荒四郎

右同斷、御用相勤候に付、於御座之間御目見、於芙蓉之間御褒美被下之、

林大學頭

同圖書頭

右同斷、御褒美被下之、

金貳枚

中山五郎左衛門

同

神尾市左衛門

右同斷、御用骨折候に付、別段御褒美被下之、

右同斷、御用相勤候與表御右筆御褒美被下之、  
御徒  
方萬

記年  
寬延元年

朝鮮御用掛り候爲御褒美、拜領物之次第、  
一六月十五日

御刀來國眞  
代金二十五枚

右者、朝鮮人御用掛相濟候に付、於御前拜領之、  
酒井雅樂頭

時服六  
寺社奉行  
稻葉丹後守

時服六  
大目付  
河野豊前守

同四  
御勤定奉行  
逸見出羽守

同  
御目付  
中山五郎左衛門

同三  
同  
神尾市左衛門

同  
御勤定吟味役  
堀江荒四郎

同四  
同  
林大學頭

同三  
同  
圖書頭

右者、朝鮮人御用掛相勤候に付、於御座之間御目

見、畢而拜領物者、於芙蓉之間老中列座、松平右近將監被申渡之、  
御目付  
中山五郎左衛門

金貳枚充

神尾市左衛門

右同斷、御用掛り別而骨折相勤候に付、爲御褒美別段に被下之旨、右同席同人被申渡之、  
御御右筆組頭  
蜷川八右衛門

金二枚  
時服二

奥御右筆  
柴田藤三郎

金貳枚充

清須孫之丞

右同斷、御用掛相勤候に付被下之旨、於與被申渡之、  
御目付  
蜷川八右衛門

時服貳

柴田藤三郎

金壹枚充

清須孫之丞

右同斷、御用掛別而骨折相勤候に付、爲御褒美別段に被下之旨、於與被申渡之、  
一七月四日

時服三充

服部大和守

御作事奉行  
曲淵越前守

右者、朝鮮人御用相勤候に付被下之旨、於芙蓉之間老中列座、酒井雅樂頭被申渡之、

金壹枚

御勘定組頭

正木與市郎

同

御細工頭

田勝九郎

銀五枚

御典奉行

秋野彦四郎

御勘定

小倉伴介

金壹枚充

菅沼久兵衛

同

大工頭

大柳八左衛門

右者、朝鮮人御用相勤候に付被下之旨、御右筆部屋於縁頗老中列座、酒井雅樂頭被申渡之、

銀五枚

御作事下奉行

勝田道助

支配勘定

羽倉源之允

同拾枚充

岩本治部左衛門

右同斷に付被下之旨、於躑躅之間、右同人被申渡之、

御徒目付

伴 勘七郎

窪田忠藏

小林理左衛門

河田忠次郎

秋山豊五郎

蔭田又五郎

伊東新六郎

根本善左衛門

銀五枚充

阿久澤彌五郎

星野宇右衛門

丸橋彦助

田邊又八郎

人見定四郎

同貳枚充

同貳枚充

同三枚

同三枚

同改役

同改役

田臥平三郎

鈴木幸七

表御臺所人

御臺所組頭

神谷五郎左衛門

多羅尾源左衛門

湯淺平馬

齋藤傳藏

潮田孫八郎

屋代郷助

秋野喜左衛門

今井半六郎

内山安之進

深澤源之助

山畑仁右衛門

狩野祐清

同貳枚充

同貳枚充

同壹枚

同壹枚

### 通航一覽卷之四十一

#### 朝鮮國部十七

○來聘御用掛附御書 御褒美等 明和度

明和度朝鮮國信使來聘この事、寶曆十二年正月、來年九月頃より、月延を願ひしに、その年十二月初迄に、江戸着の積りと仰せ出されし、終に明和元年二月着府あり、猶來聘被仰出等の條、併せ見る、御用掛、及びその職により叙爵を命せらる、

寶曆十二年二月十七日

御目付

太田三郎兵衛

右者朝鮮人來朝に付、御用掛被仰付之、御徒方萬年記、より先、老中若年寄御用掛の命ありし事、今所見なし、

寶曆十二年三月朔日

菊之間

寄合

中根大隅守

松平原八郎

右者、來未年朝鮮人來朝に付、遠州新井宿船奉行被仰付、老中河内守按するに、老中井上利容、申渡之、

### 通航一覽卷之四十終

同

御臺大工

中村彌太夫

早川助右衛門

右同斷に付被下之旨、於燒火之間若年寄中列座、堀田加賀守按するに、若年寄堀田正陳、被申渡之、朝鮮來朝記、

寬延元年十月廿三日、御代官佐々新十郎長純、朝鮮人御用相勤候に付、時服貳拜領仕候、小普請佐々久右衛門家譜、

右同斷に付被下之旨、於燒火之間若年寄中列座、堀田加賀守按するに、若年寄堀田正陳、被申渡之、朝鮮來朝記、

同年四月八日

羽目之間

御勤定吟味役  
小野左太夫

右者、朝鮮人御用掛り被仰付候旨、左衛門尉按ずるに、老中酒井忠申渡之、

同年五月廿四日

羽目之間

寺社奉行  
鳥居伊賀守

右、朝鮮人來朝御用掛り太田攝津守代り被仰付旨、  
右京大夫按ずるに、老中松平輝高申渡之、

同年六月九日

羽目之間

御勤定吟味役  
古坂與七郎

右、朝鮮人來朝御用掛り小野左太夫代り被仰付候旨、左衛門尉申渡候、  
同年十二月十八日

林内記圖書頭改

右者、來未年朝鮮人來朝に付、父大學頭一所御用相

勤候に付、諸大夫於奥被仰付之、

同十三癸未年正月十九日

一酒井左衛門尉不快に付、朝鮮人御用掛り願之通御免に付、代り松平右近將監按ずるに、老中武元、御用掛り被仰付之、

同年二月三日

御右筆部屋縁類

中奥御小姓  
本多備後守  
代り  
蔦田伊勢守

右者、朝鮮人來朝之節、三州岡崎迄上使被遣候に付可致用意旨、水野壹岐守按ずるに、若年寄水野忠見申渡之、

按ずるに、この年十一月廿四日蔦田伊勢守御暇拜領物ありしを見れば、本多備後守は御役替り又は故障ありしなるへし、  
同年三月廿日

御右筆部屋縁類

御勤定組頭  
山崎岡右衛門

右者、朝鮮人御用掛り被仰付旨、右近將監申渡之、  
同年八月十一日

桔梗之間

御使番  
松平左太夫

御小姓組  
金田能登守組  
淺野大學

右者、當冬朝鮮人來朝に付、道中并道見分可致旨、若年寄申渡之、以上、柳營日次記、  
寶曆十三年十一月廿四日

芙蓉之間

中奥御小姓  
蔦田伊勢守

右者、朝鮮人來朝に付、三州岡崎迄爲上使被遣に付被下之、右近將監申渡之、

菊之間縁類

寄合  
中根大隅守

金三枚  
同  
松平源八郎

右同斷に付、新井渡船爲奉行被遣に付被下之、同人申渡之、柳營日次記、○按ずるに、この條の事、御徒方萬年記載するところ小異なれば兩存す、  
寶曆十三年十一月廿四日

中奥御小姓  
蔦田伊勢守

朝鮮人來朝之節信使に、三州岡崎迄爲上使被遣之、  
金三枚つゝ、  
寄合  
中根大隅守

松平源八郎

同斷、新井爲船渡奉行被遣之、右被仰付旨、於芙蓉之間松平右近將監申渡、若年寄侍座、御徒方萬年記、

明和元年正月十二日、岡崎迄之上使中奥御小姓蔦田伊勢守、荒井船渡奉行寄合中根大隅守、松平源八郎出立、續談海、  
明和元年正月廿八日

御黒書院御勝手

寺社奉行  
松平和泉守  
大目付  
大井伊勢守  
御勤定奉行  
一色安藝守

右者、御前被爲召朝鮮人支度之義、御尋有之、  
同年二月七日

羽目之間

寺社奉行  
松平和泉守

右者、朝鮮人來朝御用掛り毛利讚岐守代り被仰付候旨、右近將監申渡、以上、柳營日次記、

明和元年朝鮮人御用御掛り

上州館林 江戸より十八里、屋敷西の丸下 御老中 松平 右近將監  
 上州里見 江戸より三十里、辰口北角二萬石 若年寄 松平 攝津守  
 羽州山形 江戸より九十四里、屋敷鍛冶橋、六萬石 寺社奉行 松平 和泉守  
 對馬國 江戸より三百七十里、十萬石以上、格屋敷下谷新し橋 朝鮮人代々御掛り 宗 對馬守  
町奉行 依田 豐前守 屋敷常盤橋内 同 土屋 越前守 同數寄屋橋内  
 來朝之節、品川より本願寺迄、歸國之節本願寺より品川迄、此二人之内、一人つ、替りく見廻り相越、  
 高五百二十石、大目付 大井 伊勢守  
 屋敷二番町、御勘定奉行 一色 安藝守  
 高六百石、屋敷飯田町、御勘定奉行 同 圖書頭  
 儒者 林 大學頭  
 高四百石、御目付 太田 三郎兵衛  
 屋敷六番町、御勘定奉行 曲淵 勝次郎  
 高千六百五十石、屋敷木挽町、同組頭 犬塚 權之助  
 御勘定吟味役 古坂 與七郎  
 御勘定 鶴田 佐十郎  
 秋山 三十郎

葉若彌 四郎

武島安左衛門

支配勘定 猪俣庄右衛門

篠田五郎左衛門

羽田藤右衛門

御普請役 高橋新之助

同下役 永山伊兵衛 朝鮮人來朝之記

信使江戸客館、及び旅中海陸の御馳走御用、例のことく諸大名に課せられ、人馬の事は、一切宗對馬守義暢引請に仰付らる、

寶曆十二年三月朔日

御白書院縁類

來未秋冬之内、朝鮮人來朝之節領内罷通時分、并旅宿路次之掃除等に至迄、諸事如延享之度、萬事手重に無之様相心得可申付、壹人つ、老中列座河内守傳達之、

於美濃國今須御馳走、於彦根御馳走、兩所往來共、長門國赤間關、周防國上關、於兩所、往來共御馳走、  
 於駿州藤枝往來共御馳走、  
 於澁往來共御馳走、  
 於大垣往來共御馳走、  
 井伊掃部頭  
 松平大膳大夫  
 本多伯耆守  
 稻葉丹後守  
 戶田采女正

於當地宿坊 御馳走、  
 於江州守山往來共御馳走、  
 於駿州吉原往來共御馳走、  
 於相州大磯往來共御馳走、  
 於掛川往來共御馳走、  
 於江州大津往來共御馳走、  
 於駿府往來共御馳走、  
 於駿州江尻往來共御馳走、  
 於當地宿坊 御馳走、  
 右者、來未年朝鮮人來朝に付御馳走被仰付、老中列座河内守申渡之、

御白書院縁類

領名、屋起鳴海に而、尾張殿家老 朝鮮人御馳走被仰付、  
 右同斷之旨、以御書付同人申渡之、  
 使參向道中の條にあ

寶曆十二年六月

來年朝鮮人來朝歸國之節旅館

江戸旅館 東 本願寺  
 京都旅館 本 國寺  
 大坂旅館 西 本願寺

右之通候間、江戸京大坂御馳走人可被相達候、

六月

右書付、大目付に左衛門尉渡之、  
 寶曆十三癸未年四月四日御書付

宗 對馬守

前々朝鮮人來朝之節、道中往來人馬割、從公儀被仰付候得共、當未年來朝之節者、從大坂江戸迄道中往還宿々人馬一式、其方引請に被仰付候間、被得其意來朝歸國之節共、隨分順路に差支無之様可被取計候、右爲入料金九萬七千兩可被下候、  
 十二月、道中不時の入料相増により、金三千兩賜はるよし、天明二年天明集録に見ゆ、事は信使發遣拜謁、并御暇等の條にあり、委細之儀者、池田筑後守、一色安藝守、安藤彈正少弼、古坂與七郎に可被承合候、  
 右書付、大目付池田筑後守、御勘定奉行一色安藝守、安藤彈正少弼、御勘定吟味役古坂與七郎に、右

近將監渡之、御日記、○按するに、この御書付によるに、こたひに朝鮮人來朝之記等に、諸大名より出すへき鞍置馬鞍皆具、及び上馬中馬組合等の事、くほしく記載せしはふしんなり、但し、一旦その命ありしを、かの書誤りて、猶その事を載せしものなるへし、聘禮事畢りて、御用掛の輩に賜もの、をのゝ差あり、

明和元年三月十五日

御刀 備前盛光  
代五百貫  
時服七 松平 攝津守

右者、朝鮮人御用相勤候に付、於御前被下之、

御座之間

大目付 大井伊勢守  
寺社奉行 松平和泉守  
御勘定奉行 一色安藝守  
林 圖書頭  
御目付 林 大學頭

林 圖書頭 御目付 太田三郎兵衛

曲淵勝次郎

右同斷に付御目見、同日

芙蓉之間

寺社奉行 松平和泉守  
時服六

大目付 大井伊勢守  
御勘定奉行 一色安藝守  
林 大學頭  
林 圖書頭  
御目付 太田三郎兵衛  
同三つ、 曲淵勝次郎

右者、朝鮮人御用相勤候に付被下之旨、右京大夫申渡之、 芙蓉之間

金貳枚つ、 太田三郎兵衛

右同斷、骨折相勤候に付、別段被下之旨、同人申渡之、

之、

金二枚 奥御右筆組頭  
時服二 清須孫之丞  
外に時服三 奥御右筆

金三枚 外に銀五枚 上村政次郎

金貳枚 同 長坂忠七郎

右者、御返簡御用相勤候に付、於奥被下之、  
同年同月廿一日

芙蓉之間

時服三

御勘定吟味役 古坂與七郎  
右者、朝鮮人御用掛相勤候に付被下之旨、右京大夫申渡之、

同年四月十六日

新御番所前溜

御目付 曲淵勝次郎

右者、爲御用大坂表被遣候旨、右近將監申渡、

按するに、朝鮮人御用によて遣はさるゝなり、こはかの地にないて、朝鮮人を害せしものありしによりてなり、事は信使歸國道中の條に出す、

同年同月十七日

芙蓉之間

御目付 曲淵勝次郎

右者、大坂表の急爲御用被遣候に付、御暇被下之旨、右近將監申渡、

同年同月十八日

御勝手より御暇

大坂表の爲 御目付 曲淵勝次郎  
御用罷越候

按するに、曲淵勝次郎御暇の事、兩日に係けしはふしんなり、但しこの日拜講の事にや、  
同年六月七日

芙蓉之間

時服二

御作事奉行 丸毛中務少輔  
同三 正木志摩守

右者、朝鮮人御用相勤に付被下之旨、老中列座右京大夫申渡之、

按するに、御日記に東本願寺御修復小屋之儀候得共、朝鮮人旅館之事故、格別之儀に付、拜領物被仰付と記す

御右筆部屋縁頼

御贈頭 宇田川平七

出井十四郎

馬場善藏

銀十枚つ、

金一枚

御勘定 時服二 鶴田佐十郎

葉若彌四郎

篠田孫左衛門

金一枚つ、

表御番所頭 馬場善五兵衛  
岩澤八郎右衛門  
和多田次郎右衛門

御勘定組頭 山崎岡右衛門  
秋山三十郎  
武島安左衛門  
猪俣庄右衛門



銀十枚 支配勘定 羽田藤右衛門  
 金一枚 御細工頭 根本善左衛門  
 銀五枚 御疊奉行 野間角兵衛  
 同 御大工頭 千種庄兵衛  
 同十枚 漆奉行 橫澤彌左衛門  
 同五枚 御勘定 松村十左衛門  
 銀三枚 支配勘定 市野七十郎

右同斷に付被下之、同人申渡之、  
 躑躅之間

御代官 辻源五郎 小田切新五郎  
 吉田久左衛門 青山市左衛門  
 時服二つ、  
 右者、朝鮮人御用相勤候に付被下之、同人申渡之、  
 同席

御作事下奉行 小櫛七十郎  
名代 宮重文五郎

右同斷之旨、松平攝津守按するに、忠恒申渡之、  
 燒火之間

御徒目付 秋山豊五郎 小川孫七郎  
 伊藤新六 矢島源四郎  
 井口善十郎 川田安右衛門  
 山岡幸七郎 淺井平七  
 銀三枚つ、骨折候に付別段銀二枚つ、  
表御臺所組頭 多羅尾源左衛門 齋藤彌十郎  
 銀五枚つ、

同改役 山田又左衛門 湯上彌次右衛門  
 大島新藏 表御臺所人 富山惣左衛門  
 大久保助三郎 岩田吉左衛門  
 加藤丈助 葉山清吉  
 大澤與左衛門 川島半之丞  
 細井彌左衛門 三浦平吉  
 青山源右衛門 磯部造酒之丞  
 津田木野茂 鈴木鐵五郎  
 吉田金藏 戸谷久次郎

木村十藏  
 銀三枚つ、

小間遣頭 渡部只八郎

銀二枚

御被官 今井孫兵衛  
御徒假役 中山忠助

同一枚つ、

成瀬忠兵衛

同二枚

勘定役 山田富次郎

銀一枚

勘定役 田中幸助

同二枚

大工棟梁 甲良筑前

壹枚つ、

御疊大工 中村彌太夫

右同斷に付被下之旨、同人申渡之、

土圭間

銀五枚つ、

御頭調役

眞田忠次郎

野尻助四郎

上田茂左衛門

御頭調役 藤田金左衛門

同三枚つ、

山本友八郎

右同斷之旨、同人申渡之、

吉川源左衛門

同年八月四日

燒火之間

表坊主

銀三枚つ、

周

意悦

右者、朝鮮人に被遣之御屏風御用取扱候に付被下之旨、松平攝津守申渡之、

同年同月廿日

芙蓉之間

御勘定吟味役

伊奈半左衛門

時服二、羽織

名代 上遠野源太郎

右者、朝鮮人御賄御用骨折相勤候に付被下之旨、周防守按するに、老中松平康福申渡之、

御右筆部屋縁類

右衛門督殿用人

萬年七郎左衛門

時服二

右同斷、御用御代官勤役之節相勤候に付被下之旨、

同人申渡之、

躑躅之間

御代官

揖斐十太夫

池田喜八郎

宮村孫左衛門 藤木甚助  
 遠藤兵右衛門 山本平八郎  
 川田玄蕃 前澤藤十郎  
 小林孫四郎 稻垣藤左衛門  
 久保平三郎 御代官 大野佐左衛門  
 風祭甚三郎 今井平三郎  
 渡邊半十郎 野田彌一右衛門

時服三つ、

右同斷、御用相勤候に付被下之旨、右近將監申渡之、同年九月廿六日

芙蓉之間

御目付

曲淵勝次郎

山田安榮  
伊藤千可良校  
文傳正興

朝鮮人御用付 大坂の罷越  
右者、大坂表御用骨折相勤候に付被下之旨、按ず、この書賜ものを、右京大夫申渡之、脱せしなり、

燒火之間

御徒目付

銀十枚つ、 清水又八  
山岡幸七郎

右同斷に付被下之旨、松平攝津守申渡之、以上、柳營日次記、

通航一覽卷之四十一終

通航一覽第一終

明治四十五年六月廿五日印刷  
明治四十五年六月三十日發行

(通航一覽第一奥附)

非賣品

東京市京橋區新榮町五丁目三番地  
國書刊行會代表者

早川純三郎

東京市芝區櫻田和泉町七番地  
高宗啓藏

東京市芝區櫻田和泉町七番地  
國書刊行會第二工場

東京市京橋區新榮町五丁目三番地  
國書刊行會



編輯者兼 發行所  
 印刷者 印刷所  
 發行所